

第337回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月28日	水	本会議	開会 会期の決定（22日間） 議案の上程37件（予算4、条例5、その他6、報告22） 提出者の説明 尾崎知事
29日	木	休 会	議案精査
30日	金	休 会	議案精査
10月1日	土	休 会	
2日	日	休 会	
3日	月	休 会	議案精査
4日	火	本会議	質疑並びに一般質問 弘田議員 坂本(茂)議員 塚地議員
5日	水	本会議	質疑並びに一般質問 黒岩議員 横山議員 前田議員
6日	木	本会議	質疑並びに一般質問 土居議員 依光議員
7日	金	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 桑名議員 高橋議員 吉良議員 西森議員 野町議員 金岡議員 浜田(豪)議員
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	（祝日）
11日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 大野議員 米田議員 加藤議員 石井議員 田中議員 西内議員 今城議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
12日	水	休 会	委員会審査
13日	木	休 会	委員会審査
14日	金	休 会	
15日	土	休 会	

16日	日	休 会	
17日	月	休 会	委員会審査
18日	火	休 会	
19日	水	本会議	委員長報告 採決 議案の上程（議発第2号—議発第5号） 採決 議案の上程（議発第6号） 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 米田議員 採決 議案の上程（議発第8号） 討論 浜田(豪)議員 採決 議案の上程（議発第9号） 討論 高橋議員 採決 議案の上程（議発第10号） 討論 中根議員 採決 継続審査の件 閉会

第337回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月28日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6

第2日（10月4日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
議事日程	22
諸般の報告	23
質疑並びに一般質問	
弘田議員	23
1 政治姿勢（参議院選挙での自民党単独過半数獲得と県基本政策への影響、18歳及び19歳投票率全国最低との結果と主権者教育、教員の政治的中立性の確保、合区解消、空き家の実態調査結果の移住促進への活用と支援策、婚活事業実施の意義と目標、景気回復の実感を得るための課題と産業振興計画、インフラ整備、国の土地改良事業と広域農道整備事業、防災関連産業の振興） について	23
2 自然災害への対策（南海トラフ地震対策の強化、事前防災へのインフラの取	

り組み) について……………	28
3 地域建設業の健全育成 (入札制度見直し、調査基準価格への独自基準の採用) について……………	29
4 少子高齢化への対策と女性が輝く社会 (高知家健康パスポート、教育投資の充実、女性が働きやすい環境づくり) について……………	30
5 憲法改正について……………	31
6 事前合宿の誘致 (ラグビーワールドカップ日本大会、東京オリンピック・パラリンピック) について……………	32
尾崎知事……………	32
田村教育長……………	38
松尾産業振興推進部長……………	40
門田地域福祉部長……………	41
酒井危機管理部長……………	41
福田土木部長……………	42
山本健康政策部長……………	43
岡崎文化生活部長……………	44
弘田議員……………	44
坂本(茂)議員……………	45
1 政治姿勢 (南海トラフ地震対策への決意、防災・減災への備えや災害対策への提言、緊急事態条項の創設と災害対策基本法での対応、避難所への燃料供給と震災関連死、事前の法整備対応、自民党改憲草案第98条・99条、新エネルギービジョンにおける原発依存度の低減、原子力災害避難等実施計画の見直し、被害想定に基づいた訓練、屋内退避対象施設の耐震化、原発の廃止) について……………	45
2 南海トラフ地震対策の強化 (行動計画見直しの想定根拠、木造家屋の耐震性確保、耐震診断及び耐震改修工事、技術者の確保、高知市の地域津波避難計画、防災士、「南海トラフ地震に備えちよき」の活用状況把握、シェイクアウト訓練) について……………	48
3 「生きやすさ、暮らしやすさ」への支援 (フードバンク事業、子ども食堂、ハウジングリスク、居住確保支援策としての空き家対策) について……………	51
4 新図書館の開館と現県立図書館の跡施設利用 (オーテピア高知図書館の職員体制、公文書館の役割と機能) について……………	52
5 文化芸術振興と地域版アーツカウンシル (文化芸術振興ビジョンへの地域版アーツカウンシル導入、文化庁の事業への応募) について……………	53
6 公共交通のバリアフリー化の推進 (利用者のニーズと意見の酌み上げ、苦情解決相談窓口、障害者サポート研修の実施、バス車両・鉄道車両の状況) について……………	54

7 県庁職員の時間外労働の解消（副知事通知の効果、県職員定数条例第2条第2項にあたる定数外職員の措置）について……………	55
尾崎知事……………	56
酒井危機管理部長……………	60
福田土木部長……………	62
門田地域福祉部長……………	64
山本健康政策部長……………	65
田村教育長……………	65
梶総務部長……………	66
岡崎文化生活部長……………	67
岩城副知事……………	67
樋口中山間対策・運輸担当理事……………	69
坂本(茂)議員……………	70
岩城副知事……………	72
樋口中山間対策・運輸担当理事……………	72
梶総務部長……………	72
田村教育長……………	72
尾崎知事……………	73
門田地域福祉部長……………	73
坂本(茂)議員……………	73
塚地議員……………	73
1 平和行政（国連作業部会の核兵器禁止条約交渉開始勧告の評価と核兵器廃絶への認識、政府の姿勢、政府からの米軍機訓練空域新設の説明、県民生活への影響と拡大反対の意思表示、渉外知事会との連携）について……………	73
2 参議院選挙の合区問題（政党助成金相当額を活用した総定数増、比例代表制中心の制度での地方の意見の反映）について……………	75
3 伊方原発3号機再稼働（重要機器における弾性設計用地震動Sdの設定、原子炉容器上ぶたの交換、電力融通のネットワーク）について……………	76
4 再生可能エネルギー（FIT法の抜本改善、廃炉費用と福島事故の賠償費用の送電利用料への転嫁、政府の原発再稼働・国外輸出促進・再生可能エネルギー抑制の姿勢の転換）について……………	77
5 介護保険（社会保障審議会介護保険部会での議論、介護保険制度改定への認識と認知症の人と家族の会のアンケート、専門的で適切なサービスの軽度者利用の重要性と人材確保のための報酬引き上げ、福祉用具のレンタルとバリアフリー化の自己負担）について……………	78
6 地域医療構想（構想案と県の実情、必要病床数の推計方法、介護療養病床の廃止と新類型施設への移行に対する課題認識と対応）について……………	79

7 教職員の多忙化問題（文部科学省次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースの報告、調査・アンケート対応への具体的対策と改善件数、部活動の課題への認識、休養日の徹底、勤務時間の把握、多忙化解消に向けた連携体制）について……………	80
8 オーテピアの多目的広場について……………	82
尾崎知事……………	83
田所林業振興・環境部長……………	89
門田地域福祉部長……………	89
山本健康政策部長……………	91
田村教育長……………	91
塚地議員……………	94
尾崎知事……………	94
門田地域福祉部長……………	95
田村教育長……………	95
塚地議員……………	95
尾崎知事……………	95

第3日（10月5日）

出席議員……………	97
欠席議員……………	97
説明のため出席した者……………	97
事務局職員出席者……………	98
議事日程……………	98
諸般の報告……………	99
質疑並びに一般質問	
黒岩議員……………	99
1 政治姿勢（政府の経済対策、県内の経済動向、人材不足の実態、事業承継・人材確保センターにおける取り組み、県内中小企業への支援）について……………	99
2 日本一の健康長寿県づくり（第3期構想の取り組み状況、がん対策加速化プランが示す分野に対する取り組み、がん患者への就労支援、学校におけるがん教育との連動性とこれまでの健康教育、乳がん検診の対象者数と受診率及び課題、発症者の若年齢化に対応した独自の制度、胃がんの現状と対策、市町村におけるピロリ菌検査の導入状況及び保険適用の拡大についての普及啓発、佐賀県独自の対策、ゼロ歳児のみを対象とするB型肝炎ワクチンの定期予防接種の周知や対応、定期予防接種の対象から漏れた子供に対する取り組	

み) について	100
3 障害者対策（障害児及び障害者の現状と課題、障害者差別解消支援地域協議会、障害者施設での虐待、事実確認などの対応、さらなる意識啓発及び施設側との良好な信頼関係、重度の知的障害者の施設入所の現状及び実施可能な支援の検討）について	103
4 発達障害者への支援（総合的な支援対策の充実、より大きな視点でのプラン）について	104
5 DV被害対策（現状と課題、民間シェルターの運営、改正総合法律支援法、児童虐待の現状や対応、改正児童福祉法に伴う対応、第3次高知県DV被害者支援計画の策定状況及び今後のDV被害対策）について	105
6 生活用水確保対策（水道未普及地域の現状とこれまでの支援状況、中山間地域の整備、地域の実態を踏まえた対応）について	106
7 路面下空洞調査の品質確保について	106
8 脳脊髄液減少症について	107
尾崎知事	107
中澤商工労働部長	112
山本健康政策部長	113
田村教育長	117
門田地域福祉部長	117
岡崎文化生活部長	121
上野警察本部長	122
樋口中山間対策・運輸担当理事	123
福田土木部長	123
黒岩議員	124
福田土木部長	124
尾崎知事	125
黒岩議員	125
福田土木部長	125
横山議員	125
1 対話と実行（意義やかける思い、大事にする視点と県民と触れ合うこと、生の声の全庁横断的なフィードバック、有機的な組織対応、得られた知見の県政への反映、今後の磨き上げ）について	125
2 子育て支援と教育の充実（いの町子育て支援センターぐりぐらひろば、子育て支援センターの利用促進、中山間地域での確保、いの町教育維新菊池学園、教育行政・地域・マスコミが一体となった教育、中山間地域でのインターネットを生かした学習の機会の提供と市町村への支援、若者自立支援、就労支援におけるPDCAサイクルとKPI及び産業界との連携と官民協働）について	

て	127
3 「志国高知 幕末維新博」の地域会場（紙の博物館への期待、博覧会と紙の博物館のリンク、地域会場を設置しない地域）について	129
4 土佐和紙産業の振興について	129
5 中心市街地活性化の取り組み（いの通信局と若い世代を後押しする意気込み、いの町の構想と具現化、中山間地域の商店街の維持・活性化、地域の小規模事業者への支援、ショウガの生産・安定供給）について	129
6 高知西バイパスの全線開通と企業誘致にかかわる規制緩和（全線開通による整備効果、早期開通の取り組み、いの町の市街化調整区域の規制緩和）について	130
7 道の駅の防災対策について	131
8 観光の広域的な連携（登山道整備体制、サイクリングコースの誘客支援や整備、県境地域の隣県に向けた観光施策）について	131
9 中山間対策（集落活動センターの推進と支援、集落活動センター氷室の里、鳥獣被害対策市町村支援総合補助金の実績額の翌年度交付）について	132
10 移住者への支援（移住者グループへの期待と支援、移住者・地元・企業が一緒になった取り組み、地域おこし協力隊）について	133
尾崎知事	133
門田地域福祉部長	137
田村教育長	138
伊藤観光振興部長	140
中澤商工労働部長	143
味元農業振興部長	145
福田土木部長	145
樋口中山間対策・運輸担当理事	146
松尾産業振興推進部長	148
横山議員	149
福田土木部長	150
横山議員	150
前田議員	150
1 子育て支援（独自性という観点からの支援策）について	150
2 人口減少問題（東京圏の大学との就職支援協定、高知県庁のインターンシップ、海外からの移住への取り組み）について	152
3 県民の日の制定について	153
4 東京オリンピック・パラリンピック（本県出身者から選手を輩出するための支援、事前合宿誘致に向けた現地訪問）について	153
5 外国クルーズ客船の寄港（経済波及効果、課題及び継続的な寄港への取り組み）について	153

み) について	154
6 IT戦略や情報活用による地方創生の推進（精度と利用価値の高い情報を利用した産業振興計画などの推進、アクティブなデータ等を県の施策に効果的に反映させる対策）について	155
尾崎知事	156
中澤商工労働部長	158
梶総務部長	158
松尾産業振興推進部長	159
田村教育長	160
福田土木部長	161
伊藤観光振興部長	162
前田議員	163
尾崎知事	164
中澤商工労働部長	164
梶総務部長	165
前田議員	165

第4日（10月6日）

出席議員	167
欠席議員	167
説明のため出席した者	167
事務局職員出席者	168
議事日程	168
質疑並びに一般質問	
土居議員	169
1 第3期高知県産業振興計画（もう一步踏み込んだ新たな仕掛け、食品産業の育成・強化に向けた新たな施設整備、加工・業務用野菜産地化プロジェクト、米の超過作付解消、土佐酒振興プラットフォーム、吟の夢の品質向上と新たな品種育成、酒造適正米と加工用米の生産振興、土佐酒の販路拡大、新たな体制での広域食肉センターの存続と運営）について	169
2 福祉行政（ダブルケア、本県介護職員の平均給与、処遇改善加算の取得、事業所への取得指導と加算ができる環境づくり）について	174
尾崎知事	176
松尾産業振興推進部長	178
味元農業振興部長	179

門田地域福祉部長	181
土居議員	182
依光議員	183
1 国際交流と南米県人会（国際交流の意義と今後の取り組み、海外技術研修員受入事業、VISIT KOCHI JAPANの多言語化、よさこい祭りのホームページ開設、補正予算と支援強化、ジャパン・ハウスの活用、高知県人会の情報と支援策）について	183
2 学校教育（意欲的な取り組みへの予算措置、キャリア教育、地域コーディネーター、ICTとスタディサプリの活用）について	186
3 物部川流域3市（地域観光活性化と株式会社ものべみらい、アンパンマンミュージアム周辺施設の整備、龍河洞の再生、都市計画の規制緩和、開発許可の権限委譲）について	188
4 子供の支援（児童虐待への児童相談所の対応と連携、警察における今後の連携、弁護士による相談体制の充実、発達障害に関するサポート体制の見直し）について	190
尾崎知事	191
岡崎文化生活部長	192
伊藤観光振興部長	193
松尾産業振興推進部長	195
田村教育長	196
福田土木部長	197
門田地域福祉部長	198
上野警察本部長	199
依光議員	200
福田土木部長	200
依光議員	200

第5日（10月7日）

出席議員	201
欠席議員	201
説明のため出席した者	201
事務局職員出席者	202
議事日程	202
諸般の報告	203
質疑並びに一般質問（一問一答）	

桑名議員—（梶総務部長、松尾産業振興推進部長、尾崎知事、福田土木部長、伊藤観光振興部長、田村教育長）について……………	203
1 高知県の経済状況（県内総生産・県民所得、県税・市町村税、企業マインド、国の経済政策の後押し、有効求人倍率、県民の個人消費、県民が意欲を持っている言葉）について……………	203
2 はりまや町一宮線はりまや工区（街路整備事業の現状、当初の整備目的、現在の整備の必要性和交通量、中断理由への対応、市からの具体的な提案、市・住民との調整の今後のスケジュールや方針）について……………	208
3 観光振興（外国人観光客へのアンケート結果、商店街の受け入れ体制、常設の案内所、受け入れへの考え）について……………	210
4 スポーツ競技力向上（スポーツ医科学に係る現状、解決の具体策、環境整備）について……………	213
高橋議員—（中澤商工労働部長、樋口中山間対策・運輸担当理事、福田土木部長、岡崎文化生活部長、尾崎知事）について……………	216
1 高知版 I o T の推進（鳥獣捕獲通報システムの実証研究、高知県猟友会との連携）について……………	216
2 河川環境整備（朝倉米田地区の地下水の利用）について……………	219
3 公共事業（公共事業の残土処分、鏡ダムへの土砂流入量、坂本龍馬記念館の入札不調、土木部の組織体制、坂本龍馬記念館の開館遅れ、総合評価方式による入札）について……………	219
4 多発傾向にある職員の不祥事（知事の考え方、知事の仕事の仕方へのアドバイス）について……………	224
吉良議員—（山本健康政策部長、尾崎知事、田村教育長）……………	226
1 ビキニ被曝（厚生労働省の研究報告書に関する県への説明、報告内容の検証を求める提言、報告に対する健康等相談会の講師の評価、研究事業の継続への提言、健康等相談会の継続実施、被災船員の追跡調査と記録、被災船員の証言集作成）について……………	226
2 全国学力・学習状況調査（過去問題をめぐる状況、報道された英語教師の指導内容、第2期教育振興基本計画での調査の位置づけ）について……………	232
西森議員—（岩城副知事、田所林業振興・環境部長、尾崎知事、福田土木部長、山本健康政策部長、福田会計管理者、上野警察本部長、井奥公営企業局長、田村教育長）……………	234
1 エコサイクルセンター（開業からきょうまでの事故、今回の発煙事故の重大性の受けとめ、火災事故かの認識、出火原因、廃棄物受け入れへの影響、維持管理指針及び事故対応マニュアルの有無、防火設備、発煙したとされる廃棄物の受け入れ時期、管理方法、原因と思われる鉾津の安全性、再発防止対策、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の必要性、公共の関与による整備、	

場所の決定への県の関与、場所選定の期限) について……………	234
2 道路標識の設置 (製品としての優位性、発注基準、県管理道路の道路標識、 仕様書に基づかない道路標識、再発防止) について……………	239
3 災害及び南海トラフ地震対策 (モバイルファーマシーの有効性、導入の検討、 県職員等の食料の備蓄状況と内容、内容の検討) について……………	241
野町議員一 (尾崎知事、酒井危機管理部長、田村教育長、味元農業振興部長) ……	245
1 南海トラフ地震・津波対策 (「世界津波の日」高校生サミットの開催、自主防 災組織、第2期高知県教育振興基本計画での防災教育の位置づけ、さきの震 災の教訓の活用と家庭・地域との連携、サミットへの参加呼びかけと受け入 れ) について……………	245
2 農業振興 (四万十町の次世代施設園芸団地の現状・課題と次世代型ハウスの 導入、安芸営農実証支援施設、ユズの生産拡大) について……………	249
金岡議員一 (田所林業振興・環境部長、福田土木部長、尾崎知事、味元農業振興部長) ……	252
1 木材の需要拡大策 (こうちの木に住まいづくり助成事業の効果、在来軸組工 法の普及啓発と木材需要拡大) について……………	252
2 道路啓開計画の実効性を担保するための地域の土木業者の確保 (業者減少に よる計画への影響、現事業者数の確保、地域業者の受注機会をふやす工夫) について……………	253
3 地すべり危険箇所での I o T の活用について……………	255
4 畜産振興 (振興にかける意気込み、地域が生産から販売までを行える体制づ くり) について……………	255
浜田(豪)議員一 (尾崎知事、田村教育長、中澤商工労働部長、樋口中山間対策・運輸 担当理事) ……	257
1 教育政策 (全国学力・学習状況調査の結果の受けとめ、中学校の部活動と地 域のクラブチームの提携、特別支援学校の数と児童生徒数、教員数、教諭免 許状の保有率、保有率向上の取り組み、体罰事件を起こした教員の免許状の 保有状況、小中学校の特別支援学級の児童生徒数、特別支援教育支援員の役 割と仕事内容と数、さらなる支援への取り組み) について……………	257
2 子育て支援策 (待機児童数、地域型保育事業の取り組み、子育て支援員研修 の受講状況と受講後の勤務実態、認定証の発行手続、早期発行と研修の早期 開催、研修の受講機会の拡大、保育士確保、企業主導型保育事業、貧困対策 の推進) について……………	262
3 介護離職ゼロに向けた働く環境改善の取り組みについて……………	266
4 地域包括ケアシステムの構築による日本一の健康長寿県構想の実現について……………	267
5 L C C 定期便の誘致について……………	268

第6日（10月11日）

出席議員	271
欠席議員	271
説明のため出席した者	271
事務局職員出席者	272
議事日程	272
質疑並びに一般質問（一問一答）	
大野議員一（尾崎知事、上野警察本部長、門田地域福祉部長、田所林業振興・環境部長、田村教育長、福田土木部長）	273
1 福祉施設の安心・安全（知的障害者施設での殺傷事件、神奈川県警察の匿名発表、社会環境づくり、高齢者グループホームにおける事故後の本県の対応と避難計画策定状況、療育福祉センターの地域支援機能の充実）について	273
2 障害児対策（重度障害児の短期入所施設、要保護重度障害児への支援及び児童相談所と療育福祉センターの役割分担と連携）について	277
3 エコサイクルセンター（埋立廃棄物増加の原因、施設の安全管理・運用と環境や景観の保全対策）について	278
4 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致と施設整備（ソフトボールチーム、春野総合運動公園）について	279
米田議員一（伊藤観光振興部長、福田土木部長、尾崎知事）	282
1 春野総合運動公園陸上競技場の芝改修工事（J1サッカーチームからの意見、平成26年度芝改修工事後の問題、施工した共同企業体の瑕疵と工事のやり直し、企業体からスポーツ振興財団への資金提供、両者が交わした覚書、瑕疵の有無、修補と損害賠償請求の検討、工事後の経過、免罪への圧力、補助競技場の芝改良工事の予算措置、透明で説明のできる県行政）について	282
加藤議員一（尾崎知事、福田土木部長、樋口中山間対策・運輸担当理事、田村教育長、中澤商工労働部長）	288
1 災害対応（台風16号被害からの復旧、台風災害、四国8の字ネットワークの進捗状況）について	288
2 政治姿勢（政策提言の手応えと評価、四国への新幹線導入、実現に向けた機運の醸成、スポーツ振興や青少年の競技力向上、スポーツ推進プロジェクト実施計画の公表、スポーツ推進計画の位置づけ、スポーツ特別強化校の指定）について	291
3 経済の活性化（今後の取り組みと狙い、サービス産業の生産性の向上）について	297
4 教育（小中学校の適正規模と適正配置）について	300
石井議員一（中澤商工労働部長、尾崎知事、梶総務部長、岡崎文化生活部長）	300

1	働き方（非正規雇用労働者の現状と対応策、国の働き方改革実現会議、従業員に対する安全配慮義務を果たす取り組み、県の時間外勤務縮減）について……………	300
2	情報産業の推進（ICTの利活用、高知県IoT推進ラボ、IoT推進のためのリーダー、県内統一の無料Wi-Fiの整備、IoT推進への知事の意気込み）について……………	305
田中議員一（梶総務部長、味元農業振興部長、松尾産業振興推進部長、尾崎知事、福田土木部長、酒井危機管理部長、門田地域福祉部長、田村教育長）……………		
1	地方創生（個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税の申請状況、取り組みが進まない要因と克服）について……………	310
2	農産物などの輸出戦略（青果物輸出の現状、輸出拡大への課題とユズに次ぐ有望品目、グローバルGAPの認証取得、農水産物や加工品の一体的な売り込み、戦略的な食の発信）について……………	312
3	危機管理（土砂災害警戒区域調査・指定の進捗、「南海トラフ地震に備えちよき」の改訂、消防団応援の店）について……………	315
4	子供を取り巻く環境（貧困の実態調査、こども食堂、今後の支援と開設箇所数の目標数値設定、放課後子ども教室との連携）について……………	316
5	保育と教育（全国学力・学習状況調査での中学校の国語学力改善の要因、教科の縦持ち、保・幼・小の連携、子ども・子育て支援新制度での質の向上、策定予定のガイドライン、乳幼児期の子供たちの環境整備）について……………	318
西内議員一（田村教育長、中澤商工労働部長、井奥公営企業局長、谷脇水産振興部長）……………		
1	南米移住者（移民の歴史と功績、入植者の希望や夢を伝える学習）について……………	322
2	事業承継・人材確保センター（役割と存在の周知、相談内容、親族内承継、企業内人材への承継、外部人材の招聘による承継、MアンドA、見えてきた課題、課題解決に係る連携や支援制度、人材の情報収集、人材確保に関する相談、中核人材の紹介事例、マッチングのギャップ解消、関西方面への人材確保コーディネーターの配置、これまでの評価と今後）について……………	325
3	県立病院改革（将来的な医療費の動向、救急搬送への対応、高知県立病院第5期経営健全化計画の進捗、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経費削減、在庫管理、固定資産の管理、収支計画の策定）について……………	331
4	水産振興政策（遊漁船業等の事業に係る対策、誘客の働きかけ）について……………	335
今城議員一（福田土木部長、尾崎知事、酒井危機管理部長、梶総務部長、田所林業振興・環境部長）……………		
1	県西部の治水対策（台風16号被災時の中筋川の整備効果、横瀬川ダムが完成した場合の治水効果の試算、残工程と建設促進、渡川水系整備計画）について……………	336
2	道路整備（四国8の字ネットワークの整備促進、所有者の所在の把握が難しい土地への対応、円滑な用地取得体制の整備）について……………	338

3 南海トラフ地震対策（防災・減災対策に係る国の動向、海岸・河川堤防の高さ、整備計画への住民意見の反映、四国おうぎ作戦の所要日数見込み、道路啓開業者の配置計画と支援部隊の活動、四国道路啓開等協議会、啓開計画の課題と実効性の向上、応急期機能配置計画策定における人口のベース、市町村の計画策定支援、ブロックごとの広域調整、県・市連携の合同庁舎の整備）について	341
4 林業振興（原木の生産性向上）について	346
決算特別委員会の設置	347
議案の付託	347
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	347

第7日（10月19日）

出席議員	349
欠席議員	349
説明のため出席した者	349
事務局職員出席者	350
議事日程	350
諸般の報告	350
委員長報告	
加藤危機管理文化厚生委員長	351
明神商工農林水産委員長	353
西内産業振興土木委員長	355
桑名総務委員長	358
採決	360
議案の上程、採決（議発第2号—議発第5号 意見書議案）	361
議案の上程、採決（議発第6号 意見書議案）	361
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	362
米田議員	362
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	364
浜田(豪)議員	364
議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案）	366
高橋議員	366
議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）	368
中根議員	368
継続審査の件	370

閉会の挨拶	
武石議長	371
尾崎知事	371

巻末掲載文書

委員会報告書	373
意見書に関する結果について	378
議案の提出について	380
人事委員会回答書	382
議案付託表	383
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	387
意見書議案の提出について	
議発第2号 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書議案	389
議発第3号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案	391
議発第4号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書議案	394
議発第5号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書議案	396
議発第6号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書議案	399
議発第7号 無年金者対策の推進を求める意見書議案	401
議発第8号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書議案	403
議発第9号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案	405
議発第10号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書議案	407
継続審査調査の申出書	409
委員会審査結果一覧表	411
議決一覧表	412

招 集 告 示

高知県告示第517号

高知県議会定例会を、平成28年9月28日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成28年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	欠 番	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	金 岡 佳 時 君

第337回高知県議会定例会会議録

平成28年 9月28日（水曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君

35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君
 38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君

代表監査委員 田中克典君
監査委員長 吉村和久君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君



議事日程(第1号)

平成28年9月28日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
 - 第3号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第4号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第5号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第8号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第9号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関

- する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第11号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案
- 第12号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業
団地造成事業特別会計歳入歳出決算
報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成
事業特別会計歳入歳出決算
報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会
計歳入歳出決算
報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改
善資金助成事業特別会計歳入歳出決
算
報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金
助成事業特別会計歳入歳出決算
報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特
別会計歳入歳出決算
報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別
会計歳入歳出決算
報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金
特別会計歳入歳出決算
報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算
報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会
計決算
報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算



午前10時開会 開議

○議長（武石利彦君） ただいまから平成28年 9
月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中
における委員会の審査並びに調査の経過報告が
あり、その写しをお手元にお配りいたしてあり
ますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につ
きましては、これを取りまとめ、お手元にお配り
いたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化
に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全
化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基
づく資金不足比率の報告がありましたので、その
写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項
の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類
が提出されましたので、お手元にお配りいた
してあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第28条第
5項の規定に基づく公立大学法人の平成27年度
における業務実績評価の結果の報告書が提出さ
れましたので、お手元にお配りいたしてありま
す。

次に、去る8月3日愛媛県で開催されました
四国4県議会正副議長会議におきまして議決さ
れました事項をお手元にお配りいたしてありま
すので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果に
ついて それぞれ巻末373、378ページ
に掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところ
により、今期定例会を通じて次の3君にお願
いいたします。

6番 浜田豪太君

19番 浜田英宏君

31番 中内桂郎君



会期の決定

○議長（武石利彦君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月19日までの22日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月19日までの22日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末380ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上37件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、平成28年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

初めに、さきの台風第16号による被害などについて御説明申し上げます。

今月20日、本県に最接近した台風第16号により、県西部を中心に河川の氾濫や内水による浸水が相次ぎ、200棟を超える住宅の浸水被害や、農作物を中心とした1億円近くの経済被害などが発生しました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県としましては、市町村とも連携し、迅速な復旧に向け必要な対策を行ってまいりますとともに、台風や豪雨が多い時期が続くことから、引き続き十分な警戒を行ってまいります。

我が国の経済は、一時期と比べ雇用情勢等を初めとして全般的に改善してきている一方で、少子高齢化などといった構造要因も背景に、個人消費等は力強さを欠いた状況が続いております。

こうした中、臨時国会が一昨日召集され、第2次安倍内閣発足以降では最大となる事業規模28兆1,000億円の未来への投資を実現する経済対策を実行するための第一弾となる補正予算案が上程されました。安倍総理からは、日本経済の再生に向けてアベノミクスを一層加速しデフレからの脱出速度を最大限まで引き上げていく、成長と分配の好循環をつくり上げていく、一億総活躍の未来を切り開いていくとの力強い表明があったところであります。この補正予算案には、これまで本県が政策提言で訴えてまいりました地方創生の推進や子ども・子育て支援、防災・減災対策の強化、TPPへの対応などの施策が数多く盛り込まれており、大いに評価をし期待もいたしております。

今後、補正予算に基づく経済対策が本県の県勢浮揚に向けた取り組みの大きな後押しとなるよう、その早期の成立を願うものであります。

先日閉幕しました2016リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会では、選手たちの活躍する姿が多く感動をもたらしました。中でも、本県から出場されましたウイルチェアラグビーの池透暢選手が主将としてチームを引っ張り、この種目で日本初となる銅メダルを獲得されましたことに心からお喜びを申し上げます。池選手の最後まで諦めずにプレーする姿が、私たち県民だけでなく日本中に勇気と希望を与えてくれました。池選手の御活躍と栄誉を心からたたえますとともに深く感謝を申し上げたいと思います。

いよいよ4年後には、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。本県としましては、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催をまたとない好機と捉え、スポーツの振興や青少年の競技力向上に力を注ぐとともに、県経済の活性化や文化の振興にもつなげてまいりたいと考えております。

また、これまで国や大会組織委員会などへの政策提言を初め各国選手団の事前合宿などの招致に向けた取り組みを行ってきた結果、本年6月にはオランダ及びシンガポールとの相互交流を図るホストタウンとしての登録が決まりました。このほかにも、より多くの国の方々と交流ができるよう招致活動を続けております。

さらに、先月には海外のよさこいチームの代表者などをよさこいアンバサダーとして認定するなど、よさこいの世界的ネットワークの構築を目指した取り組みも開始したところです。

こうした活動に加え、県と市町村がさらに連携して取り組みを進めるため、本年7月に高知県・市町村2020年東京オリンピック・パラリンピック活用協議会を設立いたしました。今後も

引き続き、市町村や関係者の皆様と連携しながら、東京オリンピック・パラリンピック大会の効果が県内にも波及するよう、さまざまな取り組みを進めてまいります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策の着実な推進などのため、総額65億7,000万円余りの歳入歳出予算の補正及び総額20億8,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、「志国高知 幕末維新博」につきまして、そのプロモーションを本格化するとともにJR高知駅前のこうち旅広場の改修を行うなど、開幕に向けた準備を進めてまいります。また、大幅に増加している外国クルーズ客船の寄港に対応するため、高知新港に入国管理などの機能を備えたターミナル施設を整備してまいります。加えて、さらなる移住促進に向け、移住者の受け皿を広げるため、市町村におけるCCRC構想の策定や空き家の実態調査などへの支援を行うほか、インターネットを活用して生産性の向上や地域の課題解決などを図るIoTの取り組みを推進してまいります。

第2に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に関しては、熊本地震の被災状況などを踏まえ県立学校体育館における天井の一部や照明などの非構造部材等の点検調査を進めるとともに、旅館やホテルにおける業務継続計画策定への支援などを実施してまいります。

このほか、高知江の口養護学校の教育センター分館敷地内への移転に着手しますとともに、国の経済対策への対応の第一弾として、本県から政策提言を行ってきた四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護などのインフラ整備を加速してまいります。

あわせて、今議会では平成34年度までの中期的な財政収支の見通しについて御説明させ

ていただくこととしております。

県の財政運営においては、常に中期的な展望のもとに財政規律を維持しながら、県民サービスの確保と県財政の健全化をともに実現することが重要であります。このため、本年度も昨年度の決算状況や今後の歳入の見込み、想定される大規模事業などを踏まえ、中期的な財政収支を試算いたしました。その結果、南海トラフ地震対策の強化、加速化や今後の社会保障関係経費の増加による影響を加味してもなお、一定の財政調整的基金を確保できる見通しとなっております。また、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く県債残高は、必要な投資事業の実施を見込んで中期的には逡減傾向を維持できる見通しであります。しかしながら、本県の財政運営は国の歳入・歳出改革などの動きに左右されますことから、引き続きこれらの動向を注視し、必要に応じて国に政策提言を行うなど、気を緩めることなく安定的な財政運営に努めてまいります。

続きまして、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

第3期産業振興計画においては、地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるための施策を質的、量的に抜本強化しております。これら新しい施策群の中には、県勢浮揚に向け非常に難易度の高い課題に挑戦するものも多く、本年度はこれらを着実に実行段階へと進めていくことがまずは重要であると考えております。このため、これまで以上に官民協働、市町村政との連携・協調の姿勢を徹底しながら全力で取り組んでいるところです。

このうち、まず地産外商の強化に関しては、食品の生産管理高度化の促進や地産外商公社の活動範囲の拡大など、国内におけるこれまでの取り組みの拡大と深化を図るとともに、本年度

からは特に国外への外商活動、すなわち輸出を促進する取り組みを本格化しております。

食品の輸出については、これまでの取り組みによりユズを中心に欧米やアジアへの輸出が拡大し、昨年の食料品の輸出額は前年比約1億円増の4億3,900万円余りと、第1期産業振興計画がスタートした平成21年の8倍を超える見込みであります。本年度は、タイやインドネシアなどの新たな市場への外商に挑戦するとともに、品目についてもユズに次ぐ柱となる土佐酒や水産物などの販路開拓に取り組んでいるところです。

また、機械製品等の輸出に関しては、今月初旬、高知港の友好提携ネットワークであるINAPの経済ミッションで訪問したフィリピンにおいて、私も参加企業の皆様とともに現地官庁の幹部への売り込みを行うとともに、広く現地企業や行政関係者に本県の防災関連製品をアピールしてまいりました。フィリピンは本県と同じく台風や地震などの自然災害が多いことから防災関連製品への関心が高く、販路拡大の手応えを感じたところです。

今後、さらにそのほかの国々においても私自身が先頭に立って本県のすぐれた製品や技術のトップセールスを行うなど、企業の皆様の海外展開を力強く後押しし、さらなる輸出振興を図ってまいります。

次に、農業分野では、持続的な生産拡大を目指して次世代型こうち新施設園芸システムの普及に取り組んでおり、国への提言により次世代施設園芸団地の整備に関する補助制度の創設を実現するとともに、その財源も活用して、次世代型ハウスの整備や環境制御技術の導入を進めてまいりました。その結果、四万十町の次世代施設園芸団地においては、今月から本格的にトマトの収穫が始まり、1日3トン以上が出荷されております。また、これに次ぐ規模として、

県内5カ所に次世代型ハウスが完成し、ピーマンやメロン、ニラなどの生産も始まりました。さらに、既存ハウスへの環境制御技術の普及も進んできており、次世代型システム全体の導入面積は、昨年末の約95ヘクタールから1年間で7割以上拡大し、本年末には約167ヘクタールとなる見込みであります。

また、中山間農業複合経営拠点については、現在嶺北地域などの8市町村で取り組みを進めております。さらに本年度は、県内各地でセミナーを開催し、複合経営拠点の整備に向けた構想づくりを支援してきた結果、28市町村の構想案がまとまり、このうち4市町が具体的なプランづくりに着手するなど着実に広がりつつあります。

畜産振興に関しては、肉用牛や養豚、地鶏などの生産基盤の強化と販路拡大に向けた取り組みを進めるとともに、中山間地域に多様な雇用の場を創出するため、畜舎などの生産施設を中心に、食品加工、流通・販売、レストランなどの関連産業が集積する畜産クラスターの形成に取り組んでおります。

こうした中、高知市など県内28市町村で構成する一部事務組合が設置し、県中央食肉公社が運営する高知県広域食肉センターの今後のあり方について、関係者間で存廃を含めた議論が行われております。同センターは、施設の老朽化が進むとともに屠畜頭数の減少などにより経営的に厳しい状態が続いておりますが、畜産物の衛生検査、屠畜、競り、加工、流通・販売などといった畜産の川上から川中、川下にかかわる重要な機能を有しており、本県の畜産振興のためには必要不可欠な施設であると考えております。

県としましては、このセンターの機能を県内に存続させることができるよう、主体的に関係者との協議を行ってまいります。

次に、林業分野では、CLTを活用したモデル建築物の整備に取り組むとともに、国や関係機関に対して東京オリンピック・パラリンピック関連施設へのCLT活用を提案するなどの取り組みを進めております。

こうした中、本年5月に、100名を超える国会議員の参加によるCLTで地方創生を実現する議員連盟が発足するとともに、6月にはCLT活用促進に関する関係省庁連絡会議が設置されました。この中で、政府としてCLTの活用を積極的に促進する方針が取りまとめられるとともに、国の庁舎では初めてCLTを本格的に活用して嶺北森林管理署の整備を行うことが公表されたところです。

今後はさらに、CLTで地方創生を実現する首長連合や日本CLT協会の皆様とも連携し、全国の公共建築物などへのCLTの活用を促進するとともにその過程で得られた技術やノウハウを普及させることによって建築コストの低減を図り、これまで木材が余り使われてこなかった民間の低層非住宅や中・大規模建築物へとCLTの活用を広げていきたいと考えております。あわせて、本県で開発されたシングルウッドパネルの普及や新たな木質部材の商品化などを進めることにより、建築物の木造化を促進し、全国で木材の需要が飛躍的に拡大するよう取り組んでまいります。

次に、水産業分野では、クロマグロの人工種苗の技術開発について、本年度は1万尾の稚魚を海上の生けすに沖出しすることを目標に取り組んでまいりました。その結果、沖出し数は目標を上回る約1万7,000尾となり、昨年度の約1,000尾から大幅にふやすことに成功したところです。来月からは、大月町古満目に水産試験場の分場を開設し、さらなる増産と事業化に向けた試験研究を加速してまいります。

また、水産業を核とした地域産業クラスター

の形成を目指し、その一翼を担う漁村における有望なサービス産業として、本県の豊かな海洋資源を生かした遊漁や体験漁業などの取り組みを推進することといたしました。

具体的には、遊漁船業者の方々サービス業としてのノウハウを学ぶための研修会の開催、アドバイザーによる事業計画策定等への助言、観光事業者と連携した情報発信やイベント開催、利用客の安全性を高めるための設備整備への支援など、地域ぐるみで遊漁等の振興に取り組む活動を総合的にサポートしてまいります。

このことにより、漁村地域に多様な仕事をつくり出し、若者の定住や移住者の受け入れの増加につなげていきたいと考えております。

次に、拡大再生産の好循環を実現するための3つの柱、すなわち担い手の育成・確保、地域産業クラスターの形成に向けたプロジェクト群、起業・新事業展開の促進の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、担い手の確保に関連した移住促進の取り組みについては、平成31年度の年間移住者数1,000組という高い目標の達成に向けて、本年度からさまざまな施策を強化しているところです。本年4月から先月末までの移住実績は、前年同期より4割以上多い328組と順調に推移しており、一定の手応えを感じております。今後は、さらに移住希望者の受け皿を広げるため、新たに2つの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

1つ目は、移住希望者向けの住宅の確保であります。近年の移住実績の伸びに伴い、移住者向け住宅のストックは不足してきている状況であります。他方で県内各地においては、過疎化と人口減少に伴って年々空き家がふえ続けており、これらを移住者用住宅として有効に活用できるかどうか大きなポイントとなります。

このため、市町村が行う空き家の実態調査を

支援し、利活用が可能な家屋の掘り起こしを行うとともに、その調査結果を活用して移住希望者へ効果的に情報提供を行う取り組みを進めることとしました。

2つ目は、高知版C C R Cの推進であります。県として、移住者と地域住民がともに健康でアクティブに暮らせるコミュニティづくりを基本コンセプトとする高知版C C R C構想を策定し、先月公表いたしました。この高知版C C R Cは、他県で見られるような大型施設の中で生活する形ではなく、地域におけるさまざまな施設を活用しながら地域に溶け込んで暮らす、いわばオープン型を標準的な姿としております。

今後、市町村におけるC C R C構想の策定を支援し、モデル事業づくりを進めるとともに、その過程を他の市町村にも情報提供することによって県内各地に高知版C C R Cの取り組みを広げていきたいと考えております。

次に、地域産業クラスターの形成については、現在16のクラスタープロジェクトに取り組んでいるところであり、このうち13のプロジェクトについては、市町村や関係機関で構成するプロジェクトチームが設置され、クラスタープランの策定作業や生産・加工施設の整備などが進んでおります。

具体例として、四万十町の農業プロジェクトでは、先ほど申し上げましたように、次世代施設園芸団地においてトマトの出荷が始まりました。団地に併設する育苗施設から供給された高品質な苗をもとに良質のトマトが大量に生産され、地域内で多くの雇用を生み出すという好循環が確実に構築されてきております。また、南国市の還元野菜プロジェクトにおいても、次世代型ハウスの整備が始まり、電解水素水で育てた野菜の販路拡大に向けた検討が進められているところです。このほか、四万十町のポークブランド推進プロジェクトでは、加工直販所や飲

食店の営業が開始されるとともに新たな畜舎の整備が始まるなど、四万十ポークの生産と消費の拡大に向け着実に歩みを進めております。

これらのプロジェクトについて、さらなる生産の拡大を図り、加工や観光、物販などの関連産業がそれぞれの地域に集積するよう着実に推進するとともに、これら以外のプロジェクトについても、クラスタープランの策定と実行に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、起業や新事業展開の促進については、大きく3つの取り組みを進めております。

1つ目は、起業に関する学びをサポートする取り組みであります。土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて、本年度から起業のノウハウを学ぶ起業家養成講座などを開講し、これまでに78人の方に受講いただきました。また、さまざまなアイデアの磨き上げや事業化を後押しする連続講座も順次開講しているところです。さらに、磨き上げてきたアイデアを試す場として、ビジネスプランコンテストを開催することとしております。

2つ目は、県内事業者の皆様の新たな事業展開や商品開発をサポートする取り組みであります。産業振興センターや地産外商公社などを中心に、ものづくりや食品、コンテンツなどの各分野において、アイデア段階から計画段階、商品開発、販路開拓までの一貫したサポートを行っております。さらに本年度からは、経営ビジョンを実現するための事業戦略について、その策定、磨き上げから実行までを支援する取り組みを進めているところです。

3つ目は、新たに起業を目指す方々のプランづくりから実践までをサポートする取り組みであります。今月25日に、起業などに関心がある方々と先輩起業家や経営の専門家などが集い、個々の事業者ごとに起業やビジネス化に向けたサポートを行うこうち起業サロンを立ち上げま

した。同日開催したキックオフセミナーには、約110人の方々が参加され、起業を目指す熱い思いを持った若者たちとその志をサポートしようとする先輩起業家との熱気あふれる交流が行われるなど、今後の展開に期待が持てたところであります。

このサロンでは、今後起業を考え始めたばかりの方については先輩起業家やコーディネーターとの意見交換を通じてアイデアの磨き上げなどを支援し、また構想が固まってきた方については各分野の専門家や金融機関が個別にビジネスプランの具体化を支援するなど、個々の段階に応じたきめ細かなサポートを行うこととしております。これらのことを通じて、参加される方々のネットワークづくりを促し、ビジネスパートナーとのマッチングにもつなげていきたいと考えております。

こうした一連の取り組みにより、起業や新事業展開、新商品開発などを志す県内の方々を力強くサポートしてまいりますとともに、移住促進などの施策とも連動させて、県外から新たなアイデアや知恵などを数多く呼び込むことができるよう努めてまいります。

次に、さまざまな機械などをインターネットに接続し、情報の収集・分析等を通じて生産性の向上や地域の課題の解決を目指す、いわゆるI o Tの推進について御説明申し上げます。

全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行している本県においては、担い手不足が大きな課題となっており、各産業分野の成長をなし遂げていくためには1人当たりの生産性を高めていくことが必要不可欠であります。また、本県は、南海トラフ地震対策、中山間地域における医療や福祉、教育などさまざまな課題を抱えており、これらの課題の解決のためにも先端技術を活用することが効果的であると考えられます。

こうしたことから、本年7月、企業や産業団

体、大学、試験研究機関、金融機関などで構成する高知県 I o T 推進ラボを設立し、四国で唯一、国の地方版 I o T 推進ラボとして選定されたところです。

本年度は、モデル事業として、工場の生産性を高めるシステムの開発に取り組むとともに、森林や集落における鳥獣被害対策に I o T を活用するための実証実験を行うこととしております。また、第 1 次産業に I o T を取り入れ、農林水産物のさらなる生産拡大を図るといった取り組みにも挑戦したいと考えております。さらに、今後外部の専門家とともに I o T が解決策となり得る課題の掘り起こしを行い、抽出された課題に対する個別のプロジェクトを立ち上げ、その解決と事業化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、先日首都圏から本県へ進出されている I T ・コンテンツ関連企業 3 社が資本業務提携を結び、人工知能システムの共同開発を行うといううれしいニュースが発表されました。本県が人工知能産業の集積地となるその第一歩として、大いに期待をしております。

県としましては、高齢化や人口減少など地方が共通して抱える課題について、官民協働で I o T などを積極的に活用してその解決につなげていくとともに、そのノウハウを蓄積することなどを通じて、地産外商につながる新たな産業化を目指してまいりたいと考えております。このことにより、I o T や人工知能などがもたらす第 4 次産業革命の地方におけるトップランナーとなることを目指してまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

来年 3 月 4 日に開幕いたします「志国高知 幕末維新博」につきましては、7 月の推進協議会においてプロモーションや各種イベントなどの実施計画が承認されたところです。この実施計

画に沿って、今月 16 日には関西圏の旅行会社を対象とした観光説明会を開催し、私も博覧会を中心としたセールスプロモーションを行うなど、全国に向けた情報発信やセールス活動を本格的にスタートいたしました。また、鹿児島、山口、佐賀の各県と結成した平成の薩長土肥連合による 4 県共同の観光誘客などの取り組みも進めているところです。

こうした中、平成 30 年の NHK 大河ドラマが西郷隆盛を主人公とする「西郷どん」に決定したとの発表がありました。「志国高知 幕末維新博」の開催期間中に幕末から明治維新を舞台とした大河ドラマが放送されることは、本県観光にとって追い風になるものと大いに期待しております。このチャンスを存分に生かして、本県の取り組みに全国から注目が集まるよう、しっかりとプロモーションを行ってまいります。

あわせて、J R 高知駅前のこうち旅広場をリニューアルし県全体の総合観光案内機能を強化するとともに、地域の着地型旅行商品などを販売する機能を付加するなど、地域への周遊を一層促す利便性の高い拠点施設にしたいと考えております。また、博覧会の会場となる高知城や県立文化施設におきましても、展示内容などの磨き上げを行うとともにその魅力についての情報発信を強化するなど、開幕に向けた準備を進めてまいります。さらに、博覧会の終了後も持続的な観光振興につながるよう、市町村における歴史資源の磨き上げや観光クラスターの形成などを積極的に支援し、第 3 期産業振興計画の目標に掲げた 435 万人観光の定常化に向けて力強く取り組みを進めてまいります。

本県発祥のよさこいにつきましては、今や国内だけにとどまらず、17 以上の国や地域で踊られております。東京オリンピック・パラリンピック大会を機に、よさこいをさらに世界的に有名なものとするにより、その発祥の地である

本県の名をよさこいの聖地として世界に広めていきたいと考えております。

このため、まずは先月のよさこい祭りにカナダやヨーロッパ5カ国から7チームの代表の方々をお招きし、よさこいアンバサダーとして認定させていただきました。また、国内各地のよさこいチームや関係者とのネットワークを構築し、よさこいの世界的な広がりに向けた機運を高めていくためのキックオフイベントを本年度内に開催することとしております。こうした取り組みとあわせて、今後国外においても、よさこいアンバサダーの方々と連携して各国でよさこいの普及と情報発信に取り組むなど、よさこいの世界的なネットワークづくりを進めてまいります。

さらに、将来的には、世界各国から多くのチームが本県に集結するよさこい世界大会の開催を目指してまいりたいと考えております。

高知新港においては、平成26年5月にメーンバスの供用を開始して以降、外国クルーズ客船の寄港が大幅に増加しております。平成26年度の寄港回数は1回、昨年度は3回という実績に対し、本年度は28回の寄港が予定されており、さらに来年度は40回以上、平成30年度も20回を超える予約を既にいただくなど、今後も継続した寄港が見込まれるところです。

クルーズ客船の寄港は、国内外での本県の認知度を高め、リピーターの獲得につなげる絶好の機会であります。このため、現在整備を進めているバスヤードなどに加え、出入国管理や税関などのいわゆるC I Qスペースと待合や観光案内の機能を備えたターミナル施設を整備したいと考えております。これにより、快適な空間でおもてなしを提供するとともに、滞在時間の延長などによる経済効果の拡大を図ってまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組み

について御説明申し上げます。

本年度から、壮年期の死亡率の改善を図る取り組みの一つとして、高知家健康パスポート事業を実施しております。事業のスタートに当たっては270を超える企業や店舗に御協力をいただいたところであり、今月1日には同パスポートのキックオフイベントも開催したところです。

このパスポートは、特定健診の受診や健康関連イベントへの参加、運動施設の利用などを通じてポイントをためることにより取得することができます。楽しみながら健康づくりに取り組めるような工夫が凝らされており、パスポートを協力店舗で提示するとさまざまな特典が受けられるとともに、さらにポイントを集めることで健康的な商品が当たるキャンペーンに応募できるなどといった仕組みになっております。昨日までに、県で把握しているだけでも1,800人を超える幅広い年代の方々がパスポートを取得され、さらに連日多くのお問い合わせをいただくなど、県民の皆様の関心の高さを感じているところです。

引き続き、市町村や関係機関の皆様とも連携し、健康づくりの県民運動として取り組んでまいります。

次に、地域医療構想の策定について御説明申し上げます。

この構想は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年までに効果的かつバランスのとれた医療提供体制を構築することを目的として、都道府県が法律に基づいて策定するものであります。本県においては、昨年8月から県医療審議会にワーキンググループを設置して検討を重ね、今月21日から構想案のパブリックコメントを実施しているところです。

構想案では、現在入院している方々の療養環境を確保し、行き場のない方を出さないことを大前提とするとともに、中長期的にはお一人お

一人によりふさわしいサービスが提供できる受け皿を確保することを目指して、病床機能の分化及び連携の推進、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実、医療従事者の確保、養成の3つの柱ごとに施策の方向性を示しております。

このうち、病床機能の分化に関しては、将来を見据えたあるべき医療提供体制について、医療関係者や介護関係者、市町村や住民の方々による議論と調整を行っていただくための目安として、2025年における高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった医療機能ごとに必要な病床数を国が示す算式に基づいて機械的に推計いたしました。その結果、必要病床数は、合計で現在の1万5,000床よりも約26%少ない1万1,000床と推計されたところです。

しかしながら、本県においては、病院の病床が介護の機能を代替しているという実情があり、人口当たりの病床数は全国で最も多いものの、療養病床に介護施設などを含めた高齢者の療養の場全体としてのベッド数は全国平均を若干上回る程度であります。加えて、国からも、算式に基づく必要病床数は現状からの削減目標とするものではないとの考え方が示されております。

今後は、県医療審議会での審議を経て、年内に地域医療構想を策定する予定であります。策定後は、県内4つの区域ごとに設置される地域医療構想調整会議において、2025年の医療需要や来年度末での介護療養病床の廃止予定などを見据え、機能別の必要病床数などの地域での医療機関の役割や新たなサービス類型も含めた必要な病床機能への転換などについて議論を行っていただくこととなります。

県としましても、各医療機関から個別に今後の方向性や御意見などを丁寧にお聞きしながら、地域地域で安心して住み続けられる県づくりの取り組みを進めてまいります。

次に、少子化対策については、本年度から高知家の出会い・結婚・子育て応援団の取り組みを開始し、社会全体で結婚や子育てを応援する機運を醸成しようと取り組んでおります。先月末までに201の企業や団体の皆様に応援団として御登録いただき、既に平成31年度の目標である180団体を上回ったところであります。

今後は、応援団の取り組みを進める中でいただいた御意見なども参考に、企業や団体間での独身の従業員の交流を促進するため新たにコーディネーターを配置するなど、応援団の活動をさらに支援してまいりたいと考えております。

また、本年4月から本格稼働しましたこうち出会いサポートセンターのマッチングシステムについては、7月に県西部と東部に支所を開設するなど取り組みを拡充した結果、先月末時点で会員登録数は583人、お引き合わせの成立が169件、うち71組の交際が成立し、1組が結婚されるなど、具体的な成果もあらわれ始めてきました。引き続き、マッチングシステムの利用促進や結婚を支援するボランティアの育成、出会いにつながるイベント開催などのさまざまな事業を通じて、より多くの方々の結婚に関する希望をかなえられるよう取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

本年4月に実施されました全国学力・学習状況調査につきましては、明日、国の結果公表が予定されております。事前に各学校で行われた自校採点によると、基礎的な知識や技能の定着を問うA問題において、小学生については昨年度を上回る正答率となっており、また中学生についても特に国語の正答率に著しい伸びが見られ、ここ数年の学力の伸び悩み状態から脱却する兆しが見えてきております。

しかしながら、変化の激しい社会を生き抜くために重要とされる思考力、判断力、表現力と

いう点では、小中学生ともにまだ弱さが見られますし、中学生の数学の学力問題に関しては、引き続き危機感を持って取り組んでいかなければならないと受けとめております。

このような状況を踏まえた上で、本年3月に策定した教育等の振興に関する施策の大綱に基づく施策を着実に実行し、P D C Aサイクルによる検証や改善を行いながら成果につなげていくことが重要であると考えております。

このため、今月23日に本年度第1回目の総合教育会議を開催し、各施策の進捗状況の点検を行うとともに、実行に当たって生じている課題に対する具体的な方策について協議いたしました。

まず、チーム学校の構築に向けた施策のうち、同一の教員が学年をまたがって同一教科を担当する、いわゆる縦持ちの取り組みについては、実践研究を進めている9つの中学校で、教員同士が日常的に授業の改善などについて話し合ったり教科会等でベテラン教員が若手教員を育成したりする場面が増加してきたといった効果が認められる一方、教科会の内容については、課題の掘り下げが十分とは言えない学校があるなどの課題が見えてまいりました。このため、教科会のさらなる活性化とレベル向上を目指して、指導主事による訪問指導などを一層強化していくこととしております。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援に向けた施策のうち、小中学校における放課後学習支援の取り組みについては、支援員の配置を昨年度の89校215人から先月末時点で154校390人へと拡充するとともに、授業から放課後まで一貫して子供たちにかかわる支援員を新たに配置するなどいたしました。その結果、多くの学校においては、以前よりもきめ細かな学習支援ができていくといった効果が認められる一方で、子供の学力に沿った指導が十分でない学校もあ

ることや、地域によっては支援員の人材が不足しているといった課題も明らかとなっております。

このため、より効果的な学習支援のあり方について、市町村教育委員会への周知や、実施校への定期的な訪問指導を行うとともに、人材の登録と紹介を行う放課後学び場人材バンクの拡充などにより、学習支援に協力していただける人材の確保に取り組んでいくこととしております。

また、いじめや不登校、虐待や非行などの悩みや不安を抱える子供たちをサポートするため、本年度は各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しております。あわせて、心の教育センターでは、子供や保護者からの相談にワンストップかつトータルで対応するため、専門性の高いスーパーバイザーを配置するなど相談支援体制を強化したところです。こうした結果、各学校における4月から7月までのスクールカウンセラーなどへの相談件数は前年同期より8,000件以上ふえて3万2,000件近くに、心の教育センターにおける来所相談件数は73件ふえて194件になるなど、それぞれ成果が上がってきております。しかしながら、スクールカウンセラーなどを十分に活用できていない学校もあり、引き続き関係者を対象とした研修会の充実などに取り組むこととしております。

こうした中、心の教育センターは、築40年を超える建物の老朽化に加え、相談室の不足など施設面の課題があります。このため、C L Tを活用した新たな建物を整備し、より安心して相談や支援が受けられる環境を整えるとともに、教職員やスクールカウンセラーなどの人材育成のための研修機能の充実を図ってまいります。

次に、地域との連携・協働の取り組みについては、県内公立小中学校の42%に当たる126校に

において学校支援地域本部が設置され、その約7割で地域の方々が学習支援にかかわっていただいているなど、地域ぐるみで子供たちの成長を支援する取り組みが広がってきております。一方、設置校の約3割では、本年度の活動予定回数が50回未満にとどまっており、また地域の見守り活動に携わる民生委員・児童委員が市町村の学校支援地域本部運営委員会に参画している割合も半分程度となっております。

こうしたことから、学校支援地域本部の設置促進と活動内容のさらなる充実を図るため、県内で実践されている取り組みを紹介したモデル事例集を作成したところです。今後、この事例集を活用し、地域の特色を生かした多彩な学校支援活動がさらに県内全域に広がるよう周知を行うとともに、より多くの民生委員・児童委員の方々に学校支援地域本部の運営に参画していただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、高知江の口養護学校においては、近年慢性疾患の児童生徒が減少する一方、心身症などの児童生徒が増加しているといった実態の変化に伴い教育上のニーズが多様化し、教育内容や施設環境などに課題が生じております。また、同校は、南海トラフ地震の発災時に最大で津波浸水2メートル未満、長期浸水1カ月以上と予測される地域に位置しており、配慮を必要とする児童生徒の安全を確保する上で大きな課題となっております。

こうしたことから、高知江の口養護学校を高知市大原町の教育センター分館の敷地内へ移転し、児童生徒の安全と多様な特性に対応した学校施設の整備を進めることといたしました。移転後の学校は心の教育センターと隣接することから、そのメリットを生かし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した多面的な支援に当たるなど専門性の高い教育に取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第3期南海トラフ地震対策行動計画については、第2期計画の実行を通じて見えてきた課題に早急に対応するため、市町村や地域の皆様とともに全力で取り組みを進めているところであります。

まず、発災直後の命を守る対策については、引き続きスピード感を持って津波避難対策を進めるとともに、進捗が十分でない住宅の耐震化に最優先で取り組んでいるところです。熊本地震以降、住宅の耐震化について県民の皆様のご関心が高まってきており、耐震診断に対する助成制度の受け付け件数は先月末時点で2,098件と、既に昨年度1年間の実績を大きく超えている状況であります。これを機に、より多くの方々に耐震診断にとどまらず耐震設計や耐震改修工事へと進んでいただけるよう、引き続き市町村と連携しながら支援制度の積極的な周知に取り組んでまいります。

次に、助かった命をつなぐ対策として、道路啓開計画のバージョンアップに取り組んでおります。本年7月から先月にかけて、市町村や建設業協会支部の皆様との意見交換を行い、道路上の瓦れきの処理方法や連絡体制などに関するさまざまな御意見をいただいたところです。また、今後道路啓開に関する情報伝達や啓開作業の訓練を実施することとしており、これらの取り組みを通じて見えてきた課題を踏まえて同計画の見直しを行い、さらなる実効性の向上を図ってまいります。

医療面では、より負傷者に近い場所で医療を行う前方展開型の医療救護体制を確立するため、日ごろ救急医療に携わっていない医療従事者を対象とした災害医療に関する研修を今月末から県内5つの地域でスタートいたします。本年度は、延べ150人程度の方々に受講していただ

くことを目指しており、日ごろの診療科を問わず、災害時にはより多くの医療従事者に医療救護活動に参画いただけるよう備えてまいります。

最も人口が集中している高知市の長期浸水対策についても、高知市と連携して取り組みを進めているところですが、本年6月に高知市が実施した防災意識調査によれば、4割を超える方々が長期浸水被害が想定されていることを知らないなどの実態が明らかとなりました。今後、この調査結果を反映させた避難行動のシミュレーションを行い、住民一人一人が確実に避難できるかどうかを検証することとしており、検証結果を踏まえて、地域津波避難計画の見直しを支援するほか、津波避難ビルに避難された方々の迅速な救助救出態勢の検討を進めてまいります。

本年4月に発生した熊本地震では、極めて大きな揺れが繰り返すなど東日本大震災では見られなかった事象が見受けられました。このため、南海トラフ地震対策に熊本地震の教訓を生かすこととしており、繰り返す大きな揺れに対する建物の耐震対策や、避難所運営マニュアル及び物資配送計画への教訓の反映などを進めているところです。さらに、最大規模のL2クラスの地震が起きてから3日後に発生頻度の高いL1クラスの地震が発生し、繰り返し津波が襲来するという、より厳しいシナリオをも想定して、第3期行動計画に位置づけた対策を見直すことといたしました。本年度中に第3期行動計画の平成29年度版を取りまとめてまいります。

国連の世界津波の日の啓発活動の一環として、将来の防災リーダーの育成を目的とした世界初となる高校生サミットを本年11月25日と26日の2日間にわたり、本県及び黒潮町の主催で開催いたします。サミット当日は、世界30カ国の高校生約360人と各国大使、政府要人などを含む総勢約600人が参加し、防災に関する各国の取り組みの発表や意見交換、高台への津波避難訓

練などを行うこととしております。

このサミットの開催を通じて、防災先進県としての本県の取り組みを広く世界へ発信するとともに、参加される方々に本県の魅力ある自然や文化などを体験していただけるよう、黒潮町と連携して準備を進めてまいります。

次に、四国電力伊方発電所の再稼働に関して御説明申し上げます。

伊方発電所3号炉につきましては、先月12日に再稼働し、今月7日には国の最終検査に合格して通常運転を再開したところです。四国電力に対しては、安全に絶対はないとの認識のもと、新たな知見や問題には速やかに対応するなど引き続き万全の安全対策を講じていただくよう強く求めるとともに、原発への依存度の低減に向けた具体的な努力を求めてまいります。あわせて、県としましても、再生可能エネルギーの導入促進などの取り組みを進めてまいります。

他方で、危機管理上の観点からも、万全の対策をとっておくことが重要であります。本県は、国が避難計画の策定を義務づけている原発から半径30キロメートルの範囲内には入っていないものの、万が一事故が起こった場合に備えて、伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町が本年6月に避難計画を策定したところです。

さらに、県においては、高知県原子力災害避難等実施計画を先月の再稼働前に策定し、この中で、四国電力など関係機関からの情報収集や市町村への情報伝達の手順を初め、放射線量を測定するためのモニタリングの実施内容や防護措置の基本となる屋内退避や避難などの具体的な手順を定めるとともに、四万十市及び梶原町からの複数の避難ルートを設定したところです。今月4日には、梶原町の町民の皆様約200人の参加のもと、避難計画に基づく情報伝達や屋内退避などの訓練を町とともに実施いたしました。この結果、町民の皆様や関係機関の行動手順な

どを確認できた一方で、一部には避難指示の放送内容が十分に伝わらなかったといった課題も浮き彫りとなりました。

今後、四万十市とも連携して訓練を実施することとしており、こうした訓練などを通じて県及び両市町の計画を検証しながら、より実効性のあるものとなるよう見直しを続け、原子力防災対策を充実させてまいります。

次に、動物愛護の取り組みについて御説明申し上げます。

昨今、ペットは人々にとって大切なパートナーとなっている一方で、多くの犬や猫が小動物管理センターに持ち込まれる状況が続いております。これまで、不幸な犬や猫を少しでも減らすため、動物愛護の精神についての普及啓発や、収容された動物を譲渡するなどの取り組みに加え、平成26年度からは都道府県で初となる雌猫の不妊手術の費用助成も行ってきたところです。その結果、昨年度の殺処分数は10年前と比較して犬は20分の1以下、猫は3分の1以下にまで減少しておりますものの、現在のセンターはスペース自体の制約もあり、動物愛護の観点からは十分と言えない状況にあります。

このため、直ちに実行できることとして、ボランティアの方々に御協力をいただいて譲渡対象の動物をふやす取り組みや動物愛護教室の充実、現在の施設の収容能力を上げるための設備の拡充などに取り組んでいるところであります。さらに、動物愛護の取り組みを抜本的に充実するため、新たに動物愛護センターの設置を検討することといたしました。

今後、共同設置者となる高知市とも連携し、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に、産業廃棄物の管理型最終処分場、エコサイクルセンターについて御説明申し上げます。

先月29日と今月2日の2度にわたり、エコサイクルセンターの廃棄物から発煙があり、県民

の皆様、とりわけ日高村の皆様には大変御心配をおかけいたしました。この発煙により、処分場壁面の遮水シートが一部損傷したものの、地下水調査の結果、汚水漏れはないことを確認したところであります。発煙の原因については、現時点で完全には特定できておりませんが、引き続き専門家から助言をいただきながら究明に努め、必要な再発防止策を講じるなど処分場の管理に万全を期してまいります。

また、エコサイクルセンターでは、当初の計画を大幅に上回るペースで埋め立てが進行しており、このままのペースで進むと予定よりも約10年早く、平成33年度末ごろに埋め立てが終了する見込みとなっております。このため、本年6月に有識者などによる委員会を設け、本県における今後の産業廃棄物の最終処分のあり方について検討を行っているところです。

委員会からは、今月21日、近い将来新たな管理型最終処分場を公共関与の手法により整備を進めていく必要があるとの中間報告をいただき、さらに本年11月には、新たな管理型最終処分場の施設規模などを示した最終報告をいただく予定となっております。

今後、最終報告書の内容を踏まえ、さらには県議会や県民の皆様のお意見をお聞きした上で、県としての基本構想を策定してまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成28年度高知県一般会計補正予算などの4件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、65億7,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案など5件でございます。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など6件でございます。

報告議案は、平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算など22件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明29日から10月3日までの5日間は議案精査等のため本会議を休会し、10月4日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時散会

平成28年10月4日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・
 環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員
 局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成28年10月4日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 4 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 5 号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 11 号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案

- 第 12 号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会

計歳入歳出決算

- 報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(3人)

午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

第9号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末382ページに
掲載〕

質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上37件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

12番弘田兼一君。

(12番弘田兼一君登壇)

○12番（弘田兼一君） 自民党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、自民党を代表して質問をいたします。

ことしの夏は、いつもより大変暑く感じました。7月には選挙権年齢を二十歳以上から18歳以上に引き下げて初めて、また高知県と徳島県が合区になり初めての選挙である参議院議員選挙が行われました。私たち自民党高知県連も汗だくになりながら、また戸惑いながらの選挙を戦いました。8月にはリオデジャネイロオリンピックが開催され、日本人選手の活躍を夜中までテレビで応援し、寝不足になってしまいました。

まず、参議院選挙に関連した質問からさせていただきます。今回の参議院選挙は選挙区に3名出馬しました。候補者全員が徳島県在住であり、高知県の候補者がいないことや、徳島県と高知県全域という余りにも広い選挙区での戦いとなり、直接地域住民の皆様と接する私たちでさえ戸惑いながらの選挙となりました。主な選挙の構図は、私たち自民党の公認候補と、民進

党と共産党が中心となった野党共闘の候補との戦いでした。

私は、国政に限らず選挙に出馬する者はみずからの政策を掲げ、当選すればその政策の実現に全力を注ぐものだと思います。国防の問題や憲法の改正、また皇室制度など、国の基本となる大変重要な事柄について政策が全く違う政党同士が共闘をすることに私は違和感を覚えます。もし自民党に勝利し政権を担うことになったら、どのように日本を導くのか、不安に思うのは私だけではないと思います。民進党や共産党の幹部の皆さんは、日本の安全保障に関する法案を戦争法案と呼び、その廃止を連呼していました。経済においては、アベノミクスが破綻していると盛んにレッテル張りをしていました。

私は、中国の南シナ海、東シナ海での振る舞い、北朝鮮が繰り返す核実験と弾道ミサイル発射実験など日本を取り巻く現状を考えると、安保法は私たち日本人の生命と財産を守るために、また戦争の抑止力として非常に重要な法律だと思っています。また、経済に目を向けても、財務省の一般会計税収が平成28年度予算ベースで57.6兆円、平成25年度の47兆円と比べても10兆円の増となっており、有効求人倍率が全国の都道府県全てで1.0を超えたことなどを見れば、アベノミクスは着実に成果を出しており、野党の指摘は当たらないと思います。

今回の選挙結果は、歴史的勝利となった3年前の参議院選挙より比例の票を150万以上ふやし、15年ぶりに2,000万票を超える票を得ることができました。改選前の議席を上回る56議席を獲得し、友党である公明党の当選者を加えると70議席になります。非改選を加えると146議席となり、自公連立与党で半数の121議席を大きく超える結果となりました。高知県では、選挙区の自民党公認候補中西祐介氏、また比例区では苦渋の決断をされ高知選挙区から全国比例に回る

ことになった中西哲氏が当選を果たしました。高知県民は、新聞やテレビなどの左翼的な報道やレッテル張りに惑わされずに正しい選択をされたと、私は思っています。

尾崎知事にお伺いいたします。この選挙で自民党が27年ぶりに参議院で単独過半数となったことについての所見と、あわせてこの結果が県の基本政策である経済の活性化や南海トラフ地震対策、日本一の健康長寿県づくりなどの推進にどのような影響を与えるのか、またどのように生かしていくのか、御所見をお願いいたします。

今回の参議院選挙は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて初めての選挙ということでも注目されました。総務省のまとめによると、高知県の投票率は18歳が35.29%、19歳が26.58%で、いずれも全国最低との結果が出ています。進学、就職で住民票を移さずに県外に引っ越していることや、合区での選挙となり候補者に高知県出身者がいなかったことなど幾つかの原因が考えられますが、主権者教育のあり方も若干影響したのではないかと考えます。県下の高等学校においても、今回の参議院選挙に向けて模擬投票や選挙の仕組み、投票の意義を学ぶ討論会が開催されたようですが、結果として投票率の向上にはつながりませんでした。

先日、教育に関する懇談会の場で土佐塾中・高の佐々木学園長にお目にかかる機会があり、「18歳選挙権と平素の心掛けについて皆さんに望むこと」という文書のコピーをいただきました。土佐塾中・高では、その文書を学園長、中高校長の連名で6月22日に中学1年生から高校3年生まで全員に配付したとのことでした。その一部を紹介させていただきます。

「現在展開されているアメリカの大統領選挙も、EUからの離脱を巡って明日実施されるイギリスの国民投票も、我が国の政治や経済に少

なからぬ影響を及ぼす重大な事柄です。平素から内外の出来事に目を向け、後世をも思いやる中長期的視点、一面的な見方ではない大局観を持って、質の高い一票を投じてほしいと強く期待します。そして将来、皆さんの中から投票される側に立つ人材も多く現れ出でることを併せて期待いたします。」という内容の文書です。

私は、この部分に学園長や中高校長が生徒たちに伝えたかったことが記されていると感じました。選挙の仕組みとか権利とかを教えるということだけではなく、この選挙を通じて生徒個人の資質を高め、国家有為の人材となってほしいとの土佐塾中・高の生徒に対する期待を配付文書から感じることができました。また、該当の高校3年生だけでなく、中学1年生から全員に配付していることにも共感を覚えました。立派な主権者教育だと思います。

教育長にお伺いをいたします。県教育委員会は、県内の18歳、19歳の投票率が全国最低であったことの結果をどのように受けとめているのか、その結果を受けて、子供たちに対して主権者教育をどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

土佐塾中・高の通知文の最後に、「山積している課題のうち、どのような課題を、どのような順序で列挙するかによっては「政治的中立性」を損ねてしまう恐れもありますので具体的言及は避けることとします。」という注意書きがありました。教育は、政治的に中立な立場で進めなければなりません。新聞のコラムに、教育現場に政治的中立を求める声もあるが、教員が萎縮してしまうと政治的な判断力や批判力を育む主権者教育の趣旨に逆行しかねないとの記事が載っていました。私はこの記事には賛同できません。教育現場に政治的中立を求めるのは当たり前のことです。

選挙を所管する総務省が文書で主権者教育を

初めて定義したのは平成23年12月です。投票率向上などを図る有識者の研究会がまとめた報告書に、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育の中心である市民と政治とのかかわりを教えることを主権者教育と呼ぶことにすると明記されました。教員も思想・信条の自由があります。個人的には左翼的な思想を持つことも、保守的な思想を持つことも自由です。しかし、子供たちは政治的にはまだ真っ白いキャンパスの状態です。教員自身の思想・信条を子供たちに押しつけるようなことがあってはならないと思います。

教育長にお伺いをいたします。主権者教育を進めるに当たって、教員の政治的中立での授業をどのように確保していくのか、御答弁をお願いいたします。

自民党高知県連では、この参議院選挙に合わせて政策パンフレット「未来につなぐ。」を作成しました。タイトルを未来につなぐとしたのは、私たちの暮らす高知県を、よき日本の伝統を私たちがの子や孫など次の世代にきちんと引き継いでいくということの大切さと、我々が強力に推進していくのだという思いを県民の皆様にお伝えするためです。項目ごとにわかりやすくなるように作成をいたしました。「地域の声を、未来につなぐ。」、「経済を、未来につなぐ。」、「安全・安心を、未来につなぐ。」、「すべての世代を、未来につなぐ。」、「国のカタチを、未来につなぐ。」、以上5項目です。

1項目目の「地域の声を、未来につなぐ。」では次のように訴えました。

「参院選での合区を解消するとともに、地方創生に全力で取り組む！この夏の参議院選挙では、「1票の格差」を是正するため、高知県と徳島県、鳥取県と島根県の選挙区が合区となりました。人口だけで単純に区割りを決定することがこの先も続いてはならない。地方の声が国政へ届か

なくなってしまうことのないよう、選挙制度改革を行うとともに、東京圏への一極集中を是正し、活力ある地域を未来に引き継いでいくため、地方創生に全力で取り組みます。」としました。具体的な政策として、「都道府県単位の代表が国政に参加できるよう、参議院選挙制度における合区を解消し、高知県の議席を取り戻す。地域の活力を維持していくため、移住希望者への支援や、企業・政府関係機関の地方移転を推進する等、東京圏から地方へと人の流れをつくる。若い世代が安心して結婚し、妊娠・出産・子育てができる環境をつくるため、切れ目のない支援を行い、県民の希望出生率の実現を目指す。」の3つを掲げました。

合区の解消を自民党県連政策集の一丁目一番地とすることは、作成に携わったメンバー全員の一致した意見でした。また、私自身も党本部の政策づくりの責任者である当時の稲田政調会長に全国政調会長会議の場で地域の実情を述べさせていただき、合区の解消を参議院選挙の党本部の公約にしてほしい旨を直接お伝えさせていただきました。この選挙で私が一番多く聞いた言葉は、何で徳島の人に投票せんといかんが、今回は投票に行かんという住民の皆さんの声です。やはり高知県人は高知の人に投票したいというのが人情ではないでしょうか。

民進党の国会議員の中には、私は4県2合区法案に反対しましたと言っている人もいました。確かにそのとおりだとは思いますが、民進党の出した合区法案は20県10合区という地方の実情を全く無視したものでした。私は、合区解消のためには我が党の候補が勝たなければ、この合区制度が定着してしまう可能性があるとお伝えしましたが、なかなか理解を得ることができませんでした。全国知事会では7月29日に参議院選挙における合区の解消に関する決議を出されました。8月には関係機関に要望活動さ

れているようです。私たちにとって全国知事会のこの動きは非常に心強く感じております。

尾崎知事も合区の解消について言及されておられますが、改めて合区の解消に関する知事の御所見をお伺いいたします。

また、私たちの暮らすこの高知県を未来につなぐためには、地方を創出し地域の活力を維持していかなければなりません。活力を維持するためには、人口の減少をとめることが最大の課題であり、Iターン、Uターンなど移住希望者への支援は非常に大切なことです。今議会でも移住者向け住宅の確保を促進するため、空き家の実態調査、分析を支援することが議案となっております。

私もIターン、Uターンの若者たちと時々いろいろな話をすることがあります。住宅に関する若者たちの話は、家探しが大変であった、家を購入したいが方法がわからない、空き家はたくさんあるが貸してくれないなどがありました。家主に家を貸す気がないか聞いてみると、荷物を置いているので貸すのは嫌、貸すためには家の修繕が必要だが、そこまでして貸すつもりはないなどということでした。私は、何らかの仕組み、例えば空き家の荷物をまとめて預かるレンタル倉庫の仕組みや、空き家修繕のための公的資金の導入などの制度、移住者と家主を取り持つ組織などができれば、少しでも前進させることができるのではと感じたことでした。

移住を促進し、地域の活力を維持するためにも、住宅の確保は大変重要なことです。今回調査を行い、市町村の実態を把握、分析されるということですが、調査結果を次のステップにつなげていく必要があると思います。この調査結果を移住促進のためにどのように活用されるのか、どのような支援策が考えられるのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

地域の声を未来につなぐためには、引き継ぐ

子供たちがいること、若い世代が高知で暮らし続けていくことが前提となります。県民の希望出生率を達成し、少子化の流れをとめなければなりません。そのためには、結婚・妊娠・出産・子育て、2人目の妊娠・出産・子育て、できれば3人目といった子育ての流れが必要です。子育ての流れは結婚からスタートします。質と量を充実させる必要がありますが、これまでも妊娠・出産・子育てには何らかの支援がありました。昔は、それぞれの地域にお世話好きの人がいて、活発にお見合いの世話をされていました。今はそういったことも余りなくなってしまったようです。

県は婚活の事業に踏み出しています。県が婚活事業を実施する意義と目標について地域福祉部長にお伺いをいたします。

2項目めの「経済を、未来につなぐ。」では次のように訴えさせていただきました。

「地域の端々まで景気回復の実感を届け、活力ある経済を実現する！高知県の有効求人倍率が1.0倍を超えるなど、多くの経済指標は改善の方向を示しています。しかしながら、県内の中小・小規模事業者をはじめ、地域の方々にとっては、未だ景気回復の恩恵を十分に実感できていない状況にあります。地方経済の活性化なくして、国全体の成長はなく、アベノミクスの成功もありません。経済の好循環をさらに拡大し、地域の端々まで景気回復の実感を届け、活力ある経済を実現します。」というものです。

高知県経済は確実に上昇傾向にあると思います。有効求人倍率、税収の伸び、倒産件数の減少などさまざまな経済指標がこのことを示しています。知事の進める産業振興計画と安倍首相の進めるアベノミクスが相まって、県経済は上昇傾向を続けているのだと思います。しかしながら、いまだ景気回復の恩恵を十分に実感できていない人がいることも確かなことです。

県民の方々が景気回復の実感を得るために何が課題であると考えなのか、また産業振興計画をどのように進めていくのか、知事にお伺いをいたします。

また、経済を未来につなぐためには、将来を見据えた投資も必要だと思います。港がなければ船は着岸できません。高速道路は確実に物流の質を高めます。圃場整備が進めば、高軒高ハウスの導入や機械化を進めることができ、収量の増加につなぐことができます。民主党政権時代、コンクリートから人へのキャッチコピーのもと、公共事業の予算は大幅に削減され、インフラ整備の進捗が大幅におくれたり中止となってしまいました。

経済は生き物です。きちんとしたインフラ整備がされたところで活発に動き出します。例えば、今アジアのハブ空港は成田ではありません。韓国仁川空港に取ってかわられました。ハブ港は神戸港から上海、釜山、シンガポールなどに移ってしまいました。国が戦略的にインフラ整備を進めた空港や港がハブの機能を有するようになっていきます。

知事にお伺いをいたします。地方においても経済を未来につなぐため、戦略を持って質のよいインフラ整備を進めていくことが必要だと思いますが、御所見をお願いいたします。

民主党政権当時、県の基幹産業である農業を下支えする土地改良事業は5割カットされ、農道整備事業は廃止されてしまいました。農業生産を支えるインフラは必要ないということでしょうか。農村の実態を知らない都会人の発想だと思います。

農水省は8月26日、総額2兆6,350億円となる来年度予算概算要求額を与党の農林関係会議に示し了承されました。公共事業の土地改良関連事業費は要求額4,584億円と、前年度に比べ20%増しになっています。自民党は、民主党政権に

大幅に削減される前の5,800億円規模への早期回復を目指しています。

平成元年ごろ、高知県の土地改良事業の予算額は100億円を超えていました。現在は半分以下の40億円を下回っています。県の産業振興計画でも農林水産業の振興に係る施策は重要な位置を占めています。私は、農業を下支えする圃場や農道、木材を増産し林業の振興に資する林道など、1次産業を下支えするインフラの量が不足していると思います。

高知県の基幹産業は農林水産業です。県経済を未来につなぐためにも、国において土地改良事業の予算枠の拡大や広域農道整備事業の復活が必要と思いますが、知事の御所見をお願いいたします。

次に、INAPフィリピン経済ミッションについてお伺いをいたします。

9月4日から9月8日の間、INAPフィリピン経済ミッションに参加をさせていただきました。県議会議員は私と野町議員、金岡議員の3人です。結構タイトな行程で、INAP総会の参加だけではなく、ジェトロ・JICAブリーフィング、防災セミナー、フィリピン官公庁の公共事業道路省、港湾庁、市民防衛局、東洋建設が請け負っているマニラの河川護岸工事の建設現場、大使公邸、現地へ進出している日本企業などを訪問させていただきました。フィリピンが親日の国であることや、今のフィリピンの実態をたくさん知ることができ、私にとっては大変有意義な活動となりました。

特に印象に残ったミッションは、日本の国土交通省に当たる公共事業道路省でのミッションです。知事みずから公共事業道路省の幹部の皆さんに、防災先進県高知の取り組みというわかりやすい資料を使って、高知県は先進的に防災対策に取り組んでいることを紹介されました。説明の最後で、高知県が防災関連製品認定制度

をつくったことと、あらゆる製品が掲載されたカタログを紹介し、その製品の中で、堤防や橋をつくる技術として、同行していた株式会社技研製作所のインプラント堤防と、株式会社高知丸高のS q Cピア工法を示し、技術力の高さや工期の短縮といったすぐれた面を説明されました。その後、同行している2社がそれぞれの工法について具体的に説明をされました。公共事業道路省の幹部の皆さんは大変興味を示し、さまざまな質問を投げかけてきました。

私は、この後の知事の押し込みの強さに感心をいたしました。すぐに事務方の日程を確認し、急遽次の日に県サイドと公共事業道路省の技術職員とのミーティングを設定しました。私は、少し例えが悪いかもしれませんが、相手が釣り針にひっかかると、そのように思いました。後で、関係者にその日のミーティングはどうだったか聞いてみると、具体的な提案ができそうだ、公共事業道路省の事業計画まで話をしてくれたとのことでした。次のステップにつなげなければなりません。糸を切らないように、大きい魚を釣り上げないといけません。防災関連産業は、国内はもちろんです。高知と同じように台風や地震で悩まされているフィリピンや台湾などでの展開が期待できると思います。

知事も今回のミッションには一定の成果を感じていると提案説明でも言及されていましたが、改めて防災関連産業の振興に対する知事の思いと今後の展開について知事にお伺いをいたします。

3項目めの「安全・安心を、未来につなぐ。」は次のように訴えました。

「あらゆる自然災害への対策を行うとともに、安心して暮らせる地域をつくる！東日本大震災や熊本地震など、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。これまでの震災の教訓も踏まえ、南海トラフ地震や津波への対

策をはじめ、あらゆる自然災害に対して事前に備える体制を整備し、県民の生命と財産を守るとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりを着実に推進します。」ということです。

具体的な政策として次の3点を挙げています。「住宅の耐震化や津波からの避難対策など、ハードとソフトの両面から南海トラフ地震への対策を強化。台風やゲリラ豪雨等による水害や土砂災害など、自然災害に強い地域づくりを推進するとともに、インフラ整備を担う地域建設業の健全育成を行う。安心して医療が受けられる体制づくりに取り組むとともに、住み慣れた環境で共に支えあいながら暮らせるよう、地域コミュニティの絆の再生を図る。」を掲げました。

1点目の南海トラフ地震への対策を強化については、県はこれまでも懸命に対策を進めてこられました。ことし4月、熊本県で震度7の地震が14日、16日の2度発生しました。多くの住宅が倒壊し、死者は40人以上、避難者はいつとき18万人を超えました。復旧・復興が急がれます。熊本地震では、住宅の倒壊対策の必要性、救援物資の集配の問題、被災者ニーズの把握の仕方などの問題が改めて浮かび上がりました。

県は、熊本地震で浮かび上がった問題を踏まえ、住宅の耐震化や避難所の運営、救援物資の集配対策など、ハードとソフトの両面から南海トラフ地震への対策を強化していかなければならないと考えますが、どのように進められるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

2点目の自然災害に強い地域づくりの推進とインフラ整備を担う地域建設業の健全育成は、毎年のように台風やゲリラ豪雨の被害を受ける高知県の宿命だと思います。高知県は、過去に何度も大きな自然災害に見舞われました。その都度県民は災害復旧に立ち上がり現在に至っています。

8月末に東北を襲った台風10号での被害状況などを見れば、他県に比べると高知県は自然災害に打たれ強くなりつつあると感じています。しかし、9月20日に台風16号が接近し室戸岬をかすめ通過しました。黒潮町佐賀で1時間に86ミリの猛烈な雨を記録するなど県下各地で大雨に見舞われ、河川護岸の崩壊や床上浸水の被害を受けました。不幸中の幸いということだと思えますが、県内で死亡事故につながる災害はありませんでした。

しかし、台風16号の被災状況を見れば、まだまだ自然災害に強い地域づくりの取り組みを進めなければならないと思います。そのためには、被災後の復旧事業に取り組むことに加えて、事前防災へのインフラの取り組みが大変重要だと思いますが、県の取り組み状況と今後の進め方について土木部長にお伺いをいたします。

自然災害に強い地域づくりのためには、インフラ整備を担う地域建設業の健全育成が大切なことです。台風やゲリラ豪雨で土砂崩れが起き、道路が通行できなくなっても、ユンボを持って駆けつけてくれるのは地元の土木建設業者です。遠くからは来てくれません。

私たちの会派は、毎年さまざまな団体と勉強会をしています。ことしも県下それぞれの地区建設業協会を訪問し、意見交換をさせていただいております。今回は2回目となります。前回は平成26年に行いました。前回は、労務単価を実情に見合った形で上げてほしいことや、4月から6月の工事の発注がなく、発注の平準化に取り組んでほしいなどの意見が出ました。このことは、私たちも定例会の質問や所管の委員会などで意見を申し上げ、一定の成果は出ているように思います。

今回もそれぞれの地域の抱えている課題や問題点が見えてきました。今回は、ほとんどが入札制度に起因する問題です。県は地域や業界に

よかれと思って総合評価方式などの制度を取り入れていると思います。業者に問題点を聞いてみると、法的には問題ないが心情的にはこれでよいのだろうかと言える事柄がたくさんあります。

まず、県と建設業協会との協定にかかわることですが、県は震災時の道路啓開や台風時の河川監視など公益に係る協定を建設業協会と結んでいます。このことは、建設業協会に属する業者がボランティアで担当されているとお聞きをいたしました。私がお聞きをした業者は、ある意味我々の使命であると言っておられました。しかし、入札には一切考慮されないとも言っていました。建設業協会に加入し、高い会費を支払い、ボランティアで公益事業をしても、入札に関しては協会に加入していない業者と全く同じ扱い、わかっていると言いたくなるということです。

また、ある地区では、実態が伴っていないが書類上は地域の事業者となっており、高い点数を背景に思いのまま落札しているとの情報もありました。まさに、法的には問題ないが心情的にはこれでよいのだろうかの事例です。

私たちは、地域建設業の健全育成を掲げています。これは単に業者の利益確保を言っているわけではありません。私の暮らしているような室戸市などの過疎地、中山間地域では、地域を維持していくために建設業者が大きな役割を果たしています。

地域建設業の健全育成のためにも、より地域の実態を反映させた入札制度に見直しを行っていく必要があると思いますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、調査基準価格の引き上げについても要望をお聞きしました。公共事業の入札において、現行の調査基準価格のままで受注しても、会社として適正な利益が得られないため社員の待遇

改善もできず、優秀な若者の確保もできないというものです。県では、いわゆる中央公契連モデルの基準を採用しているということですが、各都道府県の中には独自の基準で運用しているところも多く見られることから、直接工事費や一般管理費の比率を見直して調査基準価格を引き上げてもらいたいというものです。

高知県も、公共事業の品質確保のためにも調査基準価格に独自の基準を採用し、魅力ある建設業の構築に資するべきと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

4項目の「すべての世代を、未来につなぐ。」では、次のように訴えました。

「少子高齢化に正面から向き合い、誰もが活躍できる社会を実現する！地域が直面する少子高齢化の課題に正面から向き合い、子育て支援や社会保障を強化し、誰もが生きがい・やりがいを持って暮らせる社会の実現を目指します。働き方や教育の仕組みを変えることで、将来を担う世代や、支援を必要とする方々を社会全体で支え、女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方々も、家庭で、職場で、地域で、高知県民みんなが活躍できる社会を実現します。」としました。

具体的には次の3点を挙げました。「健康でいきいきとした生活を送るため、健康寿命を延ばすとともに、介護の環境改善や認知症高齢者への支援の拡充等、家族の介護負担の軽減を図る。保育所や幼稚園等の無償化をはじめ、教育投資を充実し、家庭の経済状況に左右されることなく、子供の能力に応じた教育が受けられる機会を提供する。一人ひとりの女性が自らの希望に応じて、家庭や地域、職場においても、個性と能力を十分に発揮できる「すべての女性が輝く社会」を実現する。」ということです。

1つ目の健康寿命を延ばすことは、誰もが生きがい、やりがいを持って暮らせる社会づくり

のため、非常に大切なことだと思います。県では、日本一の健康長寿県の実現を目指して、今年度から新たにヘルシー・高知家・プロジェクトを開始しました。具体的な取り組みとして、9月1日から、楽しみながら日々の健康づくりに取り組める高知家健康パスポートが発行されました。この高知家健康パスポートは、特定健診の受診や健康イベントへの参加などでポイントをためることができ、さまざまな特典が受けられるとのこと。私も楽しく健康づくりができるのではと期待しております。

スタートから1カ月が経過しての手応えと、この取り組みにどのような期待を持ち、今後どのように推進していくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

2点目の保育所や幼稚園などの無償化を初め、教育投資を充実し、家庭の経済状況に左右されることなく子供の能力に応じた教育の機会を提供する、このことも全ての世代を未来につなぐ、人材づくりのためにも大切なことだと思います。どのように取り組みを進められるのか、教育長にお伺いをいたします。

3点目の全ての女性が輝く社会を実現するについては、平成26年7月24日に輝く女性応援会議が全国に先駆けて高知県で開催されました。高知県は有業者に占める女性の割合、また管理職に占める女性の割合がいずれも全国第1位ということですが、その実態は働かざるを得ない状況にあるのではないかとともに思います。

女性が輝く社会をつくるためにも、女性が働きやすい環境づくりを推進しなくてはいけないと思いますが、県としていかにその環境を構築していくおつもりか、文化生活部長にお伺いをいたします。

5項目めの「国のカタチを、未来につなぐ。」では次のように訴えました。

「国民の命と平和な暮らしを守ることは、最も

重要な政治の責任です。私たちの安全を守っていくためには、日米同盟を強化しながら、周辺の国々はもちろん、世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が重要です。変わりゆく時代や、国際情勢の変化にしっかりと対応するとともに、積極的に国際貢献を行い、私たちの暮らす高知県を、そして、日本を次の世代につないでまいります。」としました。

具体的な政策は次の3点です。「地球儀を眺めるように、世界全体を考えた戦略的な外交を支持し、積極的平和主義の立場から、地域や国際社会の平和と安定により一層貢献する。わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、防衛体制を強化し、国民の生命・財産、領土・領海・領空等を断固として守る体制を整備する。大規模な災害発生といった緊急時に国民の安全を守るため、緊急事態条項の創設を検討するなど、国民の理解を得ながら、時代に合った憲法改正を目指す。」です。

1点目は、自民党高知県連は安倍首相の積極的、戦略的な外交を支持し、地域や国際社会の平和と安全に一層貢献する決意を示しました。2点目は、南シナ海や東シナ海での中国の振る舞い、核実験と弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮の行いを見れば、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることは明白です。国の形を未来につなぐために、国民の生命、財産、領土、領空等を断固として守るという意思を示させていただきました。3点目の憲法改正を目指すについては、さまざまな議論があります。私たちは今の日本国憲法が完全無欠のものだとは思っていません。緊急事態条項のように規定されていないこと、あるいは時代にそぐわないことなどが見受けられます。現行の憲法を一字一句たりとも変えてはいけないと言う勢力もありますが、私たちは、変えないことのほうが国民の生命、財産、領土、領空を危険にさら

すことになると思います。

このように「国のカタチを、未来につなぐ。」で掲げた3点は、日本を次の世代につなぐために大変重要なことだと私は思っております。

そこで、3点目の憲法改正についてお伺いいたします。知事は従前より国民の生命、財産を守るための憲法における緊急事態条項の必要性について言及されていますが、改めて憲法への緊急事態条項の創設について知事の御所見をお伺いいたします。

8月3日から17日間開催されたリオデジャネイロオリンピックが8月21日に幕を閉じました。バドミントンの高松ペアや、卓球の水谷選手が活躍した男子団体戦や愛ちゃんの女子団体戦など、余りふだんなじみのない競技でも日本人選手の活躍をわくわくしながら、夜中までテレビで応援いたしました。引き続きパラリンピックが9月7日から12日間開催され、9月18日に閉幕しました。ハンデを物ともせず頑張っている選手たちの姿に感動を覚えながら応援させてもらいました。

4年後、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。その前の年の2019年にはラグビーワールドカップ日本大会が開催されることが決定しています。先日のマスコミ報道では、開催期間中に出場国のチームが滞在する公認キャンプ地に県と高知市が共同で応募したとの記事がありました。その点については、組織委員会のほうで公認キャンプ地を選定され、チームも決定されるということです。こちらからチームへの接触は一切禁じられているということです。誘致が実現できますように、その動向を見守っていきたいと思います。

一方、大会に先立ったいわゆる事前合宿については、既に各地域による誘致合戦が激化しているところだと思います。本年7月には高知県ラグビーフットボール協会の会長であり、当時

防衛大臣でありました中谷代議士も、県や高知市の関係者とともに駐日トンガ王国大使館を訪問し、事前合宿の誘致活動を行われたとお伺いしておりますが、現在の誘致への取り組みの状況と今後の対応について知事にお伺いいたします。

また、2020年東京オリンピックでは33競技の開催が予定されています。また、パラリンピックでは22競技が実施されます。県内には国体の開催などでストックされた春野総合運動公園など多くの競技場や体育館があります。このような施設を活用して東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致に活用できないかと思えます。

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致の取り組みについて、現状と目標について教育長にお伺いをいたします。

以上で私の第1問といたします。よろしくお願いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

参議院議員選挙結果に対する所見、選挙結果の県の基本政策の推進への影響などについてお尋ねがございました。

まず、今回の参議院選挙結果につきましては、第2次安倍政権発足前と比べますと、例えば名目GDPが472.7兆円から503.2兆円に上昇し、全国の有効求人倍率も平成24年11月の0.82倍から本年4月には1.34倍と、24年5カ月ぶりの高水準を記録するなどの全般的な経済環境の好転などにより、アベノミクスを初めとした安倍政権の政策が前向きに評価されたことが大きな要因となっているものと考えているところであります。

他方で、我が国はデフレ脱却にはいまだに道半ばであることに加え、少子高齢化への対応や

T P P問題など多くの課題を引き続き抱えています。こうしたことから、政権運営に当たっては、地方の声を初めとしたさまざまな民意を引き続き丁寧に酌み取っていただき、これら諸課題にしっかりと対応していただきたいと考えているところであります。

また、今後憲法改正についての議論も進められると考えられますが、その際には大規模災害時における緊急事態条項を規定する必要があるか、地方自治の規定を強化する必要があるかなどについて、慎重かつ徹底した議論を行っていただきたいと考えているところです。

次に、本県の基本政策への影響につきましても、アベノミクスや地方創生、防災・減災対策の取り組みなどは県の基本政策と基本的な方向性は同じであります。これまでもさまざまな政策提言により実現したものを初めとする政府の諸施策を、産業振興計画など基本政策の推進力とさせていただいてきたところであります。今回の選挙を受けて、その方向性が継続され強化されることは大変心強いものと受けとめているところです。

今回の補正予算案においても、全国知事会等とも連携しながら、積極的に政策提言を行った結果、地方創生の推進や子ども・子育て支援、防災・減災対策の強化、T P Pへの対応などの施策が数多く盛り込まれたところであり、大いに評価をし、その早期の成立を願っているところです。今後も引き続き、積極的な政策提言を行っていきますとともに、国の施策をしっかりと追い風として生かして基本政策を推進できるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、参議院議員選挙区の合区の解消についてお尋ねがありました。

合区制度は、選挙区間の人口の均衡を重視して導入されたものであります。人口の多い地

域ほど国会議員の数が多くなるという選挙制度では、大都市など人口の集中する地域ほど有利な政策が展開され続けることにつながり、地方は不利な状況に置かれ、結果としてさらに大都市に人口が集中するという負のスパイラルに陥ることが懸念されるところであります。人口減少や少子高齢化といった我が国が抱える極めて構造的な問題に対処するため、東京一極集中を是正し、地方の活性化を図らなければならない、国全体のことを考えても本県のような地域の切実な声が国政に反映されなければならない中で、この合区制度は非常に大きな問題がある制度であるということを、これまでも申し上げてまいりました。

合区の解消に向けては、3年後の次期参議院議員選挙までに確実に解消していくことが何より重要であり、最高裁判所の1票の価値の平等に関する判例を前提とした上で、公職選挙法などの法改正を早急に検討していく必要があると考えております。

また、こうしたことと並行して丁寧な議論が必要となりますが、憲法改正に踏み込んだ抜本的な改革として、地方自治の重要性の位置づけとともに、衆議院と参議院のあり方や参議院の地域代表制などについて議論を深めていく必要があると考えています。

このような考えに基づいて、7月の全国知事会議において合区の解消の必要性、憲法論議の必要性を主張しましたところ、多くの知事の賛同を得て、合区の解消に関する決議を取りまとめることができました。全国知事会として決議できたことは大きな意義があったと考えております。

8月には全国知事会として衆議院、参議院の両議長に決議を提出し、合区解消の要請を行ったところですが、その後自由民主党が合区の解消に向けた検討を始めることとされたとお聞き

しており、大変心強く思っております。今後、このような検討が国会全体に広がっていくことを大いに期待しております。

合区の問題は他県にも拡大していく可能性があることにも鑑み、合区が行われた4県だけの問題として矮小化すべきものではなく、全国的な問題として捉えるべきだと考えております。今後、国民的な議論となるようにしていかなければならないと考えており、引き続き私としましても合区の解消の必要性を随所で訴えてまいります。

次に、県民の方々が景気回復の実感を得るために何が課題であると考えなのか、また産業振興計画をどう進めていくのかとのお尋ねがございました。

中山間地域など県内の全域で景気回復の実感できるようにするためには、まず1つ目には地方において景気回復の波に乗りおくれることのない足腰の強い産業を育成することが必要であり、本県においては官民協働、市町村政との連携・協調のもと、産業振興計画に全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

また、2つ目には、国においてこうした地方の取り組みを後押しするものとなるよう、一層の力強い政策展開が必要であり、これについては全国知事会などを通じて政策提言をしております。

本県では、産業振興計画の取り組みを進める中、アベノミクスの力強い後押しを得て、地産外商が一定進むなどした結果、人口減少下においても縮まない経済に構造が転換しつつあり、全体としてはよりよい方向に向かっていると感じております。しかしながら、長らく0.5倍前後であった有効求人倍率は、この6月に過去最高の1.16倍に達したものの、正社員の有効求人倍率はいまだ0.6倍程度にとどまっており、地域間や職種間の求人格差も大きい状況にあります。

加えて、人口減少が進む中で、ここ数年担い手不足がより深刻になっており、持続的な経済成長の大きな隘路となってきております。加えて、中山間地域の厳しさは引き続き大変なものがあります。

このため、第3期の産業振興計画では地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるため、中でも3つの拡大再生産策、すなわち担い手の育成・確保、地域産業クラスターの形成、起業や新事業展開の促進に全力で取り組んでいるところであります。

この担い手の育成・確保の取り組みは、地域地域で新たに芽吹いてきた地産外商の動きを次につなげ、さらに拡大させていくものでありますし、地域産業クラスターの形成の取り組みは、まさに地域地域に多様な仕事を創出することによって若者が地域に残れる土壌をつくり、ひいては経済効果を県内全域に広げていくことを狙ったものであります。これらの拡大再生産策を相互に連携させるとともに、特に中山間地域においては、集落活動センターの活動を産業振興計画の取り組みと連動した形で進めていくことにより、景気回復の実感を県内全域にまで行き渡らせたいと考えているところです。

加えて、本年7月から官民協働によるIOTの活用にも取り組み始めたところであります。このIOTの活用は、人口減少による担い手不足に対抗するものとして、各産業分野の生産性を飛躍的に向上させるとともに、南海トラフ地震対策や中山間地域における医療や福祉、教育などさまざまな課題解決にもつながり、かつイノベーション創出の核となる取り組みであると考えております。今後、さまざまなプロジェクトを立ち上げ、新たな産業化を目指して取り組んでまいります。

こうした産業振興計画の取り組みを強力に推

し進めていくことが、中山間地域も含めた地域地域に景気回復の実感を届けることにつながるものと考えております。さらなる官民協働、市町村政との連携・協調のもと、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、地方において経済を未来につなぐために、戦略を持って質のよいインフラ整備を進めていくことが必要ではないかとお尋ねがありました。

現在、県が力を入れて取り組んでいます産業振興計画などによる効果を広く県内に波及させ、経済の成長や活性化を実現していくためには、質の高いインフラ整備が必要不可欠となります。高規格道路で例えますと、これまでの四国8の字ネットワークの整備により、現在県西部を起点とした6時間圏域は神戸市付近まで到達しています。その結果、この7月には土佐清水市の清水サバを生かしたまま輸送し提供する居酒屋が神戸市でオープンするなど、商業圏域の拡大や商品価値の向上などの効果があらわれています。さらに、四国8の字ネットワークが完成をいたしますと、県西部からの6時間圏域が大阪などの大消費地までさらに広がりますことから、県内の特産物等の販路や商機のさらなる拡大につながるようになります。

また、高知新港では既存施設の有効活用を図る観点から、貨物の取り扱いを目的としたバースに外国クルーズ客船が着岸できるよう、全国の地方の港湾に先駆けて施設整備を行いました。その結果、本年度は28回の寄港が予定されており、現在までに16回、約4万5,000人の観光客の方に御訪問をいただくなど、大幅な観光客の増加による経済効果があらわれています。

さらに、南海トラフ地震による被害を最小化するため、河川や海岸堤防の地震・津波対策を初め、本年度からは人口や経済・社会基盤が集積しています高知市とその周辺部を津波から守

る、いわゆる浦戸湾の三重防護を重点的に進めていくこととしています。

このような中、国では未来への投資の加速を目的に、総合経済対策として補正予算の審議が行われています。県としましてもこの補正予算を最大限に活用し、さきに述べましたように、生産性の向上や生活の質の向上につながるストック効果の高いインフラの整備に取り組み、持続的な経済成長の拡大と波及を図ってまいりますとともに、防災・減災対策をしっかりと進めてまいりたいと、そのように考えるところでございます。

次に、土地改良事業の予算枠の拡大と広域農道整備事業についてのお尋ねがありました。

農地や水路、農道などの基盤整備は、経営基盤の拡大や高収益作物への転換など、農業の競争力を強化し、攻めの農業を展開する上で、また守ることも含め欠くことのできない重要な対策の一つでございます。本県ではこれまでに約1万ヘクタールの農地整備や約2,400キロの水路整備、約700キロの農道整備を進めてまいりました。

産業振興計画の農業分野では、これまでの取り組みを土台として、次世代型こうち新施設園芸システムの一層の普及などにより産地を強化し、農業の拡大再生産を目指すとともに、こうした生産拠点を核とした農業クラスターの形成を強力に進めております。これらの取り組みをさらに強化していくためには、生産拠点の整備に必要となる優良農地の確保や、中山間地域の農業を支えるきめ細やかな基盤整備などがまだまだ必要です。また、あわせて南海トラフ地震対策として、ため池の耐震化や地すべり対策も加速化していかなければなりません。

そのため、本年の4月と7月に土地改良事業の予算確保について政策提言を行ったところでありますが、現在開会中の臨時国会において1,752

億円と昨年の約1.8倍の補正予算案が上程され、本県への予算配分についても大いに期待をしております。今後も土地改良事業の予算が、本県が取り組む産業振興計画や南海トラフ地震対策などを支える重要な予算であることをしっかり伝えながら、国の予算枠の拡大に向けて引き続き取り組んでまいります。

一方、農道整備については、営農に直結する道路は引き続き農地の整備などと一体的に整備を進めるとともに、広域農道のように複数の市町村にまたがる基幹的な流通道路は、地域の実情を勘案しながら、他の事業の活用なども含めて関係市町村と検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災関連産業の振興に対する思いと今後の展開についてお尋ねがありました。

平成23年3月の東日本大震災の発生、さらに翌年には内閣府から南海トラフ地震による津波高の推計として、黒潮町で全国一、34.4メートルという衝撃的な数値が発表され、県民の皆様や県内企業に大きな不安を与え、また企業誘致活動など産業振興の面でも大きなダメージを受けることとなりました。そうした逆境をはね返すべく、過去多くの自然災害に見舞われ、その都度防災対策を進めて打ちかかってきた本県だからこそ生まれた防災製品や高い技術力を持って、まさに弱みを強みに転換する象徴的な取り組みとして、防災関連産業の振興に挑戦してまいりました。

この取り組みの中で立ち上げました防災関連産業交流会には、現在160の企業や団体に加入いただき、新たな製品の試作開発への補助事業の活用などを通じて、防災関連製品認定制度による登録製品は、現在116製品までふえております。また、その売上高も、ものづくり地産地消・外商センターによる展示会への出展や県内外での外商活動などにより、初年度の6,000万円から平

成27年度には23億8,000万円と、およそ40倍に拡大しております。本年度は、これまでの成果をさらに発展させ、拡大再生産につなげていくために、ものづくり地産地消・外商センターの東京営業本部を設置し、国内の外商活動を強化しております。

さらに、国内と同様に自然災害に悩まされる海外諸国も有望な市場と捉え、昨年度から海外展開への挑戦をスタートしております。昨年9月に副知事が訪問した台湾では、政府へのトップセールスを行うとともに、防災セミナーと商談会を開催しました結果、これまでに公共事業に活用される製品が成約に至った事例も出てまいりました。この台湾での取り組みから、防災への備えがまだ十分でないアジア地域におきましては、インフラ技術はもちろんのこと、機械設備や備蓄品においても官公需、つまり政府や地方自治体を第一のターゲットとすることが有効であると実感したところです。

そのため、今回フィリピンでは私自身も参加してセミナーを催して、広く関係者に本県のさまざまな防災関連製品をPRするとともに、防災に関連する省庁にターゲットを絞って幹部へのトップセールスを行いました。本県の防災関連製品や技術への関心は高く、販路拡大の手応えを感じたところです。加えて、財政面の制約から、まずは政府開発援助、いわゆるODAを活用してこれら製品や技術を導入できないかという切実な要望があることも確認できました。

引き続き、こうしたトップセールスにより生まれた現地政府等との関係をさらに深めながら、海外事務所や貿易促進コーディネーターによる本県企業の営業活動のサポートを行うとともに、フィリピンなどODA対象国についてはJICAや現地大使館と連携し、県としてもODA案件化に取り組んでまいります。

また、今月下旬に予定しています台湾訪問に

おきましても、防災フォーラムと商談会の開催や政府関係へのトップセールスを計画しております。今後も私自身が先頭に立ちまして、企業の皆様の海外展開を力強く後押ししてまいりますとともに、さらなる輸出振興のための必要な施策の強化を図ってまいります。

次に、憲法への緊急事態条項の創設についてお尋ねがありました。

私は、内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループやナショナル・レジリエンス懇談会などの委員を務める中での経験や、南海トラフ地震対策を進める中で日ごろから感じている問題意識を踏まえまして、南海トラフ地震などの超巨大地震が発生した際には、今の憲法では対応できないことが出てくるのではないかと強く懸念しており、このため緊急事態条項は必要ではないかという仮説を持っており、またこの点に係る国会における活発な議論、国民的な議論が必要だと考えているものであります。

危機管理上の観点からは、可能な限り危機事象発生時の状況をリアルに想定し、対策を検討しておくことが、いざというときに国民の命を守っていくためにも必要だと考えております。南海トラフ地震が発生した場合は、東日本大震災をはるかに上回る被害が見込まれ、国家の存亡にかかわる緊急事態となります。このような極めて重大な緊急事態においては、応急対策を行うための速やかな法整備と予算措置、また応急救助活動の際に必要な私権の制限という2つに係る対応が特に重要な検討課題ではないかと考えております。

具体的には、30都府県にわたり広範囲に被害が及ぶと想定されています南海トラフ地震の発生時には、参議院の緊急集会を含め、定足数を満たす国会の開催が可能なのか憂慮しております。このため、国会議員の任期や選挙期日の特例、さらには緊急時に法律制定や補正予算決定

と同等の効果を有する権限を政府に付与するための根拠規定を憲法に規定する必要があるのではないかと考えております。

また、国民の生命や身体を守るために、一刻を争う状況になっている現場においては、憲法上の財産権、居住、移転の自由といった私権を制限してでも迅速な応急救助活動を行って、生命の維持を図る必要が生じるといった事態も想定されます。

他方で、緊急時に名をかりた過剰な人権制限を防ぐ必要があることにも鑑みれば、大規模災害時に制限できる人権やその期間の制限を、憲法に限定列挙して規定することを検討していくべきではないかと考えているところでございます。

現在開会中の臨時国会において安倍総理は、憲法はどうあるべきかについて与野党の立場を超え、憲法審査会での議論を深めていきたいと表明されました。国会においては諸外国の現にある緊急事態条項や、権力の濫用に係る歴史的な教訓をよく研究しながら、建設的な議論をしていただくとともに、今後国民的な議論につながることを期待したいと考えているところであります。

最後に、ラグビーワールドカップ日本大会における事前合宿の誘致への取り組みの状況と今後の対応についてお尋ねがありました。

次の2019年日本大会につきましては、アジア初となる記念すべき大会として、我が国におきましても大きな盛り上がりが見込まれており、既に全国各地で合宿誘致に向けた取り組みが進められています。このラグビーワールドカップでは、組織委員会が調整し誘致活動が制限されている公認キャンプと、そのキャンプの前に各国の判断で実施される事前合宿があり、本県では公認チームキャンプにつきましては、9月9日に高知市と共同で公認チームキャンプ地選定

プロセスに応募を行い、現在組織委員会による書類審査と実地視察を待っているところです。

また、事前合宿につきましては、高知市や高知県ラグビーフットボール協会を初めとする関係機関と連携して、ターゲットにしている国の駐日大使館やラグビー協会に対して、グラウンドやトレーニングルームなど利用が想定される施設がコンパクトにまとまっているといった本県の優位性をアピールしながら、誘致活動を行ってまいりました。

こうした結果、現時点ではトンガ王国、サモア独立国、アルゼンチン共和国の3カ国と協議を進めているところです。特に、トンガ王国につきましては、県の職員などが本年6月に本国を訪問しましてラグビー協会の会長である首相やラグビー協会CEOとも面談し、本県での事前合宿について直接要請することもできました。また、お話にございましたように、本年7月に高知県ラグビーフットボール協会の会長である中谷代議士とともに県の職員などが駐日大使館を訪問し、事前合宿実施の要請を行いました。さらに、本国のラグビー協会CEOが本県の視察に来られる予定となっておりますので、その際には私もお会いして、誘致にかける思いを直接お伝えしたいと考えております。

サモア独立国につきましては、本年8月に職員などが駐日大使館を訪問し、本国のラグビー協会などによる本県の視察に向けて働きかけを行っているところです。アルゼンチン共和国につきましては、本国のラグビー協会役員に本県情報の提供を行って交渉を開始したところです。

こうした誘致活動によって事前合宿が実現しますと、経済的な効果はもちろんですが、国内のラグビートップリーグのキャンプ誘致の追い風にもつながると考えられます。また、多大な教育効果も期待できるところであります。そして、国内外のマスメディアを通じた本県の露出

の拡大につながるなどさまざまな効果が期待できますことから、今後とも関係団体と連携し、事前合宿の誘致の実現に向けて精力的に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、7月に実施された参議院議員選挙における本県の18歳、19歳の投票結果に対する受けとめと、県としての主権者教育の進め方についてお尋ねがございました。

7月10日に実施されました参議院議員選挙において、本県の18、19歳の投票率が全国最低であったところですが、その要因といたしましては、議員御指摘のように合区となり、高知県からは選挙区の候補者がいなかったことで、県全体として選挙への関心が薄かったことや、住民票を異動させないまま県外に進学、就職していることの影響等が考えられます。

一方で、18歳の投票率が19歳や20歳代の投票率と比べて高かったことは、昨年度から県内の高等学校で取り組んできた主権者教育の成果がある程度はあったものと受けとめております。しかしながら、本県の18歳、19歳の投票率が全国最低であったという結果は重く受けとめる必要があります。主権者教育については今後もさらに充実させていかなければならないと考えております。

これまで県教育委員会では、全ての県立高等学校において、県選挙管理委員会との連携による公職選挙法のルール等の徹底の指導、校長及び教員を対象とした研修会の実施、保護者への周知、入学時から卒業時までを見通した指導計画の作成の4点を重点的に取り組んでまいりました。

今年度、各県立高等学校では、策定した指導計画に基づき、教育活動を通じて主権者として求められる資質、能力を育む取り組みを進めて

おります。中でもモデル校として実践的な研究を進めている3校では、地元自治体と連携した子ども議会や県議会議員を招いてのパネルディスカッションといった、生徒が現実の政治について考察する取り組みの工夫も行われたり、計画されたりしております。

今後も研修会等を通じてこうした実践研究の成果等についての情報交換などを行い、各校の取り組みの改善を図るとともに、引き続き県選挙管理委員会を初めとする外部機関とも連携し、主権者としての資質、能力を育む教育を一層推進してまいります。

次に、主権者教育を進めるに当たっての教員の政治的中立性の確保についてお尋ねがございました。

教員の政治的中立性の確保につきましては、教育基本法第14条第2項にも規定されており、昨年度出されました文部科学省の通知においても示されております。主権者教育を行うに当たっては、教員は政治的中立を確保した上で、生徒の主権者として求められる資質、能力の育成に努める必要がございます。

このため、昨年12月には文部科学省から講師を招き、管理職及び担当教員を対象とした研修会を実施し、政治的中立性を確保するための留意点について、生徒の考えや議論が深まるようさまざまな見解を示すこと、生徒が一つの結論を出すよりも結論に至るまでの議論の過程が重要であること、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導することなどを具体的に示し、周知徹底を図りました。

今年度は、各校が作成した指導計画に基づいて取り組みが実践されておりますが、年度内に開催する研修会において、県内外の実践事例等を全体で共有することなどを通じて、主権者教育を進める上での教員の政治的中立性の確保に

努めてまいります。

次に、家庭の経済状況に左右されることなく子供の能力に応じた教育の機会を提供することが、全ての世代を未来につなぐための人材づくりに大切であるが、どのように取り組みを進めるのかとお尋ねがございました。

まず、保育所や幼稚園等を利用している子育て世帯については、幼児教育・保育の無償化について全国知事会などを通じて提言活動を行ってまいりました。こうした中、今年度より年収360万円未満の世帯については、多子世帯の年齢制限の要件の撤廃や、ひとり親世帯の負担軽減の拡充が行われ、幼児教育・保育の無償化が全国的規模で段階的に進んでおります。また、県においては平成21年度から18歳未満の第3子以降の3歳未満児の保育料を無料としている市町村に対して独自の補助制度を設けており、国の制度よりも踏み込んだ対策を講じております。

保育料の無償化については、利用者負担額を含めた保育所等の運営全体に係る費用を国の制度として措置すべきものと考えており、今後も引き続き国に対し所得制限の緩和や第2子以降の無償化などについて積極的に働きかけを行ってまいります。

次に、義務教育段階においては、学校教育法の規定に基づき、国が就学援助制度を整備しており、これにより経済的に厳しい家庭にあっても十分な教育を受けられるよう市町村が経済的な支援を行うこととなっております。県では、この制度がより積極的に、かつ有効に活用されるよう市町村に対し制度周知の徹底を要請するとともに、国に対しては十分な財政措置を講ずるよう働きかけを行っております。

また、昨年度策定した高知県教育大綱では、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、厳しい環境にある子供たちへの支援を大きな柱の一つに掲げ、直接的な金銭援助以

外にも幅広く対策を講ずることとしております。中でも、家庭での学習が困難な子供や、厳しい環境のゆえに低学力にある子供などに対する放課後の学習支援では、今年度実施校や学習支援員の数を大幅にふやすなど、取り組みの充実強化を図っております。

高等学校段階では、希望する全ての生徒が安心して教育を受けることができるよう、高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図っております。また、世帯の収入が基準額以下の生徒には、高等学校等奨学金を貸与する制度もございます。

こうした施策を就学前から高等学校まで切れ目なく推進していくことで、家庭の経済状況などに左右されることなく、子供たちが学びや能力発揮の機会をひとしく享受することができるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に、オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致についてお尋ねがございました。

オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致につきましては、7月5日に知事をトップとした招致委員会を立ち上げ、スポーツへの関心、意欲の高まり、大会後の継続した交流活動と地域の活性化という2つの柱を掲げ、受け入れに向けた取り組みを進めているところでございます。現在までにシンガポール、オランダ、オーストラリアの3カ国に具体的な招致活動を行っております。

シンガポールにつきましては、在シンガポール日本国大使館の助言のもと、シンガポールスポーツ庁を4月に職員が訪問し、同国関係者に事前合宿受け入れを提案させていただきました。同国との交渉の中で、今月17日にはジュニア世代の交流を進めるためのスポーツ交流協定を、

国家レベルでアスリートを養成するシンガポールスポーツスクールとの間で締結することになっております。

オランダにつきましては、在大阪・神戸オランダ総領事や、既に農業分野でつながりのあるウエストラント市関係者に支援をいただくなど、現地関係者とも連絡をとりながら招致活動を進めているところでございます。

オーストラリアにつきましても、ネットワークアドバイザーを通じて5月にウイルチェアラグビー代表チーム監督と、9月にはソフトボール代表チーム監督との接触を行い、事前合宿についての提案をさせていただき、現在交渉中でございます。

今後は、今申しました3カ国を含め、具体的な交渉ができる段階になった国や地域に職員が出向き、事前合宿実現に向けた協議を行うとともに、関係者を県内施設の視察に招聘したり、スポーツ交流などのホストタウンの取り組みを戦略的に進め、合宿招致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 空き家の実態調査の結果を移住促進にどのように活用するのか、またどのような支援策が考えられるのかとのお尋ねがございました。

平成31年度に年間移住者数1,000組という高い目標を達成し、それを維持していくためには、住まいの確保が重要なポイントになってまいります。住宅ストックの現状としましては、民間の賃貸物件が集中している都市部では余裕があるものの、一部の中山間地域においては既に不足が生じている状況でございます。

こうした中で、人口減少の進行などにより増加している空き家の活用は、移住者向けの住宅確保という観点から重要ですが、その実態は十分に把握できておりません。あわせて、空き家

が放置されることは防災、防犯、景観などの観点からも大きな問題となっており、今回県では市町村が行う空き家の実態調査を支援することとしております。この調査では、家屋の状態などについても専門家による確認が行われ、すぐに居住可能なもの、修繕を要するもの、除却が必要なものといった区分がなされることとなっており、移住者向けとして利用可能な住宅の掘り起こしにつながるものと考えております。

この調査結果を受けて、市町村では所有者の特定を行うとともに、移住者向けに貸し出す意思があるのかどうか、あるいは改修や荷物の処分はどうするのかといった、さらに詳細な調査を進めることとなります。県では既に改修や荷物の整理費用に対する支援制度を設けておりますが、こうした調査の結果を踏まえ、制度のさらなる充実を図るとともに、空き家対策に取り組む民間団体とも連携しながら、地域における取り組みをしっかりとサポートしてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○**地域福祉部長（門田純一君）** 県が婚活事業を実施する意義と目標についてのお尋ねがございました。

平成22年の国勢調査によりますと、本県においては男性で4.5人に1人、女性で8人に1人が50歳時点で未婚となっています。また、昨年の人口動態統計の平均初婚年齢を見ましても、男性31.3歳、女性29.7歳と、20年前に比べましてそれぞれ3歳以上上昇するなど、全国と同様、少子化の要因である未婚化、晩婚化が進んでおります。

こうした中、国や県のアンケート結果では、未婚者が結婚しない理由として、「適当な相手にめぐり合わない」が約4割を占めており、独身者に対する出会いの場の提供が重要な課題となっております。そのため、本県のように若者そのものの人口が少なく、都市部に比べまして

独身者の出会いの場が少ないと思われる地域において、県などの行政が積極的に出会いの場の提供を行うなど、結婚支援に取り組むことには意義があるものと考えております。また、県が率先して結婚支援に取り組むことにより、市町村や民間団体の結婚支援の取り組みを促すことにつながる効果もあると考えております。

他方で、社会全体で独身者の結婚を応援する機運を醸成するためには、行政だけでなく、これまで以上に企業などによる結婚支援の取り組みの充実が重要となってまいりますことから、本年3月に少子化対策を官民協働で県民運動として取り組むため高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設するとともに、企業などが行う結婚支援をサポートするためのコーディネーターを配置する予算などを9月補正予算案に計上させていただいているところでございます。

こうした企業などへの支援に加えまして、県主催の出会いイベントの開催、マッチングシステムなど県主体の取り組みを通じまして、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げましたKPI、具体的にはマッチングシステムへの登録者数1,000名、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の実施するイベント数100回などの目標を早期に達成し、子育て支援の充実などとも相まって、平成31年の合計特殊出生率1.61の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○**危機管理部長（酒井浩一君）** 熊本地震で浮かび上がった問題を踏まえ、ハードとソフトの両面から南海トラフ地震への対策の強化をどのように進めていくかのお尋ねがございました。

熊本地震では、繰り返す大きな揺れにより、住宅を初め市町村の防災拠点施設などが被害を受けるとともに、建物内にとどまることを恐れ、車の中で寝泊まりする避難者が多くいらっしゃいました。また、避難所ではマンパワーや資機

材の不足により、数々のトラブルが発生したことや、道路の寸断や物資の仕分け場所の人手不足により、支援物資が避難所までなかなか届かないといったことなど、ハード、ソフトの両面での課題がありました。

本県でも南海トラフ地震が発生すれば同様のことが想定されますので、第3期の行動計画に位置づけた取り組みにどのような影響があるのかを洗い出し、必要な対策を見直しているところです。特に、命を守り、つなぐ上で影響が大きな3点、繰り返す大きな揺れへの対応、避難所の運営体制の充実、支援物資の円滑な配送につきましては重点的に取り組むこととしております。

まず、住宅の耐震化を加速するとともに、住宅に被害が見られた場合は安全性が確認されるまで戻らないよう啓発を強化するとともに、体育館などの避難所について、天井や照明などの落下物による被害が出ないよう室内の安全対策を進めることなどにより、繰り返す大きな揺れへの対応を行ってまいります。

次に、被災地に職員を派遣し、避難所の支援活動を通じて得た経験から、避難者の情報収集のあり方や避難生活における困り事への対応を避難所運営マニュアルの作成に反映させることにより、避難所の運営体制のさらなる充実を図ってまいります。

最後に、支援物資の配送についてです。これまで民間の配送事業者を訪問し、熊本地震における課題等の聞き取りを行っています。今後、国の中央防災会議が熊本地震における初動対応を検証することとしており、その結果も踏まえ、民間事業者との連携のあり方など、具体的な検討を進め、支援物資の円滑な配送の実現に向けて取り組んでまいります。さらに、L2地震の発生3日後にL1クラスの地震が発生するという、より厳しいシナリオを想定し、第3期南海

トラフ地震対策行動計画における対策の充実、加速化に取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、自然災害への対策に関して、事前防災へのインフラの取り組み状況と今後の進め方についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、室戸岬を通過した先月の台風16号では、県内各地で河川の増水による被害が発生いたしました。また、室戸市、東洋町を含む13市町村で土砂災害の危険が迫り、避難勧告が発令されました。全国的に見ましても、最近では茨城県での鬼怒川の破堤や広島県での土砂災害など豪雨による大規模災害が発生していることから、事前防災の取り組みは非常に重要であると考えております。

本県の洪水対策は、過去に大きな浸水被害が発生した河川を優先し、国や市町村と連携しながら一定の安全度を確保できるよう整備を進めております。また、ハード対策で全てを防ぐことはできないという前提に立ち、ソフト対策も重要と考えております。そのため、国や市町村と連携し、住民の的確な避難行動につながる情報提供ができるよう、河川監視カメラの増設などを進めているところです。他方、土砂災害対策では、砂防関係事業により避難所や要配慮者利用施設などの防災上重要な施設を優先的に保全しております。また、土砂災害警戒区域の指定を進め、危険箇所の周知を図るとともに、防災学習会を実施するなど市町村と連携し、適切な避難行動の実現を目指しております。

今後も災害に強い地域づくりのために、水害や土砂災害による犠牲者ゼロを目指し、ハード対策とソフト対策を全力で推進してまいります。

次に、地域建設業の健全育成のために、より地域の実態を反映させた入札制度へ見直しを行っていく必要があるのではないかとのお尋ね

がございました。

地域の建設事業者の皆様には、社会資本の整備や維持管理の担い手として、また地域の雇用や経済を支える基幹産業として、さらには災害への対応など地域防災のかなめとして、非常に重要な役割を担っていただいております。特に、建設業協会の会員企業の皆様には、防災協定に基づく対応や、平成28年2月に策定いたしました高知県道路啓開計画に基づく啓開活動に御協力いただき、大変心強く感じております。

地域の建設業は、地域の安全・安心を守るために欠くことのできない存在です。このため、県が発注する工事の入札においては、地域の建設事業者の受注機会の確保に向け、さまざまな配慮を行っております。

総合評価方式の入札では、地域内拠点の有無や消防団加入の有無など地域性に配慮した評価を行うようにしており、また入札参加資格のいわゆる格付においては、防災協定の締結や建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムへの協力、災害時の緊急発注工事の受注なども評価の対象としております。さらに、建設事業者の皆様からの御意見も踏まえ、地域とのかかわりの強い災害復旧工事では、本来A等級の事業者を対象とする規模の工事においても、地域のB等級の事業者同士の共同企業体による参加を認めるといった対応も行っております。

県におきましては、建設業協会各支部の事業者の皆様との意見交換を毎年行っており、本年度も来月以降に実施することとしております。今後とも事業者の皆様のお意見を十分にお聞きしながら、建設業の健全育成につながり、より地域の実態を反映させた入札制度となるよう引き続き制度の改善に努めてまいります。

最後に、公共事業の品質確保のため、調査基準価格に独自の基準を採用し、魅力ある建設業

を構築するべきではないかとのお尋ねがございました。

低入札価格調査制度における調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされなくなるおそれがあると認められる基準として定めるものであり、県ではいわゆる中央公契連の基準を用いております。この基準は、国において調査検討を行った上で決定されたもので、国や多くの自治体で採用されており、本年4月には算出方法を見直し、引き上げも行われたところであります。

中央公契連モデルとは異なる基準を採用している自治体があることや、事業者の受注意欲の高い工事では調査基準価格付近で受注額が決まるという実態があることなどから、その基準の見直しに対する要望があることは承知しております。

調査基準価格については、その引き上げによって入札における価格競争の幅が狭まるといった側面もございます。また、ここ数年、予定価格を定める基礎となる設計積算基準の変更や労務資材単価が連続して引き上げられ、予定価格の引き上げと同時に実質的に調査基準価格も上昇してきていると言えます。このため、調査基準価格のさらなる引き上げについては、入札・契約制度における検討課題の一つとして、建設業界の意見もお聞きしながら慎重に検討してまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 高知家健康パスポートのスタートから1カ月を経過しての手応えと、この取り組みにどのような期待を持ち、今後どのように推進していくのかのお尋ねがありました。

県民の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指して、先月スタートした高知家健康パスポートにつきましては、多くのマスメディア

にも取り上げていただき、9月1日のキックオフイベントを初め、9月22日に開催した取得促進イベントなどを通じて、幅広い年代の方から多くの申請をいただきました。また、連日多くの問い合わせもいただくなど、改めて県民の皆様様の健康への関心の高さを感じているところで

健康パスポートを取得いただいた方は、10月3日現在で2,000人を超えており、取得者の年齢構成を分析してみますと、40歳代から50歳代の方が約5割を占めていることから、まずは当事業の主なターゲットである働き盛り世代に関心を持っていただいているものと一定の手応えを感じています。

健康パスポートは、その取得を通じて特定健診やがん検診の受診、また特定保健指導を受けるきっかけになりますし、日ごろの運動やヘルシーな食生活など健康的な生活習慣の定着を促す動機づけにもなります。今後は健康パスポートと関連づけた市町村のさまざまな健康づくり事業や、企業など職場ぐるみの取り組みをお願いしていくとともに、引き続き協賛企業の開拓も図りながら、できるだけ多くの県民の皆様様に取得していただけるよう取り組んでまいります。

加えて、健康パスポートは健康づくりに取り組む者に特典を与えるというインセンティブ事業のプラットフォームとして活用していただけますので、市町村などの保険者が医療保険制度改革により努力義務となったインセンティブ事業に積極的に取り組んでいただくことで、健康づくりの県民運動として展開してまいりたいと考えています。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 女性が働きやすい環境をどのように構築していくのかとのお尋ねがありました。

働く女性や共働き世帯が多い本県においては、

女性が働きやすい環境、とりわけ子育てしながら安心して働き続けられるための環境を整備することが極めて重要だと考えております。このため県では本年度から、地域における子育て支援の充実、多様なニーズに応じた就労支援、男女がともに働きやすい職場づくり、家庭における男女共同参画の推進の4つを柱として取り組みを大幅に強化したところです。

まず、子育て支援では、一時預かり事業など多様な保育サービスを拡充するとともに、特に仕事の都合により保育所に子供を送迎してほしいなどのニーズに柔軟に対応できるよう、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターの県内全域での普及に向けた取り組みを進めており、本年11月には香南市において新たなセンターが開設される予定となっております。

また、女性の就労支援では、一旦子育てに専念していても希望すればこれまでのキャリアを生かして就職できるよう、高知家の女性しごと応援室が相談からマッチングまできめ細かくサポートしており、開設から2年余りの累計ですが、延べ2,454件の御相談をお受けし、264の方が就職に結びついております。さらには、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の取り組みなど少子化対策とも連携をしながら、県内企業等へのイクボスの普及など働きやすい職場づくりや、男性の家事、育児等の分担に向けた意識啓発にも取り組んでおります。

こうした取り組みを通じまして、子育てしながら働く女性を支援するとともに、今後は国の働き方改革の方向性も見ながら、女性が働きやすい環境を整備してまいります。

○12番(弘田兼一君) それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございました。それぞれの立場で一生懸命やっておられるということが伝わってくるような御答弁をいただきまして、感謝をしてお

ります。

第2問はいたしません。ただ一つ、INAPのときに知事の力強さを感じたと質問で申し上げましたが、もう一点感じたことがあります。それは、事務方の皆さんが一生懸命事前調整をして、知事が活躍できる場をきちんとつくっておられるということに、そのことにも感心をいたしました。今後そういったことがたくさん出てくると思いますが、知事を先頭にこれからの県勢浮揚のために頑張っていただければというふうに思っておりますので、高知県のことをよろしく願いまして、私の一切の質問いたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩



午後1時再開

○副議長(梶原大介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番坂本茂雄君。

(30番坂本茂雄君登壇)

○30番(坂本茂雄君) お許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきたいと思います。

昭和南海地震から70年目、3・11東日本大震災から5年目のことし、熊本地震という震度7の前震と本震がおよそ28時間の間隔で発生し、深刻な被害をもたらし、この夏は豪雨や台風被害が多く地域に及ぶなど、改めて災害大国に暮らしていることを実感させられています。

そのことを念頭に置いた国民の間には、原発再稼働への不安が広がったにもかかわらず、川内原発については鹿児島県知事が停止を求めて

も受け入れることなく、伊方原発についても多くの反対の声をよそに再稼働が強行されました。また、沖縄県においては衆参ともに全ての選挙区でオール沖縄の議席となったにもかかわらず、参議院選挙後には高江のヘリパッドの移設工事が強行着手されました。県民が幾ら意思表示しようと、国策のため政府は容赦しないという姿勢が貫徹されるこの国は、政府の意のままにならない国民の意思であれば切り捨てることも明らかにしたと言えます。

そのような国に私たちは暮らしているのですが、せめて本県では県民が安心して暮らせる県政施策をより県民目線で進めていただくため、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

南海トラフ地震対策に臨む姿勢の優先度についてお伺いします。先日、私の住む高知市下知地域では、10カ国14人のJICA総合防災行政特別研修生の受け入れ交流を昨年に引き続き行いました。防災非常食と一緒に食べたり、地域内の木造密集地区、電車通り沿いの津波避難ビルめぐり、さらには鏡川沿いの低地を防災町歩きしていただき、地域内の災害への脆弱な実態を実感していただきました。そして、ワークショップでの研修生からの御指摘は、要配慮者の避難の仕組みや、建築年が古く津波避難ビルにならないビルへの耐震補強対応などの質問や、道路面への避難コースの指示標識や津波避難ビルの表示の工夫などの提案もいただいたりと、災害から命を守るための視点は国内外を問わず共通していることを学ばされました。

しかし、その指摘された課題や提案に対しては、行政の支援も必要な課題も多く、まさに命を守るために優先すべきことは、脆弱な地域や仕組みの中で被害の集中する災害対策こそが優先されるべき施策であることを、日々の地域の防災活動の中で痛感しています。

そのような中、7月30日高知市で講演をされた元総務大臣片山善博氏は、「地方が活力を持ってやっていくためには何が必要かと考えたら、何をおいても教育だと考えた。しかし、それ以上に重要視したのは安全ということである。どんなにいいことをやっても、ある日とてつもない災害で地域としてダメージを受ける。だから、事前に備えて人間の営みで被害を小さくする。何も準備せず間違っても人災と言われることのないように備えなければならない。地域振興や地方創生よりも地域の安全こそが大事である」と、鳥取県西部地震を経験した知事時代のことを振り返りながら話されていました。

尾崎知事には南海トラフ地震対策ファーストという思いで、県政施策の中で何よりも最も優先する施策として取り組んでいただきたいと思いますが、その決意を改めてお聞きします。

そして、南海トラフ地震対策ファーストの決意で、事前に備えることでこそ力を発揮する公助に全力を挙げ、防災・減災に備えていただきたいが、所見をお伺いします。

また、これまでの取り組みの中で、私たちの地域ではまちづくりや見守り活動、日常の取り組みを通じたコミュニティー活動が活性化するときこそ、防災にも強い町ができるのではないかと考えています。自助・共助を高めることにつながる自主防災活動が活性化すればするほど、さまざまな課題が見えてきます。

私は、先日障害者が集う下知地区のある作業所の津波避難訓練に参加させていただきました。軽度の障害者が重度の障害者を介助したり、作業所のスタッフが1人で2人を介助したりと、皆さんが本当に懸命に避難行動をとられています。しかし、健常者にとっては普通の避難路でも障害のある方には多くの支障があったり、最も近い避難ビルまで遅い方は20分以上かかり、さらにそこから避難場所までの駐車場スロープ

を上る困難さなどを考えたら、老朽化したみずからの施設が津波避難ビル、避難所機能を持つ施設へと改築されることで、周辺に津波避難ビルがなく、高齢者の多い地域住民にも安心が与えられるのではないかなど意見が出されています。

このように自主防災活動や地域防災活動が活性化したとき、新たな命を守り、つなぐ気づきが発見されることが多々あります。そのような県民から発信される災害対策への提言について本気で支援し、その提言を尊重することが行政の姿勢であるべきだと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、午前中の弘田議員の立場とは異なりませんが、私は憲法に緊急事態条項の創設は必要ないとのスタンスで質問をさせていただきます。これまでも、私がなぜ緊急事態条項を憲法に創設することについて反対しているかは、議場でもその都度述べてまいりましたが、今回は6月定例会の浜田英宏議員の質問にあった東日本大震災の復興の障壁となった事例と、憲法や災害対策基本法との関係について聞くことで、知事の考え方を明らかにしていただきたいと思えます。

まず浜田議員は、憲法第29条で保障された財産権の壁に阻まれ、瓦れきの処理がおくれ、復興の大きな障害となりましたと言われましたが、瓦れきの処理がおくれたのは憲法第29条のせいでしょうか。災害対策基本法第64条第2項には、災害を受けた工作物または物件に必要な措置をとれるとあり、憲法を変えなくても災害対策基本法第64条第2項で対応できたのではないかとお尋ねします。

さらに、浜田議員は本来届けられるべき避難所に燃料は供給されず、発災後3カ月時点の震災関連死は1,324名、現在まで約3,400名を記録するに至ったと述べられましたが、燃料が供給

されなかった避難所がどれだけあり、そのことが震災関連死につながったと理解されているのか、お聞きします。

一方で、事前の法整備が必要なのですと言われていますが、まさにそのとおりで、事前に法整備をして対応することこそが求められているのです。

広田一元参議院議員が3月30日の参議院災害対策特別委員会で、「防災対策推進検討会議最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～」に言及して、東日本大震災の教訓に基づく今しなければならぬ法改正は全て終わっている、言いかえれば積み残しの課題はないということかと尋ねたことに対して、当時の河野内閣府特命防災担当大臣は、検討した結果やらないというものもあるが、それらも含め、必要な措置を講じたと答弁されています。さらに、最終報告の提言の中には、緊急措置の範囲を拡大する必要があるのではないか、それを検討すべきだという提言もあったが、これらも含めていわゆる緊急事態条項を法改正して追加する必要はないということかとの質問に対して、これらについては検討の結果、やる必要はないということだと大臣は答弁されています。まさに防災担当大臣も緊急事態に関しては必要な法改正で対応できるし、3・11の教訓に基づいた法改正は既に行われているということなのです。

法改正でもこれ以上の緊急事態措置の範囲拡大は必要ないと考えているものを、緊急事態条項として憲法に定める必要はないと考えられます。むしろ事前に法整備をして、徹底的にその法律に基づいた備えや訓練をしておくことこそが効果的だと思うのですが、いかがでしょうか。

この項の最後に、知事は6月定例会の浜田英宏議員の質問に対して、憲法における緊急事態条項によって権力の濫用があってはならないことは当然であり、緊急時に名をかりた過剰な人

権制限を防ぐ必要があることにも鑑みれば、大規模災害時に制限できる人権やその期間の制限を憲法に限定列挙して規定することを検討していくべきではないかと考えられると答弁され、午前中の弘田議員への答弁や、あるいは私の2月予算委員会での答弁に対するものと同趣旨ではなかったかと思います。

本日私が伺いたいのは、その趣旨も含めて、今の自民党改憲草案の第98条、99条であれば、その考えが具現化されたものであるのか、あるいはこの文言は懸念される心配があるので望ましくないとか、条文に沿った考え方をお聞きするものでありますので、繰り返しになるかもしれませんが、お尋ねさせていただきます。

次に、再生可能エネルギーと原発政策についてお尋ねします。商工農林水産委員会で8月31日、秋田市のあきた次世代エネルギーパークについて調査した際、秋田市の再生可能エネルギーの導入状況に驚かされました。現在の風力発電39基で秋田市民の消費電力分が発電可能となっており、今後20基の新設、さらには洋上風力発電15基を整えば、事業所分も含めて秋田市が必要とする電力を風力発電だけでも賄えることになるそうです。

さて、知事は提案説明の中で、原発への依存度の低減に向けた具体的な努力を求めていく、あわせて県としても再生可能エネルギーの導入促進などの取り組みを進めていくと言われましたが、四国電力に対して具体的な努力を求める以上、県としても再生可能エネルギーの導入促進などの取り組みをさらに進めていくべきではないかと思うところです。

本県の新エネルギービジョンの導入目標における新エネルギー電力自給率について、現状の13.8%を長期目標の30%にとどめることなく、45%まで高める計画に改定し達成できれば、水力発電とあわせた再生可能エネルギー発電の電

力自給率が100%になります。そのことを前倒しで達成する努力をしてこそ、四国電力に対して胸を張って原発への依存度の低減に向けた具体的な努力を求めることができるのではないのでしょうか、決意をお伺いします。

次に、原子力災害避難等実施計画の実効性についてお伺いします。これまでに、四万十市や梶原町の原子力災害避難計画の策定に続いて、県は伊方原発再稼働の直前に何とか間に合って高知県原子力災害避難等実施計画を公表しました。県は、最寄りの伊方発電所から最も近い県境で45キロにあり、国の定める重点区域の範囲外ではあるが、危機管理上の観点から、県や市町村、関係機関が迅速かつ的確な防護措置を実施することにより、原子力災害から県民の生命及び身体を守ることを目的としています。

計画の目的、ポイントには「南海トラフ地震等の大規模複合災害の発生を前提としつつ、現在、本県で取り組みを進めている建物の耐震化や道路の防災対策、応急救助機関との連携といった南海トラフ地震対策を推進することで、本計画における避難対策等の実効性が向上するものと考えている」とありますが、一方避難路の確保などにおいては、南海トラフ地震の発生によって県内の道路が寸断されることが想定されているため、平成28年2月に高知県道路啓開計画を策定して、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や作業手順を事前に定め、早期の啓開を目指すこととするなど、南海トラフ地震の被災状況などを鑑みれば、現時点ではどこまで実効性があるのかと問いたくなります。

避難計画の中で最も懸念されるのは、複合災害の場合の被害想定であろうかと思えます。今回の計画には熊本地震を踏まえた第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直しなどの影響は反映されているのか、お伺いします。

避難訓練は、あらゆる被害想定に基づいた訓練を行った上で、そこで明らかになった問題は県民に明らかにすべきだと考えるがどうか、お聞きします。

とりわけ屋内退避については、四万十市及び梶原町がそれぞれの計画の中で屋内退避対象施設の耐震化を進めるとしてはいますが、現状で耐震性を確保できていない施設はどれだけあるのか、この項は危機管理部長にお聞きします。また、耐震性を確保できていない小学校などの休校校舎についても確保するための改修工事をするのか、あわせてお伺いします。

最後に、現時点では十分な実効性が担保されず、これからも訓練を繰り返し、課題を解決しながら、より実効性を高めていかなければならないような原子力災害避難等実施計画の状況では、本来伊方原発など原子力発電所の再稼働は認めるべきではなかったのではないかと。また、避難計画がなければ動かさないような代物の原子力発電は廃止すべきであると考えますが、あわせてお聞きします。

次に、先ほど知事にお尋ねした基本姿勢のもとでお答えいただくことを期待いたしまして、南海トラフ地震対策の強化について危機管理部長にお聞きします。

私は、8月20日に熊本地震の被災地を短時間ではありましたが訪ねる機会を得ました。それは、震度1以上の余震が2,000回を超えた日でもありましたが、数値的には1カ月ごとに発生回数が半減しているようでした。益城町での家屋の倒壊ぶりは報道などで見ていたとおりで、7月から半壊以上の家屋の解体撤去を始めていましたが、約3,000棟の撤去は平成30年3月までかかるということで、復旧への大変な道のりを感じるとともに、改めて揺れ被害の大きさに旧耐震基準家屋耐震化の加速化の必要性を痛感させられました。

その深刻な被害をもたらした熊本地震を本県でも踏まえた上で、第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直しを図られるという姿勢は評価するものですし、想定外を想定内にしていこうとする県の真摯な取り組みであると思います。しかし、その中における今回の熊本地震を踏まえた第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直しが必要な75項目に関して、影響を与える様相が「おくれる」または「3日おくれる」などとされており、影響の内容についても「3日分不足」とか「3日分おくれる」となっていますが、L2地震の3日後にL1地震が起きたときに、なぜ「3日分の不足」とか「3日分のおくれ」でとどまる被害で済むと言えるのかと疑問を抱かざるを得ません。

そこでお尋ねしますが、影響を与える様相と影響の内容はいかなる想定根拠に基づいて提示されているのか、危機管理部長にお尋ねします。

次に、木造家屋耐震改修工事の完了検査など耐震性確保の検証と、改修工事の担い手養成について土木部長にお聞きします。熊本地震は、被害棟数は16万棟を超え、過去の大地震と比べて新耐震基準導入以降の比較的新しい住宅被害も目立つなど、県民の耐震化に対する意識も変えさせるような影響があったと思います。だからこそ、耐震診断の実施が加速しているのであろうし、今後耐震改修工事も一層進むことを期待するものでありますが、その効果がいざというときに発揮されることへの確証がなければならぬと思います。

平成22年2月定例会で、改修後の検査や効果の検証について尋ねましたところ、当時の土木部長は、事業の完了検査は市町村が工事写真のほか、耐震診断士が確認した耐震診断結果などの添付が義務づけられた完了実績報告書に基づいて実施、また工事中についても必要に応じて市町村担当職員が現場検査を実施、今後さらに

工事の適正化を図るため、耐震診断士による現場確認記録の義務づけや、市町村からの要望に応じて現場検査に県職員が同行するなどの制度改正を行う予定と答弁されましたが、予定どおりに実施されているのか、お聞きします。また、市町村からの県職員同行の要望などはどれだけあり、県はその要望に応え切れているのか、お伺いします。

さらに、熊本地震の木造家屋の倒壊状況を見たとき、従前の耐震診断及び耐震改修工事で十分なのかどうか、お聞きします。

今後、耐震改修工事のニーズがさらに高まっていくことを考えたとき、耐震改修工事に携わることができる事業者及び技術者の確保が必要と考えますが、本県における技術者の養成の現状と、今後措置されなければならないこととしてどのようなことが考えられるか、お尋ねします。

さらに、震災後の復旧・復興のことを考えたとき、木造建築の技術の継承が図られていなければならないことから、今後木造建築に携わる事業者及び技術者そのものの養成が必要であることを指摘するとともに、養成に向けた取り組みを進めるよう要請させていただきたいと思います。

私は、ことしの夏、地元の高知市立昭和小学校の先生方と、東日本大震災のとき避難所となった学校関係者や、復興に向けて小学校と連携されている東北大学災害科学国際研究所の先生方、保育園児を全員避難させた関係者の方を仙台市、石巻市、名取市に訪ね、聞き取り調査をさせていただきました。

私たちはその場で、お会いした先生方に無理をお願いしていただいた昭和小学校の生徒たちへのビデオメッセージの内容は、場所も被災状況もそれぞれに違っているのにほとんど共通していました。それは、自分の命は自分で守って

くださいということです。加えて、そのために急いで高いところに避難できる体力をつけてください、こんなときどうしたらよいか自分で判断できる勉強をしてください、人を助けてあげてください、人とのつながりを大事にしてください、これは生徒たちだけではなく、これから災害と向き合う私たち全ての高知県民に対するメッセージだと受けとめました。だからこそ高知市防災意識調査結果を知ったとき、私たちはどんなことをしても市民、県民の防災意識の啓発に取り組まなければと思ったところです。

そこで、高知市防災意識調査を踏まえた長期浸水対策及び自主防災会活動や啓発活動についてお聞きします。長期浸水が予想される高知市の4地区に対して実施された高知市防災意識調査結果で、長期浸水想定を4割の住民が知らず、自主防災組織があると答えた人でも42.3%が活動に参加したことがないと答えられています。知事が提案説明でも触れられましたが、住民一人一人が確実に避難できることを保障するための地域津波避難計画の見直し、津波避難ビルに避難された方々の迅速な救助・救出態勢の検討を進めていくということに、長期浸水予想地域の住民は多大な期待をしています。これができていないから、長期浸水予想地域内の自主防災会も、長期浸水について地域で住民と検討することにちゅうちょされている面もあるのではないかと思います。

この見直し・検討結果をできるだけ早期に出す必要があると考えますが、その決意をこの項は知事にお聞かせいただきたいと思います。

自主防災会活動の活性化が求められている中で、第3期行動計画、震災に強い人づくりの項の見てきた課題で、養成した防災士が地域で活動できる環境ができていないとありますが、活動できる環境を求めて待っているとしたら、それは本末転倒で、防災士みずからが環境を求

める、またはつくる必要があるのではないかと思います。それは、みずからが自主防災活動に参加することから始まりますし、それが居住区域になれば防災士こそがリーダーシップをとって組織化すればいいのです。まずは所属する単位防災会で、そして地域の連携組織で役割を担っていくことだと思います。

そこでお聞きしますが、県及び市町村が養成した資格取得者が何人いて、そのうち居住地区での防災会役員を担っている方がどれだけいるのか、お聞きします。

啓発活動の一環を担っている「南海トラフ地震に備えちよき」のバージョンアップが図られようとしています。県民にとっては一番身近で活用されるべき防災啓発冊子だと言えるようなものとして、改訂していただきたいということ、まずはお願いしておきたいと思います。

そこで、例えば返信用アンケートはがきを挟み込んでおくなど、冊子の活用状況や今後への要望を把握できるような仕組みも検討していただきたいと思いますが、お聞きします。

この項の最後に、防災訓練への参加者拡大とシェイクアウト訓練についてお聞きします。昨年の地震・津波に対する県民意識調査結果によれば、地域や職場の防災訓練への参加状況では、「参加していない」が4割にも達しており、毎年9月1日前後の日曜日に行われる地域のみんで自主防災訓練も、自主防災組織が中心に訓練を実施しているものの、県民全体への広がりには苦慮していることがうかがわれます。

そういう状況を打開するために、参加しやすい訓練で意識づけをするという方法としてシェイクアウト訓練の活用を考えていたところ、先ほど述べました8月31日に委員会調査で訪れた秋田市役所には、庁内のあちこちにシェイクアウト訓練の呼びかけのポスターが張られていたことから、改めて訓練への参加拡大の手法とし

て触発されました。全国で道県が主催しているのは10道県にとどまっていますが、市町村も含めるとことしは463万人が参加しています。シェイクアウト訓練は地域や職場などで同日同時刻一斉に地震の際の安全確保行動、まず低く、頭を守り、動かないをとるもので、どこにいても短時間で取り組める訓練です。

日ごろ、訓練への参加が困難な方に対して、自分の住まい、地域、学校、職場などの組織が訓練の場となり、非常時の対策の見直し、防災グッズの確認、けがを防ぐための身の回りの安全対策をとるように促すことにもつながるもので、効果的であることから県民総訓練として取り組むことはできないか、お伺いします。

これまでも自殺予防や子供の貧困など、生きやすさ、暮らしやすさへの支援についてお尋ねしてきた経過はありますが、今回はフードバンク事業と子ども食堂への支援について地域福祉部長にお尋ねします。

このフードバンク事業の問題についても、平成24年2月定例会でも取り上げさせていただきましたが、その後解消されることのない食品ロスと生活困窮者支援の仕組みがつけられたことで、そのニーズはより高まっているのではないかと思います。多くの生活困窮者から、命をつなぐ食べ物を求めて相談を受けられた福祉事務所や母子支援課、社会福祉協議会、女性、母子、高齢者、地域定着生活、若者サポートなど各相談支援センター、スクールソーシャルワーカー、民生委員の方々がフードバンク高知に支援を求めてやってくるそうです。3・11東日本大震災以降、ことしの熊本地震でも震災時におけるフードバンクの役割も非常に大きくなってきています。

さらに、子供の貧困においては、子ども食堂への食料支援だけでなく、その背後にある貧困家庭に食料を届け、自立への支援を行うことで

一人でも多くの子供に安全・安心を届けられています。また、食品確保のためにフードドライブで家庭への呼びかけに協力する学校や職域なども広がりつつあります。食料を確保し提供するというその対象が広がるほど、運営に必要なマンパワーと機能の継続性が求められてきます。

平成24年2月定例会でのフードバンク事業への支援に関する質問に対して、配布に係るコストや大量に届く食品などの保管が負担となっていることや、ボランティアスタッフでの対応に限界があることから、その支援について検討するとされていましたが、どのような検討がなされてきたのか、お尋ねします。

そして、フードバンク事業を継続するには、スタッフや有償ボランティアも確保しながら機能強化が必要だと考えますが、そのことへの支援こそが必要ではないかと思いますが、あわせてお伺いします。

次に、子ども食堂についてです。全国的には2012年ごろから地域の大人が貧困家庭や孤食の子供に無料や安価で食事を提供し、安心して過ごせる場所として子ども食堂という名前が使われ始め、本県でもひとり親や共働き家庭などさまざまな事情を抱える子供たちに低料金で食事を提供する子ども食堂や、それに類似する取り組みが広がり始めています。高知新聞社の調べでは、県内では子ども食堂は2016年春以降、高知市や南国市など4市で6カ所が開設され、こうした呼び名が定着する前から続けている団体を含めると7カ所に上っているようです。

子ども食堂の広がりに関心が高まっていますが、県が実施したひとり親家庭実態調査でも、子供に関する悩みの問いに対して、「子供の食事・栄養」は母子家庭で10.5%、父子家庭で15.8%となっているだけに、潜在的なニーズはさらに広範囲にあるのではないかと考えられますが、お尋ねします。

また、9月27日付の高知新聞に、子ども食堂については児童家庭課は居場所づくりの視点を重視して県内で進んでいるとの認識を示し、支援を検討しているとありましたが、どのようなことが検討されているのか、お聞きします。

その際の課題として、本当に困っている子供や家庭にどうアプローチするか、頻度をどう上げるかということが認識されていなければならないと考えられますが、そういう認識に立っているのか、あわせてお聞きします。

さらに、子ども食堂の運営形態によっては、営業許可が必要となるようですが、そのことによって円滑な運営と展開の拡大の支障とならないような措置が講じられないか、この項は健康政策部長にお尋ねします。

次に、住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策について土木部長にお尋ねします。昨年9月定例会の高齢者の貧困・生活支援の質問で取り上げた住まいへの不安解消の問題は、「下流老人」の著者藤田孝典氏の近著「貧困世代」では、若者の問題であることにも及んでおり、住宅の貧困の問題、いわゆるハウジングリスクを抱えているのはほかにも世帯内単身者、母子世帯、不安定就労層と幅広く潜在的に存在していることが明らかになっています。また、日本居住福祉学会会長の早川和男さんによれば、住まいの安定は人間生存と福祉の基盤としての役割が極めて大きいということが明らかにされています。

そのことを考えたとき、住まいへの不安解消は国土交通省と厚生労働省の壁を取り払い、憲法第25条の規定を受けて、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足る住宅を供給する目的の住宅確保策を、自治体と一緒に進めることこそが求められているのではないかと考え方を述べさせていただいた上で、順次質問させていただきます。

昨年9月定例会での質問に対して、四万十町で取り組まれようとしている所得などの配慮を必要とする高齢者向け住まいの整備など、高齢者向け住まい確保対策推進モデル事業補助金の有効活用を進められました。しかし、先ほど述べたように、この問題は高齢者だけの問題ではないことも明らかになっています。これも昨年度実施のひとり親家庭実態調査では、母子世帯でマンションも含めた持ち家にお住まいの方は24%にとどまっていることから、住まいの不安を抱えた方は多いと思えます。

そこで、県内のハウジングリスクの実態を明らかにする必要があると思われませんが、この項は地域福祉部長にお伺いします。

また、その結果を踏まえて、住宅確保要配慮者、つまり低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者への支援が本来の役割であるはずの本県居住支援協議会も、移住希望者への情報提供業務に傾斜することなく、ハウジングリスクを抱えた県民への支援を行えないか、お尋ねします。

また、提案説明にもありましたが、移住希望者向けの住宅確保のため、空き家を移住者用住宅として有効に活用できるかどうか、市町村が行う空き家の実態調査を支援し、利活用が可能な家屋の掘り起こしを行うとともに、空き家対策を移住希望者向けの住宅確保だけではなく、住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策としても活用すべきではないかと考えますが、お尋ねします。

次に、新図書館の開館と現県立図書館の跡施設利用について質問いたします。

当初予定から多少おくれてはいますが、オーテピア高知図書館の開館も2年後、2018年夏ごろに迫ってまいりました。新図書館は、これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす

図書館との理念のもと、課題解決を支援する図書館、情報提供機関として地域を支える図書館、セーフティネットの役割を果たす図書館、進化型図書館、図書館利用に障害のある利用者に配慮した図書館を目指す図書館像として、多様で充実したサービスが提供されることとなっています。

その際、基本構想、基本計画に加えて、昨年度から知の拠点としての新図書館サービス検討委員会での図書館サービス、ビジネス・農業・産業支援サービス、健康・安心・防災情報サービス、中心市街地の活性化・周辺施設との連携など4分科会の議論をもとに、さらなるサービスの拡充を図るため、策定中のサービス計画にもその内容が盛り込まれようとしています。また平日20時、祝日18時へ開館時間の延長、さらには7、8月限定ではあるものの、土曜日も20時まで延長されようとしています。

これらの基本構想、基本計画に加えて拡充されたサービスも履行し、延長される開館時間に対応できる職員体制の強化が図られるべきだと考えますが、必要な図書館司書の採用、養成など開館に間に合わせることも含めてどのように考えられているのか、教育長にお尋ねします。

続いて、現県立図書館の跡施設の利用と公文書館のあり方について総務部長にお聞きします。平成26年9月定例会での私の公文書館のあり方についての質問に対して知事は、保存環境のさらなる充実を図るとともに、歴史的価値のある公文書を県民にこれまで以上に利用していただくためには、公文書館の設置が必要であると考えており、県立図書館の跡施設のメイン機能として、公文書館を設置してはどうかとの方向で検討を進めていると答弁されましたが、検討の状況及び現時点の公文書館の役割と機能はどのようなになっているか、お聞きします。

とりわけ2年前に高知で開催されたシンポジ

ウム「私たちの歴史を守るために―地域資料・公文書・個人記録の保存と継承―」以来、知事はこの間も吉見東大教授と震災アーカイブなどについて意見交換をされているようですが、このような新たな機能も求められることを考えたとき、公文書館の機能と役割はますます重要になってくると思われま

す。県立図書館の跡施設のメイン機能として公文書館を考えておられるとしたとき、ほかの機能はどのようなものを考えられているのか、お聞きします。その際、これまでや今後の公文書館のあり方を考えた場合、公文書館に必要な面積はどのように考えているのか、あわせてお尋ねします。

次に、本県文化芸術振興と地域版アーツカウンシルについて文化生活部長にお尋ねします。

まず、アーツカウンシルとは、一般に芸術文化に対する助成の審査、決定、助成された活動の評価などを行う専門家等による第三者機関のことを指し、欧米諸国や韓国などの各国に設置されており、その機能や組織体制は国によってさまざまですが、公的な助成の目的が達成されるよう、専門家による審査、評価、調査研究を行う組織という点でおおむね共通していると言えます。

国が昨年閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の重点戦略の1番目に掲げる、文化芸術活動に対する効果的な支援の一つであるアーツカウンシルの本格的導入は、文化芸術、町並みなどの地域資源を戦略的に活用した地域創生を企図しているのと、アーツカウンシルを設置することで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいてアーツカウンシルの専門職員と地域の方々の二人三脚で、多種多様な文化プログラムの開催が可能になることを狙っているものです。基本方針には、日本版アーツカウンシルという言葉が掲載されていますが、

日本版というより本当は地域、大きくは四国エリアをリードしていくための地域版アーツカウンシルの設置が推奨されており、そのために地域における文化施策推進体制の構築促進事業が行われており、地域版アーツカウンシルの導入の支援がなされています。

そこでお聞きしますが、県文化芸術振興ビジョンの改定作業において、先ほど述べた国の基本の方針に沿って、ビジョンの新たな方向性と具体的な施策を策定することとすれば、国の文化芸術活動に対する効果的な支援の一つとして、日本版アーツカウンシルの本格的導入も着目されてしかるべきだと思います。本県にも高知県文化財団という組織がありますが、現在の活動と職員の専門性は、国の言うアーツカウンシルとは違っているように思いますが、現在改定作業中の本県の文化芸術振興ビジョンには、地域版アーツカウンシルの導入が盛り込まれるのかどうか、お尋ねします。

そして、地域における文化施策推進体制の構築促進事業に早急に応募して、国の支援を受けながら、いわば地域文化専門職とでも呼べる人材を高知版アーツカウンシルが起用し、取り組みを進めることなどが、文化芸術による地域の活性化を図り、四国を高知がリードしていくことにつながると考えますが、お尋ねします。

これまでに私は観光のバリアフリー化について取り上げてきて、今年度からユニバーサルツーリズムをテーマとした講演会が開催されるなど、取り組みがスタートした感があります。このこととも関連性もありますが、根底である日常の県民の移動の権利を保障すべき公共交通のバリアフリー化の推進について副知事にお尋ねします。

これまでも車椅子で移動されている方から、とさでん交通バスの利用の不便さをたびたび聞かされていましたが、とさでん交通の直近のバ

ス路線の再編、ダイヤ改正が実施された10月1日当日、車椅子でのバス利用は予約が必要となっていることから、事前予約もしてあったのにその便に通過されてしまい、電話で問い合わせると、きょうは車椅子対応のバスが手配できず後の便に乗ることもできないと言われたそうです。社内での連絡体制の悪さ、運転手の確認ミスで、その方は朝8時台にヘルパーさんに玄関前の段差の移動を介助してもらい、10時台しかバスが手配できないというので、長時間待ったあげくに通過されて、その日一日出かけられず自宅にいなければならなかったそうです。こんなことが繰り返されていていいのでしょうか。

そこで、このようなことを今後繰り返すことのないように、2014年9月定例会での私の質問を踏まえてお尋ねしますが、中央地域公共交通改善協議会において公共交通機関の不便さ、不自由さを感じている利用者のニーズや意見の酌み上げはどのように行われているのでしょうか、その現状と反映結果についてお聞きします。

なお、今の余り機能しない接遇センターではなく、利用者の意見を反映できる体制、さらにはワンストップのわかりやすい苦情解決相談窓口を設置、明示することが必要だと考えますが、あわせてお聞きします。

とさでん交通では、事業再生計画に沿った対応や路線の効率的な再編成などで、職員の皆さんも繁忙をきわめているとは思いますが、障害者、高齢者などへの配慮ある対応については最優先すべきではないでしょうか。

そこで、中山間対策・運輸担当理事にお尋ねしますが、とさでん交通の障害者サポート研修の実施状況はどうなっているのか。また、それ以外の公共交通事業者の社員に対する研修の実施状況についてあわせてお聞きします。

3年ほど前に、JR四国の特急列車で車椅子利用乗客がデッキで5時間も過ごさなければな

らなかったことが報道されて、私もその際に難病連の方とともにJR四国に申し入れましたが、事業者任せでは限界があるのかとも思った次第です。

そこで、県内路線のバス車両及び鉄道車両のバリアフリー化の推進状況がどのようになっているのか、お伺いします。

今、安倍政権が働き方改革ということを声高に叫び始めましたが、「働きすぎの時代」などの著作があり、過労死問題を研究されてきた森岡孝二関西大学名誉教授は、「働き方の改革は、本来なら社会政策の一環。働く人の過労死や貧困や失業といったゆがみを是正するために社会保障などと一体で議論されるべきものです。だが、安倍政権ではこうした社会政策をずっと棚上げしてきた。今回の働き方改革も社会政策としてではなく、経済政策の柱として議論しているにすぎない」と指摘されています。そんな長時間労働をめぐる状況がある中で、県庁職員の時間外労働の解消について副知事にお尋ねします。

平成25年及び26年2月定例会と続けて、県庁職員の時間外労働の解消について取り上げてまいりましたが、副知事は、時間外勤務については2012年度から私自身が先頭に立って縮減に向けた取り組みを進めており、その趣旨は各所属にも一定浸透してきているものの、思うような結果までには至っていないことについて、私自身大変残念に思っている、引き続き管理職員に対し、私から直接、業務の効率化やスクラップを促すなど、その取り組みの徹底を図っていきたいと考えていると答弁されていました。

しかし、副知事が通知を出し始めた2012年以降も職員1人当たりの年間時間外労働はふえ続けており、尾崎知事が知事に就任した2007年以降、1人当たりの年間時間外労働時間数は69.6時間から昨年の154.1時間と2.2倍となっており、また目安時間と言われる年間360時間超過の時

間外勤務者は、2012年度の217人を2015年度は32人上回っています。

このような状況の中で、これまでのいわゆる時間外勤務の縮減に向けた副知事通知の効果はあったと言えるのか、お聞きします。また、いかなる効果があったかはわかりませんが、あったとしたらその効果は何が原因だったと考えているのか、あわせてお聞きします。

さらに今次、職員の創造性の発揮と業務の質の向上に向けた取り組みについての副知事通知が、職員の健康増進や時間外勤務の縮減につながるようになると思っているのか、お聞きします。

昨年4月の県政運営指針では、財政の安定性に配慮しつつ、マンパワーの維持を図るとして、知事部局3,300人体制を維持するとされていますが、副知事が2年前に答弁された、さまざまな課題の解決に向けて全庁一丸となって真正面から取り組んでいる中、職員の忙しさが増しているという状況には変わりありません。そこには仕事量の増大に見合った人員体制となっていないことが大きな背景として横たわっているのではないかと思います。

先ほど、尾崎知事が就任してから職員1人当たりの年間時間外労働時間数が2.2倍となっていることを指摘しましたが、3,300人体制にこだわり始めた2014年から時間外労働時間数は横ばいになってはいますが、縮減にはつながっていないということを考えれば、1人当たりの仕事量を減らすための人的体制がない限り、縮減にはつながらないのではないかと考えられます。

基本的には3,300人体制にこだわらず、仕事量に見合った増員を図ることと、当面の間、県職員定数条例第2条第2項にある職員の定数の外に置くことができる職員を規定どおりに措置していくことについてお聞きします。

そのことを行って、時間外勤務縮減への方向

性を示してほしいということを求めまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南海トラフ地震対策を何よりも優先する施策として取り組むことへの決意についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震への事前の備えをしっかりと行い、地域の安全性を高め、一人でも多くの方の命を救うことは、県民の安心確保の前提として非常に重要なことであり、県政の最重要課題であると認識しております。このため、東日本大震災の発災後、それまでの取り組みを抜本的に強化し、県独自の手厚い支援制度も創設し、対策の加速化を図ってまいりました。

これまでの取り組みにより、平成28年3月末で避難路・避難場所1,361カ所、津波避難タワーは89基の整備が進んでおり、住宅の耐震化や津波からの早期避難の意識啓発等による取り組みによりまして、対策の効果として当初の想定死者数4万2,000人は1万4,000人まで縮減できる見込みとなっています。しかしながら、いまだ1万4,000人もの想定死者数がおられるわけであり、全力をもって今後もこの南海トラフ地震対策を進めていかななくてはなりません。

他方、人口減少に伴う諸問題への対応も現在進行している極めて重要な課題であります。このため、南海トラフ地震との戦いと人口減少に伴う負のスパイラルとの戦いが、県政運営上の2大柱であると考えているところでございます。

この認識のもと、この2つの柱に対応するため、経済の活性化、日本一の健康長寿県づくり、インフラの充実と有効活用などの5つの基本政策と、中山間対策、少子化対策と女性の活躍の場の拡大との2つの横断的な政策について、強力に施策の展開を図っているところであります。

今後も引き続きPDCAサイクルをしっかりと働かせ、各種の施策をさらに展開、発展させ、災害から命を守る高知県、そして地域地域で若者が住み続けられる高知県を目指してまいりたいと考えております。

次に、公助での防災・減災への備えと、県民から発信される災害対策への提言についてのお尋ねがございました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるためには、自助・共助の取り組みが重要であるとともに、県や市町村が行う公助の取り組みも当然のこととして重要であることは言うまでもありません。このため、県として南海トラフ地震対策行動計画に住宅の耐震化の加速化や避難所の運営体制の充実、事業所BCPの策定といった自助・共助への支援とともに、津波からの避難路・避難場所の整備、河川堤防の耐震化といったハード対策や救助・救出態勢の整備、物資配送計画の検討といったソフト対策など、公助の取り組みについても考えられる対策は全て位置づけて取り組んでいるところであります。

今後も県民の皆様による自助・共助の取り組みに対して、市町村と連携を図りながら積極的に支援するとともに、県民の生命、財産を守るため、引き続き公助として取り組むべき対策を全力で推進してまいりたいと考えています。

また、県民の皆様からの災害対策への御意見につきましては、これまででもできる限り生かすべく対応してきたところであります。私自身も対話と実行座談会や対話と実行行脚を初め、地域に出向いてその地域の実情と課題を直接お聞きしておりますし、さらに平成26年度には県内5カ所に南海トラフ地震対策推進地域本部を設置し、防災の専任職員が日々の活動の中で地域地域の皆様と顔の見える関係も築きながら、地域から寄せられる課題や要望に対して市町村と連携し、きめ細やかな対応をしているところで

あります。今後も県民の皆様の御意見に対しては謙虚に耳を傾けながら、市町村と協働してしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災での瓦れきの処理について、災害対策基本法で対応できたのではないかとのお尋ねがありました。

東日本大震災では、津波により流出した家屋や自動車、船舶などの瓦れきが大量に発生したことが、迅速な救助や救出活動はもちろん、その後の復旧・復興にも大きな支障となったと認識しています。被災市町村では災害対策基本法に基づき応急対策を実施する中で、撤去した瓦れきの所有者から損害賠償を請求されるといった事例や、瓦れきの保管場所の確保や運搬などに時間と手間がかかったといった復旧・復興段階の事例など、財産権に関する課題も明らかになっています。

ましてや、最悪で死者数約32万人、避難者数約950万人に上り、死者数では約16倍という東日本大震災をはるかに上回る被害が想定される南海トラフ地震におきましては、より対応困難な事例が多数噴出する状況を想定しておかなければならないものと考えます。したがって、現行の財産権などのあり方のままでは迅速な応急救助活動に支障になることはないのか、しっかりと議論しておく必要があるものと考えているところであります。

次に、東日本大震災で燃料が供給されなかった避難所がどれだけあり、そのことが震災関連死につながったと理解しているかとお尋ねがありました。

東日本大震災において燃料が供給されなかった避難所の数につきましては、調査が行われておらず把握できておりませんが、燃料不足が深刻な問題となっていることが、報道によってもたびたび伝えられましたし、現地の関係者などからも同様に聞いております。

また、震災関連死の原因について調査分析した結果では、避難所等における生活の肉体・精神的疲労が約3割、避難所等への移動中の肉体・精神的疲労が約2割、病院の機能停止による初期治療のおくれなどが約2割などと分析されています。震災関連死の原因は多様だと思われまますけれども、寒さによるものとする報告事例もあり、燃料が供給されなかったことがその背景となったことも当然にあるものと考えられます。

私どもが南海トラフ地震対策を考えるに当たっては、冬場極寒の時期に地震が起こった場合でも、避難所において飢えや寒さにより、多くの関連死が発生することのないように、暖房への配慮や食料の配布が行われるようにしなければならないと考えるわけでございますが、そのためにも燃料の供給が地域地域で行われるよう検討することは当然だと考えております。かように避難所への燃料供給は災害対応として考慮すべき重大事だと考えるところであります。

次に、事前に法整備をして、その法律に基づいた備えや訓練をしておくことが効果的ではないかとお尋ねがありました。

南海トラフ地震のような大規模災害への対応のための法整備を事前に行っておくことは大切であり、大いに検討すべきだと考えております。国は、東日本大震災における多くの課題と教訓を踏まえ、災害対策基本法の一部改正を3回行うなど災害対策法制度等の見直しを進めてきました。本県としても他県と連携して、南海トラフ地震対策特別措置法の制定などを政策提言し、訴えてきた内容が一定実現しております。

しかしながら、大規模災害が発生した緊急時には、憲法上の財産権、居住・移転の自由といった私権を制限してでも迅速な応急救助活動を行って生命の維持を図る必要がある、そのような事態も想定されます。こうした制限は果たして法律で行うということでのいいのか、また法律

が最後の根拠ということでもいいのだろうかと考えているものでございます。

そうした緊急事態であることを理由に、政府に過度な権限を付与することや、過剰な私権の制限を認めることがあってはなりません。まして、大規模災害への対応のための制限が、災害以外の目的に使われるといった権力の濫用は絶対にあってはならないことは当然であります。憲法に比して容易に改正できる法律を最終根拠とするのではなく、これを縛る規定を憲法に置くことが大事ではないか、政府が行使できる権限の範囲やその期間について、また大規模災害時に及び得る人権制限の範囲を限定するためにも、憲法に限定的に規定しておくべきではないか、そのように考えるものであります。

次に、今の自民党改憲草案第98条、99条に関してのお尋ねがありました。

自民党の憲法改正草案は、第98条で内閣総理大臣による緊急事態の宣言の要件や手続を規定するとともに、第99条ではその宣言の効果として内閣が緊急政令を制定し、緊急の財政支出を行うことができることや、国民保護のための国等の指示に従う義務、衆議院の解散の制限や国会議員の任期及び選挙期日の特例を規定していると承知しております。

私がこれまで申し上げてきたことを自民党の草案と照らし合わせてみた場合、国会議員の任期や選挙期日の特例、さらには緊急時に法律制定や補正予算の決定と同等の効果を有する権限を政府に付与するための根拠となる規定については、方向性は同じであると思われま

す。一方で、大規模災害時に制限できる人権やその期間の制限を限定的に列挙して規定することについては、自民党の草案には見受けられません。他方、基本的人権に関する規定は最大限に尊重されなければならないと定められており、人権の制限を限定するべきとする点では同じで

あると認識しております。

いずれにしても、甚大な被害が想定される南海トラフ地震を避けることができない高知県の知事として、憲法における緊急事態条項については、国会において政党間で建設的に議論していただきたいと思っており、国民的な議論の高まりにも期待をしているところであります。

次に、新エネルギービジョンにおける新エネルギー電力自給率の長期目標を45%に高める改定を行い、四国電力に原発依存度の低減に向けた努力を求める決意についてお尋ねがありました。

本県の強みである全国一の森林率やトップクラスの日照時間など、全国でも優位な新エネルギー資源を生かし、新エネルギーのさらなる導入を促進するために、新エネルギービジョンを本年3月に改定しました。この中で、平成26年度末における県内の新エネルギーによる電力自給率11.8%を平成32年度に21.2%とする中期目標、平成37年度に30%とする長期目標をそれぞれ掲げております。

しかしながら、本県の送電網は脆弱であることから、新たに新エネルギーによる発電を行いたくても送電網への接続ができないという問題が生じており、この問題を解決するためには大きな費用負担を伴いますことから、新エネルギーの導入促進にとって大きな課題となっています。本ビジョンに掲げています長期目標の30%を達成していくためには、この大きな課題が解消されることが必要となっておりますことから、この30%という目標自体が相当高い目標であると考えています。

こうした送電網への接続に係る課題は、本県だけでなく全国的なものであることから、これまでも全国知事会等とも連携して国に対して地域の送電網を増強することなどを求めてきており、今後も引き続き国に対して課題の解決に向

けた取り組みを強く求めてまいります。

本県としましては、電力自給率の長期目標である30%を見据えて、まずは平成32年度の中期目標である21.2%の達成に向けて取り組んでまいりますとともに、四国電力に対しましても新エネルギー導入促進のための具体的な努力を求めてまいりたいと考えております。

次に、今回の原子力災害避難等実施計画には、熊本地震を踏まえた第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直しなどの影響が反映されているのかとお尋ねがありました。

本年4月に発生した熊本地震では極めて大きな揺れが繰り返すなど、東日本大震災では見られなかった事象が見受けられました。このため、繰り返す大きな揺れに対する建物の耐震対策や避難所運営、物資の配送といった熊本地震での課題を踏まえ、5月には南海トラフ地震対策推進本部会議を開催し、第3期行動計画における課題の洗い出しを行い、その後具体的な施策について検討を進めてきたところであります。

8月に策定した高知県原子力災害避難等実施計画、いわゆる避難計画には、こうした課題と検討を踏まえた上で、繰り返す大きな揺れへの対応として住宅や避難所の耐震化を進めること、また住宅での屋内避難が困難な場合には近隣の避難所へ避難すること、さらには道路の寸断への対応として、道路啓開計画を踏まえて複数の避難ルートを設定するとともに、孤立に備えてヘリコプター離着陸場を明示し、ヘリによる救助を行うことなど複合災害を前提とした対応を既に取り込んでおります。

さらに、本年度中には第3期行動計画の平成29年度版を取りまとめることとしておりますので、その内容も踏まえて本避難計画の内容を改めて検証し、より実効性のある計画となるよう必要なバージョンアップを行ってまいりたいと考えておるところです。

次に、あらゆる被害想定に基づいた訓練を行った上での課題を明らかにされたいとお尋ねがありました。

原子力災害避難等実施計画は、南海トラフ地震等の大規模災害の発生を前提として、道路啓開計画の成果を踏まえるなど、現時点でも相当実効性のあるものになっていると考えております。一方、これによしとするのではなく、あくまでバージョン1との位置づけと考えております。

今後、この計画をもとに集落の孤立の発生や大雨時の対応などさまざまな被害を想定した訓練を、四万十市や梶原町とも連携して実施し、課題の洗い出しを行った上で一つ一つ検証を行い、計画のバージョンアップを図ってまいりたいと考えています。

次に、実効性のある原子力災害避難等実施計画がまだ確立していない段階で、本来原子力発電の再稼働は認めるべきではなく、避難計画がなければ動かせない原子力発電は廃止すべきではないかとお尋ねがありました。

原発の安全対策につきましては、新規制基準において福島第一原発事故の教訓を踏まえ、有効な複数の対策を用意する深層防護の考え方を基本として、最新の知見に基づき安全対策の基準が強化されております。

避難計画につきましては、こうした安全対策を講じたとしても安全に絶対はないことから、万が一の重大事故に備え、国の防災基本計画に基づき、原子力施設からおおむね30キロメートル以内の区域にある都道府県及び市町村が責務として策定することとなっております。

本県においては、国が原子力災害に備えた計画の策定を義務づけている、原発から半径30キロメートルの重点区域には入っておりませんが、伊方発電所の再稼働を念頭に、危機管理上の観点から万々が一の事故に備えて原子力災害避難

等実施計画を策定いたしました。本計画はあくまでバージョン1ではありますが、南海トラフ地震による複合災害も想定した上で、道路啓開計画を踏まえて複数の避難ルートを設定するなど、相当実効性のあるものになっていると考えております。

本県としましては、原発に依存しない社会を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくべきだと考えておりますが、伊方発電所の再稼働については安全対策が万全であることを前提に、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給を図る観点から、現時点ではやむを得ないと考えているものであります。

次に、高知市の地域津波避難計画の見直しや津波避難ビルに避難された方々の迅速な救助・救出態勢の検討結果を早期に出す必要があることについてお尋ねがございました。

高知市の長期浸水区域には約6万人の方々を取り残されると想定されており、お話にあったこの地域での津波からの確実な避難と迅速な救助救出も重要な課題となっており、現在県と高知市が連携した取り組みを進めているところであります。

本年6月には、長期浸水区域にお住まいの方が、地震が発生した場合にいつどこに避難するのかなど避難行動の傾向を把握するため、高知市においてアンケート調査を実施したところです。その調査結果をもとに、現在の状況で確実に避難ができるか、津波避難ビルで収容人数が足りているのかなどを検証するためのシミュレーションを今年度内に実施することとしています。

来年度には、このシミュレーション結果を踏まえ、要救助者をできるだけ減らすために、浸水区域外への避難を優先すべき地域の設定や、それぞれの地区で具体的にどの避難ビルに避難すべきかの検討、また浸水区域内の避難ビルに避難された方々の迅速な救助・救出態勢の構築

を検討いたします。

平成30年度には、この地域の津波避難計画の見直しを行うとともに、救助・救出態勢の検討結果を取りまとめ、アクションプランを策定することとしております。このアクションプランには、県や高知市、応急救助機関それぞれの役割や、取り組みの期間と目標を明確に定め、この目標達成に向けて関係機関と連携した進捗管理をしっかりと行っていきたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、原子力災害時の避難に関して、四万十市及び梶原町の屋内退避対象施設で耐震性を確保できていない施設はどれだけあるのか、また耐震性を確保できていない休校校舎の工事をするのかのお尋ねがありました。

本年6月に原子力災害避難計画を策定した四万十市及び梶原町は、自宅における屋内退避を基本としつつ、さらに学校などの公共施設を屋内退避対象施設として避難所に指定し、計画に明記しております。

まず、梶原町につきましては、指定されている避難所は3カ所であり、それら全てが耐震化されているとお聞きしております。

一方、四万十市の西土佐地区に指定されている避難所は14カ所であり、主に校舎と体育館を活用しています。そのうち耐震化されていない校舎は4カ所あり、それらは全て休校校舎であるということです。それで、耐震化の予定はないとお聞きしております。なお、西土佐地区の全住民は耐震化されている施設で収容できるとお聞きしております。

次に、南海トラフ地震対策の強化について、熊本地震を踏まえた第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直しにおける影響を与える様相と

影響の内容の想定根拠についてお尋ねがございました。

熊本地震では、繰り返す大きな揺れにより次々と被害が拡大していくという、今までの地震では見られなかった教訓が得られました。このため、第3期行動計画に位置づけた全ての対策につきまして、この教訓を踏まえた事前の備えとして、新たに追加すべき取り組みはないか、既存の取り組みを拡充または加速化させる必要はないかといった確認を行い、131項目の見直しを行いました。さらに、地震後再び大きな揺れが起こったときに、具体的にどのような対応をすればよいかといったことについても確認することにいたしました。

3日目にL1地震を発生させ、道路啓開などの対応が振り出しに戻り再び同様の対応を繰り返すことや、3日分の備蓄を使い切ってしまった状態でさらに3日間支援物資の配送を待たなければならないという厳しいシナリオを描き、確認作業を行いました結果、見直しが必要な75項目が洗い出されました。お話にありました対応が3日おくれることや物資が3日分不足するということは、この確認作業を行う上でテストケースとして設定した条件でございます。

次に、県及び市町村が養成した防災士の資格取得者が何人いて、そのうち地域の防災に関する会の役員を担っている方についてのお尋ねがございました。

防災士は平成15年度より始まったNPO法人日本防災士機構が認証する資格で、現在全国に約11万5,000人の防災士がいらっしゃいます。

本県におきましては、地域や事業所での防災活動の担い手となる人材を養成するために、平成25年度に県と高知市が防災士養成の研修実施機関として認証を受け、これまで県外に行かなければ受講できなかった研修を県内でも受講することを可能とし、研修の機会を拡大いたしま

した。平成28年9月末現在、高知県全体で防災士の資格取得者は2,278名、そのうち高知県及び高知市が主催した養成講座においてそれぞれ669名、473名が防災士になられております。

これら防災士の方々が地域の防災に関する会の役員を担っているかどうかについての調査は行っておりませんが、平成27年度に防災活動の状況を把握するため、県の養成講座において資格を取得された防災士の方々を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果では、8割以上の方がそれぞれの地域や職場において日ごろの防災活動に携わっていただいております。防災士養成の狙いが一定形としてあらわれているのではないかと感じております。

また、活動を充実させるためには、地域や行政とのつながりを求める意見も多くあることから、今後防災士の方々にさらに活躍いただくためには、行政の支援がまだまだ必要な状況ではないかと考えております。このため、まずは防災士の方々が交流する場を設け、具体的にどういった支援が必要か、直接御意見も伺ってみたいと考えております。

次に、「南海トラフ地震に備えちよき」の活用状況の把握についてお尋ねがございました。

現在、平成25年度に作成した「備えちよき」のバージョンアップを行っており、年内には全戸配布を開始する予定であります。今回の改訂では、避難所の運営など県民の皆様にご協力いただきたい役割を理解していただくことや、事前の備えを充実するため、発災から復旧・復興までの一連の流れをイメージしていただくことなど、新たな内容を盛り込むこととしております。

特に、自助・共助の行動を日ごろから取り組んでいただくためには、災害を自分事として捉えていただくことが大事だと考えていますので、家族の防災ルールを書き込むページや、お住ま

いの地区の各種のハザードマップをまとめておくページを設けるなどの工夫も行っていきたいと考えております。

今後、「備えちょき」をさらに利用しやすい冊子とするためにも、活用状況や御意見を把握し、誌面に反映させることが重要と考えております。このため、県民世論調査や平成30年度に実施する地震・津波に関する県民意識調査において、活用状況を把握することを検討していききたいと考えております。

最後に、シェイクアウト訓練の取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震に備えた避難訓練は、市町村や自主防災組織を単位として積極的に取り組んでいただいております。県としても補助制度を設けて支援しているところです。また、県全体の取り組みといたしましては、毎年8月30日から9月5日の高知県南海トラフ地震対策推進週間に合わせて、県内一斉避難訓練を市町村と連携して実施しています。この訓練は、県人口の1割に当たる約7万人の参加者を目標として実施しており、一定の成果は上がっているため、今後も継続した実施が必要だと考えております。

一方、この訓練に加え、さらに参加者を拡大していくことも必要ではないかと考えています。お話にありましたシェイクアウト訓練は、合図で、姿勢を低く、頭を守り、動かないという3ステップの安全を確保する行動をとるものであり、時間もかからない簡易な訓練であることから多くの方が参加しやすく、防災意識の向上が期待できることや、屋内、屋外の場所を問わず実施できるため、訓練の参加者を拡大するには有効な訓練だと考えています。

一方で、3ステップの行動の前に必ず安全な場所を探し、安全な場所に移動するという行動をプラスするという必要も考えられますため、既に導入している都道府県の御意見もお伺いし

ながら、シェイクアウト訓練の実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、耐震診断士によります現場確認記録の義務づけや、市町村からの要望に応じて現場検査に県職員が同行するなどの制度改正が予定どおりに実施されているのか、また市町村の現場検査への県職員同行の要望などはどれだけあり、その要望に応え切れているのかとお尋ねがございました。

住宅の耐震改修工事の質を確保するために、平成22年度に補助金交付要綱を改正し、住宅所有者が選任した耐震診断士が現場確認等を行うことを補助要件としております。あわせて、耐震診断士登録制度要綱を改正し、現場確認等の具体的内容として、全ての補強箇所の写真撮影や現場確認記録の作成、工事完了後の補助要件への適合確認等を明記いたしました。これらの写真や確認書類が補助事業の実績報告書に添付され、完了検査時に適切な審査がなされております。

また、市町村が行う現場検査への県職員の同行につきましては、毎年度おおむね20件程度の要望がありますが、要望のあった全ての現場に同行して技術的な支援を行っており、市町村職員の技術力の向上につながっております。今後もこれらの取り組みにより、引き続き耐震改修工事の質の確保に努めてまいります。

次に、熊本地震の木造家屋の倒壊状況を見たとき、従前の耐震診断及び耐震改修工事で十分なのかとお尋ねがございました。

熊本地震の倒壊状況等につきましては、国が設置いたしました熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会において分析がなされ、9月30日にその結果報告書が公表されたところです。この報告書によりますと、接合部等の仕様が明確化された現行耐震基準による木造建築

物の倒壊率は低く、今回の地震に対する倒壊防止に有効であったと認められると報告されております。現在の耐震診断及び耐震改修工事はこの基準に沿ったものであることから、これまで実施してきた耐震改修工事も引き続き有効と考えております。

なお、熊本地震では複数回の大きな揺れが発生いたしました。この対応として、最初の揺れによって少しでも被害が見られた場合は、安全性が確認されるまで自宅に戻らないことも重要であると考え、周知を図っているところです。今後も熊本地震の分析結果を踏まえた国の動向を引き続き注視してまいります。

次に、耐震改修工事ができる事業者及び技術者の養成の現状と、今後措置されなければならないこととしてどのようなことが考えられるのかとのお尋ねがございました。

耐震改修工事に携わる技術者を確保するため、建築士を対象とした耐震診断士養成講習会を開催しております。また、耐震改修事業に携わる事業者の登録促進を目的とした説明会などを開催しております。その結果、ことし9月末の時点で耐震診断士は平成25年度末からの2年半で約100人増の579人、登録設計事務所は約50件増の256件、登録工務店は約250件増の627件とそれぞれ増加しております。

これらの耐震診断士や登録事業者の技術力の向上を目的とし、低コスト工法を活用した模擬設計を行う実践的な講習会や、空き家を利用して模擬診断を行う講習会などを行ってまいりました。さらに、昨年度からは耐震改修に必要な技術等をまとめて学べる耐震改修技術学校を開校しております。この中では、設計や施工の技術だけでなく、住宅所有者と信頼関係を築くためのコミュニケーション力や、ニーズに合わせたリフォームプランの提案力などの向上に役立つ講座を盛り込んでおります。

今後もこれらの取り組みを継続することにより、耐震改修に携わる技術者等の確保と技術力の向上に努め、さらなる住宅の耐震化の加速化を図ってまいります。

次に、高知県居住支援協議会においてもハウジングリスクを抱えた県民への支援を行えないのかとのお尋ねがございました。

高知県居住支援協議会は、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅オーナーへの情報提供等により、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進させることを目的として、平成25年に設立されております。

この協議会の設置により、住宅確保要配慮者向けのリフォームを行うオーナーに対する国の補助事業が活用できるようになりました。この補助事業を利用したものも含めて、これまでに住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅約150戸が供給されております。これらの住宅やサービス付き高齢者向け住宅、再生した空き家などに関する情報については、協議会のホームページを通して提供をしております。

今後、住宅確保要配慮者の実態やニーズを踏まえて福祉部局と連携し、これらの住宅に関する情報の充実や入居の円滑化に係る協議検討など、住宅確保要配慮者の居住支援に努めてまいります。

最後に、空き家対策を住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策としても活用すべきではないかとのお尋ねがございました。

県は、市町村が所有者から空き家を借り上げるなどし、公的住宅として再生、活用する費用の一部を補助する空き家活用促進事業を平成26年度から実施しております。この事業を活用することで、良質で低廉な家賃の公的住宅を提供することなどが可能となり、移住希望者だけでなく、低所得者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する居住支援にも資するものとなっ

ております。

今後は、市町村による空き家の実態調査を支援することにより、活用可能な空き家の掘り起こしを図るとともに、地域の実情に即した居住支援につながるよう市町村に働きかけるなど、県民の皆様の住まいへの不安の解消に努めてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) フードバンク事業への支援についてどのような検討がされてきたのか、またフードバンク事業を継続するための支援についてのお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

フードバンク事業は各種の福祉制度のすき間を埋める重要な取り組みであり、モデル事業等ではなく継続的なスキームで支援していくことが必要であることから、県から出資しております高知県福祉活動支援基金を活用して支援することが適当と考え、これまでもフードバンク事業を行っている団体へ平成24年度から毎年度、食品保管用の倉庫の整備費や食品輸送に係る経費など必要な経費について助成を行ってきたところです。今後も個別の団体の要望もお聞きしながら、活動に必要な経費について支援を続けていきたいと考えております。

また、県では、こうしたフードバンク事業を個別の団体に任せきるのではなく、高知県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会を中心としたネットワークにより、生活困窮者支援のその他の取り組みとも連携しながら、個別の団体の負担を軽減しつつ、必要な方に安定して食品を届ける体制を構築することを目指し、取り組みを進めているところでございます。実際に、高知県社会福祉協議会と民間の団体とが共同して、定期的にフードドライブ活動のイベントを実施するようになるなど、少しずつ多様な主体

がかかわる形でフードバンク事業が活発になってきていると考えております。

今後こうしたネットワークをさらに強化していくことにより、フードバンク事業が県全体としてさらに活発になるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、子ども食堂に関します潜在的なニーズ、また支援の検討内容、支援の際の課題に対する認識についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

本県では、この春以降、安芸市や南国市を初めとして子ども食堂の開設が広がってまいりました。その活動状況を見ますと、食事の提供を核として、厳しい環境にある子供たちが家庭や学校以外で安心して過ごせる新たな居場所になるとともに、親同士の情報交換の場になるなど、食事への対応だけでなく親にも安心感を与え、負担の軽減や孤立感、疎外感の解消、さらには地域の見守りなどにつながる取り組みとなっております。

また、潜在的なニーズにつきましては、新たな開設が今後も計画されているなど、地域地域で開設の機運が高まってきておりますし、議員のお話にありましたひとり親家庭実態調査を見ましても、食の面からのニーズもまだまだあるものと思われれます。さらには、家庭、学校以外の居場所を求める子供たちも多くいるのではないかと考えておりますことから、県として子ども食堂の取り組みを広めていく必要があると認識をしております。

このため、それぞれの地域の実情に応じて、子供たちの居場所づくりを持続可能なものとしていかに進めていくか、県としての支援のあり方とともに検討しているところでございます。具体的には、県内で子ども食堂を実施している方からお聞きしております資金や人材の確保等

における課題や、いただきました御意見なども踏まえまして、個々の取り組みに対する支援や、実施団体同士で情報交換などができるネットワークづくり、子ども食堂をより拡充していくための広報面での支援などについて検討してまいります。

その際には、議員のお話にありましたように、真に困っている子供やその家庭を子ども食堂へ確実につなげる方法や、食事・栄養面の必要性も踏まえまして、いかに開催頻度をふやしていくべきかといった点につきましても大変重要な視点、課題でございますので、しっかりと検討し対策を考えてまいります。

最後に、住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策に関しまして、県内のハウジングリスクの実態を明らかにする必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

住まいの安定は、日常生活を維持していく上で重要であるとともに、雇用の基盤をつくることにもつながり、その不安をなくすことは貧困対策としても重要なことだと考えています。そうしたことから、まず実際にどのような方がどの程度住宅への不安を抱えているのか、実態を把握することが必要であると考えています。

現在、各市町村社協では、生活困窮者自立相談支援事業を実施する中で、住民の方々からさまざまな相談を受けており、その中で住宅への不安に対する声も一定把握をしております。しかしながら、ハウジングリスクの実態調査の対象としましては、世帯内単身者や単身の女性、ひとり親世帯、障害者、さらには多子世帯、児童養護施設の退所者などさまざまな方々、世帯が想定されるところでございまして、まずはどのような形で調査をすれば実態が把握できるのか検討させていただきたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 子ども食堂への食

品営業許可の取り扱いについてお尋ねがありました。

子ども食堂は、子供の貧困、孤食への対応、居場所づくりなどを目的として、無償または低廉な価格で食事を提供されており、地域社会全体で子供を支える意味で大変意義深いものと考えています。しかしながら、子ども食堂の中には、営利性は低いものの対象を不特定多数とするものや、運営施設の形態や目的にもさまざまなものがあり、食品衛生法上の許可の要、不要について全国の自治体が苦慮しているところで

す。県としては、福祉目的の事業の中で実費以外の対価を徴収せず、かつ食事の受給対象者を特定して行うものは、基本的には食品衛生法に基づく営業許可は不要と考えています。したがって、子供たちに真に必要な事業が円滑に進んでいくよう、関係課と連携を図り、事業者に対して対象者を登録制にするなどの措置が講じられないかなど助言してまいります。

なお、営業許可の要否にかかわらず、何よりも食の安全対策は大切ですので、施設や食品の取り扱いに関する衛生管理は確保していただけるよう、あわせて指導も行ってまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 新図書館の開館に向けて拡充されたサービスや開館時間の延長に対応できる職員体制の強化についてのお尋ねがございました。

新図書館で実施するサービス等については、図書館専門家や関係機関の者で構成する知の拠点としての新図書館サービス検討委員会などでの検討や、県と高知市による図書館サービス計画の策定作業を通じて、だんだんと具体的な内容が固まってきたところです。また、新図書館は中心市街地に立地する大規模な施設であり、少しでも多くの方に利用していただきたいこと

や、商店街が行うイベント等と連携・協力することで中心市街地の活性化にも寄与したいことなどから、7、8月については土曜日の開館時間についても延長する方向で考えているところです。

これまでも、基本構想や基本計画に示された地域を支える情報拠点などといった機能が果たされるよう、正職員の数を平成22年度の21名から26名にふやし、その中で司書の比率を高めるなど体制の強化や専門性の向上等に取り組んできたところですが、具体的なサービス内容が固まってきたことを受けて、改めて県市で人員体制の検討をしているところです。

新図書館における人員体制については、業務の外部委託や非常勤職員や臨時的任用職員の活用等も含め、県市の職員を合わせたトータルで考える必要があります。その上で必要であれば、県として司書等の採用についても検討していきたいと考えております。このようなことについて年内には大枠を取りまとめる予定でございます。

また、新図書館では課題解決支援サービスを初め、さまざまなサービスを関係機関等と連携・協働しながら実施することとしており、司書には高い専門性が求められます。このため、これまでも県外の先進図書館へ一定期間職員を派遣し業務を経験させるなど、計画的に司書の資質向上に取り組んできましたが、平成30年夏ごろの開館を見据え、さらに研修等を充実してまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、公文書館の検討の状況とその役割や機能についてお尋ねがございました。

県のさまざまな活動や歴史的事実の記録である公文書は、民主主義の根幹を支える県民共有の貴重な知的資源であり、これを適正に管理し、

後世の県民に引き継いでいくことが県の重要な役割であると認識しておりまして、これを適切、確実に行うための重要な拠点として公文書館を考えております。

こうした重要な役割を担う施設としてふさわしい公文書館の機能につきまして、現在検討しているところでございます。具体的な機能といたしましては、歴史的公文書を選別して適正に保存、管理を行い、県民の皆様にご利用いただけるよう目録などの整備を行うという主要な機能に加え、市町村が適正に公文書管理を行うための研修会の開催や個別のケースに対する助言といった市町村支援機能などを想定しております。

また、現在公文書館の設置を視野に、県行政の推移が跡づけられる多様な価値を有する重要な歴史的公文書を適切に選別、収集し、保存、管理していく仕組みづくりに取り組んでおります。具体的には、歴史的公文書を県民の皆様にご利用いただくための準備として、選別基準案による選別の試行や、歴史的公文書となり得る永年・30年保存公文書の目録の整備、劣化した文書の現状把握と保存箱の切りかえなど、国立公文書館の専門家などの御意見もいただきながら取り組みを進めております。引き続き、公文書館や歴史的公文書についての制度の整備に向けて着実に準備を進めてまいります。

次に、現県立図書館の跡施設の利用において、公文書館以外のほかの機能はどのようなものかを考え、その際公文書館に必要な面積をどのように考えているのかとお尋ねがございました。

現在の県立図書館は、周辺に高知城歴史博物館や新図書館、官公庁、県立大学永国寺キャンパスなどがあり、また高知城や追手門に近く、多くの観光客が訪れる立地条件に恵まれた場所に位置しております。しかしながら、高知城の一部であって文化財保護の観点から建てかえが

できないことや、第1種中高層住居専用地域にあることから、その使用用途に制約を受ける場所でもございます。

こうしたことから、現県立図書館の利用については、現在の施設や立地条件をできるだけ有効に生かしますよう、公文書館をメイン機能とする方向で最終的な調整を行っているところであり、本年度内には全体像をお示ししたいと考えております。

また、公文書館に必要な面積につきましては、先ほど申しあげました公文書館の機能が十分に発揮できるような規模について検討しているところであります。具体的には、今後40年以上にわたって歴史的公文書を保管できる収蔵スペースを初め、選別を行う作業室や県民の皆様へ御利用いただくための閲覧室なども確保する方向で検討しているところであります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 高知県文化芸術振興ビジョンにおける地域版アーツカウンシルの導入と国の助成事業の活用についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

文化芸術に関する専門性を持った人材を有し、文化活動に対する助成機能を持つことで、効果的に文化芸術振興を図ることが期待できる専門機関、いわゆるアーツカウンシルにつきましては、これまで本県では高知県文化財団が、高知県芸術祭の開催や文化活動を行う個人や団体に対する助成などを通じまして、一定その役割を担ってきたと考えております。

現在、県では新たな文化芸術振興ビジョンの策定に向け、有識者による委員会を設けて検討を進めております。その中では、地域版アーツカウンシルにかかわっている県外の専門アドバイザーとの意見交換も行い、委員の皆様からは文化芸術活動をさらに活性化するためには、コー

ディネートできる専門人材の育成・確保が必要であるとの御意見もいただいております。

今後、文化財団のアーツカウンシルとしての機能をさらに充実させることも視野に入れ、議論を深めてまいります。また、その際には国の助成事業の活用もあわせて検討してまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、公共交通のバリアフリー化の推進についての御質問にお答えをいたします。

中央地域公共交通改善協議会における利用者のニーズや意見の酌み上げ方法と反映結果についてお尋ねがございました。

中央地域公共交通改善協議会は、路線バスや路面電車の利便性、収益性の向上に向けた取り組みなどについて、利用者ニーズを踏まえた上でその改善を図ることを目的として、とさでん交通の設立に伴い設置したもので、会議は公開で開催しております。これまでに、会社が実施したアンケートや、社長を先頭に社員が沿線地域に出向き住民の方々から直接お聞きした御意見などを踏まえながら、国や関係自治体、利用者代表、学識経験者等の委員の間で議論を深めてまいりました。その中で、バリアフリー化の観点では、御高齢の方や障害のある方に対する利便性向上の実現につなげてまいりました。

具体的には、昨年10月から電車、バスとも毎月第3日曜日に65歳以上の御高齢の方の運賃が半額となる割引サービスが新たに開始をされました。また、これまでの身体に障害のある方や知的障害のある方に加え、新たに精神に障害のある方の運賃が半額となる割引サービスも開始をされております。

また、計画的に低床型バス車両の導入を進めていくに当たり、低床型バス車両の走行や車椅子での乗降が困難な道路や停留所の箇所について、会社として改めて実態把握を行い、順次道

路管理者との間で改善へ向けた協議を行うこととしております。

さらに、利用者のニーズや意見を反映させる仕組みといたしましては、これまでの会社に対する電話や電子メールに加え、改善協議会からの提案に基づき、本年11月から電車やバスの中にアンケートはがきを置くことや、ホームページ上にアンケート専用のページを開設するなど、これまで以上に利用者の方々からの御意見を聞く仕組みを充実するとの発表が先月末に会社からなされたところです。

県といたしましても、今後の利便性の向上などについて県民の皆様からの御意見や御要望を踏まえ、改善協議会の場合などにおいて積極的な提案などを行い、さまざまな利用者の方々にとって使い勝手のよい公共交通を形づくることを目指してまいります。

次に、利用者の意見を反映できる体制、さらには苦情解決相談窓口の設置についてお尋ねがございました。

これまで、とさでん交通では、利用者からの御意見や苦情につきましては電話や電子メール、各営業所の窓口などでお受けをし、内容に応じたお答えを行ってきたところですが、先ほど申し上げましたとおり、本年11月から電車やバスの車内にアンケートはがきを配置することや、ホームページ上にアンケート専用ページを開設することで、これまで以上に利用者の方々からの御意見を聞く仕組みを充実させようとしているところです。

また、御高齢の方や障害のある方が地域で自立できる環境の整備に取り組んでおられるNPO法人と、障害のある方などへのよりよい対応の実現に向けた意見交換を始めるともお聞きをしております。

相談窓口の体制や明示という点につきましては、現在電話での相談窓口はバスと電車それぞ

れに専用の電話番号を明示しておりますし、接遇に関する御意見や苦情については接遇センターが一括して取りまとめ、全社で事例を共有して改善を図る仕組みを整えております。また、会社だけで解決が難しい内容につきましては、行政など関係者の間で共有し、具体的な対応策を協議検討することも行われております。

一方で、苦情や相談の内容にかかわらず、相談窓口を一元化し明示することは、利用者にとってわかりやすいというメリットがあると考えますので、県といたしましては、改善協議会の場合などを通じて提案を行ってまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務の縮減に関し、これまでの副知事通知と新たな副知事通知の効果についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

県勢浮揚に向け、全庁挙げて課題解決に取り組むためには、その原動力となる職員の能力が最大限に発揮されるよう、活力のある職場づくりと公務能率を向上させることが重要であり、そうした職場環境をつくっていくことが私の重要な役割であると思っております。

そのため、平成24年4月に通知を発出し、管理職員がしっかりと組織をマネジメントして職員の健康管理に留意をしながら、仕事の仕方や仕組みを見直すなど、業務運営の改善を行うよう徹底してきました。また、このことについて、平成24年度から全所属の管理職員を対象とした年度当初のサービス説明会で私の思いを伝えるとともに、平成25年度からは新任の本庁の所属長に個別に話もしてきたところです。

この通知を発出して以降、知事部局全体の時間外勤務は残念ながら増加傾向にあるところですが、その原因を分析してみますと、平成26年8月の台風災害及びその後の対応や喫緊の課題である産業振興、また南海トラフ地震対策に取

り組んだことなどによるものです。一方で、管理職員による指示の明確化や事務処理手順の見直しなどに取り組んだ所属では、時間外勤務は減少していることが明らかとなっております。

こうした状況を踏まえ、ことし8月に発出した通知では、県勢浮揚に向けた取り組みが進み、新たな事業への対応や業務内容が高度化する中、より実効性のある事業に職員の力を注力できるよう、PDCAサイクルによる既存事業の思い切った見直しや外部委託の推進、組織定数の最適化に取り組むこととしております。あわせて、管理職員の意識とマネジメントの一層の向上を図ることとしております。

こうした取り組みを通じまして、より効率的、効果的に業務を進めることで、職員がこれまで以上に力を発揮できる職場づくりを進めるとともに、平成24年の通知にありますように、仕事と休みのメリハリをきかせながら、職員の心身のリフレッシュを促進していくことが職員の健康増進や、ひいては時間外勤務の縮減につながるものと考えております。

最後に、仕事量に見合った増員と定数外職員の措置についてお尋ねがございました。

知事部局の職員数につきましては、近年では平成6年の4,700人程度をピークに、厳しい財政状況などを踏まえ、事務事業の見直しや民間委託の推進などにより職員数のスリム化に努めてまいりました。その結果、昨年の職員数は3,300人程度となったところです。

このような中、産業振興、また南海トラフ地震対策など、本県は多くの課題を抱えており、これらの課題を解決するためには官民協働、市町村政との連携・協調によりさまざまな取り組みを力強く進めていく必要があります。このため、職員数につきましては、これまで取り組んできたスリム化を進めながらの対応ではなく、一定の体制を維持することとし、昨年4月に策

定した県政運営指針におきましては、平成31年度までの5年間は3,300人体制を継続することとしております。

一方、新たな事業への対応や緊急性、重要性の高い取り組みなど、行政需要は引き続き増大することが見込まれることから、3,300人体制を維持することを基本としながら、業務のスクラップ・アンド・ビルドを進めた上で、財政負担を伴う民間委託を行うことなどにより、必要な分野に職員を重点配置することで対応していきたいと考えております。

また、定数条例上で定数の外に置くことができる職員につきましては、現在の職員定数が条例で定める定数を大幅に下回っておりますので、議員からお話のありました定数外職員の措置を行う状況にはないのではないかと考えております。

なお、県政運営指針により3,300人体制の外に置くこととする職員の範囲につきましては、現在の取り扱いでは育児休業中の職員のみとしておりますが、なお育児休業以外の職員の状況についても注視をしてみたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 公共交通のバリアフリー化の推進に関して、まず公共交通事業者における障害者サポート研修などの実施状況についてお尋ねがございました。

とさでん交通におきましては、昨年3月に運転業務などに携わるおよそ20名の社員が参加をして、障害者サポート研修を実施されております。研修内容は、障害のある方などへの支援方法についての専門家による講義や実技訓練で、本年度も同様の研修の実施を予定しているとのことでございます。

また、乗務員の接遇向上を図ることを目的と

いたしまして、ことしの7月に新設した社内の
接遇研修施設におきまして、社員が障害のある
方などの乗客役に扮し、ロールプレイング形式
での実践的な研修を毎週3回実施しており、向
こう1年間で200名を超える全ての乗務員が受講
するよう、計画的に実施することとしていると
お聞きしております。

とさでん交通以外の公共交通事業者につつま
しては、県内の路線バス事業者9社のうち7社
が、これまでに障害のある方への対応などに関
する何らかの研修を実施され、うち2社は毎年
定期的に実施されております。また、JR四国
では御高齢の方や障害のある方を介助する技術
を身につけたサービス介助士の資格取得に向け
た研修を毎年実施しております。土佐くろしお
鉄道におきましても一昨年、昨年と外部講師を
招いて、障害のある方の介助や誘導方法を身に
つけるための研修を実施しているとお聞きして
おります。

次に、県内路線のバス車両及び鉄道車両のバ
リアフリー化の推進状況についてお尋ねがあり
ました。

県内の全ての路線バス事業者における低床型
車両の導入率は、国の調査によりますと、平成
26年度末では22.7%となっております。前年
度と比較して2.7ポイント上昇しております。路
線バスで県内最大手のとさでん交通につつま
しては、統合前は厳しい経営状況から最小限の車
両更新しかできず、平成25年度末には統合前の
3社合計で44両にとどまっておりましたが、本
年6月末時点では52両まで増加しており、同社
の一般路線バスの車両における低床型車両の割
合は36.4%となっております。とさでん交通で
は、今後も年間5両を目標に低床型車両を導入
していく計画であるとお聞きしております。

一方、鉄道車両における車椅子への対応状況
については、まず普通列車の車両につつまして

は、土佐くろしお鉄道では中村・宿毛線とごめ
ん・なはり線で運行している19両全てが乗車可
能となっております。JR四国では県内で運行して
いる66両のうち30両、およそ45%が乗車可能と
なっております。また、土讃線及び中村・宿毛
線を走行する特急車両につきましても、現状で
は限られた便しか車椅子での乗車に対応できて
おりませんが、平成32年度に全ての車両をバリ
アフリーに対応した新型車両に更新することが
計画されております。

公共交通のバリアフリー化につきましては、
より多くの方々が利用しやすい公共交通の実現
のためにも、今後もしっかりと推進していく必
要があると考えておりますが、事業者にとりま
しては、必要性は十分に認識していても、多額
の投資を伴う場合は早急な対応をとりづら
いという実情もございます。県といたしましては、
国の補助制度等も活用しながら、事業者が行
うバリアフリー化の取り組みに対しまして積極
的に協力や支援を行ってまいります。

○30番(坂本茂雄君) ありがとうございます。
順次再質問をさせていただきたいと思
います。

まず、公共交通のバリアフリーの問題です
けれども、最後に言われた今のバリアフリー化の
状況なんですけれども、車両がそういうふう
に徐々に改善されていったとしても、やはり事
業者側の利用者と向き合う目線がどうい
う目線なのかということでは変わって
くると思うんです。ですから、先ほど言
われたように低床バスがこれだけ改善
されてきているけれども、やはり先ほど
言ったような事例が繰り返されている。
そこを先ほど言われた検証なども積み
重ねていくということなんですけれど
も、こういうことは絶対起きないとい
うのはちょっとあれな
のかもしれませんが、二度と起きない
ようにするだけのいわば決意を副知事
にお聞かせいただき、事業者側にぜひ
伝えていただきたい

ということをお願いしたいと思います。

それと、JRの関係ですけれども、全て特急はバリアフリー化されるのが平成32年、それまでは利用ができないというふうな状況があって、かつて私どもが申し入れをしたときに、順次四国の中には車両を入れていると。その車両を入れているけれども、土讃線は走らせませんということと言われ、何ですかと聞くと、それは採算性の問題だと。採算性で切り捨てられるということがあって、本当に障害を持たれた方たちが納得すると思いますかというやりとりをしたことがあったんです。そういうことのないように、車両の更新ということに対してのいろいろな補助制度というのはJRの場合は余りないようですけれども、先ほど理事のほうから県としてもできるだけの支援もしていきたいというお話でしたので、そこをぜひ今後強めていただきたいというふうに思いますが、その点についても中山間対策運輸担当理事にお聞かせいただきたいと思います。

それと、公文書館の関係ですけれども、1つは先ほど言われたその機能を必要とする面積は確保していくんだというふうなことを言われていました。一方で、メインの公文書館機能以外にも入ってくるわけで、公文書館の持つ機能がどういう機能なのかということ、もっと県民が具体的に納得できるような形で示していただく必要があるかと思っています。

ただ単なる行政文書を何十年保管するという事じゃなくて、先ほど歴史的公文書という言葉もありましたけれども、これまで議会でもこの公文書館機能というのは充実を求める議論はされてきておりますので、そこのところについては、ぜひ精いっぱい確保していただけるようお願いしておきたいと思います。そういったことを担保できるのか、再度総務部長にお聞かせいただきたいと思います。

それと、図書館の関係ですが、教育長、年内と言いましたかね。その体制を年内に示したとして、じゃあその体制に向けた採用など養成期間も含めて再来年の夏に間に合うような形でいけるのかどうか、そこを十分にしんしゃくした上で体制を示そうとされているのか、その辺についてもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

さらに、時間外解消の問題はぜひ副知事、もうこれだけ何回かここで取り上げてきて、それがなかなか解消しないということもあるわけですので、本当に力を入れてやっていただきたい。ただ、心配するのは、そういった形でそれぞれの所属長に対していろいろとお話する中で、いわゆる時間外労働が、言ったら水面下に潜ってしまうようなことのないように、そこはきちんと対応していただくをお願いしておきたいというふうに思います。

それと、知事にお伺いしますが、地震対策についてはぜひ本当に力を入れて今後もやっていただきたいと思っておりますし、先ほど言ったように地域でいろんな活動をしていると、いろんな新たな課題が見えてきます。それはまさに県が考えていた命を守る、そしてつなぐ、その課題の中でもこんなことがあったのかというようなことも出てきます。それをぜひしっかり受けとめていただいて、具体化できるものについては具体化もしていただきたいというふうに思っております。そのことについても、地域からの要請との関係について、ぜひ決意もお聞かせいただきたいと思います。

それと、フードバンクにつきましては、先ほど子ども食堂の関係で、いわゆる持続可能な取り組みの支援をしていくというふうなことを言われました。フードバンクについてもそういうふうな持続可能な取り組みの支援が、今までやっているような形の支援で果たしていいのかどう

かということを中心に置いて、検討してもらいたいというふうに思います。例えば、いつまでもいろんな基金や補助金頼みだけで本当に継続的な取り組みができるのか、そののところに於いて地域福祉部長にお聞かせいただきたいと思っています。

もう時間がありませんので、2問目の最後に、知事、きょう改めて自民党の改憲草案の中で、この部分がどうだとかというふうなお考えを聞かせていただきました。私もちょっと異議のあるところもありますが、時間がもうありませんので、今後またそのことを踏まえて御議論をさせていただきたいというふうに思います。

以上で2問目とします。

○副知事(岩城孝章君) 公共交通のバリアフリー化につきましては、会社側としてはいろいろ努力はしておりますものの、そうした議員のおっしゃられたような事例が起こったということは、ひょっとしたら利用者側の目線というのがまだ足りなかったかもしれないというようなことがございます。早速会社側ともこうした事例について話をさせていただいて、会社側のほうとしては既にいろんな対応策を考えておるので、しっかり連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

それと、時間外勤務につきましては、平成24年の副知事通知はもちろんです、また今回新たに発出した通知についてもしっかりといろんな形で管理職とも協議しながら、職員の働きやすい環境、結果として時間外縮減につながるような取り組みをしていきたいというふうに思っております。もちろんサービス残業というようなことはないように気をつけていきたいというふうに思っております。

○中山間対策・運輸担当理事(樋口毅彦君) 特急車両のバリアフリー化に関してでございますが、JRは国の財政措置が新たに講じられまし

たので、計画的に更新がなされるものと考えております。あわせて県としましては、土佐くろしお鉄道が保有する特急車両の更新の計画がございますので、計画どおり更新できますように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、鉄道事業者への支援につきましては、これまでも普通車両への車椅子スペースでありますとかトイレの設置、これにつきましては県単補助で対応してきたということもございます。今後とも事業者の御意見をお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。

○総務部長(梶元伸君) 公文書館の必要な機能の確保についてのお尋ねがございました。

公文書館の必要性についての御議論あるいは今の県立図書館の跡利用についてのこれまでの御議論を踏まえた上での検討でございます。公文書館をメイン機能とするということをごこれまで何度かお答えしておりますけれども、ということは、その公文書館の必要な機能を確保するというを基本的な考えとして取り組むということでございますので、今の御指摘に沿った対応を検討してまいりたいと考えております。

○教育長(田村壮児君) 新図書館の人員体制について、年内に大枠を決めるということなんですけれども、平成30年の夏までに体制整備が間に合うのかというお尋ねでございますけれども、先ほどの答弁でもお話しさせていただいたように、これまでも一定のサービスを想定しまして、人員体制の増加というようなことですか、専門性の向上というようなことにも取り組んできておりますので、基本となる体制というのはこれまで一定できてきているんじゃないかなというふうに思っております。

今後、課題解決サービスなどをどこまでやるかというようなことに対応して、人的な配置も検討しなければならないということでございますが、スタートから100%で対応できるというこ

とにはならないかもしれませんが、年末からいいますと1年半の準備期間がございますので、その間に必要な人員の確保であるとか専門性の向上、そういったことはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のとおり、南海トラフ地震対策、本当に焦眉の急であります。最重要課題としてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

平成23年3月11日に東日本大震災が発生してから、南海トラフ地震対策について本当に最大加速して取り組みを進めてまいりました。そして、対策を進めれば進めるほど、さまざまなやはり新たな課題というのが出てくる。実践的な課題、これを考察すればするほど、さらに考慮しないといけないことが出てくる、そういう経験をしてきたわけでありまして。それに伴って南海トラフ地震対策行動計画の中の対処項目というのもどんどんふえてきているわけでありましてけれども、地域の皆様のお声というのは、まさにそういう実践的な課題、これを踏まえてのお声ということになるかと思っております。しっかりと生かさせていただくように対応していきたいと、そのように思います。

○地域福祉部長（門田純一君） フードバンクにつきまして、先ほど申し上げました福祉活動支援基金につきましては、金額は限りはございますけれども、持続は可能な部分として支援をしてまいってきたところでございまして、続けてそれはしていきたいと考えております。先ほど申し上げましたネットワークを活性化させることによって、当該個別の団体に過剰な負担が行かないようなことも考えていきたいと思っておりますが、なお当該団体の方ともお話をお聞きして、支援のあり方を検討していきたいと考えております。

○30番（坂本茂雄君） どうもありがとうございます。

ました。ぜひよろしく申し上げます。

最後に、アメリカのショアハム原子力発電所は、避難計画が大変実態に合っていないということで、この避難計画では命を守れないということで、一度も動かすことなく原発を廃炉にしたという経過があります。それだけ避難計画は大事なものです。ぜひそのことを受けとめて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩



午後3時30分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党を代表いたしまして、順次質問をさせていただきます。

まず、平和行政について知事にお伺いをいたします。

本年9月9日、北朝鮮は核実験を強行いたしました。北朝鮮による核実験の強行は5回目であり、この間繰り返された弾道ミサイル発射とともに、世界の平和と安定にとって重大な脅威であり、北朝鮮の核・ミサイル開発の放棄を求めた累次の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であり、日本共産党はこの無法な暴挙を厳しく糾弾するものです。核・ミサイル開発を放棄させるため、北朝鮮を6カ国協議の対話のテーブルに着かせることはいよいよ急務となっています。そのために国際社会が一致結束して政治的・外交的努力を抜本的に強めることを強く求めるものです。

核の恐怖をなくすために、核兵器全面禁止に国際社会が具体的行動に踏み出すことが切実に求められています。昨年の核不拡散条約、NPT再検討会議では、条約に加わる8割以上の国が核兵器は非人道的として、全面廃絶を訴える共同声明を発表いたしました。この8月には核兵器のない世界を実現するための法的措置を議論してきた国連の作業部会が、核兵器禁止条約などの交渉を来年から始めるよう国連総会に勧告する報告を採択いたしました。

国連総会は、20年にわたって核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議を加盟国の7割以上の賛成で採択してきました。しかし、核保有国の反対などで条約の交渉も議論も始まっていません。同報告は核軍縮交渉の停滞を打破するために、ことし2月から100カ国以上が参加して議論を重ねて採択されたもので、核兵器禁止に向けた重要な一歩となり得るものです。県としては、平和行政の推進は県の職務と位置づけて、県庁玄関ホールでの原爆パネル展の実施、ビキニ被曝への対策などにも努力をされてきているところです。

今回、国連の作業部会が核兵器禁止条約の交渉開始を勧告したことについてどう評価されるのか、また核兵器廃絶に向けた知事の認識、決意についてお伺いをいたします。

極めて残念なのが日本政府の姿勢です。作業部会は満場一致での報告採択を目指しましたが、アメリカの同盟国などが核兵器禁止条約の交渉開始に異議を唱え、多数決となりました。賛成68、反対22、棄権13、日本政府も禁止条約に反対をし、報告の採決では棄権するという態度をとりました。核爆弾攻撃による唯一の被爆国の政府でありながら、核保有国の代弁者とも言うべきその発言と対応は、他国から厳しい批判を浴び、国際的に孤立する姿をさらしてしまいました。

オバマ大統領の広島訪問を成果のように言われていますが、オバマ大統領は訪問の直前に、今後30年間で1兆ドルを投じる核兵器の再生計画を承認し、使える核兵器への道を進もうとしています。そのことを全く不問にしています。それだけでなく、核兵器を保有し、核不拡散条約未加盟のインドに対し原発輸出に踏み出すという行為は、日本政府が重視してきたNPT体制すらみずから掘り崩すところまで踏み出してしまっています。

日本政府の姿勢は、核保有国の声を代弁するもので、被爆者や世界の核兵器廃絶の大きな流れと相入れないものと思いますが、お聞きをいたします。

平和行政の2点目として、米軍機訓練空域の新設について伺います。神奈川県米軍厚木基地の空母艦載機59機が来年をめどに山口県の岩国基地へ移駐するのに伴い、日本政府が2016年11月10日から四国沖と山陰沖に事前申請に基づく新たな米軍訓練空域を設定することが、全国紙や地元紙でも報道されています。国交省航空局によると、新たな訓練空域は山陰沖と四国沖に位置し、ともに自衛隊が特別な演習などで使用する臨時訓練空域内に設定され、四国沖は米軍も使用している自衛隊専用のL空域を囲むエリアに拡大されることとなります。

今回設定される臨時留保空域は新たな空域種別で、飛行する場合はそのたびに事前申請と国交省の承認が必要であり、米軍のほか自衛隊や民間機も使用でき、空域内は民間の航空路と近接するため使用範囲と高度が細分化をされ、四国沖は16区域、高度は4段階で設定されることで、国交省の航空交通管理センターが管轄することとなっています。県には政府からどのような説明がなされたのか、お伺いをいたします。

これまでも本県は米軍機の低空飛行訓練で県

民の命、生活が脅かされ、県としても県議会決議でもその中止を求めてきたところですが、今回の臨時留保空域の設定によって四国沖で米軍戦闘機の訓練がふえ、同時に低空飛行訓練の増加が懸念をされるところです。

6月4日の朝日新聞夕刊は、現在厚木基地に配備されている空母艦載機部隊の空母着艦訓練について、「大島沖での訓練は着艦資格取得訓練（CQ）と呼ばれ、洋上の空母を使って3～4日間実施される。これまでは部隊の岩国移駐後も、CQは大島沖で続けられるとみられていた。CQでは艦載機が深夜、空母と厚木基地との間を頻繁に往復するため、基地周辺住民からは苦情が出ている。」と報じています。岩国基地と空母を往復する飛行の増加とそれに伴う低空飛行訓練の増加、また四国沖での着艦資格取得訓練が展開される懸念も払拭できません。先日の米軍機の沖縄沖での墜落事故で県民の中にはさらなる不安が広がっています。

米軍機の訓練空域の拡大による県民生活への影響をどう捉えておられるのか、低空飛行訓練の中止の対応もなされないままでの訓練空域拡大には反対の意思を示すべきではないか、お聞きをいたします。

低空飛行訓練などの無法が県民の声を無視して強行されるのは、日米地位協定に原因があります。2015年7月に、米軍基地のある北海道、東京、神奈川、広島、山口、沖縄など14の都道府県でつくる渉外知事会が、基地対策に関する要望書を政府に提出し、地位協定の改定を求めています。

要望書は、「日米地位協定は、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、改定されていない。」「運用改善で対応できるものは積極的に取り組むべきと考えるが、米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないもの

と考える。」とし、低空飛行訓練に関するものでは、騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設を求め、その理由として、「米軍飛行場周辺や飛行ルート下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用に関する条項の新設をすること。」としています。また、市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うことを求めています。この要求は、米軍基地は存在しないけれども、低空飛行訓練に悩まされている高知県などにとっても、極めて重要だと考えます。

日米地位協定の改定を求める渉外知事会の要望を本県も我が事として連携を強め、取り組むことが必要だと考えますが、どのような対応をとられるのか、お伺いをいたします。

次に、参議院選挙の合区問題等について伺います。

さきの参議院選挙で高知、徳島が合区となり、県民からも多くの怒りの声が上がりました。私たちもその声を真剣に受けとめています。本年7月29日の全国知事会議は、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される必要があるとして、早急な合区解消と将来的な解消策として、参議院を地域代表制の組織と位置づける憲法改正についても議論すべきだとの取りまとめを行いました。報道によれば、尾崎知事も積極的に発言されたと報じられていますし、午前中の答弁もございました。

しかし、この合区解消の方向性には賛同できません。そもそも法のもとの平等は憲法の大原則で、基本的人権に係る基本的命題です。そのもとで憲法第43条を改定し、仮に参議院を地方代表として1票の格差を是認するとするなら、全国民の代表としての衆議院とは異なる権能の

制限がされることとなります。さらに、憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」としており、憲法はじかに都道府県を規定しておらず、新たな規定を行うことは日本の地方自治、統治機構全体にかかわる大きな命題です。合区解消を理由に改憲を持ち出すのは憲法を変えるためにする議論だと指摘をしておきます。

合区解消に憲法改定は必要ありません。選挙区定数を増加させれば直ちに解消できる問題です。費用は国会議員460人分の費用に相当する年間320億円の政党助成金の一部の金額を活用すれば新たな支出にもなりません。

そもそも日本の国会議員数は、人口10万人当たりOECD34カ国中33番目の低さです。日本の人口の約半分のイギリスは上下両院合わせて1,429議席、議席数は日本の国会の717人のおよそ2倍となっています。また、日本より人口が少ないイタリア、フランスなども、イタリアでは951議席、フランスは920議席と議席数は日本より圧倒的に多いのです。国民の多様な意見を反映させる上でも定数増には確かな根拠が存在します。

政党助成金に相当する額を活用し、新たな費用負担にならない方法で総定数をふやすことが合区解消に最も資すると思いますが、お伺いをいたします。

多様な意見の反映を理由としていますが、その点では衆議院の小選挙区制、参議院では一人区という比較多数が絶対多数をとる仕組みこそが多様性を排除していると考えます。2014年衆議院の小選挙区で自民党の得票率は48%ですが、議席占有率は76%となりました。候補者の得票のうち議席に結びつかなかったいわゆる死票の割合が50%以上となった小選挙区が、全体の4割強に当たる133選挙区となっています。

安非法制、原発再稼働など世論調査では反対の声が多数を占めているにもかかわらず、その意思を反映しない政権が生まれるのも、選挙制度による虚構の多数によるものです。高知県関係の国会議員も県民世論を正しく反映せず、与党と異なる意見が反映されない、多様性を排除した結果となっています。それゆえ衆議院の選挙制度改革に向けた全党参加の実務者協議は2013年6月、現行制度について民意とゆがみが出ることや、小選挙区による過度な民意の集約に問題があると認め、現行並立制の功罪を広く評価、検証し、抜本的な見直しを協議することを合意いたしました。

衆議院の小選挙区制、参議院の一人区により多様な民意が切り捨てられているのではないかと、また比例代表制中心の制度にすることが地方の多様な意見を国政にしっかり反映させる道だと思いますが、あわせてお伺いをいたします。

次に、伊方原発3号機が四国の住民の多数の反対の声を無視して再稼働されました。強く抗議をいたします。その上で、安全性の徹底、説明責任、そして自然エネルギーの推進を掲げる県政の姿勢にかかわって知事にお伺いをいたします。

6月議会で、伊方原発で基準地震動クラスの揺れが複数回来たときの安全性についてお伺いをいたしました。安全性は確保されているという答弁がありましたが、一切の客観的根拠は示されませんでした。四国電力が国に提出をした資料では、複数回の揺れに対する弾性設計用地震動 S_d は基準地震動 S_s の0.53倍となっており、基準地震動クラスの複数回の揺れには耐えられない設計となっています。にもかかわらず耐えられるとされた根拠は不明です。

弾性設計用地震動 S_d が重要機器などで何ガルに設定をされているのか、明らかにしていただきたいと思っております。

安全性の徹底で言えば、伊方原発3号機の原子炉容器の上ぶたは応力腐食割れを起こしやすいインコネル600製であり、安全性の観点から全国的に交換が進められ、ほとんどの原発で交換が終わっています。ところが、伊方原発3号機は交換のないまま再稼働いたしました。上ぶたは制御棒の挿入にも重大な影響を与えるものです。四国電力も2013年に交換すると発表していたにもかかわらず、交換されないまま再稼働いたしました。安全性をないがしろにした対応と言わなくてはなりません。このことを県はどう捉えられているのか、また交換の時期を把握されておられるのか、お伺いをいたします。

知事は、再稼働の理由として、ピーク時に老朽化した火力発電所が事故、故障した場合に停電の危険性があると述べられましたが、これは電力供給の仕組みの無理解、もしくはあえてゆがめて説明をなされたのではないのでしょうか。適正な電力供給予備力は8%とされており、四国電力の電気予報でもその日に備えた供給力に対し、9割以下なら非常に安定と説明をしています。四国電力の最大需要は530万キロワット前後です。伊方原発3号機は89万キロワットであり、約17%を占めています。それがもし停止をすれば、影響は老朽火力の停止以上の極めて大きな影響を受けます。原発が何らかの事故により緊急停止する場合も当然想定しなくてはなりません。そうした事態にも対応するため、電力を地域間で融通するなど電力ネットワークがつくられています。

停電という事態を招かないためにつくられている、この電力を融通するネットワークの有効性について、知事はどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

FIT法の運用改悪も問題です。FIT法では、再生可能エネルギー発電事業者から電線への接続申請があれば、全国の10電力会社は応諾

する義務を定めています。ただし、技術的に支障があればこの限りではないとなっており、2014年9月以降、各電力会社がこの規定を利用して接続を保留する事態が相次ぎました。理由は、管内の太陽光発電の認定設備出力合計が管内の送電容量を超過したため、これ以上の接続は電力過剰で大停電を起こしかねないというものでしたが、この点では以前の議会でも指摘をしたように、再生可能エネルギーの接続可能量は、動いていない原発のフル稼働を前提にした著しく小さく演出した虚構の数字です。また、増大する発電分は揚水発電で吸収し、夜間等の火力発電の抑制に活用すれば対応できた問題です。

ところが、この事態を逆手にとって、これまでは再生エネルギー事業者に出力抑制を課すルールについて、30日以上は経済的補償を行うとしていたものを、電力会社の状況によっては、太陽光など経済産業大臣が指定した再生可能エネルギー発電について無制限、無補償の出力抑制に応じることを前提に接続を認めるような形に運用を改悪いたしました。これでは再生可能エネルギーの事業計画の見通しを立てることが困難となり、再生可能エネルギー発電に急ブレーキとなったと指摘をされています。

日弁連は昨年2月13日に行った院内集会で、FIT法の接続義務の原則と例外が逆転させられ、法の趣旨を骨抜きにする運用だと厳しく批判をしています。再生可能エネルギーを推進することは、住み続けられる地域づくりを築くためにも極めて重要な取り組みです。

こうしたFIT法の運用改悪は、再生エネルギー推進、地域振興に逆行するもので、抜本改善を提案すべきと思いますが、この点は林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

福島原発では、廃炉費用が10兆円、20兆円に膨れ上がるとも言われていますが、政府と電力会社は電力小売の自由化のもとで競争力を維持

するために、廃炉費用、福島事故の賠償費用など8.3兆円を送電利用料に含ませ、原発由来の電力を選択しない国民にも負担させようとしていることが経産省の内部資料で明らかになりました。これは従前より事業環境整備の名のもとに検討されてきたことの一つですが、まさに原発は極めて高コストであることを如実に示したものであると言えます。金融機関、原発メーカー、株主の責任も問わないまま、全国民に負担を転嫁させることは、倫理上も到底許されるものではありません。

廃炉費用、福島事故の賠償費用を送電利用料に転嫁することには反対すべきだと思いますが、知事にお伺いをいたします。

2013年11月、世界銀行と国連は最貧国に電力網を整備するため、数十億ドル規模の資金援助が必要だと訴えるとともに、いずれの国においても原子力発電への投資は行わない考えを表明いたしました。昨年、世界銀行総裁が来日された際も、原発はリスクが未知数なため世界銀行は投資の対象にしない、炭素税導入で火力発電によるCO₂排出を抑えると同時に地熱、水力などのクリーンエネルギーへの投資を拡大すべきと考えていると述べられました。もはや原発は時代おくれだというのが国際機関の認識です。

政府の原発再稼働、国外輸出の促進、再生可能エネルギー抑制の姿勢は、再生可能エネルギーの積極的な普及でできるだけ早く原発ゼロを実現しようとする国際的な動き、本県の取り組みにも逆行しており、転換を求めるべきだと思いますが、知事にお伺いをいたします。

次に、介護保険制度について伺います。

若者が住み続けられる地域をつくるために、県民生活の安心の構築と雇用確保の点で、介護など社会保障制度の確立は極めて重要です。しかし、政府において2015骨太方針で、軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等やそ

の他の給付について給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行うこととされ、社会保障審議会の介護保険部会において議論がされています。その議論は、介護保険の保険料負担の拡大、介護サービスの制限という方向で進められており、本県にとって極めて深刻な影響を与えるものであり、全力で対峙する必要があると考えます。

極めて重大なのは、要支援者に続き要介護2までの方の訪問介護などを保険給付から外し市町村事業にする、さらに原則自己負担にする問題です。現在でも介護認定者の割合は全国平均で20%程度であり、保険料を負担する人と実際に給付を受ける人のバランスは、医療保険と違い大きく崩れています。さらなる軽度者外しでは、保険という制度の崩壊とも言えます。今回議論をされている内容についてどのような認識をお持ちか、知事に伺います。

既に改悪された制度のもとで、県民生活にも大きな問題が生じています。認知症の人と家族の会が昨年4月から介護保険制度の改悪、補足給付の制限、利用料2割負担の導入などの影響について利用者、家族への影響調査アンケートを実施し、その結果をこの6月に発表いたしました。今回の費用負担の増加は余りにも苛酷だとその中では指摘をしています。中でも施設の食費、部屋代補助の制限は被害が甚大です。要介護5の妻が特養ホームに入所する60代の男性は、月7万3,000円の負担増になりました。年金収入だけでは月1万5,000円足らなくなる。仕方なく今年中に施設を退所させて在宅介護に切りかえるつもりだと、退所を余儀なくされる深刻さです。

昨年4月からの改悪の影響をどう捉えておられるのか、また認知症の人と家族の会のアンケートを読まれたと思いますが、どのように受けとめられたか、地域福祉部長にお伺いをいたしま

す。

現在、要支援の訪問・通所介護が市町村事業に移行されていますが、専門家でなくてもできるという理由で、報酬が介護保険と比べ7割前後に削減をされているという問題については、これまでもこの議会で指摘をしまりました。政府は、さらにさきに述べたとおり要介護2までの軽度者は市町村事業に移すとともに、生活援助については原則全額自己負担を検討しています。

しかし、生活援助の重要性については、厚労省が三菱UFJリサーチ&コンサルティングに委託した介護事業所管理者に行ったアンケート調査の中でも、生活援助を通じて行われる高齢者の状態把握について、専門職でないとできないとの回答が6割に上り、状態把握に基づくよりよいケアの提案、介護計画の作成や家族への報告、相談は8割が専門職でないとできないと回答しています。

専門的で適切なサービスを軽度の段階から利用できることの重要性などをどう認識しておられるか、人材確保のために報酬の引き上げを行うなどの対応が必要だと考えますが、地域福祉部長に伺います。

福祉用具のレンタル、バリアフリー住宅改修の全額自己負担も検討されていますが、日本福祉用具供給協会のことし3月の調査結果では、用具利用以前は半数以上が転倒を経験し、用具が使えなくなると訪問介護を利用するなど、低くとも年間1,370億円のコスト増となり、介護人材も新たに10万人以上必要となると試算を示し、まとめでは、「福祉用具貸与サービスは、軽度の要介護者にとってローコストながら居宅での生活や地域社会とのかかわりなど高いQOLも維持できる、効果の高いサービスであることが確認された。」と示されています。

6月の高知市議会で高知市長は、全額自己負

担ということは非常に大きな課題があると答弁をされ、福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、継続を含めた検討を行うことを強く求める意見書決議も上がっています。

利用が制限をされた結果、重症化が進み、財政的にも負担が増加すると、さまざまな団体からも反対、批判の声が上がっています。こうした声を県としてどう捉えておられるのか、福祉用具のレンタル、バリアフリー改修の全額自己負担に強く反対すべきではないかと思いますが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、地域医療構想について健康政策部長にお伺いをいたします。

地域医療構想については、政府の社会保障切り捨ての一環としてベッドの大幅削減により医療費抑制を目的にしたものですが、国民、医療関係者の批判、反対の声を反映し、政府もあくまで自主的な取り組みが基本であり、需要に応じた適切な医療供給体制となることと通知を出さなくてはならない事態に追い込まれてきました。

私たち県議団も県民の命と健康を守る立場から、高知県の特徴である高齢化が進んだ中山間地域を抱え、独居高齢者が多く家庭の介護力が脆弱であることから、長期療養の入院ニーズが高いという実情に見合った構想となるよう求めてきたところです。6月議会での中根議員の質問に健康政策部長から、「患者さんや利用者にふさわしいサービスが提供できる受け皿を確保すること、行き場のない入院患者を出さないことを前提として、住みなれた地域で療養が可能な体制を構築するよう今後の地域医療構想の策定に反映していきたいと考えています」と答弁があったところです。

さて、地域医療構想案については現在パブリッ

クコメントが行われていますが、その中で医療機関が報告をした機能別の病床数と必要病床数の比較が出ています。高度急性期は報告895床に対し必要数840床、急性期は5,482床に対し2,860床、回復期は1,642床に対し3,286床、慢性期は6,882床に対し4,266床となっています。必要病床数に対し、急性期、慢性期は二千数百床多く、回復期は千数百床も少ない、そして県全体では現状の1万5,133床に対し、必要数は1万1,252床と3,881床が多過ぎであり、減少することとなっています。これが本県の特徴、さきの健康政策部長の答弁を反映した数字なのでしょう、大きな疑問があります。

必要なベッド数をはじき出す方法ですが、医療需要の推計については、現行の二次医療圏である安芸、中央、高幡、幡多の4医療圏を構想区域に設定し、構想区域ごとに厚生労働省から示される基礎データをもとに推計しています。高度急性期、急性期、回復期機能のベッド数の判断には、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値が使われています。全国共通の物差しで出した数字です。

また、慢性期機能及び在宅医療についても、厚労省の示した推計方法に基づき、療養病床の入院患者のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等に対応する患者数という全国平均の数値が使われ、その他の入院患者数については、入院受療率の地域差を縮小していく観点で、全国平均との差の解消をもとに推計をしています。

現場で介護に当たっている方からは、医療区分が低いことだけをもって医師、看護師のかかわりを減らしてよいのかという疑問の声が上がっています。医療区分とともに患者さんが日常生活動作をどれだけできるかというADL区分があります。たとえ医療区分が1であっても、重介護であり病的には不安定で、医療区分が2や3でADLが軽い人よりも医療的管理を多

く必要とする人が多数存在するという指摘です。医療区分1の70%を在宅可能とする一律な基準、地域差を縮小するという方向では、県民の実態に即した地域医療構想になるはずはありません。

構想案で示した数字は、結局全国平均のものであり、本県の実情を軽視したものになっているのではないかと思います、所見を伺います。

今議会の知事説明でも、この数値については医療関係者や介護関係者、市町村や住民の方々による議論と調整を行っていただくための目安、算式に基づく必要病床数は現状からの削減目標とするものではないとの考え方が示されていると述べられていますが、高知県の特徴を反映していない構想では、現場で医療・介護を担っている関係者と目標を共有することは不可能です。

必要ベッド数の推計方法を関係者の声も反映し、本県の特徴に見合った方法に改めるべきではないか、お聞きをいたします。

とりわけ来年度末で介護療養病床の廃止予定がされ、新類型の施設への移行が示されていますが、その詳細は明らかになっていません。関係者は、その新施設を介護保険にするのか医療保険にするのかによって、自己負担のありようにも大きな問題が生じ、施設基準によっては病院経営上移行が不可能となり、慢性期の方々の行き場が失われることを懸念されています。

ワーキンググループの中でも議論となっていますが、県としてもどのような課題認識をお持ちか、医療・介護難民をつくらないためには、施設整備や自己負担の増加への対応など県としても支援措置を講じる必要もあると考えますが、国への提言を初めどのような対応をされるおつもりか、この点は知事にお伺いをいたします。

次に、教職員の多忙化問題について教育長にお伺いをいたします。

文部科学省は、昨年7月に「学校現場におけ

る業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」を公表し、本年4月に、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースを省内に設け検討を行い、この6月、報告の取りまとめがされ、各都道府県、指定都市の教育委員会教育長に通知をいたしました。この報告書の目的は、教員の長時間労働の実態が文科省の調査でも明らかとなり、その状況を改善し教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策を提案したものです。大きく4つの柱が提案をされています。第1に教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する、第2に部活動の負担を大胆に軽減する、第3に長時間労働という働き方を改善する、第4に国、教育委員会の支援体制を強化するというものです。

まず、この報告書をどのように受けとめられているのか、教育長に伺います。

この問題については、昨年の9月県議会予算委員会では我が党の吉良県議が質問をし、業務改善の中でも、とりわけ教員の負担となっていると明らかになった国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応についての具体的対策を求めました。その際、教育長はガイドラインを作成しているとした上で、アンケートや調査を最小限に絞るということが必要、そういった方向も考えていくと答弁をされましたが、その後1年が経過をし、具体的にどのような対策が講じられ、何件の改善がされたのか、お伺いをいたします。

さて、今回の報告では、さきに上げた4本の柱に基づき、具体的な改善対策が多数列举をされていますが、今回は報告でも強調された幾つかの点について伺います。

まず、部活動の改善についてです。報告には、部活動の意義を示しつつ、「適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、

様々な無理や弊害を生む。」として、「教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進する。」と明記がされています。

連日の早朝練習や日祝日を問わない練習など、これまでも問題視をされてきた課題ですが、本県の部活動の課題について教育長はどのような認識を持たれているか、お伺いをいたします。

部活動の休養日の設定は、既に平成9年度文部省が運動部活動の在り方に関する調査研究報告でも、中学校では学期中に週当たり2日以上、高校では1日以上の休養日を設定するよう示されています。本県教育委員会が平成26年3月に作成をした運動部活動全体計画ハンドブックにもその項目が明記をされていますが、現状の分析と改善目標などは具体化をされておらず、問題点が明らかになっていません。

今後、重点改善項目とされている部活動の休養日の徹底について、現状把握と改善のためどのような取り組みをされるおつもりか、お伺いをいたします。

次に重点として示されたのは、勤務時間管理の適正化の必要性です。教員の勤務時間の把握をどのように進めるかは現場との十分な協議が必要です。県立学校では既に平成20年度から教職員業務記録表による勤務時間の提出を求めています。長時間になった場合の職務内容の報告などが求められ、その煩雑さや、報告を上げても人員配置などの具体的改善が図られないため、通常の勤務時間で報告するということが常態化しているとの現場の声もあります。

県立学校での実情を現場から聞き取り、有効な勤務時間の把握の仕方を改めて検討し、改善する必要があると思いますが、どのように対応されるか、また県教育委員会として市町村教育

委員会に具体的な勤務時間の把握方法を示す必要があると思いますが、お伺いをいたします。

教員の多忙化解消に向け、各都道府県教育委員会内に学校現場における勤務環境の改善を促進するための連携体制、例えば多忙化解消プロジェクトチームを構築し、市町村教委や学校現場への継続的支援をすることとなっています。連携体制の構築はどのようにされるのか、実効性の上がるものとするために、現場教職員の声が直接反映されることは基本です。教職員組合の代表を含んだ体制の整備を行うべきと考えますが、どのように対応されるのか、お伺いをいたします。

最後に、オーテピアの多目的広場についてお伺いをいたします。

2018年の夏ごろをめどに、いよいよ新図書館等複合施設オーテピアが開館予定となっています。この施設には高知県立図書館、高知市民図書館本館、高知声と点字の図書館、高知みらい科学館が配置されています。複合施設として整備することにより、さまざまな人々の交流が深まり、県内の生涯学習や文化の発展に寄与するとともに、県民、市民の暮らしと仕事の中で起こるさまざまな課題解決を支援する知的、文化的な基盤としますと基本理念も掲げられています。ソフト面の課題についても懸念はありますが、今回は文化施設にふさわしい緑地、広場の設置について伺いたいと思います。

現在の県立図書館は、高知城公園の一角ともなっている大きな木々に囲まれた緑豊かな中に設置をされ、その木陰で本を読む人々の姿も見受けられます。心も体も緑によって癒やされる豊かな空間の中に位置しています。合築問題が持ち上がったとき、「議論の一つに文化施設にふさわしい緑豊かな空間のある図書館を」の声も大きく、建設場所の検討に加えるべきだとも主張してまいりました。また、高知みらい科学館

は、県内の児童生徒が遠足などとともに利用し、科学館で作成したものを実際に飛ばしたり、使ってみるような空間、お弁当を食べる広場の必要性も指摘をされてまいりました。

そうした声も受け、当初は建物西側に約1,000平方メートルの多目的広場が予定をされていましたが、建設の具体化の中、地下駐車場が設置をされることとなり、実質的には多目的広場の面積はわずか500平方メートルに縮小されています。議事堂隣の高知市丸ノ内緑地公園は7,500平方メートルですから、その15分の1にしかすぎない狭さ、しかも場所はオーテピアの正面玄関の前ですから、来館者の通行の妨げにもなり、多目的広場として活用するには極めて不十分な状況となっています。

このオーテピアの多目的広場の西側に隣接している2,500平方メートルの追手前小学校跡地があります。その活用については、2012年に国の認定を受けた高知市中心市街地活性化基本計画では、買い物途中で休憩ができる芝生広場、イベント空間などに活用するにぎわい広場として整備するとされています。ところが、高知市は突如、今後50年間にわたって民間に貸し出し、高度利用する、いわゆるビル建設などをすることを基本方向とすることに変更し、有識者による活用検討会が開かれています。しかし、検討委員会の議論の中でも個人的には広場としての活用を望むとの意見が多数を占め、さらに地元商店街でも広場として活用してほしいとの声も広がっています。

さきに述べたとおり、本県の文化と知の拠点としてのオーテピアの機能充実のためには、十分な広さを持つ広場が必要不可欠だと考えます。

オーテピアの機能充実のためにも、多目的広場と一体となった西敷地の整備が必要であり、西敷地の活用について、高知市との協議を行うべきと考えますが、教育長の御所見を伺い、私

の第1問といたします。(拍手)

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回国連の作業部会が核兵器禁止条約の交渉開始を勧告したことについてどう評価するのか、また核兵器廃絶に向けた認識、決意についてお尋ねがございました。

核兵器の廃絶は、国家間で取り組むべき重要な課題であり、世界人類共通の願いであると考えております。本年8月に開催された核軍縮に関する国連作業部会において、核兵器禁止条約の交渉を2017年から始めるよう勧告する報告書が採択をされました。これは、核兵器の廃絶に向けて議論する大きな転換点につながるのではないかと考えております。一方、核兵器保有国の米国、ロシア、中国などが作業部会に参加していないことや、採択が多数決となり各国の総意としての全会一致にならなかった点は残念ですし、改めて核兵器廃絶に向けた議論の困難さが浮き彫りになったのではないかと思います。

今後、議論の舞台は国連総会に移りますが、核兵器保有国も加わった形で議論がスタートできるように、政府には核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担っていただくことを期待したいと考えております。

他方、本県では核兵器の廃絶を強く訴え、全面撤廃を推進するため、県議会において昭和59年に非核平和高知県宣言が、平成9年には高知県の港湾における非核平和利用に関する決議がなされておりますので、今後とも県議会の決議を尊重しながら、県としての平和行政をしっかりと推進してまいりたいと考えておるところであります。

次に、日本政府の姿勢は核保有国の声を代弁するもので、被爆者や世界の核兵器廃絶の大きな流れと相入れないのではないかとのお尋ねが

ありました。

我が国は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の核軍縮・不拡散の取り組みを主導する必要があると考えております。

政府は1994年以来毎年、国連総会に核廃絶決議案を提出しており、核兵器保有国を含む幅広い立場の国々から圧倒的多数の賛成を得て採択されております。また、2013年以降、核拡散防止条約、いわゆるNPTの再検討会議や国連総会で相次ぎ発表してきた核兵器の不使用を求める共同声明にも名を連ねるなど、我が国の核廃絶に向けた取り組みは揺るぎないものと認識しております。

一方、日本は核兵器保有国と非保有国との橋渡し役としての立場から、核兵器の廃絶には保有国と非保有国の双方の協力が不可欠であり、保有国の協力が得られない中で交渉を開始すれば双方の分断が生まれるとの判断から、今回の作業部会では棄権という対応をとられたものと思われまます。政府においては唯一の被爆国として、今後とも核兵器廃絶を目指して、国際社会における積極的なリーダーシップを発揮していただきたいと考えておるところであります。

次に、米軍訓練空域の新設について県には政府からどのような説明がなされたのか、お尋ねがありました。

米軍厚木基地の空母艦載機の岩国基地への移駐については、日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2による2006年のロードマップ及び2013年の共同発表で、必要な施設の完成や訓練空域の調整等が行われた後、2017年ごろまでに完了することで合意されております。今回、四国沖に新たに設定された訓練空域は、この合意に基づき調整されたもので、11月10日から運用が開始されるものと承知しております。このことについて事前に政府からの説明はございま

せんでしたが、新聞報道後に国土交通省航空局に事実関係について確認し、説明を受けたところでございます。

その中で航空局からは、今回の訓練空域はリマ及びL空域を含んだ新しい空域をつくったものであること、今回の訓練空域については、米軍、自衛隊が使用するエリアを航空局に申請して承認を受けることになること、これまでリマ、L空域では訓練を実施することの通知のみが航空局にされていたが、新しい空域では申請、承認の手続をとるため、使用状況を把握することが可能になることといった内容の説明を受けたところでございます。また、岩国基地と訓練空域間の飛行については、民間航空の安全確保も考慮し、一定の高度以上で飛行することとなることとございました。新たな訓練空域の設定により、本県にどのような影響があるのか、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、米軍機の訓練空域の拡大による県民生活への影響をどう捉えているのか、また低空飛行訓練の中止の対応もなされないままでの訓練空域拡大には反対の意思を示すべきだと考えるがどうかのお尋ねがありました。

私は、四国沖に新しい訓練空域ができること自体については、近年の北朝鮮による核・ミサイル開発の進展など、国際的な安全保障環境に鑑みればやむを得ないものだと考えております。ただし、仮に嶺北地域を中心としたいわゆるオレンジルートなどでの超低空の飛行訓練が増加し、県民生活に重大な影響が及ぶことがあれば、県としてしっかりと米側に是正の要請を行いたいと考えているところでございます。

次に、日米地位協定の改定を求める渉外知事会の要望を本県も我が事として連携を強め、取り組むことが必要だと考えるが、どのような対応をとるのかのお尋ねがありました。

渉外知事会は、米軍の施設が所在する主要な都道府県で組織されており、政府等に対して米軍基地があるがゆえに発生する環境問題、事件、事故等を抜本的に解決するためのさまざまな提案、要望を行っています。

一方、米軍機による低空飛行訓練については全国的にも幅広い課題でもあります。このため全国知事会として、国の責任で騒音測定器をふやすなど必要な実態調査と事前の情報提供を行った上で、地域住民の不安が払拭されないまま実施されないよう措置することを政府に要望しておりますし、今後も全国知事会の一員として要望を続けてまいりたいと考えております。

また、本県としても国民に不安や懸念を抱かせるような超低空飛行訓練など異常な訓練が繰り返される場合は、これまでも県として国に実情を訴えておりますし、四国知事会とも連携して取り組んでまいります。

本県では、オレンジルートにおいて米軍機による訓練が繰り返されている上、過去に2度の墜落事故も発生しており、県民の皆様は不安感を抱え生活されています。このため、今後とも米軍機の飛行訓練の動向を注視し、県民生活に大きな支障があるような訓練が繰り返される場合には、改めて訓練の中止について要請を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、参議院議員選挙区の合区解消の方策についてお尋ねがございました。

本年7月の全国知事会議における参議院選挙における合区の解消に関する決議は、地域の意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された地域の声が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題であり、投票率の低下などの弊害が顕在化していることから、合区を早急に解消すること、同時に将来を見据え最高裁の判例を踏まえ、憲法改正についても議論するべ

きであるということも多く知事の賛同を得て取りまとめたものであり、私も積極的に発言をしたところです。

現行の憲法下で、1票の価値の平等を尊重すべきであるということは言うまでもありません。他方、人口減少、少子高齢化という我が国が抱える極めて構造的な問題に対処するためにも、東京一極集中を是正し、地方の活性化を図らなければならず、国全体のことを考えても本県のような地域の切実な声が国政に反映されなければなりません。

このためにも、地域の声が反映される選挙制度にすべきであるとともに、このそもそもの背景として地方の重要性、自治体の重要性が1票の価値の平等などと比較衡量され得るレベルにまでしっかりと高められていく必要があるものと考えます。こうした考えから、合区問題の根本的解決に向けては憲法改正の議論をしなければならず、地方自治の重要性を踏まえ、地方自治に関する規定の充実を図るとともに参議院における地域代表制を明記する必要があるのではないかと考えております。

一方で、憲法改正は丁寧な議論が必要となりますので、3年後の次期参議院選挙までの合区解消を見据えた場合、公職選挙法などの法改正により、合区を確実に解消していくこともあわせて議論していかなければなりません。政党交付金に相当する額を活用するというお話については、政治資金規正法との関係もあり、さまざまな議論を待たなければなりません。本年3月に取りまとめられた全国知事会の憲法と地方自治研究会中間報告では、合区解消に向けた方策として、憲法改正のほか総定数の増とあわせた選挙区と比例代表の定数配分の見直しなどの公職選挙法の改正による対応や、国会法等の改正による参議院における地域代表制の法定化が挙げられております。

御指摘の総定数の増については、人口1人当たりの議員数が我が国より少ない先進国もあることや、国民の理解を得る必要があることなどの課題がありますが、合区解消に向けた選択肢の一つであると考えております。

選挙制度の見直しについては、各党さまざまな御意見があるものと考えますが、次の参議院選挙まで多くの時間があるわけではございませんので、今後国会においてぜひ真摯な議論をしていただき、合区の解消につなげていただきたいと考えております。

次に、衆議院、参議院の選挙制度についてお尋ねがございました。

衆議院小選挙区制や参議院選挙区制などの多数代表制につきましては、選挙区内で多数票を獲得した候補者が議席を獲得する制度であり、安定政権が形成しやすい反面、議員御指摘のとおり死票が多くなりやすい制度とされています。一方、比例代表制につきましては、死票が少なくなる反面、単独過半数をとる可能性が低くなり、連立政権が常態化するなど政権基盤が不安定化しやすい制度とされています。このように、多数代表制、比例代表制それぞれの特徴がある中で、現行制度は両制度の長所でそれぞれの短所を補完するよう、衆議院、参議院ともに多数代表制と比例代表制を並立した制度とされており、国会においてさまざまな議論を重ねた結果の選挙制度ではないかと考えています。

議員御指摘のとおり、地域の多様な意見を国政にしっかりと反映していかなければなりません。そのためにも各都道府県から地域を代表する国会議員を衆議院、参議院それぞれで選出することができるよう担保する選挙制度とすることが必要であります。こうした考えから、多数代表制も含めることで、都道府県ごとに国会議員を確保することが重要ではないかと考えております。

ただ、選挙制度については、これまでも時代とともにさまざまな議論が行われ変遷をしてきており、今後も参議院の合区の解消を含め、衆議院と参議院のあり方や多数代表制と比例代表制の定数配分などについて、国民の皆さんの多様な意見を持ち寄って国会において大いに議論をしていただくことが重要であると考えております。

次に、伊方発電所3号機再稼働に関する一連の御質問にお答えをいたします。まず、弾性設計用地震動Sdが重要機器などで何ガルに設定されているのかとのお尋ねがありました。

弾性設計用地震動とは、地震動の揺れによる力が加わって形状が変化しても揺れがおさまればもとの形状に戻る地震動であり、国の基準では基準地震動の0.5倍を下回らないように設定することとされています。

原子力規制委員会の審査の中で求められている伊方発電所3号機における複数回の揺れも考慮すべき弾性設計用地震動は、基準地震動の最大値650ガルに係数0.53を乗じた345ガルに設定されておりますが、県としましては、345ガルを超える最大の揺れが650ガルとなる基準地震動の揺れが繰り返し起こった場合の安全性についても、四国電力に確認をしております。

まず、そもそも基準地震動は蓄えられた大きなエネルギーが一度にほとんど放出される場合を想定して策定されておまして、同等の揺れが複数回起きることは理論上考えがたいとされております。それでも万々が一、基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こった場合の安全性については、国の審査でも求められていませんが、あえてその場合の安全性を県として四国電力に問いただしております。

四国電力からは、基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こったとしても、安全上重要な施設や設備のほとんどはダメージを受けない弾性

の範囲内にとどまることを確認していることから、機能を喪失することはないと、一部の設備や部位についてはひずみが残る可能性もあるものの、設備が破壊に至るまでには十分余裕を持った設計を行っていることから、機能を喪失することはないと考えているとの説明も受けております。こうしたことから、県としましては基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こった場合でも安全性は確保されていると考えております。

次に、伊方発電所3号機の原子炉容器上ぶたが交換されていないまま再稼働したことを県はどう捉えているのか、また交換の時期を把握しているのかとのお尋ねがありました。

伊方発電所3号機の上ぶたの一部には、インコネル600というニッケルを主成分とする合金が使用されています。四国電力は平成21年3月時点で、近年の国内外のプラントにおけるこの材料を使った部品の損傷事例を踏まえて、予防保全の観点から平成24年度の第14回目の定期検査時に、より耐腐食性にすぐれた別の材料を使った上ぶたに取りかえる判断をしております。その後、平成23年3月に起こった福島第一原発事故を受け新規制基準への適合性審査が必要となったことなどから、平成23年4月から始まった第13回目の定期検査が今年9月まで長引くこととなりました。そのため、平成24年度に予定されていた第14回目の定期検査は来年度に実施される予定となっております。

四国電力からは、再稼働に当たって、ふたの表面にホウ酸の付着がないかを確認する目視検査や、通常運転時以上の圧力をかけて実施する漏えい検査の結果、設備の健全性が確認できたことから、今回の第13回目の定期検査では上ぶたの取りかえは行わず、予定どおり第14回目の定期検査の際に行うこととしたと伺っております。

本県としましては、インコネル600を使用して

いる設備も新規制基準に適合していると認められていることから、直ちに問題にはならないものと考えておりますが、四国電力に対して原発の安全性の確保については最善の対策を実施していただくよう要請してまいりたいと考えております。

次に、電力を融通するネットワークの有効性についてどのような認識を持っているのかのお尋ねがありました。

老朽化した火力発電所などがトラブルにより停止した場合に、域外から電力を融通するネットワークは、電力の安定供給のためには重要なものであると考えております。

現在、四国一関西間では140万キロワット、四国一中国間では120万キロワットの地域間連系線が整備されており、区域間での電力融通が可能となっております。また、国の電力システム改革により、平成27年4月には国の認可法人である電力広域的運営推進機関が設置され、全国レベルでの平常時、緊急時の需給調整機能の強化などが行われています。

しかしながら、四国電力からは、電力需給が逼迫した際、ネットワークを活用して実際に融通を受けられるかどうかは、そのときの他の電力事業者の需給状況に左右され、必要なときに必要な量を確保できる保証はないと聞いております。また、このことについて電力需給分野の専門家に確認しましたところ、四国電力の説明と同様、電力会社は自分のエリアの電力が不足するときに他のエリアに融通することはできない、電力ネットワークによりいつも確実に融通を受けられるわけではないといった説明を受けました。

こうしたことから、近年強化が図られているとはいえ、現時点では電力を融通するネットワークにより、トラブル停止等による電力不足に確実に対応できるわけではないと考えております。

次に、廃炉費用、福島事故の賠償費用を送電利用料に転嫁することに反対すべきではないかのお尋ねがありました。

原発における廃炉や事故の賠償に対する費用について、現行制度では原発の廃炉費用は、その原発を持つ大手電力会社が自社の電力料金収入から賄うこととなっています。他方、福島第一原発事故の賠償については、被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置を行うために、平成23年9月に設立された国の認可法人原子力損害賠償・廃炉等支援機構が支援しており、その費用については原発を持つ全ての大手電力会社が負担をしています。

しかしながら、福島第一原発における廃炉費用及び事故の賠償費用の増加が見込まれることや、電力自由化の影響によって原発を持つ大手電力会社の顧客が減少することにより、廃炉費用の捻出が厳しくなる可能性があることから、国において、福島第一原発事故の廃炉費用の支援のあり方や電力システムの改革などについて検討する東京電力改革・1F問題委員会と電力システム改革貫徹のための政策小委員会が新たに設置されることとなっています。

これらの委員会では、全国の原発の廃炉費用や福島第一原発事故の賠償などの新たな負担のあり方について、引き続き原発を持つ大手電力会社が負担するのか、新電力へも負担を求めるのかなど、さまざまな観点から議論されることと思います。

県としましては、原発における廃炉や事故の賠償に対する費用について、現行制度のとおり原発を持つ大手電力会社が自社の経営において責任を持つことが原則だとは思いますが、今後国における議論がどのような方向で進められていくのか注視していくとともに、検討に当たっては国民の声も十分に反映していただきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、原発再稼働などに関する政府の姿勢に対して転換を求めるべきではないかとお尋ねがありました。

政府はエネルギー基本計画の中で、原子力について安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源として位置づけています。また、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合にはその判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進めるとしています。他方、原発依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより可能な限り低減させるとし、また再生可能エネルギーについては平成25年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくとしています。

こうした政府の姿勢は、原発に依存しない社会の実現を目指して、再生可能エネルギーの導入などにより原発依存度を低減していくべきという本県の姿勢と方向性としては同じであると考えています。

今後、引き続き全国知事会などと連携を図りながら、電源構成における再生可能エネルギーの比率の引き上げや、課題解決に向けた送電線増強など、実効性のある形で、政府に対して原発依存度の低減を進める取り組みを求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護保険制度につきまして、国の社会保障審議会の介護保険部会における議論に対する認識についてお尋ねがございました。

介護保険制度の見直しにつきましては、現在国において団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、介護が必要となっても住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進していくこと、また高齢化の進行に伴い保険料水準の上昇が見込ま

れる中で、世代間、世代内の公正性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高めることを大きな柱として議論が進められております。

制度の持続可能性の確保といった面では、要介護1、2などの軽度者に対します生活支援サービスのあり方や、平成27年8月から一定以上所得者について導入した2割負担の施行状況などを踏まえた利用者の負担割合のあり方などが論点となっているところです。

こうした議論を進めるに当たりましては、給付の面においては何よりも介護サービスを必要としている方に確実にサービスが提供される見直しとなることが求められますし、負担の面においては、低所得の高齢者が多いといった本県の実情などを踏まえ、その能力に応じた負担の軽減といったことも検討がなされる必要があるものと考えております。

現在、国において検討が進められておりますことから、審議の動向をよくよく注視しながら、必要であれば全国知事会などと連携を図り、国への提言活動などに努めてまいります。

最後に、地域医療構想に関連して、来年度末で介護療養病床の廃止が予定されて新タイプの施設への移行が示されているが、その詳細が明らかにされていないことへの課題認識と対応についてお尋ねがありました。

地域医療構想の推進に当たっては、単に病床を削減したり新たに介護施設を整備するのではなく、病床の機能分化や介護との連携を進めながら患者さんや利用者のQOLの向上にふさわしい長期療養の受け皿を確保し、住みなれた地域で安心して療養ができるようにしていくことが何より重要であると考えております。

介護療養病床は来年度末で制度が廃止となりますので、その転換先として、現在国の社会保障審議会のもとに設置された療養病床の在り方等に関する特別部会において、新たなサービス

提供類型が検討されており、医療機能を内包した施設系サービスと、医療を外から提供する、居住スペースと医療機関を併設するという2つの形態が想定をされています。新たなサービス提供類型や介護老人保健施設などの介護保険施設への転換に際しては、施設や設備の整備が必要となりますので、県といたしましても地域医療介護総合確保基金などを活用してしっかりと支援を行ってまいります。

しかし、新たなサービス提供類型については、現時点では人員配置基準や構造設備基準、また医療保険、介護保険いずれの給付対象とするかなど具体的な制度設計が定まっておらず、各医療機関も介護療養病床の廃止が平成30年3月に迫っている中、いまだに具体的な検討に入れない状況にあります。したがって、各医療機関が円滑に転換を進めていくためには、十分な移行期間の中で、現在の施設、設備を活用しながら転換、整備ができるよう一定の経過措置が必要です。また、現行の公的医療保険、介護保険制度では、低所得者に対して所得に応じた保険料や自己負担額の減免の制度が設けられており、新たなサービス提供類型においてもこれらの低所得者対策が必要であると考えております。

今後とも療養病床の在り方等に関する特別部会での検討の推移を見守りながら、基金財源の十分な総額の確保も含めて、必要に応じ国に対して提言してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) FIT法の運用改悪は、再生エネルギー推進、地域振興に逆行するもので、抜本改善を提案すべきではないかとお尋ねがありました。

平成24年7月のいわゆるFIT法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始により太陽光発電等の導入が促進されたことに伴

い、太陽光発電や風力発電が天候に左右される不安定な電源であり電力の安定供給に支障を来すおそれがあることなどから、電力事業者が接続申し込みへの回答を保留するという事態が発生しております。

このため、国は再生可能エネルギー施策に関する審議を行う委員会等での対応策の検討結果を踏まえ、平成27年1月にFIT法施行規則の改正を行い、接続可能量の拡大を図るとともに、それを超過した場合でも、無制限かつ無補償の出力制御を発電事業者が受け入れることを前提として接続を認めることとしました。この改正は、接続申し込みの回答を保留するという問題が、今後の再生可能エネルギーの導入に大きな制約となるおそれがあることから行われたものであり、電力の安定供給と再生可能エネルギーの導入の拡大の両立を図ろうとするものであると認識しています。この改正により、四国電力管内における太陽光発電の接続可能量は、219万キロワットから257万キロワットへと拡大されています。

しかしながら、これは現状の限られた送電容量のもとでのものであり、本年3月に新エネルギービジョンを策定し、平成37年度に新エネルギーによる電力自給率30%を目指し、地域振興にもつなげようとしている本県としては、送電網の増強などによる、さらなる新エネルギーの導入促進に向けた取り組みが必要であると考えています。

このため、これまでも全国知事会等と連携して、国に対して地域の送電網を増強することや、接続可能量をさらに拡大することなどを求めてきており、今後も引き続き粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 介護保険に関する一連の御質問にお答えをいたします。まず、

昨年4月からの介護保険制度改正の影響をどう捉えているのか、また認知症の人と家族の会のアンケートをどのように受けとめたかのお尋ねがございました。

昨年の介護保険制度の改正によりまして、負担能力に応じて一定以上の所得のある方については利用者負担が2割に引き上げられるとともに、施設入所に係ります食費と居住費の低所得者の方の負担軽減につきましては、利用者御本人のその年の市町村民税の課税状況だけではなく、配偶者の課税状況や、例えば単身の利用者の場合、預貯金などが1,000万円以内であることが要件となるなど、資産も勘案する見直しが行われました。

今回の見直しは、高齢化が進む中、今後の介護保険制度の持続可能性を高めるために世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からのものがございます。

負担能力に応じました見直しとはいえ、お話のありましたアンケートにもございますように、大幅に負担が増加した方にとりましては、生活が厳しくなったと感じたり、将来への不安を持たれたこともあるのではないかと考えておりますし、県内の市町村にもそういった声が届いていることは承知しております。このため県といたしましては、各保険者において今回の見直しに関する御相談には丁寧に制度の御説明をしていただくとともに、家計に対する介護費の月々の自己負担が過重なものとならないよう、自己負担に一定の上限を設ける仕組みでございます高額介護サービス制度の申請勧奨の取り組みも着実に実施していただくようお願いするなど、この制度のさらなる周知に努めてまいります。

次に、専門的で適切なサービスを軽度の段階から利用できることの重要性と、人材確保のために報酬の引き上げなどの対応の必要性についてお尋ねがございました。

昨年の介護保険制度の見直しにより、要支援者への訪問介護、通所介護が市町村の実施する事業に移行することとなりましたが、県としましては、利用者の心身の状況に応じて軽度の段階から適切なサービスを利用することは、重度化の防止や御本人の自立を支援するという観点から大変重要だと考えております。

このため、市町村事業に移行後も、必要とされる方には既存の事業所による専門的なサービスの提供が想定されており、その報酬につきましても専門的なサービスの提供が可能となるよう、従来の予防給付の単価を上限として設定できることを保険者に説明してまいりました。その結果、県内で今年1日までに市町村事業に移行した25の保険者の中に、従来の予防給付の単価を下回るところはないという状況でございます。

他方、専門職でなくても提供できるとされている掃除や洗濯などの生活支援サービスにつきましても、その担い手として考えられている方々に対し、高知県シルバー人材センター連合会や高知県老人クラブ連合会と連携して、適切なサービスを提供するための基本的な考え方や、高齢者の特性などの一定の知識を持つ人材の育成のための研修を実施しているところです。こうした取り組みや、市町村が設置をしますサービスの創出などを担う生活支援コーディネーターの養成研修を通じまして、市町村における生活支援サービスが充実しますよう努めてまいります。

最後に、福祉用具のレンタル、バリアフリー改修の自己負担化についてのお尋ねがございました。

福祉用具の貸与や住宅改修における利用者負担につきましては、現在他の介護サービスと同様に、一定以上の所得者を除き1割負担となっておりますが、国におきましては、福祉用具の極端な価格差や住宅改修の施工水準のばらつき

の抑制などの議論とともに、この利用者負担のあり方についても検討がされているところです。

その検討の際には、お話にもありました福祉用具貸与や住宅改修は利用者の自立支援、状態の悪化の防止などの役割を果たしていることも考慮していく必要があると考えております。現在、国におきましては、そういう観点からの議論もされているところでございますので、その議論の動向を注視してまいりますとともに、必要があれば全国知事会等の関係機関と連携を図りながら国への提言等も検討していきたいと考えています。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 地域医療構想についての質問にお答えします。構想案で示した必要病床数は、本県の実情を軽視したものになっているのではないかと、また必要病床数の推計方法を関係者の声も反映し、本県の特徴に見合った方法に改めるべきではないかとお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

必要病床数は2025年における医療需要の推計値を病床数であらわすものであり、その推計方法は厚生労働省令で定められています。

このうち、高度急性期、急性期、回復期の推計方法については、本県の2013年におけるレセプトデータを用いて、本県の患者に対して実際に行われた診療に対する診療報酬の点数により割り出した高度急性期などそれぞれの患者数をもとに、2025年における本県の年齢階級別推計人口を使って推計するものであり、本県における医療提供の実情を反映できているものと考えています。

一方、慢性期については個別に診療報酬の点数が把握できないことから、その推計方法は異なっています。療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等で対応す

る患者とみなし、その他の入院患者数を人口当たりで全国並みに近づけるなど、地域格差の縮小という政策目的に沿った推計方法で、病院の病床が介護の機能を代替しているといった本県の実情を反映しにくいものとなっています。

そのため、地域医療構想策定ワーキンググループなどにおける関係者の意見を踏まえ、算定された慢性期の推計値を在宅移行が最も進んだ場合の最小値として取り扱うこととし、本県では慢性期の必要病床数は4,266床以上と幅を持たせることとしました。

必要病床数は医療法に基づく計算方法により、機械的に本県の人口推計等を代入して計算した推計値であり、あくまでも将来のあるべき医療提供体制を検討するための方向性を示すものであって、現状からの病床の削減目標ではありません。

今後は、地域ごとの需要に応じた適切な医療提供体制の検討に当たって、構想区域ごとに設置する地域医療構想調整会議において、住みなれた地域で安心して療養ができるよう医療関係者や介護関係者、住民の方々の意見を十分に踏まえつつ丁寧に調整を行ってまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、教職員の多忙化問題について、文部科学省が取りまとめた次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースによる報告書をどのように受けとめているかとお尋ねがございました。

学校が抱える課題が複雑化、困難化する中、全国的に教員の長時間勤務が課題となっており、本県においても同様の現状があると認識をしております。

また、お話にもありました報告書で示された4つの観点、すなわち教員が業務に専念できる環境の確保、部活動の負担軽減、長時間労働の

改善、国、教育委員会の支援体制の強化は、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するためのポイントを的確に示しているものと受けとめております。

報告書に示された内容については、昨年度策定した高知県教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画において、チーム学校の構築として取り組む中の外部人材の活用や学校支援地域本部との連携などのように既に取り組んでいるものも多く含まれていますが、学校現場における多忙化を解消するための業務の適正化という観点からの総合的な方針を示した報告書という意味で、しっかりと向き合う必要があるものと考えております。

次に、学校現場に対する調査やアンケートに関する負担軽減対策の取り組み状況についてお尋ねがございました。

学校現場に対する調査やアンケートの実施については、そのことが教員の業務負担につながっているとの指摘があるところであり、教員が子供に向き合う時間を確保するためにはその改善に取り組むことが重要であると認識をしております。

県教育委員会では平成16年に調査・照会に関するガイドラインを策定し、取り組みを進めているところです。具体的には、調査そのものの必要性を十分に検討するとともに、調査が必要なものであっても調査項目の精選、その他の調査方法の見直しに取り組むこと、外部からの調査依頼については、原則として県教育委員会が既に把握している情報で対応し、随時学校や市町村教育委員会に照会を行うことはしないこと、学校等に依頼する予定の調査を一覧表として取りまとめ、調査実施の前年度末までに学校等に送付し、計画的な業務の遂行に役立ててもらふことなどの取り組みを行っております。

議員より御指摘のあった調査の見直しについ

ては、昨年度は県教育委員会事務局内で協議を重ね、今年度実施する調査のうち6件について調査を廃止、17件について調査項目の精選、調査頻度の削減、回答期限の延長などの調査方法の見直しを行うこととしております。

今後とも、県教育委員会が学校等を対象として実施する調査やアンケートについては、不断の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、本県の部活動の課題について、どのような認識を持っているか、また部活動の休養日の徹底について、現状把握と改善のためにどのような取り組みをしていくのかのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

部活動に関しましては、国の報告書において朝練等の実施による生徒の睡眠不足に伴う授業への影響や、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害への懸念といった、生徒の健康的でバランスのとれた生活への影響と、日本の中学校教員の課外活動の指導時間が国際的にも特に長いことや、土日に開催される大会等への引率や大会運営業務へのかかわりといった、教員の負担感に関する課題が指摘をされております。

本県においても同様の課題を抱えていることから、これまでも望ましい運動部活動の実現に向けて、日常生活とのバランスやスポーツ障害の予防を考慮した休養日の設定を初め、その運営に配慮すべき内容を示した運動部活動全体計画ハンドブックを配布し、学校現場にその活用、実践を周知してまいりました。

しかしながら、適切な休養の必要性についての理解が浸透していないことや、部活動への保護者の期待の大きさなどもあって、多くの学校では必ずしも適切な休養日の確保ができていない状況があります。

部活動は、本来生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築や生徒自身の自己肯定感の向上

等、その教育的意義は高いものでありますが、そうした教育効果は教育活動全体のバランスの中で達成されることが重要であるとともに、家庭や地域での過ごし方にも考慮し、子供の成長を支える視点が必要であると考えます。あわせて、部活動の指導において、教員に過度な負担がかかる状況もありますので、その点については適切な休養日の設定などとともに、今年度も行っています運動部活動支援員の派遣を広げることなどにより、負担の軽減を図る必要があると考えます。

現在、運動部活動の実態を把握するための学校現場からのヒアリングや、中学校体育連盟との協議を行いながら、運動部活動のあり方について検討しているところですが、今後は市町村教育委員会や校長会、PTAなどから幅広く御意見を伺いながら検討を深め、適切な練習時間や休養日の設定など、望ましい部活動を推進するための県の方向性を改めて示したいと思えます。

次に、有効な勤務時間の把握の仕方を検討し改善する必要があるのではないか、また県教育委員会として市町村教育委員会へ具体的な勤務時間の把握方法を示す必要があるのではないかとお尋ねがございました。

学校現場において教員の多忙化が指摘される中、勤務実態を適切に把握することは、長時間労働の是正や勤務環境の改善を図り、教員の働き方を見直す上で重要であると認識をしております。県立学校においては、平成20年度から健康管理を目的とする長時間勤務者の面接指導を行うため、教員の時間外勤務時間を業務記録票により把握しているところですが、記載することが煩わしい、手間がかかるなどの理由により、時間外勤務の報告が必ずしも適切にされているとは言えない状況がございます。

このため、まずは業務記録票を使用した現在

の時間外勤務の把握の方法につきまして、再度周知徹底をしたいと思えますが、あわせて学校現場において負担のかからない、より有効な勤務時間の把握の方法について、現場の意見を聞き取りつつ、実情を踏まえて検討していきたいと考えております。また、市町村教育委員会においても所管する学校における勤務時間の把握が適切に行われるよう適宜必要な情報提供を行ってまいります。

次に、教員の多忙化解消に向け、県教委として連携体制の構築をどのようにするのか、また実効性の上がるものとするためには教職員組合の代表を含んだ体制の整備を行うべきではないかとお尋ねがございました。

先ほどもお答えしましたように、高知県教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画の中にも、教員の多忙化解消につながる施策は数多く盛り込まれているところですが、報告書で示された多忙化解消という観点からの総合的なものとはなっておりません。そのため、この問題に特化して取り組むプロジェクトチームなどの組織を設けることも考えられますが、県教育委員会事務局内には既にさまざまな組織があり、屋上屋となるのではないかと考えております。

第2期高知県教育振興基本計画については、PDCAを通じた進捗管理を行うため、教育振興基本計画推進会議を設けているところであり、県教育委員会として多忙化解消の観点から総合的な取り組みについては、この場を活用してPDCAを回していくことが現実的かつ効果的ではないかと考えます。また、教職員団体の皆様からは、これまでもさまざまな御要望や御意見をお聞きしているところであり、これからも多忙化解消のための御意見について、真摯にお聞きをしてみたいと考えております。

最後に、オーテピアに隣接している西敷地に関する高知市との協議についてお尋ねがござい

ました。

オーテピア西敷地の利活用につきましては、土地の所有者である高知市が西敷地にふさわしい機能などを決めるため、民間の有識者を中心とする新図書館西敷地利活用検討委員会を設置し、来年2月の結論の取りまとめに向けて現在検討を行っているものと承知をしております。

その議論の中では、ひろめ市場や高知城歴史博物館等と並ぶ周辺施設の一つとして、オーテピアも考慮していただいているものと受けとめており、今後の検討委員会での検討状況を注視していきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。残り時間が少なくなったので2問目がちょっと走りますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

まず1点目、知事なんですけれども、地域医療構想の問題にお答えがありました。来年度末での介護療養病床の廃止というのは大変切迫した状況になっています。その中で、一定の経過措置の必要性は考えているというふうにお答えになりましたが、それは極めて重要な問題として、これからこの重要課題を審議し、現場に移していくという過程で、時間が不足しているという問題はやっぱりすごく大きいわけです。

ですので、先ほどおっしゃいました一定の経過措置を設けるということについては、直ちに強く具体的に要望を上げていただきたいというふうに思っていますので、それにどのように対応されるのかということをお答えいただきたいと思えます。

それと、地域福祉部長なんですけれども、福祉用具のレンタルとかバリアフリー化の改修問題です。現段階でもう既に各団体、そして利用者の皆さんから不安とか怒りとかという声が上がっているわけです。検討を見ながら必要があればというお答えでしたけれども、もうそう

いう段階ではなくて、一定厚労省の施策も具体化をし始めている段階、それを受けて各県民からもそういう声が出ている段階なんです。必要とあればという——いつまで国に対する要望をお待ちになるつもりか、ぜひ明らかにしていただきたいと思えます。

教育長に伺います。先ほど西敷地の最後の問題で、高知市で検討委員会が開かれているから、高知市の所有地だからという御答弁でしたけれども、確かにそういう側面も当然あります。でも、県内の中心、オーテピアという文化施設にとって、多目的広場というのは極めて重要な機能だというふうに私は思っています。それが十分でないという状況なら、高知市のほうにぜひともそういうことも検討に加えてほしいという提案はすべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひその点は再度御検討いただきたいと、オーテピアにとっての多目的広場の重要性の教育長の認識もあわせてその点はお聞きをしたいと思います。

以上で2問目とさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） この地域医療構想の問題については、本当に地域地域の実情というのをよく踏まえていただきたいものだなと、そのように思います。例えば、病床数、県民1人当たりのベッド数、高知県というのは全国1位なわけでありましてけれども、しかしながらいわゆる福祉施設もあわせてベッド数を計算していただければ、高齢化が全国のトップクラスであるにもかかわらず全国平均のちょっと上ぐらいではない。すなわちこれは介護の役割を医療が担っているという、そういう歴史的な経緯があって今のようなベッド数になっているということでもあります。やはりそのような実情もよくよく踏まえていただいた上で対応していただく必要があるということが第1点。

そして、やはり大改革になるにもかかわらず、

確かに御指摘のように時間がないという状況になってしまっているということもあります。そして、引き続きやはり医療・介護の問題ということであれば、できる限り県民のQOLを上げるような方向でいかなければならない。そしてまた、低所得者への対応もしなければならぬ。やっぱりさまざまな要因を考慮して対応していくということが大事になってくるということなんだらうと思います。

そういう観点から、これまでもいろいろな政策提言もしてきたところでありまして、私自身もいろいろ関係者にお話もさせていただいてきたところではありますが、引き続きそういう基本姿勢でもって、地域の実情を訴えるという姿勢でもって対応していきたいと、そのように考えています。

経過措置については、今後議論が本格化してまいります。そういう中において本県の実情をしっかりと訴えて政策提言もしていきたいと、そのように考える次第です。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 福祉用具の問題に関しましては、国の審議会でも例えば高松市長などからは、やはり必要なサービスが適切に提供されることが大前提での検討をというようなお声も上がっておりますので、今はまだ審議の状況を見ていかななくてはならないと思っております。

○**教育長（田村壮児君）** 多目的広場につきましては、オーテピアと一体的に整備をするということで中心市街地活性化の計画の中でも位置づけられております。そういったことからオーテピアについても多目的広場との一体的な活用、中心市街地活性化に寄与できるような活用の仕方も考えていきたいというふうに考えているところでございます。そういったことは、当然検討の中でも考えていただいているのではないかとこのように考えています。

○**37番（塚地佐智君）** ありがとうございます。オーテピアの多目的広場の役割、機能とあわせて西敷地の問題も検討していただけるのではないかと教育長の御答弁でしたので、それを高知市にぜひとも伝えて検討に加えていただきたいと、要請をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、最後に原発の問題なんですけれども、知事のほうから御答弁がございました。るるあった御答弁の一つ一つ聞いておりますと、四国電力がおっしゃっていることを御説明していただいているという認識に改めてなっていました。四国電力は既に、伊方原発が動き出して四国外への売電を始め、ついに伊方の2号機まで再稼働させるということまで言い始めて、これでは原発をなくしていくという方向性とは全く違う、県の方向性と違っているというふうに思いますので、その点については知事は今どのようにお考えなのかという点を最後にお伺いして、私の一切の質問とさせていただきます。

○**知事（尾崎正直君）** 四国電力の説明をそのままのみにして、ここで話ししているわけでは決してございませんね、いろんな意味において違います。

まず第1に、四国電力に対しては我々のほうから、ある意味、国の規制委員会では問題視されていないようなことでもあえて質問するなどという厳しい姿勢で臨んでいるつもりであります。最大の揺れが650ガルになる基準地震動が複数回起こった場合などということについては、我々が発議して質問したところでありまして、かなり厳しい対応をしているのではないかと思いますし、さらにもう一つ言わせていただければ、専門家の皆様方にもいろいろ御意見を聞いて、その裏づけをとって、私どもとして答弁もさせていただいております。先ほどの答弁でもそうでございます。そういうことです。

平成28年10月4日

御質問のありましたこの2号機の問題について、確かに2号機の再稼働について検討をという社長のお話があったというふうに報道で伺いましたけれども、私どもといたしましては3号機のとくにおいて、徹底してその必要性和安全性について勉強会で確認をさせていただいてきたわけでありましたが、この2号機についても、もし再稼働に向けて申請をされるということであれば同じプロセスをしっかりと踏ませていただくということだと、そのように考えています。

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時14分散会

平成28年10月5日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

38番 金岡佳時君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 松尾晋次君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・
 環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 福田道則君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局局長 福島寛隆君
 公安委員長 西山彰一君
 職務代理者 上野正史君
 警察本部長 田中克典君
 代表監査委員 吉村和久君
 監査委員
 局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成28年10月5日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 4 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 5 号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 11 号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案

- 第 12 号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会

計歳入歳出決算

報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算

報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会計決算

報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上37件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

22番黒岩正好君。

(22番黒岩正好君登壇)

○22番（黒岩正好君） 皆さんおはようございます。私は公明党を代表して、当面する県政の諸課題について知事並びに関係部長に質問をいたしたいと思います。

7月の参議院議員選挙で示された民意は、自民党と公明党による連立政権の継続であり、何よりも政治の安定を求めた結果となりました。本格的な人口減少時代に突入した中であって、さらに人口減少よりもスピードが速い高齢化に対応するには、現役世代が支えてきた従来の社会の仕組みの変化が求められております。

生産年齢人口の減少を見据え、働く意欲のある高齢者や女性が能力を発揮できる一億総活躍社会を進めるため、政府はこの8月に、未来への投資を実現する経済対策として、事業規模28兆1,000億円、第2次補正予算4兆1,143億円が閣議決定をされ、臨時国会に上程されております。知事は提案説明において、この補正予算案には、これまで本県が政策提言で訴えてきた施策が数多く盛り込まれており、大いに評価し期待をしていると言われ、臨時国会での速やかな成立を望むとも述べられました。

そこで、これらの政府の経済対策について、改めて知事の認識や評価を伺いたいと思います。財務省と内閣府が先月発表した7月から9月期

の法人企業景気予測調査は、企業の景況感に慎重さが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとの見方を示しております。一方、高知財務事務所は、同調査での県内分では、下降超幅が縮小しているとなっているものの、企業活動は活発だが、恒常的な人手不足から人件費や外注費が高くなって利益を圧迫するなど、総じて見れば一進一退で推移していると報じております。

そこで、県内の経済動向をどう認識しているのか、知事に伺いたいと思います。

また、高知財務事務所の調査では、人手が不足が27期連続とし、四銀地域経済研究所の調査でも、県内企業4割人手不足との調査結果を発表しています。また、県経営者協会が行った会員企業への調査でも、人手不足76%との回答を寄せております。また、これらの調査においては、人材の量だけでなく質の確保を課題と考える企業も約8割となっております。これらの調査は、主に製造業や小売業、サービス業などの2次・3次産業が対象となっておりますが、他方で1次産業においても担い手不足などが課題となっており、県内産業全体にわたり担い手や人手が不足しています。

これまでも、県外大学との就職協定や就職セミナー等の人材確保の取り組みや、林業学校等での人材育成など、さまざまな対策を講じて各産業分野の担い手の確保・育成に地道に取り組んできておりますが、人材不足の実態についてどのような思いを持たれているのか、知事に伺いたいと思います。

また、人材確保の取り組みの一つとして、昨年4月に開設をしました事業承継・人材確保センターは、事業承継への支援、中核人材の確保とマッチング支援の2つを柱に、後継者や事業拡大などに必要な人材の確保に取り組まれてきておりますが、この1年半の取り組みや課題に

ついて商工労働部長に伺いたいと思います。

自公連立政権の経済政策によって雇用情勢は大幅に改善し、税収も増加をしております。しかし、日本経済の実力を示す潜在成長率はバブル景気時よりもはるかに低い水準を推移しています。景気回復を本格化させるためには、企業の経営力を高めることが重要であります。中でも、国内企業の99%を占める中小企業が鍵を握ることは言うまでもありません。

全国中小企業取引振興協会の調査によると、中小企業の経営力を強化するには、1つ、計画的経営、2つ、情報技術、3つ、人材育成の3つが重要と分析をしています。全国4,320社から得たアンケート結果で、この3つに取り組む企業ほど利益を伸ばしていると言われております。これらをまとめて支援する中小企業等経営強化法が、この7月からスタートいたしました。

そこで、このような国の経済対策に対して、本県として県内中小企業への対応や支援をどのように進めていくのか、商工労働部長に伺います。

次に、日本一の健康長寿県づくりについてお伺いをいたします。

本年2月に策定しました第3期日本一の健康長寿県構想において、本県が抱える根本的な課題に対してより重点的かつ骨太に対策を進めるため、壮年期の死亡率の改善を図る高知家健康パスポート事業を初め5つの柱を設定し、取り組みをスタートさせてまいりました。

そこで、これまでの取り組み状況はどうか、知事に伺いたいと思います。

次に、がん対策についてお伺いをいたします。がんは、日本人の2人に1人が生涯のうちに患う国民病と言われております。我が国では1981年以降、がんが死因の第1位を続けています。

2006年のがん対策基本法が成立し国の対策が本格化してから、ことしで10年を迎え、国を挙

げでの本格的な取り組みがスタートし、検診受診率の向上や専門病院の充実など、がん対策は着実に前進をしています。また、厚生労働省が昨年12月にがん対策加速化プランを発表し、予防、治療・研究、がんと共生の中で、実施すべき具体策を示しています。

そこで、本県のこれらの分野に対する取り組みの現状や課題について健康政策部長に伺いたいと思います。

また、平成26年8月に厚生労働省から提出をされておりますがん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会の報告書やがん対策加速化プランにおいて、がん患者の就労に関して、関係機関による就労支援の取り組みが言及をされております。

そこで、本県によるがん患者の就労支援の現状と課題について健康政策部長に伺います。

また、平成19年度から取り組んでおります高知県がん対策推進条例の第16条には、がん教育の推進が明示をされ、子供のころから健康的な生活習慣を定着するための対策が取り組まれています。

今回の国の加速化プランに示された学校におけるがん教育との連動性、そしてこれまでの健康教育の実施状況や課題はどうか、教育長に伺います。

次に、乳がん検診について伺います。高知県乳がん検診実施指針を見ると、がんを早期に発見、治療することで、がんによる死亡の減少を図ることを目的と位置づけ、対象者を40歳以上としています。

そこで、本県の対象者数と受診率はどうか、また課題は何か、あわせて健康政策部長に伺います。

日本女性のがん罹患率第1位は乳がんです。発症のピークは40代から50代と言われていますが、20代から30代の罹患者数は、年々増加傾向

にあると言われております。

「あのとき、もっと自分の身体を大切にすればよかった あのとき、もうひとつ病院に行けばよかった あのとき、信じなければよかった あのとき…あのとき…」これはタレントの小林麻央さんが乳がん発見後の後悔をつづったブログの言葉であります。小林さんは34歳で、2人の子供さんもまだ小さく、精神的にも大変な思いの中での闘病生活をされていることと推測をいたします。

小林さんの例のように、病院で医師に診察してもらっても見落とし、発見できなかった例も少なくないと思われます。また、若い女性の方と話をすると、「検診費用が割と高くて、検診をしたくても、今の収入ではちゅうちょしてしまう」との声も聞きました。乳がん検診の費用は、マンモグラフィー検診を受けたのか、それとも超音波検査——エコーを受けたのか、個人的に受けたのか、自治体の検診で受けたのか、会社負担で受けたのかによって金額が異なっております。全額自己負担の場合、マンモグラフィー検診とエコー検査の両方を受診した場合、1万円前後、医療機関によってはケア等も含め1万5,000円から2万円になるケースもあると言われております。

そこで、近年がんの発症者も若年齢化してきていると言われておりますので、例えば、若い世代の方にアンケート調査を実施して、対象年齢を30歳以上にするとか、個人の費用負担を軽減するなどの本県独自の制度を設ける考えはないのか、健康政策部長の所見を伺います。

次に、胃がん予防対策について伺います。国立がん研究センターの調査では、胃がんと診断された人は毎年約13万人とされ、そのうち約5万人が亡くなっており、本県でも平成27年調査によると、357人が亡くなっています。罹患率や死亡率が低下しているとはいえ、対策が求めら

れます。

平成24年6月に改定をされました国のがん対策推進基本計画では、平成24年度から28年度までの5カ年計画の中に、改定前には記載されていなかった胃がん予防が国の方針に位置づけられ、ピロリ菌除菌の有用性について検討することが盛り込まれております。

また、世界保健機関——WHOの専門組織である国際がん研究機関——IARCは平成26年9月、胃がんの8割はピロリ菌の感染が原因とし、除菌で胃がんの発症を3割から4割減らせるとの報告書を発表しています。また、厚生労働省の資料では、ピロリ菌の陽性者では陰性者に比べて、その後に発生する胃がんのリスクが5倍以上であるとの見解を示しております。そのため、平成25年2月から保険適用が拡大され、全国で150万人が除菌治療を受けていると言われており、今後は胃がんの罹患率も低下するとの予測がされております。

そこで、本県における死亡率や胃がん検診受診率など胃がんの現状と対策について健康政策部長に伺います。

また、県内市町村においては胃がんの予防対策として、ピロリ菌検査を検診項目に導入しているところもあると思いますが、県内市町村の状況はどうか、健康政策部長に伺います。

また、ピロリ菌除菌の保険適用が拡大されたことによる県民への普及啓発をどのように取り組んでいるのか、健康政策部長に伺います。

佐賀県では、本年度より県内の中学3年生を対象に、胃がんの主な原因とされるピロリ菌の感染検査を実施しています。この取り組みは全国で初めてのことであり、各学校で実施されている健康診断の尿検査の尿を用いて、任意で感染の有無を調べています。感染の疑いがあるとされた生徒については、追加で検査を行っています。

佐賀県は、全中学3年生約9,000人のうち、5%がピロリ菌に感染していると想定し、関連経費約2,600万円を今年度予算に盛り込んでいます。6,000円から7,000円かかる検査費用を県が負担し、4,000円から5,000円かかる除菌治療費も想定数内であれば、県が自己負担分を全額助成することになっております。佐賀県の担当者は、「若いうちに予防しておけば、胃がんのリスクは大きく軽減される」と言っております。

そこで、将来のリスクを軽減するためにも、佐賀県のような独自の対策を本県も実施してはどうかと考えますが、健康政策部長の所見を伺いたいと思います。

次に、B型肝炎ワクチン接種について伺います。B型肝炎の感染については、血液以外に尿や涙、汗など体液にもウイルスが存在することから、出産時の母子感染だけではなく、家族や他の子供からの思いがけない感染の対策が課題となっていました。日常生活での感染を防ぐには、正しい知識の普及に加え、ワクチンで防ぐことが重要とのことから、今月から乳幼児を対象としたB型肝炎ワクチンの国の定期接種化がスタートしております。

国内のB型肝炎ウイルスの感染者は最大で150万人に上ると推定され、感染すると慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと症状が進行する可能性があります。日本では、B型肝炎ウイルスに起因する肝がんの死亡者数は年間約5,000人、肝硬変による死亡者数は1,000人と推計されており、子宮頸がんによる死亡者数の2倍以上に達しております。

厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会の報告書によると、感染者が1歳未満の場合90%、1歳から4歳の場合20%から50%、それ以上の年齢になると1%以下の確率でキャリアに移行する。一方、乳児にB型肝炎ワクチンを接種すると95%以上で抗体が獲得され、感染防

止効果は20年以上続き、安全性も高いことが確認されているとの報告がなされております。

そこで、今回の定期接種化はゼロ歳児のみが対象で、生まれ月によって3回の接種が非常にタイトになることが予測をされますが、対象者への周知や対応について健康政策部長に伺います。

がん予防対策の一環として、肝炎ウイルスの感染の早期発見と確実に治療につなげる取り組みや、壮年期の死亡率の改善策としてウイルス性肝炎対策の取り組みも強化してきています。今年度の当初予算で、ウイルス性肝炎対策事業として1億3,000万円余を計上しており、その改善に取り組んでいることがうかがえます。

ともかくも、肝炎の罹患者を出さないという予防医療の取り組みが重要と考えます。しかし、今回の定期接種化は対象者がゼロ歳のみのため、ゼロ歳で接種を開始したとしても3回目等が1歳を超えてしまう場合は、その対象外となっております。B型肝炎に罹患すると治療が困難であり、その費用も高額であると聞いています。インターフェロンによる治療や抗ウイルス薬を一生服薬していかなければならず、医療費助成制度が設けられるなど、B型慢性肝疾患の治療には高額な費用負担も生じています。

現在、B型肝炎ワクチンの公費助成を行っている県下の自治体はありませんが、全国では130を超える自治体が助成事業を実施しています。もちろん予防接種の実施主体は市町村ですが、他県の取り組みとして、東京都では、市町村の接種ワクチンの助成事業にかかった半額分を都が負担しております。宮崎県では、県が3分の1を助成しています。以前、本県では全国に先駆けて、高齢者肺炎球菌ワクチン接種促進事業としてワクチン接種事業に助成した実績があります。その際、65億円の医療費の削減効果があるとの答弁がありました。その後、国の定期接

種化へと移行するなど、本県が一定の役割を果たしたのではと認識をしています。

そこで、今回の定期予防接種開始後、1歳を超えてしまったために全ての接種を完了できない子供が出てくるのではと懸念をします。B型肝炎ワクチンの定期接種の対象から漏れたとしても、キャリア化を防ぐためには接種を完了することが重要と思いますが、そうした子供に対して、県としてどのように取り組んでいくのか、またB型肝炎対策についての知識を広く県民に周知する絶好の機会と思います。あわせて健康政策部長に見解を伺います。

次に、障害者対策について伺います。

南米初開催となったブラジル・リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックも終わり、日本の活躍が際立った大会となりました。パラリンピックは、第2次世界大戦後の1948年、医師のルートビヒ・グットマン博士が傷痍軍人のリハビリのため英国で開いたアーチェリー大会が起源で、その後、世界最高峰の障害者スポーツの祭典へと発展をしています。今大会は170以上の国、地域から4,000人を超える参加により、過去最大規模と言われております。「失ったものを数えるな。残されたものを最大限に生かせ」、パラリンピックの父グットマン博士の名言どおり、障害者が持てる力の限界に挑む姿は崇高で美しく、多くの人に感動と勇気を与えてくれたと思います。

その重要さはスポーツに限らず、障害者が社会参加し、存分に自己表現していくための環境の整備が重要と考えます。誰もが個性を尊重し合える共生社会を実現するため、障害を理由とした差別を禁止する障害者差別解消法が4月に施行されました。この法律は、国の行政機関や自治体、民間事業者に対して、障害を理由とした不当な差別を禁止するものです。障害者であることのみを理由に商品やサービスの提供を拒

否や制限するなど、障害者の権利を侵害してはならないことを法的に義務づけています。また、この法律では、行政機関や民間業者に対し、合理的配慮を求めています。障害者が社会参加、自己実現していくためには、社会的障壁をなくしていく配慮が必要です。そのことに柔軟に対応するのが、合理的配慮の精神です。こうした心配りや思いやりが幅広く浸透していくことが大切となります。

そこで、本県の障害児・者の現状と課題について地域福祉部長に伺います。

また、障害者の身近な相談窓口として、障害者団体や医師、有識者による障害者差別解消支援地域協議会を設置することができることとなっておりますが、本県の設置状況や課題は何か、地域福祉部長に伺います。

さて、本年、障害者施設での虐待通報があり、県は立入調査を行っています。さらに、障害福祉サービスの支給決定を行っている行政からの立入調査も実施されています。そして、それぞれの立場からの立入調査の結果とともに、改善の通知がされています。

そこで、今回の事案を通してどのように認識し、今後の対応を図るのか、地域福祉部長に伺います。

また、虐待の事実確認等の対応は、該当する市町村の行政職員が中心となっており、弁護士や医師などの専門職がかかわっていないとも言われています。

そこで、虐待の事実確認等の対応については、専門職も入ったケース会議の開催や外部に委託するなどの検討をしてはと思いますが、地域福祉部長の所見を伺いたいと思います。

また、施設単位では、定期的な職員研修などが実施されていると思われますし、県主催で職員研修を実施しておりますが、研修内容の充実を図るなど、さらなる意識啓発を行ってはどう

かと思いますが、地域福祉部長の所見を伺います。

虐待の事案があるたびに、保護者の皆様の心情はいかばかりかと思います。施設でお世話になっているという気兼ねもあり、施設側との良好な信頼関係の構築が望まれます。施設によって、意識や対応の違いがあってはならないと思います。地域福祉部長の所見を伺います。

また、行動障害を伴う重度の知的障害者の施設入所が、極めて難しい状況となっております。入所定員自体が不足して待機者の数も多く、順番が来ても行動障害を伴っていると、受け入れを断られることもあると言われてしています。在宅での対応が困難であるからこそ、施設での処遇が求められるものであります。一方、施設側は、職員の負担がふえ、現在の入所者への処遇にも影響する心配もあるため、入所に慎重にならざるを得ない状況であると言われてしています。

そこで、本県の現状と、どのような支援が可能か検討すべきと思いますが、地域福祉部長の所見を伺います。

次に、発達障害者の支援について伺います。

2005年に発達障害者支援法が施行され、発達障害を定義し、早期発見の促進や国、地方自治体の支援に関する責務などが定められました。そしてこの8月には、自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える発達障害者支援法が10年ぶりに改正をされ、成立いたしました。法改正の中では、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁の除去が定義されたことは大変重要であります。

また、障害者基本法の理念にのっとり、切れ目のない支援や共生社会の実現が法律の目的に明記されました。発達障害は子供の問題とみなされがちですが、社会に出てからも継続した支えが欠かせません。この観点から、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージごとの切れ目の

ない支援に力を入れてきています。

2012年の文部科学省の調査によると、公立小中学校の通常学級に通う児童生徒の6.5%に、発達障害の可能性があるとされています。また、厚生労働省によると、病院に通院している発達障害児・者は、2011年度に約11万2,000人だったのに対し、2014年度には19万5,000人に増加していると発表しています。

改正発達障害者支援法は、医療、福祉、教育、就労の各分野が連携する切れ目のない支援とともに、家族への支援も強化するとされています。その上で、巡回支援専門員整備事業、ペアトレ、ペアプロなど、厚生労働省が今年度予算計上した地域生活支援事業を活用する取り組みも示されています。

そこで、本県の実態を踏まえ、総合的な支援体制の充実を図るため、今後の対策をどのように進めていくのか、地域福祉部長に伺います。

次に、乳幼児健診の課題として、気になると診断される子供が増加していると指摘されています。しかし、その後の個々のケースに合った診察や対応が十分なされているのか、疑問を持たざるを得ません。また、就学期での課題については、学校現場で教員の判断や対応に対するサポートをどう支援していくのか、また成人期の課題として、成人の発達障害の診療を行う医療機関が現状では少ないため、幼児期から診ている専門機関がそのまま引き継いでいるケースが多いと思われます。

これらを解決するため、専門性のある医師をふやすとともに、今回の法律の趣旨を生かすため、母子保健、特別支援教育、地域の医療機関など、県の関係機関が連携し、より大きな視点でのプランを立てる時期に来ているのではないかと思います。知事の所見を伺います。

次に、DV被害対策について伺います。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律が平成13年4月に公布され、国及び地方公共団体には、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務があることが明示されました。これにより、長い間家庭の中の問題、個人の問題とされてきた家庭内暴力が、犯罪であり重大な人権侵害であると位置づけられ、被害者への救済、支援の道筋がつけられました。

また、平成16年にDV防止法が改正され、配偶者からの暴力に、心身に有害な影響を及ぼす言動が加わり、被害者の子供及び元配偶者が保護命令の対象となるなどの改善が図られるとともに、配偶者からの暴力被害者の自立支援が、都道府県の責務であることが明確化されました。

その後、平成19年にDV防止法が改正され、本県でも高知県DV被害者支援計画が策定され、保護命令制度の拡充や市町村の責務の拡充、配偶者暴力相談支援センター、本県では女性相談センターの業務の拡大などが図られています。また、平成24年には第2次高知県DV被害者支援計画が策定されています。そこで、本県の現状と課題について文化生活部長に伺います。

鳥取県では、一時保護から自立に向けて一定期間の継続的な支援が必要な被害者に対して精神的ケアや生活指導等を行う場として、アパートを借り上げ、指導員、心理療法職員による支援を実施している等、自立支援へ向けた手厚い支援策を講じており、DV対策費に年間6,000万円の予算が組まれています。

本県では、高知あいあいネットがDV被害者の民間シェルター機能を果たしているとともに、あわせてシングルマザー、施設を出た後の問題を抱えた青年たち、不登校、居場所のない子供たちなど、生活困窮者の食料を確保するフードバンク機能も果たしており、自立への支援をしております。しかし、これらの取り組みにおける課題は、運営資金の確保や常勤職員の雇用及びボランティア不足等が指摘をされています。

本県も、この民間シェルターに運営費補助金を出していますが、運営が厳しいと伺っています。鳥取県の事例も参考にして、民間シェルターの運営が機能するような支援が必要と考えますが、文化生活部長の所見を伺います。

また、DVやストーカーは深刻な被害につながる可能性が高く、全国では自殺や殺人事件などを引き起こしています。こうした行為に悩む犯罪被害者の生命、身体を守るためには、比較的解決しやすい初期段階から法的な支援が必要となります。そのため、DV、ストーカーなどの犯罪被害者が駆け込みやすい場所として、身近な司法の窓口である法テラスの無料法律相談を利用できるようにする改正総合法律支援法が本年5月に成立しました。

これまでの無料法律相談は民事の法律相談に限られていたため、DV・ストーカー被害を受けた後の損害賠償などに関する対応しかできず、この法改正により相談の対象が刑事に拡大されたことにより、被害防止に向けた支援が充実することになりました。そこで、今後の対応について文化生活部長及び警察本部長に伺います。

また、厚生労働省は、全国の児童相談所が2015年度に対応した児童虐待の速報値を発表しています。これによると、前年度比16.1%増の10万件を超え、1990年度の調査開始以来、25年連続で過去最多を更新しています。子供の前で配偶者間の暴力が行われる面前DVといった心理的虐待に関する警察からの通報件数がふえたことや、電話相談の短縮ダイヤルの普及が一因とも言われています。そこで、本県の現状や対応について地域福祉部長及び警察本部長に伺います。

また、さきの通常国会で改正児童福祉法が成立し児童虐待に対する体制強化が図られることになりましたが、本県としてどのような対応を図る考えか、地域福祉部長に伺います。

さらに、第2次高知県DV被害者支援計画も

本年度が最終年度となっています。そこで、第3次支援計画の策定状況とあわせて、DV被害対策に今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、生活用水確保対策についてお伺いをいたします。

県土の93%を占める中山間地域対策は、本県の重要政策の柱の一つであります。特に住民生活の基本インフラである生活用水確保対策は重要であります。本県では、平成24年度以降、中山間対策を抜本強化し、その中で生活用水確保にも取り組んできておりますが、上水道や簡易水道がまだまだ普及していない現状にあります。

そこで、水道未普及地域の現状とこれまでの支援の状況について中山間対策・運輸担当理事に伺います。

年々、過疎・高齢化が進む中山間地域では、安心できる飲料水の確保は喫緊の課題であるため、計画的かつ集中的に整備を進めるべきと考えますが、中山間対策・運輸担当理事の所見を伺います。

また、例えば高知市では、重倉地区からの、ろ過装置の更新要望に対し、9月度高知市議会に補正予算を計上し、緊急的に事業を実施することが決定しています。計画的、集中的な実施により県土全体の整備を加速することに加え、地域の実態を踏まえたきめ細やかな取り組みもあわせて、県としての対応が必要と思いますが、中山間対策・運輸担当理事の所見を伺います。

次に、路面下空洞調査の品質確保について伺います。

昨年9月定例会の一般質問において、路面下の空洞調査における技術力を重視した業者選定について質問をしました。その際土木部長から、「路面下の空洞調査では、企業により空洞の発見率にばらつきが見られるという報告もあることから、技術力を一定評価する入札方式について、

国や先進自治体の事例を参考に検討を進め、今年中をめどに業務発注を行う」との答弁がありました。

昨年度改正されました総合評価方式による入札で選定された業者によって、県道桂浜はりまや線11.2キロメートルを調査しています。その結果、6カ所の空洞が報告されています。しかし、そのうち1カ所のみ空洞が確認されただけで、他の5カ所では異常が認められず、空洞調査の確率はわずか17%の結果となっています。

路面下空洞調査では、レーダー装置によって取得したデータを解析し、無数に抽出されるさまざまな信号の中から、空洞信号のみを的確に抽出することが求められます。そのため、技術力の低い業者が空洞調査を実施した場合には、空洞でない信号を過って抽出してしまい、不要な工事をするために無駄な費用や時間をかけることになると同時に、無数の信号の中から空洞信号を見逃してしまうことにより危険な空洞が放置されることで、道路陥没を未然に防ぐという路面下空洞調査の本来の目的が果たせないという事態が発生してしまいます。

そういった事態を防ぐため、国や先進自治体では技術力を重視した業者選定を実施しております。残念ながら、本県では総合評価方式を実施しているものの、その中身は技術力を重視している国や先進自治体とは異なり、ほぼ価格での選定となっています。その結果として昨年度のような調査結果となっています。まさに、安物買いの銭失いと言わざるを得ません。

福岡県、大阪市、神戸市、福岡市などは、誰の目にも明らかな技術力にすぐれた業者の選定方法としてコンペ方式を採用しています。本県では、高知市が採用しています。このコンペ方式は、調査予定道路の空洞発見数と実際に空洞だった確率などでよかった業者が選定をされています。

本県にとって、南海トラフ地震や大規模災害への緊急避難道路の安全な走行の確保は喫緊かつ重要な課題であります。8月には、香美市の国道で陥没が発見されるなど、路面下の空洞を発見し、いち早く対処しなければなりません。本来、目視ではわからない路面下の空洞調査は、発見率の高い正確な技術が問われるものでなくてはならないと思います。

そこで、これまでの入札方法ではなく、先進自治体を実施しているコンペ方式を本県でも実施してはとありますが、土木部長の所見を伺います。

次に、脳脊髄液減少症について伺います。

厚生労働省の諮問機関である中央社会保険医療協議会は、脳脊髄液が漏れて頭痛などの症状があらわれる脳脊髄液減少症に有効なブラッドパッチ療法について、先進医療会議の検討結果を承認し、この4月から保険が適用されています。しかし、ブラッドパッチ療法の保険診療実施医療機関は、本県では高知大学医学部附属病院しかありません。

そこで、医師等を対象とした県主催の研修会の開催や高・中・小学校への情報提供、県民への啓発活動が重要と思います。その対応について健康政策部長と教育長に伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、政府の経済対策についての認識と評価についてお尋ねがございました。

今回の経済対策は、第2次安倍内閣発足以降では最大となる28兆1,000億円の事業規模となりますが、少子高齢化などといった構造要因も背景に個人消費等に力強さを欠いている我が国の経済状況を考えれば、時期、規模ともに適切なものであると考えております。

その内容につきましても、未来への投資として、防災・減災対策や農林水産業の競争力強化、I o Tの普及を初めとする新たな産業の展開に向けた取り組み、少子化対策など幅広い対策となっており、日本の潜在成長率を引き上げ、経済再生につながるものと期待をいたしているところであります。

特に本県に関しましては、今回の国補正予算案には、浦戸湾における三重防護による地震・津波対策や四国8の字ネットワーク関連事業の推進を後押しする事業や、地方版総合戦略に基づく地域の拠点施設整備等にも活用可能となった地方創生を推進するための交付金、地域に根差した農業クラスター形成への前提となる次世代農業への転換を促進する事業など、本県からの政策提言に対応した内容が数多く反映されております。また、全国知事会次世代育成支援プロジェクトチームのリーダーとして提言してまいりました少子化対策につきましても、地域少子化対策重点推進交付金が計上されるなど地方の意見を反映しておりますことから、大いに評価をしているところです。

本県の9月補正予算案にも一部を計上しておりますが、引き続き今回の経済対策を大きな追い風として、基本政策の推進を加速化し、県勢浮揚に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本県の経済動向についてお尋ねがございました。

お話のありました財務省四国財務局高知財務事務所が発表しました本年7月から9月の県内企業の法人企業景気予測調査の結果は、企業の景況が前期から2.4ポイント改善のマイナス7.6となり、ことし1月から3月の調査以降、2期連続でマイナス幅は縮小してきています。

また、日本銀行高知支店が毎月発表する経済概況においても、昨年6月以降は、特に労働需

給が着実に改善し雇用者所得も緩やかな増加傾向にあることから、本県の景気は緩やかに回復しつつあるとされていますし、一昨日公表された日銀短観では、自社の現状を示す業況判断DIがことし9月まで12四半期連続、プラス圏内で推移しています。

さらに、各種の経済指標から、より具体的に本県経済を見てみますと、雇用や所得につきましては、有効求人倍率は昨年11月に1.0倍を超え、今年6月には1.16倍と過去最高水準となり、8月も1.14倍と同水準を維持しています。結果として、ことし7月時点の常用雇用者数は21万5,000人余りで、前年同月に比べ約6,000人増加しており、この常用雇用者数1人当たりの現金給与総額を掛け合わせた雇用者所得の総額も前年比2.3%増となっております。

一方、消費の動向を見ますと、大型小売店販売額は、ことし1月以降、3月と5月を除き7月まで前年比プラスとなっているものの、衣料品の販売については弱さが見られます。また、新車の乗用車販売台数は、普通車は回復傾向にあるものの、軽自動車の販売が弱く、全体では、消費増税以降、ほぼ前年比マイナスで推移をしています。

生産面を鉱工業生産指数で見ますと、ことし7月時点では、機械・電気機械工業が64.0と低いものの、食料品工業が128.3、窯業・土石製品工業が110.4と高く、総合では95.5となっており、平成27年平均の95.9とほぼ同水準であります。

このように、本県においては、個人の消費に若干の弱さが見られるものの、アベノミクスによる全国的な景気の回復や本県における産業振興計画の取り組みなどにより雇用情勢が引き続き大きく改善しており、経済状況としては堅調に推移しているものと考えております。

国においても、未来への投資を実現する経済対策を閣議決定し、その実行に向けた補正予算

案が今国会に上程されていますので、こうした国の後押しも受けながら産業振興計画をさらに強力に推し進め、本県経済の浮揚に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人材不足の実態についてどのような思いを持っているか、お尋ねがありました。

本県では、昭和38年の統計開始以降、有効求人倍率が低位で推移し、好景気により全国の有効求人倍率が幾ら上昇してもこれにほとんど反応しないという状況が長く続いておりましたので、いかに働く場をつくっていくかが県政上の大きな課題となっております。このため、平成21年度から産業振興計画に基づいて官民協働で地産の強化や外商の推進に取り組んでまいりました。その結果、国の経済対策の力強い追い風があり、各分野の産出額が上昇傾向に転ずるとともに各分野で多くの雇用が生み出されてきています。こうしたことを背景に、平成27年11月には有効求人倍率が初めて1.0倍を超え、それ以降現在まで1.1倍周辺を維持しておりますので、本県ではここ1年近く、全体としては人材が不足する状況に至っているものと考えています。

職種別の倍率を見ますと、販売業やサービス業は2倍を超え、土木・建設業、製品の製造業でも1.5倍以上となるなど、職種によっては人材不足が極めて深刻な状況であると認識しています。これらの企業や団体からは、「求人票を出しても人が集まらない」、「応募者が減っている」といった声を数多くお聞きしていますし、一昨日発表された日本銀行高知支店の県内9月短観の中でも、製造業、非製造業ともに人手不足が続いており、先行きではさらに人手不足感が拡大すると見込まれています。

また、1次産業の分野でも、例えば農業分野の調査では、調査対象農家の約4割が、収穫や出荷に係る人手が不足していると回答されてお

りますし、その他の1次産業事業者の皆様からも、現状を維持する上で、また拡大再生産につなげていくためにも、新規就業者や次世代の担い手の確保が必要といった声をお聞きしており、人手不足はさらに深刻化してきていると受けとめております。こうした人材不足の状況は、全体としては、よりよい方向に向かっている県経済を、さらに力強い動きにつなげていく上でのボトルネックになりかねないという大きな危機感を持っているところであります。

そのため、第3期産業振興計画では、地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環につなげるためのポイントの一つとして、担い手の育成・確保を一つの柱と掲げ、若者の県外流出防止と県外からの移住促進、各分野の産業人材の育成・確保を推進しているところであり、まずはこれらの施策をしっかりと進めていくことが重要だと考えております。こうした取り組みに加え、7月に立ち上げました高知県I・O・T推進ラボ運営委員会では、製造業はもとより1次産業分野の委員の方から、担い手不足に対応するためにI・O・Tへの期待の声が多く聞かれました。今後、人手不足を科学技術の力で克服していく取り組み、例えばI・O・Tの活用による各分野での生産性の向上や省力化にも、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、日本一の健康長寿県構想の取り組み状況についてお尋ねがありました。

第3期となる日本一の健康長寿県構想では、本県が抱える根本的な課題を解決するため、5つの柱を掲げ、より重点的かつ骨太に対策を講じることとしております。構想推進会議などでは、成果を意識しながら議論を重ね、私自身も進捗管理に努めているところであります。

1つ目の柱であります壮年期死亡率の改善に

おきましては、40歳から65歳男性の壮年期世代の死亡率を、全国平均並みまで改善させることを目指した取り組みを進めています。本県の死亡原因の1位であるがんについては、5つのがん検診の受診率の目標値である50%を目指し、がん検診の啓発と利便性向上に努めてまいりました。その結果、先月明らかになりました昨年度の検診受診率の速報値では、肺がん検診は54.7%、乳がん検診でも目標値に迫る48.9%に達するなど、いずれのがん検診においても受診率は前年度を上回り、一定の成果が見られております。しかしながら、いまだ50%に達していない検診もあるわけでありまして、さらなる取り組みが求められる状況であります。

健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指して先月スタートしました高知家健康パスポートを取得いただいた方は、10月3日現在で既に2,000人を超え、順調な滑り出しを見せております。連日多くのお問い合わせをいただくなど、県民の皆様の健康への関心の高さを感じているところです。

血管病の重症化予防対策では、健診において治療や精密検査が必要と診断されたにもかかわらず医療機関を受診していない方や、治療を中断している方をリストアップする重症化予防ツールを高知県国保連合会と共同で開発し、市町村ではこのツールを活用して、該当者に対する個別受診勧奨をこの8月から開始したところです。

次に、2つ目の柱であります地域地域で安心して住み続けられる県づくりにつきましては、在宅医療や介護・福祉・住まいの整備などによる包括的なネットワークづくりを進めております。高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターにつきましては、この4月から8月までの間にサテライトがさらに13カ所ふえ、拠点を含めて全体で245カ所になっております。また、

あったかふれあいセンターを核とした介護予防サービスにつきましては県内29カ所、認知症カフェにつきましては周辺の開催も含め県内12カ所にまで広まってきております。

在宅医療を進める上で不可欠であります訪問看護では、中山間地域などを対象に、訪問看護師の派遣調整や遠距離となる訪問への補助などを進めてまいりました。訪問看護の延べ回数は、取り組み前の平成25年度は約4,000件であったところ、今年度は9月までの5カ月間で既に3,500件を超える利用があつております。それぞれにつきまして、さらなるネットワークの広がりを実現していく必要があり、さらなる取り組みが求められるところであります。

次に、3つ目の柱である厳しい環境にある子供たちへの支援の取り組みにおきましては、母子保健と児童福祉の連携・強化に取り組んでおります。妊娠期から乳幼児期の支援を強化するために設置を推進しております子育て世代包括支援センターは、これまでに5市町で設置をされたところです。また、民生・児童委員による地域における見守り体制の構築など、それぞれの実情に応じた仕組みづくりについて県内全市町村と協議を行い、その結果多くの団体で取り組みが進み始めております。

次に、4つ目の柱である少子化対策の抜本強化につきましては、社会全体で結婚や子育てを応援するための機運の醸成とともに、より効果的な結婚支援の仕組みづくりなどに取り組んでいるところです。機運醸成のための高知家の出会い・結婚・子育て応援団には、9月末現在で209の企業や団体に御登録いただき、毎月応援団通信をお届けし、マッチングシステムなど県の少子化対策の取り組みを団体内外で御紹介いただくようお願いをしております。また、出会いの機会の拡充の取り組みでは、本年4月1日から本格稼働したこうち出会いサポートセンター

におけるマッチングシステムについては、先月末時点で会員登録数が629人、お引き合わせの成立が199件、うち83組の交際が成立し、1組が結婚されました。

さらに、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みづくりでは、高知版ファミリー・サポート・センターが、まずは来月に香南市で開設される予定となっております。1.6を超える出生率をまずは達成しようという高い目標を掲げているところであり、それぞれにつきましてさらなる取り組みの充実強化が求められるところであります。

最後に、5つ目の柱である医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化につきましては、新たな人材の確保対策と職員の離職防止対策に取り組んでおります。新たな人材の確保対策としまして、高校生を対象とした資格取得研修を実施しており、12校104名に受講いただくなど順調に進んでおります。福祉人材センターでの就職者数についても、8月末時点で前年同期比29名増の128名となっております。あわせて、さらなる人材の確保に向け、未経験者がキャリアアップを経て就職に結びつけられるよう、福祉研修センターと連携して取り組んでおります。また、離職防止対策につきましても、福祉機器や介護ロボットの導入が当初の予定を上回る形で進んでおります。しかしながら、同分野の人手不足は極めて深刻であります。さらなる取り組みの強化を模索してまいりたいと考えております。

以上のように、5つの柱に沿った施策はしっかりと取り組みを進めており、一定の成果もあらわれ始めておりますが、さらなる強化が必要な点も多いと考えております。今後とも引き続き、PDCAサイクルにより綿密な進捗確認を行ってまいりますとともに、施策の方向性は正しいか、施策の量が十分かどうか、また特にそ

れぞれの施策がつながりを持って展開できているかといったことなどをよくよく点検しながら、日本一の健康長寿県構想が掲げる目指す姿の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、発達障害者の支援に関係する機関が連携して、より大きな視点でのプランを立てる時期に来ているのではないかとのお尋ねがございました。

本県では、これまで日本一の健康長寿県構想に基づき、関係部局が連携しながら、発達障害のある方のライフステージに応じた支援体制づくりに取り組んでまいりました。

乳幼児期から就学前までは子供の発達に特に重要な時期であることから、乳幼児健診における早期発見や、その後の早期支援体制の整備などに重点を置いて取り組んでまいりました。就学後は、教育委員会と連携し、個別支援計画のフォーマットの作成や、支援内容を引き継いでいくための仕組みづくりを行い、そのことを推進するための研修会などを実施してまいりました。卒業後は、労働局などと連携し、雇用促進のための企業向けの啓発活動、就職に向けた職業訓練の実施、就職してからの職場定着への支援などに取り組んでまいりました。

また、ライフステージに横断的にかかわる医療につきましては、平成24年度にスウェーデンのヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーク教授の協力により、県立療育福祉センター内に設置した高知ギルバーク発達神経精神医学センターにおいて、発達障害の治療や支援に携わる専門医や専門職を養成してきたところです。

こうした取り組みを進めてきました結果、早期発見、早期支援の体制が一定進んでまいりましたが、このことを通じて、むしろ地域によっては専門的な療育支援を行う事業所が少なく、十分なサービスが提供できていないなどの課題

も明確になってきたところです。そのため、専門医の確保はもちろん、療育支援に携わる専門人材の確保のための体系的な研修の実施や、保育所などの身近な子育て支援の場における対応力向上などの施策のさらなる拡充強化に取り組んでいくこととしております。

今後、このような方向でさらに検討を重ね、日本一の健康長寿県構想のバージョンアップを図ってまいります。その際には、議員のお話にもありました発達障害者支援法の改正により定められた医療、福祉、教育、就労等の分野で構成する発達障害者支援地域協議会を立ち上げ、関係機関との連携をさらに強化し、議論してまいります。

こうしたことを通じて、発達障害児・者とその御家族が身近な地域において、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切かつ切れ目のない支援を受けることのできる体制づくりを目指してまいります。

最後に、第3次高知県DV被害者支援計画の策定状況と、DV被害対策に今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

第3次高知県DV被害者支援計画につきましては、配偶者等からの暴力、いわゆるDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという基本認識のもと、現在学識経験者や民間の被害者支援団体などの御意見を賜りながら、本年度末の策定に向け検討を進めているところであります。

検討に当たっては、第2次計画に引き続き、DVを許さない社会づくりや安心して相談できる体制づくり、また被害者の一時保護体制の充実や自立に向けた支援、そして地域における取り組みの推進の5つを柱に、これまでの成果と課題を踏まえ、取り組みの充実強化を図っていくこととしております。

具体的には、平成26年度に県が行った意識調

査において、DVを経験したことがある方の約4割が「どこにも相談しなかった」と回答されており、依然DV被害が潜在化している状況がうかがえることから、より相談しやすい環境づくりに向け、DVへの正しい理解を浸透させるための広報啓発とともに、配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口のさらなる周知を図ってまいります。

また、さきの意識調査では、DVをなくするために必要なこととして「学校等での教育が必要」との回答が多く寄せられていることや、被害の未然防止の観点から、デートDVの防止など若年層への啓発に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談から一時保護、自立に向けた後押しといった切れ目のない支援を進めていくため、児童相談所を初め、警察や民間の被害者支援団体、またハローワークや高知家の女性しごと応援室など関係機関との連携を深めてまいります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、事業承継・人材確保センターの取り組みと課題についてお尋ねがありました。

事業承継・人材確保センターは、円滑な事業承継のサポートと中核人材の確保を目的に設置しており、県内事業者の皆様の相談にワンストップで対応しております。

事業承継のサポートにつきましては、相談案件に対して、専門スタッフや税理士等の専門家による支援チームが、相談者の状況に応じまして、適切な解決に向けて順次対応を進めておるところでございます。昨年4月のセンター開設からことし9月末までに166件の相談をいただき、後継者がおらず廃業を検討していた企業のMアンドAの成立や、従業員への事業承継計画

が策定されるなど、これまでに10件のサポートが完了しております。

人材確保の取り組みに関しましては、これまで、県内企業の求人ニーズの掘り起こしを行う一方で、東京事務所に配置している人材確保コーディネーターを中心に県内外の人材情報の収集を行い、両者のマッチングを進めております。また、今年度はU・Iターンに関心のある層に対しての情報発信を強化するとともに、国に対しても地方への人材還流を促進するための支援制度を創設することなどを提言してまいりました。こうした取り組みの結果、センターの開設からことし9月末までにいただいた285件の相談のうち24件のマッチングが成立し、10件が現在マッチングの調整中となっております。

本年度は人材確保に関する相談件数、マッチング件数ともに増加する傾向にございますが、いただいた285件の相談のうち、候補となる人材を紹介できたのは67件にとどまっております。県内企業の多様な人材ニーズにお応えするためには、紹介可能な人材の情報をさらに蓄積するとともに、マッチングの精度を高めていくことが必要だと考えております。マッチングの実績も徐々に蓄積されつつありますので、今後は成功事例の分析による取り組みの検証などPDCAを回しながら、より効果的な情報発信の手法を検討することや、移住施策との連携をさらに強化することなどによりまして、新たな事業展開など拡大再生産を支える中核人材の獲得につなげてまいりたいと考えております。

次に、国の経済対策に対して、本県として県内中小企業への対応や支援をどのように進めていくのかのお尋ねがありました。

これまで産業振興計画を進める中で、県内の中小企業の皆様のさまざまなニーズに応えられるよう、国の経済対策を有効に活用しながら、商品開発、販路開拓、設備投資、人材育成といっ

たさまざまな支援策を用意し、PDCAを回して順次これを強化してきたところでございます。

お話のありました国の経済対策として、本年7月に施行されました中小企業等経営強化法は、創業や経営革新、異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓のほか、中小企業等の経営力向上の支援を行うことなどにより、中小企業等の経営強化を図ることなどを目的としております。

この法律に基づく経営力向上計画を国に申請し、認定を受ければ、固定資産税の軽減や政府系金融機関の低利融資を受けられるなど、さまざまな支援を受けることができるとともに、ものづくり補助金の審査においてポイントが加点されるといったメリットがあります。

また、経営力向上計画の作成は、事業を取り巻く周囲の環境を踏まえ、自社の強みを意識したビジネスの見直しにつながるものですので、現在県が進めております中小企業の事業戦略策定の取り組みと軌を一にするものであるというふうに考えております。

地産外商の強化に取り組む本県にとりましてこの新しい制度は大きな追い風となりますことから、県内の多くの中小企業にこれを有効に活用していただけますよう、地域の商工会や商工会議所、金融機関などを通じて説明会を開催するなど、広く周知を図ってまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) がん対策についてお答えします。

まず、厚生労働省が昨年12月に発表したがん対策加速化プランの3つの分野に対する本県の取り組みの現状や課題についてのお尋ねがありました。

がん対策加速化プランは、厚生労働省が今年度までの取り組み目標を掲げて策定したがん対策推進基本計画について、おこなっている取り組

みや加速化することで死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的に国が実行すべき具体策を示したもので、3つの分野で構成されています。

本県の取り組みとしては、1つ目の予防の分野では、がん検診の受診率向上を日本一の健康長寿県構想の重点項目に位置づけて取り組んでいます。受診率の目標として50%を掲げており、受診率は向上してきていますが、肺がん検診以外はまだ目標値に到達していないことから、利便性向上対策やがん検診の意義、重要性の周知を継続して実施し、受診率向上に努めているところです。

2つ目の治療、研究の分野については、がんに関しては高度な医療が求められているため、質の高いがん医療が受けられるよう、県内の地域がん診療連携拠点病院に補助を行っているところです。また、高知医療センターでは、がん診療・治療部門のより一層の充実を図るため、平成29年4月の新がんセンターオープンを目指して準備が進められています。

そして、3つ目のがんとの共生の分野ですが、住みなれた我が家でも療養しながら生活ができるということが、まだ十分に浸透していないのが現状です。そこで、がん患者さんやその御家族には、県で作成した「在宅療養ハンドブック」を医療機関から配布いただくようお願いしています。また、支える側の医師や看護師、ケアマネ、薬剤師などを対象に、在宅緩和ケアに関する研修を実施することでスキルアップを図っているところです。

次に、本県におけるがん患者の就労支援の現状と課題についてのお尋ねがありました。

厚生労働省が設置した「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」の報告書の中では、患者やその家族から、がん罹患した際に就労に関して利用できる制度を知らない、

知るための方法がわからない、病状を踏まえた就労に関する相談先がわからないといった課題が挙げられています。

このため、本年度からハローワークの就労支援ナビゲーターによる出張相談が、全国のがん診療連携拠点病院の相談支援センターで開始されました。本県でも、高知大学医学部附属病院では6月から毎月第4月曜日に、高知医療センターでは今月から第1木曜日に行われることになっています。

また、県では、がん患者さん向けの療養情報冊子として「がんサポートブック」を作成し、県内の病院等を通じて患者さんに提供していただいています。本年1月に本冊子を改訂した際に、仕事のことについてのページを新たに設け、労働問題に関する相談窓口の紹介や、国立がん研究センターが発行している「がんの仕事のQ&A」という冊子などを紹介しています。

そのほか、2年に1度実施しているがん医療に関する満足度調査の項目に、昨年度から、がん罹患時に60歳未満であった方を対象に就労に関する質問を追加し、がん患者さんの就労に関する実態も把握するようにしたところです。調査結果を見ますと、約半数の方がみずから退職したり異動を希望され、約2割の方が診断時より収入が減ったと回答されています。また、自由記載欄には、復帰への不安や同僚への遠慮、治療と就労の両立に向けて工夫した点などがつづられていました。

現在、今回の調査結果を、県内のがん診療を行っている医療機関に情報提供するとともに、県のホームページでも公表しているところです。今後は、ハローワークや県内の事業所へもお知らせし、がん患者さんが仕事を続けながら治療が受けられるよう、関係機関に協力を求めています。

次に、乳がん検診の本県の対象者数と受診率、

課題についてのお尋ねがありました。

乳がん検診は、40歳以上の女性を対象としています。昨年度の対象者数約26万2,000人のうち、本県が特に重点を置いている40歳から59歳の対象者数は約9万3,000人となっています。40歳から59歳の方の乳がん検診の受診率は48.9%となっており、国及び県がそれぞれ目標としている受診率50%にあと少しとなっています。

一方、平成26年度に行いました県民世論調査では、がん検診の未受診理由として、「忙しい」、「面倒」、「必要ときは医療機関を受診する」という回答が上位を占め、これらへの対策が乳がんも含めたがん検診の課題と考えています。

そこで、県では、忙しい、面倒という方が少しでも検診が受診しやすくなるよう、一度に複数のがん検診が受診できるセット化の促進や、居住地以外の市町村でも受診できる広域検診日を設けるなどして、利便性の向上に努めているところです。

また、必要ときは医療機関を受診するという回答も多くありますが、早期のがんは症状がないことが多いため、何かおかしいと思って医療機関を受診したときは、既になんか進行している可能性があります。このため、元気なときこそがん検診の受診が必要なこと、気になる症状があるときはすぐに医療機関を受診することを、テレビCMやがん検診のリーフレットを使って周知しているところです。

次に、乳がんの発症者が若年齢化してきていると言われている中で、対象年齢の引き下げなど、本県独自の制度を設ける考えはないかのお尋ねがありました。

市町村が住民に対して行っているがん検診は、国が定めたがん検診実施のための指針に基づき、対象年齢や検査方法を決めて実施しているところです。指針では、検診によるがん発見率や死亡率減少効果に加え、検診による放射線被曝な

どの不利益も検討して対象年齢を定めていることから、県としても指針に基づいたがん検診を住民に提供していきたいと考えています。

国では、がん検診のあり方に関する検討会を設置し、がんの現状や新たな知見を踏まえて、検診項目や検診対象年齢などについての見直しの検討も適宜実施されていることから、今後も国の動きを注視してまいります。

次に、本県における胃がんによる死亡率や胃がん検診の受診率など、本県の現状と対策についてお尋ねがありました。

本県の平成26年における胃がんによる人口10万人当たりの年齢調整死亡率は8.9となっており、全国で12番目に低いという結果が出ています。国の胃がん検診の当面の目標は40%で、本県が特に重点を置いている40歳から59歳の方の胃がん検診の受診率は、直近の平成27年度の速報値が40.2%となっています。

なお、これまで胃がん検診は国の指針に基づいてエックス線検査のみとなっていましたが、本指針が改正され、本年4月からは胃内視鏡検査も検診方法として認められました。胃内視鏡検査は実施によってごくまれに起こる消化管からの出血などの偶発症への対策が重要となりますので、現在県に胃内視鏡検診運営委員会を設置し、専門家の先生方に御協議いただきながら検診体制を構築しているところです。胃内視鏡検査が導入できれば、対象者の方にとっては選択肢が広がり、利便性も高まることから、できるだけ早く導入できるよう準備を進めてまいります。

次に、ピロリ菌検査について、県内市町村の状況とピロリ菌除去の保険適用が拡大されたことによる県民への普及啓発についてのお尋ねがありました。

ピロリ菌検査につきましては、県内5つの町村で実施していると承知をしています。ピロリ

菌除去に対する保険適用は、これまで胃潰瘍や十二指腸潰瘍の確定診断がされた方や、早期胃がんに対する内視鏡的治療後の患者さんなどに限られていましたが、平成25年2月からは、内視鏡検査で胃炎との確定診断がされた方まで拡大されたことから、保険でピロリ菌除菌ができるケースが広がっています。

本治療は、薬剤を指示どおり服用しないと再治療が必要となることや薬剤への耐性を生じることがありますので、主治医から適切に説明を受けて治療されることが最も効果的と考えており、国及び県から改正通知を県内保険医療機関などへ送付し周知を図っているところです。

次に、将来の胃がんリスクを軽減するために、佐賀県のような独自の対策を本県も実施してはどうかのお尋ねがありました。

佐賀県では、平成26年の胃がんの年齢調整死亡率が全国ワースト2位であったこともあり、子供たちが30年から40年後胃がんになるリスクを今取り除きたいとの目的で、中学3年生に対して検尿を利用して行うピロリ菌感染検査を開始されたと伺っています。同様の若年者を対象とした尿などを用いたピロリ菌検査については、厚生労働科学研究班で平成22年から24年にかけて検討されていましたが、現時点では国の検診事業などには反映されていません。

また、国のがん検診のあり方に関する検討会の提言の中では、「血液を利用したヘリコバクター・ピロリ抗体検査とペプシノゲン検査を組み合わせたいわゆるABC検診は、有用な検査方法となる可能性があるものの、現時点では死亡率減少効果のエビデンスが十分ではないこと及び抗体価の判定基準について明らかにされていないため、がん検診としての位置づけについては、引き続き検証を行っていく必要がある」とされています。

今回の佐賀県の取り組みは、長期的な視点に

立ったものであると同時に、極めて先進的な取り組みであることから、国のがん検診に対する動向とあわせ、佐賀県の対策についても情報収集していきたいと考えています。

次に、B型肝炎ワクチン接種について、対象者への周知と接種が完了しなかった場合の対応などについてのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

B型肝炎ワクチンの定期予防接種は、本年4月1日以降に生まれた乳児を対象に10月1日から開始され、3回の接種を1歳になるまでに行うことが定められています。接種が完了するまでには約半年間必要なため、特に4月、5月に生まれた乳児は日程的に余裕がなく、期間内に完了できないおそれがあります。そのため県は、10月1日から直ちに接種を開始できるよう医療機関と市町村の体制を整備し、あわせてホームページで広報しているところです。

また、乳児のいる御家庭には、市町村よりワクチンの接種券を個別に送付していますし、さらに接種スケジュールに余裕がない御家庭へは注意喚起のチラシなどを同封し、期間内に3回の接種が終了するよう周知しています。

しかし、御指摘のありましたとおり、期間内に接種が終了しない場合も想定されます。そうなった場合は、法に基づく接種とはなりませんが、免疫を確実につけるためには規定の回数の接種を行うことが重要と考えています。そのため、市町村には、法定期間内に接種が完了しなかった対象乳児の残りの接種分についても、公費で実施していただけるようお願いしていきたいと思います。

また、B型肝炎の周知については、C型肝炎とあわせてイベントの開催や新聞広告などを行い、肝炎の正しい知識とウイルス検査の必要性を普及啓発しているところであり、引き続き努めてまいります。

最後に、脳脊髄液減少症について、ブラッドパッチ療法に関する研修会や県民への啓発についてのお尋ねがありました。

県内の保険診療届け出医療機関は高知大学医学部附属病院のみとなっていますが、実績をお聞きしますと保険診療適用後の実績は1件とのことでした。このため、今はまず、ブラッドパッチ療法を必要とする方が高知大学医学部附属病院につながるよう、医療連携体制を構築することが重要と考えています。

そこで、県では、ブラッドパッチ療法の保険診療適用後、本年5月に県内の主要な医療機関に、医師に知っていただきたい情報が掲載されたリーフレットを配布し、周知を行いました。また、県民の方に対しましては、引き続きホームページでの情報提供のほか、福祉保健所での相談対応により広報に努めてまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、国の加速化プランに示された学校におけるがん教育との連動性、これまでの健康教育の実施状況や課題についてお尋ねがございました。

国のがん対策加速化プランには、がんの予防の中の学校におけるがん教育について、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めるには不十分であると記載されており、取り組みのより一層の強化が求められております。

本県では、児童生徒の発達段階を考慮して、健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、教育活動全体でがんの予防も含めた健康教育を推進してまいりました。現在、全ての小・中・高等学校において、健康教育を学校経営計画などに位置づけた上で、健康的な生活習慣の定着を初め、がんの予防や検診の重要性等について、副読本を活用して指導を行っております。

しかし、児童生徒はもとより、指導に当たる

教員においても、がんに対する正しい知識や理解が不十分であるという課題があることから、がん予防につながる学習の充実に向けて、科学的知見を有する学校医、がん専門医等の外部講師の指導を仰ぐことなどが必要であると考えております。このため、今後は健康政策部と連携しながら、国が作成しました外部講師を用いたがん教育ガイドライン等を活用して、地域の専門家と連携して取り組む体制づくりを進めてまいります。

次に、脳脊髄液減少症対策としてのブラッドパッチ療法について、医師らを対象とした県主催の研修会の開催や小・中・高等学校への情報提供、県民への啓発活動が重要と思うが、その対応はどうかのお尋ねがございました。

県教育委員会では、平成24年9月の国の通知「学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について」を受けまして、各学校に対し、脳脊髄液減少症に関して教職員の正しい知識や理解を深めるとともに、子供たちの心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活のさまざまな面で適切な配慮がなされるよう周知をしてまいりました。

今後も、学校の健康教育の中核となる教員が参加する研修会等において、学校における事故の防止と事故後の適切な対応について、ブラッドパッチ療法も含めて理解が深まるよう啓発に努めてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、本県の障害児、障害者の現状と課題についてお尋ねがございました。

障害のある人を取り巻く状況は、平成23年の障害者基本法の一部改正以来、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、また議員のお話にありましたことし4月からの障害者差別解消法などの施行により大きく変わり、障害の有無にかか

ならず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う共生社会の実現を目指した取り組みが進んでまいりました。

本県の障害児、障害者の現状といたしましては、例えば各種の障害福祉サービスは、高知市など県中央部を中心に通所サービスやグループホームの整備が進んでまいりましたが、中山間地域では地理的条件や人材不足などにより事業所の参入が進んでいない状況があります。また、ハローワークを通じた就職者数は平成27年度は過去最高の503人になりましたものの、施設利用者の一般就労への移行が課題となっております。こうした課題などを解決するためには、障害の特性に応じた切れ目のないサービス提供体制や安心して働ける体制の整備など、第3期の日本一の健康長寿県構想に掲げました施策を確実に推進していくことが重要だと考えております。

また、本年4月に施行されました障害者差別解消法では、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務とされております。県ではこれまでも、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、エレベーターやスロープ、点字ブロックの設置などのハード面での社会的障壁の除去を促進するとともに、あったかパーキング制度やタウンモビリティの推進など合理的配慮に関するソフト事業に取り組んでまいりました。今後、さらに法の趣旨を周知するとともに、これまでの取り組みを充実させることで、障害のある方の周りにある社会的障壁が少しでも取り除いていけるよう努めてまいります。

次に、本県の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況や課題についてのお尋ねがございました。

本県におきましては、今月1日現在で、県単位での地域協議会は未設置、市町村単位では1市3町で既に設置、1市で平成29年度内に設置

予定となっております。

県単位での設置に当たっては、障害者団体や医師、有識者により構成された既存の合議体を活用するのか、または合議体を新設するのかなどの課題を整理しながら検討してまいりました。また、市町村での設置に当たっては、担当課のマンパワー不足や地域内で障害者差別解消に関する助言をいただける委員の選定、確保などの課題があるとお聞きをしております。

ことし3月に国から示されました設置運営方針においては、地域協議会には、地域におけるさまざまな関係機関が相談事例などに係る情報の共有、協議を通じまして、地域の実情に応じた差別解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして機能することが期待をされております。

このため、今後県と市町村の役割分担のもと、障害者差別の解消をより一層推進していくために、まずは今年度中に県単位の協議会を設置してまいります。あわせて、未設置の市町村に対しても、早期の設置に向けて、課題とされている委員の選定、確保や、単独での設置が難しい場合の複数の団体での設置に向けた調整など、県として必要な支援を行ってまいります。

次に、障害者施設での虐待事案を通しての認識と今後の対応についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、本年、障害者施設における虐待に関する通報があり、障害者虐待防止法の規定に基づき、被虐待者の支給決定を行いました市町村と障害者施設への指導権限を持ちます県とが、それぞれの立場から施設職員や関係者への聞き取りを含めた調査を実施いたしました。その結果、虐待の事実を確認した市町村から県に報告がございましたので、県として、障害者施設を運営する社会福祉法人に改善措置を講じるよう通知を発しました。法人からは改善計画が提出されておりますので、

計画に基づいた改善をしていただくようしっかりと支援をしてまいります。

県といたしましては、今回の事案が発生した要因としては、勤務年数が短く経験の少ない職員が多いことによる支援力の不足によるところが大きいと認識しており、ほかにも同様の状況が見受けられる施設もございます。

県内のどの施設においても、虐待を起こさない組織づくりのためには、重度の障害のある方への支援力の向上が重要であることから、支援員に対する実践的な研修の実施や、スーパーバイズを受けやすくなるような環境整備など、それぞれの施設の実情に応じた支援力向上の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、虐待の事実確認などの対応に、専門職も入ったケース会議の開催や外部委託を検討してはどうかのお尋ねがございました。

平成24年10月に施行されました障害者虐待防止法において、障害者施設従事者などによる虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市町村が緊急性の判断や虐待の事実の確認などを行うこととされています。国が作成している障害者虐待対応の手引では、事案の内容に応じて、市町村職員だけでなく、弁護士や医師、医療機関などの専門家を招聘したケース会議によるチームアセスメントを行い、虐待の事実の確認や今後の対応方法などの検討を行うことが必要とされており、県内市町村におきましても、外部専門家がケース会議に参加する体制が少しずつ整備されてきているところです。

県としましては、市町村における体制整備への働きかけを行うとともに、市町村からの要請に応じて弁護士、社会福祉士による専門家チームを派遣するなど、専門的な視点から検討ができる体制づくりを進めてまいります。

次に、障害者虐待防止に関する職員研修と施設による意識や対応の違いについてのお尋ねが

ございました。

平成22年度から、県主催で、障害者福祉施設や事業所の職員を対象といたしました障害者虐待防止・権利擁護研修を開催しております。平成27年度は施設や事業所の管理者を対象とした研修を実施し、延べ245名の方に参加をしていただきました。研修の内容は、国の指導者研修の受講者から成る会議で企画、検討を行い、虐待対応だけでなく障害者の権利擁護の視点を大切にしておりますが、研修で学んだ内容が施設で実践され、現場の支援に反映していくことが課題であると考えております。

今後は、より実践につながる研修となるよう、先進的な取り組みをしている施設の活動報告を取り入れるなど研修の充実を図り、職員の意識の啓発にも努めてまいります。加えて、障害福祉団体とも連携し、施設長会などで障害者の虐待防止や権利擁護に関するさらなる啓発を図るなど、施設によって意識や対応の違いが生じないように取り組みを進めてまいります。

次に、行動障害を伴う重度の知的障害者の施設入所の現状と支援策の検討についてのお尋ねがございました。

現在、県内で在宅生活をしている行動障害を伴う重度の知的障害者のうち、施設への入所を希望している方は、正確な数字ではございませんが、将来的な入所の希望も含めて20名程度と聞いております。

そのような障害特性がある方の受け入れ先となる障害者入所施設では支援を行う側の専門性の高さが求められるため、平成26年度からは、そうした方への支援を想定し、障害特性の理解やチームで一貫した支援を丁寧に実践するための方法を学んでいただく、強度行動障害支援者養成研修を実施しております。

また、施設側の運営上の負担も大きいと考えられますので、国の制度においては、障害者入

所施設等でそのような障害の特性を持つ方への支援をした場合には、報酬上の加算などで評価がされるようになっております。あわせて、県独自に、短期入所サービスを提供した施設に対してその支援に要した費用の上乗せ助成を行っております。

今後もこうした取り組みを継続していくことにより、県内の障害福祉サービスに携わる方の支援力の向上を図るとともに、施設側のお声もお聞きしながら、行動障害のある方の支援を充実させてまいりたいと考えております。

次に、発達障害者の総合的な支援体制の充実を図るための今後の対策をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

本県では、平成18年度に県立療育福祉センター内に発達障害児・者の支援を総合的に行うことを目的とした発達障害者支援センターを設置し、発達障害に関する相談支援や発達支援、就労支援などに取り組んでまいりました。

今回の法改正で、家族支援の強化が規定されました。県といたしましては、これまでペアレントトレーニングの実施や、地域で普及させるための研修を平成26年度から実施し、平成27、28年度と、研修対象を順次拡大するなど取り組みを強化してまいりました。さらに、来年度からは、より地域でも普及しやすいペアレントプログラムを本県でも実施したいと考えております。

このほか、就労の面では、ハローワークなどの関係機関と連携して雇用と職場定着の支援を行ってきたことにより発達障害者の就職者数も増加してきております。さらに、今後は、コミュニケーション力などが課題となっている学生などへの支援も強化してまいります。

今後、特に療育支援に携わる専門人材の確保や、身近な子育て支援の場における対応力の向上などが課題となってまいりますことから、さ

らなる施策の拡充強化に取り組んでまいります。

次に、本県における児童虐待の現状や対応についてのお尋ねがございました。

平成27年度に県の児童相談所が児童虐待として認定、対応したものは379件で、平成26年度に比べて61.3%、144件増加しており、虐待対応件数は年々増加をしてきております。警察からの通告によるものは55件で、面前DVなどの心理的虐待176件のうち、25件が警察からの通告によるものです。

こうした虐待対応件数の増加への対応など、児童虐待防止に向けた取り組みといたしまして、本県では、平成26年12月に発生しました児童虐待死亡事例や、昨年10月に発生しました死亡事例に係る検証委員会からの提言も踏まえ、中央児童相談所の人員体制を大幅に拡充するなど相談支援体制の充実強化を図っています。あわせて、子供たちの安全を守ることを最優先とし、虐待の確証や保護者の同意の有無にかかわらず、一時保護が必要と判断した場合はちゅうちょせずに一時保護を実施することとしております。

また、市町村における児童家庭相談支援体制の抜本強化に向けまして、中央児童相談所に平成27年度から市町村支援専門監を、今年度から市町村支援担当チーフを配置し、高知市への重点支援や全市町村の管理ケースの援助方針などへの指導及び助言を行っているところです。あわせて、支援の必要な子供や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるため、母子保健と児童福祉の連携を強化するとともに、地域での見守り体制の構築に向けた取り組みを積極的に支援しているところです。

こうした取り組みなどを通じまして、県と市町村、民生委員、児童委員などを含めました各支援機関が連携を強化し切れ目のない総合的な支援体制を構築することにより、子供たちの命の安全と安心をしっかりと守ってまいります。

最後に、改正児童福祉法における児童虐待に対する体制強化について、どのような対応を図る考えかとお尋ねがございました。

今般の児童福祉法の改正では、児童虐待について、発生予防から自立支援に至るまで一連の対策のさらなる強化を図るため、児童相談所と市町村の体制強化などについて規定が設けられています。

具体的には、児童相談所につきましては、児童福祉司の配置標準の見直しに加え、専門職として児童福祉司を指導、教育するスーパーバイザーや児童心理司、さらには医師または保健師の配置が義務化されたところでございます。本県におきましては、平成20年、26年の痛ましい事件の教訓を踏まえ、これまで児童相談所の体制強化を図ってまいりましたことから、既に国の基準を上回る体制が整えられており、今後も状況に応じた体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、今回新たに配置が義務づけられました弁護士につきましては、常勤での配置、またはこれに準ずる措置を講ずることとされております。現在、児童相談所においては、非常勤の弁護士を配置し、必要に応じて随時の相談ができる体制を整えており、国の基準は満たしているものと認識しておりますものの、法改正の趣旨を踏まえ、さらなる相談体制の充実に向けた検討を進めてまいります。

市町村の体制強化につきましては、子供や家庭への支援を一体的に提供する支援拠点の整備に努めることや、要保護児童対策地域協議会の調整部門への専門職の配置が義務化されたところでございます。本県では、多くの市町村で既に専門職が配置されており、現在未設置は8市町村となっております。県といたしましては、未配置の市町村に対しまして引き続き助言を行いますとともに、地域の実情に応じた支援拠点

の整備に向けて、市町村の声もお聞きしながら検討を行ってまいりたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) まず、本県のドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVを取り巻く現状と課題についてお尋ねがありました。

県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDVに関する相談件数や一時保護件数は、近年、大きな増加傾向にはなく、平成27年度では相談件数が411件、一時保護件数が31件となっております。一方で、相談者などには、精神的なケアを要する方や男性、外国人も含まれており、また一時保護された方の多くは小さなお子さんを同伴しているなど、それぞれに複雑・多様な事情を抱えた方が多くなってきております。

このため、支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターを中心に児童相談所や精神保健福祉センターなど、関係機関が今まで以上に連携することが必要だと考えております。また、相談窓口のさらなる周知やDVに関する広報啓発の強化を図ることも、課題だと考えております。

次に、民間シェルターの運営が機能するような支援が必要ではないかとお尋ねがありました。

本県では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の相談から一時保護、さらには自立に向けた支援を担っております。一方、民間シェルターでは、DV被害者の通勤、通学などの生活実態に応じた、より柔軟な自立支援を行っていただいております。被害者支援を行うに当たってはこのセンターに加えまして、複数の避難先が確保できるという点からも、民間シェルターの存在は重要だと考えております。

こうした民間シェルターに対しましては、平成27年度の国の調査では、鳥取県を初め22都道

府県が援助しており、本県でも平成19年度より、安定的に運営いただくための補助を実施しております。本年度、補助金の増額をいたしました。が、現在第3次DV被害者支援計画を検討しているところであり、民間シェルターの関係者の方にも委員になっていただいておりますので、引き続き現場からの御意見もお伺いしてまいります。

最後に、改正総合法律支援法により、DV被害防止に向けた支援が充実したことによる今後の対応についてお尋ねがありました。

これまでDV被害者からの相談対応は、主に警察や配偶者暴力相談支援センターで行ってまいりましたが、今回の法改正によりまして、法テラスにおいても、これまでの民事の相談に加え、深刻な被害に進展することを防止する目的の無料相談が可能となり、被害者支援の環境が充実するものと考えております。今後は、法律の専門性を有する法テラスとも連携を深めることで、DV被害の防止と早期の被害者支援に努めてまいりたいと考えております。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) まず、DV・ストーカー事案への今後の対応についてお尋ねがありました。

DV・ストーカー事案では、一般に加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、検挙されることを顧みず凶悪な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事案に発展するおそれが少なくありません。このため、県警察では、被害者の安全確保を最優先としつつ、事態に応じた最も有効な対策をとるよう努めております。まず、加害者に対しては、指導、警告を適切な段階で行い、犯行を抑止するとともに、これに従わない場合には、被害者の意向を十分に確認しつつ、暴行や脅迫の文言等を捉えて事件化を図るなど、危険性や切迫性に応じた対応

をとっています。

一方、被害者に対しては、過去の事例から、本人のみならず親族にも危害が及ぶ場合もあることも十分説明し、被害の届け出の働きかけを行うとともに、安全な場所への迅速な避難、被害者周辺の警戒などの保護の徹底を図っています。さらに、被害者の申し出に基づき、住民基本台帳の閲覧制限についての支援も行っています。加えて、議員の御指摘にもありましたとおり、総合法律支援法の改正によりDV、ストーカー等に係る相談が法テラスでなされるようになることから、このような相談窓口の拡充についても情報を提供してまいります。

県警察では、これらの対応を今後とも充実させ、被害者保護に努めてまいります。

次に、警察の取り扱う児童虐待の現状や対応についてのお尋ねがありました。

児童虐待は、それ自体が傷害等の犯罪を構成するものであるほか、児童の心身に及ぼす深刻な影響が、その後の児童の非行や問題行動の一因となり得るとも言われていることから、県警察としても重大な関心を持って取り組んでいます。県警察で取り扱う児童虐待の認知件数は、平成26年までは40件前後で推移してまいりましたが、議員御指摘のとおり、面前DVなどの心理的虐待の増加により、昨年は78件、本年も8月末までで47件と増加傾向にあります。これに伴い、児童相談所への通告の件数や人員も同様に増加傾向で推移しています。

このような現状を踏まえ、県警察としましては、児童虐待の容疑事案を認知した場合には、まずは児童の安全を確認すべく警察官が現地に赴き直接児童の安全を確認することとしています。そして、児童の身体に加害による外傷が認められる、部屋がごみだらけであるなど、ネグレクトが認められるなどの事実を認知した場合には、児童相談所へ通告をしております。また、

仮に直ちに虐待を認定できないような場合においても、関係機関に対する照会を行うなど、虐待を見逃さないよう努めています。

このほかにも、児童に関する情報の共有を図るため、児童相談所、各市町村の要保護児童対策協議会など関係機関との連携・強化にも取り組んでおり、今後とも児童の生命、身体の保護のための措置を積極的に講じてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 生活用水確保対策について、まず上水道や簡易水道が普及していない、いわゆる水道未普及地域の現状とこれまでの支援の状況についてお尋ねがありました。

昨年の6月に県が各市町村に行った生活用水に関する実態調査では、平成27年4月1日現在、県内の水道未普及地域の世帯数は1万3,294世帯、人口は2万6,600人となっております。

こうした水道の未普及地域を多く抱える中山間地域での生活用水の確保につきましては、従来から市町村と地域が主体となって取り組まれておりますが、県では、平成20年度から補助率3分の2の市町村補助制度を創設し、各市町村が行う生活用水確保の取り組みを加速化するとともに、要望には可能な限り対応することで、昨年度までに28市町村で193カ所、2,319世帯、5,081人に当たる施設の整備、改修を行っております。

次に、飲料水の確保に向け、計画的かつ集中的に整備を進めるべきではないかとお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、高齢化が進む中山間地域での飲料水等の確保対策は喫緊の課題であり、積極的に取り組むたいと考えております。一方、計画的な整備を行うに当たっては、市町村によっては水道未普及地域における施設整備について、

潜在的な需要も含めた情報までは把握できていないという実情もございました。このため、本年度まずは各市町村に対し、地域の実態に基づく5カ年の整備計画の策定をお願いしているところであり、今後は提出いただいた計画に基づき、計画的、集中的な支援を行いますことで、水道未普及地域での施設整備を着実に促進していきたいと考えております。

次に、県全体の整備を加速化させることに加え、地域の実態を踏まえたきめ細やかな対応も必要ではないかとお尋ねがありました。

お話のありました高知市の重倉地区からの要望につきましては、高知市から相談を受け、現地調査や補助要件等についての協議を行い、県の補助制度による支援を行う方向で進めているところですが、こうした事例のみならず、移動手段の確保や生活用品の確保も含めた中山間地域の生活支援対策については、地域地域の実情を踏まえたきめ細やかな対応が必要と考えており、引き続き、必要性や緊急性の高い年度途中の要望等に対しても、市町村と協議の上、できるだけ柔軟に対応していきたいと考えています。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長（福田敬大君） 路面下空洞調査の品質確保について、これまでの入札方式ではなく、先進自治体を実施しているコンペ方式を実施してはどうかとお尋ねがございました。

路面下空洞調査につきましては、昨年度から本格的に着手したところであり、昨年度は県道桂浜はりまや線の栈橋通を中心に延長12.5キロメートルの調査を実施いたしました。調査の結果、約1.5メートル四方、最大厚さ26センチの空洞が1カ所発見されたところです。

この調査を発注するに当たっては、昨年9月定例会の質問でお答えしましたとおり、技術力を一定評価する入札方式として、国が実施して

いる評価項目を参考に、総合評価落札方式を採用いたしました。今年度実施する路面下空洞調査も、本年9月に総合評価落札方式で入札を実施したところであり、今月から業務に着手する予定でございます。

今後は、今年度実施する調査の結果や高知市が実施するコンペ方式による調査の結果を参考に、調査精度をより向上させるための入札方式を検討してまいりたいと考えております。

○22番（黒岩正好君） それぞれ大変丁寧な御答弁いただきまして、大変にありがとうございます。

まず、土木部長でございますが、この路面下の空洞調査、質問でもお話ししましたとおり、やはり目視でははかれない路面下の空洞を調べるといいますから、当然、技術が伴わなければならないわけでありまして。そういう意味で、この3月に行われた調査では、非常に発見率が悪かったという結果が出ているわけでありまして。ことしあるいは来年、2年間ぐらいかけて、また同じような調査が今後行われていくと思うんですが、やはりこの発見率が悪い業者に対する対応は、どんなふうにご検討おられるのか、当然、入札をした後ですね。

それから、向上させるための入札方式ということで高知市のコンペ方式等も参考にしながらということですが、高知市の実態を見た上で、大体どの程度の時期にそういう判断をされるのか、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、知事にお伺いをしますが、この第3期日本一の健康長寿県構想の5つの大きな柱、先ほど答弁いただきましたが、大変に前進をしていると思っております。着実にそういう形で取り組みが行われているということで、大変評価をしたいと思います。

その中で、私もこの一般質問の中で出会い・

結婚の質問もさせていただいた経緯もありまして、先ほど報告のありました200企業、団体が加盟をして、出会い・結婚のそういう場にそれぞれの方々が取り組まれているということで、大変に短期間の中でよくここまで押し上げていただいたなという感じをいたしております。

当然、知事部局、あるいは教育委員会、警察本部も、この中に入っているらしいんですけども、成婚者も出ておりますので今後、大変期待をしているわけでありまして、着実にこれが進んでいきますように、一番この県庁の対象者も多いわけでありまして、知事のその思いとか、決意とか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

以上、2問とします。

○土木部長（福田敬大君） 御指摘のありました昨年度の業者の技術力につきましてですが、これは、まず1次調査といたしまして、空洞探査車によりレーダー探査を実施し、空洞の可能性があると判断された箇所が10カ所ございました。この10カ所において、次は2次調査といたしまして、もっと小さなハンディー型のレーダー探査機でより詳細な調査を実施して、より可能性の高い箇所をさらに6カ所抽出したというふうに聞いております。

そのうち3カ所については、空洞が想定される位置や規模から、仮に空洞であったとしても路面陥没の危険性は極めて低いと判断いたしまして、現在道路パトロールによる経過観察を行っている次第でございます。残りの3カ所につきましては、現地に穴をあけ、スコップで確認することといたしまして、その結果、1カ所で空洞が発見され、他の2カ所においては、路盤の下に残置されたコンクリート片であるという確認がなされた次第でございます。

このようなことから、昨年度の受注事業者は手順どおりに調査を実施し、空洞の可能性があ

る箇所のみをふり分けを行い、3カ所において空洞もしくは異物を確認しておりますので、県の求める水準の調査がなされたというふうに判断をしております。

ただ、議員御指摘のとおり、この路面の空洞というのは、ドライバーの危険に直結する話でございますので、高い技術力が必要であることは確かでございます。今年度、高知市のほうでコンペ方式による入札をするというふうに聞いておりますので、これにどれぐらいの応札者がいたのか、またコンペ方式によってどんな結果が出てくるのかということをしかり検証した上で、来年度の入札方式の検討の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のように、県庁は、事業者としては県内最大の事業者ということにもなります。ぜひ率先垂範して少子化対策、結婚支援に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

そういう観点から、ことしの8月から職員を対象としまして、結婚支援と子育て支援等に関するアンケート調査も実施をしておるところでありまして、この結果なども踏まえまして、県庁の内部における結婚支援、子育て支援として、どういうことをすべきか、私として率先垂範して取り組んでまいりたいと、そのように思います。

○22番（黒岩正好君） 大変ありがとうございました。

それで、土木部長、もう一度お聞きしますが、来年度から、精度の高い、技術力の高い、そういう業者選定に比率を高めるとのことだと思いますが、具体的に来年度のいつごろ、そういう方式に転換していく決意なのか、そのことをお聞きして、一切の質問を終わりたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 来年度発注の時期は、

まだ未定ではございますけれども、高知市のコンペ方式の調査結果が出されその報告をいただいた上で、発注方式を決めてまいりたいと思います。具体的には、恐らく今ぐらいの時期に、また新たな、より改善をした方式で発注したいというふうに考えております。

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時10分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番横山文人君。

（7番横山文人君登壇）

○7番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入らせていただきます。

さて、先日、尾崎知事が私の地元であるいの町へお越しいただき、1日をかけて地域を回る対話と実行行脚が行われ、私も塩田いの町長とともに同行させていただきました。高知市と隣接する市街地と県境までの山間部を内包するいの町において、町の推進する政策や取り組みを視察いただいたところではありますが、この行程において議論された事柄は、いの町のみには依拠するものではなく、高知県そのものが抱える課題や取り組みをトレースするものではないかと考え、このたびの質問においては、この対話と実行行脚を中心にお聞きしていきたいと存じます。

まず、この対話と実行における、またかける、知事の政治姿勢をお聞きします。

この対話と実行の趣旨とは、文字どおり対話

と実行を県政運営の基本とする知事が、みずから地域の現場に足を運び、地域の方々との率直な対話を通じて地域の強みや実情を把握するとともに、地域の声を庁内で共有して県政に反映させるものとされております。地域の方々との対話や触れ合いを通じて、本県の強み、課題への認識を深め、知事の県政運営における柱である官民協働、市町村政との連携におけるシナジー、深化を生み出すものと考えます。

知事の1期目であります平成20年からこの対話と実行は開始され、2期目の平成24年からスタートした地域を回る対話と実行行脚では、2期目の任期中をかけて34市町村をくまなく回られております。

そこで、就任から続けてこられている対話と実行の意義、そしてかける思い、また今回のいの町版を実施しての御所見とはいかがなものか、知事にお聞きいたします。

また、このたびの行脚でも、各地で知事を囲んでの闊達な意見交換、質疑応答が行われましたが、その折、知事はテーブルを挟んで向き合う県民、地元の皆様の端から端まで発言を促し、しっかりと耳を傾け、名前も一人一人呼びかけた上で対話をされていました。私は県民と寄り添うその真摯な姿に大変感銘を受け、また政治家としてのあるべき姿をかいま見た次第であります。

そこで、そのような知事御自身がこの対話と実行において大事にしている視点、知事にとって県民と触れ合うということとはどのようなことなのか、知事にお聞きいたします。

そして、大事なポイントとして、前述しました対話と実行の趣旨の中にある地域の声を庁内で共有する、すなわち現地の生の声をいかに全庁横断的にフィードバックしていくかについても、知事にお聞きいたします。

経営学の泰斗である神戸大学の坂下教授によ

れば、組織の類型には、機械的組織と有機的組織の2類型があり、それぞれ環境の不安定性に依りて相対的に決まってくると述べており、そのタイプを、前者は官僚制組織に代表される精密機械のようにリジッドに設計された剛構造の組織であり、後者である有機的組織は、臨機応変な融通性と適応性を持つ柔構造の組織と分類されています。PDCAサイクルを常に回す、KPIを追求するという取り組みと同時に、この対話と実行行脚による現場の生の声を、いかに有機的組織として共有し、対応を図っていくのが求められようと思うところであります。

ここで付言すると、組織論研究で名高い一橋大学の沼上教授によれば、実は官僚制組織がしっかりとできているからこそ、その足腰の上に創造性や戦略性の発揮が可能となると述べており、ともすれば批判にさらされやすい官僚制組織こそが、組織設計の基本であると続けております。

私も、企業経営と組織論研究を同時に行っていた者として、この議論はまさに正鵠を得た言であると考える一方、環境の不確実性が叫ばれて久しい今日において、行政のマネジメントや組織構造も、官僚制を主軸とした剛構造の組織構造をもとに、臨機応変な柔構造の組織への変革も重要と考えるところであります。

官僚制組織のトップである知事御自身が現場へ足を運ぶというフレキシブルな対話と実行であるからこそ、その後の有機的な組織対応が求められると思うのですが、このことについて知事にお聞きいたします。

同時に、これまで対話と実行で得られた知見を県政にいかに反映させてこられたか、そのプロセスと実行についても知事にお聞きいたします。

また、このすばらしい取り組み、地域に勇気とやる気を起こさせる事実も踏まえて、現在県内市町村2巡目をスタートした今後の対話と実

行行脚についていかに磨き上げていくおつもりか、知事にお聞きいたします。

これよりは、いの町における対話と実行行脚により訪問、視察していただいたさまざまなテーマ、取り組みを中心に、さきに述べました、いの町だけの問題や課題ではないことから順次深掘りし、御質問いたします。

まず、最初の視察先であるいの町子育て支援センターぐりぐらひろばであります。このぐりぐらひろばについては昨年9月の一般質問でもお聞きしましたが、今回は知事に現場を実際見ていただきましたので、この取り組みについて知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

現在、県内23市町村45カ所で、この地域子育て支援センターが開設されておりますが、いの町のぐりぐらひろばにおいては妊娠期からの取り組みということに注目していただきたく、これについては県内でもまれなケースであります。

この取り組みは、いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略、心そだてる「みらいの町」推進事業に位置づけられ、妊娠期の母親同士が気軽に集まる集いの場、プレママほっとルームを開設し、他の妊婦と交流できる機会を提供することにより、妊婦の孤立化を防ぎ、出産後もスムーズに子育てがスタートできるよう妊娠期からの支援をするものであります。他方、妊娠期からの利用促進が必ずしも普及しているわけではなく、今後の課題とされております。また、地域で孤立しがちな核家族やU・Iターンや転勤による転入者など出産後も子育て支援者がいない家庭に対して、地域子育て支援センターに足を運んでいただくための啓発や情報の発信が重要ではないかと考えます。

そこで、このような妊娠期からの取り組みについて、またその利用促進への啓発や発信について地域福祉部長にお聞きします。

また、本県のように中山間地域が多い市町村

において、交通手段を持たない妊婦さん、親御さんがどうやってセンターを活用するかも課題であります。

こういった中山間における子育て支援センターの確保について地域福祉部長にお聞きします。

また、先ほど述べましたいの町まち・ひと・しごと創生総合戦略のもう一つの柱として、褒め言葉のシャワーで名高い菊池省三氏をいの町教育特使に迎え、いの町教育維新菊池学園の取り組みが展開されております。

これは、言葉を大事に、褒めて認めて育てる、すなわち子供たちのいいところを見つけて認めてあげる、学び合うことは寄り添い合うことであるという概念のもと、教育改革に取り組みされております。また、その対象は子供たちだけではなく、実際に子供たちと接する教師や保育士などに向けた教師塾菊池寺子屋として、町内の教職員にエッセンスを伝授しています。近年、さまざまな事情、背景により、子供たちの自尊感情や自己有用感、また規範意識の欠如が懸念されております。

この菊池学園は、育ち合う、認め合う、学び合うから子供たちのやる気へ、そして学力向上や学級経営改善につなげる好循環を希求するものですが、このような取り組みと期待する効果について御所見を教育長にお聞きします。

私も先日、教員向けの教師塾菊池寺子屋を見学したのですが、多くの町内の教員初め、遠くは九州の小学校の先生が受講に来ておりました。その県外からの先生とお話すると、その学校では既に菊池教育法を導入しておるとのことで、その方によれば、子供たちの決めつけがなくなり、相手に対して優しくなった。たとえミスしても温かく見守り、フォローし合える、助け合えるようになったそうであります。他方、授業や学級経営が立ち行かなくなると、子供たちが

発言しなくなる、自発的、積極的に行動しなくなるらしいのですが、このような形に改善されると、何をやってもうまくいくんですよと述べられており、大変示唆的なエピソードと感じ入った次第であります。

しかしながら、教員の方々にも、それぞれに自身が培ってきたこれまでの教育法と矜持があると存じます。子供の自尊感情を向上させようと思えば、教師自身の自尊感情を高めることが必要であるとも考えます。

長年培ってきたものをすぐに変えるわけにはいかなくとも、このように褒めて認めて伸ばすという教育改革も取り入れながら、教育行政、地域、マスコミが一体となって、この本県の子供たちの自尊感情や自己有用感の向上、規範意識というものを高めていかなければならないと思いますが、これまでの議論を踏まえて御所見を教育長にお聞きします。

また、子育て支援と教育は密接不可分ですが、中山間地域においては、さきに述べた子育て支援センターへ出ていけない事例と同様に、学習塾などにも遠く、また地域によっては、塾そのものがないという子供たちも存在します。このような遠隔地における教育充実の問題を解決するであろうものが、インターネットを活用した学習であります。

本県としましても、ICTを用いた遠隔教育システムの活用で大規模校と小規模校との連携や、本校による分校の支援など、鋭意取り組まれております。他方、小中学校の生徒において、学習塾にも通えない、塾そのものがないとなると、保護者にとっては学習塾難民とも言える状況下にほかなりません。経済的な余裕と生まれた地域によって、本来さらに伸ばせる子供たちの学習力が左右されるようなことがあってはならないと感じています。このようなことを打開するためにも、ネットの特性を生かして学習の

機会を提供する取り組みが有効であると考えます。

例えば、文部科学省がまとめた放課後等の学習支援活動におけるICT活用事例集では、市町村の取り組みではありますが、島根県益田市教育委員会における学び舎ますだがり上げられております。

これは、中山間地域でネットを活用し講義動画などを配信、塾などが遠い中学生を支援する取り組みですが、このような事例も踏まえ、御所見と市町村への支援を教育長にお聞きします。

また、厳しい環境に置かれた若者への支援も同時に必要であります。せんだって2月定例会予算委員会の場においても質問をさせていただきましたが、本県においては、小中学校不登校率は全国ワースト1位、加えて高校中退率もワースト3位、非行率ワースト6位という厳しい現状の中で、いかにしてひきこもりやニートなど社会的に孤立化している若者を自立させていくのか、このことについて本県は、教育委員会が所管する若者サポートステーション事業の若者はばたけネットなどで取り組まれておりますが、学び直しや居場所づくりにとどまらず、真の自立、就労につなげていくことが大事であると考えます。

若者サポートステーション事業を教育委員会が所管しているのは、全国で山梨県と本県2県のみですが、その強みは学び直しと学校連携であるかと考えます。しかしながら近年、さまざまな産業での人手不足は顕著であります。

そこで、若者自立支援は就労までつなげることが重要であることを、所管している教育委員会は理念としてしっかり抱いているか、御所見を教育長にお聞きします。

さらには、PDCAサイクルとKPIについて就労支援における有効性が確認されているのか、また就労に欠くことのできない産業界との

連携、官民協働をどのように捉え実行しているのか、また加速化していくのか、教育長にお伺いします。

次に訪れた視察先、来年の3月から開始される「志国高知 幕末維新博」の地域会場にもなっている紙の博物館に関して、観光振興の視点からお聞きいたします。この、いの町紙の博物館ですが、いの大国様と並んで、いの町市街地の代名詞とも言える重要な文化施設であります。

このたび、幕末維新博において県内20カ所ある地域会場の一つとして加えていただき、町民としてもありがたい限りですが、この地域会場としての紙の博物館に具体的に期待することを観光振興部長にお聞きします。

このたびの幕末維新博、言うなれば歴史とロマンをストーリーにした博覧会において、幕末と連想しがたい紙の博物館をいかにリンクさせていくのか、観光振興部長にお聞きします。

また、地域会場の周辺のみならず、今回地域会場を設置しなかった地域や市町村への波及効果、周遊について具体的にどのような取り組みをお考えか、観光振興部長にお尋ねします。

加えて、これらの地域における歴史資源の磨き上げや観光クラスターの形成についてはどう考えているのか、御所見を観光振興部長にお伺いします。

次に、伝統産業である土佐和紙についてお聞きします。

現在、土佐和紙産業を取り巻く課題としまして、手すき職人の高齢化、後継者不足の問題、また土佐和紙の販売促進・営業力不足に加えて、福井県の越前和紙、岐阜県の美濃和紙と並ぶ日本三大和紙産地としての認知度の不足が挙げられます。また、紙すき用具及び原材料であるコウゾなどの確保も伝統産業の持続可能性に欠かすことができません。

これら伝統産業の土佐和紙やそれを支える技

術の継承、資源の維持に関する御所見と支援について商工労働部長にお聞きします。

次に、知事と意見交換を行った商工会青年部を初めとする町内の若手メンバーを中心とした中心市街地活性化の取り組みについて御質問をいたします。

現在のいの町中心市街地の状況としまして、少子高齢化に伴う人口減少、事業者の高齢化、後継者不足はもとより、大型店舗進出による消費の地区外流出の増加、小規模事業者を取り巻く経営環境の深刻化、また高知西バイパス開通による町なかへの交通量減少などにより、商店街は約10年前の約90店舗から70店舗へ、集客は4割減少という厳しい現状にあります。

このような問題は、決していの町商店街のみならず本県各地の商店街に共通する課題と思われませんが、このような厳しい課題に対して、町内の若手有志が立ち上がり活動を展開しております。また、町の過去と現在、未来、内と外をつなぐという思いから、若者の横断的組織いの通信局を設立し、町の将来像を描いた闊達な議論が行われております。このような地域の若手の活性化の背景には、自分たちと同じ、もしくは近い世代の尾崎知事が地域地域で若者が誇りと志を持って働き住むことができる高知県という本県の将来像を高らかに掲げ、その達成に向け邁進している真摯な姿勢があると感じております。

そこでお聞きします。この、いの町若手有志の取り組みについて御所見や思い、共感、さらには各地域で見られる若い世代の活動をさらに力強く後押ししていく意気込みを知事にお尋ねいたします。

また、このたびのまちづくり構想では、伊野地区の中心市街地であるいの大国様から中心商店街、そして紙の博物館を中心とするエリアの活性化を目指す新たな構想として、町が所有す

る土地、建物を再生し、本格的な手すき和紙の体験、周遊、滞在などができる新たなまちづくりを検討しております。これについては当初視察予定になかったのですが、知事に興味を示していただき、候補地にも立ち寄っていただきました。

現在、いの町が構想案を練り上げる計画づくりに着手しておりますが、この構想に関する御所見、並びに大きなテーマだけに、この構想が具体的な案として構築された場合県としてどのように具現化に取り組むのか、商工労働部長にお聞きします。

また翻って、高齢化の著しい仁淀川町など中山間地域の商店街維持並びに活性化については、抜本的な取り組みを要すると思われませんが、どのように支援するのか、商工労働部長にお尋ねします。

それに関連して、地域の圧倒的多数を占める小規模事業者に対する経営ビジョンや事業戦略について、事業規模や現場に沿った策定支援、また小さい家内企業ながらも企業の基本的機能であるマーケティングとイノベーションが促進されるよう、情報提供やタイムリーな経営指導が必要と思われします。

県としては、土佐MBAなど有意義な取り組みを行っておりますが、さまざまな事情により通えない方もあろうかと思ひます。小規模事業者へは主に地元の商工会が当たることになろうかと思ひますが、この点も踏まえ、地域地域の小規模事業者に対する動機づけやきめ細やかな対応と支援について御所見を商工労働部長にお聞きします。

また、いの町においては、中心市街地活性化の一つとして、いの生姜焼き街道の展開があり、古くから県内ショウガの産地として、若手農業者とベテランが力を合わせて、その安定的供給や新商品の開発に取り組んでおります。

各地で農業従事者の高齢化や後継者不足が憂慮されている中において、ショウガ生産と安定供給に地域を挙げて取り組んでいるところではありますが、この取り組みを力強く後押し、バックアップするためにも、例えば老朽化著しい出荷場の高度化や6次産業化への創意工夫など、ハード、ソフト一体となった支援について農業振興部長にお伺いします。

また、産業振興、地域活性の観点から、インフラの整備と有効活用は欠かすことができません。先日国土交通省は、高知西バイパスが平成32年度に全線開通する見通しであることを発表しました。これは県土木部初め地元や市町村関係各位の御尽力によるものであり、改めて深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、この区間が全線開通することにより、国道33号沿線にとって大きな効果があらわれると考えますが、このことに対する県の見解と、全線開通によってどのような整備効果が期待できるのか、土木部長にお聞きします。

また、沿線の住民にとって、この区間の早期開通が悲願であります。早期開通に向けた県の取り組みについて土木部長にお聞きします。

そして、高知西バイパスが全線開通することで、いの町の骨格が強化されるとともに、高知自動車道に直結する利便性を最大限に生かした地域産業の振興が期待されます。さきに述べました若手メンバーによる中心市街地活性化の取り組みは、内在的な要因の対策として非常に重要であります。いの町全体を見渡したとき、町のさらなる発展のためには、外在的な要因である新たな人の流れや地域の雇用、産業に資する企業の誘致が有効と考えます。

いの町は、昭和45年に旧伊野町が高知広域都市計画区域に指定され、あわせて市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われたことで、農業との調和が図られた計画的な市街地が形成さ

れておりますが、企業誘致に当たっては、市街化区域に適地が少なく、また利便性の高い高知西バイパスのインターチェンジ周辺は、市街化調整区域として工場や事業所の設置に一定の制約がかかっています。

このところ県は、市街化調整区域の開発許可について、今までの厳しい規制重視の運用から社会情勢の変化に機敏に対応し、南海トラフ地震対策や移住促進の観点などから柔軟な規制緩和を行っていると聞きますが、町の活性化を後押しするためにも、市街化調整区域への企業誘致にかかわる規制緩和について県としてどのような考えをお持ちか、土木部長にお聞きします。

知事に続いてお立ち寄りいただいたのは、いの町北部の山間部、吾北・本川地域であります。ここからは、それぞれ視察いただいた道の駅と山岳観光などの取り組み、加えて中山間地域対策について順次質問していきたいと存じます。

ここでの議論として、中山間の活性化はもとより、さきの熊本地震も受けて、今後ますます道の駅に求められるあり方の一つとして、従来県議会の場でも熟考、議論されてきました地域防災の拠点としての道の駅について質問したいと存じます。

現在、全国モデル道の駅として6つの駅が指定されておりますが、岩手県の道の駅遠野風の丘は、広域防災拠点として高度な防災機能を分担し、東日本大震災では、復旧、救援に向かう自衛隊、消防隊やボランティアの方々の後方支援拠点として機能しました。また、同じくモデル駅である栃木県の道の駅もてぎでは、防災力向上のための防災館を併設し、平時からの啓発活動に活用されています。

本県を振り返ってみますと、高知県内の道の駅は、全て災害時の緊急輸送に使われる緊急輸送道路に接道して立地しており、多くが高速道路インターチェンジ付近や役場本所・支所など

最寄りの行政基地に近いと、災害時において重要な行政との連携が可能であります。他方、一部では防災機能の強化に取り組んでいる道の駅もあるものの、ほとんどの道の駅ではハード、ソフトの整備がおくれているとの指摘もあります。

633美の里の代表者によりますと、台風や大雨時には駅を閉めるのではなく、そのようなときこそ困って道の駅に駆け込んでくるドライバーや県民もいると考え、極力開店、人を配置し、有事の際の協力ができる体制にしているとのことあります。また、台風時だけでなく地震などの災害時には、近くを走行中のドライバーや近隣の住民など多くの方が道の駅に避難して来る可能性があります。

災害時の防災拠点として、さらには633美の里のような自発的な道の駅の取り組みに 대응するためにも、道路管理者と道の駅の管理者である市町村が緊密に連携して、非常用電源や非常用トイレ等の設備を備えるなど防災機能の強化に取り組む必要があるのではないかと考えますが、御所見を土木部長にお聞きします。

続いて、いの町最北の地、本川地域における山岳観光の取り組みを視察いただきました。現在、本川地域では、町と観光協会が主体となり、石鎚山系瓶ヶ森を中心とした山岳観光の振興に取り組んでおり、これは地域アクションプランにも位置づけられております。

当日は知事を囲んで、地元の食材を使った婦人会のお弁当や、同じく地域アクションプランの本川キジのラーメンなどの手づくりランチに舌鼓を打ちながら、この山岳観光について本川支所並びに観光協会、また地元ガイドの方々と意見交換をしていただきました。

現在、本川地域は人口約500人と、合併3カ町村の中で最も人の少ない地域であり、その持続可能性を獲得すべく、この山岳観光初め、先日

は集落活動センター氷室の里が開設されるなど、地域を挙げた取り組みを行っております。そこで、この本川地域の山岳観光は、地元活性の大きな柱として期待するところではありますが、現在登山道の管理責任が明確でないため整備が行き届いていない箇所があり、例えば木柵や階段などが崩れている箇所に加え、整備が必要な箇所について調査もできていない状況下にあります。

登山者におきましては広く続く山系に登るのであり、したがって山をまたぐ広域的な連携による登山道整備体制の構築が必要と考えますが、御所見を観光振興部長にお聞きします。

また、現在県が進めているサイクリングコースの候補地として、本川地域における石鎚山系の豊かな自然を生かしたコースが挙げられていますが、コース指定後のサイクリストの誘客に関する支援並びに指定コースの整備や安全管理について観光振興部長にお聞きします。

また、当日の意見交換会でも触れられましたが、本川地域においては愛媛県との県境に位置し、道の駅木の香を拠点として瀬戸内側に目を向けますと、車で1時間以内の範囲には約25万人、二、三時間の範囲では約35万人規模がその観光における商圈と捉えることができます。

この瀬戸内側をターゲットにした、また同じような県境の地域においても同様に、隣県に向けての観光施策の展開、情報発信について御所見を観光振興部長にお聞きします。

続いて、総合的な中山間対策についてですが、中山間地域の活性化には、本県がトッランナーとして取り組む集落活動センターがその効果を発揮し始めているところであり、先日も大変うれしいニュースとして四万十市西土佐の集落活動センターみやの里が取り上げられていました。私もことしの2月に予算委員会で質問いたしました、田園回帰1%戦略の提唱者であり高知県

集落活動センター推進アドバイザーである島根県立大学藤山教授もその成果に驚いており、センターを中心とした取り組みによりU・Iターナーが生まれ、大宮地区の4歳以下の幼児がここ5年間で2人から11人に増、藤山教授の計算では、このペースを保てば高齢化率も抑え、人口も増加に向かうとのことでありました。

高齢化率の高い地域だけに、現場ではなかなかしんどいよとの声も当然あるようですが、このように集落活動センターを下敷きにした地域ぐるみの活動が成り立っているからこそ選ばれる地域、すなわち定着し、若者や移住者が溶け込むことができるものと考察します。このことは、みやの里の事例だけではなく、いの町吾北の集落活動センター柳野が所在する柳野地区においても、平成26年のセンター開所後、把握しているだけでも、平成27年の移住者としてIターン1家族4名に単身1名、Uターン1家族3名に単身2名、計10名が移り住んでくれております。

さきに述べましたように、本川地域でも氷室の里が開設され、今後の展開が期待される所です。

このロールモデルたる、みやの里の事例をもって、今後集落活動センターをどのように力強く推進していくのか、また市町村版総合戦略にも柱の一つとして位置づけられている集落活動センターの進捗状況と支援とはどのようなものか、加えてあくまで自主的な取り組みによる設立が基本ではありますが、潜在的な動きと開設に向け背中を押していくことについて御所見を中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

また、氷室の里を振り返ってみますと、地元では、まいなばと呼ばれる高品質な菌床マイタケを栽培し、本川総合支所の所在する長沢地区からさらに1時間近くも奥へ入らなければならないような環境の越裏門・寺川地区において、

地域産品、地域ブランドを生み出し、それにより移住・定住者を確立すべく奮闘中であります。

このような経済活動も集落活動センターにおける地域ぐるみ活動の一つとなるものですが、この内発型の経済モデルとして期待される取り組みについてどう評価するか、御所見を中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

また、このような経済活動を推進するためにも、中山間地域での鳥獣対策に取り組んでいかなければなりません。現在、本県においては、高知県鳥獣被害対策市町村支援総合事業として、農林作物にかかる被害を軽減するための電気柵やネット等の資材購入に対する費用の補助を行っております。

個人単位の防除は国の採択要件に合わないため、この事業で県が補助を行っているところがありますが、農業者からの申請を受けた市町村が県に交付申請をし、決定を待って着手しなければならず、そのため交付決定までに農作物が被害を受けているケースがあります。ことしの6月にも、枝川地区のトウモロコシ栽培農家でハクビシンによる被害があったと聞いており、また農家から申請がある時点で既に被害を受けている場合もあり、早急な対応が肝要となっております。

本県において、例えば新規狩猟者確保のための予備講習会や銃の射撃教習受講料への支援は、実績額を翌年度交付金として交付されるようになっておりますが、鳥獣被害対策市町村支援総合補助金についても同様に、実績額を翌年度交付金として交付することはできないか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

意見交換会の最後として、いの町への移住者グループ I I I との対話が行われました。この移住者グループ I I I は、主に中山間部の吾北・本川地域における移住者同士の交流や連携を目的にした組織であります。

これまで、移住者同士が話し合う組織やグループは町になく、4月に初めての交流会を開き、今後の活動方針について話し合い、席上では、I ターン者だけでなく就職や結婚でいの町に来た人もメンバーに加えてはどうかや、移住者が来やすいように長く活動を続けようといった意見が出たそうです。特に示唆的なコメントとして、「地元の人は良くしてくれるが移住者ならではの悩みもある。今後は移住を考えている人の相談にも乗ることができれば」と、特集記事を組んだ高知新聞に記載されております。

このことは、地域社会における組織のシステムや文化という見えにくい関係性の中に移住者を溶け込ませる試みであると同時に、特に中山間地域においては、代々受け継がれてきた地域の文化や風土というものが色濃いため、互いのパラダイムの共有、意味の共有ということが移住者と地元とのつながり、信頼関係を生み出すものと考えます。

そこで、このような議論も踏まえて、移住者グループの今後の取り組みについて期待すること、また支援について産業振興推進部長にお聞きします。

また、移住者のみの会合にとどまらず、地元も企業も一緒になった取り組みの推進についても御所見を産業振興推進部長にお聞きします。

また、移住に関連して地域おこし協力隊について触れますと、事業終了後にも地域にとどまり地元を支える有力な戦力として、地方にとり大変ありがたい存在であります。他方、景気の回復や担い手の不足により、自治体によっては地域おこし協力隊が集まりにくい現状があるとお聞きしますが、このことについても御所見を中山間対策・運輸担当理事にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 横山議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、対話と実行の意義とかける思い、いの町行脚を実施しての所見についてお尋ねがございました。

私は、平成19年の最初の知事選挙におきまして、全国的な景気回復の流れから取り残されている高知の窮状を何とかしたい、そのために全力を尽くしたいとの思いで県内の地域を回らせていただきました。限られた期間ではありましたが、徐々に帰高いたしました私にとりまして、人口減少やそれに伴う地域経済の低迷に悩む中山間地域を初めとする県内各地域の現状に触れ、その厳しさに心が痛んだことをよく覚えております。

このことから、知事就任以来、対話を通じて地域地域の実情を学ばせていただき、実行すべき政策についてのさまざまなヒント、お知恵を賜る、そしてそこからより具体的に練り上げた政策をスピード感を持って実行するという対話と実行、これを県政運営の基本姿勢としてきたところであります。

これまで、対話と実行座談会は累計で77回開催させていただき、2期目から開始をさせていただきました対話と実行行脚では、2期目期間中に全34市町村を訪問させていただき、これまでの間、合わせて延べ8,960名の方々と意見交換をさせていただきました。百聞は一見にしかずといいますが、百聞と一见をとにも得ることができ、非常に有意義であったと考えております。

8月5日に対話と実行行脚として、いの町にお伺いをさせていただきました。当日は、子育て支援の取り組みや、中心市街地活性化の取り組みなどが行われている7カ所の現場にお伺いをし、それぞれの関係者計105名の方々から非常に意義深いお話や御意見をいただきました。行脚におつき合いいただきました町長を初め、役

場職員の方々や地域地域でお世話になった関係者の皆様に、この場をおかりして改めて感謝を申し上げます。

全体を通して、4年前に対話と実行行脚でお伺いしたときよりも、ショウガを活用した特産品開発、土佐和紙産業の後継者育成、瓶ヶ森周辺をフィールドとする山岳観光、移住者同士のネットワークによる移住支援など、大変前向きな取り組みが出てこられているということに深く感銘を受けたところでございます。

いの町でいただいた御意見も踏まえ、例えば、移住者用住宅としての空き家の活用可能性を調査するための費用を今9月補正予算に計上させていただいておりますけれども、そのほかにもいただいた貴重な御意見も今後の県政運営に生かさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、対話と実行において大事にしている視点、県民と触れ合うということとはどのようなことなのかとお尋ねがございました。

本県は、人口減少がもたらす負のスパイラルへの対応や、南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害への対応など、さまざまな課題を抱えています。特に、中山間地域では人口減少や高齢化の進展から大変厳しい状況にあります。このような課題について、通常の執務の中では、客観的な指標などは把握できても、実感としてわからないこともあるものと思います。このため、対話と実行行脚においては、自分の目で地域の実情を拝見させていただき、自分の耳で地域の意見をお伺いする、自分の口で地域の食材を食するなど、地域の強みや課題を直接体感することを大事にしてきたところであります。

このようにして、県民の皆様から直接いただいた生の声こそ県政運営の知恵の源であり、地域の皆様との対話そのものが、私の現在の知事としての、政治家としての基礎だと考えており

ます。

これまでの対話と実行行脚では、中山間地域の大変厳しい現状を目の当たりにするとともに、それに打ちかとうと懸命に頑張っておられる地域の皆様にお会いすることができました。皆様それぞれのお立場で、地元を元気にしたいという熱い思いがあふれており、私はこの皆様の思いに何とか応えていかなければならないと、その思いを一層強くするとともに、地域の方々の生活に寄り添った県政運営ができるよう努めてまいりたいと考えているものであります。

次に、対話と実行行脚でお聞きした御意見の全庁横断的なフィードバック、県政への反映のプロセスと実行についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

対話と実行行脚の際に皆様からいただいた御意見については、広報広聴課で直ちにまとめ、プライバシーに配慮しながら、おおむね3日から4日のうちに庁内の関係部局と情報共有することとしております。

そのようにデータベース化した御意見は、産業振興推進本部会議や日本一の健康長寿県構想推進会議、中山間総合対策本部会議、またこうした会議の事前の個別協議などで活用させていただいておりますし、各種政策のPDCAサイクルを回し、新しいプランを策定する際においても活用させていただき、予算措置を講じるなど具体的な対応を行っております。

行脚の際にいただいた御意見を施策に反映させていただいたものとして一例を申し上げますと、四万十市や大月町の行脚で、地元で地域資源を活用した商品開発に関する学びの場が必要だと、そのような御意見をいただきましたので、地域が主体となって開催する研修会などの取り組みを支援するため、高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金を新たに設けました。また、東洋町の行脚で、地元産のポンカンを用いた商

品の販路を拡大したいとの御意見をいただきましたので、県の大阪事務所において販路を開拓し、関西の店舗でその商品が採用されております。

いずれにしましても、対話と実行行脚は、私にとって県政運営に不可欠なものであります。今後も、県民の皆様のお声を広く深くお聞きしながら、県政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、対話と実行行脚に関し、臨機応変な融通性と適応性を持つ有機的な組織対応についてお尋ねがございました。

私は、県庁組織のあり方として、下から上への意思決定を基本としつつ、上から下への指示や、右から左、あるいは左から右への組織間の連携が有機的に機能することが重要であると考えております。

県庁組織が県政のさまざまな課題に対応するためには、まずそれぞれの課や部局において担当業務に関する課題を的確に把握し、課長、部局長、知事へと議論しながら政策を練り上げて県庁として意思決定できることが必要であります。下から上へという意思決定が円滑にできるということが、組織としての足腰の強さであり基本になるものと考えております。

他方、それぞれの課や部局のみの視点では、担当業務に関する課題を見逃してしまったり、自分の所掌事務ではないために解決策を立案できない場合があります。部局間の連携を要するがゆえに、有効な解決策を立案できないということにもなりかねません。さらに、何よりも大きな戦略の変更などには対応できません。そこで必要になりますのが、より多くの情報を持つ上司から部下への指示や部局間での連携といったさまざまなルートで政策を練り上げていくことであると考えております。

例えば、厳しい環境にある中山間地域で県民

の皆様が安心して暮らしていかれるためには、健康福祉政策、産業振興政策が地域地域で展開される必要がありますが、このような場合、知事である私が複数の部局に対して指示を行い、複数の課や部局を連携させて対応策を検討することが必要であります。あったかふれあいセンターや集落活動センターの施策は、このようなプロセスを経て練り上げてきているものであります。

対話と実行行脚の取り組みは、私自身が地域の生の声を学ばせていただくことを通じて、関係部局に対して新たな視点や別の角度からの見方を伝えることにより、政策形成の深化や活性化を図る契機とさせていただきます。また、産業、福祉、防災等のさまざまな課題がある地域に私と関係部局が一括してお伺いすることにより地域の課題を共有し、複数部局で新たな政策を生み出していくといった機会ともさせていただきます。いただいているところであります。

このように、議員御指摘のとおり、対話と実行行脚の取り組みを通じて県庁組織の有機的な組織対応が図られるよう努めているものであります。

次に、今後の対話と実行行脚をいかに磨き上げていくかについてお尋ねがございました。

対話と実行行脚においては、私自身が地域に直接お伺いし、地域のありのままの姿や県民の皆様のお声のふだんの取り組み状況などを拝見させていただくとともに、地域の生の声をお聞きすることを基本姿勢として取り組んでおまして、この基本姿勢を2巡目においてより徹底していきたいと考えております。

さらに、2巡目に当たっては、御意見を反映した県の施策が地域の実情に沿っているか、地域における取り組みは進んだが新たな課題が生じてはいないか、1巡目では全く気づかなかった課題がほかにあるのではないかなど、前回お

伺いしたときからの変化に着目した視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

こうした視点のもとに、お伺いする地域や現場を決めさせていただきまするとともに、地域でお会いした方々に直接質問させていただくようにしてきたところであります。今後も、これまで以上に地域の皆様の生の声をお聞きすることで地域の課題を深く掘り下げ、必要な施策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

次に、対話と実行行脚で御訪問させていただきました、いの町子育て支援センターぐりぐらひろばの取り組みについてお尋ねがございました。

ぐりぐらひろばを訪問させていただき、職員の方からの御説明や、利用されている保護者の皆様からのお声を通じて、非常にすばらしい、また今後の県の取り組みに参考になると思った点が、大きく3つございます。

まず、ぐりぐらひろばでは、職員の皆様の創意工夫によるさまざまな取り組みを通じて、妊婦さんから未就園児の親子、時には小中学生やその家族の方々が気兼ねなく集まり交流できる場として、多くの方が利用されておられます。地域ぐるみで子育て支援をする環境をつくろうという、職員の皆様の熱い気持ちが伝わってまいりました。

2つ目は、特に、子育てが初めてのお母さんなどの孤立化を防ぐことで子育てへの不安感を解消し、安心して子育てをしてもらうため、センターを利用される皆さんが、いわばよき先輩、後輩といった形でお互いを支え合うネットワークをつくり、意図的に子育てのモデルやお手本に接する機会を提供していただけるということがあります。少ない職員の中で効果的な取り組みをされており、これもすばらしい取り組みだと思ったところであります。

そして3つ目は、センターに保健師さんを常

駐させるとともに、町が母子健康手帳を交付する際に、ぐりぐらひろばの活用を呼びかけたり、母子保健担当の保健師から子育てに苦勞されている親御さんにぐりぐらひろばを紹介するなど、母子保健の取り組みとしっかり連携し、妊娠期などの早い段階から親育ちの機会につなげておられるということでもあります。特に、この妊娠期からの取り組みにつきましては、町の母子保健担当の保健師さんと緊密に連携を図られることにより、単に虐待などのリスクのあるケースの見守りにとどまらず、リスクそのものを解消することができる取り組みにつながるのではないかと考えております。

現在、日本一の健康長寿県構想において、厳しい環境にある子供たちへの支援として、母子保健と児童福祉の連携、さらには地域での子供の見守り体制の仕組みづくりを進めている中で、さらに一歩進んだ取り組みとして大いに参考になるものだと思っております。

こうしたぐりぐらひろばのような先駆的なモデルケースが地域の実情に応じた形で県内に広がってまいりますよう、私どもとしての施策をさらに練り上げていきたいと考えているところであります。

次に、いの町の若者の取り組みについての所見や思い、共感、さらにはこうした若い世代の活動をさらに後押ししていく意気込みについてお尋ねがありました。

対話と実行の行脚の際に、いの町内の若い世代の方々からお聞きしたお話は、第1に、特産品であるショウガや土佐和紙、仁淀ブルーで有名な仁淀川などの地域の強みをテーマに関係する事業者が集まる部会を立ち上げ、それぞれに商品開発やイベントなどを実施していること、その活動を進める中で第2に、今では各部会のリーダーや商工会、観光協会など地域の方々幅広く参加するいの通信局が組織され、いの町

の将来像について活発な議論を行っているという内容でございました。

私は、お話をお聞きする中で、皆様の言葉の一つ一つに地域を思う情熱があふれ、地元に熱い強い愛着を持ち、その将来をみずからの力で築いていこうとする志と熱意に深く感銘をいたしました。皆様の情熱と実行力に満ちた取り組みは大変心強く、必ずや地域の活性化につながるものであると実感したところであります。

いの町におけるこの取り組みは、官民協働で地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現を目指す姿そのものであり、産業振興計画を推進する上で大きなエネルギーになるものと考えておりますし、大いに御期待申し上げます。

県といたしましても、この皆様方のお取り組みを、新しいアイデアもあらわれるようでありますから、ぜひ力強く応援させていただくことができると、そのように考えています。今後とも、県内の各地域におけるこうした取り組みに対して、産業振興推進地域本部を窓口として、地元の市町村とも連携を密にしながら全力で応援できるようにしてまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 地域子育て支援センターの妊娠期からの取り組みと、利用促進への啓発や発信についてお尋ねがございました。

いの町の子育て支援センターぐりぐらひろばにおける母子保健活動と連携した妊娠期からの支援の取り組みは、出産直後の育児不安を軽減するという点で大変有効な取り組みだと考えております。

このため、県におきましては、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーの専門相談員である助産師や保健師の派遣を通じまして、各地

域のセンターにおける妊婦支援の取り組みのバックアップや、保健師など専門職による協力体制の構築といった人材確保の仕組みづくりへの支援を強化することなどに取り組むことにより、ぐりぐらひろばのような子育て支援センターを拡大してまいりますとともに、さらなる施策の充実を検討してまいります。

また、既に妊婦さんへの支援に取り組んでいる子育て支援センターについては、その利用を促進するため、各市町村に対して、妊娠届や妊婦訪問などの機会を生かしたセンターの周知方法などについて助言を行っていくとともに、県の子育て支援ポータルサイトこうちプレマnetなどの媒体を通じて、センターの取り組みを積極的に情報発信してまいります。

次に、中山間地域が多い市町村における子育て支援センターの確保についてお尋ねがございました。

子供が少ない中山間地域における子育て支援センターの確保については、開設の時間数が国の基準に達しないことなどにより、国の補助を受けられないケースがございます。そのため、県が単独で助成を行い、中山間地域での小規模な取り組みを支援しております。また、子育て支援センターのサテライトとしての出張ひろばという国の制度もございます。しかしながら、いずれの制度につきましても、周知が十分に行き届いていないことなどから有効に活用されていないといった現状がございます。

そのため、本年度は、市町村の担当者や子育て支援センターの施設長に対し国及び県の支援制度を有効に活用していただくための研修を実施するなど、さらなる周知に努めているところです。今後も引き続き、こうした研修を実施いたしますとともに、あわせてあったかふれあいセンターと連携した取り組みなど、地域の実情に応じた子育て支援の仕組みを検討し、中山間

地域における子育て支援センター的な機能の充実強化を支援してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、いの町教育維新菊池学園の取り組みと期待する効果についてお尋ねがございました。

菊池学園では、教育特使に迎えた菊池省三先生の教育実践の柱である、いいところを見つけ、認め、やる気を引き出していく褒め言葉のシャワーを学校教育、教員研修、家庭、地域へと広げ、町民が一体となって人を育てていくという取り組みを進めておられます。

子供の頑張りを認めて褒めることは、子供の自尊感情を高め、積極的に教育活動に取り組む姿勢や他者を思いやる社会性を育てていく上で大変大事なことだと考えます。県教育委員会におきましても、学校において全ての教育活動を通じて、道徳教育や子供たちのよさや力を引き出す生徒指導、また一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取り組みを組織的に推進することによりまして、子供たちの規範意識の向上、自尊感情や自己有用感を育むことを目指した事業を推進しているところです。

菊池学園の取り組みは、このような県教育委員会の方向性とも合致をしており、取り組みを通じた子供たちの内面的成長が学力向上や安心して学べる学級づくりにもつながっていくよう、その成果を大いに期待しているところでございます。

次に、教育行政、地域、マスコミが一体となって、本県の子供たちの自尊感情や自己有用感の向上、規範意識を高めていくことについてのお尋ねがございました。

子供の自尊感情や自己有用感、規範意識を高めるためには、学校内だけでなく、家庭や地域などあらゆる場面で子供を褒めて認めていくことが必要であると考えております。

そのため、主に学校内において組織的に自尊感情等を育む取り組みとして、県教育委員会では、平成25年度から高知夢いっぱいプロジェクト推進事業を、モデルとなる小中学校において実施しております。モデル校では、教員が子供の日常の変化をきめ細かく見詰め、表情や言動などの変化に応じ、タイミングよく声をかけたり、努力の過程や成長をしっかりと見て、1対1の面談を通して全ての子供によいところを伝えることや、子供同士がかかわり合いの中で互いに認め合う取り組みなどを、学校経営全体の中で行っております。

また、県内の多くの学校では、学校と地域の方々協働して子供たちを支える仕組みである学校支援地域本部事業や、地域の事業所等と連携した体験活動に積極的に取り組んでいるところですが、その中では、子供たちが地域の方々と触れ合いながら褒められたり認められたりする体験を数多く積むことができいております。また、こうした活動内容がマスコミに取り上げてもらえるような場合には、子供たちに大きな誇りや自信を与えていただいております。

今後も、効果的な事例等について関係者で共有を図りながら、こうした取り組みを積極的に進め、教育行政、地域が一体となって、時にはマスコミの応援もいただいて、本県の子供たちの自尊感情や自己有用感の向上、規範意識の醸成に努めていきたいと考えております。

次に、中山間地域でのインターネットの特性を生かした学習の機会を提供する取り組みへの所見と市町村への支援についてお尋ねがございました。

お話のありました島根県益田市におけるICTを活用した学習の取り組み事例は、中学生が自分の力で系統的に学ぶことができるように、約2,000本の授業映像や約6,000問から成るデジタル問題集などを配信するものであり、経済的、

地理的な条件に左右されることなく生徒の学習習慣の確立や、みずから学ぶ力の向上に効果を見せていると聞いております。

本県においても、義務教育におきましては大川村の小中学校で、益田市での取り組み事例と同様に総務省のモデル事業の指定を受け、専用のクラウドサーバーから配信される学習教材等を活用した学習支援のモデルづくりが行われております。また、高等学校では、お話のありましたICTを用いた遠隔教育のほか、生徒の学力状況や進路希望に応じたきめ細かな指導ができるインターネットによるオンライン学習教材を本年度から導入し、13校を指定して活用を進めております。

このようなICTを教育に活用する取り組みは、ソフト、ハード両面で今後ますます進化していくことが予想され、学習塾などの学習の場が少ない中山間地域においては、その地理的なハンディキャップを克服し、児童生徒の個々の学力に応じた学習支援を可能とするなど大きな教育効果が期待されますので、今後その活用が広がっていくものと考えております。

ICTの教育への活用のためには、タブレット等の端末やネットワークなど、ハード面での利用環境の整備に加え、ソフト面でもICTを活用した個別学習と授業とを適切に関連づけることや、ICT学習支援員を配置することなどにより、効果的に学力向上につなげていくことが求められます。このため県としましては、教育版地域アクションプランにより、ICT学習支援員の配置やソフトウェアの利用料等についての支援も行っているところであり、今後は県内外の先進事例等を情報収集の上、学校関係者への周知も行いながら、ICTの有効な活用が広がるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、若者自立支援を就労までつなげる重要性の認識についてお尋ねがありました。

不登校や高校中途退学、ひきこもりなどにより進路の見通しが立たないなど、県内の厳しい環境にある若者の置かれている状況等を踏まえれば、社会、経済が激しく変化する時代をみずからの力で力強く生きていく力を育み、一人でも多くの若者が社会的、職業的に自立するよう支援することは大変重要だと思えます。

このため、若者サポートステーションでは、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより就労に向けた支援を行っており、これらの取り組みによって平成27年度には125名の若者が就職を果たすなど、その成果もあらわれております。

また、長期的な不登校の経験や発達上の課題、複雑な家庭の問題などにより、働くこと自体に悩みを抱えている若者や、就職を果たした若者の中には就労を始めたものの継続できず再び若者サポートステーションの支援を受ける方もいます。こうした大きな困難を抱える若者には、一人一人の実情に応じ、臨床心理士によるカウンセリングや福祉関係機関との連携など、まずはその立ち直りに向け、地道に寄り添った支援を行っております。

最後に、若者自立支援のP D C AサイクルとK P Iの就労支援における有効性の確認と、産業界との連携や官民協働をどのように実行し加速化していくのかのお尋ねがございました。

若者サポートステーションでは、昨年度は新規登録者241名を含む491名を支援し、166名が就労、就学し、累積進路決定率は54.4%となっております。これを受けて、今年度は、新規登録者340名や累積進路決定率55%といった具体的な目標数値を指標として定め、ニートやひきこもりなど困難を抱えた若者の就労や将来の自立に向けた就学に取り組んでおります。その際、取り組み全体の進捗管理につきましては、日本

一の健康長寿県構想推進会議の場などにおいて、四半期ごとのP D C Aサイクルによる検証作業を通じて、成果、課題、今後の取り組みの方向を確認しながら進めているところです。

また、産業界との連携や官民協働に関しては、農業、土木・建築業や福祉施設、サービス業などにおいて、職場見学や職場体験を行えるよう県内41社と連携しており、昨年度は9名の若者を採用していただきました。今後とも、こうした取り組みをさらに進め、行政と民間との垣根を越えて協力企業との連携を深め、支援機関がしっかりと連携し、厳しい環境にある子供や若者たちの就労支援を進めてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、博覧会の地域会場である、いの町紙の博物館に期待することについてお尋ねがありました。

博覧会の地域会場である、いの町紙の博物館は、幕末から明治期にかけて、土佐にあって日本の製紙技術を改革し、手すき和紙の量産化や普及に尽力した吉井源太氏の功績を初め、当時本県の主要な特産品であった土佐和紙をテーマとした土佐の歴史や文化を、ストーリー性を持ってわかりやすく伝えることができる施設であると認識しております。

いの町においては、博覧会の開幕に向け、1,000年以上と言われる土佐和紙の歴史と、土佐和紙の製造工程を現代の職人の姿を交えて紹介する動画の制作、つくり手の顔が見えるミュージアムショップへのリニューアル、町歩きガイドのスキルアップといった磨き上げを行うことにより、入館者の増と満足度の向上につなげることであります。こうした磨き上げにあわせて、紙の博物館を中心とし、民間事業者とも連携した観光クラスター形成による周遊促進を図ることで、博覧会終了後の持続的な観光振興につながる取り組みを進めているところです。

いの町紙の博物館が地域会場としての役割を担っていただくことで、伝統的工芸品である土佐和紙の魅力をより多くの観光客にPRし、ブランドの強化につなげていくことはもちろん、地域の自然や食、体験プログラムをつなぐ周遊の拠点、さらには仁淀川エリアの他の観光スポットへ観光客を誘導する中核施設になることを期待しております。

次に、幕末維新博において紙の博物館をいかにリンクさせていくのかについてお尋ねがありました。

紙の博物館のあるいの町は、古くから紙の町として栄えてきたことから、吉井源太氏の生家や当時の面影を残す町並みなどの貴重な歴史資源が残っております。

地域会場である紙の博物館とこうした周辺の歴史資源は、一体として土佐和紙の歴史や文化を体感していただける周遊エリアであり、歴史を中心とした本物の高知に出会える博覧会である幕末維新博のコンセプトに合致するものと考えております。このため、博覧会のプロモーション活動の中で、博物館や周辺の歴史資源の持つ魅力や強みを、仁淀川を生かしたカヌーなどの体験プログラム、特産のショウガを活用した御当地グルメなどの観光資源とも組み合わせPRしてまいります。

次に、地域会場が設置されていない地域や市町村への波及効果や周遊と、歴史資源の磨き上げや観光クラスターの形成についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

博覧会を訪れた観光客の皆様には、県内各地を周遊していただくためには、地域会場が設置されていない地域や市町村への誘導策や、各地での観光資源の磨き上げなどの取り組みも重要であると考えております。そのため、旅行会社への博覧会のセールス活動に際しましては、地域会

場のない市町村の観光資源も組み込んだ広域ブロック単位や、県内を広く周遊するコースを複数設定することとしております。あわせて、ガイドブックやこうち旅広場の観光情報コーナーでの情報発信などでも、地域会場が設置されていない市町村への誘客に取り組んでまいります。

また、観光クラスターの形成には民間事業者の連携が重要となりますので、土佐の観光創生塾において本年度から事業者間連携をカリキュラムに取り入れるとともに、受講生による地域での観光クラスター形成をコーディネーターの派遣や補助金により支援しております。加えまして、地域会場が設置されていない市町村に対しましても、既存の支援制度によるアドバイザーの派遣や補助金の活用などで、観光振興につながる歴史資源、食や体験などの磨き上げや観光クラスターの形成を支援してまいります。

次に、山をまたぐ広域的な連携による登山道整備体制の構築に関する必要性についてお尋ねがありました。

近年のアウトドアブームや健康志向から登山人口も増加しており、山岳観光は、本県の豊かな自然や地理的な特性を大いに生かすことができる観光メニューの一つであると認識しております。

登山を安全かつ快適に楽しんでいただくためには登山道の管理や整備が大変重要となりますが、登山道は複数の地権者が存在することが一般的でありますので、関係者との調整を行うため、まずは地元市町村が主体的に取り組んでいただくことが必要であると考えております。

また、市町村圏域を超える広域的な登山道の整備については、案内板の設置や、ガイド、インストラクターの養成等を統一的に進めていくことが大切であり、関係する市町村などを取りまとめ、情報共有を図って整備していくための組織体制の構築が必要ですので、複数市町村を

構成員とする協議会や広域観光組織にその役割を担っていただきたいと考えております。

一方で、山岳観光を進めるには、市町村の主体的な取り組みや市町村間の連携に加えて、宿泊や食事、ガイドなどを組み合わせ、山岳観光により地元が経済的に潤う仕組みを構築することも重要であると考えております。

こうしたことから、県では、地元への経済効果が高まり登山客に多彩なコースが提供できるよう、市町村などへのアドバイザー派遣や土佐の観光創生塾での旅行商品づくりやクラスター形成の支援を行うとともに、地元で一定の経済的な波及効果が見込まれる登山道の整備については補助金の対象とするなど、ソフト、ハード両面からの支援に取り組んでいるところでございます。

次に、サイクリングコース指定後のサイクリストの誘客に関する支援と、指定コースの整備や安全管理についてお尋ねがありました。

サイクリングコースにつきましては、10月中旬をめぐり、県内全域で約40コースを設定することとしております。その中でお話にございました石鎚山系のコースは、標高が高いところは真夏でも涼しく、また夏の新緑、秋の紅葉など四季折々の景色がすばらしく、晴れた日には遠く太平洋までダイナミックな眺望を楽しむことができます。加えて、全長約68キロメートルのロングコースで、標高差が1,000メートルを超える山岳コースならではの急勾配もあり、十分に走りごたえがあることから、上級者の方にも御満足いただけるコース設定となっております。

今回設定いたしますこれらのサイクリングコースのPRに当たっては、各コースの特徴がわかるサイクリングマップの作成や専用ホームページの開設、著名なサイクリストを活用した情報発信を行うことにしており、市町村や市町村の観光協会、広域観光組織を初め愛媛県とも連携

を図りながら、多くの誘客につながるよう取り組んでまいります。

あわせて、年内をめぐり、道の駅などサイクリストの休憩所となる場所に、順次サイクリングスタンドや空気入れを設置していくなど受け入れ環境の整備も進めてまいります。さらに、安全面については、距離が長く、スピードも出やすい上級者や中級者向けのコースでは、まずはサイクリングマップや専用ホームページにおいて、危険箇所を周知していくことで安全に配慮してまいります。また、注意喚起の看板や路面の案内表示となるブルーラインについて、県サイクリング協会の御意見もお聞きしながら、各道路管理者との協議により、整備に必要な箇所づけを行ってまいります。

最後に、県境の地域における隣県に向けての観光施策の展開、情報発信についてお尋ねがありました。

本県が実施する県外観光客入込・動態調査によりますと、観光入り込み客の約3分の1は四国の他の3県からであり、距離が近いことによる滞在期間が短い一方で、リピーターが多いという傾向があります。

このような傾向を踏まえて、より多くの誘客につなげるためには、県外からの集客が期待できる大規模なイベントのタイムリーな情報提供や、行き先を検討する上で情報源となる観光パンフレットの継続的な提供が効果的だと考えております。そのため、イベント情報は、愛媛県や香川県など瀬戸内側のテレビ番組を活用し、高速道路のサービスエリアや他県のコンビニエンスストアでは、観光パンフレットを配布するなどの情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、隣接する市町村では、県が異なっても相互交流が行いやすいことから、いの町と西条市間でのモニターツアーや、「2016奥四万十博」と「えひめいやしの南予博2016」との共同プロ

モーション、四国東南部広域観光プロジェクトにおける安芸市、室戸市、阿南市による共同プロモーションなど、隣県で連携した観光PRに取り組んでいます。

今後も、多くの誘客が期待できる大規模なイベントに関する情報提供や観光パンフレットの配布はもとより、他県に隣接する市町村で週末に実施される身近なイベントなどを市町村や市町村の観光協会、広域観光組織と連携しながら情報発信していくことで、より多くの誘客を促してまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、本県の伝統産業である土佐和紙の技術の継承や資源の維持についてお尋ねがありました。

伝統産業である土佐和紙につきましては、生活様式の変化に伴う需要の減少が続いていることに加えまして、後継者不足や指導者の高齢化などの生産面での課題もあることなど、非常に厳しい状況にあると受けとめております。こうしたことから、県では、時代に合った商品開発と販路開拓、人材の発掘と育成による技術継承、資源の確保といった観点からの支援に取り組んでおります。

まず、商品開発と販路開拓については、現在のライフスタイルに合った服飾用や芸術分野など、新たな和紙の用途を見込んだ商品開発に対して助成を行いますとともに、高知家プロモーションの重点品目に位置づけて全国に向けたPRを行いながら、首都圏の展示会への出展や商談会の開催など新たな販路開拓につながる取り組みを支援しております。

次に、人材の発掘と育成の面では、移住コンシェルジュとも連携をしながら、全国から将来の担い手となる人材の発掘を進めるとともに、短期体験研修の開催や長期研修経費の助成などを市町村とともに行っているところでございま

す。今年度は、2名の方が土佐和紙の後継者を目指して長期研修に取り組まれております。

また、資源の確保につきましては、現在コウゾの生産状況について実態の把握に努めておりますので、その結果も踏まえて、庁内の関係部局で構成されました特用林産推進チームや産業振興推進地域本部と連携しながら、今後の展開を検討してまいりたいと考えております。

今後とも、地元の市町村や事業者の皆様のお話もお伺いをしながら、人材育成から販路開拓までの総合的な支援をしていくことで、地域経済を支える地場産業として重要な役割を担ってきた伝統産業を将来へつなげていくことができますよう取り組んでまいります。

次に、現在のいの町が計画づくりに着手している構想に関する所見と、この構想の具現化に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

お話の構想は、いの町の地域アクションプランに位置づけられた取り組みで、中心商店街の土地や施設を利用して集客施設を整備することにより、商店街の活性化や中心市街地のにぎわいづくりを目指すものと承知しております。構想の策定には、先ほどのお話にもありました手すき和紙職人やショウガ農家の方など、さまざまな分野の若手リーダーも参加されることから、多様な視点からの議論が進んで、実効性の高い構想がまとめられるものと期待をしております。

この構想における土佐和紙体験施設などを整備して、人の流れを新たにつくり出すことにより商店街への誘客を図るとした取り組みは、地域の資源を生かした事業により地域外からも人を呼び込み、その波及効果で事業者や地域の活性化を図ろうとする県の地域産業クラスターの考えにも通じるものでありますので、県としても、積極的にその実現に向けて応援をさせていただきたいと考えています。

具体的には、産業振興推進地域本部を窓口

いの町と一緒にしまして、構想の方向性や事業内容がさらに充実したものとなるよう検討を重ねてまいります。また、事業の具現化に当たりましては、産業振興推進総合支援事業を初めとする地域アクションプランに対する各種の事業による支援が検討できようかと思いますし、商店街の活性化の視点からもさまざまな御相談に丁寧にお応えしながら、ともに知恵を出してまいりたいと考えております。

次に、中山間地域の商店街の維持や活性化については抜本的な取り組みを要すると思うが、どのように支援するのかとお尋ねがありました。

中山間地域の商店街につきましては、これまでも昔ながらの町並みの活用など、地域資源の掘り起こしや磨き上げにより地域の付加価値を高める取り組みであるとか、道の駅や観光施設など近隣の集客施設との連携を図ることで域外からの誘客を進めて、外貨を稼ぐ取り組みなどを支援してまいりました。現在は、徐々にこれらの取り組みの成果があらわれつつある段階であるというふうに考えております。

今年度からは、こうしたこれまでの成果も踏まえまして、都市部の中心商店街や中山間地域の商業集積など、環境の異なる地域の実態に応じた取り組みが必要であるとの考え方のもと、それぞれに目指すべき方向性や姿を整理し、これを基本に置いた取り組みをスタートさせたところでございます。

中山間地域に対しましては、地域の暮らしを支える商店の維持や、複数の店舗が集積し商業機能が向上することを目指す姿として、集落活動センターや中山間地域対策の取り組みとも連携をしながら、地域に必要な店舗の維持や新規開業への取り組みを支援していくこととしております。

本年度、既に5つの地域でこうした取り組み

がスタートしておりますので、まずはこれらの事業についてP D C Aをしっかりと回すことで、施策のさらなる充実強化にも生かしてまいりたいと考えております。

最後に、地域地域の小規模事業者に対する動機づけやきめ細かな対応と支援についてお尋ねがありました。

事業の経営力を高めるためには、しっかりとした経営ビジョンや事業戦略を持つていただくことが必要であるというふうに考えられますので、県では、産業振興センターと連携した事業戦略の策定支援や、その動機づけともなります土佐M B Aを初めとする各種セミナーの開催など、さまざまな支援策を講じているところでございます。

小規模事業者の皆様に対しましては、商工会や商工会議所が窓口となり、経営ビジョンや事業戦略に関する相談を受けて経営指導員が指導に当たっているほか、各種のセミナーなどを実施しておりますが、お話にありましたようになかなか時間がとれず、これらを利用することができない事業者もいらっしゃいます。このため、経営指導員が各事業者を巡回しての指導も行っております。いの町商工会におきましても、平成27年度には989件の巡回指導を実施しております。

さらに、支援に当たる経営指導員のスキルアップを図るための中小企業大学校での研修や、資格取得などを支援しております。加えまして、本年度からは現場の経営指導員の指導に当たる職員を県内全域に配置するとともに、マンパワーが不足する商工会では近隣の商工会と連携して指導に当たるなど、事業者の皆様への御相談に的確にお答えできるよう取り組みを進めております。

以上のように、県と商工会などが共同して小規模事業者への支援に努めているところですが、

事業者からは、よりきめ細やかな対応を求めるお声もお聞きしておりますので、いま一度、小規模事業者に対する相談対応の現状について改善すべき点がないか、商工会などと相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** ショウガの集出荷施設の高度化や6次産業化への支援についてのお尋ねがございました。

いの町は、古くから良質なショウガの産地であり、後継者も多く、本県の基幹品目であるショウガの生産拡大を図る上でも重要な産地でございます。また、特産品のショウガを地域を挙げて売り出すために、平成26年度から、いの町商工会を中心に21の飲食店が参加をして、いの生姜焼き街道を展開されるなど、消費拡大にも活発に取り組まれております。

こうした大切な産地を維持し、地域の活動をさらに活性化させてまいりますためには、生産面では、現在集出荷施設で手作業により行われているパック詰めなどの作業の効率化や、民間に委託している貯蔵に係る経費の削減などが課題となっております。そのため、現在開会中の臨時国会に上程されております補正予算の活用を視野に入れて、JAとも協議をしながら、集出荷施設の高度化を早期に実現できるよう取り組んでいるところでございます。

また、いの町では、生産者グループなどによるショウガを活用した6次産業化の取り組みも行われておりまして、パウダーやお菓子、酢飯の素などの加工品が製造、販売されております。これらの取り組みに対し、県では、商品開発へのアドバイザーの派遣や生産管理の高度化、販路開拓などの支援を行ってまいりました。今後は、より一層の販路開拓を望まれておりますことから、引き続き産業振興推進部とも連携をし、県内外での商談会への参加やまると高知の活

用などによりまして、地産外商へつなげてまいりたいと考えております。

こうした生産振興や6次産業化の取り組みが地域の活性化につながるよう、今後ともハード、ソフト両面からきめ細やかな支援をしてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○**土木部長(福田敬大君)** まず、高知西バイパスの全線開通に対する県の見解と期待できる整備効果、また早期開通に向けた県の取り組みについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

高知西バイパスについては、いの町市街地の慢性的な交通渋滞の緩和や周辺の生活道路における安全確保などを目的として整備が進められております。昨年度までに枝川インターチェンジから鎌田インターチェンジ間が開通し、長年悩まされ続けていた、いの町市街地の渋滞が劇的に緩和されました。残る鎌田インターチェンジから波川間については、先月30日に国土交通省から平成32年度の開通見通しが発表されたところです。

これにより、高知西バイパスが全線開通となることから、県にとりましても、また国道33号沿線の自治体や住民の皆様にとりましても、議員お話しのとおり、まさに悲願の開通と言えるものです。また、これまでいの町が用地交渉や地元調整に御尽力されてきたことや、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会の事務局として先頭に立って積極的な提言活動を行ってきたことが実を結んだものであると認識しており、関係者の御努力に敬意を表するところです。

平成32年度には、高知東部自動車道の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間も開通する見通しであり、両区間が開通することで、仁淀川流域と高知新港、高知龍馬空港が高規格道路を介して結ばれることとなります。

このことにより、県や沿線自治体が進めている産業振興などの取り組みが一層進むことに加え、いの町や沿線自治体にとって、今後のまちづくり計画がより描きやすくなり、民間事業者による投資や新たな企業誘致への大きな後押しになると期待されます。

県といたしましても、周辺整備事業に必要となる予算を優先的に確保するなど、引き続き国やいの町と協力しながら、目標どおりの開通に向けて取り組んでまいります。

次に、市街化調整区域への企業誘致にかかわる規制緩和についてお尋ねがございました。

県では、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域活力の維持や持続的な都市運営が行われるよう、安全・安心で暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進しております。このため、市街化調整区域の土地利用については、開発許可制度により一定の規制が必要だと考えますが、南海トラフ地震対策や県外からの移住促進など社会情勢の変化に応じた規制緩和を行い、柔軟な対応を行っているところです。

御質問のございました市街化調整区域への企業誘致につきましても、高知西バイパスの利便性を生かした産業の振興や新たな雇用の場の創出につながることから、いの町のまちづくりの方針を十分にお聞きしながら、地域の実情に沿った規制緩和を行うことにより、まちづくりを支援してまいりたいと考えております。

最後に、道路管理者と道の駅の管理者である市町村が緊密に連携して、道の駅の防災機能の強化に取り組む必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

道の駅は、現在高知県内で23駅が登録され、このうち、道路管理者である県と市町村が役割分担して、一体型の道の駅として整備したものが7駅ございます。この一体型の道の駅につきましては、道路管理者が国の制度を活用して、

防災施設を付加することができます。

道の駅は駐車場や道路情報提供施設を備えているため、台風などの大雨の際や地震時には、近くを走行しているドライバーが避難してくることも想定されることから、防災機能の強化は有効であると認識しております。

このため、県では、津波の浸水区域にないことなど立地条件を考慮し、道の駅の管理を行っている市町村とも協議の上、一体型の道の駅において防災機能の強化を図ることとしており、今年度は土佐さめうらと四万十とおわの2駅で、非常用電源設備や非常用トイレ、防災備蓄倉庫など、防災設備の整備を行っております。今後は、他の一体型の道の駅においても、市町村と協議しながら防災機能の強化を進めてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事樋口毅彦君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(樋口毅彦君) 中山間対策について、まず、みやの里の事例をもって今後集落活動センターをどのように推進していくのか、また集落活動センターの進捗と支援の状況、加えて潜在的な動きと開設に向けて背中を押していくことについてお尋ねがありました。

お話のありました四万十市大宮地区のみやの里は、開設から4年目を迎えておりますが、当初はガソリンスタンドや生活店舗の経営、見守り活動など、生活を守る取り組みからスタートし、体験交流活動や葬祭事業などさまざまな収益事業を立ち上げ、それを組み合わせることで、自立を目指す取り組みを進められております。まずは、支え合いの活動から始める集落活動センターにとってお手本となる取り組みであり、また集落が一体となって活性化に取り組むことが外部からも評価され、移住先としても選ばれる地域になり得ることが示された、非常によい

事例であると考えております。

集落活動センターは、これまでに県内22の市町村の30カ所で開設されており、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、全体で71カ所の小さな拠点の取り組みが位置づけられております。現在、室戸市や香美市、土佐清水市など、今まで集落活動センターが開設されていない地域でも立ち上げに向けた動きが具現化してきており、その取り組みは県内の多くの地域に着実に広がりつつあると考えております。

県では、こうした集落活動センターの取り組みを、立ち上げ前から開所後の活動に至るまで一貫してサポートさせていただいております。まず、立ち上げに係る経費に対して3年間財政的な支援を行いますとともに、経済活動の拡充に取り組む場合には、さらに3年間支援することとしています。加えて、センターの立ち上げや運営、経済活動などの実践的な取り組みに対して助言を行うアドバイザーの派遣、人材育成のための研修の実施、さらには県の関係部局と市町村が連携したチームによる人的支援を継続的に行うこととしております。

県内には、集落活動センター開設に向けた潜在的な動きも数多くございますので、住民の皆様の中を後押しするため、パンフレットやホームページによる、こうした支援制度やみやの里のような先進事例の周知のほか、地域支援企画員を初め地域本部と市町村とが連携した住民の皆様の話し合いへの参画や、必要に応じたセンター立ち上げ前のアドバイザーの派遣なども行うこととしております。さらに、集落活動センターと集落営農組織や複合経営拠点などを組み合わせた取り組みなど、産業部門との連携も積極的に提案しますことで、新たな開設に向けた大きな動きにつなげてまいりたいと考えております。

次に、氷室の里の取り組みをどう評価するかとのお尋ねがありました。

中山間地域の集落を将来にわたって維持・活性化していくために、地域の資源や魅力を発掘し、育て、それをビジネスとして収入につなげることで雇用を生み出す取り組みは、大変重要だと考えております。お話にありました氷室の里のマイタケ栽培の取り組みは、住民の皆様が話し合いを重ね、試行錯誤しながら、マイタケという地域ならではの資源を地域の特産品としてブランド化し、地域外に販売していくという点で、集落活動センターのモデルとなる取り組みの一つであると考えております。

この週末には、マイタケの栽培拠点施設が完成いたしますが、この施設整備により、1,000万円の売り上げを目指した生産量の増加と販路の拡大に取り組まれるとお聞きしており、地域の雇用の拡大やマイタケを活用した観光交流事業の充実が図られるものと大いに期待しております。

県といたしましても、中山間担当や林業、農業などの関係部局で立ち上げました特用林産推進チームにおいて引き続き技術面も含めた支援を行いますとともに、こうした取り組みを経済活動のロールモデルの一つとして、他の地域にも広げてまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策市町村支援総合補助金について、実績を交付金として交付することはできないかとお尋ねがありました。

この補助金は、防護柵の設置事業のうち、国の採択要件に該当しない受益戸数2戸以下、または費用対効果1未満の農地等における事業に対して、県が独自に支援するものであり、地域住民や市町村が鳥獣被害対策を進めるに当たって、大変ニーズが高い補助制度となっております。補助金の執行に際しましては、できる限り速やかな交付決定に努めておりますが、より事

業効果を高めるため、早期の事業着手を特に重視して考えますと、まだ改善の余地があるのではないかと考えています。

御提案のありました翌年度に交付金として交付する方式につきましては、事業実施までの事務手続が不要になるというメリットがあります一方で、あらかじめ補助要件を満たしていることや補助対象外経費の確認等ができないということなどを考慮する必要も出てまいります。

このため、まず現在の補助制度の交付決定手続の中で、今まで以上に配分枠の決定を早めることや、申請の前倒しを促すことなどによる迅速化を検討したいと考えます。またあわせて、より使い勝手のよい事業となるよう、交付金化も含め、市町村の御意見も伺いながら、来年度の予算編成に向けて幅広く検討してまいりたいと考えています。

次に、地域おこし協力隊が集まりにくい状況についてお尋ねがありました。

本県の地域おこし協力隊は、平成22年度の制度導入以来着実に増加し、本年9月1日時点では、147名の隊員が県内29の市町村に配置されています。この隊員数や導入市町村の割合は全国でも上位に位置しており、また任期終了後の地域への定着率も全国平均に比べて高く、任期終了後は地域の新たなリーダーとして活躍いただいている方も多くいらっしゃるなど、地域おこし協力隊の制度は、過疎・高齢化が進む本県の中山間地域にとって非常に有効な制度であり、積極的に取り組むべき施策だと考えています。

他方、全国の隊員数を平成26年比で3倍、3,000人にするという国の方針もあって、この制度を導入する自治体が急増してきたことなどから、御指摘のように隊員の確保について御苦労されている団体もあるとお聞きしています。

こうした状況を見据え、県では、これまで全国規模の相談会にブースを構えて市町村の協力

隊募集のPRを行うことや、県が大都市圏で独自に行う移住フェアと連携して協力隊の募集を行うことなどに取り組んでまいりました。

引き続き、志を持つ全国の方々に、県内市町村を活躍の場として選択していただくためには、より広く、より効果的な情報発信を行うことが重要だと考えております。そのため、例えば、地域おこし協力隊の情報が入手できる全国規模のホームページのさらなる活用をすること、文化や自然など募集地域自体が持つ魅力や隊員の活動状況等の関連情報とあわせた情報発信を強化すること、あるいは応募された方に対して県内の他の市町村の募集情報をおつなぎするといった団体間の情報連携を進めることといったさらなる隊員の確保策について、市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 移住者グループの今後の取り組みについての期待とその支援について、また移住者の方々と地元も一緒になった取り組みに対する所見についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

新しい土地に移り住む方々にとりましては、それぞれの地域での慣習など生活する上でのさまざまな情報を得るとともに、気軽に不安や悩みを相談できる場があることは非常に大切なことだと考えております。

お話にありました移住者グループが実施している交流会などの活動は、移住者同士のつながりの中で、先輩移住者の実体験に基づくアドバイスなどが得られる、交流や情報交換の貴重な場となりますので、移住者の方々にとって、不安の解消や定着に向けた大きな支えとなるものと期待をしております。

このため、県としましては、既に活動を実践されている移住支援団体と連携し、移住者グルー

ブ間の交流を深め、相互に活動のノウハウを共有いただく場づくりなどを進めることにより、各グループの活動が継続したものとなるよう支援してまいりたいと考えております。

また、移住者間の交流のみならず移住者の方々と地域の方々がお互いに理解を深めていくことも重要だと考えております。実際にそのような双方の交流を積極的に進めている地域では、県外からの移住者が着実に増加するなどの成果にもつながっておりますので、市町村などに対し、こうした具体的な事例を紹介しながら、移住者の方々と地域の方々との交流を積極的に進めていただくよう働きかけてまいります。

○7番（横山文人君） 知事初め執行部の皆様にはそれぞれ大変真摯な御答弁をいただき、まことにありがとうございます。

私も、対話と実行行脚というものに、このたび初めて同行させていただきまして、知事の真摯な御姿勢であったりとかいろいろな、ふだん我々が見ている知事とまた違った、現地の皆様と親しく触れ合うという、その姿勢がどこから来ているのかなということをお聞きしたかったところです。知事が就任されたときに一番最初に現地を回って、そのときの思い以来、ずっとこの現地の生の声を、対話と実行をもとに県政運営をしているということをお聞きしまして、私もまだまだ駆け出しの身ではありますが、このことも一つ私の指針として、羅針盤として今後とも取り組んでまいりたい、そのように思う次第でございます。

この対話と実行で回っていただいたところに関しまして、本当に力強い応援のメッセージをいただいたと感じております。4年前から見て、いの町政というものは大変前向きに進んでいると、感銘を受けたという言葉であったり、このぐりぐらひろばをモデルケースとして横展開をしていく、そのようなお言葉もいただきました。

また、さらに若手の取り組みに関しては、一つ一つに本当に地域を思うものがちりばめられていたお言葉もいただきまして、大変御期待をいただいたところでございますけれども、私はまずもって、やはりさまざまな思いというのは我々が気づかないうちに伝播していくものだと思っております。そして、やはり企業経営で考えてみますと、社長の経営指針であったり方針というものが必ず広がってくるし、この高知県というもの一つ考えてみますと、知事という我々のリーダーが考えて、この高知県で若者が志と誇りを持って働き住むことができるという指針をしっかりと打ち出しているからこそ、知らず知らずのうちに我々若者がその影響を受けて、やる気を起こしているという現状があると思っておるところでございます。今後とも、我々若手に対しても、また深い御理解と御支援を賜りますことを心からお願い申し上げます。

そこでまた、2問目としましてお聞きしたいことがあります。先ほど高知西バイパスの整備効果と円滑な事業遂行について御答弁いただいたところでありまして、この整備効果をさらに隅々まで波及させ、より実効性のあるものとするためには、また周辺のインフラ整備も同時並行的に重要になってくると思うところがあります。このたびの西バイパスの開通年度の明示により周辺のインフラ整備、例えば県道土佐伊野線の改良や国道33号の整備促進への注力など、西バイパスに関連するインフラの整備についてますます機運が醸成されると考えるところであります。

先日、合議体としての仁淀川町議会の意思として、雨量規制による通行どめが懸案事項である33号の早期改良についても、国、県に積極的に要望することを、このたび初めて全会一致をもって議員発議として決議し、これをもって先日県と土佐国道事務所に要望活動を展開したと

ころであります。

これらも踏まえ、西バイパスの開通による周辺のインフラ整備に関する意気込みを、土木部長にお聞きしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 昨年度までの高知西バイパスの開通によりまして、沿線住民の皆様方が、交通渋滞の緩和や時間短縮などの大きな整備効果を感じておられると聞いております。そのようなストック効果をまとめてしっかりと外にアピールしていくことが、次のインフラ整備につながっていくものと考えます。

先月、仁淀川町議会の皆様方から全会一致の御要望をいただき、地域の総意として大変重く受けとめております。現在、国のほうでは国道33号において、越知道路の改良工事や橋防災でのトンネル工事などによります事前通行規制区間の解消に向けた取り組みが進められております。また、県では、国道56号から高知西バイパスにアクセスいたします道路の整備を進めており、県道土佐伊野線では、今大内地区でバイパス整備に取り組んでおるほか、県道高知南環状線では、八田地区で橋梁の線形改良を進めているところでございます。

これらの事業により、地域の皆様方にとって、より安全な、そしてより安心して通行できる道路となり、さらにこの高知西バイパスの整備効果が地域の隅々まで波及し、産業振興を初めといたしますさまざまな取り組みを後押しできるよう全力で取り組んでまいります。

○7番（横山文人君） ありがとうございます。

この質問、知事の対話と実行行脚を中心にしてお聞きしましたが、知事の対話と実行行脚を構えていただきました地域本部の皆様、そして町の町役場の関係各位の皆様、改めて御礼を申し上げまして、私の質問の一切といたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（梶原大介君） 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩



午後3時20分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番前田強君。

（27番前田強君登壇）

○27番（前田強君） 皆さんこんにちは。ただいま武石利彦議長から発言のお許しをいただきました県民の会、前田強でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

台風の影響が心配ではございますけれども、高知県内外におきまして、少しでも被害が小さくなりますようお願いしながら、早速ではございますが、質問に入らせていただきたいと思います。

尾崎正直知事は、高知県を課題解決先進県と位置づけられ、山積する課題に全力で取り組まれています。そんな中、御存じの方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、2016年9月26日に配信されました東洋経済オンラインに、47都道府県幸福度ランキングというものが掲載されました。合計特殊出生率などを含む65の指標でランキング化されたものですが、総合ランキング1位は福井県、最下位の47位は高知県と発表されました。

私は、高知県を愛する高知県民の一人として、何を言うがな、それなりに結構幸せやきと、胸を張って反論をしたくなるものでございます。本人が幸せかどうかは、他人から何らかの指標を突きつけられ、その幸せかどうかを決められるものではないと思っております。

幸福度全国1位と幸福度全国最下位、日本一幸せと言われる福井県における直近の社会増減

を調べるべく、福井県庁に問い合わせをしました。平成26年10月から平成27年9月までのデータで、県民人口の差はございますけれども、転入転出のプラス・マイナスは、福井県が2,278人のマイナス、高知県では2,095人のマイナスとなっております。人口減少とは、社会移動の増減と、そして亡くなられた方の数と生まれた赤ちゃんの数、いわゆる自然増減によって算出されております。

その中でも、今回は子育てや出産について取り上げてまいります。

先日、子育て中のママさんたちに直接体験談をお伺いする機会がございました。ママさんたちいわく、「第1子の保育料が高く、家計がとても厳しい」、「幼稚園の保育料の還付金が翌年の1月から3月に返ってはくるけれども、毎月の支払いこそが本当に大変だから、毎月の保育料自体を月割りで安くできないものだろうか」、そして「私たちママにとっては第1子、1人目の子供なのに、行政にとっては第1子としてカウントしてもらえない」、そして「助成制度自体がとてもわかりにくい」などなど、やはり家計負担の大きさや制度自体の複雑さに頭を悩ませているとのことでした。

子供の年齢がゼロ歳から5歳の期間、つまり未就学児童の期間における家計負担の大きさが、ママさんたちの子育てにおいて重要な問題となっていることは、子育て真っ最中の方や経験をされた方には共通の話でありました。1人目から大変な思いをしている状況下で、さらに2人目、またさらに3人目の赤ちゃんを出産し、子育てをしていこうとなるのでしょうか。

昨日、弘田兼一県議が質問でも触れられておりましたが、尾崎正直知事におかれましては、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国に対するさまざまな提言を行っており、提言を受けた国による新

たな支援策もスタートし、第2子や第3子の保育料の減免が段階的に実施されております。

少子高齢化が全国と比較しても15年先行していると言われていたこの高知県におきまして、子育て支援に対する平成28年度当初予算は約99億円、そのうち県単独事業として第3子、3人目の保育料の家庭負担の軽減を支援している予算は約1億円となっております。しかし、県や国の財政支援、助成制度を活用してもなお県内における保育料の家庭負担の合計額、つまり御家庭が支払っている保育料の合計は高知県全体で平成27年度約45億円となっております。

高知県の1年間の裁量的な予算、つまり自由に使い道を決めることができる、そのお金の割合が全体の約6%程度という財源確保が厳しい中で、例えば子育て支援に目的を限定した子供県債の発行も視野に入れるべきと考えまして調べてみますと、県債発行には制限があり、公営企業に要する経費や災害応急措置事業、公共施設の建設事業費などに限定されており、とてもハードルが高く厳しいことがわかりました。では、森林環境税のように目的を限定した新しい地方税で財源の捻出が可能かどうか、これも調べましたところ、県民税の納付者数が約33万人、年間500円ずつの税負担でも約1億6,500万円となります。子育ての中でも特に未就学児童への支援策の財源としては、確保が難しいことがわかります。

私は、高知県が全国に先駆けまして、この第1子、お子さん1人目の保育料無料化を行うなど政策的に大きくかじを切るべきという思いがありますが、尾崎正直知事におかれましては、高知県における子育て支援策の中で独自性という観点から、どのような支援策を今後進めていこうと考えているのか、お考えをお伺いいたします。

次に、2019年の社会増減の均衡を目指す、つ

まり県外へ転出する人の数と県内に転入してくる人の数、そのプラス・マイナスをゼロにするという非常にハードルの高い目標を、高知県は昨年発表いたしました。さまざまな取り組みが必要なわけですが、ちょうど1年前の私の一般質問におきまして、県内の高校生が県外に転出する前に、県として情報提供などの取り組みがまさしく重要で、またあわせてその親御さんに対しても情報提供を含めその取り組みが必要だという質問をさせていただきました。執行部からは前向きな御答弁をいただきました。

そこで、今回は高知県出身の県内外の大学生に対する取り組みについて質問をさせていただきます。平成28年8月に内閣官房から発表されました予算の概算要求によりますと、まち・ひと・しごと創生本部の地方創生インターンシップ事業という項目がございます。内容は、東京圏在住の地方出身学生の地方への還流や地元在住学生のその地方の定着を促進するため、地方創生の交付金などを活用し、地元企業でのインターンシップの実施などを支援する取り組みを産官学で推進していくということでございますけれども、予算要求額は約3億4,200万円となっています。

大学進学時や就職時に東京一極集中している人の流れによって、地方の企業は若者の人材確保が困難になっている現状があります。地方の企業インターンシップに参加することによって大学の単位が取得できるなど、学生にもメリットがあるだけでなく、就職後のミスマッチの解消など、採用する側にとっても大きなメリットがあります。今回の地方創生インターンシップ事業においては、地方自治体と東京圏にある大学との就職支援協定が大きな課題になると考えます。

そこで、高知県において就職支援協定を締結

している大学は、近畿地方に6校、中国地方に1校、そして四国地方に1校となっています。これはこれで大変素晴らしいことではございますが、今後もこのような大学と連携して、県内企業への就職を促進する取り組みを進めていくべきでございますけれども、今回の地方創生インターンシップ事業の対象地域は東京圏ということでございますので、高知県として、この東京圏の大学との就職支援協定の締結に向けた取り組みの現状と課題について商工労働部長の中澤一眞さんにお伺いいたします。

また、今から13年ほど前だったと思いますけれども、私も大学生のときに東京から高知への帰省のタイミングに合わせまして、当時の橋本知事のもとでインターンシップに参加をさせていただいたことがございます。高知に帰りたいというUターン就職への思いが強かった私にとって、県庁や高知県内の企業など、どこかに就職を決めないと高知に帰ることはできないという、現役大学生の現実的な壁があったと思います。

そこで、就職先としても、とても人気のある高知県庁でございますけれども、そのインターンシップの受け入れ方法や実績、またインターンシップを経験した学生の入庁実績並びにその期間が終了した後のフォローアップ体制はどのようになっているのか、総務部長の梶元伸さんにお伺いいたします。

また、県外からの移住組数が2015年実績で518組、4年後の2019年には1,000組の目標、つまりほぼ倍増させる計画になっておりますが、人口増加効果として1,200名と試算をしております、社会増減の均衡を達成するためには約2,000人の人口増加が必要、移住組数の倍増には、その人口増加効果に対して約6割という大きなウエートを占めております。

私は県外からの移住希望者というところで、県外という言葉の定義には海外も含まれると考

えております。アメリカ合衆国のロサンゼルス、サクラメント、サンフランシスコ、また中南米のブラジル、パラグアイ、アルゼンチン、ドミニカ共和国などには、高知県人会がございます。御存じのように、高知県人会とは、高知県出身あるいは高知に縁のある方々を会員とし、その県人会組織が会員相互の交流や郷土である高知県との交流に寄与することなどを目的に設立されておりますけれども、その海外の会員総数は2015年3月1日時点でおおよそ1,700名を超えております。

そこで、この海外の高知県人会と高知県の人材、行政や民間も含めての交流から、本県への移住促進に貢献できる取り組みが可能だと考えますが、産業振興推進部長の松尾晋次さんにお伺いいたします。

また、高知県と協定を締結している中国安徽省、韓国全羅南道、フィリピンのベンゲット州、オランダのウェストラント市や、高知県の海外事務所のあるシンガポール、台湾などでも、経済的な取り組みとあわせて移住の取り組みも可能と考えますが、同じく産業振興推進部長の松尾晋次さんにお伺いいたします。

また、移住にしてもUターンにしても観光にしても同じことが言えるのですが、高知県独自のよさ、高知県独自の魅力、そして高知県独自の制度など、ほかの県にはない、またはほかの県よりも大きな強み、それを生かしていく必要があります。そんな中、県外の方や海外の方から、高知県のことを一番よく知らないのは高知県民ではありませんか、そんな言葉を耳にしたことがございます。まさしく知識としてだけでなく、感動や驚き、そして大きな満足感など心情的なところも含め、子供も大人もともに学べる、体験する機会をつくるべきと考えます。学力テストや受験などには出題されない要素が多いかもしれませんが、まさしく郷土愛と

は本来そういうものではないでしょうか。

そこで、私の提案は高知県民の日の制定でございます。

私が調べる限りでは、全国で都道府県民の日を制定しているのは21都県、ほかの26道府県は特には制定されておられません。また、この都道府県民の日に合わせて公立小学校が休校となっている、または一部休校となっているのは、東京都を含める関東近郊の6都県だけです。

私は先ほど申し上げましたように、この高知県民の日を制定し、例えば公立小学校を休みにすると同時に、県内企業等にも協力をお願いいたしまして、子育て中の親御さんもお休みにしていただきまして、子供と一緒に県内各所への観光や、親子ともども感動できるような体験、高知県にあるたくさんの潜在力を見つけられるようなイベント等にも参加できるようにする。またその際には、公共交通の料金、公共施設などの使用料、入館料等についても減免措置を実施すべきと考えます。

私は、県民の郷土愛を育むため、全国初、高知県独自、まさしく全国に先行して取り組むべきという観点から、親子など、大人も子供も郷土について学ぶことができる、体験することができる、そんなきっかけになるような高知県民の日を制定すべきと考えますが、そのことにつきまして総務部長の梶元伸さんにお伺いをいたします。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックへの取り組みについてでございます。

本年開催されたリオデジャネイロでは、本県出身者の池透暢選手が、高知県民にとりましても大変誇らしい活躍をされました。

そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピックに対して、高知県出身者を輩出すべく、高知県としましてもさまざまな支援を強化、拡大していくべきと考えますが、その取り組み方

針や課題、具体的に支援する種目について教育長の田村壮児さんにお伺いいたします。

さらに、海外の代表チームによる高知県内における事前合宿の誘致についてですが、2年前、高知県は県立春野総合運動公園の陸上競技場を約3.9億円の費用をかけ、9カ月もの期間使用中止にし大規模な整備を行いました。その結果、準国際レベルのクラス2という立派な陸上競技場が完成いたしました。さらに、高知県は芝生の整備を行うために、このたびの9月補正予算で約8,500万円を計上しております。整備が完了した後、この新しくなった陸上競技場の強みを生かして、ぜひともオリンピック開催時期まではサッカーやラグビーなどのキャンプや試合などにも活用しながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際には海外代表チームの事前合宿を高知県に誘致していただきたいと思っております。

先月、私が訪れましたコロラド州にございます米国オリンピックトレーニングセンターは、標高が約1,800メートルを超える地域に立地しておりまして、空気が薄く、そして気圧が低いという厳しい環境でのトレーニングは選手にとって大変素晴らしい効果をもたらすとのことでございます。その地理的な環境や設備面の環境を求め、アメリカのオリンピック選手の約8割が、このセンターで合宿や練習をしているという実績がございます。生涯金メダル23個を獲得した水泳選手のマイケル・フェルプス選手もまた3年間、この米国オリンピックセンターで合宿をしておりました。

コロラド州のように標高が高く、空気が薄い、気圧が低いというトレーニング環境のメリットを生かして誘致に動いているのが長野県でございます。長野県知事が8月にこのオリンピックセンターを訪問し、今後はこのセンターの職員を長野県に招いて、誘致に向けた具体的な話を

進めていくとのことでございます。

また、親交のある岐阜県議会議員に問い合わせをしたところ、フランスが大好きでフランス語が堪能であるという岐阜県知事のトップセールスで、岐阜県としましては、昨年フランス陸上競技連盟との間で事前合宿についての合意文書に調印をし、そのことによって2017年から2020年まで、何と毎年岐阜県内の施設で事前合宿を受け入れることになり、今後はイギリスのオリンピック協会とも前向きな話し合いを進めていく、そういう予定だとお聞きをいたしました。

そこで、海外代表チームの事前合宿の誘致に向けまして、尾崎正直知事はどのようなタイミングで現地訪問をされるお考えなのか、またその戦略についてもお伺いをいたします。

外国クルーズ客船についてのお話に移らせていただきます。

2016年9月24日に、外国クルーズ客船クェンタム・オブ・ザ・シーズが高知新港に寄港いたしました。その際、ツアーバスが全体で110台高知新港に集結をいたしました。その内訳を調べてみますと、県内バス事業者は41台、そして県外のバス事業者が69台となっております。また、ツアーバス一台一台には、通訳を兼ねたツアーガイドが同乗しておりました。

私がアメリカでの研修プログラムを終えまして成田空港に帰国した9月24日に一本の電話がかかってまいりました。とある高知県内のバス事業者からでございました。「ツアーバスのオーダーの件ながやけど、大型バス限定の指定を受けちゃった。だけど、県外から来ちゅうバスには大型じゃないものもたくさんあるのはどうしてやろう。県外のバスは、1台当たり平均して5万円ほど高くつく。大型じゃなくても構んがやったら、もっとうちもバスを出せちゃったのに」、「それと、福岡県から大型バスが2台、通訳を100人ぐらい連れて高知に来ちゅうぞ」、そんな

声でございました。

そこで調べてみますと、福岡県から派遣された約110人の通訳ツアーガイドにつきましては、ほとんどが中国の方で、現地から、つまり中国から福岡を経由して派遣された方々でございました。高知県民や高知県在住のツアーガイドがこの業務をやろうとするならば、通訳案内士という資格等が必要でございますけれども、高知県での通訳案内士の登録者数は34名ということがわかりました。その内訳は、英語の通訳案内士の登録者数が26名、韓国語が3名、中国語が0名、その他の言語が5名となっております。通訳案内士の資格取得のハードルは大変厳しく、また資格を生かして安定した収入が得られるかといえは難しい現状もございます。

そして、おもてなしタクシーにつきましては、現状では指定された時間に指定された場所で待機しているだけで、なかなかメリットを感じることができないという現場からの不満の声も上がっております。このように、私が知り得る限りでも多くの課題がありますが、ほかにも課題があるはずでございます。まさしく県としてはトライ・アンド・エラーを繰り返しながらの取り組みになっているのではないのでしょうか。

外国クルーズ客船の高知への寄港、これはとても大きな大きなビジネスチャンスでございます。宿泊は県内のホテルなどを利用せず、そのクルーズ客船自体が宿泊先であるからこそ、この宿泊以外の分野で、どれだけ高知県としてそのチャンスを最大限生かすことができるのか、そこが非常に重要なポイントでございます。以前から、高知県人は商売が下手だなんて言われているわけでございますけれども、おもてなしを精いっぱいやりながらも、しっかりと、したたかに経済活動につなげていかななくてはならないはずでございます。

さらに、2017年には、外国クルーズ客船46隻

の寄港予約があり、確定で6隻、残りの40隻が仮予約となっております。仮予約がキャンセルになることもございますけれども、ことしの状況からも推測できるように、追加の申し込みも大変多く、とても明るい見通しとなっております。

高知県としましては、クルーズ客船に対する受け入れの委託料が当初予算で約3,857万円、このたびの9月補正で約4,405万円の増額となり、また高知新港から高知市内の中心街までのシャトルバスにつきましては当初予算で約1,855万円、おもてなし課での、中心市街地におけるツアーバスによる渋滞対策として警備スタッフの配備や、受け入れに伴い中国語を話すことができるスタッフなどが必要になった関係で、当初予算で約1,451万円、9月補正で約1,378万円の増額となっております。

そのような中、高知県におきます、この外国クルーズ客船の寄港に伴う経済波及効果について土木部長の福田敬大さんにお伺いいたします。

また、外国クルーズ客船の寄港に伴う課題、そしてその解決策、次年度以降に継続して寄港してもらえるようにするための取り組みについて土木部長の福田敬大さん及び観光振興部長の伊藤博明さんにお伺いいたします。

次に、地方創生の実現に向けて国は、ビッグデータを活用した地域経済の見える化システムを経済分野に限らず、さまざまなデータを登載することで、地方自治体が地方版の総合戦略の立案等をする際に役立てるシステムとして地域経済分析システム、通称RE S A Sを構築いたしました。

このRE S A Sについては、平成27年6月定例会におきまして依光晃一郎県議が質問の中で、改善すべき点が幾つかあるが、使いこなせば政策立案において有効であると述べられておりました。私も、ビッグデータやリアルタイムな情

報、アクティブな情報などをしっかりと収集・分析し、そしてそれを活用していくことの重要性について大きく賛同するところでございます。

そんなRE S A Sを使って高知県を調べてみました。高知県において、消費マップの飲料・酒類の項目、つまり飲み物の購入金額割合を見てみますと、全国平均は約50%を酒類、つまりお酒が占めているのに対しまして、高知県は何とわずか8.7%と出ております。さらに、高知県は乳飲料が37%と表示をされておりました。皆様、違和感があると思います。我々高知県民は、全国平均の5分の1しかお酒にお金を使っていないで、さらに乳飲料、つまり牛乳やコーヒー牛乳などに対して、お酒よりも4.2倍もお金を使っていることになります。やはりまだまだ改善は必要かと思えます。

一方で、アメリカにおきましては、現在民主党のヒラリー・クリントン候補と共和党のドナルド・トランプ候補による大統領選挙が行われておりますが、過去の大統領選挙において電話による調査で、「あなたは投票に行きますか」と質問をしたところ、「行かない」と答えた人のうち、実は6割の人が実際には投票に行っていたことがビッグデータなどの分析によって判明した事例がございました。また、スマートフォンなどの位置情報の収集と解析から人の動きもわかるなど、アメリカのほうが日本よりも個人情報保護の関係が少し緩いように思う部分はございますけれども、それがいいとか悪いとかという話ではなく、我々は知らないうちに多くのデータを収集されているのが現実でございます。

そこで、地方創生の推進に向け、県庁内においては、データと利用者である高知県との橋渡しをする通訳のような情報の専門家が必要であり、アクティブなデータと統計的なオフラインのデータをしっかりと精査しひもづけて、より精度の高い情報、より利用価値の高い情報へと

磨き上げた上で、戦略的に効果的に産業振興計画などの推進へとつなげていくべきと考えますが、産業振興推進部長の松尾晋次さんにお考えをお伺いいたします。

また、アクティブなデータと統計的な紙ベースのオフラインのデータを収集・調査・分析し、県の各施策に対して、より効果的に反映させられるような専門チームを新たに編成するなどの対策も進めるべきと考えますけれども、総務部長の梶元伸さんにお伺いをいたします。

以上で私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 前田強議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県における子育て支援策の中で、独自性という観点から、どのような支援策を今後進めていくように考えているのかとのお尋ねがございました。

昨年行いました県民意識調査では、理想の子供の人数2.45人と、予定する子供の人数2.09人との間で乖離が生じております。その理由として、子育てや教育に係る経済的な負担、次いで長時間労働の増加や子育て支援サービスの不足などによる仕事と家庭の両立に対する負担が挙げられております。

そのため、まず子育ての経済的負担の軽減につきましては、本県では平成21年度から独自の制度を創設し、一定の条件のもと、第3子以降かつ3歳未満の子供の保育料を無料としている市町村に対し、補助を実施しているところであります。第1子以降ということになりますと、極めて大きな財源が必要となってまいります。国レベルでの話ではないかと、そういう視点も持ちまして、幼児教育・保育の段階的な無償化につきましては、本年度も全国知事会として国に要請活動を行いましたし、国においてもニッポン一億総活躍プランなどにおいて財源を確保し

ながら段階的に進めることとされており、引き続きこの点、国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、仕事と家庭の両立につきましては、働く女性や共働き世帯が多い本県において、職場や地域、世代間での支え合いの仕組みづくりが欠かせないものだと考えております。このため、本年度、国の補助要件に満たない小規模な取り組みを高知版ファミリー・サポート・センターとして、県独自で支援する制度を創設し、来月には香南市において第1号となるセンターの開設が予定をされているところです。今後、順次県独自の制度の普及を図ってまいりたいと考えております。

また、本年度から新たに、地域の高齢者や子育てサークルとの交流など、地域との連携を深めた多機能型の保育事業所の設置を進めています。さらには、本年3月に創設をいたしました高知家の出会い・結婚・子育て応援団の皆様に対し、イクボスに関連する情報提供や県の子育て出前講座開催の呼びかけを行い、職場ぐるみで子育てを応援する雰囲気づくりをお願いしているところであります。

こうした経済的負担の軽減と仕事と家庭の両立に向けた取り組みを、PDCAサイクルを回しながらバランスよく実施していくことが必要だと考えております。川上、川中、川下それぞれの取り組みが必要だと思われませんが、本県の実情に合った、先ほど申し上げたような独自の取り組みを積み重ねております。

加えて、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる乳幼児期の子供にとりましては、保護者の役割は非常に重要であります。保護者に子育てについての第一義的な責任があるという認識のもと、子育て支援としての保護者の子育て力の育成も重要かつ必要不可欠な取り組みではないかと考えているものです。そのため、保護者の

子育て力の育成を図るため、講話や研修を通じて保護者に対して支援や助言を行っておりますし、あわせて保育所などの保育者に対して、保護者への親育ち支援力の向上や保護者への支援の充実を図ることにより、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高める支援にも取り組んでおります。

今後とも、現在子育てをしている方、またこれから子育てを行う方など多くの皆様の御意見をお聞きしてまいりたいと、そのように考えております。ファミリー・サポート・センターについて、例えば、徳島県ではほぼ全県的に普及をしておりますが、本県ではまだであります。かくのごとく本県について、まだ大いに力を入れなければならない点が多数あると、全速力でもって私どもの取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておるところです。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの海外代表チームの事前合宿誘致に向けて、どのようなタイミングで現地訪問をする考えなのか、その戦略についてお尋ねがありました。

事前合宿の招致については、スポーツ振興はもとより、本県と相手国との間で観光や外商活動などさまざまな交流につなげていくことを目指して、シンガポール、オランダ、オーストラリアなどとの交渉を進めてまいりました。

私自身も、4月にオランダ大使館を訪問し、アルト・ヤコビ駐日オランダ王国大使と直接お会いして、既に交流実績のある農業分野でのつながりをスポーツや文化面に広げていきたいと提案し、6月にホストタウンの登録がされたところであります。7月には、私をトップとする招致委員会を立ち上げ、スポーツの分野で全国的にも御活躍されている民間の方々を高知県スポーツ交流ネットワーク・アドバイザーに委嘱し、アドバイザーの専門的知見や人脈も生かしながら、相手国と具体的な交渉を進めています。

シンガポールにつきましても、ホストタウンとしての登録を得たところでございます。

事前合宿招致のためのプロセスや熟度はさまざまですが、引き続きアドバイザーを初め、さまざまな人脈を持っておられる皆様のお力もおかりしながら、相手国関係者の視察受け入れや本県職員の現地派遣などを行い、招致の実現性を高めてまいります。その過程で適切なタイミングを見て、必要となれば私も現地や大使館等へ足を運ぶことも考えたいと、そのように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 東京圏の大学との就職支援協定の締結に向けた取り組みの現状と課題についてお尋ねがありました。

本県では、毎年6,000人を超える高校生が卒業し、その約3分の1に当たる2,000人が県外に進学をしております。こうした大学生のUターン就職を促進するため、平成21年度から大学を通じて学生に高知県の企業や就職情報を提供する取り組みを進めてまいりました。また、平成24年度からは県外大学と就職支援協定を結ぶ取り組みをスタートさせ、これまでに8つの大学と協定を結んでおります。協定を結んだことで、大学からの県出身学生への個別メール配信や、保護者会へのブースの出展が可能になりますなど、学生や保護者への情報提供がより確実にできるようになったことから、高知県のUターン就職相談会に参加する協定締結校の学生もふえてきております。

東京圏でも、東京事務所の職員が大学を訪問し、高知県の情報を提供するとともに、本県へのUターン就職への協力が期待できる大学には協定の御提案もしておりますけれども、東京圏で県出身者の多い大学は大規模校が多く、全学生数に占める県出身者の割合が少ないといった

ようなことなどから、これまでのところ協定の締結には至っておりません。

平成27年に県外大学生を対象に県が行いましたアンケートでは、約5割の学生が高知にUターン就職したいと回答している一方で、実際にUターン就職している学生は2割に満たないという現状がありますので、今後県内企業との交流会への参加を東京圏の大学にも御案内するなど、さらに大学に対して積極的にアプローチすることで関係を深めながら、東京圏の大学とも協定が締結できますように取り組みを進めてまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 高知県庁のインターンシップについてお尋ねがございました。

高知県庁のインターンシップについては、学生の職業観や就労意欲を培い、みずからの適性、適職を考える機会を提供するとともに、学生の県行政に対する理解を深めることを目的として実施しているところであります。受け入れに当たっては、大学、高等専門学校等に在籍する学生を対象に広く募集をさせていただいておりまして、実習を希望する分野や業務等の要望をお聞きしながら、夏期休業中の2週間程度で実施をしております。今年度は県内外の17校から55名の学生に参加をいただいたところであります。

インターンシップを経験した学生の入庁実績につきましても、全てを把握できているわけではありませんけれども、今年度入庁した者の中にはインターンシップを経験した者が複数おります。今年度からインターンシップの窓口を人事課に一元化して実施しておりますので、今後インターンシップを経験した学生の入庁状況を把握してまいりたいと考えております。

また、インターンシップの参加者には、県及び県内市町村の職員採用情報や各種就職関連イ

ベント情報を提供する県の情報提供サービスの利用を御案内するなど、インターンシップの後にも就職活動に役立つ情報を提供させていただいております。

インターンシップは県庁の職場を実際に体験していただける意義がある機会だと考えておりました。今後参加者や学生等の声をお聞きしながら、その募集方法ですとかフォローアップについて工夫を重ねてまいりたいと考えております。

次に、高知県民の日の制定についてお尋ねがございました。

秋田県、千葉県、静岡県、鳥取県などの県におきまして県民の日を制定して、学校の休校や県有施設の無料開放、公共交通機関のフリー乗車券の発売、功労者表彰、記念イベントの開催といったさまざまな取り組みや行事が行われていることは承知をしております。

このような県民の日は、県民の皆様の郷土愛を育むことに貢献すると考えられますけれども、一方で、現在よさこいを初めとする地域のお祭り、幕末の偉人を初めとする歴史、海、山、川などの豊かな自然や、カツオのタタキを初めとする地元の食などの高知の宝や誇りによって、県民の皆様の郷土愛が育まれているのではないかと考えております。

高知県民の日の制定につきましては、県民の皆様の機運の盛り上がりや欠かせず、行政が主導することには必ずしもなじまないのではないかと考えておりました。現時点で具体的な取り組みを行う予定はありませんけれども、観光や文化の振興、高知家プロモーションなどの施策を通じて、先ほど申し上げた高知の宝や誇りを磨き上げ、かつ発信することによりまして、県民の皆様のふるさと高知を愛する心を育んでまいりたいと考えております。

次に、アクティブなデータ等を収集・調査・

分析し、県の各施策に、より効果的に反映させる対策についてお尋ねがありました。

県の施策の企画立案や効果の検証を行うためには、エビデンスとなるデータの収集・調査・分析が不可欠でありまして、また施策に効果的に活用するためには、膨大なデータの中から本県の実態や課題、県民ニーズなどにおいて必要なデータをしっかりと見きわめ、何を収集し、どのような分析を行うかが非常に重要となります。

県においては、各部局が産業振興計画や南海トラフ地震対策などの個別の施策を企画立案するに当たり、必要なデータを収集・分析いたしますけれども、その際必要なデータがそもそもあるのか、ない場合にどのように収集すればよいのか、特定の部局が収集したデータが全庁に共有されているのかなどの課題が生じることがあります。このため本県では、総務部の統計課におきまして、各種統計データの全庁における共有、各事業担当部局が持つデータ分析等への支援、部局のニーズに応じた補完調査や経済波及効果の分析など、統計情報の組織全体での課題意識の共有や政策実行力の向上のための取り組みを、各部局と連携しながら行っておるところでございます。

このことから、御指摘のことにつきましては現在一定対応できていると考えておりますけれども、なお政策判断をより効果的に行う観点からも、ビッグデータなど新たなデータの効率的な利活用につきまして一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、海外の高知県人会との交流を通じた移住促進の可能性について、また協定締結などにより本県とつながりのある国や地域からの移住の可能性についてお尋ねがありました。関連いたしますので、

あわせてお答えいたします。

第3期産業振興計画に掲げる年間1,000組の高い移住目標の達成に向けては、まず1点目は高知ファンや移住関心層などへの情報発信を大幅に拡大する、リーチを広げる取り組み、2点目には欲しい人材をこちらから積極的に獲得しに行く、アクティブに働きかける取り組み、そして3点目には移住者向けの住宅確保などによる、ゲートウエーを広げる取り組み、この3つを柱に、特に国内の大都市圏をターゲットに施策を強化しております。

一方、海外から本県へ移住する方は年間数名いらっしゃいますが、そのほとんどは御本人や配偶者の方が本県出身です。こうしたことから、海外からの移住に際しては、言葉や文化、生活習慣の違いなどが高いハードルになっているのではないかと感じております。

お話のありました海外の高知県人会とは、定期的な相互訪問や技術研修員の受け入れなどを通じて、また協定などを締結している国や地域とは、民間における経済活動などを通じてさまざまな分野で交流を行っております。こうした取り組みを積み重ねていくことで、本県を知ってもらい、関心を持っていただくことが、将来的な移住の可能性も広げていくものと考えております。

次に、地方創生の推進に向けて、精度と利用価値の高い情報を戦略的、効果的に産業振興計画などの推進につなげていくべきではないかとお尋ねがありました。

産業振興計画などを戦略的に推進するためには、さまざまなデータを分析し、効果的に活用することが不可欠です。そのため、これまでも戦略や施策の企画立案、効果の検証を行う際には、できる限りデータを収集し、その活用を図ってまいりました。中でも、活用頻度が高い国の統計調査のデータは、統計の対象が限定され本

県の実態が十分に把握できない場合や、調査の実施間隔や公表の時期によって即時性を欠く場合などがございます。そのため本県では、これらを補完する独自調査なども実施してきたところです。

例えば、産業振興計画では、商工業や食品分野の目標を示す指標として製造品出荷額等を用いています。この製造品出荷額等は国の工業統計の調査項目になりますが、国は調査の対象を従業者数4人以上に限っており、この調査では、小規模な事業所が多い本県の実態を十分に把握することができません。そのため本県では、従業者数3人以下の事業所を対象に独自に補完調査を行い実態の把握に努めております。また、1次産業分野における就業者数は、国の農林業センサスや漁業センサスの調査項目になりますが、これらのセンサスは5年に1度の実施になりますので、毎年県が独自に新規就業者等の調査を行い、即時性を確保しております。

こうした中、お話にもありましたように、情報通信技術の進展などに伴い、速報性が高いデータが容易に収集できるようになってまいりました。こうしたデータをうまく活用することは、PDCAサイクルによる施策の効果的な展開につながるものと考えられますが、一方で、これらのデータは多種多様な上、取得に際して費用が発生する場合がありますので、費用対効果なども勘案した上で各部局とも連携しながら、その活用方法を検討してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた本県から選手を輩出するための支援の強化、拡大について、取り組み方針や課題、具体的に支援する種目についてのお尋ねがございました。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて

は、先日のリオデジャネイロパラリンピックで銅メダルを獲得されたウィルチェアラグビーの池透暢選手を初め、レスリング競技や飛び込み競技においても、ここ数年、国際大会などで活躍する選手が大変注目されており、2020年東京大会への出場が大いに期待されます。

本県を拠点とするトップ選手においては、オリンピック・パラリンピック出場を目指す上で練習環境等に課題があるため、選手への支援については次の4点を中心に考えております。

1つ目は、世界の舞台で戦うことのできるトップ選手の育成には、より高いレベルの練習や試合の経験をふやす必要があります、現在特別強化選手として指定しているA、B2つの区分に加えて、特にオリンピック・パラリンピック出場が期待される選手を対象に新たな区分を設定するなど、より重点的な強化を進めたいと考えております。

2つ目に、日常的により質の高い指導が受けられる環境を充実させることも課題であり、一定の資格、経験を有するすぐれた県外指導者の移住も含めた受け入れについても検討してまいります。

3つ目に、選手の体力や技術の向上を支えるスポーツ医科学については、組織的な活用や支援体制が十分ではないため、選手や指導者に対して、栄養指導やメンタルトレーニング、動作分析等の支援を強化できる体制を整えてまいります。

そして4つ目として、県内には拠点となる施設の不足や設備の機能面が十分でないといった課題が見られることから、スポーツ施設や設備をしっかりと整備することが重要と考えております。現在、東京オリンピック・パラリンピック出場の期待が大きいレスリング競技や飛び込み競技などで練習施設の整備を進めておりますが、トレーニング機器などの整備も含めて、必

要に応じてできるだけ早期に対応するなど、選手や指導者が活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

こうした取り組みを通して、東京オリンピック・パラリンピックには本県から一人でも多くの選手が出場できるようにしていきたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 外国クルーズ客船の寄港に伴う経済波及効果と課題や改善策、次年度以降に継続的に寄港していただくための取り組みについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えを申し上げます。

県においては、我が国への外国クルーズ客船ブーム到来にいち早く着目し、高知新港の既存施設を最大限に活用し、貨物の取り扱いを目的とした岩壁に大型の外国クルーズ客船が着岸できるよう、全国の地方港湾に先駆けて、2つの大水深岸壁を連続バースとして整備を行ってまいりました。同時に、外国船社の日本法人や旅行会社等への訪問、海外で行われていますクルーズコンベンションでのPR、本県に船社等を招いての港や観光地の視察といったモニターツアーの実施など、積極的な誘致活動を行ってまいりました。

その結果、本年度は外国クルーズ客船が28回寄港する予定となっております。これを樹木に例えるなら、3年前に種をまき、しっかりと手入れをした結果、昨年度花が咲き、本年度大きな実を結んだというもので、戦略的な取り組みによってもたらされたビジネスチャンスと考えております。

この経済波及効果でございますけれども、今年度は約8万人の乗船客が高知を訪れると想定しております。この乗船客等の食事やお土産代といった直接的な消費額だけで、少なくとも約4億7,000万円になると試算をしております。こ

のほかにもバスやタクシー、タグボートなど、さまざまな方面へ効果が及んでおります。加えて、外国クルーズ客船の寄港は、国内外での本県の認知度を高め、リピーターの獲得にもつながっていくものと考えております。

次に、港に関する課題と改善策についてですが、一度に大勢の乗船客がお越しになりますので、スムーズに船からおりていただき観光に出かけていただくことが重要と認識しております。そのため、税関、出入国管理、検疫のいわゆるC I Q手続の迅速化等に向け、今議会に客船ターミナルの建設に関する予算を計上させていただいているところです。さらに、スムーズなツアーバス等への乗降を図るために、現在バスヤード等の整備を進めております。また、バスと一般車両の動線整理を行うなど、高知新港内の渋滞対策にも取り組んでおります。これらにより、乗船客の滞在時間が長くなり、より大きな経済効果につながるものと考えます。

今後も継続的に寄港していただくためには、高知新港を、より安全で安定的に利用できるような環境整備を進める必要がございます。このため、港内の静穏度を向上させる防波堤の早期完成について、引き続き国に働きかけてまいりますとともに、高知海上保安部や水先案内人などとより一層連携を図ってまいります。また、歴史、自然、食といった高知の魅力や、寄港実績を積み重ねてきた高知新港の優位性などを外国船社や旅行会社にPRしていくことなどにより、一層のポートセールスに取り組んでまいります。

今後とも、商店街やホテル、旅館、行政機関などによります高知港外国客船受入協議会において情報交換を図りながら、さまざまな課題に対して官民一体となって取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 外国クルーズ客船の寄港に伴う課題や改善策、次年度以降に継

続的に寄港していただくための取り組みについてお尋ねがありました。

外国クルーズ客船の乗船客などの市街地での受け入れにつきましては、課題となっている渋滞対策や大型バスの駐車場確保対策などについて、毎回反省点を改善し、関係機関と協議を重ね、桂浜でのシャトルバスの運行や県庁駐車場の利用を実施するなど、より快適で安全なツアー環境に向けて改善に取り組んでいるところです。

ツアーバスの県内調達に関しましては、県内のバス会社等に対し、クルーズ客船の寄港日や乗船客数などの情報を提供し、ツアーを販売する国内外の旅行業者から委託を受けて、バスやガイドの手配を行うランドオペレーター等には、県内の大型バスに関する情報提供を行ってまいりました。これらの取り組みにより、大型バスにつきましては急な手配要請を除いて、県内利用が一定進んでいると認識しております。今後は、県内の中型や小型のバスの情報も集約し、ランドオペレーター等に提供して、小型、中型も含めた県内バスのさらなる利用を要請してまいります。

通訳案内士につきましては、クルーズ客船の寄港の増加によりまして、そのニーズが拡大していると想定しておりますが、本県では登録者数が少数で、言語によっては不在といった状況にあります。このため、まずは県内における通訳案内士の登録者数の増に向けて、ホームページなどを活用しながら制度や資格のメリットを周知していくとともに、クルーズ客船の寄港に伴うツアーバスの添乗業務の内容や雇用条件を把握し、その情報を県内バス会社等に提供するなど、県内で登録する通訳案内士が従事できる場の確保にも努めてまいります。一方で、国において通訳案内士法の改正が予定されておりますので、その動向も見ながら対応してまいります。

また、香港や日本発着のクルーズ客船ではタクシー利用が一定見込まれますので、高知県ハイヤー・タクシー協議会などの関係者と調整の上、高知新港岸壁などにおもてなしタクシーの専用レーンを設けるなど、おもてなしタクシーの利用促進に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

さらに、中心市街地での消費拡大につきましては、高知市や中心商店街など関係者の方々と連携し、クルーズ乗船客のニーズの把握、免税店の拡大や決済環境の改善など、一層の受け入れ環境の整備を進めてまいります。このような取り組みを通じ、安心して快適な寄港地としての高知の評価を高めていきたいと考えております。

○27番（前田強君） 各御答弁をいただきましてありがとうございます。

第1質問に関連いたしまして、第2質問をさせていただきます。

まず、子育て支援の知事の御答弁でございますけれども、やはり子育ての責任、それは第一義的にはその親御さんにあるということでございます。確かに高知県としましては第1子の保育料無料化、これは余りにも金額が大き過ぎるという御答弁でございました。確かに、そのとおりだと思います。

例えば、小学校における教科書の無償化、これは今では全国で当たり前のことになっておりますが、御存じのようにこれは高知県からその声が上がリ、そしてそれが全国へと広まった経緯がございました。

とある厳しい有権者からは、政治は誰がやっても変わらない、そんな言葉をいただくこともございます。しかし、本当にそうでしょうか。そんなことは決してないはずでございます。尾崎知事が高知県知事となられて、この高知県政は大きく前進をしていると私は思っております。税金の使い方やあり方を変えていくこと、それ

は政治を変えていくことではないでしょうか。全国に先駆けてその取り組みを実行し、そして全国のモデルケースとなるような成果を出していくこと。それを可能にすることができる尾崎正直知事だと私は思っております。この高知県におきまして先頭に立たれておりますし、そしてまた県議会も、全ての英知を結集しながら県民の暮らしに寄り添う、そういう県政を実現していくべきだと私は考えております。

私自身は、子育て世帯において最もわかりやすい家計の負担の厳しさ、これを緩和させる、軽減させる、そういう意味におきましてもこの第1子の保育料については、先ほど知事の御答弁の中にもございましたように、国にしっかりと働きかけていながら、現在段階的に実施されているこの無償化につきましてさらに加速していただけるように、そしてまた可能であれば率先して県独自でもそれを実行していただきたい、そういう思いがあるわけでございます。

子育て世帯に対しまして、県の発表としてございました若者の希望を全てかなえるという、そういう観点からも、どうか知事の思いと決意を改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

そして、先ほどの就職支援協定の話でございます。東京圏における就職支援協定、今後ぜひとも進めていただきたいわけでございますけれども、現在就職支援協定を結ぶことができているその大学は、大学の校友会の協力が大きな影響力を発揮した、そういうケースもあると聞いております。

ぜひとも高知県内にもたくさんの大学の校友会がございまして、もちろん東京圏の大学の校友会も、多くの会員を抱えて活動しておりますので、どうか連携して取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

そして、県民の日についてでございます。梶元伸総務部長のほうから御答弁をいただきまし

た。確かに現在の高知県のさまざまな魅力、それを磨き続けていくこと、これはとても大切なことであり、それはまさしくこれからも続けていかなければならないことだと思います。しかし一方で、県民の日というものは、皆様も私もそうでございますけれども、自分たちが幼児期、または小学生や小さいときに親御さんや、おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に出かけた、そういう思い出というものは一生涯、心に残ると私は思います。

イクボスの話、ワーク・ライフ・バランスの話、さまざま取り組んでいるわけではございますけれども、どうかこの高知県民の日、もちろん県民のその機運の盛り上がりは必須条件ではございますけれども、そういう時期が来ましたら、ぜひともその制定に向けて考えて、取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

そして、IT戦略の話でございます。先ほどのお話にもございましたように、総務部長の梶元伸さんから御答弁いただきました情報に関しましては、統計課がその業務を行っておりまして各部局に対して共有化をしているというお話がございました。

では、例えば民間の業者が、高知県にとりまして有益、有効であるということセールストークにしながら情報を売り込んできたとき、その情報が費用対効果も含め、本当に価値があるものかどうかを判断するというのは、その統計課の方がそれを担うというようなことになるのでしょうか。私は、高知県庁における情報の専門家、そういう窓口がやはり必要だと思いますけれども、先ほどの件とあわせまして、第2質問をさせていただきたいと思います。御答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○知事(尾崎正直君) 子育て支援について、もっと言いますと、大きなフレーズで言うところの少子化対策について、これは本当に大きな山を

動かすような話だろうと、そのように思います。

子ども手当の議論がありました。確かに財政負担、経済負担を減らすということは大きなポイントではありますけれども、果たしてどこまでやれば本当の意味で少子化対策に効果をもたらすところまで行くのか、これはなかなか難しい議論なんだろうと思います。投入すれば投入するほど効果が出てくるだろうということは確かです。しかしながら、投入すれば投入するほどほかの仕事ができなくなってしまうという、そういう問題も出てくるわけでありまして、そういう意味において、できる限り最小限の財源で最大限の効果を生むような、いわゆるつぼをどうやって突いていくのかというところが大きなポイントなんだろうと、そのように思っています。

でありますので、少子化対策ですと高知の場合は、いわゆる出会いの場が少ないという問題にどう対処していくか。さらには、待機児童の問題もあるでしょうけれども、それよりもむしろ、いわゆる病児・病後児保育だとか延長保育だとか、そういうきめの細かいところに対応できないような課題にどう対応していくかだとか。さまざまにですね、高知県の実情に合った、高知にとって特にここがどうもボトルネックになっているようなところがあると思います。そういうところにピンポイントに対策を講じていく、そういう視点が大事ではないかなと、私は思っております。

そういう意味において、かなりいろいろと独自の施策をやっておるつもりなのですが、今後もいろいろな皆様のお声を聞きながら対処してまいりたいと、そのように考えております。

○商工労働部長(中澤一眞君) 就職協定に関して校友会の協力をということでございます。

これまでの締結校の中でも、そういったネットワークから協定に結びついたということも確

かにございますし、校友会に限らず、それこそさまざまなネットワーク、県出身者であったり、OB、OG、あるいは保護者会とのネットワーク、そういったいろんなルートを活用して協定に結びつけていくという努力を、今後も続けていきたいと思っております。

○総務部長（梶元伸君） まず、県民の日についてでございます。

議員御指摘のとおり、親子で高知についての思い出をつくっていただくことが、将来の県の担い手として育っていくというのも大変重要なことだということは、私もそのとおりだというふうに認識をしております。

一方で、県民の日というものを策定いたしましても、公立学校はともかく私立の学校ですとか、あるいは企業、あるいは個人の営業されている方が実際お休みになるとは限らないということでございます。やはり県民の機運の盛り上がりというのは必要じゃないかと思っておる一方で、先ほど知事からも子育て支援の中で答弁がありましたけれども、今、結婚・子育ての応援団ということで、いろんな企業にお声がけをさせていただいて、ワーク・ライフ・バランスといいますか、県民の皆様の子育てと仕事の両立ということを図っていくことによりまして、先ほど議員からお話がありました親子で思い出をつくっていくというようなことも、一定実現できるのではないかなというふうに思っております。今できることを県の中で対応していきたいと考えております。

それからもう一点が、情報技術の活用といいますか、専門的な組織ということでございます。先ほど答弁しましたとおり、県の統計課において担当させていただいておるんですけども、今のところその必要は感じていないんですが、先ほど議員からお話がありましたように、例えば民間事業者の方からいろんな御提案があつて、

その妥当性が判断できないというようなことが仮にあるとして、その問題が統計課のほかに専門的なチームを設けるのがいいのか、あるいは統計課の専門知識では足りないのか、ノウハウが県庁の中になのかという問題もあろうと思っております。ですので、組織的な対応がいいのか、人的な対応がいいのかということも含めて、いろんな事態になりましたら、当然検討しなければならないと考えております。

○27番（前田強君） ありがとうございます。御答弁をいただきました。

私は、9月に2週間という期間をいただきまして、アメリカの研修プログラムに参加させていただきました。日米の両国において、青年の政治家の交流を目的としたものでございまして、政治や経済、社会問題、環境問題や選挙、観光、さまざまな課題について議論をしてみました。日本からは、自由民主党から3名、我が民進党からは2名、公明党1名の6名という訪米団の私は一人でございました。

議会議員は私のみでございましたけれども、訪れた先で、自動車産業で栄えたあのデトロイトという町がございます。デトロイトでは、大手自動車産業が経営悪化したせいで、また政治家の汚職等もありまして、人口減少、さまざまな公有地の割合の増加などが起きまして、2013年7月には1兆8,000億円という大きな赤字を抱えたまま財政破綻をしたわけでございます。中心地から少し離れた場所では、空き家が目立ち、火災などで焼失したままのゴーストタウン、そういう光景も目にしてみました。中心街におきましては、財政難で街灯の修繕が進んでなく治安の悪化が加速、そして対策として、発電機による街灯が町のあちこちに配備をされていたわけでございます。

また一方で、デンバーという町では、町のど真ん中にメインストリートがございますけれど

平成28年10月5日

も、ピアノがあったり、また真っ赤な椅子が置いてあったり、観光客がそのピアノを弾きながらエルトン・ジョンの歌を歌っていたり、まさしく若者を引きつける、そういう魅力がある町でもございました。

私は高知県出身者でございます。よそ者になることはできません。しかし、若者やばか者にはなれるんじゃないか、そういうふうにいるわけでございます。

また、朗報がございまして、ことしの12月初旬にアメリカからの訪日団が日本にやっまいります。短い期間ではございますけれども、この高知県も訪問していただけることに何とかなりました。このたび無事に発表できる段階になったわけでございます。そんな思いもありまして、海外からの視点や、そして若者やばか者、そして子育て、そういうところから私自身質問をさせていただいたわけでございます。

尾崎正直知事を初め、執行部の皆様からの御答弁、まことにありがとうございました。これで、私からの全ての質問を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時35分散会

平成28年10月6日（木曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 上田 貢太郎 君
- 2番 今城 誠司 君
- 3番 久保 博道 君
- 4番 田中 徹 君
- 5番 土居 央 君
- 6番 浜田 豪太 君
- 7番 横山 文人 君
- 8番 加藤 漠 君
- 10番 坂本 孝幸 君
- 11番 西内 健 君
- 12番 弘田 兼一 君
- 13番 明神 健夫 君
- 14番 依光 晃一郎 君
- 15番 梶原 大介 君
- 16番 桑名 龍吾 君
- 17番 武石 利彦 君
- 18番 三石 文隆 君
- 19番 浜田 英宏 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 雅和 君
- 22番 黒岩 正好 君
- 23番 池脇 純一 君
- 24番 石井 孝 君
- 25番 大野 辰哉 君
- 26番 橋本 敏男 君
- 27番 前田 強 君
- 28番 高橋 徹 君
- 29番 上田 周五 君
- 30番 坂本 茂雄 君
- 31番 中内 桂郎 君
- 32番 下村 勝幸 君
- 33番 野町 雅樹 君
- 34番 中根 佐知 君
- 35番 吉良 富彦 君
- 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎 正直 君
- 副知事 岩城 孝章 君
- 総務部長 梶 元伸 君
- 危機管理部長 酒井 浩一 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 門田 純一 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
- 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
- 商工労働部長 中澤 一真 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・環境部長 田所 実 君
- 水産振興部長 谷脇 明 君
- 土木部長 福田 敬大 君
- 会計管理者 福田 道則 君
- 公営企業局長 井奥 和男 君
- 教育長 田村 壮児 君
- 人事委員長 秋元 厚志 君
- 人事委員会会長 福島 寛隆 君
- 公安委員長 島田 京子 君
- 警察本部長 上野 正史 君
- 代表監査委員 田中 克典 君
- 監査委員局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第4号)

平成28年10月6日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第5号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第11号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案

- 第12号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会

計歳入歳出決算

報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算

報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会計決算

報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上37件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行

います。

5番土居央君。

(5番土居央君登壇)

○5番（土居央君） おはようございます。自由民主党の土居央でございます。台風も過ぎまして、大きな人的被害はなかったようでございますが、突風等で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

通告に従いまして、今回は第3期高知県産業振興計画の食品産業育成と福祉行政について質問をしていきたいと思っております。まずは、食品産業の拡大再生産についてお聞きいたします。

高知県では、県経済が抱える積年の課題に正面から向き合い、経済を根本から元気にするためのトータルプランとして、尾崎知事の強力なリーダーシップのもとで高知県産業振興計画を策定し、平成21年度から官民一丸となって県勢浮揚に挑戦をしてきました。

今、平成24年度からの第2期計画期間も過ぎ、7年間の取り組みの成果と新たに顕在化してくる課題への対応を踏まえ、さらなる飛躍へ挑戦する第3期産業振興計画がスタートしております。これまでの取り組みにより本県の産業振興のための土台が確実に強化されてきていることは、数々の経済指標からも明らかです。今後はさらに県内産業の裾野を広げていくとともに、担い手育成、そして需要フロンティアの拡大を目指していくべきものと考えております。

第3期計画では、地産と外商の取り組みを拡大させ、拡大再生産の流れを創出することが大きな目標です。その実現のため、担い手の育成・確保、地域産業クラスターの形成、起業や新事業展開の促進という3つの強化ポイントが掲げられています。その対象は、あらゆる分野、産業に及んでおりますが、中でも食品産業については、本県の強みの1次産業を基点とする産業としてこれまでも支援を注ぎ、地域アクション

プランでもユズやショウガ、トマトなどの地域資源を生かした商品開発を実現させておりますし、さまざまな機関と連携した人材創出事業など多くの成果を上げてきているものと認識しております。

しかし一方で、第2期計画における7分野10項目の数値目標に対して4項目が目標未達成または達成が厳しい状況にあり、その未達成のうちの2項目が農業と食品加工分野となっております。この結果は、食品産業を育成し拡大再生産を継続していく難しさを示しており、この分野の取り組みの大きな宿題として第3期に持ち越されたということになります。このことから、第3期計画での食料品製造業出荷額等1,000億円以上という数値目標達成に向け、食品産業に関して、このままの体制で拡大再生産の好循環が実現できるのか、あるいはどうすれば具体的に実現できるのか、いま一度しっかり見直す必要があるかと思えます。

私は、県内食品産業全体のさらなる飛躍のために、第2期計画で目標達成が難しい食品産業の拡大再生産を実現するためには、もう一步踏み込んだ新たな仕掛けが必要ではないかと感じておりますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、食品産業振興に関して、特に私が押していきたい政策について以下お聞きしていきたいと思えます。まず1点目は、高知県工業技術センター食品開発部門の強化、あるいはフード・オープンラボなど、食品産業を支援する新たな施設整備についてでございます。

国全体の人口減少と市場縮小の進む中、本県の食品産業が将来的に持続的な発展を遂げ、拡大再生産をしていくためには、国内市場はもとより、世界市場も視野に入れた生産性の向上と付加価値を高める戦略的な施策展開が不可欠だと思います。

今、全国に目を向けますと、本県と同様に1次産業を基点とした食品産業の育成に力を注いでいる地域が多数あります。私は、この8月に鹿児島県の大隅加工技術研究センターと宮崎県の食品開発センターに視察研修に行きました。これらの先進地域では、農商工連携や6次産業化等による食品産業の創出とイノベーションを最大の使命として、既存の食品製造業者だけでなく、食品産業への新規参入者や農家などに活用されるフード・オープンラボを設置し、製品試作からテスト販売、そして事業化に結びつける、より実践的な独立系インキュベーション機関の整備が進められております。研究員による適切な指導のもと、単に試作をするだけでなく、製造した試作品のテスト販売までが可能となるHACCP対応型の民間支援のための施設整備が進んでいるのです。

こうした全国の状況の中で、本県が1次産業という強みを最大限に発揮して、他県におくれをとることなく、食品産業を育成強化していくために現在この分野を所管する工業技術センターの役割をさらに飛躍させるか、あるいは現状以上の組織体制を整備しなければ、拡大再生産の実現は厳しいものになるのではないかと感じております。

そこで、今後本県が食品産業の1,000億円産業化を目指すために、食品加工や流通の技術研究・開発を進めるとともに、民間への技術支援、地元企業や農家による加工品の研究、試作、テスト販売、そして事業化までを一貫して支援する体制をさらに強化するべきだと考えますが、新食品開発センター、あるいはフード・オープンラボなど新たな施設整備についての考えを知事にお聞きいたします。

2点目の政策は、業務・加工用野菜の食品産業クラスターの形成です。現在県では、本県の強みである1次産業を核として3次産業までの

産業集積を図ることにより多様な仕事を創出し、若者が地域に残ることができる環境をつくり上げることを目的に、地域産業クラスターの形成を産業成長戦略に位置づけ、各地域で16のクラスタープロジェクトを進めております。そのうちの一つに、加工・業務用野菜産地化プロジェクトがあり、いまだクラスタープランの策定には至ってはおりませんが、現在作業が進められているとお聞きをしております。

業務・加工用野菜を取り巻く現状認識として、まず我が国の野菜の自給率は、カロリーベース、生産額ベースともに80%まで低下しております。最大の原因は、業務・加工用野菜の輸入の増加だと指摘をされています。その業務・加工用野菜は、主要野菜13品目の56%、輸入野菜の95%、冷凍野菜の90%を占めており、近年の野菜消費の特徴や食の外部化に伴い、その需要は一層高まっているものと認識をしております。そのため農林水産省では、業務・加工用野菜の国産化の推進に向けた支援策を強化しており、こうした国の動きに対応して、各都道府県においても、例えば米の超過作付を解消する水田政策に絡めたりしながら転作や裏作等による業務・加工用野菜への転換が進められております。

そもそも食品製造業など2次産業が脆弱であった本県は、生鮮野菜としての出荷が強みであったこともあり必然的に業務・加工用の振興には出おくれ感があり、現に本県内での加工野菜需要の大部分が県外からの移入に占められていると伺っております。

今後、後発地域として業務・加工用野菜の産地化と産業クラスターを実現するために大事なことは、まずは県内における業務・加工用需要に県内野菜でしっかり応えていくことが重要だと思います。業務・加工用野菜は流通と実需者、つまり売り先が明確であること、そして生産・流通コストを最大限抑えることができなければ

非常に厳しい農業となることから、産地化プロジェクトにおいては、1次、つまり産地、2次、加工、3次、物流、売り先、それぞれの取り組みの進捗の足並みをそろえていくことが重要だと思います。

したがいまして、産地と加工・物流など中間事業者、そして量販店など最終実需者までのサプライチェーンを意識した取り組みが必要ですが、県はどのようにこのプロジェクトを進めていくのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

3点目が、土佐酒振興と米政策についてであります。土佐酒は、産業振興計画の地産外商、輸出戦略においてユズに次ぐ柱に位置づけられておりますが、私は同時に、高知県の食文化に根差した高知を代表する6次産業と捉え、食品加工分野での取り組みにも位置づけされるべき課題であるとも考えています。まず歴史的、文化的な土台もある。杜氏、水、酵母もいい。米さえ一定県産米をふやせば立派な6次産業でございます。また、既に海外への輸出実績があるわけですから、まだまだ可能性を秘めた分野だと思います。高知県の酒造メーカーがつくった酒というだけでなく、高知県産米を使用した土佐酒としてのブランドを付加して売り出すことができれば、今後輸出振興を本格化させる上にも大きな後押しとなると考えます。

私は、昨年の9月議会において、本県のオリジナル酒造好適米、吟の夢の生産振興と土佐酒のブランド化について質問させていただきましたが、今後どうしても避けて通れないのが原料米の問題であり、3割前後にとどまっている県産米比率を上げていくことが必要だろうと思っています。そしてそのためには、産地側としては酒造メーカーのニーズに合致した酒米の提供、酒造側としては県産米を使った土佐酒の販売拡大が課題だと認識しています。

酒の原料となる米には、酒造好適米だけでなく、酒造適性米、加工用米があり、土佐酒のブランド化と県産米の生産振興は国及び本県の米政策とも密接に関係していると考えております。

そこでまずは、米政策本体、国の米政策の見直しと水田フル活用に向けた構造改革について質問していきたいと思っております。高知県は特に生産効率の高い施設園芸を中心に農業振興に取り組んできました。しかし、県内全耕地面積の75%の約2万ヘクタールは水田が占めており、その点から見れば、やはり水稻農業が本県の柱であるとも言えます。

米については、高知県では米の過剰作付の状況が続いておりますが、国全体では、平成27年産米において主食用米の作付面積が生産数量目標を下回り、生産数量目標の配分を行うようになって初めて作付超過が解消されています。一方、高知県においては、平成27年産では約1,000ヘクタール超過、平成28年産でも約800ヘクタールの超過作付が続いており、作付超過面積は全国ワースト4位という結果になっております。

そこで、高知県では全国の他の都道府県同様に水田フル活用ビジョンを策定し、超過作付解消及び農業の基盤たる水田を守るという2つの課題を解決するために、主食用米から水田を活用した非主食用米や需要が増加している加工・業務用野菜などへの転換を今後推進していくものと考えています。

特に、平成30年産をめどに国の米政策の見直しが予定され、行政による生産数量目標の配分に頼らないことがうたわれており、それは従来の米の生産調整からの転換を意味しています。その一環として、平成30年産から米の生産数量目標に従って、耕作した農業者に交付される米の直接支払交付金制度が廃止される予定です。さらに今後、超過作付を解消しない場合、産地交付金も2割カットされる可能性があるという

ことも指摘をされております。

以上のことから、本県の農業政策、特に米政策の見直しが待ったなしに迫られていると認識しなければなりません。

国全体では、平成27年産において初めて超過作付の解消に至ったことは意義のあることであり、米価の上昇と安定傾向も出始めてもいるようです。しかしまた一方では、今後TPP発効による不透明な要素も想定される中で、超過作付の続く本県では国の米政策の転換と影響をどう捉えているのか、また超過作付解消へしっかり向き合うことが必要であり、県はどのような体制と対策を講じていく考えか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、土佐酒のブランド化に向けた取り組みについてお聞きします。前回の質問では、県としても酒造好適米の生産拡大と品質向上、県産米を使用した土佐酒のブランド化、さらには輸出拡大までを一貫して産業振興計画に位置づけ、取り組んでいくことを確認させていただきました。

平成27年に高知県酒造組合では、酒造好適米が約800トン、酒造適性米が約1,300トン、加工用米は約800トン使用されておりますが、このうち県産米比率はわずか3割前後となっているため、県産米比率を高める取り組みが必要です。そのための核となる組織、土佐酒振興プラットフォームがことし5月に立ち上げられており、生産から販売・輸出までの関係機関が一体となった取り組みが進むものと期待しております。

そこで、県は土佐酒振興プラットフォームに具体的にどのような役割と成果と期待しているのか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、県独自酒造好適米、吟の夢の品質向上と新たな品種育成の見通しについてお聞きします。現在、産業振興計画では、本県の酒造好適米、吟の夢の生産振興を掲げておりますが、こ

の吟の夢は標高の高い中山間地域での作付に適した品種であります。ことし5月、世界最大級のワイン品評会、インターナショナル・ワイン・チャレンジの日本酒部門スパークリングの部で、土佐町の酒造メーカーのお酒が見事最優秀賞に選ばれております。その原料米には、地元嶺北産の吟の夢が使用されており、吟の夢は世界でも評価をされる酒造好適米だということが証明をされた大変喜ばしいニュースでございました。

このように評価は非常に高い吟の夢ではありますが、一方で玄米の外観品質が劣ることや、たんぱく質含有率といった酒造適性に産地間や生産者間で差が大きいことが酒造メーカーから指摘されており、県産米比率を高めるためには品質向上と安定化が大きな課題となっています。一方、平たん部では吟の夢と同等の高い酒造適性を持つ新たなわせの酒造好適米品種の育成も要望されています。

そこで、県では吟の夢高品質生産の産地づくりに向け、どのような取り組みを行っているのか、また新たな品種育成の今後の見通しについて農業振興部長にお聞きいたします。

次に、県産の酒造適性米と加工用米についてお聞きします。県産米には、酒造好適米だけでなく酒造適性米、加工用米も含まれ、それぞれで県産米比率を高めていく戦略が必要です。

高知県酒造組合で使用されている酒造原料米の約7割は、吟の夢などの酒造好適米ではなく酒造適性米及び加工用米が占めており、現在高知県では、適性米としてはフクヒカリ、アキツホ、土佐錦といった品種が、加工用米としては主食用であるコシヒカリ、ナツヒカリといった品種が作付をされております。

まず、酒造適性米についても、その多くを県外産に依存している状況にありますので、原料米の50%弱を占めるこの部分を県外産から県内産に置きかえることができれば、土佐酒の県産

米比率は大幅に上昇いたします。ただし、酒造適性米は酒造好適米に比べてコストパフォーマンスが高いことが酒造メーカーから強く求められており、酒造適性が高いことはもちろん、価格もある程度値ごろ感があることが大事となってきます。そうなると、農家所得を確保するという点からも、多収性の品種のほうが望ましいということになります。

一方、加工用米については、県の水田フル活用ビジョンにおいて、「県内酒造組合における需要が年間約300トン見込まれることから、JA、全農高知県本部等の関係団体と連携して、酒造用の加工用米の生産拡大を図る。」と、このように記載をされています。しかし現在、一般的な主食用米であり酒造適性が高いとは言えないコシヒカリなどが作付されており、酒造用の加工用米の生産拡大を図るという戦略的な意図を実現できる状況にはありません。しかし、他県では、酒造適性が高く多収である品種を加工用米として栽培している例も多数見られます。例えば京都では、京都府限定のオリジナル品種である京の輝きという品種を加工用米として位置づけ、府内の酒造業界と連携し、実需者と強固に結びついた産地づくりを推進しています。また、山口県や宮崎県でも、同様の手法により産地育成と農業者の所得向上を図っております。本県としても、酒造適性が高く多収である品種の採用を検討するべきではないかと考えます。また、将来的には京都のように県産のオリジナル酒造適性米を新たに開発するなど、酒造適性米について加工用米制度の有効活用を検討するべきではないかと思えます。

そこで、酒造適性米、加工用米の生産振興に向けての県の考えを農業振興部長にお聞きいたします。

この問題の最後に、酒造好適米にせよ、酒造適性米、加工用米にせよ、利用促進、生産拡大

という好循環を生み出すためには県産米を使用した土佐酒の販路拡大が不可欠ですが、この点、県はどう支援していく考えか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

4点目の政策が畜産クラスターの形成でございますが、今回は現在問題になっております高知県広域食肉センターについてお聞きいたします。今、関係28市町村で構成する一部事務組合の施設である高知県広域食肉センターの存廃論議が、食肉センターあり方検討委員会でごなされております。県内畜産農家の減少や牛や豚などの頭数の減少により高知県広域食肉センターにおける処理量は減少し、平成26年の稼働率は約24%と低迷、公社の経営は急速に悪化しております。センター自体の老朽化による対策費と公社の赤字補填をあわせ一部事務組合が運営補助をしていることから、構成市町村の財政負担も限界に近づいているということで最終的には、現地建てかえ、移転建てかえ、譲渡、廃止の4つの選択肢について関係市町村と協議をし、検討委員会として11月までに答申を出すという方向だと伺っております。

これまで高知県広域食肉センターは、高知県の畜産振興計画に協力し、畜産物の処理・加工機能の充実を図るとともに、畜産食品の流通基地としての役割を果たし、畜産経営の安定及び県民生活の向上に寄与してきたと認識をしております。

今、高知県では嶺北畜産クラスターの形成が産業振興計画の16クラスタープロジェクトの一つに位置づけられており、土佐あかうしを中心とした畜産の再興を目指しているところでございますが、今後、繁殖・肥育・屠畜・加工・流通・販売と畜産産業クラスターの形成に向けて体制の充実強化を図っていこうというやさきに、仮に県内の屠畜施設が廃止されますと、県外に依存することになり、輸送コストや商品価

格は上昇し、競争力の低下につながるのではないかと懸念いたします。

また、生産・加工・流通の地産地消を進め、製品の外商を推進することで県際収支の黒字化を図っていくことは産業振興計画の大きな戦略目標でありましたことから、高知県広域食肉センターの存在意義は大きいと考えます。

尾崎知事も今議会冒頭の提案説明におきまして高知県にとって不可欠な施設としての認識を示され、主体的に関係者との協議を行うとの説明をされておりますが、県といたしましても、産業振興計画の長期的展望に立ち、センターを存続させる方向で、畜産産業クラスター化に一層寄与できるように、屠畜事業だけでなく加工・流通までを効率的に実践できる機能を持つ新たな体制での運営を図るべきと考えますが、知事に見解をお聞きいたします。

次に、福祉行政。

まずは、ダブルケア問題と対策について質問いたします。国は、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくっていくためのプラン、ニッポン一億総活躍プランを作成し、戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという大きな目標を掲げております。

一億総活躍プランは、少子高齢化の問題に真正面から向き合い、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済をも強くするという新たな経済社会システムづくりに挑戦をする計画です。女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗した経験をした方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会の実現を目指しているのです。

しかし、そこに立ちはだかる社会的課題として、今ダブルケアの問題が指摘をされてきております。ダブルケアとは、子育てと介護に同時に直面しなければならない人が増加すると予測

をされていることです。

これまで、仕事と子育ての両立、あるいは仕事と介護の両立が問題とされてきましたが、少子化と高齢化、そして晩婚化が同時進行する結果、子育てと介護と仕事の3つの両立問題という新たな形のケアが社会問題化し、従来の子育て支援策、高齢者介護政策も見直しを迫られる事態になると専門家が警告をしております。

内閣府の調査では、育児と介護を同時に行うダブルケアを担っている人は全国で25万人いると推計されています。内訳は男性が約8万人、女性が約17万人で平均年齢が39.7歳、8割が30代から40代で、まさに働き盛りの世代です。調査は、対象を就学前児童や日常的介護など、一定絞っていることから、潜在的ダブルケアはさらに多いと考えられます。その後の調査でも、ダブルケアになる前に働いていた男性の2.6%、女性の17.5%が離職し、労働時間を減らした人も約18%に上っています。

今、高知県の女性の平均初婚年齢は29.3歳、第1子出産の平均年齢は30歳を超えており、働く人に占める女性の割合も46.7%と全国平均の43%を上回っています。今後さらにダブルケアの対象世代の幅は広がっていくものと推測されますが、こういった状況からも、ダブルケアは女性の社会進出を阻み、現役世代の活力も奪い、女性の活躍の場の拡大を目指す高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する上の大きなリスクと認識するべきであります。

全国に先駆けて少子高齢化が進む本県においては、子育て支援策や介護政策の充実が喫緊の課題であることは言うまでもなく、さまざまな政策を総合的に展開しなければ解決の糸口は見つかりませんが、本県ではこのダブルケアの実態をどう認識し、今後どのような対策を考えるのか、知事にお聞きいたします。

最後に、介護人材の担い手確保と処遇改善加

算についてお聞きいたします。少子高齢化の進展により、医療・介護・福祉など社会保障への需要は高まる一方であり、日本の社会保障給付費は現在約111兆円に上り、毎年1兆円以上膨らんでいます。1965年には現役世代約9人で1人の高齢者を支えていた胴上げ型と言われた構造が、現在は3人弱で1人を支える騎馬戦型になり、2050年には1人が1人を支える肩車型になると想定されております。

このため、国を挙げて社会保障財源の拡大と制度の安定化、そして担い手の育成を急がなければなりません。その財源として期待された消費税10%への引き上げが延期されたことにより、その体制整備にもブレーキがかかるものと懸念しております。当面、政策ごとに優先順位をつけていくしかありませんが、国は、子育て支援の人材である保育士と介護の担い手である介護職員の処遇改善策は最重要課題として、優先的に取り組んでいくという方向を明らかにしています。

介護人材については、高知県でも2025年までに約900人が不足すると試算されており、県は新たな人材の参入促進と人材の定着促進、離職防止との両面での取り組みを強化する必要があると認識され、人材確保策を図っておられることと思います。私も前は介護福祉士養成校への支援について質問をしましたが、やはり根本的な解決策としては、給与を中心とした処遇改善策が重要だと感じております。

現在、全国的には介護職の平均賃金は全産業の平均より約9万円少なく、離職率も他産業と比べて高いことが指摘をされておりますが、まず高知県においては全体的な給与水準が低い中で、介護職員の平均給与は県内他産業の給与水準に比べてどの程度にあるのか、県の基本認識を地域福祉部長にお聞きいたします。

政府は、昨年4月の介護報酬改定により処遇

改善加算を拡充し、職員1人当たり月平均1万2,000円の給与アップにつなげるために介護報酬を改定しました。今後さらに1万円程度引き上げる方針だと聞いております。この施策に対しては、介護報酬の基本ベースが削減されたことにより、トータルでの事業者の収入が減少するなどの指摘もありますが、一方でさまざまなサービス加算も新設されておりますから、体制によっては必ずしも減少するわけではありませんし、介護現場の人材育成・確保の重要性に鑑みれば、まずは最前線で働く介護職員の処遇改善を図っていく方向性には賛同いたします。

そこで、現時点で県内事業所の何%が処遇改善加算を取得しているのか、地域福祉部長にお聞きいたします。

また、本県では国の社会福祉法人経営労務管理改善支援事業を活用し、処遇改善加算の導入に向け、社会福祉法人への指導には予算づけをしておりますが、加算を取得していない事業所をどう指導していくのか、また処遇改善加算ができる環境づくりをどう支援していくのか、地域福祉部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、食品産業の拡大再生産を実現するためには、もう一歩踏み込んだ新たな仕掛けが必要ではないかとお尋ねがありました。

食品産業については、第2期産業振興計画において、食料品製造業出荷額等を平成22年の861億円から、平成27年には935億円以上とすることを目標として取り組み、直近の数値である平成26年は892億円となり、平成22年に比べ31億円の増となっております。

平成27年のデータは来年に公表される予定ですが、現在までに増設された工場や設備

がフル稼働すれば、おおむね目標を達成する見通しであります。しかしながら、27年度末時点、その時点では全てがフル稼働までには至らない可能性があることから、目標を下回るとの見込みをお示ししたものでございます。

本年度からスタートした第3期産業振興計画では、このような第2期計画までの取り組みの土台に立って、もう一段高い目標である1,000億円の達成と、さらなる飛躍も視野に入れ、より骨太な3つのポイントから施策を展開してまいりたいと考えているところです。

まず1点目は、地産外商公社をエンジンとしたさらなる外商の支援や輸出の本格化を進め、これに生産管理の一層の高度化を加えることで、事業者の設備投資を促し、これをさらなる地産外商の拡大へとつなげていくことであります。

2点目は、第1次産業を中心とした地域産業クラスターの形成を進める中で、県内企業の規模拡大や県外からの立地などによる食品加工群の集積を地域地域に図っていくことであります。

そして3点目は、もう一段高度な加工技術を用いた、研究から試作品開発、最終商品化までを一貫して支援し、食品産業全体のレベルアップを進めることであり、この点については今後さらに施策の練り上げを図っていかねばならないと考えているところでございます。

第3期産業振興計画のさらなるバージョンアップに向けた議論を進めていく中で、3点目はもとより1点目、2点目につきましてもさらに磨き上げを図り、食品産業の飛躍的な拡大を目指してまいりたいと考えるものであります。

次に、食品開発センターやフード・オープンラボなど新たな施設整備についてお尋ねがありました。

県内の食品加工事業者は、他県に比して比較的零細な事業者の方々が多く、この特性に合った支援策が求められてまいりました。このため、

いわゆる寄り添い型の支援を主として、例えば地産外商公社が一定商品化された後の磨き上げからテストマーケティング、販売までを一貫して支援するなどしてきたところであります。また、土佐MBAやアドバイザー派遣制度、さらには工業技術センターに新たな食品加工棟を建設するなどの取り組みを通じた支援策も、商品から販売促進までを一貫してカバーしてきたものだと考えています。

その結果、県内事業者の地産外商は年々拡大をし、公社の仲介あっせんによる成約件数、成約金額は、平成27年度にはそれぞれ6,555件、20億7,900万円にまで大きく伸びてまいりました。加えて新たな商品開発も進み、例えば東京のまるごと高知で取り扱う商品数は、平成22年度の約1,400から今や約2,700にまで拡大をしてきたところであります。このことは、本県の食品産業のレベルが向上し、着実に地力がついてきたことをあらわしているものと考えています。

こうした状況も踏まえ、次のステージを目指して、県内事業者のより高度な加工への取り組みを強力に後押しする段階に来たと感じておりまして、先ほど申し上げました3点目となります。もう一段高度な加工技術を用いた、研究から試作品開発、最終商品化まで、いわゆる川上から川中までを一貫して支援して、本県の食品加工のレベルアップを図る仕組みをつくることが必要ではないかと考えているところがございます。

例えば、新商品開発に取り組むための研究開発環境や、試作品が販売可能なHACCP対応の生産設備、さらには食品加工分野にかかわる産学官が集い連携し、食品分野における新たなイノベーションを生む機能などを有する新たな食品加工産業振興のための拠点が必要ではないかと考えております。

今後、議員御指摘の点を踏まえまして、具体

化に向けた検討を進め、食品加工のさらなる飛躍につなげてまいりたいと考えております。

次に、高知県広域食肉センターについてのお尋ねがございました。

第3期産業振興計画では、土佐あかうしや四万十ポークなど県内外で評価の高い畜産物を地産外商の主要な品目として位置づけ、生産基盤の強化を図るとともに販路拡大に向けた取り組みを進めております。

加えて、こうした取り組みを核として、食品加工、流通・販売、レストランなどの関連産業を集積させ、地域地域により多くの雇用を生み出す畜産クラスターの形成に向けた取り組みを進めておりまして、既に嶺北地域や四万十町においては、土佐あかうしや四万十ポークなどのクラスタープロジェクトがスタートをしているところでございます。

こうした取り組みの中で、食肉センターは、屠畜や競り・加工・流通・販売などの機能を通じて、生産の拡大や食品加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民への安全・安心な食肉の供給といった、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていく重要な役割を担っております。

また、お話のありましたように仮に食肉センターが廃止され、県外で屠畜することになると、輸送コストの増大や価格の低下などにより、例えば土佐あかうしでは小規模な生産農家が多いことから、廃業や規模縮小が懸念されるところであります。

このように、食肉センターは本県の畜産振興のために必要不可欠な施設であり、県内に存続させることが必要だと考えております。現在、高知県広域食肉センターあり方検討委員会でセンターの存廃を含めた議論が行われておりますが、課題となっている現施設の経営改善に向けて、全農と県食肉事業組合から新たな提案が行

われる予定と聞いております。

そうした議論をさらに深めていただきながら、県としては、新しい食肉センターの整備に向けた検討会を速やかに立ち上げ、川上、川中、川下を通じた畜産振興の観点から、お話にありましたように、屠畜機能はもとより、加工・流通・販売までを一貫して効率的に行うことができる運営体制の構築や、H A C C Pへの対応なども含めて主体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、本県のダブルケアの実態の認識と今後の対策についてのお尋ねがございました。

いわゆるダブルケアにつきましては、県内の実態を示すデータなどはございませんが、お話にありました内閣府の調査では、全国では約25万人、そのうち女性が約17万人と推計されており、圧倒的に女性が多くなっております。また、年代別に見ましても、男女とも30歳から40歳代の働き盛りの世代が全体の8割を占めており、ダブルケアは働く女性や共働き世帯の多い本県においては、女性の活躍の場の拡大を進める上での課題であると認識をしております。

そのため、子育てや介護、それぞれの分野においてサービスを充実するとともに、男性の家事、育児、介護の分担を進め、男女がそれぞれのライフステージに応じて仕事と家庭の両立ができる多様な働き方を実現することが必要だと考えています。

具体的には、子育ての分野では、延長保育などの多様な保育サービスの拡充を初め、地域の支え合いの仕組みであるファミリー・サポート・センターの県内全域への普及などの取り組みを推進してまいります。また、介護の分野では、訪問看護を初めとした在宅サービスの充実や、特別養護老人ホームなどの介護施設の計画的な確保を進めてまいります。さらには、仕事と家庭の両立に関しては、次世代育成支援企業認証

制度の推進や、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を通じた企業への働きかけをしっかりと進めてまいります。

こうした取り組みをP D C Aサイクルをしっかりと回しながら進めていくことで、ダブルケアを担っている方々の支援を行ってまいりたいと考えています。

あわせて、ダブルケアを担っている方々にとりましては、例えば介護の相談に来られた方に子育て支援機関の情報もしっかり伝えるなど、それぞれの支援機関に適切につなげることが重要でございます。市町村とも連携しながら、地域の実情に応じた相談体制づくりを検討してまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、加工・業務用野菜産地化プロジェクトの進め方についてお尋ねがございました。

このプロジェクトは、地域産業クラスターの一つとして、第1に、今後需要の増加が見込まれる加工・業務用野菜の産地化を目指すこと、第2に、生産から加工・流通・販売に至る県内の事業者が互いの強みを生かしマーケットイン型の商品開発を進め、高付加価値化を目指すこと、第3に、加工・業務用野菜の産地化を契機として新たな加工場の立地につなげることという3つを大きな目的として進めております。

プロジェクトの推進に当たっては、お話のありましたように、原料の調達から最終商品が消費者の方々に届くまでのサプライチェーンをしっかりと構築して、全体の売り上げの拡大につなげることが重要だと考えております。このため、サプライチェーンを担うJ Aグループや大手流通事業者と県による生産・物流・販売などの分野ごとの作業部会を設けるとともに、それぞれの進捗の歩みをそろえ、横断的に進捗管理を行っ

ていく運営組織を設け、継続的に協議を重ねながら進めているところです。

現在、まずは加工・業務用野菜の産地化に向けて、ジャガイモや大根などの4品目を選定し、香美市や四万十市などで試験栽培を行っているところであり、収穫後は順次試験出荷・販売を行っていくこととしております。あわせて、集出荷体制や仕入れ・販売価格の設定方法などの流通・販売に関する仕組みの構築を初め、生産者と加工事業者をつなぐ中間事業者の検討や販路となるスーパーマーケット向け総菜製造工場の立地に向けた取り組みも進めています。

今後とも、拡大再生産の好循環に向けてサプライチェーンをしっかりと意識しながら、関係団体や事業者と一体となってプロジェクトを着実に推進してまいります。

次に、県産米を使用した土佐酒の販路拡大に対する支援についてお尋ねがございました。

土佐酒については、国内では地産外商公社を中心に、量販店や飲食店への営業活動や全国規模の展示商談会への出展などを通じ、販路拡大に取り組んでおります。これまでの取り組みにより、首都圏の多くの高質系量販店や飲食店において定番で採用されるといった成果にもつながっております。

また、アンテナショップまるごと高知では、高知県酒造組合や酒造メーカーとタイアップしたイベントの開催などに取り組んできた結果、土佐酒の売り上げが平成23年度の約1,400万円から27年度には約2倍の2,700万円にまで伸びるなど、首都圏における一般消費者の土佐酒に対する需要や認知度は年々高まってきていると考えております。

また、海外においては、平成27年の土佐酒の輸出額が前年の約4割増となる1億4,000万円に達する見込みとなるなど、ユズに続く本県の重要な輸出品目となっております。昨年9月には、

世界的なアルコールの情報発信地であるロンドンにおいて土佐酒の賞味会を開催し、工業技術センターが開発しました高知酵母や高知県産の酒米について多くの関心が寄せられました。海外では特に地元産の酒米を使用していることが重要な訴求ポイントになると感じたところです。このため、本年度もロンドンにおいて、今月18日から土佐酒の魅力を伝えるセミナーや試飲会の開催、展示商談会への出展などを予定しております。

今後とも、ことし5月に設置しました土佐酒振興プラットフォームに集う酒造メーカーや酒米の生産者などとも連携し、販路拡大に向け、国内国外を問わず積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、国の米政策の転換と本県の米の超過作付についてお尋ねがございました。

米の需要量を国全体で見ますと、人口の減少や少子高齢化、食生活の多様化などにより、毎年およそ8万トンのペースで需要が減少いたしております。

こうした中、平成30年度からの国の米政策の見直しによりまして、農業者の経営の自由度が拡大をする一方で、農業者みずからが需要に応じた生産ができなかった場合、過剰生産により米価が下落し、農業経営の悪化につながる可能性があると考えております。

このため、本県におきましても、非主食用米への転換を積極的に進めてまいりました。特に飼料用米につきましては、平成28年産では、およそ1,000ヘクタールにまで拡大をいたしております。ことしに入りましてからは、地域ごとの説明会に加え、県、市町村、JAで推進チームを組み、主食用米を1ヘクタール以上作付している方を中心に、500名を超える農業者に戸別訪

間を行いました。こうした取り組みは一定の効果がございましたので、平成29年産に向けてさらに対象者を広げ、生産調整への協力をお願いしてまいります。

本県は減反制度が始まった当初から、施設園芸が盛んであったこともあり、全国に先駆けて転作に取り組みました。その結果、現在ではいわゆる減反の割り当てが他県と比べても高いといった事情がございます。そうしたことから、お話にありましたように、生産数量目標を上回る超過作付が続いておりますが、現在の状況を率直に受けとめまして、今後ともその解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

あわせて、国の水田活用の直接支払交付金を最大限に活用しながら、生産性の高い園芸品目への転換を戦略的に推進してまいりますとともに、競争力のある地域ブランド米の育成や直まき栽培などの低コスト技術の実証を行ってまいります。

次に、土佐酒振興プラットフォームに期待する役割と成果についてのお尋ねがございました。

このプラットフォームにつきましては、お話にもありましたように、酒米の生産拡大と品質の向上、県産米を使った土佐酒のブランド化、さらには輸出の拡大までを酒造組合の代表者、大学、関係団体、行政など産学官が一体となって取り組んでいくことを目的として設置いたしました。

その目的を達成するため、酒米の品質向上と、土佐酒のブランド化と輸出拡大の観点から、2つの専門部会を設置し、活動を進めております。具体的には、酒米部会では、酒米の生産者、実需者である酒造メーカー、関係者が一堂に会し、生産現場での栽培検討会を開催することで、酒造メーカーのニーズに応じた酒米の生産に向けた検討を始めております。また、販売・輸出部会では、ジェトロの日本酒エキスパートを講師

に迎えた勉強会やセミナーを開催することで、土佐酒の輸出振興策やブランド化戦略について酒造メーカー間の合意形成に努めているところでございます。

こうした取り組みを通じて、まずは酒米の生産農家と酒造メーカーを初め関係者間の相互理解をより一層深めるよう努めているところでございます。県といたしましては、今後このプラットフォームの活動をより活発化させ、酒米の生産、酒づくり、そして輸出を含めた販売を有機的に結びつけることで、土佐酒のブランド化を図り、土佐酒の販路拡大、県産の酒米の生産拡大といった好循環を生み出せるよう取り組んでまいります。

次に、酒造好適米である吟の夢の品質向上と新品種育成の見通し、また酒造適性米、加工用米の生産振興についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

本県では、主にこうじ米として使用される酒造好適米と、主に掛け米として使用される酒造適性米、加工用米を合わせた酒米の栽培面積、生産量は増加傾向にありますが、平成27年の酒造組合の使用量に占める県産米の比率は約30%と依然として低い状況にあります。

県としましては、土佐の米を使った土佐酒のブランド化を初め土佐酒の振興を図っていく上で、県産米比率の向上は重要なポイントであり、酒造メーカーのニーズに合った酒米の生産拡大に取り組んでいるところでございます。

具体的には、まず酒造好適米では、酒造メーカーから主要品種である吟の夢の品質の向上が要望されております。そのため、この8月には四万十町などの実証圃において酒造メーカー、生産者、学識経験者が一堂に会し、品質の向上に向けた栽培技術の検討会を行いました。また、本年度は吟の夢の全ての生産農家を対象とした品質コンテストを開催することとしておりまし

て、そのコンテストで高い評価を得た生産者の技術情報を生産者にフィードバックすることなどによりまして、高品質米の生産意識と技術を高め、吟の夢の品質向上を図ってまいります。

一方、吟の夢は、気温の高い平たん部では品質が低下しやすいことから、農業技術センターでは平たん部での栽培に適した新たなわせ品種の育成も進めております。酒造メーカーの御意見を伺いながら、平成31年からの生産開始に向けて取り組んでまいります。

また、酒造適性米は、酒造メーカーから低価格での供給が求められております。農家の所得を維持しつつ低価格での供給を可能とするため、工業技術センターとも連携をして、酒づくりに適し、かつ収量の多い品種の選定を進めております。一定のめどが立ちましたことから、現地での栽培と酒造メーカーでの試験醸造の結果も踏まえまして、これにつきましても、平成31年からの普及を目標に取り組んでまいります。

また、加工用米につきましては、お話のありましたとおり、フクヒカリを中心に、より酒づくりに適した品種への転換を図ってまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、介護職員の平均給与が全産業に比べてどの程度の水準にあるのかとのお尋ねがございました。

平成27年の国の実態調査の結果などによりまして、平成27年の全国ベースで、全産業平均の所定内給与月額が約30万4,000円であるのに対して、介護職場では約21万8,000円と、議員のお話にもありましたように、金額にして約9万円の差があり、全産業平均の7割程度の低い給与水準となっております。一方、統計上のサンプルは少ないのですが、本県の状況としては全産業平均が約25万8,000円のところ、介護職場は約20万円とその差は6万円にとどまっており、全国に比べますと乖離が少ない状況とはなっ

ております。

しかしながら、介護職場のほうが全産業平均よりも給与水準が低いという点では同様でございます。離職の理由としても、給与の低さが挙げられることが多い実態も踏まえまして、介護職員の給与水準のさらなる改善に取り組む必要があると考えております。

次に、介護職員処遇改善加算の現時点での取得率について、また取得率向上に向けた支援についてのお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

介護職員処遇改善加算を取得していない事業所に対しましては、これまでも指定更新許可時の文書通知や各団体の総会での説明などにより取得を促すとともに、新たに参入する事業所に対しても指定許可時に当制度の活用を促すなど、積極的に働きかけを行ってまいりました。

そうした結果、8月末時点での加算制度を活用している事業所は、県内の加算対象事業所の約86%に当たる1,047の事業所に達しており、そのうち最上位の加算を取得している事業所も6割程度の720の事業所となっておりますが、依然として未取得の事業所も残されているところでございます。

取得していない理由として、厚生労働省による全国調査によれば、事務作業が煩雑であることや、介護職員以外への適用ができないこと、利用者負担が発生することなどの回答が見受けられますことから、そうしたことへの懸念を払拭するため、お話のありました社会福祉法人への経営労務管理支援に限らず、あらゆる機会を通じて事業所への働きかけや助言などを行うことで理解を求めてまいりたいと考えております。

また、取得している事業所においても、より上位の加算を取得するに当たって、キャリアパス要件を満たすことが困難であるとの回答も見られますことから、今後全国の導入事例の紹介

や制度の周知により支援をしております。

こうした取り組みなどを通じまして、できるだけ多くの事業所においてできるだけ上位の加算を取得していただけるよう取り組んでまいりますとともに、さらなる処遇改善に向けて国への政策提案も行ってまいりたいと考えております。

○5番（土居央君） それぞれ丁寧な御答弁を賜りましてありがとうございます。

繰り返しになりますが、今回は、一つは第3期産業振興計画の着実な推進に向けて質問させていただきました。御承知のとおり、第3期はこれまでの実績をもとに拡大再生産の好循環をつくり上げていくということが大きな目標であり、その強化ポイントとして、担い手の育成・確保、産業クラスターの形成、起業や新事業展開の促進という3つの重点政策が示されておりますので、その方向性に沿って今回、私が特に押していきたい、応援していきたい政策について質問させていただいた次第です。福祉もそうですが、いずれの質問へも、今後の展開に大きく期待が持てる、そういう御答弁をいただけたんではないかと思っております。

業務・加工用野菜、また土佐酒、そして食肉センターは、その3つのポイントのうちの地域産業クラスターの形成に関する質問でございます。また、フード・オープンラボ等の提案、これは起業や新事業展開の促進、これに関する質問ということですが、知事のほうからも食品産業、これからの拡大に向け新たなステージに向けた拠点づくり、施設整備といったことへの御答弁もあったわけですが、知事もおっしゃったように、高知県は大企業は少なく小規模事業者がほとんどであります。したがって、やはり他県の取り組みに比べたら、行政がより強く起業とか新事業展開を後押しする、環境整備していくことが必要だと思っております。

今回、私も鹿児島、宮崎に行ってきたんですけども、高知と同じような取り組みをしている県でもありまして、こういった県が全国にも多数あるようでございます。そういった地域との地域間競争といったことも考えていかなければならないのではないかと思います。

HACCP対応型のオープンラボにつきましては、当然小規模事業者の設備投資のリスク軽減、そして効率的な商品開発につながり、小規模事業者の多い高知県の食品産業全体の底上げと裾野の拡大につながるものと期待をしております。ぜひ御答弁のように頑張ってくださいと思います。

また、福祉のほうにつきましても、これも御承知のとおりだと思います。拡大再生産の好循環というのは、地産と外商の拡大の相乗効果という産業間だけのサイクルではなくて、子育て、介護など福祉の充実により働き方改革が進み担い手が確保される、そしてそれがまた地域経済を強くする、そういう広い意味での好循環といったことも大事でございます。御答弁でも、そういったこともしっかり取り組まれる、そういう強い決意も感じましたので、2問の必要はないかと思います。

最後に、日本全国がこれから直面する課題に全国に先駆けて挑戦している、さまざまな本県の取り組みが少子高齢化と人口減少を克服する高知型モデルとして実を結びますように、執行部の皆様とともに頑張っていきますことをお伝えいたしまして、私の全質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩



午後1時再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番依光晃一郎君。

（14番依光晃一郎君登壇）

○14番（依光晃一郎君） 早速質問させていただきます。

先月6日から16日の日程で、南米移住地交流訪問団に議員派遣の一人として参加させていただきました。パラグアイ高知県人会創立40周年記念式典と、パラグアイ日本人移住80周年記念祭典への出席をメインに、アルゼンチン、ブラジルの高知県人会、また移住地にもお伺いさせていただきました。

私が今回参加させていただいたのは、高知県の人口問題について、高知県から他県への流出をいかに食い止めるか、また高知県出身者や移住希望者にどうやれば選んで帰ってきてもらえるかについて、これまでずっと考えてきましたが、移民された方々に接することで、どこで生活をするか、どこをついの住みかとするのかについてなど、生き方についてより深く考えることができると思ったからです。

今回の視察を通じて、多くの県人会の皆さんからお話をお聞きすることができました。移民1世の方々からは、国を選ぶという考え方、移民された方の中には、パラグアイからアルゼンチンへなどというように、生活の安定を求めて、さらに移民された方たちがいます。また、日本を出稼ぎの国として位置づけている2世、3世もおられました。日本での生活しか知らない私には、世界を俯瞰して、どこで人生を送るのか考えるというような生き方は、非常に新鮮に感じました。

また、県人会の方々は、もしかしたら我々高知県民が失ってしまった土佐人スピリット、幕

末土佐の偉人たちのメンタリティーであるチャレンジ精神あふれる土佐人氣質を遠く異国の地で受け継がれているというようなことも感じました。県人会の方々が言う、いつまでもよい高知、お手本となる高知であってほしいという思いに、我々は応えているのか、また高知のよき伝統を受け継いでいくための努力を行っているのかということに対して、改めて考えさせられました。

最後に、県人会の方々からは、次の世代である2世、3世は日本生まれでない分、高知への思いは移民1世に比べて弱い、出身県である高知県とのきずなを今後とも次世代に受け継いでいくために、新たな考え方、仕組みづくりも含め力をかけてほしいという強いお言葉をいただきました。

私が今後の交流のキーパーソンと考えるのは、海外技術研修員受入事業によって、高知で研修した方々です。彼ら彼女らは、高知への関心も高く、今後の高知とのかけ橋にもなっていただけの人材と感じました。彼ら彼女たちとともに、新たな交流の仕組みが生み出せればと思います。

まず最初に、高知県が行っている南米を初めとする国際交流について、高知県にとってどういった意義があると考えているのか、また今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

また、南米とは海外技術研修員受入事業を実施しているとお伺いしていますが、その現状と今後どのように取り組んでいくのかについて文化生活部長にお伺いいたします。

次に、ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンの南米県人移住地域との交流についてお聞きをいたします。この3カ国は、高知県人が多く移住された国であり、他の国とは違った国際交流のあり方、特別な支援が必要であると思います。私が考えるポイントは、日本語であり日本語学

校への支援です。

移民された1世の方々からは、県人会の実働が2世、3世に移ってきており、日本語が話せない世代も多くなっている。また、日本にルーツを持つことについての意識も変わってきているとの話を多くお聞きしました。

2世、3世は現地の言葉であるポルトガル語やスペイン語での学校教育に加えて、塾のような位置づけで日本語学校に通っています。アルゼンチンのラプラタ日本語学校の校長先生のお話では、日本語能力試験で最高レベルのN1に合格できるよう御指導されているとのこと。現状での課題は何ですかとお聞きすると、日本語学校に通う日系の子供が減り、統廃合が進んでいるということ。ラプラタの学校も25年前に5つの日本語学校が統合したとのこと。また、使っている教科書が15年くらい前のもので、最新のものがあればありがたい、日本語教師が不足、日本から日本語教師としてシニアボランティアなどを受け入れたいとおっしゃっていました。昔はJICAが日本語教材の無償配布、教員に給与も支給していたということで、国への日本語学校支援の要請を高知県からもできないかと考えるところ。です。

最近の子供たちは、漫画から日本について興味を持つことが多いということもお聞きしました。今ある漫画はぼろぼろになり、最新のものがあればもっと日本に興味を持ってくれるのではとのこと。また、12月からはJICA経由でよさこいを教えてくれる先生が配置されるそうです。日本や高知に関心を持ってもらうためには、漫画やよさこいなど若者向けのコンテンツがヒントになるのではと感じます。

私は、高知県出身者の多い日本語学校には、特別な支援として、高知に興味を持ってもらえるようインターネットを使った教材を準備できないかと考えるところ。です。

高知県は、外国人向け観光情報サイト、VISIT KOCHI JAPANを昨年9月にオープンしましたが、そのホームページに対応している言語は、英語、中国語の簡体字、繁体字、韓国語、タイ語の5言語ですが、ブラジルのポルトガル語、パラグアイ・アルゼンチンのスペイン語にも対応できないでしょうか、お金を使わずにできるルーツを知るための電子教材です。

予算を使わずに、2つの言語に対応するためのアイデアとして、海外技術研修員受入事業による日系研修生に翻訳のお手伝いをお願いし、魅力あるホームページづくりのアドバイザーとするなどすれば、研修が終わった後も高知県にかかわってくれる仲間にもなってくれると思います。また、日本語学校で日本語を学ぶ教材にしてもらうために、日本語ページもあればなおよいと思います。

高知県は、VISIT KOCHI JAPANのホームページについて、外国で暮らす高知県ルーツの人々も考慮に入れ、ポルトガル語、スペイン語にも対応させるお考えはないか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、よさこい世界大会に向けての取り組みについてお聞きをいたします。高知県は2020年の東京オリンピックをにらみ、ことしはよさこいアンバサダーということで、カナダ、スウェーデン、ポーランド、オランダ、フランス、ドイツの6カ国7チームの19人を認定しました。

よさこい踊りは、今や世界中で踊られており、オリンピックでのよさこい披露はぜひとも実現させたいと思います。今回の訪問では、アルゼンチン・ラプラタ日本語学校の生徒さんによるよさこい踊り、パラグアイのこせいという日系人チームによるよさこい踊りを見せていただきました。また、ブラジルでは土佐祭りという高知県人会青年部主催のお祭りが8月に開催されており、そこではよさこいソーラン踊りが披露

されています。ちなみにパラグアイのチームは、2010年のパラグアイ交流年に合わせて結成されたそうで、代表者の妹さんといとこが2001年に高知でよさこいを体験したことがチームをつくるきっかけとなったそうです。楽曲は高知の有名チームの曲をインターネットでダウンロードして使っており、衣装や振りつけもネットで見て研究しているそうです。またブラジルでも、海外技術研修員として高知のよさこい祭りに参加した方々を中心に、本場よさこいチームをつくりたいという話が出ております。

海外でよさこいを楽しんでいる人々がネットを通じて情報収集をしている実態について改めて知り、高知県側も十分対応していくべきであると感じました。

そこで、よさこい祭りについて、正調踊りの振りつけがダウンロードでき、またよさこいの歴史、北海道のYOSAKOIソーランとの関係など、海外のファンに情報発信するホームページをそろそろ高知県主導で立ち上げるべき時期が来たのではないかと考えるがどうか、観光振興部長にお聞きをいたします。

高知県は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを通じてよさこいを日本の祭りとして世界にアピールするため、県内のよさこいチームを海外に派遣するための経費とキックオフイベントの開催経費について、今議会に補正予算1,580万円を計上していますが、その狙いと今後の南米3カ国へのよさこいに関する支援強化についてどう考えるのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、よさこいを世界に発信することへの追い風として、国がサンパウロに設置しようとしているジャパン・ハウスについてお聞きをいたします。国は、日本の正しい姿、多様な魅力、親日派・知日派の育成を目指して、イギリス・ロンドン、米国・ロサンゼルス、ブラジル・サ

ンパウロにジャパン・ハウスという戦略的対外発信の強化を打ち出した新たな施設をつくろうと動いています。サンパウロは電通のプロデュースで、伝統と革新の日本ブランドと、地方の魅力発信を目的としております。

特にブラジル・サンパウロでは、日系社会との連携を頼りにしているようですが、ブラジルの日系社会の中で存在感の大きい高知県人会をパイプに、高知県を売り出していくことを考えてはと思います。

高知県には、海外でも評価が高い、土佐和紙や土佐打ち刃物、よさこいなど、コンセプトに沿ったコンテンツがたくさんあります。高知県として、ジャパン・ハウスを活用し、本県の産品などを売り込んでいってはどうかと考えますが、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

高知県出身者が高知を離れたところでつづけている県人会は、海外だけではなく、日本にもあります。海外と同様、父母の出身地高知県、祖父母の出身地高知県という思いは、世代が下がっていくにしたがって薄れていきます。また、御先祖がみんな高知県出身ということはほぼないわけですから、例えばおばあさんの出身地北海道のほうに愛着を持つということがあっても不思議ではありません。

移住の取り組みに、孫世代をターゲットにした孫移住プロジェクトがありますが、ルーツのある方に帰ってきていただくような取り組みを県人会を使って戦略的に考えられないかと考えるところです。

海外の県人会では、県人会への会員登録があり、県人会への貢献があった方には、高知県からの功労者表彰、また御長寿の方にはお祝いの記念品が贈られます。

例えばのアイデアですが、高知県人会に登録された方には、高知県観光がお得にできる龍馬パスポートと、龍馬パスポートに張れる脱藩許

可証というシールをお配りします。プレミアムの意味で、高知で生まれた、もしくは先祖がいる方しかもらえないシールとします。2年以内に高知に帰省している方には青色のカード、5年以内は黄色のカード、5年以上帰っていない方には赤色カードを、毎年の総会時にお配りするような取り組みを行い、高知県とのつながりを意識してもらうことが考えられないでしょうか。このことは若い世代にとっては、県人会に参加する特典となり、現役世代が多くなれば、ふるさと納税や移住情報などを発信する際の効果的なデータベースになります。

高知県は、日本中にある高知県人会について、どれくらいの情報を持っているのか、また高知県人会に対する支援策としてどういったことを行っているのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、学校教育についてお聞きをいたします。

ことは総務委員会ということで、県内の高校を幾つか見させていただきました。その中で、校長先生による学校経営について、力強いお話をたくさん聞くことができました。特にキャリア教育に関しては、各学校が工夫をしながら行っており、生徒が将来を考え学業に励むモチベーションとなっています。また、地域と連携して地元の素材を使い商品開発を行ったなどの事例については頼もしく思います。

私の地元にある山田高校商業科の生徒さんは、地元のショウガ加工会社とお菓子会社のコラボレーション商品、山田まんを地元在住デザイナーとともに開発して、売り上げを伸ばしています。ANAの国際線のお菓子として取り上げられたことも大きな話題となりました。また、先月17日には、普通科1年生全員が企業CMをつくるという課題でインターンシップを行い、発表会を行いました。

地域をフィールドとしたキャリア教育の授業

は、教育委員会の実習会計や21ハイスクールプランの予算を活用していますが、今後もより柔軟に、また予算額もふやしていただきたいと思います。

4年前にも指摘させていただいた内容ですが、学校経営という校長先生のリーダーシップを発揮させようとする教育委員会の取り組みの中、校長先生の学校経営の力の源泉ともなる予算について、教育委員会はどのようにふやしてきたのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、教員の評価についてお聞きをいたします。私は、キャリア教育を代表とする、これまでの教育方法とは違った生徒の思考力を伸ばすための教育は、先生方の熱意がとても重要だと思います。

さきの事例で挙げた山田高校商業科の事例では、日本でも有名なデザイナーを招聘していますし、CMづくりの授業でも電通のCMプランナーに授業を1コマ担当していただいております。山田高校の先生方は、一流講師をどうやって呼んできたのか、また日ごろからどんなネットワークをお持ちなんだろうと感心してしまいます。地域の人材、県外講師の招聘など、いろいろな方々を巻き込みながら生徒の人生にとって意義ある授業を生み出す力はすばらしいものであると思います。

こういった授業に対する評価は、生徒の成績を上げテストの点数を上げるということに比べれば結果が見えにくいので、先生方の努力が教育委員会の中でどういった位置づけなのか、どういう教員評価が行われているのか気になるところです。教科指導にすぐれたこれまでの意味での教員評価に加えて、地域を巻き込み、生徒の人格形成によい影響を与えるような取り組みのできる先生方の評価も、きちんとやっていただきたいと思います。また、学校経営を担う管理職が持つべき力は、こういった力の延長にあ

ると感じます。

総務委員会の出先調査の際、校長先生から学校経営についてお聞きをいたしました。議員からは不明確な説明や、学校の顔である学校紹介のパンフレットに対して、改善を求める指摘が幾つかありました。議員にきちんと説明できなければ、地域のおんちゃん、おばちゃんにはもっとわかりにくく、学校への協力をお願いする際にはマイナスになると感じます。

変化の激しい社会を生き抜くために重要とされる思考力、判断力、表現力が求められる時代が来たということで、キャリア教育の重要性はますます高まっており、キャリア教育に関して成果を出している先生方を評価し、校長先生に登用していくキャリアパスをきちんとつくっていただければ、高知県の教育が今後も伸び続けていくのではと考えるところです。

そこで、キャリア教育に関する授業づくりについて、必要な能力の指導と評価をどのように行い学校経営に生かしているのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、外部コーディネーターの配置についてお聞きをいたします。私は地域と学校を結ぶためには、外部コーディネーターの配置が有効であると考えております。山田高校では、リクルート出身で結婚を機に高知県地産外商公社に1年間勤めた後に独立した女性を地域コーディネーターとして配置しています。この地域コーディネーターは、忙しい先生方の負担を減らし、これまでの経験とネットワークを生かして、すぐれたキャリア教育の授業づくりに力を発揮しておられます。

学校と地域をつなぐ地域コーディネーターに関する県内の実績と評価について教育長にお聞きをいたします。

次に、授業におけるICT技術の活用についてお聞きをいたします。高知県では、小規模校

の存続にも力を注いでおり、特に中山間地にある学校での教員未配置教科に対する対応として、ICT技術を使った遠隔授業を行っています。先生がいる教室の授業が、リアルタイムで中山間地にある学校のモニターに映し出され、先生がいなくても授業が受けられるというものです。私も取り組みを見させていただいて、先生がいない教室側の生徒さんにも話を聞きましたが、特に不便は感じないということでした。

また山田高校では、スタディサプリというネット授業の取り組みを見させていただきました。スタディサプリは、全国的にも有名な先生が出演しているとのことで、わかりやすさに定評のある授業は、生徒の学力を伸ばすことにとっても効果があると感じます。

私としては、こういったICTを活用した授業は、中山間地の小規模校にも、また塾に行くことができない環境の生徒にも、非常に意義ある取り組みである一方で、今いる先生方にとっては、自分の仕事の領域を侵されるのではという危惧から、反対の立場の方もいるのではと思います。山田高校の先生方に意見を聞くと、生徒の学力を伸ばすという点では、私一人で頑張るというのではなく、ICTを活用して授業を補ってもらえれば、相乗効果が出て授業も進めやすいというお話が聞けました。

またスタディサプリに関しては、いつでもどこでも自分のペースで勉強ができるということで、生徒のやる気に応じて大きく成績が伸びたという事例も教えていただきました。学校としては、スマートフォンを持っていない生徒や、家にネット環境がない生徒のために、夏休みに自由にパソコンを使える教室をつくるなど、努力をしているとのことです。

高知県は、これまでの教員の領域を侵す場面もあると思われるICTの活用についてどのように考えているのか、またスタディサプリの活

用について全県的に進めていくのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、香美市、香南市、南国市に関する質問をさせていただきます。

香美市、香南市、南国市の3市は、物部川の流れる地域としてのまとまりを持ち、県の行政区分としても産業振興推進部の物部川地域として、また中央東土木事務所、南海トラフ地震対策推進本部、中央東福祉保健所、南国警察署など3市を単位として、高知県の経済、文化を支えています。

歴史的には、土佐7郡と言われた中の香美郡、長岡郡に当たり、戦国時代は長岡郡の小さな豪族であった長宗我部氏が、香美郡の山田氏、香宗我部氏を倒し、当時の農業の一大産地である香長平野を押さえることで、土佐の統一、四国への進出の足がかりとしました。長宗我部氏にとって、香美郡を制することは四国を制するということにつながりました。私もそれに倣い、3市の発展から高知県の発展を考えていきたいと思えます。

まず、観光から考えていきたいと思えます。高知県の観光は、高知城、ひろめ市場などの高知市中心部、また坂本龍馬の知名度を生かした桂浜への観光など、ホテル、旅館の集積もあって、高知市で一日を使うような観光が多く、物部川流域3市は脇役的な位置づけにとどまっていると感じます。

また、県の地域観光の位置づけでは、エリアを7つに分けていますが、3市は高知市とセットで考えられることが多く、高知市への宿泊を基本とした観光政策となりがちで、はた博、東部博、奥四万十博などの地域観光の取り組みを独自にやっていくような話になかなかなくかったことも感じます。

しかし、ことしになって3市を周遊し、3市にお金を落とすための仕掛けづくりの議論がやっ

とスタートしました。昨年10月に四国銀行と国が出資する地域経済活性化支援機構が高知県観光活性化ファンドを立ち上げ、物部川流域3市をパイロット地域に選定、先月12日には100%出資の株式会社ものべみらいが設立されました。

株式会社ものべみらいは、3市に加え、龍河洞やアンパンマンミュージアムなど地域の観光施設、航空会社、JR、旅行会社、大学、高校、観光協会などをメンバーにした地域の観光について議論する物部川DMO協議会の事務局の役割を担います。また、物部川流域観光の全体戦略、情報発信、旅行商品造成・販売、観光施設に対しての個別の経営支援も担います。そして、観光人材育成として、社会人はもちろん大学生や高校生にも成長の機会を提供し、次世代の観光業、旅行業従事者の育成にも貢献するとしております。

この高知県初のファンドが主導する地域観光活性化について、また株式会社ものべみらいについて、どういったことを県として期待するのか、また応援していくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、株式会社ものべみらいが、物部川流域観光の第一弾の支援として行うピースフルセレネの改装についてお聞きをいたします。物部川流域活性化については、物部川DMO協議会の議論の中で、子育て世代のファミリー層を狙った再生案の議論が進んでおります。香美市には、昨年度約13万人の集客を誇るアンパンマンミュージアムと、最盛期からは寂しくなったとはいえ昨年度11万人の龍河洞、香南市には昨年度17万人のいち動物公園、南国市には昨年度13万人の西島園芸団地とファミリー向けに強みを持つ施設がそろっています。また、子供たちが自然を体験できるキャンプ場、海水浴場、牧場など相乗効果を生み出す可能性を秘めた施設も集積しています。

このファミリー層向けの中心となる施設は、アンパンマンミュージアムであり、ミュージアムの隣にあるホテル、レストランを含むピースフルセレネを、アンパンマンをコンセプトにした新たなホテルとして再生する計画が高知県観光活性化ファンドの提案のもと進められています。

香美市は、この提案をもとにさきの市議会9月議会に2億円の補正予算を組んで、ホテルの改装に向けて動き出しました。また、この香美市の予算の裏づけとして、この9月県議会に観光拠点等整備事業費補助金5,000万円を補正で組んでいただきました。感謝しております。

県としてアンパンマンミュージアム周辺施設の整備についてどう位置づけ、どういった支援を行おうとしているのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、龍河洞の再生に向けたプロジェクトについてお聞きをいたします。ことし3月24日には、高知県商店街振興議員連盟の県議会議員7名と、高知県商店街振興組合連合会理事長以下20名、県庁、市議会、市役所の皆さんに、龍河洞、商店街の視察といろいろなアドバイスをいただきました。また、知事にも7月26日に知事の対話と実行行脚としてお立ち寄りいただきました。

龍河洞は、県内でもいち早く観光地となった施設で、最盛期には100万人の入洞者数を誇る高知県観光の横綱と言ってもよい施設でした。しかし、ここ近年では、バスツアーによる観光客の減少、また修学旅行による学生さんの入洞者数減など、時代の変化に対応できずに、近年では10万人台の観光客数に低迷しております。現状を見ていただいた方からは、龍河洞本洞の持つ魅力からいえば、もっと観光地としての実力を出せるのではという御意見を多くいただいたところです。龍河洞保存会の皆さんも危機感

十分に持っていたのですが、貧すれば鈍するというような状況で、新たな対応策が出せずにここまで来ました。

しかし、ここに来て物部川DMO協議会の立ち上げを契機として、民間事業者が中心となり、商店街、博物館、珍鳥センターのあり方や再生案について検討する、龍河洞まちづくり協議会の設置に向けた動きが出てきております。

地元の香美市が主体的に取り組むものではありませんが、高知県においても、龍河洞に関する調査を行っていただいているとお聞きしているところです。龍河洞の再生に向けた協力について観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、香美市、南国市にかかわる都市計画についてお聞きをいたします。都市計画に関しては、平成26年9月議会において議論させていただき、市街化調整区域における空き家の賃貸や、南海トラフ地震における津波浸水予測区域に住宅を持っている方が高台に2軒目の家を建てることを認めることなど、幾つかの緩和措置を実施していただきました。また、市街化調整区域の建物に関する用途変更に関しても、住民の側の視点に立って御相談に乗っていただいていることに感謝をいたします。

その一方で、市街化調整区域に住む方々にとっては、いわゆる線引きがされていない土地に住む人と比べて手続に関する煩わしさを感じておられているので、線引きがなくなる限り、何らかの不満は残るのだと感じています。

これからは、市町の政策に沿った移住の促進、南海トラフ地震を想定した高台移転、企業誘致など、時代に合わせた新たな規制緩和が必要だと思っておりますが、どのようにお考えか、土木部長にお聞きをいたします。

また、高知県は市町への開発許可の権限移譲について、特に手を挙げた南国市との調整を進めていますが、権限移譲の方針について土木部

長にお聞きをいたします。

次に、子供の支援についてお聞きをいたします。

昨年は危機管理文化厚生委員会の委員長ということで、児童虐待について県庁、県警初め各機関の方々の心温まる対応について見させていただきました。ことしは総務委員会ということで、県警の児童虐待への対応について、特に注目して見させていただいているところです。

県警は、少年女性安全対策課を新しく立ち上げ、子供、女性、高齢者を犯罪から守る対策の推進に力を入れています。また、住民が相談しやすい女性警察官を配置するなど、きめ細かい対応により初期の段階で被害を未然に防ぐなど、よい成果を上げています。

9月16日には、県警と児童相談所、関係機関が連携して合同訓練が行われました。児童相談所の虐待調査に応じない家庭に強制的に立ち入り児童の安全を確認するための訓練ということで、非常に意義深いことだと思います。

児童虐待に関する情報提供は、児童相談所へ直接連絡が入る場合、学校から連絡が入る場合、市町村に連絡が入る場合、警察に連絡が入る場合と、いろいろなところから情報が入るのだと思います。そういった情報をどういう形で情報共有していくか、また緊急を要する場合として家庭訪問が必要か、もしくは経過を観察するのか、誰が判断してどういう形で対応するのか、本当に難しい問題です。

私は、ケースごとに個別の事情があるので、関係機関の業務的役割分担というよりは、役割の線引きにこだわらない各機関の連携と、子供たちのためにという役割を超えた人間関係の中で、柔軟に解決していくようなことが重要であると思います。

まず、この児童虐待に関して、児童相談所の現状の対応について、また各機関との連携がど

のくらい進んでいるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

また、県警は女性警察官を配置したりと児童虐待案件に関して積極的に行動を起こしていますが、関係機関との連携について今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長にお聞きをいたします。

また、児童虐待が疑われる家庭に法的な対応をとる場合などに、法律面からの根拠や解釈をサポートしてもらふ弁護士の存在は極めて重要で、弁護士による相談体制が充実すれば、法的措置がスムーズに行われ、またいつでも相談できることで、職員の安心感も増してくるのではと思います。

高知県では、児童福祉法の改正に伴い、弁護士による相談体制の充実に向けた検討を進めるとのことですが、検討に当たっては、職員が気軽に相談できるような体制づくりを進めていくべきと考えるがどうか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

最後に、発達障害に関するサポート体制の抜本的な見直しについてお聞きをいたします。近年、発達障害が疑われ療育福祉センターの専門医の診断を待つ子供さんが増加しており、半年待ち、場合によっては1年待ち以上と、医療につながるまでの長い待機期間が問題となっております。そもそも発達障害というのは、診察、診断に時間がかかります。医師の育成、増員が望まれるところですが、今後むしろ医師が減ることが予想され、今から抜本的な体制の見直しを考えなければならないと思います。

発達障害は個人差が大きく、また医師の診断による薬の処方などの医療行為だけではなく、子供の発達段階に応じた生活のサポートで状況が改善するとも聞いております。高知県の多くの困り感を抱えた子供たち、家族を救うためには、医師だけではなく、心理士、児童福祉司、

精神保健福祉士、保育士、看護師、社会福祉士、保健師など、関係する専門職の力を総合した体制が不可欠であると思います。

まずは就学前の幼児については、各地域の福祉保健所が中心となって、医療につながってなくても利用できる児童発達支援事業や保育所等訪問事業、療育相談などがしっかりできる事業所を育てるなど、数値目標を立てて進捗管理をしながら積極的にかかわるといことも考えていただきたいと思います。そして、福祉保健所が中心となって、郡部の発達障害児童への支援強化のために、専門保育士の増員ができないでしょうか。児童発達支援事業所は、高知市に集中しており、郡部にもできればと思うのですが、高知市でも経営的には苦しいとお聞きしていますので、県内の幾つかの市町に置かれている保育コーディネーターとの連携・強化によって課題が解決できないかと考えるところです。

そもそも医療につながっていない子供たちの対応や、民間医療機関で対応中の発達障害児の家族も、療育福祉センターで相談対応できればよいのですが、現在のマンパワーでは不可能であると思います。現在、療育福祉センターに設置している発達障害者支援センターをより前面に出してはと思います。発達障害支援センターには、県直営のセンターとして、各福祉保健所圏域の児童発達支援センターの設立をサポートしたり、機能強化のためのスーパーバイズを行うなど、積極的に推進して行ってほしい。そして、現在の療育福祉センターでは対応できていない医療につながっていない子供たちへの支援も行えるように、予算も人員も構えて強化することができないかと考えるところです。

そこで、中央児童相談所の移転と療育福祉センターとの合築を機会に、発達障害に関するサポート体制の抜本的な見直しができないかについて地域福祉部長にお聞きをいたしまして、私

の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南米を初めとする国際交流について、本県にどういった意義があると考えているか、また今後どのように取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

国際社会においては、情報通信ネットワークの進展や流通システムの進化などにより、人、物、情報等の交流がグローバル化し、活発に行われております。こうした状況の中、国同士がお互いに発展していくためにも、相互理解に基づく協調体制が不可欠であり、これまで以上に国際交流が重要になってくると考えております。この国際交流を進めるに当たっては、国、地方、民間などの主体が経済や文化などさまざまな分野において複層的に展開をしていくということが重要であろうかと考えています。

こうした中、本県は観光などの経済交流を目指した中国・安徽省、農業技術交流を主としたフィリピン・ベンゲット州、歴史的な関係をきっかけに交流が進んでいる韓国・全羅南道などの地方自治体や、本県からの移住者が多い南米諸国の県人会を中心に、主に友好交流に軸足を置いた交流に取り組んでまいりました。

今後は、これまでの取り組みに加え、県経済の活性化につながることも視野に入れ、国際交流を進めてまいりたいと考えております。

南米諸国につきましては、本県からも多くの方が移住し、日系社会において県人会を組織し、活発に活動されております。県人会の皆様は、遠い南米の地にありながら、世代がかわる中でも、高知愛にあふれたお気持ちを持ち続けておられます。このような県人会の皆様の熱い思いにお応えするためにも、これまでのきずなを大切にしていかなければならないと考えておりま

す。さらには、この母県とをつなぐ精神的な土台をもとに、関係の強化を一層図りながら、国や地域との友好交流や経済交流のきっかけも探してまいりたいと考えているということでございます。

次に、ファンドが主導する地域観光活性化及び株式会社ものべみらいへの期待と応援についてのお尋ねがありました。

高知県観光活性化ファンドは、昨年10月に地域の経済と雇用を支える観光産業の発展を目的に、高知県と株式会社四国銀行及び株式会社地域経済活性化支援機構、通称REVICの3者で締結した連携協定に基づき、四国銀行とREVICが3億円を出資して設立されたものであります。

現時点で、本県も含めて全国12カ所で地方銀行などとREVICによる観光活性化ファンドが組成されており、例えば長野県では空き店舗の再生による町並みの魅力向上により、新たな観光客を呼び込む事業などが展開をされています。こうしたファンドの活用により、地域の観光資源のポテンシャルを引き出しながら、収益を生み出す観光事業が再生、創出されることは、まさに民間活力による観光地づくりにつながる有効な仕組みの一つだと大いに期待をしています。

このたび、高知県観光活性化ファンドの出資により設立された株式会社ものべみらいでは、パイロット地域として選定された物部川地域において、民間の専門的な知見やノウハウを生かし、地域の観光戦略づくりや情報発信を行うとともに、戦略に基づきエリア内の観光事業者等の経営や新たな事業の創出を、人材と資金の両面からサポートして収益を生み出すことで地域の観光産業の活性化を目指すこととしています。ものべみらいでは、まずは香美市とアンパンマンミュージアムエリア一帯の活性化を進めるこ

ととしており、県としましては、香美市が実施するピースフルセレネのリニューアルに対する支援を行っていくこととしています。

また、ことし6月30日には、南国市、香南市、香美市を初め民間事業者など19団体が参画して、広域観光組織である物部川DMO協議会が設立されました。この協議会では、ものべみらいが事務局業務を担うことになっており、今後マーケティング調査を実施し、プロモーション戦略を策定して、情報発信や旅行商品の造成などに取り組むこととしております。

県としましては、この協議会とも連携を密にし、観光振興部、地域産業振興推進本部が中心となって龍河洞など他の有力な観光資源の磨き上げなどにも参画しながら、物部川地域の広域観光の取り組みを推進してまいりたいと考えております。株式会社ものべみらいや物部川DMO協議会が設立された今だからこそ、主役級の大きなポテンシャルを持つ物部川地域の観光振興に向けて大きな歩みを踏み出していかなければならないと、こうした思いを強く持っているところでございます。

私からは以上でございます。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 国際交流の一環として取り組んでいる海外技術研修員受入事業について、その現状と今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

この事業は、昭和47年の開始以来、農業を中心に17を超える分野で28の国や地域から、これまで359人を受け入れ、南米からは約半数の180人が来高しております。研修員の多くは帰国後、高知で学んだ農業や医療等のそれぞれの専門技術を生かして母国の発展に寄与されております。

近年は、建築や情報通信技術等の分野での研修も多くなってきております。今年度は電子工学、グラフィックデザイン等の分野で南米から

は3名の方々が来高し、日々研修に励むとともに、研修先や地域の方々と活発に交流を行い、みずからのルーツである母県の方々とのおきずなを深めております。引き続き、研修員の方々には幅広い分野で専門技術を学んでいただき、母国のさらなる発展に寄与するとともに、県人会を担っていく中核的な人材になっていただけるよう期待をしております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、VISIT KOCHI JAPANのホームページについて、外国で暮らす高知県ルーツの人々も考慮に入れ、ポルトガル語、スペイン語にも対応させる考えはないかとお尋ねがありました。

VISIT KOCHI JAPANは、高知県の外国人向け観光情報サイトとして、国際観光の重点ターゲットとしている市場への情報発信を行うため、英語、中国語の簡体字と繁体字、韓国語、タイ語の5言語で開設をしております。本県を御存じでない海外の方々に高知を魅力的に感じていただき、関心を持っていただけるように、それぞれターゲットとする国や地域の方々の趣味や嗜好に基づいて、掲載する観光地やイベントを選定し、それぞれの国の記者が実際に県内取材し記事を作成するなど、国、地域ごとにクオリティーの高いホームページとなっております。

このように言語ごとにコストをかけておりますので、言語数の追加につきましては、今後の国際観光のプロモーション戦略や、本県を訪問する外国人観光客の動向も踏まえ、コストもにらみながら判断をしていくこととなります。現在、新たな外国人観光客の動きとしましては、四国遍路などにより個人旅行で高知を訪れる欧米の方が増加しておりますことから、まずはフランス語などの検討が優先されるのではないかと考えております。

次に、よさこい祭りについて、海外のファン

に情報発信するホームページを高知県主導で立ち上げるべき時期が来たのではないかとのお尋ねがありました。

よさこいは国内だけにとどまらず、17以上の国や地域で踊られており、よさこい発祥の地である高知を世界に向けて情報発信することで、高知の名を広く海外の方々に知っていただき、本県の国際観光の振興につなげていきたいと考えております。

このため、東京オリンピック・パラリンピック開閉会式で全国のよさこいが連携し、よさこいの演舞を目指すとともに、全国各地のよさこいでオリンピック・パラリンピックを盛り上げていくため、賛同する団体を募って実行委員会を立ち上げ、キックオフイベントを開催したいと考えております。そのイベントを開催する予算と、実行委員会の活動や参加いただいたよさこいチームの情報などを国内外に発信するサイトを、本県が主体となって構築するための予算を今議会に提案させていただいております。

新たに開設しようとするサイトは、日本語と英語で構築し、よさこいの歴史や正調踊りの振り付けを紹介できるページや、実行委員会に参加いただいた国内のよさこいチームの踊りや音楽、また全国各地のよさこいに関する祭りや踊りの開催日程を紹介するカレンダーなどを掲載したいと考えております。さらに、海外でのよさこいの普及や拡大を目指して、今年度初めて認定しましたよさこいアンバサダーの活動につきましても紹介していきたいと考えております。

また、本家よさこいの歴史などを海外に紹介するため、本年3月に開設しました英語版のフェイスブック、Yosakoi KOCHI JAPANや、外国人向け情報発信サイト、VISIT KOCHI JAPANともリンクさせるなど、よさこいの情報とあわせて高知県の観光情報も広く海外に向けて発信してまいりたいと考えております。

次に、県内よさこいチームの海外派遣とキックオフイベントの開催に関し、その狙いと今後の南米3国へのよさこいに関する支援強化についてどう考えるかとお尋ねがありました。

県では、これまでも海外における観光プロモーション活動として、県内のよさこいチームを派遣してまいりました。今年度は台湾のランタンフェスティバルや新竹県の国際花太鼓芸術祭への参加に加えまして、韓国の全羅南道と高知県との姉妹協定締結に合わせて、韓国へ県内のよさこいチームを派遣し、よさこい本家の高知県をPRしていきたいと考え、今議会に補正予算をお願いしております。

また、世界各地でよさこいを広め、本家高知のプロモーションを展開するため、今年度から世界各国のよさこいチームの代表をよさこい祭り本番に招き、よさこいアンバサダーとして認定し、普及に向けての各国での活動を支援することといたしました。

こうした取り組みの一つとして、県が国際協力機構JICAに要望したことにより、ことし12月からアルゼンチンへ派遣される日系社会青年ボランティアの方には、日本文化の紹介活動の中で、よさこいの指導を行うとして募集がされまして、現在派遣準備が進められております。

今後もよさこいチームの海外派遣やよさこいアンバサダーの認定を初め、さまざまな機会を捉えまして、各地のよさこい関係者の要望をお聞きし、振りつけの技術指導や鳴子の提供を行うなど、よさこいがさらに海外で普及するよう、チームや関係者の支援を強化していきたいと考えております。

南米3国では、現地県人会の御協力のもとで、それぞれの地域で既によさこいが踊られておりますので、早速に現地の高知県人会やJICAなどと連絡をとりまして、現地の要望などをお伺いするなどしていきたいと考えております。

次に、アンパンマンミュージアム周辺施設の整備の位置づけと支援についてのお尋ねがありました。

アンパンマンミュージアムは、全国的にも知名度の高い県内でも有数の集客力のある施設であり、その周辺には議員からお話がありましたように、龍河洞、のいち動物公園や西島園芸団地などの魅力ある観光施設が集積しております。また、高速道路や空港からのアクセスもよいことから、アンパンマンミュージアムのある物部川地域は、ファミリー層を中心として、さらに誘客の拡大が期待できるエリアであると認識しております。

アンパンマンミュージアムに隣接するピースフルセレネは、やなせたかし先生が描かれた原画などのさまざまなコンテンツを活用して、子供を中心として大人も楽しめるような視点で改修される計画が進められており、アンパンマンのキャラクターをコンセプトにした客室や絵本コーナー、オリジナルグッズの販売など、アンパンマンミュージアムの魅力を最大限に活用し、今後多機能な観光施設として全面的なリニューアルが実施される予定です。

施設の改修によりまして、ピースフルセレネの魅力が向上し、宿泊やレストランの利用客の増加が見込まれることや、パンづくりなどの体験メニューも充実し、アンパンマンミュージアムはもとより、近接する道の駅などとも連携することで、周辺施設などへの周遊化が一層図られると考えております。

このようにアンパンマンミュージアムを中心としたクラスター化が図られることは、観光入り込み客の増と地域経済の活性化につながりますことから、県としましても、香美市が実施します施設整備に対する補助を初め、誘客促進に向けて県や高知県観光コンベンション協会が実施するプロモーションでも積極的に活用するな

どの支援を行ってまいります。

最後に、龍河洞の再生に向けた協力についてのお尋ねがありました。

龍河洞は、日本三大鍾乳洞の一つとも言われ、全国に誇ることのできる貴重な観光資源であり、過去の入洞者数から見ましても、大きなポテンシャルを有していることから、本県の観光振興のため、何とか龍河洞のさらなる活性化を実現したいと考えております。

このため、現在観光振興部と産業振興推進物部川地域本部を中心に、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、龍河洞の現状把握や課題整理を行いながら、その活性化に向けた方向性についての検討を開始しております。

今年度内には、この検討結果を踏まえ、まずは地元自治体であります香美市と協議を行い、洞窟を管理運営する龍河洞保存会や商店街などの関係する皆様と一緒に協働できる場づくりに取り組み、龍河洞の活性化に向けまして、関係者の役割分担も含めて、より具体的なビジョンの策定などについての取り組みをスタートさせたいと考えております。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、国が設置しようとしているジャパン・ハウスを活用し、本県の産品などを売り込んでいってはどうかとお尋ねがございました。

ジャパン・ハウスにつきましては、日本の伝統や最先端技術、和食といった多様な魅力をオールジャパンで海外に発信する拠点として、国においてロンドン、ロサンゼルス、サンパウロでの開設に向け取り組みが進められていると承知しております。

本県では、輸出を促進する取り組みを本格化させておりますが、その中でアルコールの世界的な情報発信地であるロンドンにおいては、土佐酒の販路拡大に向けた取り組みを進めている

ことから、ロンドンでのジャパン・ハウスの開設は、その追い風になるものと期待しております。また、ブラジルにつきましては、ブラジル日本移民の父と言われます本県出身の故水野龍氏の存在やブラジル高知県人会との交流など、深い御縁がございますので、サンパウロのジャパン・ハウスにつきましては、こうした御縁が活かせるのではないかと考えております。

ジャパン・ハウスでは、地域の産品や伝統文化など、地方の魅力も発信していくこととされておりますので、本県としましても、その活用の可能性を含めて、今後とも情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

次に、国内の高知県人会に関して、どれくらいの情報を持っているのか、また県人会に対する支援策としてどういったことを行っているかとお尋ねがございました。

県では、本県出身者や本県にゆかりのある方々の多い北海道、関東、関西、四国地方などで活動されている23の県人会について、事務局の所在や総会の開催など主な活動の情報を把握しております。そのうち関西の8つの県人会で構成される高知県人会近畿連合会や中部高知県人会などでは、県が事務局として側面的な支援も行っておりますし、関東では関東高知県人会がその事務局を県の東京事務所内に置き、県との連携のもと、移住や観光分野の情報発信などに取り組んでいただいております。

また、北海道高知県人会連合会には、連合会活動の活性化につなげるため、県の委託により北海道における高知県サポーターのネットワークづくりや、県産品の販路拡大、観光PRなどを行っていただいております。さらに、本県の取り組みなどを知っていただくため、さんSUN高知県外版の定期的な送付や、県人会のホームページに掲載する観光情報の提供なども行っております。加えて、精力的に活動されている

県人会の関係者の方々に対しましては、10月3日に開催される、土佐の日大懇親会で、実行委員会の名誉会長である知事からの表彰も行ってあります。

県人会の皆様はまさに高知家の家族の一員でございますので、県としましても、引き続き関係を大切にしていきたいと考えております。また、県人会活動への若い世代の参加が少なくなってきたとも感じておりますので、高知家プロモーションなどを通じて、若い方々にもふるさとである高知県を身近に感じていただけるよう情報発信などに努めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、校長の学校経営の力の源泉ともなる予算について、どのようにふやしてきたのかとお尋ねがございました。

高等学校におきましては、校長のリーダーシップのもと、各学校の目標達成に向けて創意工夫をしながら特色ある取り組みを推進しております。その取り組みに対しては、今まで予算面でも支援をしております。特に校長の裁量で自由に活用することができる21ハイスクールプランについては、厳しい財政事情の中ではありますが、平成26年度から200万円増額をし、県立高校34校と県立中学校3校分として3,800万円を今年度まで確保しております。

また、それぞれの学校が重点的に取り組みたい事項につきまして、国や県の研究指定校とし、予算面で支援をしております。例えば、高知西高校で取り組んでいるグローバル人材を育成するためのスーパーグローバルハイスクールや、高知小津高校で取り組んでいる科学技術系人材を育成するためのスーパーサイエンスハイスクールなどがあります。このほかにも、インターネット学習教材を活用した実践研究や、社会性の育成、主権者教育など、各校の特色ある取り組みに対して予算措置を行っております。

今後も校長の学校経営方針に基づく意欲的な取り組みについて、必要となる予算については引き続き確保に努めてまいります。

次に、キャリア教育に関する教員への指導や評価と、その学校経営への反映についてお尋ねがございました。

現在、全ての県立高等学校では、キャリア教育の視点に立ち、生徒に身につけさせたい力などを記載した学校経営構想図をもとにキャリア教育の実践に取り組んでおります。キャリア教育の実施については、本県の指針である高知のキャリア教育において、外部人材の活用や地域連携、推進するためのポイントを示し、各学校で校内研修などを通じて教員の指導、育成に努めております。キャリア教育に関する教員の評価については、教員対象の人事評価制度を通じて行っております。その中で、キャリア教育を進めるために必要となる企画・計画力や指導力などについて、管理職が各教員の評価を行っております。また、管理職登用の際には、キャリア教育を含めた学校経営に確かなビジョンを持っているかどうか、キャリア教育を効果的に進めるために地域との連携をうまく進めることができるかどうかなどの点からも評価をしております。

このようなことを通して、各学校において学校経営全体の中でキャリア教育が組織的に進められ、さらに充実するよう取り組んでまいります。

次に、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの実績と評価についてお尋ねがございました。

地域の将来を担う子供たちが、人々と協働しながら自立した人間として生きる力を身につけていくためには、社会とのかかわりの大切さを学び、社会性を育むことが不可欠でございます。このため、学校と地域が連携・協働し、地域の

多くの大人が学校の活動にかかわり、子供たちを見守り育てる仕組みとして、現在公立の小中学校を中心に、学校支援地域本部の設置拡大に取り組んでおります。

地域本部を置く126の小中学校では、学校と地域をつなぐ役割を担う地域コーディネーターが、学習支援や学校行事など学校のさまざまな活動に協力していただく住民を募り、学校との連絡調整に尽力をしており、こうした活動は多様な教育課題を抱える学校の負担の軽減にもつながっております。

県立高校への地域本部の設置につきましては、本年度から新たに2校が取り組みを始めたばかりでございますが、お話にありました山田高校では、豊富な経験と人脈を持つ地域コーディネーターの働きかけで、生徒みずからが地域に出て地元企業のPRや地域の活性化に向けて活躍するなど、高校生ならではの発展的な取り組みを展開しているものと評価をしております。

このように地域コーディネーターは、学校と地域とを有機的につなぐ中核となる人材として大変重要な役割を果たしております。このため、今後とも適切な人材の確保に向けた支援や、資質向上に向けた研修の充実などに一層力を入れて取り組んでまいります。

最後に、ICTの活用についてどのように考えているのか、またスタディサプリの活用を全県的に進めていくのかとのお尋ねがございました。

教育活動においては、教員が生徒と直接かかわりを持ち、生徒とのやりとりを通して指導の充実を図り、個々の生徒の学力を伸ばさせることが一番の柱でございます。しかしながら、近年高校生の学力状況や進路希望などは一層多様化しており、従来の指導だけでは十分な対応ができない面もございます。

ICTの教育への活用は、さまざまな可能性

がございますが、このような教員が十分に対応し切れない部分を補完し、生徒の意欲を高めることや、個別指導を行うことなどにおいて効果が大きいのではないかと考えております。

お話にありましたスタディサプリにつきましては、地理的、時間的な制約がなく、個々の生徒の学力状況や進路希望などに応じてきめ細かな指導ができることが特徴であり、今年度から郡部にあって校内で生徒の学力や進路の幅が大きい13校において、1年生全員と一部の2、3年生が活用を始めたところです。指定校13校の中には、山田高校のように授業と補習を連動させ、スタディサプリを活用することで学習意欲が高まり、学力が向上した事例もございます。

今後、まずは対象13校において、より効果的な活用方法などについて実践研究を推進していくとともに、取り組みの成果や課題について検証を行ってまいります。その上で検証結果を踏まえ、対象学年や指定校を広げていくことについて検討してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 都市計画の新たな方針に関して、市や町の政策に沿った移住の促進や、南海トラフ地震を想定した高台移転、企業誘致など、時代に合わせた新たな規制緩和と開発許可の権限移譲についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

議員からお話のありましたとおり、市街化調整区域における開発許可につきましては、空き家の賃貸や津波浸水予測区域からの転居など、社会情勢の変化に応じた規制緩和を行っております。また、議員からはこれまでも移住促進や防災対策にとどまらず、地域の活性化や産業振興など市町の方針に沿ったまちづくりが可能となるような、時代に合わせた新たな規制緩和が必要ではないかとの御指摘をいただいております。

した。

議員の御指摘や関係市町の御意見などを踏まえ、現在さらに一歩進んだ抜本的な規制緩和の検討を行っております。具体的には、市町のまちづくりの方針に基づき、一定のエリアを設定し、そのエリア内において市町が認めた建築物については、開発許可の要件緩和を行うものです。

開発許可の権限移譲につきましては、住民に最も身近な市町村が許可事務を行うことにより、地域の特色を生かした土地利用や、事務の迅速化が可能となります。このため県では、平成23年に策定した市町村への権限移譲推進プランにおいて、開発許可事務を優先協議事項と位置づけ、市町村への権限移譲に取り組んでまいりました。

南国市は、平成28年6月市議会において、市長が平成30年度をめどに県から開発許可の権限を受けることを表明されました。県といたしましては、南国市への権限移譲がスムーズに行えるよう技術的な支援や財政的な支援を検討してまいります。

また、同じ高知広域都市計画区域内の香美市、いの町につきましても、引き続き開発許可の権限移譲を積極的に働きかけてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、児童虐待に関しまして、児童相談所の現状の対応と各機関との連携状況についてお尋ねがございました。

本県では、これまでの児童虐待死亡事例を大きな教訓とし、子供たちの命、安全を守ることを最優先に、児童相談所の体制強化、関係機関との連携強化に取り組んでまいりました。

まず、児童相談所の体制強化といたしましては、年々増加し、複雑多様化しております児童虐待に的確に対応していくため、本年度から中央児童相談所のケースワーカーを3名増員いた

しました。また、一時保護の実施に当たりましては、必要と判断した場合はちゅうちょせずに保護を実施することを基本姿勢として取り組んでいるところでございます。あわせて、昨年度から市町村支援専門監を、本年度からは市町村支援担当チーフを配置しまして、要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うなど、市町村支援の体制を強化しております。

関係機関との連携につきましては、日々の個別ケース検討会議などにおきまして、警察や市町村、学校、保育所、福祉支援団体などの機関が集まり、ケースに関する情報共有をしっかりと行い、支援に係るそれぞれの機関の役割や連携方法などを確認しています。

また、県独自の取り組みといたしまして、児童相談所が受理した全ての虐待通告、相談ケースをリスト化して、関係機関に情報提供を行っております。特に高知市におきましては、市の要保護児童対策地域協議会で新規ケース連絡会を開催し、中央児童相談所及び市が虐待通告、相談などにより受理した全虐待ケースにつきまして、児童相談所、市、警察署、教育委員会等の関係機関が情報共有を行っております。さらに、地域の見守りを担っていただく民生委員・児童委員の皆様は個別ケース検討会議に参加いただくことも積極的に進めているところでございます。

今後とも、こうした取り組みを通じまして、警察を含めた関係機関との連携強化を図り、切れ目のない総合的な支援体制を構築することにより、子供たちの命の安全をしっかりと守ってまいります。

次に、児童福祉法の改正に伴う弁護士への相談体制の充実についてお尋ねがございました。

本県では、現在児童相談所へ非常勤の弁護士を1名配置し、適宜対応できるよう運用として相談案件が発生した都度、弁護士事務所などで

相談する体制をとっております。なお、昨年度の相談件数は、中央児童相談所、幡多児童相談所合わせまして33件となっており、前年度と比べて大幅に増加をしております。

弁護士の相談体制につきましては、迅速かつ的確に対応できることを基本として、あわせて議員のお話にありましたように、弁護士が身近にあり、気軽に随時相談できるような体制を整えることも、職員の安心感を増す上で必要なことだと考えています。そのため、現行の相談体制に加え、例えばささいなことであっても相談できるよう、弁護士が定期的に職員からの相談を受ける場を設けるなど、相談体制の充実に向けた検討を進めてまいります。

最後に、発達障害に関するサポート体制の抜本的な見直しについてのお尋ねがございました。

本県では、発達障害のある人のライフステージに応じた支援体制づくりを進める中で、できる限り早期支援が可能となるよう、乳幼児健診などを通じまして早期発見に取り組むとともに、平成24年度に設置をいたしました高知ギルバーク発達神経精神医学センターによる専門医、専門職の養成、民間福祉サービス事業所の設立支援、各福祉保健所における相談会の開催などに取り組んできたところです。

こうした中、早期発見、早期支援の体制づくりが一定進み、医療機関での受診希望者が年々増加してきたことから、診療待ちの長期化や診断前、診断後の支援などが大きな課題となっております。そのため、今後は医療はもちろん、行政機関を含めました福祉、教育などのさまざまな関係機関の連携による総合的な支援体制の強化に向け、対策をバージョンアップする必要があるものと考えており、検討を始めているところです。

具体的には、体系的な研修の導入などによる専門人材の育成・確保、保育所や市町村母子保

健事業などの身近な子育て支援の場における対応力の向上、児童発達支援センターを初めとした事業所の整備量や開設への支援などについて関係機関とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、平成30年度の完成を予定しております療育福祉センターと中央児童相談所の一体整備に向けまして、子供に関する相談窓口の一元化や、現在療育福祉センター内にある発達障害者支援センターが専門的な相談対応や直接支援、各機関のサポートなど、発達障害のある方への支援を効果的に実施できる体制を検討してまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長（上野正史君） 児童虐待に対する警察と関係機関との連携について今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

県警察で取り扱う児童虐待は、認知、児童相談所への通告、事件検挙のいずれも増加傾向にあります。児童の安全と保護を最優先としつつ、この種の事案に的確に対処していくためには、関係機関との連携が重要と考えています。

このうち、まず児童相談所との連携につきましては、児童相談所が把握している個別の事案に関し、被害児童の保護等についての検討会をその都度開催するなどして、情報交換を行っています。その上で、身体的な虐待が心配されるケースに対しては、合同で家庭訪問を実施し、児童の安全確認を行っています。

さらに、先ほど議員からも御紹介をいただいたとおり、児童相談所の職員の立ち入りに警察官が同行し、緊急に児童の安全を確保する必要がある場合に、職権により児童を保護するという形での訓練も実施しており、実践的な連携強化を図っております。

また、市町村が主催する要保護児童対策地域協議会に児童相談所などとともに警察も参加し、

同協議会のメンバーである福祉事務所、保健所、学校なども情報共有を図っております。

今後も児童虐待事案の情報共有によって児童の安全確認と早期発見を図るため、連携を強化してまいります。

○14番（依光晃一郎君） 2問目、土木部長にお願いしたいと思っております。

前向きな御答弁、これまでより踏み込んでいただいたと思っております。市町がまちづくりに合わせてエリアを指定してということです。まさに点から面にという規制緩和であると思っておりますし、評価をしたいと思っております。ただ、市町との連携を、ぜひともしていただきたいと思っております。うちのまちに、南国市のように権限移譲という話はさせていただいたんですが、職員の体制が整わない非常に専門的な分野でもありますし、そういうときにやはり県庁のほうからぜひ市町村への支援を、人材も含めてやっていただきたいと思っております。その点1点、御決意お願いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 議員御指摘のとおり、規制緩和に関するノウハウ等は我々県庁の職員にもございますので、それについては技術的な支援をしっかりとさせていただき、このエリアの指定等についても、スムーズに検討ができるような形で進めたいというふうに考えております。

○14番（依光晃一郎君） ありがとうございます。ぜひともよろしく申し上げます。

一切の質問を終わります。ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明7日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時20分散会

平成28年10月7日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員会長 織田 英正 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 弘田均君
議事課長 横田聡君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 宮本正彦君
主幹 浜田百賀里君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第5号)

平成28年10月7日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第5号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第11号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案

- 第12号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会

計歳入歳出決算

- 報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算
- 報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算
- 第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上37件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることといたします。

桑名龍吾君の持ち時間は50分です。

16番桑名龍吾君。

○16番（桑名龍吾君） おはようございます。自由民主党の桑名龍吾でございます。

この一問一答方式の質問は、これまでは予算委員会で行っていましたが、この議会改革の一環といたしまして全議員参加の本会議での方式となりました。その第1番目の質問者ということで本当に光栄に感じているところではございますが、しっかりと進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それではまず初めに、高知県の経済状況について御質問をしたいと思います。

7月に参議院選挙が行われました。そのときの大きな争点にアベノミクスの是非、そしてまたこのアベノミクスを今後も続けていくのかどうか、この信を問うたところでございます。

野党側といたしましては、このアベノミクスは大失敗である、地方にも影響が出ているということで御批判がありました。それぞれの認識はあって当然だと思っておりますが、ただ本県においてはこれから産業振興計画が2期目から3期目に上がろうとする年でございます。それぞれの県民の皆さん方の景況感というものまばらかかもしれませんけれども、やはり客観的な数字、こここのところの認識はしっかり県民で共

有をしていかないと、私は3期目の成功というものの方が遠くなるような気がいたします。

そういった意味におきまして、これまでも知事また執行部の皆さん方から高知県の経済状況というものをはる説明もあっているところではございますが、そういったところを、おさらいになるかもしれませんがまとめて質問してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その前に、国の経済状況ということでございますけれども、株価はどこを比較するかといえ、アベノミクスでございますので野田政権が解散したときからということで話させていただきますと、野田政権が解散したときの日経平均株価の終値が8,664円でございます。そして、きのうの終値は1万6,899円、まさに95%のアップでございます。為替レートは79円であったのが、きのうでは103円。名目GDPは472兆円が503兆円ということで、リーマンショック前の水準まで回復をしております。

ただ、株価のほうもいつとき2万円台という値はついたときがありますけれども、その後、中国の株の下落、そしてまたイギリスのEU離脱ということでどこまで下がるんだろうかということで国民は心配しましたが、まだ1万6,000円台のところで、高い水準でキープしているということは、これは政権の安定と、そしてアベノミクスの効果というものが支えているというふうに私は評価できるものと思っております。

しかし一方では、目標であった物価上昇の2%、これも道半ばでございますし、この間発表がありました9月の日銀短観では景況感は2期連続横ばいでありましてけれども、ちょっと円高傾向にある。そしてまた、消費の低迷があつて先行きの不透明感が広がっているという声も、これも事実あるわけでございますので、ここは政権としてもしっかり立て直していかなければならないと思っております。

そこで、これから高知県の経済状況をお聞きいたしますけれども、まず総務部長、国で言うGDP、県で言う県内総生産や県民所得はどう推移しているのか。統計上の制約から平成25年までしか出ておりませんが、24年から見たこの1年間、そしてまたそれを見て今後の傾向というものが読めると思いますが、お聞きをしたいと思っております。

○総務部長（梶元伸君） 平成24年度から25年度にかけてまして、県内経済は国の経済成長率を上回って好調に推移をしております。

まず、県内総生産ですが、国内総生産は1.8%の伸びだったのに対して3.1%増加の2兆2,627億円、県民所得は国民所得を2.9%上回る4.3%増の1兆8,226億円、1人当たりの県民所得は国の1人当たり国民所得の3.0%を上回る5.2%の増加で224万7,000円で、よく報道にもされますが1人当たりの県民所得の全国順位は44位から39位に上昇したところでございます。

今後の見込みでございますけれども、平成26年度は、消費税の増税の影響がありましたことから国全体も若干マイナス成長だったということもございまして、この影響は注視していかなければならないと思っておりますけれども、その後の平成27年度は、さまざまな統計を見ましてもプラス成長になるのではないかというふうに考えているところでございます。

○16番（桑名龍吾君） また、経済状況というのは税収と直結するところでございますが、平成24年度以降の県税、そして市町村税の推移を総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（梶元伸君） まず、県税でございます。現年分の調定額は、平成24年度の527億7,000万円から年々増加をいたしまして平成27年度、直近年度は約20%増の633億6,000万円でございます。

この間、地方消費税の税率引き上げがござい

ましたので、この地方消費税の影響を除いても毎年増加しております、平成24年度から平成27年度にかけて11%ふえているというところでございます。

主要な税目で申しましても、個人の所得を課税の基礎とする個人県民税は7%の増でございますし、法人県民税、事業税を合わせたいわゆる法人二税でも、一部税制改正の影響を含みますけれども、この間60%ふえているところでございます。

一方、市町村税でございますけれども、同じく現年分の調定額は国民健康保険料、国民健康保険税を除きますと、平成24年度の818億3,000万円から年々増加し、判明をしております直近の実績である平成26年度は平成24年度比で2%増の835億2,000万円となっております。

内訳を見ますと、個人住民税はこの間0.4%の増、法人住民税は約30%の増となっておりますのでございまして、県税、市町村税とも、経済の回復状況も反映して総じて順調な伸びを示していると考えております。

○16番（桑名龍吾君） 2月の定例会で私もこの県税の状況を聞きました。特に、法人二税の状況と聞いたところではございますが、法人二税も平成24年度からずっと上がってきております。そして、その中で26年度から27年度を見ても、30業種のうち25業種が前年比を上回っているということでございますので、県内の景気の回復というのは見られるのかなと思っております。

ただ、5業種において、そしてまた業種がよくてもそれぞれの会社の中では濃淡はあろうと思っておりますけれども、そういったところもまたしっかり立て直しをしていただきたいというふうに思っております。

そしてもう一つ、経済指標の中で企業マインドにやはり経済状況というのは左右されるわけでございますが、日銀短観から見た企業マイン

ドの24年度からの推移、傾向を総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（梶元伸君） 日銀短観の指標の中で自社の現状を示す業況判断D Iを全産業について平成24年度以降で見ますと、平成25年9月まではマイナスで推移しておりましたが、平成25年12月以降は製造業が牽引する形でことしの9月まで12四半期連続でプラスとなっているところでございます。

また、設備投資の実績、これは対前年度比でございますけれども、平成25年度はマイナスとなりましたが、平成26年度以降はプラスとなっております。特に、平成27年度は積極的な新規出店や能力増強などから高目の水準であった26年度をさらに3割強上回っているという状況でございます。

今後の企業マインドの見込みといたしまして、業況判断D Iの先行きでございますけれども、幅広い業種で受注販売環境に関する不透明感が意識されまして、3ポイント悪化とはなっておりますが、プラス1となっているところでございます。

設備投資は、先ほど申し上げたとおり、27年度の実績が高目の水準でございましたので前年度を3割弱下回る計画となっておりますけれども、企業から見た生産設備ですとか営業用設備は不足感が幾分強い状況が続いております、引き続き緩やかな増加基調にあるのではないかと考えているところでございます。

○16番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

そして、産業振興計画をやるときに、よく知事も議会ごとにおっしゃっておりますけれども、国の経済政策という後押しがあるから今高知県でやっている産業振興計画も順調にいつているということがありますけれども、産業振興推進部長に、どんな後押しがあるのか、お聞きをしたいと思っております。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 産業振興計画を推進する上では、やはり地方が真に必要とする政策をタイムリーに実行していただいていることが大きな後押しになっているものと考えております。

具体的には、新たに地方創生関連の交付金を設けていただきまして強力に地方の取り組みを支援いただいております。また、本県の政策提言を取り上げていただき、例えば漁船取得などの初期投資を支援する新たなリース制度を創設していただく、また本県がトップランナーとして普及拡大に取り組んでおりますCLTの国の政策への位置づけなどが働いてまいりました。

また、こうした財政等の後押しに加えまして、大都市圏を中心とした景気の回復というものも本県の1次産業や加工食品などの外商の拡大に大きく貢献してきたと考えております。

○16番（桑名龍吾君） そしてもう一つ、経済指標の中で有効求人倍率、これがよく出てまいります。御承知のとおり、平成24年11月の0.62倍が今では1.14倍まで上昇しております。しかし、よくこの数値には求職者数が減少しているから倍率が上がってくるんだという声もあるところがございます。

これは報道によるところでございますが、さきの参議院選挙でも高知県に来まして野党候補を応援している民進党の幹部の人はこんな言葉を言っていますね。有効求人倍率の上昇は、人口減、高齢化で分母が減ったから、都合のいい数字を並べているということを高知に来て言っているわけでございますけれども、その声に知事はどうお答えいたしますか。

○知事（尾崎正直君） 有効求人倍率は有効求人割る有効求職者数という分数で計算をするわけでありまして。分子が伸びれば上がり、分母が減れば上がると、そういう関係にあります。これは長らくこの有効求人倍率、全国がどんなに

1を超えても0.4から0.5ぐらいで変わらないという時期が高知県にございました。それが今1.16倍、まさに直近では1.14倍ですが、そこまで上がってくるようになった、その原動力は何なのかということは問われているだろうと、そのように思います。

21年ぐらいをボトムとして、そこから先上がってきたわけでありまして。これはデータを比べますと、平成20年度を1としましたときに有効求職者数は1.92になっています。約2倍。そして、有効求職者数は0.77であります。大体2割強減っておると、そういう状況です。ちなみに、この0.77、前年度の数字で比べられるのですが、生産年齢人口が平成20年度を1としたとき0.86、有効求職者数が0.82でありますから、ということかということ、要するに生産年齢人口が減ってくるに従って有効求職者数はほぼパラレルに減ってきた。それに対して有効求職者数はこの20年度に対して約2倍ふえてきたと。やはり有効求職者がふえたという影響のほうが大きいということかと思っております。データを見ますとそのようになっております。

○16番（桑名龍吾君） そのとおりだと思います。

そしてまた、昨年度の高校生の就職内定率というのは98.4%ということで、平成7年から統計をとり始めて以降、過去最高なんですね。そのうちの64%が県内に就職をしているということであって、有効求人というのは本当に上がってきているというふうに思っております。そういったことを皆さん方でまた再認識していただければと思います。

ただし、個人消費というのは若干下げております。安倍政権といたしましても、全国的にもこの消費が伸びないということで消費増税というものを見送ったところがございます。これは正しい判断であったと私は考えております。

そこで、高知市の個人消費も、1世帯当たり

平成24年が月30万9,325円であったのが平成27年が30万5,956円と若干下落しております。どうしても県民の皆さん方が景況感を味わえないというのはやはりこの個人消費が伸びてこないといったところにあるかと思いますが、このところについて知事はどのようにお考えでございましょう。

○知事（尾崎正直君） 1つは構造要因と、やはりもう一つは経済の力強さをもう一段強力にしなければならん、2つの要因があると思います。

構造要因としては、やはり高齢世帯がふえてきておるといふ影響は非常に大きいと思います。高齢世帯はやはり現役世代に対して消費の額が大体8割ぐらいだと言われております。その高齢世帯の割合がどんどんどんどん高まっていくに従って全体として消費というのは伸びにくくなっていくと。日本全体でもそれは言えているんだろうと思います。

そういう中においてもう一段景気をよくしていくために、経済を強くしていくためにも個人消費を強化する。その背景となるところの個人の所得をどうやって上げていくかと、そしてさらにその背景となるところの雇用と、そして賃金水準、この2つをどう上げていくかということが大きなポイントになると思います。

産業振興計画を通じていかに雇用をつくり出していくかということに非常に注力してきたわけでありまして、その点直近のデータを見ますと、いわゆる常用雇用者数、こちらの数字は21万5,000人で、これは7月時点の数字ですが、去年に比べて大体6,000人ぐらいふえておるといふ状況であります。

この常用雇用者数1人あたりに現金給与総額を掛け合わせた雇用者所得の総額は、前年比2.3%増ということになります。若干いい方向には向かっているだろうと思いますが、まだまだ力強さが足りないということだろうと思います。

やはりもう一段産業振興計画を頑張って雇用をもっとふやすと、頑張らないといけないと思います。

○16番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

そこで、1つ御紹介したいコメントがあるんですが、日銀の高知支店の前支店長でございました河合支店長さんが、本当に高知をこよなく愛し、そして先般離任をしたんですけれども、すばらしい言葉を残して離任されたんですね。ちょっと御披露させていただきますが、「高知は貧しくはない。高知に来たときはアベノミクス効果が及んでいないとの声が聞こえた。高知の特徴は製造業が1割もないこと。恩恵をすぐに受けにくかった。ただ、実際に効果が及んでいるところはあった。数字を丁寧に見て実態をはかることが大事である」というふうに述べております。そしてまたもう一つは、「生活実感をあらゆる数字を見れば高知県は貧しくはない。サラリーマンの平均給与は全国で真ん中。47位の数字を取り上げ、貧乏だけれども幸せと言い続けていると県外に出た子供は戻ってこない。こんなに高知は豊かだよと言えば帰ってくる」とのコメントを残しました。まさに、この気持ちというのがこれからの高知を盛り上げていくんではないかなと思っております。

一方、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、さきの参議院選挙で野党候補の応援に駆けつけた各国会議員の人たちは、高知に来て格差の拡大が進んでいる、アベノミクスの副作用だ、高知の景気はよくなったと言うが現実は違う、大企業だけが豊かになっている——でも高知には大企業はないんですけれどもね——さらに、貧困が広がっていると、こういう発言をしております。

選挙でありますから、発言というのは自由でありますし、また政権党としてはそういった批判というものは受けていかなければならないと

私は思っておりますけれども、これから高知県が2期目から3期目に産業振興計画をバージョンアップしようというときに本当にこういった言葉というのは県民の意欲をそぐと私は言わざるを得ないというふうに思っているところではございます。

そういったことも含めて、産業振興計画2期目から3期目に上がるに当たって、県民が意欲を持てる言葉を知事に求めたいと思います。

○知事（尾崎正直君） やはり経済状況を論ずるに当たっては、いいところはいいところとして自覚をし、そして悪いところは悪いところとして自覚をし対処していくということが大事だろうと、そのように思います。

先ほど総務部長からも御答弁申し上げましたけれども、1人当たり県民所得は現在39位であります。決して最下位ではありません。もっと言いますと、平成20年度から6年連続して1人当たり県民所得の高知県の伸びというのは全国をずっと上回ってきました。結果、46位ではなく44位になり39位になってきたということでもあります。

その背景にどういうところがあるのかということでもありますけれども、先ほども申し上げましたように、生産年齢人口というのはどうしても人口ピラミッドの構成に従って減っていきます。しかし、昔はこの生産年齢人口の減少に伴って求職も減るけれども、あわせて求人もほぼパラレルに減っていく経済でした。なぜか。生産年齢人口が減るに従っていろんな生産量も減る、すなわち人口が減るに従って縮む経済だったからです。しかしながら、21年度以降ぐらいにかけては、この生産年齢人口が減っていく中においてもいろんなものの生産量はむしろ上昇傾向に転じてきています。それに伴って有効求人数は上がり始めてきているわけでありまして、人口減少によっても縮まない経済、そういう意味

では構造的に強くなってきた。これが今の高知県の現状だろうと思います。

しかし、強くなり切っているかというところ決してそうではありません。まだまだいろんなボトルネックがある。担い手不足の解消とか、もう一段大きな産業部門をつくっていかないとけないとか、もっともっと新しい産業が生まれてくるような経済体制をつくらなきゃいけないとか、まだまだ課題は多いと思っています。

しかしながら、大きな構造転換ができた。人口減少に伴って縮む経済から、人口減少に伴っても縮まない経済、むしろ拡大する経済へという形での構造転換はできるようになってきた。ある意味やればできるということだと思います。この道をより力強く進んでいかなければならんと、そのように思っています。

○16番（桑名龍吾君） 力強い、本当に県民が意欲を持てる言葉、ありがとうございます。本当にまだまだ道半ばではあると思いますけれども、県民一丸となってこの難局を乗り越えてまいりたいと思います。

次に、はりまや町一宮線はりまや工区について御質問をいたします。

少し場所を説明いたしますと、かるぼーとのある交差点でございます。かるぼーとの北側には四国銀行の木屋橋支店、そしてその向かいには出光のガソリンスタンドがある、その間の道でございます。この道は平成7年に都市計画決定がなされ平成12年に事業化、そして北側から申しますと比島から産業道路がありますが、それから南にははりまや橋小学校までの北側の工区は平成23年3月に4車線化が完成をしました。一方、はりまや橋から先ほど言いました木屋橋の交差点ですね、あそこまでの間が南工区でございます。280メートルほどございますけれども、工事がとまっている状況でございます。

この道の事業認可は30年度末というふうに

迫っているところではございますが、今後どのような方針を持って進んでいくのか、そんなことをお聞きしていきたいと思っております。

まず、このはりまや町一宮線につきまして県のホームページを見ましたら一時中止という言葉が記載をされております。現在の状況は中止であるのか中断であるのか、どのようになっているのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 当工区の事業区間は今御指摘のありましたとおり駅前通りから国道32号かるぼーと前までの延長750メートル、そのうち467メートルの区間につきましては既に4車線化の整備が完了しております。

2車線で残る283メートルの区間につきましては、工事を一旦中断しておるところでございますけれども、その後、整備後の交通量の推移や新堀川の自然環境の復元状況を調査するなど、事業自体は継続しております。

○16番（桑名龍吾君） 平成7年に都市計画決定された路線であります。当初の整備目的は何だったのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 当工区は、JR土讃線連続立体交差事業と高知駅周辺土地区画整理事業に関連する街路事業の一つとして都市計画決定された路線であります。その整備目的は、産業道路から電車通りまでが4車線でつながることによって国道32号はりまや通りの交通渋滞が緩和されること、そしてJR高知駅周辺と中心商業地の回遊性が高まり中心市街地の活性化に寄与することなどでございます。

○16番（桑名龍吾君） 以後20年たった今、その整備の必要性は現在も変わっていないのか、またあわせて交通量の推移も土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 平成7年の都市計画決定から20年が経過した現在においても、整備の必要性は変わっていないと考えております。

交通量の推移につきましては、平成20年から継続して調査を行い、北側の4車線整備が完成して以降、当区間の交通量は大幅に増加しております。ことし2月の調査結果では、1日の交通量が1万台を超えている状況です。このため、朝夕の通勤時間帯には渋滞も発生しており、混雑の緩和や通行の安全確保といった交通の観点からは、この整備の必要性は十分にあるものと認識をしております。

○16番（桑名龍吾君） そして、中断の理由というのが新堀川の自然環境を守ることと、そしてまたまちづくりの2点が問題になっておりますが、この問題に対してこれまで県はどのように対応し、そして検討し、結果がどうであったのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 新堀川の環境調査におきましては、平成20年から継続して行っておりまして、新堀川自然環境観測・検証専門委員会におきまして検証結果が示され、また現在もこの環境調査を継続しております。

高知市に対しまして、まちづくりの観点からこの4車線整備の必要性について具体的に提示していただけるよう働きかけをこれまで行ってきております。現在のところ、高知市のまちづくりの大きな青写真であります都市計画マスタープランにおいては具体的な記載には至っておりませんが、本年6月の高知市議会でも市長から極めて重要な路線であり、県と連携して早期完成に向けた取り組みを進めたいとの発言があったと聞いております。

○16番（桑名龍吾君） 今、高知市のマスタープランで具体的にという話があったんですけれども、高知市としても平成6年にはマスタープランのもとになる高知市地区整備計画、また23年には高知市総合計画、そして26年にマスタープランができたんですが、そのマスタープランが

あるのにそれ以上具体的なものを出せというのは、一体どういったものを出せば県としては納得ができるのでしょうか、土木部長。

○土木部長（福田敬大君） この区間の4車線化を進めることにより、この区域の交通量、交通の変化があるわけで、その際例えば駅前の通りをその後まちづくりの観点でどのように活用していくのか。例えばよさこい踊りをあそこで披露するような場所にするとか、そういうアイデアがいろいろあるわけで、今回のこの4車線化をまちづくりにどう生かしていくかという明確なビジョンを示していただければ、我々の心強い判断になるというふうに考えております。

○16番（桑名龍吾君） この路線につきましては高知市も毎年陳情しておりまして、まちづくりをする覚悟というものはあるわけでございまして、逆に高知市を巻き込んで一緒に県とやっていくというようなことで、高知市から具体的なものが出るまで待つのではなくて、向こうもやってもらいたいという思いがあるならば、ともに手を携えてそここのところは乗り切っていただきたいというふうに思います。

そして、知事に最後にお聞きいたしますけれども、この30年度末までの事業認可の期限が迫っている中、今後どのようなスケジュールで、またどのような方針を持って高知市、そして住民と調整を図っていくのか、お聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） この工事を中断している区間については、工事の再開または工事中止の判断をしなければならぬ時期に来ているのではないかと、そのように考えております。でありますので、私どもとしてこの周辺の交通の流れ、さらには新堀川の環境変化の推移、こちらを県民の皆様にお示ししながら御意見を伺いまして、高知市のまちづくりの方向性と整合性を図っていく、こういうことも必要になってくるのかなと考えています。

具体的に、高知市、そして高知県、そして地域住民の皆様方から成ります、仮称であります。まちづくり協議会、こちらの立ち上げの準備を行いたいと、そのように思っております。こちらを立ち上げさせていただきまして、そこで協議をして最終決定をしていきたいと、そのように考えています。

○16番（桑名龍吾君） この路線につきましてはこれまでの議論の中でいろいろ賛否もあったところでございますが、平成24年にアンケートをとっております。北側の4車線化ができたことに対してどういう思いですかということでお聞きしておりますが、これが「よくなった」というのが61%なんですね。そして、「悪くなった」というのが19.6%でございます。南側の今とまっている2車線についてはと申しますと、「交通量がふえたので危険である」、また「渋滞がひどくなった」というのが合わせて53%あるんですけども、これは南側が開通することによって解決できる問題ではないかなと思っております。

ですから、全線開通すれば、さらに利便性が高まったということで、これは県民からも、市民からも喜ばれる道であろうと私のほうは考えております。そして、道というものはやはり全線を開通することによって費用対効果というものが最大限にあらわれる。そして、道というのは途中で事業がとまると逆に不便な使いにくい道になるということでございますので、私は積極的に、事業認可の問題も迫っておりますので早期に事業を再開していただきたい、それを望むところでございます。

以上、この問題につきましては終了させていただきます。

続きまして、観光振興について御質問いたします。

外国のクルーズ客船が高知市に寄港するようになりました。平成26年度が1回、27年度が3

回、そして今年度が28回、また来年度は40回以上、再来年は既に20回の予約をいただいているという報告も受けております。また、30年度には世界の豪華客船クイーンエリザベス号が入港予定ということでございまして、この客船が入ってくると世界の寄港地として認められますので、この後、外国船というのはますますふえてくるのではないかなと期待をしております。

しかし今、高知県では今年度28隻入中の16隻が入ったんですけれども、町の声聞いてみると、これはすばらしいと、いろいろ経済効果もあって大歓迎だという一方、期待もしていた、そして我々も準備しているだけけれども、いろいろ乗り越えなくちゃいけない壁があって何か諦め気分になっているという声も、またあるわけでございます。

しかし、これは一時的なものではなくて息の長いものでございますので、どうやって県民の皆さん方の、そして御商売をされる皆さん方のモチベーションを維持していくのか、そこも大切だと思いますので、そういった点を含めてお聞きをしたいと思います。

県のほうでは、これまで来られた訪問客のアンケートをとっているということでございますが、どのような声が寄せられているのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 県では、今年度5月から8月までの期間におきまして寄港しました12隻の外国クルーズ客船で本県を訪れました外国人観光客のうち、シャトルバスを御利用された方に対してアンケート調査を実施しまして、1,165名の方から回答をいただいております。

そのアンケートに寄せられました意見としまして、よかったところとしましては、「人が親切だった」、これが60.3%でトップ、次に「食べ物がおいしかった」44.4%、「気候が過ごしやすかつ

た」36.5%といった声が上位でございました。

一方、悪かったところといたしましては、「外国語対応のできる場所、人が少ない」17.0%がトップです。次に「Wi-Fiなどの通信環境が悪い」13.0%、「外国語表記した店、施設、場所が少ない」、これが10.9%といった声が上位となっております。

○16番（桑名龍吾君） 私も受け入れ側の帯屋町商店街の知り合いの店も回りましたし、また帯屋町のほうでもアンケートをとっているんですね。その中で、やっぱり一番多いのが言葉の壁でございます。やはり言葉の壁が大きくてどう対応したらいいのかわからないという、そしてまたもう一つは店の前に人はどんどん来るんだけど店へ入ってこない、もう一つは店には入るんだけど何も買ってくれない、最後はどう接していいのかわからないという、そんな声が寄せられているところでございます。

特に言葉の壁のところ、いろんな通訳の方も商店街で歩いていらっしゃるんですけども、やっぱり人の流れと一緒に来ますので、自分たちのお店の人がちょっと助けを求めたいときにその通訳の人がいなくてばたばたすることが多い。だから、臨時の案内所というものをもう少し数多く、商店街のブロックブロックに1つつ置いていただいたら、我々も何かあったらすぐにそこに行ったらトラブルに対応できるというような声も寄せられております。

そしてもう一つは、やっぱり食堂だったらメニュー、またお店だったら案内表示というものを、英語だけだったらどうにか誰かに聞いてわかるけれども、英語も書かなくちゃいけない、中国語も書かなくちゃいけない、韓国語も書かなくちゃいけないとなったら、どうやってメニューをつくったらいいのかわからないというような声も聞こえてきます。

県としても、それぞれ手厚い支援というのは

していると思います。そういったところも対応してもらいたいと思いますが、それとあわせてこれから商店街というものも観光の名所になっていかなければなりません。今、商店街は商工労働部の所管になるところではございますけれども、今後観光振興部としてどのように受け入れ体制を整えていくのか、観光振興部長にお聞きいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） クルーズ客船の市街地での受け入れにおきましては、乗船客の旅の満足度を高めてリピーターを生むこと、それから商店街などでの消費の拡大につなげていくことに重点を置いて取り組んでおります。そのため、市街地へのシャトルバスの発着場所につきましては、はりまや橋バスターミナルとしてそこに臨時観光案内所を設置し、クルーズ船の規模によりまして2名から4名の通訳スタッフを配置し、そこで多言語の市街地マップの配布や観光案内を行って商店街に誘導し、商店街では配置した6名から11名の通訳スタッフが外国人観光客のまち歩きをサポートしております。

また、本年6月からは、観光施設やホテルなどの龍馬パスポート参加施設などを対象に、無料で24時間利用できる通訳コールセンターサービスも開始しております。さらに、本年4月から高知県観光コンベンション協会では、飲食店などが多言語でメニューを無料で容易に作成できる支援サイトを開設いたしまして、多言語メニューの作成をサポートしております。また、店舗などでお客様とのコミュニケーションをサポートする指さし会話シートの作成もして、ホームページ上でダウンロードするというようなことも行っております。

このほかに、商店街の組合などが多言語での観光案内板の配置やパンフレットの多言語化、外国人対応マニュアルの作成とか外国語音声案内ツールの購入などを行う際にも、県の補助制

度が活用できるようにしております。

○16番（桑名龍吾君） それと、最近はそういった団体客だけではなくて、多くの外国人個人旅行者も見かけるようになりました。そういった人のためにでもありますし、また日本人の観光客、これから幕末維新博もあって多くの人たちが高知を訪れるところがございますが、今常設のインフォメーション、案内所というのは高知駅のところにしかないわけでございます。飛行機で入ってくる人は高知駅には余り行きませんし、ただ車で入ってくる人もほぼ全ての方は中心商店街に一度は来るわけでございますので、やはりそういった人の一番集まる場所にも一つの常設のインフォメーション、案内所というものをつくるのも一つの手かだと思いますけれども、観光振興部長、そういったことは御検討していただけるのでしょうか。

○観光振興部長（伊藤博明君） 外国人観光案内所は今年度県内に2カ所追加になりまして、トータルで今10カ所になっております。高知市内は議員がお話しになりましたように、高知駅の前に1カ所ございます。こういったことですが、外国クルーズ客船の寄港時には先ほど申し上げましたように臨時的観光案内所も設置しておりますけれども、高知県を訪れる外国人観光客が大幅に増加しております。観光客が安心して県内各地を周遊できるよう、先ほど議員からお話がありましたように、中心商店街での外国人向けも含めた観光案内所の設置につきましては今後必要だと考えておりますので、高知市や中心商店街など関係者の方々と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○16番（桑名龍吾君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、知事にこの項の最後にお聞きをいたしますけれども、外国客船の寄港というのは県内経済に本当に大いに寄与しているところでは

が、先ほど言いましたように、期待していたよりも影響のない地域や業種というものも当然あるわけでございます。ただ、いつかはそういったところにも影響が出てくるわけでございますので、今後こういった人たちが無関心にならないようにしていかなければなりません。機運をどう高め、モチベーションを維持し、どのような考えでこれからの外国人観光客の受け入れをしていくのか、知事にお考えをお聞かせいたします。

○知事（尾崎正直君） いわゆる外国クルーズ客船、急激に数がふえてきました。ありがたいことでもあります。他方、やはり急激にふえてきている中において試行錯誤という側面は非常にあるんだろうと思います。私も経験した中で言えば、11.5万トンの船が来たときには港の中で渋滞は起きませんでした。16.5万トンの船が来られたとき、私は船を11時20分に出て、港から外へ出られたのが12時40分でした。5万トン規模の差やそれぞれ出てこられる人の数によって極端ないろんな問題が起きるんだなと痛感したときでありましたけれども、やはりこの間の経験を生かしながら、御指摘の点を謙虚に受けとめてしっかりと対応を積み重ねていくということがまず第一に重要だろうと思います。

そして、外国客船に来ていただける、やはり高知は外国人の観光客の皆様にも受ける地なんだということで、ある意味自信も持ちながら、今後本格的な国際観光の展開に向けての努力を積み重ねていかないといけない。そのときには、やはりつくる、売る、もてなす、これは観光の基本の3本柱だと思いますが、この点をしっかりやっていくと。外国人の方々に受けるような旅行商品というのをしっかりつくっていく。今これは県外の、国外の皆さんにも委託もさせていただきながらつくっています。そして、プロモーションしていく。この点については四国4

県での協働が非常に効果的かと思います。今この取り組みを進めようとしています。

そして、もてなすという点では、先ほどアンケート調査にありましたが、まだWi-Fiが足りないとか、外国語の表記が観光地において足りないとか、いわゆるそういう足りていないところがたくさんありますので、こういうのもしっかりと取り組んでいくと。こういうことでもって全体としての国際観光受け入れ、そしてつくり、そして売り込みと、この全体の基盤を高めて県内全域が国際観光地としてより展開できていきますように努力をしていきたいと、そのように思います。

○16番（桑名龍吾君） 外国船の寄港クルーズというのはやっぱり初めて来る人が多いわけでございます。その人たちがもう一回高知に来たいと、また2回、3回来たいと言うこと、ここが大事なことだと思っております。

おととい、前田議員のほうから経済効果がどれぐらいあるんだというふうに言われました。今年度だけでも4億7,000万円、それも食事とかお土産ということで直接的なところでこれだけの利益が上がった。2次・3次的にいったらもっと2倍にも3倍にも経済効果はなるんですが、ただこれも大事ですけれども、やっぱり今もっと大事なことは、次に高知に来てもらうために何をするのかということ。そしたら今回は日帰りではなくて泊まりになれば当然行動範囲も広がって、今までゴルフをできなかった人たちもゴルフをするかもしれない。そういった業種の人たちにも粘り強く根気強くこの外国人の観光というものを支援してもらって、そういったところがこれから県の大きな仕事になるんじゃないかなというふうに思っております。観光については以上でございます。

そして、最後の質問でございますが、スポーツの競技力の向上について御質問したいと思

ます。

8月の定例記者会見で、知事が、高知県出身のオリンピック選手が今回のリオでは一人もいない状況についてどう思うんだと、これからどうやって競技力を上げていくんだという質問に対しまして、その方策の一つとして、競技力の向上にはスポーツ医科学を取り入れた取り組みが必要である、選手や指導者の栄養指導やメンタルトレーニングなどサポートを強化できる体制をつくっていかなければならないという発言をしております。まさにそのとおりだと思います。

リオオリンピックではメダルのが数が41で、そしてロンドンでは38、北京では25だったんですね。北京オリンピックに合わせて国では競技力を上げるために施設をつくりました。ナショナルトレーニングセンター。そして、それに合わせてスポーツというものに医科学的にもっと取り組もうということで国立スポーツ科学センターというものをつくりました。昨年、私も西内健議員と加藤漠議員と3人でこの施設を見に行ったんですけども、スポーツというものの考え方ががらりと変わるところでございますし、そのときリオでは必ず成績を上げるというような声も聞いたところでございますが、そういった取り組みを高知県の中でもやっていかなくちゃいけないというふうに思っているところがございます。

そこで質問に入らせていただきますが、現在も競技力向上に向け事業展開をしております。問題点は現場指導者のスポーツ医科学に対する理解に温度差があること、また指導者を指導する専門家が少ないといった声が聞こえてきておりますけれども、今現状はどうなっているのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 県では現在、県立青少年センターを拠点としまして、けが予防のため

の医学的な健診ですとか、トレーニング指導、指導会、研修会など選手や指導者に対してスポーツ医科学面からのサポートを行っております。

しかし、こうしたサポートを積極的に活用する指導者は限定的でありますとともに、スポーツ医科学の担当者を配置して組織的に取り組む競技団体はまだまだ少ない状況でございます。

また、スポーツ医科学の面から専門的な指導ができるアスレチックトレーナーやスポーツドクター、スポーツ栄養士などの公認資格を取得している指導者は全国と比較しても余り多くない現状でございます。

○16番（桑名龍吾君） それで教育長、今後この問題点を解決するにはどうすればいいのか、具体策はあるんでしょうか。

○教育長（田村壮児君） 県としましては、各競技の強化計画に関するヒアリングですとか競技団体の核となる指導者の研修会などの機会を捉えまして、スポーツ医科学の活用の重要性ですとか具体的な効果について周知啓発にまずは努めていきたいと思っております。

また、スポーツ医科学の専門的な指導ができる公認指導者の資格取得を支援するとともに、現在専門家に依頼して行っております一部の競技団体へのメンタルトレーニングや栄養指導などの取り組みを、より多くの団体に広げて実施するなど、将来を見据えた人材の育成とサポート体制の強化を進め、競技力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○16番（桑名龍吾君） この国の施設に行ったときにこういう話も聞いたんです、やはり競技を超えた、そして年代を超えた選手たちが交流するというのも競技力向上のためには必要だということなんですね。でも、今の高知県の現状を見るとスポーツごとに分かれていて、なかなか他競技のトップアスリートたちが集うというのがないわけでありまして。そして、そういった施

設もないのが高知の今の現状ではないかと思っております。

そこで私もいろいろ調べたんですけども、そういった施設に対しての助成というのはあるのかなといえ、今年度からだと思いますが、文科省もスポーツ医科学連携の施設新改築支援ということで学校施設環境改善交付金、また地域スポーツセンター新改築改造に係る交付金要件ということで交付金も設置をしたところでございます。

そういった施設というものもこれからの競技力向上には必要ではないのかなというふうに思いますが、本県においてスポーツ医科学を実践する環境整備の必要性をどう考えるのか、知事にお聞きをしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） やはりスポーツ医科学のデータや研究成果を活用できる場というのが必要だろうというのが1つと、やはり選手や指導者の競技横断的な交流が行えるような場というのもまた必要ではないかと。これら2つを行っていくことがやはり競技力向上には大変重要ではないかと、そのように認識をいたしているところです。

そういう観点からいきまして、もう一段、高知県においての体制を強化しないといけないんじゃないか。東京オリンピック・パラリンピックというよい契機がございますので、そちらに向けて県全体の競技スポーツのレベルアップを図るための支援を行う。また、結果、県民全体のスポーツの振興ということにもつながっていくような、そういう形でのスポーツ医科学の拠点の整備、このあり方はどうあるべきか、この点について少し検討を進めていかなければならんではないかなと、そのように思っているところです。

○16番（桑名龍吾君） ぜひ積極的に前向きに進めていただきたいと思います。

私もスポーツ大好きでございますし、武道もやるんですけども、やっぱり考え方が変わってきたんですね。桑田真澄さんがすばらしいことを言っているんですけども、昔と今のスポーツでどう変わってくるのかといえ、昔はまずは精神の鍛錬をしなくちゃいけない、今は何かといえ、心の調和、要はバランスをどうとっていくんだということ。そして、練習については、昔は量を重視する、当然今は質を重視する。そして、昔のスポーツ界というのは絶対服従だったんですね、先輩に対して。でも、今は違うんです、尊重なんです、リスペクト。昔のスポーツは最終的に何をするのかといえ、強い選手をつくることなんですけれども、これからのスポーツというのは社会に貢献できる人をどうつくっていくんだということだと思います。

ですから、リオオリンピックに参加された皆さん方って、また賞をとった皆さんって、人間的にすばらしさがテレビで見てもわかるんですよ。語学もできるし、またマスコミとの受け答えも、やっぱりコミュニケーション能力もあるというのは人間を育てるからこそスポーツの競技力もアップしているということ。だから、これからそのところに目をつけた指導というか、そういったものが必要だと思っております。

次の東京オリンピックに向けて、当然オリンピックの選手を一人でも生み出すというのは大事なことですけれども、もっと大事なことは、それを生み出す過程で競技力を向上させるための仕組みをつくるというのが今与えられている仕事ではないかなというふうに思っております。そういった観点で県民のスポーツというものを考えていただき、豊かな生活ができる高知県をつくっていただきたいと思います。以上で、少し時間がありますけれども私の質問を終わります。

最後に、知事にこれからの高知県政に望むこ

とということでございますが、私は平成20年9月本会議で知事にこのような言葉を贈らせてもらっているんですね。米沢藩の名君上杉鷹山公の言葉でございますけれども、「受けつぎて国の司の身となれば忘るまじきは民の父母」というんですね。鷹山公は17歳で藩主になって、そのときに読まれた句でございますが、自分が国の長となった、これから忘れてはならないことは自分は民の父となり母となり、そして慈愛の政治をしなくちゃいけないということを言った言葉でございます。このときは知事に言ったら、41歳でまだまだと言っておりましたけれども、もう今は堂々とした高知家のあるじでございますので、これからも父となり母となり、そして慈愛の政治を続けていただきまして高知県発展のために尽くしていただければと思います。

以上で私の全ての質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、桑名龍吾君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時50分休憩



午前10時55分再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

高橋徹君の持ち時間は50分です。

28番高橋徹君。

○28番(高橋徹君) どうぞよろしくお願いをいたします。

桑名議員の非常にレベルの高い質問でございましたので、その後で少しやりにくいところではございますが、私の人生観であったり、ある

いは私が生きてきた一つの正義感であったり、率直な県民目線での御質問をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭に、高知県議会、県の中でも一番金額のかかっている一つの会議ではないかと思いますが、我々議員もそういったことをしっかり認識し、姿勢を正し、そして質問に当たってはなるべく張りをつけて、滑舌は悪いんですが、執行部の皆さんにしっかり我々の声が届くように、そんな工夫をしながら質問をさせていただいているつもりでございます。

知事もお気づきだと思いますが、きょうの答弁ではございませんが、知事であったりあるいは総務部長であったり、我々がここで聞いていても非常によく聞こえます。当然ケーブルテレビでも放映をされています。執行部の皆さんの中には聞きづらい、あるいは声が小さい方がおられます。我々は読み書きを聞いているわけじゃございませんので、やっぱり答弁者として答弁に立つ上においてはしっかりその辺をわきまえていただいて、テレビで見ている方もしっかり聞き取れるように、そんな工夫もしながら御答弁をいただいたらと思います。その辺もお互い気をつけて議会に当たりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、高知版のI o Tの推進事業についてでございます。

この問題につきましては補正予算にも計上されておりまして、知事から説明もございました。I o Tを活用して鳥獣被害対策をさらに進めていくとのことでありますが、高知県猟友会の上部団体であります大日本猟友会では、既にドローンを使って特殊カメラにあらゆる情報を記録させ、そして鹿の生息域や生息数を調査し、捕獲効率を向上させる研究を行っております。今年度は、東北では岩手県と中四国ブロックでは島根県で実施をいたしております。来年度は本県

でも三嶺地区での調査研究を高知県猟友会で考えているところでもございます。

また、高知県猟友会は近年の三嶺周辺、香美市物部町でございますが、国有林内での異常に繁殖した鹿による天然記念物であるミヤマクマガサやコメツツジなどの貴重な植物の食害や、食害による下層植物の消失による土砂流出や崩壊などの国土安全上の重大な問題に対応するため、四国森林管理局発注のシカ被害対策緊急捕獲等事業を受注し、事業を行っております。

また、この事業を受注する要件の一つであります認定鳥獣捕獲等事業者として知事の認定を一般社団法人高知県猟友会が受け、本年7月22日に香美市地区の猟友会の狩猟者を主体とする52名が従事者として事業に当たっております。

事業の内容は、鹿が好むヘイキューブという餌をまき、鹿が寄ってきたところを銃器で駆除するものでございます。8月21日から、約20カ所に餌をまき、全ての箇所での採食行動は見られますが、これまでのところ捕獲の実績は上がっておりません。

また一方、西熊山周辺3カ所に囲いわな、天井のないわなで周囲100メートルを囲ったものを設置し、鹿捕獲を行っております。山頂まで片道約4時間かかりますので、資材はヘリコプターで運びました。また、このような遠隔地に設置したわなの管理を効率化するためインターネットを利用したわな監視通報装置を設置し、わなの状況が写真とともにメールで届くようにしています。さらに今後は、わなや捕獲の全体状況を鳥瞰できるようドローンの利用も検討してみたいと思っております。なお、9月4日現在、1頭が捕獲をされておりますが、成果は順次上がるものと期待をしているところでございます。

今後、高知県における指定管理鳥獣捕獲等事業の発注も予定をされておられますが、鹿やイノシシ等の有害鳥獣の被害から農林業者等を守

る唯一の機関として、引き続き会員である狩猟者が行っている市町村の有害鳥獣捕獲を初めとし、これからも安全第一として頑張っていく所存でございますので、どうぞ御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、これらのことから、このたびのIoTを活用して鹿などの鳥獣がわなに捕獲されたことを知らせるシステムの実証研究の内容についてももう少し詳しく説明をいただきたいと思いますが、商工労働部長にお尋ねをしたいと思います。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

また、IoTの関係、当然中山間の理事のところでも関係あるところでございますが、IoTの鳥獣対策への活用に関しては県猟友会と連携して取り組む必要があると考えますが、中山間対策・運輸担当理事にもこのことについてお聞きをしたいというように思います。

○議長（武石利彦君） 一問一答でお願いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 鳥獣被害対策としましてわなを使用して野生鳥獣を捕獲する場合に、わなにかかったかどうか、捕獲されたかどうか、そういったことを確認するため、先ほどのお話にもございましたけれども、日々山の中をめぐり見回りをしなければならないといったような負担は大変大きいものがあるというふうにお聞きをしております。

このような負担を軽減するためにも、先ほど議員のお話にもございましたように、携帯電話を利用したわなの捕獲を検知するようなシステム、これは既に商品化をされておるといふふうに聞いておりますけれども、これらは逆に言いますと電波が届かないところでは使用することができませんので、今回実証研究では携帯電話の電波が届かない場所でも稼働できるシステムの開発を目指そうとするものでございます。

具体的に申しますと、まず捕獲した際の振動によって鳥獣の捕獲を感知しその内容を発信す

る通信のセンサーをわなに取りつけます。次に、ドローンなどを使いまして一定の距離まで受信機をセンサーに近づけることで、捕獲をしたというセンサーからの電波を拾いまして、その情報を今度はスマートフォンなどで狩猟者の方にお知らせをするといったようなシステムを考えています。

またこういうこととあわせて、こういう捕獲をした、どこで捕獲をしたというようなものをデータベース化しますとともに、将来的には監視カメラあるいは赤外線センサー、こういったようなものを活用しまして鳥獣の行動を把握し、その情報もデータベースに蓄積をする。それを分析することによりまして、わなを効果的に設置するにはどこに置いたらいいとか、あるいは季節によって場所はどのあたりが有効であるかというように位置を変えたりすることで捕獲率を向上させていきたいということも目標に置いてシステム開発をしたいというふうに思っております。

今回、構築しようとするシステムというのは携帯の電波が届かない場所でも使えるという既存の商品にはない強みを持っているというふうに思っておりますので、県内の中山間地域に広くこれを普及させますとともに新しいビジネスとしての展開を目指していければというふうに考えているところでございます。

○28番（高橋徹君） 失礼しました、訂正をします。

I o Tの鳥獣対策への活用に関しては県猟友会と連携して取り組む必要があると考えますが、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。失礼いたしました。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 鳥獣被害対策の中で、有害鳥獣の捕獲効率を上げるといふことや捕獲に係る負担を減らすといふことは重要な課題の一つであり、このI o T技

術を活用した新たな開発には大変期待をしておりますが、その際にはシステムの開発者から利用者である狩猟者まで関係者が連携し情報を共有していくことが重要と考えております。

例えば研究開発成果の活用の連携という点では、お話にありました来年度県猟友会が検討されているドローンを活用した鹿の生息状況把握のための調査研究に関しましては、県が開発する捕獲通報システムと併用することで、鹿の生息が多い場所に効果的にわなを仕掛けるといふことができ、かつ見回りの負担を軽減させるといふことができると考えます。

また、三嶺の周辺に設置している携帯電話を利用したシステムに関しましては、先ほど商工労働部長から御説明がありましたように、今回県が開発に取り組むわなの捕獲通報システムは携帯電話のエリアにかかわらず広く地域を選ばずに利用できるため、携帯電話の電波が入る場所では既存システムを利用し、携帯電話の入らない地域ではドローンを使った今回の県が開発するシステムを使うというように使い分けることで、山岳地など携帯電話の電波が入りにくい地域でも広く鹿捕獲に取り組みやすくなるという相乗効果等が生まれることが期待をされます。

こういった成果の活用に至るまでの開発段階におきましても、猟友会の皆様には、例えば現場でのニーズや猟友会の取り組み内容の詳細を県のほうにも御提供いただくことや、県の実証研究を進めるに当たって効果的な実施場所の選定でありますとか試験現場でのアドバイスといった御協力をいただくことで、より効果的、効率的かつ実用的な成果につながるものと考えますので、鳥獣対策を担当いたします私どもの部署が情報共有の窓口あるいは場合によっては調整役として連携を図らせていただきたいと思います、そのように考えております。

○28番（高橋徹君） ありがとうございます。

次でございますが、河川環境の整備についてお伺いをしたいと思います。

鏡川には河川横断構造物、つまり5つの堰があり、農業用水、水道用水等の目的で建設をされております。建設年数も40年以上経過しておりますが、朝倉米田地区の地下水の利用による問題についてお伺いをしたいと思います。

老朽化している護岸が被災し、災害復旧しなければならぬ状態が続いております。場所によっては重機等河川を渡っての工事となるケースが見受けられます。そこで、堰を倒して水位を下げれば工事経費は極端に軽減できるのですが、そうはいきません。なぜなら、朝倉米田地区には300軒を越す住宅で地下水を利用しており、堰を倒し水位が2メートルほど下がれば地下水の水圧が減ることなどがこれまでに起こっております。

このことについて、先日高知市議会で問題となり、同地区に対してアンケート調査を行っております。もちろんこの地区は上水道の管路整備が進み、各家庭でつなぎ込みをすれば何の問題もございません。回答率は35%、およそ3分の1の方々が上水道の切りかえを前向きに考えておられます。

私は、これらのことから、同地区周辺の環境整備を見据えたときに、早急に何らかの手法で住民に現状の説明をし、そして上水道への移行を促すべきであると考えております。もちろん災害時での地下水は大変重要な命の水であることは私も承知をしております。これまでも県による河川改修で無駄な経費を投入しておりますが、県民の貴重な税金を大切に使う上においても、県が先頭に立って高知市と話し合いの場を持ち、工事等における水位が低下をしても生活が維持できる環境を整えるべきと考えますが、土木部長の考え方をお聞かせいただきたいと思

います。

○土木部長（福田敬大君） 朝倉米田地区におきまして、上水道の管路が整備され、各家庭で水道の引き込みを行えば、鏡川の災害復旧工事などの際に堰を倒して水位を低下させることにより工事費の削減や河川環境の改善につながることにつきましては、我々も認識をしております。

このメリットについては、高知土木事務所と高知市で行っております工事等の事業に関する情報交換の場、県市土木行政連絡調整会議で伝えてまいりたいというふうに考えております。

一方で、この水道施設の整備につきましては、高知市が主体となる事業でございます。利用者の意向もあることから、県といたしましてはアンケート結果を受けた高知市の判断を尊重してまいりたいというふうに考えております。

○28番（高橋徹君） 先ほどの部長答弁の中でお話があったように、堰を倒して水位を下げれば工事もかなり安く見積もりができると思うんですが、その経費は県が公共事業の中で見ています。しかし、住民の方々はこのことについての情報等が余り入っていませんので、やはりそのことによる公共事業の事業費がかさんでいるということを何らかの町内会の会等に出向いてお話をさせていただいて、そして住民にそのことを周知して一定の方向性を見出すということについて、もう少し踏み込んで努力をしてほしいとお願いしておきたいと思っております。

次でございますが、公共工事で発生する残土の処分地について御提案を申し上げたいと思っております。御案内のように、これまで高知県に限らず全国でも、私たちが生活していく上で発生する廃品や工事用残土あるいは地下の汚泥等、正しく分類され、そして正しく処理されておられません。特に、北山などの山中に不法投棄され続けています。しかし、家庭で出る廃品等は高知市などでは分別処理をしておりますので、それ

ぞれ個人のモラルに期待をすることでありますが、一定そういった制度はできてございます。

さて近年、公共残土の処理場が不足をしていることについては県としても承知をしていると思いますが、発注をして工事をするだけじゃなしに、当然残土も出るわけでございますので、やはり残土の処理場をしっかりとどこかに設けるなり、県のほうでそのことについても対策を図る必要があると思うんですが、土木部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 公共工事で発生いたします土砂については、まず現場の中で利用する、なお搬出が必要な場合は50キロメートルの範囲内にある他の公共工事で有効利用するというようにしております。

この公共工事で利用ができない場合につきましては、適正に処分できる民間の処分場や市町村が確保している土捨て場などへ搬出することとなります。地域によっては、この処分場の確保に非常に苦慮している実態があることも承知しております。

今後も引き続き、国や市町村などと協力しながら、受け入れ先の確保に向けて公共工事で発生いたします土砂の有効利用と適正処理に取り組んでまいります。

○28番（高橋徹君） 私がこの問題を取り上げたのは、鏡ダムにかなりの土砂が流れ込んでいます。鏡ダムでもこの流入土砂を撤去しダムの能力を上げるということについては喫緊の課題だろうと思いますが、大体この鏡川に流れ込んだ土砂というのはどれくらいの量があるか、土木部長は御存じでしょうか。

○土木部長（福田敬大君） 濟いませぬ、今手元に数字がございませぬ。

○28番（高橋徹君） 私が聞きましたら、鏡ダムの上流のどこか山合いに道をつけて、どうも少

しずつ処分をするようなんですが、そんな小さなことじゃなしに。鏡ダムは100万立米を越すようなんです。その土地が後々に何かで利用できるように山合いの谷合いに入れるんじゃないに、こういった土砂をどこかいい場所に投入し処分して、処分をした後は平地として利用できる、そういった仕組みを考えていくべきではないかと思えます。

今、鏡ダムのほうで計画をしていることについても、土木の人間だけでそのことを処理するんでなく、やはり委員会のようなものを立ち上げて、もっと大きな視点でこのダムの流入土砂についての処理計画を立ててほしいと思えますので、このことについては要請をしておきたいと思えます。

次に、入札不調・不落の原因についてお伺いをしたいと思います。6月の議会において、我々の会派の上田議員から坂本龍馬記念館の増築・改修の入札不調の原因についてただしたところでございました。

不落の理由については、貴重な文化財を展示、収蔵する博物館仕様や一般的な建築物では用いない工法や材料を使用しており、その部分で県と業者の価格の考え方に相違があったことと、全国的な仕事量の増大で工事価格の高騰、技術者や職人の不足等を理由としているが、私は建築課による市場価格の把握が十分でなかったことも大きな原因と指摘をしたいと思います。土木部長に、このことについての考え方等についてお聞きをしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 坂本龍馬記念館増築等工事の入札不調の主な原因として、特殊な工法や材料におきまして県の設計単価と入札参加者の見積単価に格差が生じたことというふうに考えております。

この建築工事では、標準的な単価が定まっていないう工種が多く、それらは設計の際に専門業

者から徴収した見積もりを参考として単価を決定しております。特殊な工法や材料につきましては、これは個々の取引によりまして価格が変動し、専門業者の参考見積もりにもばらつきが生じることがございます。

このため、県では、聞き取りや独自調査によりまして市場価格の把握に努め、この設計単価に反映しておりますけれども、今回結果的に入札参加者の見積単価との格差が生じることとなった次第でございます。

○28番（高橋徹君） そのことに関連をするんですが、現在建築課は土木部の中にあり、わずか30名足らずの人員で建築に関する業務を行っております。以前は土木建設業の中で建築に関する事業はさほどなかったと思うんですが、近年は全体の金額においても大きなウエートを占めております。

私は、高知県土木部における事業内容の変化に建築課が対応できていないことが要因としてあるのではないかと考えております。そのことについての私の認識についてどのような認識を持っているのか、土木部長にお伺いをしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 建築課の業務量につきましては、学校の耐震化の工事、それから新図書館の建設等の大型工事が近年集中しておりますため、平成26年度から急激に業務量が増加していると考えております。

このため、平成26年度以降、例えば正職員を建築課に1名増員する、それから臨時職員も1名増員する、そして設計及び工事管理補助業務の外部委託を拡大するなどの対応を図っております。引き続き、業務量に合った組織体制の確保と職員の育成に努めてまいりたいと考えます。

○28番（高橋徹君） 坂本龍馬記念館の不調、不落の件でございますが、6月の本会議後、委員会、担当課長から詳しく説明と今後について

委員の方々への報告もあったと聞いておりますが、私は本会議での議員の質問に対して、当時の岡崎文化生活部長でございますが、説明不足と私は受けとめております。

県民期待の施設の開館が3カ月おくれるということにどういった認識を持っているのか、文化生活部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○文化生活部長（岡崎順子君） 入札が不調となったということで、坂本龍馬記念館のリニューアルオープンが約3カ月おくれることにつきましては、県民の皆様にご心配をおかけしたと重く受けとめております。

7月に実施をしました再度の入札によりまして落札者を決定し、8月19日には仮契約を行い、今議会に契約締結議案を提案いたしております。

この坂本龍馬記念館は博覧会のメイン会場でございます。平成30年4月のリニューアルオープンに向けてしっかりと取り組んでまいります。

○28番（高橋徹君） この問題だけじゃございません、知事は御存じないと思いますが、学校の施設でも入札をしてかなりの不調、不落の案件があります。高知県の経済を見たときに、運送コストはかかる、そして全体の工事量はそんなにございませんので関東あるいは中国地方からいけばそんなに仕入れも多くないと思います、四国は。それからいけば、全体のいろんな備品、工事用に係るもの、そういったものについては単価は当然安くはないと思うんです。例えば坂本龍馬記念館は、私は多分県内のコンサルタント業者を入れて県外の業者で工事をするのかなと思っていたら、コンサルタントは県外でも工事は県内の業者でやると、土木部のほうでこう言い切って、県内の業者で現在施工が決まっています。

そのことについてはすごく評価をするんですが、やはり設計をしていく段階でコンサルタントから上がってくる金額をどう見るか、その折

にそれぞれいろんなところで調査して金額を設定するわけです。金額も大体設計金額の上限と下限が1割ちょっとで、その1割ちょっとの金額の中に要は設計金額をはめていけば誰かが落札してくれるわけなので、かちっと金額を合わすわけじゃないんで、それについてはやはりもう少し慎重に——しかも建築屋さんもそれぞれ土木業者も、この設計に当たってはかなり労力と費用を費やしていますので、3カ月おくれただけじゃ済みません。業者さんはその資金負担をしているわけなので不調、不落を起こさない、このことについてはしっかりとお互いが認識を持って工事を発注する。要は、県民にかわって県庁の職員の皆さんが工事を発注するわけなので、そのことができないということは県民に対してそのことをおわびする、そういうことだと私は思うんです。もう少しこのことについて慎重に、そして県内の実情をしっかりと把握して工事を発注する、このことに鋭意努力をしていただきたいと思いますのでお願いをしておきたいと思います。

次に、公共事業に関することですが、御案内の総合評価方式による一般競争入札についてお伺いをしたいと思います。現在、総合評価方式による入札では、企業評価の中で技術力について同種工事の実績の有無、同種の成績評価、直近の成績評価の最低点あるいは優良工事の表彰の有無あるいはISOの審査登録等の有無等がございますが、その中で優良工事表彰の最高点が10点となっています。

しかも、この成績点は5年間有効となっておりますが、人口比が似たような他県と比べ、高知県は優良工事表彰に対するウェートの置き方が異常なまでに突出をしていると私は思っています。他県や国の制度に倣うべきと考えますが、理由と現状の評価について土木部長にお伺いをしたいと思います。

○土木部長（福田敬大君） 優良工事表彰の実績につきましては、総合評価におけます企業に対する評価と配置技術者に対する評価のそれぞれに用いております。

過去5年間におきまして知事賞もしくは優良賞を2回以上受賞した場合を満点といたしまして、企業の評価では40点満点のうちの10点を、技術者の評価では55点のうちの10点を配点しているところでございます。

この表彰に当たりましては、施工状況や工事のできればなどを厳正に審査し、特に優秀と認められるものを選定しており、建設業者の模範となるものであってこの事業者の技術力を評価するにふさわしいものであるという考え方から現在の評価を与えているところでございます。

評価の方法はそれぞれの発注機関で異なっておりまして、本県の優良工事表彰のウェートは国や四国の他県に比べて高いものとなっております。

この評価の方法につきましては、さまざまな御意見がございます。それぞれの項目のウェートについては常に検証、検討していくべき課題だというふうに考えております。検討の結果、本年度からこの優良工事表彰の対象期間をこれまで7年だったものを5年に短縮したところでございます。

この評価の方法につきましては、有識者で組織いたします総合評価委員会において議論いただいた上で毎年度見直しを行っており、来年度に向けても建設業界の御意見も伺いながら必要な改善について検討してまいりたいと考えます。

○28番（高橋徹君） この改善は以前から業界からの要望もあるようでございますが、知事、こんなことが起きているんです。10点満点をいただくと5年間なんです。例えば今、土木の中で積算をすればほとんど最低制限価格をばちっと合わすことができるんです。それで、私は少し

入札の結果を見てみました。この10点をいただきましたら、10万円とか15万円ぐらい上でも必ずこの業者がとるんです。この優良工事の加点をいただいている二、三社しかないんですよ。例えば尾崎建設が表彰でその10点ももらって入札に参加します。そんなに厳しいところを狙っていかなくても今の成績を、入札結果を見れば受注しちゃうんです。

しかし、その制度を国はもうとっていないんですよ。確かに優良工事をすることによってその業者を評価するという、それは大事なことだと思うんですが、その評価を国なんかはもうそういった加点はしていませんよ。例えば四国で高知県が10点、徳島県は5点、島根県は2点、鳥取県はゼロ、福井県が0.5点、島根県は2点なんですけれど5年間、福井県なんか2年間、これだけ他県が受注の平準化が図れないということで改正をしているんですよ。どこを向いてこの総合評価方式をこれからも続けるんですか。入札結果を見たら、その加点をいただいている企業が参加すれば必ず受注になるんですよ。

例えば高知市なんかは、取り抜きという制度をとっているんです。その企業が受注をすればその業者は次にはとれない制度、そしてそれぞれ従業員を抱えていますんで、やはり多くの企業に担っていただいて、そしていい仕事をしていただく。

しかし、この加点の表彰をするのも県の職員が見るんじゃないですか。業者は大変ですよ、加点に来る、見に来る、当然いい工事をしなきゃなりません、みんな県庁の職員に必死で訴えていますよ、よく見ていただきたいんで。そんなことやめませんか。もう少し平準化してみんなにいい仕事をしてもらうように、そして国交省であつたり他県に倣いませんか、そういうふうに考えてみてくださいよ。

一度私がきょうお話をしたことをBランクの

そういった企業が受注している状況を、知事、調べてみてください。少しこの制度には矛盾があります。少し偏った入札制度になっていますので、そこはひとつ考えてみてください。

当然、自民党にも、そして高知土木事務所にこのことについての業界からの要望書も出ていますので、そのこともしっかり重く受けとめていただいて改善をしてほしいと思いますので要請をしておきたいと思います。

次に、スポーツ施設の利活用でございますが、教育長にお伺いをするんですが、野市町の青少年センターの屋外グラウンドの利用時間について利用者の方々から改善についての御提言をいただきました。

私が通告をした後、青少年センターから書類をいただきました。私がお話をいただいたのはソフトボールでの利用の際でございますが、もう少し開場時間を早めていただけたらどうかということございました。当然、ソフトボールも8時半あるいは9時から始めるにしてもライン引きであつたりいろいろ準備都合がありますので、できたら7時半ぐらいに開場できないかなというお話でございましたので、そのことについて調べてみましたら、申し出をしていただいたら少し時間を早めていただけるというお返事をいただきました。

しかし、限られた施設の中でやっぱり有効に、そして多くの利用者に使っていただくということは大変重要なことでございますので、これだけじゃなしに、県内のこういったスポーツ施設の状況についても利用者の目線に立って改善できるものから改善をしてほしいということで、質問はいたしません。少し早めていただいているということでございますので、今後そのことについてもぜひ利用者の目線に立って利用時間を決めてほしい、こんなことをお願いしておきたいと思います。

残りの10分でございますが、多発傾向にある職員の不祥事について、私も知事には少し厳しく御質問したいと思うんですが、我々も含めて最も規範意識が求められている県庁職員の不祥事が続発をしております。当然、職員一人一人の質の問題であることには間違いありません。組織としての県民の模範となり、そして県民の幸せのために忠実に働かせていただくという視点においても欠落をしております。

なくならない不祥事、処分の軽さにも、視点を置かなければなりません。一連の事案について尾崎知事の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 県勢浮揚に向けまして職員が一丸となって官民協働で取り組みを進めている中におきまして、県民の皆様の期待と信頼を裏切る行為が重ねて起きていることは大変遺憾でありまして、私も申しわけなく思っております。

不祥事に対しては、それぞれの事案ごとに本人から事情を聞くなど事実関係を十分に把握し、行為の原因、動機、性質、影響など、個々の事情を考慮しているところであります。その上で、処分の量定の判断に当たりましては、人事院が定める国家公務員の懲戒処分の指針も参考にしながら、本県の過去の事例や他県事例との均衡を保つことで恣意的な判断に陥らないようにしております。引き続き厳正に対処してまいります。

議員御指摘のとおり、県民の模範となりますように、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにしよう公務員倫理の確立と綱紀の粛正を図っていきたく、そのように考えております。

○28番（高橋徹君） このたびのせんだって報告を受けた窃盗の案件ですが、小学生であったり中学生であったりの万引き等々なら話はわかります。量販店に行ってお酒、ビールを袋に入れ

て持ち帰る、これは盗人です。窃盗ですね、今で言う。私は詳しく知りませんが、懲罰委員会等もあって、その中で停職1カ月と決めているようでございます。

我々も、不祥事の折にそれぞれの委員会で担当部長からこんな不祥事があったということで結果の報告は受けます。一言二言、言いたいことはあるんですが、結果として決まっているのでそういった委員会の中で私は一度も発言をしたことはございません。しかし、総じて我々県民の血税で、県庁の職員は高度な試験を受けて高度な教育を受けて県庁の職員になっている。しかもこの職員、県税事務所の職員ですよ。いわば税を徴収して我々も税を納めさせていただく、納めさせていただくと納めていただく、お互いそういう気持ちで税というものに当たらないと、私は常にそう思っている。けれど、その職員がですよ、その職員がですよ、たかが3,000円とはいえ窃盗ですよ。そして、1カ月の処分の後は、また隣のテーブルに座って仕事をする。士気が上がりませんよ。できたら、自分自身で退場してほしい、どこかに行してほしい、そういった思いです。もう少し、私は数カ月休んでいただいて頭もまるめて反省をしていただいて、そういった期間として1カ月は私は軽過ぎると思っています。

それと、全体に不祥事が最近非常に多いです。知事の仕事ぶり、そして県議会の中でのそれぞれの議員発言の中で、非常に知事が活躍している、そして県勢浮揚に頑張っている。そのことは我々も十分承知をしていますし評価をするところなんです。知事のその仕事ぶり、情熱、高知県を浮揚させたい、その思いが本当に県庁の職員みんなに伝わっているんでしょうかね。自分の社長を何とか守り立てたい、県勢を浮揚させたい、そういった気分であれば最近の不祥事はまず起こりません。

知事の思いと職員の仕事に対する熱意、情熱、県民のために、そういった熱意が欠落している職員がぼつぼつじゃなしに結構いるんじゃないかと私は思うんです。

知事の行動については新聞等でも我々はよく承知をしているんですが、私見なんですけど仕事の仕方を少し変えてみませんか。東京、いろんなところへ出向き、あるいは中山間に出かけて、それぞれの地域の声を聞く、大事なことなんです。私の持論からいえば、地域の声は我々県議会議員も聞いているんです。そのことを県政でどう反映させるかということをお我々は常に思って地域で仕事をしています。知事においでをいただいて、知事に直接声を届ける、このことも大事なんですけど、少しそのことについても私は以前から違和感を持っています。その時間があるんならば各出先機関に行って直接知事が職員の方々とお話をして、朝でもいいですよ、ぱっと行って頑張ってください、一言でもいいですよ、そういったことで知事の顔を職員皆に見せる。そして、知事の熱意を職員みんなが共有をする。そして、みんなが尾崎正直知事丸に乗って、そして動いていく。私は尾崎知事丸に乗っていない方が大分いるんじゃないかと思うんです。

そして、少し仕事の仕方を変えてみませんかというのは、一つには、私自身は議会に来るときに5分前にはここにきて座ろうと思っています。というのは、執行部の皆さんよりは先に来てお迎えしようと、そんな気持ちです。どこの社長も余り早目には来ませんが、——うんと頑張っている社長は暗いうちから来て仕事をしている社長もおるんですが、たまには少し何分か前に来てその席に座って議場を見ろというの、また違う世界が見えるかもわかりませんよ。私はそんなことも一つの全体を見る視点として欲しいなと。

それともう一つ、我々の仲間では知事に期待を

することは、方向性、それから仕事、こんな仕事をしたい、ある程度そういう発信をすれば、後は部下がやりますよ。トップセールスというのは、私の持論では、今までの溝渕さんにしても中内さんにしても大二郎さんにしても、それぞれ大きな企業とのつき合いをしながら、企業の誘致、特に製造業、そういった企業の誘致を積極的に売り込んでいたと思うんです。知事に期待をしたいのは、知事の人脈、能力、そういったものをフルに活用して企業に、製造業、特に雇用のパイを大きくするということが私は県政の一番大きな課題じゃないかと思うんです。

毎年毎年6,500人の人口が減っています。佐川町の人口が1万3,000人ですので、2年たてば佐川町の人口がなくなっちゃうんですね。我々もそれは当然責任があります。県勢を何とか浮揚させたい。それから、今言う人材交流あるいは県外からの移住、そうしたことは非常に大事なんですが、もう少しそういった視点で仕事の仕方を変えることによって職員の不祥事、こういったところが激変する、そういったところにつながると思っていますので、私はこのことについて知事にひとつ助言でもありませんが私の思いをお伝えさせていただきました。

ぜひこういったことも変えて、不祥事のない県庁をつくり上げていただきたいと思います。知事から何かございましたらお話を賜りたいと思います。

○知事（尾崎正直君） まことに貴重な御意見をいただきました。重く受けとめさせていただきますと思います。

先ほどの職員の処分の関係については、過去の前例に照らして、他県の前例にも照らして処分をしたものでございます。恣意的な判断はできませんので、基準に照らしてさせていただいたということでもあります。

それに従って、県職員が今県政の中において

どうも県勢浮揚に向けた私の思いを勘案でき切っていないのではないかと、そういうお話がありました。

私としては、県職員は随分頑張ってくれていますのでその名誉のために申し上げたいと思いますが、私が就任してから今に至るまで職員の数というのは大体9割で、1割減っています。しかしながら、総勤務時間というのは1%しかふえていません。しかも産業振興計画、長寿県構想、南海トラフ地震対策、仕事そのものは大いにふえています。大いに仕事はふえていますのですが、約1割少ない職員の数で1%しか勤務時間トータルをふやさずに頑張ってくれています。これは職員が一生懸命頑張ってくれているということではないのかなと、そのように思います。

中山間に行って私自身、声を聞くことは大事だと思います。

トップセールスについて、製造業の誘致など、引き続き頑張りたいと思いますが、この災害の多い高知県において誘致だけでなく内発的な形で地元の皆さんの業者、こういう方々の力をふやすように頑張る、これもまた大事なことだと私は思います。

私としては、私へのアドバイスもお受けしながら、私の一つ信じる道で頑張ってもらいたいと、そういうふうに思います。

○議長（武石利彦君） 以上をもって、高橋徹君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良富彦君の持ち時間は35分です。

35番吉良富彦君。

○35番（吉良富彦君） 早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

62年前の1954年3月1日から2カ月半の間、アメリカは太平洋ビキニ環礁で6回も水爆実験を強行、それに遭遇し被曝した日本のマグロ漁船の放射能汚染検査の記録文書が厚労省から公開され、2年たちました。被曝した延べ992隻のうち高知県の船は270隻、実数は117隻とされています。

公開された後、本県は、2014年12月に厚労省健康局総務課長に対し、新資料の科学的検証と元乗組員などへの健康影響を国としてまとめ、適切な救済支援措置を早急に実施するよう要望、提言しました。厚労省は翌1月に厚労科研費研究班を設置し、検証を始めました。

一方、2016年、ことし2月26日、がんを発症した高知の元船員6名と遺族4名が全国健康保険協会高知支部に船員保険の労災適用を求めて集団申請しました。31年にわたって350名もの高知の被曝船員を掘り起こし調査してきた太平洋核被災支援センター山下正寿事務局長は記者会見で、重立った関係者は8割方亡くなっている、県の助言で書類をそろえることができた、何とか早目に認定につなげたいと語りました。

さらに5月9日、高知の元船員ら45名が国家賠償を求める集団訴訟を起こしました。被災資料を隠してきた公文書開示義務違反と、被災者への援助と被害を回復する義務、作為義務を全くなかった責任を問う訴訟です。マグロ漁船第2幸成丸の元乗組員で、40代で仲間を相次いで亡くし胃がんで胃の半分を切除した原告団代表の桑野浩さん83歳は、ここに来るまで62年待たされたのか、国は正直に被曝の事実を認めて

ほしい、真実を明らかにし、亡くなった仲間
報告をしたいと無念さをにじませて語ったと報
じられています。被災者が国を提訴した5月31
日、厚労省研究班は研究代表者明石真言名で、
「ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究：
平成27年度総括・分担研究報告書」を出しまし
た。

検証を提言した本県に対し、研究報告書に関
する説明あるいは連絡等、どのような対応が厚
労省からあったのか、健康政策部長にお伺い
いたします。

○健康政策部長（山本治君） 研究報告書につ
きましては、研究班から厚生労働省に提出され
た後、速やかに本県への送付がありました。ただ、
研究結果についての説明は特に受けていません。

○35番（吉良富彦君） なかなか専門的な内容
ですので、本来説明はしかるべきだと私は思
います。そもそも開示に当たっての厚労省の対
応には、黒塗りや重要な被災船外し、また被
曝線量を過小に評価したメモを取材記者だけ
に配付するなど、60年間放置してきた事件
を解明しようとする姿勢が見られませんでした。

報告内容は救済支援措置の有無を左右する
ものであり、また今後の放射線研究上の重要
な資料となるものですから、関係者が参加で
きる報告会や国会公聴会など広く意見を求
め検証がなされる場を設定するよう厚労省
に提言すべきだと考えるものですが、健康
政策部長にお考えをお聞きします。

○健康政策部長（山本治君） 今回の平成27
年度ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する
研究は、厚生労働省において定めた研究課
題について当該分野を専門とする研究者に
依頼して行うものであり、研究方法などに
ついては研究者が主体的に定めるもので
す。

研究の評価については、学会等の場で専門
家によって行われるものと考えていますが、
元乗

組員やその家族の皆さんから今回の研究
内容についてわかりやすい説明を求める要
望等があれば、研究代表者をお願いして
いきたいと思います。

○35番（吉良富彦君） 今回の研究班の報
告は、最大の外部被曝総量が第12高知丸
などで約1.12ミリシーベルト、内部被曝
は極めて低く、健康に影響が出る被曝量
ではない、下痢や頭痛との関係は放射線が
原因と考えることは困難と結論づけてい
ます。

この研究班報告に対して、県のビキニ環
礁水爆実験の健康影響に関する健康等相
談会で、講演と相談に当たった星正治先
生や田中公夫先生はどのように評価なさ
っているのか、これも健康政策部長にお
聞きします。

○健康政策部長（山本治君） 新聞報道
などで最新の文献を読むという基本的な
ことができているという発言があったこ
とは承知をしていますが、この報告書に
対する見解を県としては伺っていません。

○35番（吉良富彦君） それにかかわ
って、被曝した元被災船員らの支援を行
っているビキニ被災検証会は、厚労省
研究班報告に関する申し入れを行い、両
先生の研究と関連させて次のように指
弾しています。

「広島大名誉教授・星正治グループによる
血液（染色体）・歯（ESR）の検査につ
いて意見を求めず、国際学会で発表され
た元環境技術研究所の田中公夫先生の
染色体分析からの線量評価の研究報告
や岡山理科大の豊田新先生の歯の分析
データについて、問い合わせもせず、
引用もしていません。特に、田中先生
のビキニ被災船員の染色体異常のデー
タは「研究班」の報告書公表の2ヶ
月前の2016年3月にドイツの学術
雑誌Radiation and Environmental
Biophysicsに掲載されています。先
行研究から学び、研究協議するという
研究機関のルールも踏まえられて

いません。」と研究原則にもとると述べています。先ほど部長がおっしゃいましたように、まさにこの評価も星先生の評価と一緒にじゃないかと思えます。

また、厚労省研究班が3月1日のブラボー実験時だけに調査対象船を絞っていることに対しては、調査した10隻の航路は3月26日までしか調査されず、「第11高知丸、第2幸成丸、瑞洋丸、第12宝幸丸、尾形海幸丸は26日以降の航路記録が消されています。3月27日に2回目の水爆実験ロメオが」あったからとしか思えない。「低線量被ばくである」という前提で船体汚染を推定しているため、2回目の実験影響をはずす必要があったとしか考えられません。3万カウントの船体汚染をした第8順光丸、長期入院で「水爆実験による白血球減退症の疑い」と診断された貨物船弥彦丸、歯の検査で319ミリシーベルト被ばく証明された第5明賀丸などは、ブラボー以降の水爆実験中に操業・通過した被災船です。6回の核実験の影響調査をせず、最初の1回だけしか対象としないのは、証拠隠滅を意図した報告書と言わざるを得ません。」と断じています。

その他ビキニ検証会が指摘した問題点を以下紹介させていただきます。

1、不十分な厚労省開示資料をもとに、関係機関、研究団体、被災船員、遺族に一度も聞き取り調査をしていない。2つ目、放射線被曝の影響は5年以上の経過を見る必要があるのに、開示文書中の白血球数のみで健康に影響を与えるような被曝線量がないと結論づけるのは、放射線被曝の後影響を無視した非科学的な詭弁にすぎない。3つ、高い放射線汚染海水調査結果に研究者が完全防護した政府の調査船俊鵠丸の第1次調査結果を全く引用していない。4つ目、貨物船弥彦丸の岡山大学医学部内科学教室の研究報告書で、傷病名、放射性物質による白血球の減少症の疑いと書かれた最も重視されるべき

資料を分析していない。前白血病状態と言われる骨髄異形成症候群で亡くなった弥彦丸の元船医山本勤也医師が記した記録も分析していない。5つ目、検証会代表で静岡ビキニ研究会代表の聞間元医師は、広島・長崎の原爆症を認定する基準の一つは爆心地から3.5キロメートル以内の被曝でその外部被曝線量は1ミリシーベルトなので、厚労省研究班報告の最大被曝線量1.12ミリシーベルトという値は健康に影響が出る被曝量であり、船員たちのがん発症のリスクがあったことを認めたものである。第5福竜丸以外の船員も同程度の被曝だったことが明らかになった。

ほかには時間の都合で省きますが、このような疑義を生む研究報告では、研究者はもちろん本県初め全国の被災者が納得できるはずがありません。高知県議会は、本年2月議会で全会一致で科学的検証による分析を求めています。また、2014年度総括・分担研究報告書の結論に、「ビキニ水爆実験時に被災した船員の被ばく線量の評価については、更なる調査・分析が必要である。」とも書かれています。

そこで、県は厚労省に対し、研究体制と方法の改善とあわせ、科学的な分析結果を得られるべく、来年度も研究事業を継続するよう提言すべきだと思いますが、健康政策部長のお考えをお聞きます。

○健康政策部長（山本治君） 今回の研究を踏まえての国の方針について国へ改めて確認したところ、当該研究は厚生労働省が開示した資料の整理及び約60年前の散逸した資料の収集を行い、線量評価の可能性について検討を行うことを目的としたものであり、その目的が達成されたため研究を継続することは考えていませんとの回答がありました。

国家賠償案件として係争中でもあることから慎重な対応となることが予想されますが、県と

しては被曝された船員の皆様方に寄り添っていくことが大事だと考えていますので、もう一步踏み込んだきめ細かな検証をしていただけないか、国に求めていると思います。

○35番（吉良富彦君） よろしくお願ひいたします。

また、被災者初め高知でやはり報告をしてほしいという声も既に上がっていますので、その声も県に伝えて報告会なども、先ほどの答弁もありましたように、一緒になって、もし声が上がれば応えるような取り組みもしていただきたいというふうに思います。

1985年3月、ビキニと長崎で2度被曝をした藤井節弥さんの衝撃的な話を高校生たちが知ったことから、30年の間歴史の中に埋もれていたビキニ水爆被災漁船員の存在がクローズアップされ、漁師としての誇りと我が人生を取り戻す取り組みが始まりました。高校生たちが元乗組員一人一人を探し出し、被曝の事実を積み重ね明らかにしていく姿に触発され、医師や科学者、被曝者や漁船員、教職員など50人が集まり、1985年9月、高知県ビキニ水爆実験被災調査団が結成されました。各地で調査団による健康調査が始まり、国や県に被曝調査や救済を求める活動が広がり始めました。

翌年、1986年12月、高知県議会では、原爆被災者と同じように保健行政を行うよう検討すると答弁がなされ、翌1987年6月には、県の保健環境部から各保健所に対して申し出があれば被災者同様の検査をと通知がされています。その当時の厚生省と水産庁が、資料はないと、そして調査もできないと無視を決め込んでいたときに被災者同様の検査をすとしたこの県の姿勢は私は見事と言わざるを得ません。同年、土佐清水市は、自治体としては初めての独自調査を実施して267人の被災船員を把握しています。

被災漁船員の会も次々と立ち上がり始めまし

た。1988年5月、高校生が始めて3年ですね、大方町で被災漁船員40人近くがビキニ被災船員の会を結成、宿毛市では20人、室戸市では1990年に30人、そして県段階の高知県ビキニ被災船員の会は1988年5月11日、第11富佐丸元漁労長の稲妻昂さん、世話人で高知市ですけれども、そして第2幸成丸の元船長の崎山さん、室戸市です、そして今津さん、土佐清水市、など関係者26人で結成されました。

そして、意見を集約し県庁へ行き、以下4つの要求を行っています。1、被災者調査を県指導のもとに実施、2、定期的な健康診断の実施や医療費の補助、3、適正な職員配置や研修、4、原爆医療法をビキニ水爆実験被災者にも適用するよう政府に働きかけること。

そしてその後、1990年3月1日に、ドキュメンタリー映画「ビキニの海は忘れない」が封切りされます。高知の高校生によって核被災ビキニ問題が全国に、全世界に広げられることとなったわけです。

その1990年7月3日に、高知県議会にビキニ環礁における水爆実験に伴う被災船員の医療保障に関する請願が6,228人の署名で提出されています。それは241名中77名ががんや心臓病その他の疾病で年若くして死亡しているとして、1、被災船員の健康診断やがん検診、2、医療費の補助、3、実態の調査、4、被災者手帳交付など被災者並みの扱いを求めたものでした。残念ながら、この請願は不採択をされています。その理由は、討論に立っていないので明らかになっていません。極めてこれは残念なことだと私は思っております。

しかしそれから、こうやって出したものの、役員がやはり被災していますので次々と死亡していきます。そして、2001年にはついに役員全員が死亡していなくなって、被災船員の会は自然解散となります。被災船員の実態調査や健康

診断を主な活動としてきた高知県ビキニ水爆実験被災調査団も、ビキニ被災者の医療対策や外交文書の全面開示を求める太平洋核被災支援センターへと発展的改組となりました。

それから13年たった2014年、厚労省の公文書開示を契機に、県は2015年より室戸市、そして土佐清水市、ことしは高知市と、健康相談会を3回開催しています。それは極めて大事な役割を果たしてきたと私は考えています。この県の取り組みはことし7月の黒潮町独自の健康相談会へと結びつきました。会場には25名の方々が参集し、そして「米軍の飛行機が3回回って、そして通信筒を落としていった。そこには7カ国語で、危険なので私たちの方向と一緒に逃げてほしい」ということも書いていたというような証言も初めて出されて、そして5組の方々が健康相談を受けております。

県民の不安に寄り添う県のこうした取り組みが被災者と遺族の心を間違いなく支えて、そして船員保険適用や国の不作為に向き合う力を育ててくれたと私は思っております。土佐清水市での相談会での地元保健師がすぐれた役割を果たしたことも忘れられません。地元を知っているわけですから、被災している船員の方も本当にわかっているわけですね。知っているから安心して会に来てくださる。

さて、来年度は高齢化する被災船員の健康相談の身近な窓口としてこのような保健師の役割を位置づけながら、この間実施してきた各地域での健康等相談会も内容を吟味し継続実施すべきだと思いますが、健康政策部長にお考えをお聞きします。

○健康政策部長（山本治君） これまで県主体で開催してきた健康等相談会では、市町村の保健師には問診や介護・福祉的分野の相談を実施していただきました。また、相談会の後も家庭訪問などをしていただくなど重要な役割を果たし

ていただいています。

本健康相談会は、講演会とセットにした形で合計3回、県の東部、中央部、西部でそれぞれ開催したことや元乗組員の方々も高齢となってきたことから、この形式での健康等相談会は一旦終了して、今後は市町村と連携して個別に必要な方への相談支援を行ってまいりたいと考えています。

○35番（吉良富彦君） 今の答弁は、どうも縮小していく方向に私はとれてしまうんですけども、そうではなくて、常に相談の窓口は開いているよと、県としては節々にこういうこともやりますよということをやっぱり示していくということが県民を励ますことになるんですね。いま戦後史上初めて、世界の歴史上初めて、国を相手にみずからの人生をかけて闘っている県民がいるわけですから、その立場に立った取り組みを県はやっぱし引き続き行っていただきたいと思えます。

その取り組みは、生活に近いところで行っていく、そしてそれと同時に広く門戸も広げて窓口も明確にしていくということであってほしいと思えますけれども、そういうことでしょうか。

○健康政策部長（山本治君） 健康相談そのものは、当然御高齢でもありますし個別に身近な方に対してやっていきます。そもそも新たな資料が明らかになりましたので、健康に不安を持たれている方に対してしっかり説明をして、少しでも不安を和らげていただくということで行いました。

せっかく来ていただけるんで、講演というのも一緒にやりましたけれども、講演というのもう3カ所ですらありましたので、今後は講演というよりは個別相談の健康相談のほうに力点を置いてやっていきたいというふうに考えておるといことです。

○35番（吉良富彦君） 了解いたしました。次に

移ります。

食中毒や感染症など予期せぬことが発生すれば、県は県民の健康を守るために調査し、症状等を記録するでしょう。同様に、ビキニ被曝によって被災した県民の災いを県史にしっかりと位置づけ記録化することは、県行政の大事な任務ではないでしょうか。

長く被災船員の追跡調査をしてきた山下氏は、県や厚労省など公的機関はその気になればすぐに船員保険加入記録から被災船員リストが入手でき、その後の病院記録、健康状態や死亡診断書の閲覧を含め健康追跡調査が可能と思われると述べ、自分たちのような民間団体の聞き取り調査では個人情報、非開示資料が多く、1隻の8割程度の判明まで6カ月から1年以上もかかりますと述べ、行政による追跡調査に期待を込めています。

高知新聞の社説「被災者に誠実に向き合え ビキニ提訴」は、広島、長崎に続きその1000倍もの威力に被災した船員は「この間、体調と被ばくの影響に不安を抱きながら生活することを余儀なくされた。がんを発症し亡くなった人も多い。今回の原告には死去した17人も含まれ、元漁船員は80代が目立つ。残された時間は多くない。」と述べています。

そこで知事にお聞きします。県として、被災船ごとに本県船員を確認し、追跡調査を行い、被曝の実相を後世に伝え残す取り組みを求めるものですが、お考えをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 県といたしましては、これまでこのビキニ被曝、この被災船員の皆様方に対しまして、国に対して科学的検証を行って必要に応じて対応を行うように提言するとか、さらには少しでも御不安が和らぎますように健康等相談会等を開催するでありますとか、さらには船員保険の労災認定申請のお手伝いでありまして、こういうことに積極的に取り組んで

まいったところでございます。

御指摘のように、こういう問題について記録をしっかりと残すということは非常に大事なことでだろうと、そのように思います。ただ、要するに、約60年前のことでありまして、さらに言えば、さまざまな個人情報管理の観点の問題もあるわけでありまして、県でも今後のさらなる追跡調査などについて極めて困難な側面もあるのではないかと考えています。

ただ、何か対応の仕方があるのであれば、私どもとしても県として関係者の皆様とお会いして十分にお話を聞くように部局に指示をしたいと、そのように考えております。

○35番（吉良富彦君） 意思はあるという御発言だと私は確認したいと思います。

積極的にやはり厚労省のほうにも、それから水産庁のほうにも出向いて、一応473隻今度明らかになりましたので、トレース、追跡して本県の船籍をやはりまずは調べてみると。そして、どのぐらいの船員の被害があったのかということを残していくということは非常に大事なことでと思いますので、その方向でまた検討もしていただければと思いますけれども、再度、知事をお願いいたします。

○知事（尾崎正直君） 正直なところ、そんなに簡単な問題ではないと思っています。しかしながら、県であればどういうことが、よりできるようになるのか、そういうことについて関係者の皆様方にお話を聞いて、ちょっとその方法を探ってみるということをやむを得ないというふうな指示をしたいと、そのように思っています。

○35番（吉良富彦君） 健康相談会を重ねた中で、この相談会を担当してくださった鎌田先生、星先生、田中先生の3人の先生から、被災船員や家族の証言集の作成が要望されています。数値だけではわからない被災直後や放射線の時を経

た影響は貴重な体験であり、今記しておかないと忘れ去られるというものです。

被災船員の証言集作成に向けて多くの船員の手記や証言などを持つ太平洋核被災支援センターと連絡をとり、県としての取り組みを求めているのですが、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（山本治君） 元乗組員の方々は相談会で御自分の体験をよく話されており、話すことで心が和らいでいるという印象でした。このため、相談に当たった専門家の方々から体験談をまとめてみてはどうかという御意見が出されたものと承知をしています。

また、太平洋核被災支援センターの関係者がこれまで多くの元乗組員の体験談を収集されており、既に証言集の作成に着手されているとお聞きしていますので、センターより具体的な要望がありましたらお話をお聞きしたいと考えています。

○35番（吉良富彦君） よろしく願いいたします。

かつて30年にわたり日本領であったビキニ環礁を含むマーシャル諸島は、アメリカ占領後67回も核実験が繰り返され、住民とともに大地、海が被曝しました。汚染された海流と大気によって放射線は地球規模に広がり、そして今また福島第一原発事故による住民と大地、海への放射線汚染の危機であります。ますます先鋭化して大きくなるであろう人類と核の闘い、その中でビキニ被災船での核被災への今の取り組みは一地方のことではなく、グローバルな人類の課題に取り組んでいると言えます。核被災・放射線汚染問題解決の先進県として、県民とともに取り組みを積み重ねていただくことを県に求めて、この項を終わりたいと思います。

次に、学テ問題について質問させていただきます。

ことし4月に実施された全国学力・学習状況調査の後、馳文科大臣が、過去問を解かせるのは本末転倒だと批判し、その後4月28日付で文科省は、過去の調査問題を練習させ本来実施すべき学習が十分に実施できない状況や、数値データの上昇のみを目的にしている状況は本調査の趣旨、目的を損なうものだとの通知を都道府県教委に出しています。

まず、いわゆる過去問をめぐる本県の状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 全国学力・学習状況調査の問題には、これからの社会においてどのような力が求められるかといったメッセージが込められておりまして、それをしっかりと受けとめるためには、過去の問題も含めて教材として授業の中で学習したり児童生徒の学力の定着状況をはかるために活用することは大事なことだというふうに考えております。

ただ一方で、学力・学習状況調査を、成績だけ上げることが目的として過去の問題を繰り返し子供たちに練習させることは、先ほどもお話もありましたように本末転倒だというふうに思っております。

このため、県教育委員会では文科省の通知を受けまして各市町村教育委員会に対して調査の趣旨、目的を再度周知するとともに、調査結果を上げるために過去問題を繰り返すことのないように、調査の目的を逸脱する指示を行ってはない旨の指導を行っております。

また、今年度の結果の公表の後にこのようなことが行われていないか、市町村教育委員会に聞き取り調査を行っておりまして、市町村教育委員会からはそのようなことはないという回答をいただいております。

○35番（吉良富彦君） 高知県教組がこの3月に実施したアンケートでは、各地教委が相当過去問をやらすような、先頭に立ってやらせている

というアンケートが出ています。先ほど教育長がおっしゃったようなことではないですね。例えば全国学テまでの50日プラン、県版学テまでの70日プランが市教委からおろされ、その実施が強要されている。そして、市教委から印刷された過去問が回ってきた。どの時間に行くかは担任が決めればよい。問題形式になれさせるためと説明がされた。実際は算数タイム、金曜6時間目、月3回の学校裁量の時間に取り組んだ。これも市教委なんですね。

そういう意味では教育長、今度しっかりと各地教委を指導していくということが必要だろうと私は思うわけです。

そして、この小6と中3対象の全国学テだけではなく、本県が独自に小学校4、5年生と中学校1、2年生に課している県版学テをめぐっても似たような事情が起こっています。県版学テと言われている高知県学力定着状況調査のことの実施日、1月12日の4日前に県中部の中学校の英語教師が試験問題と酷似した練習プリントを配付、試験日までに解くように指示した。このことは不適切な指導だと県教委が発表との記事が1月下旬に報道されております。

不適切とした理由をお聞きいたします、教育長。

○教育長（田村壮児君） お話のあった事案につきましては、得点を高めることを直接に意図したものであるということではございませんでしたけれども、生徒の学力状況を把握し、補充学習や指導方法改善に生かすという調査の目的を履き違えるとともに、調査目的を妨害することにもつながるという行為であったために、不適切な指導ということで注意したものでございます。

○35番（吉良富彦君） それじゃないですね。例えばこういうアンケートがかかっているんです。2学期末を控えたある日、県版学テ対策に、県版学テですよ、対策にその過去問を12月中に全

部行うよう校長に言われた教員が、今からそれをやると予定しているところまで教科書が終わらないのでできませんと答えた。すると、その校長に今どっちが大事と思っているんだとどなり返された。このアンケートを見れば、英語教師をどうして責めることができるのでしょうか。履き違いじゃないです。間違いなく校長なんかに出しているはずですよ。

全国的に過去問やドリル、類似問題を何度も繰り返しやらせる事態は普通に広がっているんですよ。

県版学テの結果が出ての取り組みを含めて、もう一度点検し直すということが必要です。そして、学校長をして授業時間を奪ってでも過去問練習、点数アップへと追い立てている者は、点数を競うのではないと言っている文科省、県教委本人であることを私はここで指摘したいと思います。

第2期高知県教育振興基本計画第3章に「小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる」ことを明記、また冒頭で小学校国語A問題で全国平均を3.4ポイント上回る等々、数値を明示して意識化させています。こうなると、学校現場が点数対策に走らざるを得ないじゃないですか。上位を目指すというんですから、上位というのは点数でしょう。それでしかはかれないんですよ。

教育長もその自覚を持つべきだと思います。過去問やドリル、類似問題ではかられる学力を何らかの指標として比較したり語ったりすることに余り意味は見出せません。

第2期教育振興基本計画における全国学力・学習状況調査の位置づけが現場の点数競争をあおるものになっていると私は考えるものですが、見直すお考えはないか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 第2期高知県教育振興

基本計画、教育大綱も同じでございますけれども、その最終的な目標というのは基本理念に掲げております、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたき、郷土への愛着と誇りを持って高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材を育てるということでございます。

その上で、それに向けた取り組みの進捗状況を把握しながら、しっかりとP D C Aを回していくためには、具体的でわかりやすい指標が必要であると考えております。そのようなものとして、知の分野に関しましては、小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げるという目標を掲げているものでございます。

これは市町村や各学校の競争をあおるというものではなく、目標達成に向けてそれぞれの立場で達成に向けて頑張っていこうという趣旨の目標だと考えております。

あくまで学力向上に向けた取り組みの成果を示すK P I、重要指標として掲げているものであって、得点を高めることだけを目指しているわけではないということを御理解いただきたいと思っております。

○35番（吉良富彦君） 理解できません。過去問を繰り返すのではなくて、教育条件をしっかりと整備して、そして教師が学んでうれしいという授業を創造できる、そういう方向に県教委の基本理念、目標を変えていただくように要望いたしまして私の質問を終わります。（拍手）

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、吉良富彦君の質問は終わりました。

ここで午後1時40分まで休憩といたします。

午後1時35分休憩



午後1時40分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は50分です。

21番西森雅和君。

○21番（西森雅和君） お許しをいただきましたので、初めにエコサイクルセンターについてお伺いをいたしたいと思っております。

県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場、いわゆるエコサイクルセンターが平成23年10月に開業し、ちょうど5年が経過したところであります。この間、エコサイクルセンターにおいては大きな事故もなく順調に運営がなされてきたところであります。8月29日と9月2日、1週間に2度発煙するという事故が発生しました。8月29日の最初の事故のときには遮水シートが破損するという事態になっております。管理型産業廃棄物最終処分場において何よりも優先すべきは、言うまでもありませんが安全ということであります。

そこで、エコサイクルセンターの事業主体、エコサイクル高知の理事長である副知事にお伺いしたいと思いますけれども、開業からきょうまで、この5年間で小さな事故も含めてどのような事故があったのか、またなかったのか、お伺いしたいと思います。

○副知事（岩城孝章君） エコサイクルセンターの事故として報告すべきことは今回の火災事故まではございませんでした。また、エコサイクルセンター自体は気づかなくても地域住民の皆さん方に何らかの影響を及ぼすようなことはないか、そうしたことがあってはいけませんので、連絡協議会というのをつくって住民の方々にいろんな御意見をお聞きしておりますが、その場でも環境の変化だとかそうした事故ということ

はございませんでした。

○21番（西森雅和君） 今回の発煙事故であります
すが、1回目は8月29日午前8時30分ごろ、エ
コサイクルセンターに出勤してきた職員が埋立
処分場を点検していたところ、埋立処分場の壁
から煙が出ていることに気づいた。そして、職
員が周辺を掘り起こしてみたところ、遮水シー
トの一部が損傷していたということであります。

そこで、副知事にお伺いしたいと思いき
れども、今回の発煙事故の重大性をどのように
受けとめているのか、副知事。

○副知事（岩城孝章君） こうした施設の運営は、
施設の安全が確保されまして、地域住民の方々
の生活の安全・安心があってこそ成り立ってい
るものでございます。今回の2度にわたる発煙
事故によりまして地域住民の皆様はもとより県
民の皆様は大変御心配をおかけしたことに對し
まして、深くおわびを申し上げます。

施設における発煙や遮水シーートの損傷、これ
はあってはならないことでありまして、今回の
ことは大変重く受けとめております。しっか
り原因究明をして、万全の再発防止策を講じて
まいりたいというふうに思っております。

○21番（西森雅和君） 今回の事故であります
が、火災事故と捉えてよろしいのか、副知事にお伺
いたします。

○副知事（岩城孝章君） 消防機関では、今回の
発煙事故を火災として取り扱い、実況見分が行
われております。

○21番（西森雅和君） 今回の事故であります
が、エコサイクル高知と環境対策課からの第1報及
び第4報までの報告によると、発煙した廃棄物
は、粉状の荷物を運ぶための袋、いわゆるフレ
コンバッグに入った鉱滓であり、その原因は特
定できていないということでありました。

処分場には本来火が出る要素がないわけであ
ります。今回の事故で一番知りたいことは、な

ぜこのような事故が起こったのか、何が原因な
のかということであります。

そこで、林業振興・環境部長にお伺いたし
ますけれども、出火原因についてきょう現在ま
でに結論は出ているのか、お伺いたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 発煙の原因
につきましては、これまで複数の専門家や試験
研究機関、消防機関の協力を得ましてその解明
を急いでおるところでございます。

現在のところ、専門家や消防機関の見解は鑄
物砂の中にあつた何らかの金属が水に触れて発
煙したことが疑われるとのことで一致しており
ますが、完全には原因の特定はできておりませ
ん。

○21番（西森雅和君） 出火原因の究明、今行っ
ているということでありましてけれども、最終的
にいつまでにその結論が出るのか、林業振興・
環境部長。

○林業振興・環境部長（田所実君） 最終的な結
論を出すには、現在試験研究機関などで実施し
ていただいております発熱試験の結果や消防機
関の調査結果が重要になってまいります。それ
らの結果がいつ出るかは明確になっておりませ
んが、今後も関係機関との連携を密にしながら
速やかに結論を出せるように取り組んでまいり
ます。

○21番（西森雅和君） 結論が出ないことによる
エコサイクルセンターの廃棄物受け入れへの影
響というのはあるのかどうか、林業振興・環境
部長にお伺いたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 現在、発煙
したフレコンバッグを搬入した事業者が排出す
る鉱滓につきまして、発煙したものと同種の鉱
滓が入っているフレコンバッグの受け入れを中
断しておることがございます。

○21番（西森雅和君） 再びちょっと副知事にお
伺いをいたしたいと思いきれども、処分場

の維持管理指針、また事故対応マニュアルというのをつくっていたのかどうか、お伺いいたします。

○副知事（岩城孝章君） 平成23年3月に維持管理マニュアル、これで作業内容や点検・管理方法について規定をしております。また、事故対策という面では同じく23年3月に安全管理マニュアル、これを作成して緊急連絡体制等について規定をしております。

○21番（西森雅和君） 建屋のように覆いかぶせられた処分場などは防火設備が必要であるというふうに思うわけでありませけれども、火災報知機、また消火設備及び排煙設備などの防火設備は整っていたのか、副知事。

○副知事（岩城孝章君） 今回の事故が起こるまで処分場内での火災の発生というのは想定していなかった関係から、火災報知機など一部の設備については管轄の仁淀消防組合から免除を受け、設置はしていませんが、処分場内には可動式の消防ポンプ1台と消火器41本、また敷地内には消防用水を2カ所設置しております。今回のことを教訓として、監視体制を強化するよう火災報知機の設置等について消防機関と相談をしていきたいというふうに思っております。

○21番（西森雅和君） 今回発煙したとされるフレコンバッグでありますけれども、これはいつ処分場に運び込まれたものか、副知事。

○副知事（岩城孝章君） エコサイクルセンターでは、産業廃棄物の受け入れ時点で荷おろしした場所は記録に残しておりますが、鉾津の入ったフレコンバッグはちょっと壁際であるとか場内で移動させておりました。このため、今回発煙したフレコンバッグはいつ処分場に運び込まれてきたものなのか正確にお答えすることはできませんが、埋め立ての手順、また発煙したフレコンバッグの位置から推測すると、2年ほど前のものではないかというふうに考えておりま

す。

○21番（西森雅和君） 2年ぐらい前に運ばれてきたものではないかということでありませけれども、廃棄物の管理方法に問題がなかったのかどうか、これもちょっと聞いておきたいと思ひます。

○副知事（岩城孝章君） 先ほど、フレコンバッグについては移動させている、その時点でいつ運び込まれたのか正確なことがわからないというような、2年ほど前ではないかというようなお答えはしましたが、今回のことを教訓として移動させた場合の記録もしっかり残していくようにしたいというふうに思っております。

○21番（西森雅和君） 恐らく管理表みたいなのが実はあるんだと思うんですね。本来、受け入れたときにはそういった管理表をきっちりつけて、それでどこにどういうものを管理しているということであろうかというふうに思ひませけれども、今回はそれを壁際に移動させたということでありませ。

考えてみたら壁際のほうに置いていなかったならばこんな事故にはなっていないのかなというふうに思うところでありませ。火災発生した当初、約1,000個が壁際に置かれていたということでありませけれども、壁面の遮水シートを守りたかったという思ひがあるんですね、これ。やっぱり重機なんかで遮水シートを傷つけてはならないということで、壁に沿ってフレコンバッグをだっと置いていたということでありませ。

建設当時のエコサイクルセンターの遮水シートというのは、実は副知事も御存じだと思ひませけれども、実績のない、製品認定がされていないシートを使っていた。これについては私もこの議場で相当議論をさせていただいたところでありませ。また、その遮水シートの会社というのは今、処分場の遮水シート部門を撤退してい

るという状況もあって、それであるがゆえに、何かあると大変だという、そういう思いがあってそのフレコンバッグを壁際に移していたのかなというふうに思うところでもあります。

しかし、それが逆にあだとなって火災が起ってしまったと。これが事のでんまつというか、そういうことではなかったかなというふうに思っているところでもあります。心配なことは、二度とこのような事故が起きないのか、再び火が出るようなことはないのかということでもあります。

今現在、処分場の中にある原因と思われる鉱滓について安全性が保たれているのかどうか不安があるところでもありますけれども、副知事に、処分場の中にある鉱滓は安全性が保たれているのかどうか、お伺いいたします。

○副知事（岩城孝章君） 議員のおっしゃるとおり、二度とこういうような事故は起こさない、そうしたことは重要であるというふうに思っております。そのためには、原因究明が非常に大事なことになっておりますが、この原因については、複数の専門家などから鋳物砂の中にあつた何らかの金属が水に触れて発熱したことが疑われるとの見解が示され、できるだけ空気に触れさせず水をかけないこと、また掘り出さないことなどの助言を専門家の方にいただいておりますので、現在はそうした助言に沿った対応をしております。

発煙については9月3日以降、発熱については9月14日以降、それぞれ確認されておられません。また、新たな発熱がないかにつきましては、巡回の際に赤外線センサーによりまして温度の確認をしているといった状況でございます。

○21番（西森雅和君） 今後どのような再発防止策をとっていくのが重要になってくるわけがありますけれども、事故報告の第4報によりますと、専門家の助言ももらっているわけでありまして、その助言を踏まえて、今後どのような再

発防止対策をとっていくのか、副知事。

○副知事（岩城孝章君） 先ほど申し上げましたように、フレコンバッグに入った鉱滓について焼却灰をかけて埋め立てること、場内に水を浸入させないことが重要であるというふうな助言をいただいておりますので、原因が究明されるまでの間はこうした専門家の助言に沿った対策をしっかりと講じていきたい。また、雨水が浸入しないように雨どいの修繕、また土のうの設置などを今現在行っているところでございます。

引き続き、原因究明に努め、その原因に応じた再発防止対策をしっかりと講じてまいります。

○21番（西森雅和君） 今回の火災事故で結果的に遮水シートが破損するという事になったわけでありまして。今回破損したシートの面積というのが高さ1メートル70センチ、幅が70センチほどということでもありますけれども、今回破損した場所だけじゃなしに、熱によってその遮水シートが劣化しているという、やっぱりそういうことも考えられますので、そのあたりの調査、これは専門家を交えてしっかりとさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

重機なんかで破損するとパッチワーク的に修繕をするという場合もあるそうでもありますけれども、今回の件に関しては、熱でもって破損した、そういうことに関してやっぱりその部分だけじゃなしに、その周りもしっかり確認をしていく、そして対応していくということをお願いをしたいというふうに思います。やっぱりそうした今後のしっかりとした修復と安全対策を考えたときに、処分場の遮水シートを専門的に製造、施工しているシートメーカーに相談をしていくことも大事なのかなというふうに思うところであります。

いずれにしましても、最も優先すべきことは安全ということでもあります。これから行う遮水シートの修復と安全対策は、今後の産業廃棄物

行政への県民の信頼にもかかわってくるわけがあります。二度とこのような事故が起こらないように、県民が不安を感じることをないように、対応、対策を重ねて強く要請させていただきたいと思います。

次に、今後の管理型産業廃棄物最終処分のあるり方について知事にお伺いをしていきたいと思ひます。県は今後、高知県における管理型産業廃棄物の最終処分場についてさまざまな角度から検証し、その考え方を整理して基本構想、いわゆるマスタープランを策定するという事になっております。このマスタープランを策定するに当たっては、公平かつ独立した立場から管理型産業廃棄物の最終処分のあり方を検討することが必要であります。

そのために、管理型産業廃棄物の最終処分のあり方を県に対して助言、提案する機関としてことしの6月に、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会が設置され、現在検討が重ねられているところであります。

そして、先月でありますけれども、その検討委員会から県に対して、今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想の中間報告がなされたところであります。

この中間報告では、現在エコサイクルセンターにおいて計画を大幅に上回るペースで廃棄物の受け入れが進んでいることから、近い将来県内に新たな施設を整備する必要があるとしております。

そこで知事に、県内の新たな管理型産業廃棄物の最終処分場の必要性について県としても検討委員会と同じ認識に立つのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○知事（尾崎正直君） 新たな管理型産業廃棄物の最終処分場について今後論じていかなければならないわけでありますけれども、まず冒頭、

論ずるに当たりまして、このたびエコサイクルセンターにおきまして発煙事故を起こしてしまひまして、本当に多くの皆様方に御不安なお気持ちをさせてしまひました。本当に申しわけなく思っております。しっかり安全対策に万全を期してまいりたいと、そのように考える次第でございます。

新たな管理型産業廃棄物の最終処分場のあり方について、基本構想検討委員会を設けて検討いただひてきたわけでありますけれども、この機関については、公平かつ独立した立場からその内容を検討するとともに、県に助言、提案をいただくために県として設置をさせていただいたものでありまして、そういう関連からも委員会からの報告については基本的に尊重すべきものであると、そのように考えております。

今回の報告は、あくまで中間報告でありますけれども、その中で管理型最終処分量は今後増加傾向で推移することが予測されることなどから、近い将来県内に新たな施設を整備する必要があることが示されております。

県としましては、まずはこの報告書の内容を踏まえて検討を開始していくことになります。いずれにしても、結論は最終報告を待つてということになろうかと考えております。

○21番（西森雅和君） また、この検討委員会の中間報告では、新たな処分場の整備手法について、民間による整備は難しいだろうとしております。そして、新たな施設については公共が関与する手法により整備を進めていくことが必要であるとしております。委員会が新たな処分場の整備の手法についてこの時期に中間報告で触れたということは、今後のスケジュール的なこともあるのかなというふうに通うところであります。

そこで知事にお伺ひしますけれども、この検討委員会の報告を踏まえたとき、新たな処分場

の建設は公共で行うということになるのか。

○知事（尾崎正直君） 今回の中間報告では、新たな施設については公共関与の手法により整備を進めていくことが必要であると示されております。まず、この中間報告で示された点をスタートとして私どもの検討を始めていくということになります。最終結論は最終報告が出てからということになるかと思えます。

○21番（西森雅和君） 最終報告ということですがけれども、ここの点に関しては余り変わらないと思うんですね。これからあと数回検討していきますけれども、このことに関してはこの時点で結論の出ていることだと思うんですね。ここをまた残された検討委員会で検討するということではありませんので、中間報告で出て、最終報告というふうに知事は言われましたけれども、もうこの部分に関してはこれ以上のものは報告として上がってこないというふうに思います。さらにちょっともう一度お伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 私どもとして検討委員会の先生方に御検討をいただいております、お願いしております最中に結論を先取りしたようなことは言えないと思えますけれども、ただ確かに中間報告において公共関与の必要性が強く示唆されているわけでありまして、やはり私どもとしてそこが検討のスタートということになるんだろうと、そのように思っています。

○21番（西森雅和君） 今後、新たな候補地の選定の手法についてはまたその残された検討委員会で検討するということでもありますけれども、新たな処分場の場所の決定自体、これについては当然やっぱり県が行っていくようになるのかなど。公共でやるという方向性も示されておられるわけでありまして、そこについてちょっと知事にお伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 新たな処分場を設置する

必要があるということに最終結論が出るということになりますれば、県議会での御議論もいただきながら県として責任を持って関与すべきことだと、そのように考えています。

○21番（西森雅和君） 中間報告では、現在エコサイクルセンターの埋め立て終了時期の見通しとして、早ければ平成34年、遅くとも35年にはもう満杯になるということでもあります。なお、今後検討委員会ではさらにエコサイクルセンターの延命化策、またエコサイクルセンターの処分量の将来予想、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設の構成、規模、こういったものが検討されていくということでもあります。

しかしながら、埋立終了時期が大きく延びるということはなかなか思えない部分もあるわけでありまして、そこで知事に、新たな処分場の建設をする場合、遅くともいつまでに場所の選定をしないといけないのか、お伺いしておきます。

○知事（尾崎正直君） 現在のエコサイクルセンターの整備に約4年半の時期を要して、さまざまな議論を経てここで、やると決めてから4年半を要しておられるわけでございまして、その点を考慮しますと平成29年度末ぐらいまでにはその場所の選定を終えていかなければならないと、そういうことかと思えます。

○21番（西森雅和君） ありがとうございます。いずれにしても、産業廃棄物処理行政については県民が納得し安心できるものとなるよう、よろしくお伺いをしたいというふうに思います。

次に、道路標識の設置について土木部長にお伺いをしたいと思います。

国道を初め県道、市町村道にはさまざまな道路標識が設置されております。道路標識は、道路を利用する者に対して行き先や距離の案内、また道路の警告や規制など、安全を確保するための情報を知らせる重要な役割を果たすもので

あります。

国土交通省が示した道路標識設置基準では、道路標識の機能として、「道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図る上で不可欠な道路の附属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。」とされているところでありませ

そして、「その設置にあたっては、各種道路標識の機能を十分考慮の上一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するもの」とされております。道路交通の安全を考えたとき、道路標識は、標識といえども一般的な看板と違い高い製品性が求められるというふうに思うところであります。

そこで、一般的な看板などと違う、道路標識の製品としての優位性について土木部長にお伺いをしておきたいと思

○土木部長（福田敬大君） 道路標識は視認性にすぐれ十分な強度と耐久性を持ち、維持管理が容易であるものでなければならないと考えております。

○21番（西森雅和君） 県道においては、県が一般的な看板と違う、先ほど言われた優位性を保った道路標識の設置を計画して発注、設置するわけでありませ

○土木部長（福田敬大君） 道路標識の設置を計画する場合の基準として、この標識の種類、それから様式、それから設置場所などの基本的な事項は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で規定をされております。

そして、その詳細な構造につきましては、道路標識設置基準に基づき決定をしております。さらに、個々の標識の製作や設置の方法につきましては設計書、図面、そして高知県建設工

共通仕様書などの設計図書に基づくこととしております。

○21番（西森雅和君） 先ほど言われましたけれども高知県建設工事共通仕様書の第1編3—3—9、小型標識工というところには次のように書かれております。

「請負者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。」、また「請負者は、標示板基板表面を機械的に研磨シラッカーシンナーまたは、表面処理液で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。」、また「請負者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。」と、こういうふうな結構細かい規定がされているわけでありませ

安全性を考えたとき、それだけやっぱり重要になってくるのかなというふうに思うところでありますけれども、県が管理する道路に設置された道路標識は全てこの高知県建設工事共通仕様書に基づいて発注、設置されていると考えてよいのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 高知県が発注いたします全ての標識工事は高知県建設工事共通仕様書に基づき発注し、設置をしております。

○21番（西森雅和君） ちょっと私が調べたところでありませ

土木部長は、今言ったような仕様書に反した

道路標識が設置されていることを認識しているのか、お伺いをいたします。

○**土木部長（福田敬大君）** 御指摘をいただきました2件の工事におきまして、共通仕様書に規定された反射シートの張りつけ方法によらない標識板が設置されていることを確認しております。

○**21番（西森雅和君）** なぜ高知県建設工事共通仕様書に基づかない道路標識を発注することになったのか、土木部長にお伺いをいたします。

○**土木部長（福田敬大君）** 工事に使用いたします材料については、この共通仕様書に基づく必要がございますが、今回の工事におきましてはこの共通仕様書に規定されている内容の確認が不十分でございました。標識板にこの反射シートを張りつける作業規定の一部を読み誤ったものでございます。

規定では、今回指摘されたような標識板の製作については真空式加熱圧着機により行わなければならないとされております。一方で、手作業による張りつけも一部認められておりまして、手作業による張りつけは小規模な標識板に限るというこの規定を読み誤り、大規模な標識板についても手作業による張りつけを認めたところでございます。

○**21番（西森雅和君）** この標識なんかのこういった入札というのは予定価格があって、コンピューターで積算すると大体その金額がはじき出されると。ゆえに入札参加者の入札金額というのは同じになってくじ引きになる場合が多いというふうに言われております。

昨年11月の高知土木の入札もそうであったと思うわけですがけれども、ということはいくじ引きで落札をし今回工事を行った事業所というのは、当然真空式加熱圧着機で反射シートの張りつけを行う金額で落札をしていたわけでありまして。しかし、先ほど部長から真空式加熱圧

着機を使わないという話がございましたけれども、実際にはその真空式加熱圧着機を使わず安く仕上げていた。わかっていて別の材料の使用願いを出して工事を行ったと。ちょっと考えると何か悪質なような感じも受けるわけでありまして。

今回の道路標識がめくれて、通行している車や人に当たったらどうなるのか、心配するところでもありますし、また真面目にやっている事業所の皆さんが報われないようなことがあってはいけない、このように思うところであります。

今後、このようなことが繰り返されるようであれば本当に行政というのはだめになっていってしまうなどというふうに思うところでありますけれども、今後の再発防止に向けてどのような取り組みをしていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

○**土木部長（福田敬大君）** このたび共通仕様書の方法によらない標識板の製作がなされたことは大変に申しわけなく、真摯に反省をしております。

今回の事例を職員間で共有し、製造方法の確認を周知徹底し、再発防止に努めてまいります。また、この標識以外の他の工種におきましても、共通仕様書等適用規定の内容確認を徹底するよう職員に指導してまいります。

○**21番（西森雅和君）** しっかりとこれからやっていっていただきたいというふうに思うところでございます。

続いて、災害及び南海トラフ地震対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

南海トラフ地震対策については、高知県として南海トラフ地震対策行動計画を作成し、発災直後の命を守る対策を地域地域で徹底するとともに、助かった命をつなぐための対策についてハード、ソフトの両面からさまざまな対策に取り組んでいるところであります。きょうはここ

で、災害時に必要となる医薬品などの供給について伺いたいと思います。

県はこれまで医療機関や歯科医師会に1万2,500人分の医薬品などを備蓄し、現在急性期医薬品の追加備蓄の検討と総合防災拠点への医薬品備蓄を進めているところであります。そして、今後は医薬品卸の医薬品供給体制の検討を行うということでもあります。

これらのことを進めることによって災害時には災害薬事コーディネーターを中心に迅速な医薬品等の供給体制を構築したいとしております。医薬品の供給体制の構築は、まさに助かった命をつなぐことに直結をしているところであります。

実は今、災害時の医薬品の供給ということで大変注目をされているものがございます。それはモバイルファーマシーというものであります。モバイルファーマシーとは、災害対応医薬品供給車両のことです。キャンピングカーを改造したこの車両は、300から500品目の医薬品の搭載が可能で、医薬品はもとより調剤設備、またポータブル発電機やソーラー発電機、調剤用の水タンクなどといったものを搭載しており、電力や水の途絶えた被災地でも自立的に調剤作業と医薬品の交付が行えるというもので、さながら移動する薬局といったものであります。

ここで健康政策部長にお伺いをいたしたいと思いますが、モバイルファーマシーの有効性などについてどのような考えを持っているのか、お伺いをいたします。

○健康政策部長（山本治君） モバイルファーマシーは、県などから一定の支援を受けて現在5つの県の薬剤師会が導入しています。熊本地震では、和歌山、広島、大分の3県の薬剤師会がそれぞれのモバイルファーマシーで被災地に入り、医療チームと連携し電気や水などライフラインが寸断された医療救護所などで薬の調剤な

どの医療救護活動を行ったとお聞きしており、その有効性は認識をしております。

○21番（西森雅和君） 今議会の開会日でありましたけれども、この議場におきまして高知県災害医療コーディネーターの高知赤十字病院西山謹吾先生から、熊本地震での医療支援と問題点というテーマで御講演をいただいたところでもあります。西山先生の講演は、県議会では南海地震対策の特別委員会で講演をいただいて2回目でありましたけれども、大変有益な話を聞かせていただいたところでもあります。2回ともそうでありましたが、薬剤師の皆さんの活躍の様子が語られておりました。

被災地における地元及び災害派遣の薬剤師の活躍、また被災地での円滑な医薬品供給の実現は必要不可欠であります。南海トラフ地震のみならず、県内の災害対策を考えたとき、高知県における災害対応医薬品供給車両、いわゆるモバイルファーマシーの必要性を感じるものであります。

そこで、医師会の御意見もお伺いしないといけないというふうには思うわけではありますが、高知県におけるモバイルファーマシーの導入を検討してはどうかと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） モバイルファーマシーは、被災時に機動力を発揮できることが最大の魅力ですが、特に本県では、南海トラフ地震で県内の道路が寸断されるということが予想されており、活動できる範囲が限られることが想定されるということがあります。また、現在の薬剤師法の規定では平時には調剤行為ができないなど、日ごろの活用方法などにも課題があることから、その導入については高知県薬剤師会の御意見を伺うとともに、今後の国の動向や、さきに導入された県の活用状況などを注視していきたいと考えています。

なお、医師会の皆様にも医療連携ということはどういうことができるのかということもあろうかと思いますが、熊本地震では機動力の発揮というよりは1つの医療救護所で常駐をしてやったというようなこともありますので、今後そのときの評価がどうだったのかなということも含めて、医師会のほうにもお話はお聞きしてみたいと思います。

○21番（西森雅和君） モバイルファーマシー、災害が起こったときは活躍をするわけでありませけれども、そしたら災害のないときはどうするのかという、そういった課題もやっぱりあるわけでありませ。

高知県の状況を考えたときに、いろんな使い道というのがあるのかなというふうに思います。例えば薬局のない中山間地域に出向いて行って、調剤や医薬品の交付をすると。だけれどこういったことは、国の法律を変えないといけないという部分が当然あろうかと思ひませけれども、そういう形で国の法律に対しての提言なんかも行っていきながら、そのモバイルファーマシーの日ごろの活用ということなんかも考えていてもいいんじゃないかなというふうに思ひたりもするところござひませ。

ぜひモバイルファーマシー導入に向けての検討をしていただきたいというふうに思ひませので、よろしくお願ひをしたいと思ひませ。

次に、災害及び南海トラフ地震対策における県職員の食料の確保についてお伺ひをしたいと思ひませ。南海トラフ地震対策行動計画では、応急活動を円滑に行うため、あらかじめ県職員の食料品や飲料水等の備蓄を進めることとなつておひませ。

そこで、県庁内における食料調達の所管であります会計管理者にお伺ひをしたいと思ひませけれども、現在の県職員のための食料の備蓄状況とその内容はどうなつておひませのか、お

伺ひをいたします。

○会計管理者（福田道則君） 備蓄食料につきましては、更新サイクルを考慮し5年間で全職員数分を確保することとしまひ、平成25年度より毎年おおむね5分の1ずつ備蓄をしておひませ。本年度分につきましては10月末日までに納品が完了することとなつておひ、これで全体の5分の4の備蓄が確保されることとなります。

1人当たりの備蓄食料は水や湯で戻すアルファ米の白米が1日3食、飲料水が1日3リットルで、それぞれ3日分を備蓄することとしておひませ。

○21番（西森雅和君） ありがとうございます。

警察本部長にもお伺ひしたいと思ひませけれども、現在県警察職員の食料備蓄状況とその内容はどのようになつておひませのか。

○警察本部長（上野正史君） 県警察では、災害に備え3日分の食料と飲料水の備蓄を行つておひませ。

その内訳は、食料は1日当たり3食分、飲料水は1日当たり3リットルの計算で、本年3月末現在1,895人分を本部庁舎、各警察署などに分散配置しておひませ。備蓄食料の具体的な内容は、5年間保存可能なアルファ米と10年間保存可能なフリーズドライ食品の缶詰で、缶詰のほうはシリアルや野菜入りスープ、ピラフなどがあります。これらはいずれも水または湯を入れて食するものであります。また、飲料水は5年間保存可能なペットボトル入りのものを用意しておひませ。

○21番（西森雅和君） 公営企業局長にお伺ひしたいと思ひませけれども、現在県立病院の患者及び病院職員のための食料備蓄状況とその内容はどのようになつておひませのか、お伺ひをいたします。

○公営企業局長（井奥和男君） あき総合、幡多けんみんの両県立病院では、災害時に備え策定

をいたしております業務継続計画に基づきまして、入院されている患者さんや職員用の備蓄食料といたしまして7日分を確保いたしております。

その内容につきましては、1食ずつに区分けされたカレーライスや中華飯などといった手軽な食品のほか、患者さん用には高齢者の方が飲み込みやすいおかゆを、職員用には救護作業の合間などに食べやすいビスケット状の栄養補助食品を加えるなど、工夫をいたしております。こうした備蓄食料につきましては、病院に入院されている患者の皆様に提供される非常食でもありますので、適切なメニューとなるよう栄養士も交えた検討を行った上でその内容を決定したものであり、期限管理に基づく適正な更新を行うことといたしております。

なお、備蓄食料のメニューにつきましては、その管理方法などを含めまして必要に応じた見直しに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○21番（西森雅和君） 教育長にも、現在の県立学校の生徒、教職員のための食料備蓄の状況とその内容についてお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 県立の中学校、高等学校では生徒・教職員用といたしまして3日分の食料と飲料水を備蓄しております。特別支援学校では、特に配慮を要しますことから5日分ということにしております。いずれも26年度末までに備蓄を完了いたしまして、平成27年度以降は毎年5分の1ずつを更新しております。食料の内容は、アルファ米の白米を中心に一部で味つけ御飯やパンを備蓄しております。

○21番（西森雅和君） それぞれ濟いません、ありがとうございます。今、備蓄状況につきましては順調に備蓄が進んでいっているという話をお伺いいたしました。

あわせて、食料の内容ですけれども、今お伺

いすると随分何か差があるなというのを感じましたですね。県職員は白米と水だけだと。病院はカレーライスであるとか中華飯であるとか、あと警察もフリーズドライの缶詰とか、そういうものを準備しているということでありました。これはちょっと内容をやっぱり——特に県職員は、教育委員会もそうでありましたけれども、3日間米と水だけでいいのかという話なんですね。恐らく職員の皆さんは、食料が米だけだというのは知らないと思います。もし災害が起こって、腹減ったと、じゃあ飯食おうかといったときに米だけしかない、水と米だけ、それを3日間。これは本当に災害で大変な状況の中でまさに職員の士気にもかかわってくるんじゃないかというふうに思います。

この行動計画では、あらかじめ県職員の食料品や飲料水等を備蓄とあるんですね。食料品という言葉は辞書で引いてみましたらどうということかという、食料品とは、食料にする品物、主食物以外の食物、野菜類、果物類、缶詰類などとなっているんですね。行動計画で食料品と言いながら実は米だけだったという状況があるわけでありましてけれども、これはちょっと考えていかれたほうがいいのかというふうに思います。もう時間がそろそろなくなってまいったところでありまして。本当はちょっと他県の状況なんかも聞きたいなというふうには思ったんですけどもちょっと時間がなくなりました。米しかないというのを職員が知っていれば、例えば缶詰を冷蔵庫に自分で準備しておくとかということもあるかと思えます。

やっぱりふりかけとかノリぐらいはせめてあわせて、県職員のための食料の内容を検討すべきではないかというふうに思いますけれども、会計管理者にお伺いをいたします。

○会計管理者（福田道則君） 白米以外のものを備蓄する場合には、保管場所の確保や賞味期限

に合わせた更新などの課題もありますので、他県の例なども参考にしながら備蓄食料の内容拡充について検討を進めてまいりたいと考えております。

○21番（西森雅和君） 賞味期限の問題はありますけれども、いろんな形で使えると思うんですよ。例えば防災訓練で使ったり、またいろんなところに寄附をしたりということがいいのかわかりませんが。そういうことを考えながら、ぜひ検討をしていただけるということでございますので、よろしく願いをいたしまして、ちょうど時間となりましたので、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後2時50分まで休憩といたします。

午後2時30分休憩



午後2時50分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

野町雅樹君の持ち時間は30分です。

33番野町雅樹君。

○33番（野町雅樹君） 皆さんこんにちは。新風・くろしおの会の野町雅樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。知事を初め執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

それでは、早速質問に入ります。まず、南海トラフ地震・津波対策についてお伺いをいたします。

私は本年度、危機管理文化厚生委員会に所属

をし、全庁横断的かつ各市町村などとも連携をして、深化する南海トラフ地震対策行動計画等について執行部の皆さんと協議をさせていただいております。

また、委員会での現地調査活動では、室戸市に完成をいたしました世界初の津波シェルターや、世界津波の日の原点ともなった「稲むらの火」の舞台でもある和歌山県広川町を訪問し、防災・減災対策の先進事例等について学ぶことができました。

そして先月には、INAP総会が開催をされましたフィリピンにおいて、尾崎知事を団長とする経済ミッション団にも同行させていただきました。本県の防災関連技術あるいは商品を政府機関に売り込むといった貴重な場にも同席をさせていただきました。

こうした活動を通じまして、本県における一連の防災・減災対策は、厳しい現実に真正面から向き合い、逆境をみずからの経済発展の好機と捉えるといった発想も含めまして、全国トップレベルの危機感とスピード感を持った取り組みであり、このことを高く評価し、感謝しているところであります。

こうした取り組みの中、世界津波の日の啓発活動の一環として、世界初となる高校生サミットが本県の黒潮町で11月に開催をされることとなっております。この背景には、34.4メートルという日本最大の津波想定高が突きつけられた地域であるということも要因の一つであろうかと思っておりますけれども、このことを真摯に受けとめ、この難局を乗り切るために地域を挙げて防災・減災対策に果敢に取り組んでおられる黒潮町あるいは本県の姿勢が大いに考慮されたものというふうに推察するものであります。

そこで、目前に迫った「世界津波の日」高校生サミットの開催が本県にもたらす効果と本県のトップとしての知事の決意についてお伺いを

いたします。

○知事（尾崎正直君） この「世界津波の日」高校生サミットが黒潮町で開催をされることとなったということは、本当に黒潮町の皆さんが防災の面において先進的な取り組みをしておられるその結果だと、そのように考えておられて、黒潮町の皆さんの取り組みに本当に心から敬意を表したいと思えますし、また本県といたしましても大変誇らしいことだな、そのように思っています。

この「世界津波の日」高校生サミットは、本当に将来の防災リーダーの育成、さらには防災のつながりの輪が世界的に広がる、さらに我々も各国の知恵をいろいろ賜うことができる、さらにこういう一連のことを通じて県民の皆様への防災意識の向上を初めとした啓発にもつながっていくであろうと。さらにもっと言えば、高知観光の魅力を積極的に世界にPRするための好機でもあると、そのように考えています。

いろんな意味において非常に有意義な大会だと、そのように考えておりますので、国の皆さん、そして黒潮町の皆さん、そして住民の皆さん、関係者の皆さん、ぜひ御協力をいただきながらこの大会を何としても成功させたいと、そのように考えております。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。私も参加をさせていただきますけれども、サミットの成功を心から御期待を申し上げます。

次に、自主防災組織の活動などソフト面での防災・減災対策についてお伺いをいたします。第3期行動計画では、命を守る対策としてその進捗が十分でない住宅の耐震化にも重点的に取り組まれ、今回の国の経済対策に応じて命の道や浦戸湾海岸堤防の整備など、南海トラフ地震・津波対策を中心に約48億円の補正予算がいち早く本議会にも計上をされるなど、ハード面での整備が着実に進められております。

一方で、ソフト面での対策が重要であるということは言うまでもありませんけれども、私は熊本地震発災後の5月に避難所でのボランティア活動、また8月には発災から5年を経過した東日本大震災の被災地を訪問し、その現場を体感するとともに被災者の皆様方から多くの貴重な体験談をお聞きする機会がありました。その方々からは、まさかこの地域でこんな事態が起こるとは思っていなかった、恐怖で混乱して何をしたらいいのかわからなかったなどの声をたくさんお聞きいたしました。また、自主防災組織という言葉が余り聞かれなかったということにも逆に驚かされたというのが率直な感想であります。

一方で、平成27年12月議会でも質問をさせていただきましたけれども、本県では自主防災組織の組織率が93%であり、防災リーダーとして防災士の養成にも力を入れ、現在2,200人以上の方々が地域や職場で御活躍をされておるといふようなことを聞いております。

そこで、県内の自主防災組織の活動の現状をどのように捉えて、また県民の皆様の方々の防災意識をより高めるためにも、自主防災組織の活動などに対して県としてどのような支援が考えられるのかについて危機管理部長に御所見をお伺いします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 自主防災組織の活動、まずは組織化することから始まります。この組織化の現状でございますが、既に18の市町村で100%になっておりまして、県全体でもお話がありましたように90%を超えておりまして、この率も毎年少しずつではありますが上昇しております。

組織化した後の学習会や訓練の実施、資機材の整備などの活動は、多くの市町村で県の支援制度を活用し実施していただいております。

こうしたことから、県全体でいいますと自主

防災組織の活動は広がりつつあるのではないかと考えております。

一方で、役員の高齢化や訓練等への参加者の固定化、活動のマンネリ化など多くの組織が共通する課題を抱えている現状もあると認識しております。

県といたしましては、自主防災組織に関する啓発や活動への財政的支援、研修会の開催など現在行っている取り組みを今後も引き続き充実を図りながら行ってまいります。

今年度、特に課題を抱える自主防災組織の皆様様の参考となるよう実践的な活動を取りまとめた事例集の改訂を行う予定です。

また、南海トラフ地震対策推進地域本部やこうち防災備えちよき隊が、学習会の講師や訓練のアドバイスなど支援を地域地域で行っております。こうした地域での直接的な支援も引き続き積極的に行ってまいります。

このような支援により、県民の皆様様の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の活動のさらなる活性化に取り組んでまいります。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、地域の防災リーダーの育成や防災意識の向上には小さいころからの防災教育が重要であるというふうに考えておまして、その取り組みについてお伺いをいたします。

教育基本法が改正をされ、本県でも平成27年度から知事をトップとする総合教育会議が設けられ、本年3月には高知県教育委員会において第2期高知県教育振興基本計画が策定をされております。

防災教育に関しましても、国の学習指導要領に教科として位置づけられていない中、平成25年3月には、高知県安全教育プログラムを策定し、防災教育に関する教員の指導力の向上や全ての学校における体制整備に果敢に取り組まれてきました。その結果、現在県内全ての公立学

校で成長過程に応じた防災学習、避難訓練などが行われており、昨年度は目標をほぼ100%達成をしたというふうにお聞きをしております。

そこで、第2期高知県教育振興基本計画における学校での防災教育の位置づけ、またその取り組み方針についてこれまでの計画とどのように変わったのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 第2期の高知県教育振興基本計画におきましては、第1期計画中、取り組みは進めておりましたけれども計画には明記をされておりませんでした南海トラフ地震等の災害に備えた取り組みの推進を明確に示し、全ての公立学校で災害から子供たちの命を守り抜くため、施設の整備や防災教育の推進に取り組んでいるところでございます。

公立学校では、お話にもありました安全教育の指針として策定いたしました高知県安全教育プログラムを活用いたしまして、その授業を小中学校では少なくとも年5時間、高等学校では3時間以上行うほか、全ての学校で避難訓練を年3回以上行うことなどによりまして、子供たちの防災対応力の向上や教職員の危機管理能力、防災力の向上を図ることとしております。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。

私は、ことしの8月に宮城県気仙沼市、南三陸町、また9月には和歌山県広川町など、いずれも過去に大きな津波被害を受けた地域を訪問いたしまして、被災者の皆さんからは津波でんでんこ、つまり海岸沿いでの大きな揺れと津波はセットで来るという前提に立ち、まずは何をおいてもみずからの命を守るために高台に逃げることに、またそのためには家族や学校、地域などで事前の約束事あるいは信頼関係というのが必要であるというお話を何度もお聞きをいたしました。これこそが最も大事な被災地からの教訓ではないかというふうに考えております。

また、東日本大震災の釜石の奇跡に代表され

ますように、学校での防災教育の徹底が多くの子供たちの命を救うのと同時に、その子供たちの行動が地域の住民、つまり大人の防災意識をより高め、命を救うといったことも被災地から学ぶべき教訓ではないかというふうに思っております。

一方で、県教育委員会が県内の防災教育拠点校のすばらしい取り組みを取りまとめた防災教育実践事例集には、今後の取り組みという項に多くの学校からのコメントとして、地域の防災組織などとのさらなる連携、あるいは家庭の防災意識の向上が必要などの声が多く掲載をされております。

そこで、特に津波浸水区域での学校における防災教育において、津波てんでんこなどさきの震災の教訓をどのように生かし、家庭や地域との連携をどう充実させていくかについて教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 高知県安全教育プログラムには東日本大震災の貴重な教訓を多く盛り込んでおります。これに基づきまして、津波からの避難については、まず揺れから身を守り、みずから判断して一番近い高台へ避難することを示しております、いつでもどこにいても一人でも必ず逃げるという家族との約束を含めた津波てんでんこや津波避難三原則、すなわち想定にとられるな、率先避難者たれ、最善を尽くせといったことについても指導をしております。

また、こうしたことを保護者や地域の方々が共有し、ともに適切な避難を行うことができるように日ごろから取り組むことが重要と考えております。

先進的な防災教育の実践校では、保護者や地域住民、地域の防災関係機関と連携した防災学習や合同避難訓練などを実施しております、こうした取り組みや研修会などを通じて県内の学校へ広げるよう取り組んでおります。このよ

うな形で今後も家庭、地域との連携強化を図ってまいります。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。防災教育は子供たちが、教育長もおっしゃられましたように、自分の命を守り切る力、また地域社会の安全に貢献をする心を身につけることだけにとどまらず、地域の人を知り、地域の自然やその恵み、逆にその驚異について体感をする、あるいは学習をすることで郷土への愛着あるいは責任感といった心を育むことができる大変すばらしい教育であるというふうに考えております。

防災をキーワードに、学校と地域社会の交流がますます進んでいきますことを期待いたしております。

この項目での最後の質問になりますけれども、将来の防災リーダーの養成という観点から「世界津波の日」高校生サミットにつきましましては絶好の機会というふうに考えております。今回の県内の参加校6校ということを知っておりますけれども、それ以外の高等学校の生徒の皆さんにも参加をしてもらい、サミットを見学し体感をしてもらうことは大変価値あることではないかというふうに思います。

そこで、会議運営が全て英語ということのようですので言葉の壁などあろうかと思っておりますけれども、教職員の皆さんや参加を希望する生徒などへの呼びかけや受け入れについて教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 「世界津波の日」高校生サミットが本県で開催されることは、次代を担う高校生が防災について自分たちが主体的にどう取り組むかということ学ぶこと、また国際的な視野を持つことができる絶好の機会であるというふうに思っております。

サミットには海外29カ国、国内35校が参加し、このうち県内からは県立学校4校、私立学校1

校、それから議長を務めるホスト校として大方高校が1校というような形で参加をいたします。

参加校では、現在防災を通じた地域づくりや啓発活動などの発表、協議に向けた準備を進めておりますし、ホスト校となる大方高校では2名の生徒がサミット議長を務めるとともに、ほかの生徒にも大会運営にかかわってもらうことになっております。

県内のその他の学校に対しましても、参加の案内をすることとしておりまして、参加する生徒には、実際に会場でさまざまな国の高校生が防災について英語で発表し意見交換しているのを見学することによって、国際的な視野の広がりや防災意識の向上につなげていただきたいというふうに考えております。

○33番(野町雅樹君) ありがとうございます。本当に貴重な機会だというふうに思いますので、ぜひともたくさん的高校生に参加をいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは次の質問項目に移ります。農業振興についてお伺いをいたします。

まず、次世代型ハウスの推進についてですが、知事の開会日の提案説明にもございましたように、3月に完成をいたしました四万十町の次世代施設園芸団地は、尾崎知事からの政策提言により農業強化策、また地方創生の起爆剤の一環としてその整備に関する補助制度が国で創設をされ、全国10カ所のモデル団地の一つとして国内外から注目を集める大変すばらしい取り組みであるというふうに考えております。

私も先月、農林水産省から高知県に研修に来ておりました若い職員さんとともに訪問をさせていただきまして、施設を見学、また役員さんなどのお話をお伺いする機会がありました。オランダの環境制御技術を導入した高軒高ハウスにも圧倒されたわけですがけれども、養液栽培シ

ステムによる整然とした圃場内では、現在80人を超える方々が9月から始まりましたトマトの収穫作業などに生き生きと励んでおられまして、地域経済への貢献度の高さも実感をしたところでもあります。

そこで、当トマト団地の現状と今後の課題、そして当事例に続く企業誘致も含めました県内での次世代型ハウスの導入実績、計画等について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長(味元毅君) まず、四万十町の次世代施設園芸団地の現状と今後の課題についてでございますけれども、ことしの7月中旬に4.3ヘクタールの施設に約5万本のトマトを植えつけてまして、9月上旬から収穫を開始しているところでございます。現在、収穫量が日量4トン程度ということで生産も安定してきたところでございます。

当面の課題といたしましては、販売先のニーズに応じた高品質なトマトを安定生産していくため、作業員全体の栽培管理技術の底上げを図ること、また雇用の確保を図ることが挙げられます。このうち雇用の確保につきましては、一定のめどは立ってきたというふうに聞いておりますけれども、まだ若干不足している状況でございます。今月末にもハローワークを通じて説明会の開催を予定しておりまして、その確保に努めてまいります。

次に、四万十町以外の次世代型ハウスの導入実績と今後の計画についてでございます。おおむね50アール以上の次世代型ハウスの導入実績といたしましては、安芸市や南国市など5カ所でピーマンやメロンなど約2.3ヘクタールのハウスが整備済みでございます。いずれのハウスでも順調に生産も始まっておりまして、今後はそれぞれのハウスを学び教えあう場として活用し、そのすぐれた成果を地域の農家の皆様に実感していただけるように取り組んでいきたいと考え

ております。

今後の計画といたしましては、南国市のJA出資型法人がパプリカとピーマンで、また香南市の生産者がニラで規模拡大を進めております。さらに、安芸市では全農がナスで、また日高村では県外の企業がトマトで、それぞれ地域と協働した形での新たな農業参入による取り組みを計画中というところでございます。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。

平成27年12月議会でも御質問をさせていただいた折にも、高知県の農業に興味を持っておられる全国の企業さんに対しましてアンケートをとり、またそれぞれ訪問をするなどして興味を持っておられる方が数十社あるというふうにもお聞きをします。企業誘致だけということでは当然ないわけですが、新たな切り口としての高知県の農業発展のために、そういった企業の皆さん方への働きかけにつきましても今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

お話にもございましたように、私の地元安芸市にも全国農業協同組合連合会によります1ヘクタール規模の次世代型ハウスが誘致をされております。現在、土地の区画整備が開始をされているところでありますけれども、当施設は、仮称ではございますけれども安芸営農実証支援施設ということになっておりまして、環境制御技術等を駆使した施設ナスの超高収量技術の確立あるいは地域農業の担い手の研修施設としても、地元の農家初め関係者の皆さん方から期待をされておるところでございます。

そこで、当施設の導入前あるいは導入後、地域農業の技術向上も含めまして県としてどのような支援策が考えられるのかということにつきまして農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（味元毅君） 安芸市で全農が整備をされます次世代型ハウスでは、ナスの土佐

鷹を高軒高の施設で、いわゆるハイワイヤー栽培という技術によりまして、地域の平均収量が10アール当たり16トンというふうに言われておりますけれども、そのおよそ2倍の30トンの収量を目指して取り組んでいくことといたしております。

ハウスは今月末に着工の予定でございますけれども、まずは来年4月の完成、そして8月からの栽培開始に向けて、雇用対策や周辺対策などに安芸市あるいはJAとともに取り組んでいくということになります。

また、ここでは全農の持つ栽培のノウハウと県の農業技術センターが開発した環境制御技術を融合させた日本初の栽培技術を実証すると、そういう施設になってございます。

栽培開始に向けて、県といたしましても栽培、土壌肥料、病害虫、そして環境制御技術などの専門の技術者でチームを組みまして全農とも連携をして技術面での検討を深めていくと。そして8月を迎えるということに取り組んでいきたいと思っております。

あわせまして、栽培の開始後も定期的に検討会を開きまして栽培実証の成功に向けた取り組みを継続してまいります。そして、確立された技術につきましても地域へ普及をしていくということで地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。

この施設につきましては、私が県の職員として安芸市におりますところに、当時発足をしたばかりだったかと思っておりますけれども、次世代型こうち新施設園芸システムを勉強したいという農家の皆さん方の勉強会であります土佐あき新施設園芸システム勉強会、こういったところで大変熱心に講師を務めていただいております技術アドバイザーの方からの御提案以降ずっと温めて——私にとりましても温めてきましたことで

ございますので、個人的にも大変うれしく思っておるところでありますけれども、ぜひこれからが大切なところだろうというふうに思いますので、先ほど農業振興部長が言われましたような御支援をぜひ積極的にお願いしたいというふうに思います。

安芸市あるいは芸西村などの県東部のナス、今回はナスですけれども、含めました園芸産地の技術力の向上というのが今だんだん盛り上がってきておるわけですが、これにとっても大変重要な施設だろうというふうに思います。改めまして、またよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは最後に、ユズの生産振興につきましてお伺いをいたします。平成21年産の全国的な大豊作によりまして大量在庫を抱え、価格が暴落をいたしましたユズ果汁につきましても、県の御支援による輸出戦略を含めた国内外での積極的な新規需要開拓の取り組み、また何といたしましても各産地の皆様方の御努力によりましてその後需要も拡大をし、平成26年には在庫問題も終息、現在逆に供給不足傾向、つまり売り手市場に転じているというふうにお聞きをしております。

御承知のとおり、本県のユズ生産量は全国の50%以上を占め、平成27年産につきましては1万2,125トン、平成21年産に次ぐ過去2番目の生産量ということになっております。

本年産につきましても、これを上回る豊作が予想されているというふうに今お聞きをしております。微力ながらユズの振興に携わってきた者の一人として、この状況をうれしく思っておるところであります。

しかしながら、現在の売り手市場を実需者側のほうから見れば、産地の供給不足という捉え方ともなるわけでございまして、近年好調な輸出市場への供給につきましても、国内市場の動

向によりその需要に対応できないケースもあるというふうなことをお聞きいたしております。

このことにつきましては、昨年9月議会の予算委員会におきましても御質問させていただきました、農業振興部長から輸出戦略も踏まえた生産拡大を支援するという力強い御回答もいただいたところであります。

こうした中、三原村での農業公社を中心とした基盤整備地へのユズの思い切った拡大あるいは新規就農者に成園化したユズ園地を貸し出すリース制度の確立、また北川村におけるユズ園地造成事業など、産地の生き残りをかけました積極的な生産拡大への動きも見られております。

こうした取り組みの縁の下には県の農業振興センターを含むプロジェクトチームの活躍があるというふうにもお聞きをしておりますけれども、そこで生産者の高齢化が急速に進んでおります日本一のユズ産地の生産量をどのように維持・拡大していくのか、あるいは将来にわたって実需者への安定的な供給を行うために、県としてさらに一步踏み込んだ生産拡大への支援策を期待するところでありますけれども、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（味元毅君） ユズ生産拡大の課題といたしましては、お話にございました生産者の高齢化ということに加えまして、ユズの木そのものの高樹齢化、高齢化によりまして生産性が低下をしていること、そして園地そのものが小規模で急傾斜なところがございますことから作業効率が悪いことなどが挙げられます。

このため、まずは生産性の高い優良系統への改植、新植を進めていくことが重要でございますので、優良系統の苗木を安定的に確保できますように本年度から各産地で母樹の育成を開始したところでございます。また、小規模で急傾斜地にある園地を、簡易な基盤整備を行いますことで省力化機械が導入できる生産効率の高い

優良園地に転換していくということが必要だと考えます。

そうした中、県内ではユズ産地の強化を目指して、例えば先ほどお話がございました北川村、三原村でのお取り組みもございました。県としては、こうした将来を見据えた取り組みを、推進チームを編成して重点的に支援しているところでございます。

こうしたことを県内各地に広げていくことで、産地産地が強化をして県全体の底上げを図っていくという取り組みをしていきたいと考えております。

○33番（野町雅樹君） ありがとうございます。ユズは本県中山間地域の生命線と言っても過言ではない品目であります。全国のユズ産地をリードできるのも高知県だというふうに考えております。31年には県内のJAの統合も予定しております。青果はもちろんユズ果汁の1次加工品につきましても高知県産品ブランドとして集約、新たな販売戦略を求められる思います。

ぜひ県の積極的な御支援をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、野町雅樹君の質問は終わりました。

ここで3時25分まで休憩いたします。

午後3時20分休憩



午後3時24分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は20分です。

38番金岡佳時君。

○38番（金岡佳時君） 20分しか時間がないので、ざんじ質問をさせていただきます。

まず、木材の需要拡大策についてお尋ねいたします。

林業の低迷時代が長く続いております。その理由は、とりもなおさず国産材が使われなくなったことにあります。外材の輸入や木材を使わない工法による建築、それを販売する住宅メーカーの台頭などの要因がありますが、いずれにしても木材を最も多く使う工法の一つである在来軸組工法の家が一時期少なくなったことが挙げられます。そして、それを原因の一つとして建築技術者、いわゆる大工さんですが、減少してまいりました。県を初め県下の各市町村における建築物の入札不調が相次いでおります。建築資材の高騰や人手不足などいろいろな理由がありますが、私はその原因の一つにもそれぞれの地域の建築技術者の減少があると考えます。

それぞれの地域の職人は農業、林業との兼業の方が多く、地域の農林業を支える一員でもありました。しかし、少子高齢化、過疎化に伴う住宅着工件数の減少、加えて大手住宅メーカーの進出は地域の建築技術者をさらに減少させました。これ以上減少すると、今後ますます小さな自治体の箱物建設は地域内業者への発注が困難になると予想されると同時に、各地域の住民生活に大きな影響を及ぼすのではないかと考えます。

したがって、各地域の建築技術者を減らさないようにしなければなりません。そのためには、恒常的に仕事がなければなりません。地域の建築事業者が地域の建築物件を恒常的に受注できる機会をふやす必要があります。

県には、県内の住宅建築を支援する制度としてこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金があります。県内の住宅建築について、一定量は県外から木材が入ってきていると思われま

が、この事業が県産材の需要拡大についてどのような効果があったと評価をしているか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、こちらの木の住まいづくり助成事業における住宅の構造部分に使用する県産材の割合が、統計データによる把握が可能である平成23年度から一貫して増加しており、平成27年度は94.3%となっております。

また、この助成事業の件数自体は、平成25年度以降、消費税増税の駆け込み需要の反動もあって減少してきておりますが、この事業による下支えもあり、従前全国平均を下回っていた本県の戸建て住宅の木造率は平成18年度以降一貫して上昇し続け、平成24年度からは全国平均の木造率を上回るという産業振興計画の目標を達成してきており、この事業は県産材の需要拡大につながっておりというふうに考えております。

○38番（金岡佳時君） こちらの木の住まいづくり助成事業費補助金をいわゆる大工さんが申請する場合には、大変扱いにくいと聞いております。建築技術者の後継者をふやし、県産材の需要を減らさないためにも、申請方法を簡便にするなど、在来軸組工法による地域の建築を推進し、事業者の受注機会をふやす工夫をするべきだと思います。

また、耐震性に関しても、耐力壁にCLT板を使えば極めて強固な建物になります。かつて取り組んでいただければ、高さや幅の規格を統一すれば、CLT板を規格板として量産することが可能となります。

このCLT板を耐力壁に使った場合は補助金を出すなどの方法もあると思いますが、在来軸組工法の普及啓発策とあわせて木材の需要拡大策を林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 在来軸組工法を初めとした木造住宅の普及啓発につきましては、業界の方々と連携した住宅フェアの開催やテレビ番組などによりPRを進めますとともに、申請書類が煩雑であるという声をお聞きしております。こちらの木の住まいづくり助成事業については、書類の簡素化を検討し使い勝手のよい制度にすることによりまして一層活用していただけるよう努めていきたいと考えております。

また、住宅に加え、今後はこれまで木材が余り使われてこなかった低層の非住宅や中・大規模建築の分野におきましてもCLTやシングルウッドパネルなどの利用促進とあわせて新たな木質部材の開発を支援し、建築物の木造化や木質化を進め、さらなる木材の需要拡大につながるよう取り組んでまいります。

○38番（金岡佳時君） 次に、道路啓開計画の実効性を担保するため、地域の土木業者の確保についてお尋ねいたします。

かつては中山間地域の農林業を土木建築業が支えておりました。土木会社に勤める傍ら農林業を行うというのが中山間地の労働の代表的なパターンでありました。しかしながら、小泉改革やコンクリートから人へというようなかけ声のもと、地域の公共土木事業は縮減し、多くの土木業者は廃業に追い込まれ、そこで働いていた住民は転職を余儀なくされました。

コンクリートから人へのかけ声の中で新たな働く場を生み出せばそれもわかりますが、そのかわりもなく、ただ多くの人々の働く場を奪ってしまいました。必然的に、山を捨て田畑を捨て、その土地から離れてしまったのが現在の状況であります。そして今、それぞれの町村では数えるほどの業者しかいなくなりました。

そうした中、中山間地にも南海トラフ大地震への対策が迫られております。しかしながら、

中山間地域は急峻な地形上、危険箇所が極めて多く、簡単には対策ができない状況にあります。県におきましては、発災に備えて道路啓開計画並びに道路啓開計画手順書を策定し対応することになっておりますが、その道路啓開を行う業者の人員、重機などの機材ともにぎりぎりの状態であります。

これ以上地域の土木業者を減らしますと、県の策定している計画が実行できなくなるおそれがあるのではないのでしょうか、土木部長に御所見をお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 地域の建設事業者は社会資本整備や維持管理の担い手として、また地域防災のかなめとして非常に重要な役割を担っていただいております。

本年2月に策定いたしました道路啓開計画におきましても、それぞれの地域の建設事業所に路線ごとにあらかじめ割り当てられた区域の啓開作業を受け持っていただいております。

この計画を実効性のあるものとするためには、地域の建設事業者の存在と協力は不可欠であると考えております。地域の建設事業者が今以上に減少すればこの計画を実行できない地域も出てくる懸念されます。

○38番（金岡佳時君） 道路啓開計画が確実に実行されるためには、現在営業している事業者数の確保はどうしても必要であります。現在の事業者数を確保するための施策を土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 公共工事の大幅な減少に伴い、建設事業者が減少していく中で、このインフラの維持管理や災害時の対応を含め、公共工事の担い手の育成・確保が大きな課題となっております。

これを背景に公共工事の中長期的な担い手の育成、それから確保を基本理念としたいわゆる担い手3法の改正が行われました。県では、公

共工事の工事量の確保はもちろんのこと、予定価格の適切な設定や端境期対策など発注時期の平準化などに取り組んでおります。

また、高知県建設業活性化プランを策定いたしまして、建設業の活性化に向けた取り組みを行っているところです。また、工事の発注におきましては、総合評価方式での入札におきまして地域性を考慮した評価を行うなど、地域の建設事業者の受注機会に配慮した対応も行っております。

今後とも、地域の建設事業者の声を聞きながら積極的な取り組みを継続してまいります。

○38番（金岡佳時君） 地域の土木業者が現在の人員や重機など機材を維持するためには、維持できるだけの仕事量が必要でございます。その仕事量を確保するために、それぞれの地域で工事をする場合において、他地域の事業者が参入する場合には必ずその当該地域の事業者とJVを組むことを義務づけるなど、地域の事業者が受注できる機会をふやす工夫をする必要があると思いますが、御所見を土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 地域の建設事業者の受注機会の確保に向けては、総合評価方式の入札において地域性に関する評価項目を積極的に採用するなど、さまざまな配慮を行っております。

例えばJVを受注者とする工事については、大規模な工事など一定の制約はあるものの、この地域との関係性の深い災害復旧工事において本来は評価の対象とならないその他構成員を評価の対象とし、地域の事業者がその他構成員となった場合には加点するといった対応を行い、地域の事業者の入札参加を後押ししているところでございます。

工事の発注に当たっては、工事の規模や入札参加の要件の設定、それから総合評価におけま

す評価項目の選定など、さまざまな面での工夫を行い、地域の事業者の受注機会の確保に取り組んでまいります。

○38番（金岡佳時君） 今後とも、またよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

県は、I o Tの活用を積極的に進めていくこととありますが、私も大きな期待を持っております。特に、中山間地域の急傾斜地における地すべり対策での活用についてであります。

もう既に一部活用されておりますが、地盤伸縮計のウェブ監視は、地すべり地域に住む住民にとって極めて有効で、地すべり危険箇所を設置すればいつでも地盤の状況が把握でき、住民の安心・安全に直接つながります。開発が進めば、より正確な情報を迅速に伝えられるようになります。

地すべり危険箇所でのI o Tの活用についての御所見を土木部長にお伺ひいたします。

○土木部長（福田敬大君） 地盤伸縮計のウェブ監視については、インターネットを通じて遠隔地での地すべり移動のモニタリングを行うものでございます。基準値を超えた地すべり移動があった場合には、登録された地すべりの管理者や地元住民の皆様に自動で携帯電話に警告メールが届く機能を有しております。

平成26年8月豪雨によります被災地区におきましても、このシステムの活用を図り、現在も鏡的渕地区など7カ所で監視を継続しております。

今後もI o Tを活用して、より精度の高い地すべり移動の情報を収集し、住民の皆様との安心の確保に役立ててまいりたいと考えます。

○38番（金岡佳時君） 今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、畜産業の振興についてお尋ねいたします。

中山間地農業の衰退と後継者不足、畜産業の

収益の悪化により、土佐あかうしの頭数は激減し、土佐あかうしは絶滅するのではと言われたこともありました。そうした中、県当局の施策に土佐あかうしの人気も相まって、今日やっとなりまして、将来に一筋の光が見えるようになりました。これを機に畜産振興を確固たるものにしなければなりません。

県の産業振興計画では戦略として土佐あかうしの生産体制と加工・販売体制の強化、食肉処理の高度化を挙げております。全く異論のないところであり、強力に進めていただきたいと思ひます。申すまでもなく、当該町村も不退転の決意で取り組む覚悟であると聞いております。知事の意気込みをお伺ひいたします。

○知事（尾崎正直君） 中山間地域の活性化を図っていくために畜産業の振興、これは大事だと思ひます。そしてまた、土佐あかうしを初めとして本当にすぐれた品目が出てきているわけですから、これを生かした産業の振興につなげていきたいと思ひます。

既に嶺北地域では嶺北畜産クラスターとしてクラスタープロジェクトの取り組みがスタートしてきているところでありまして、土佐あかうしの生産拡大にあわせて生産者、JA、行政が一体となって食品の加工施設、さらにはレストラン、宿泊施設などの整備に向けた検討が始まっているところでもあります。

こうしたことは非常に地域に多様な仕事を生み出して、若者を残す力を生み出すということにつながっていくんだらうと、そのように思っております。

県として、農業振興部、産業振興推進部など関係職員がクラスターの検討メンバーの一員としてその実現に向けてともに汗をかいていきたいと、そのように考えております。

○38番（金岡佳時君） ぜひともこれを本当に成功させて、地域に活気をもたらすようにしてほ

しいと思います。

また、取り組みに当たりましては、個別の対応では、しかしながらなかなか成果が得られないように思われます。

そこで、地域が一体となって生産から食肉加工、そして販売までできるような体制づくりが望まれると思いますが、農業振興部長に御所見をお尋ねいたします。

○農業振興部長（味元毅君） 嶺北地域で行われております土佐あかうしを核とした畜産クラスターの取り組みは、お話のございました土佐あかうしの生産から加工・販売までを地域が一体となつて行える体制づくりを念頭に置いて進めているものでございまして、実施主体にも株式会社れいほく未来を中心に肉用牛の生産者、J A、そして地元の3つの町など地域の主要な関係者が参加をし、まさに今地域が一体となつて進めていくことといたしております。

また、県といたしましても、嶺北地域本部を中心に中央家畜保健衛生所の嶺北支所のほか、畜産振興課、地産地消・外商課など関係課が連携をして土佐あかうしの生産から加工・流通・販売に至るさまざまな課題に対応できる体制をとって支援をしていくことといたしております。

地域の総力を挙げたこうした取り組みが速やかに実現をできますように、知事からもお話しいたしました但クラスターの検討メンバーの一員として主体的に参加をして、その早期の実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○38番（金岡佳時君） 大体その方向性はわかるような気がいたします。しかしながら、それぞれ個別の動きをしまして、なかなかそれぞれがうまく連携ができていないような気もいたします。

そこで、周りの者にとってはわかりにくい、そういう状況に今あります。できれば県のほう

で進むべき方向をきちんと示していただければありがたいと思うんですが、農業振興部長にもう一度お願いします。

○農業振興部長（味元毅君） 地域のクラスターを推進していくためには、まず実施主体、そこがきちとしたプランをつくりまして、それを県も含めたプロジェクトチームで支えていくと、そういう体制をとって行っていくこととしております。

先ほど申しました嶺北での取り組みにいたしましても、事業実施主体として地域の主な関係者が参加をして、そしてお互いが連携をしながらそれを推進していくと。そして、県としてはさまざまな課題に対応できるようなそれぞれの関係部署がお互い連携をとりながらサポートをしていく、そしてそれぞれ実施主体とサポート隊とが一体となつてやっていくという、そういうある意味当たり前と言えれば当たりのことなんですけれども、お話しのようになかなかこれまでできてなかったことを、一つの目的をきちと持ってお互い連携しながらやっていくという体制をとって推進していくということでございます。そのあたりはまたいろいろ御意見もいただきながらやっていくことにはなろうと思っておりますけれども、きっちりお話のあった点については十分肝に銘じて取り組んでいきたいというふうを考えております。

○38番（金岡佳時君） それぞれが理解のできるように、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思ひいます。

かなり急いで、20分ということですので頑張って質問いたしました。2分余りました。

そこで、私の先日のINAPの感想を申し上げたいと思ひいます。INAPの経済ミッションに私も参加をさせていただきました。ASEAN諸国への輸出は高知県経済の将来にとって非常に重要であると思ひいます。また、高知県の進

むべき道であろうと私も思います。そして、知事のトップセールスが極めて有効であったということを目の当たりにいたしまして、ぜひともますます進めていただきたいと思いますと同時に、私も微力ながら積極的に応援をしなければならぬと、このように感じたことであります。

また、非常に難しい局面にある東南アジアの外交においても大きな貢献ができ、評価されるのではないかというふうに思います。

これからも日程的に極めて厳しい状況の中で、先日のINAPの経済ミッションもかなりタイトなスケジュールでございました。ぜひとも健康にも留意されまして頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

私きょうはもっときちっと質問をする予定でございましたけれども、何せ時間がございせんので超特急で質問をさせていただきました。今後とも、先ほど質問いたしましたことについては直接住民生活に直結いたしますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

ここで3時50分まで休憩といたします。

午後3時44分休憩



午後3時50分再開

○議長(武石利彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田豪太君の持ち時間は50分です。

6番浜田豪太君。

○6番(浜田豪太君) 自由民主党の浜田豪太で

ございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより初めての一问一答形式の質問をさせていただきます。至らぬ点お聞き苦しい点を御理解いただきまして議論させていただきたく、何とぞよろしくお願いをいたします。

第1問目は、本年2月定例会でも第1問として質問させていただきました教育政策について、とりわけ全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストについてお聞きいたします。

昨年度の全国学力テストにおいて、本県は小学校で12位、中学校では全国学力テストが始まりました平成19年度と同じく46位でした。文部科学省が小学6年生と中学3年生を対象に本年4月に実施した平成28年度全国学力テストの結果を先月29日に公表いたしました。今年度の結果について今議会の提案説明でも取り上げておられましたが、改めて公表されました結果についてどのように受けとめられたのか、知事にお伺いいたします。

○知事(尾崎正直君) 小学校については総合で全国10位ということですから。平成19年度のときのテストが全国総合37位です。これが10位まで上がってきた、本当に子供たち頑張った、先生方も頑張ってこられたということかなと、本当にそのように思います。

また、中学校について今回総合46位から44位になっています。そういう中で、特に国語についてはA、B合わせて全国順位が32位ということになりました。中学校は長らく、何と申すかね、足踏み状態、踊り場状態でありましたけれども、これを脱却する兆しが見えてきたということなのかなと、全体として学力はいい方向に転じつつあるかなと、そのように考えております。

また、個別に分析をいたしますと、特に中学校についてまだ数学に課題があるということもございまして、さらにもっと言いますと、思考

力でありますとか表現力でありますとか、そういう面についてはまだまだ改善をしていく余地があるだろうと、そのように思っています。

子供たちの将来のためにしっかりとした基礎学力をつけられる、そういう教育を確立していかななくてはなりません。教育大綱に基づいて、チーム学校の確立、さらには厳しい環境にある子供たちへのバックアップ、そして地域との協働、この大きな3つの柱に沿って、さらに対策を進めていく必要があるものと、そのように考えています。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

本日トップバッターで質問に立たれました桑名龍吾議員が取り上げておりました前日銀支店長河合さんの言葉、高知は貧乏やけど幸せやきえいと耳にしてきたと。この言葉は教育についても当てはまるのではないかと私は考えます。高知は全国学力テストの順位は低いけれどいいのではなく、まさに今回の数字を丁寧に見て実態をはかることが大事だと思うという言葉どおり、今回の結果を本県の子供たちの学力の向上に役立てていただきますよう強くお願い申し上げます。

次に、学校の部活動と地域のクラブチームのあり方について、教員の勤務実態の多忙化などの視点を含めましてお伺いいたします。本年6月13日、教員の長時間勤務の改善策を検討している文部科学省とスポーツ庁は部活動に休養日を設けることなどを柱とした報告書をまとめ、6月17日、学校現場における業務の適正化に向けてという通知を都道府県教育委員会などに通知しました。

スポーツ庁は、平成29年度国として16年ぶりに部活動の実態を調査し、結果を踏まえ具体的な休養日数を盛り込んだ指針を平成29年度内に定める方針とのことです。

報告書は、部活動について責任感や連帯感を

高めるなど教育的側面での意義が高いと評価しつつ、行き過ぎた活動は教員、生徒ともにさまざまな弊害を生むと指摘、生徒の健全な成長を促す観点からも大胆な見直しが必要だとして、国、教委、学校が取り組むべき課題を挙げました。

ここで私が取り上げたいことは、部活動と地域のクラブチームのあり方です。先月、香南市でサッカーの大会が開催されました。小学生の部と中学生の部が行われましたが、中学生の部の優勝チームが香南市にあるクラブチームでした。

たまたま私はサッカー経験者でありますのでサッカーというスポーツを例に挙げてお話をさせていただきますが、かつて私の中学時代は多くの中学生が学校の部活動でしかサッカーができない環境でした。しかし、現在はJリーグ発足以来、本県においても多くのサッカーのクラブチームが発足し、今ではJリーグを目指すチームもあります。そして、中学生の優秀な選手は学校の部活動からクラブチームに流れている現状がございます。これはサッカーのみならずほかのスポーツにおいても同様であると思います。

そんな中、学校現場で、教員自身が経験のない部活動の顧問を引き受け指導しなければならないという現実がございます。実際に、私も中学生のときに所属したサッカー部の顧問の先生にサッカー経験がなく、地域のスポーツ少年団のコーチが指導に来てくださっておりました。

これから2020年の東京オリンピック・パラリンピックが迫ってくる中で、スポーツに対する子供たち、保護者、そして地域も巻き込んだ熱も高まってくると思います。

このような状況の中で、本県における中学校の部活動と地域のクラブチームのあり方について、例えば地域のクラブチームと提携することなど地域のクラブチームと部活動をよい方向で

共存させていけないものか、教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 教育活動の一環として行っております学校の運動部活動は、中学生や高校生のスポーツ活動に大きな役割を果たしておりますが、スポーツに対する生徒の多様なニーズに応えるため、専門の指導者の不足といった問題はございますし、それから教員の多忙感といった課題もございます。そういった、学校の運動部活動では十分ではないという状況はあると思いますので、お話にありましたようにクラブチームを初め地域との連携が必要だというふうに考えています。

学校の運動部とクラブチームや総合型地域スポーツクラブなどとの協力については、例えば指導者の派遣や合同練習などが考えられますので、これからの望ましい運動部活動のあり方を検討していく中で運動部活動と地域との連携につきましても重要なテーマの一つとして検討していきたいというふうに考えております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

次に、ことし2月に高知市立高知特別支援学校にて起こりました体罰事件についてお聞きいたします。高知県教育委員会は、6月29日の定例委員会で体罰で児童にけがを負わせた高知市立高知特別支援学校教諭の停職1カ月の懲戒処分を決定しました。児童の保護者が高知署に被害届を出し、高知署が5月17日に高知地検に傷害容疑で書類送検したとの報道がありましたので、私はあえて体罰事件と申しました。

さて、個別の事件についてここで取り上げるつもりはございません。私がここで取り上げたいのは、このような不幸な事件が起こってしまった背景にある特別支援学校の現状を県議会を通じて県民の皆様にご存知いただき、そして特別支援学校に通われる児童生徒さんとその保護者の皆様が少しでも安心して学校に通えるように

なっていたきたいからです。

現在、本県における特別支援学校の数、児童生徒数、その児童生徒数が県全体の児童生徒数の何%になるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 本県の特別支援学校は、県立が分校を含めまして13校、国立、市立、私立が各1校で、合計16校でございます。

この16校の児童生徒数は863人で、県全体の児童生徒数の1.2%でございます。これは全国平均の1.0%よりやや多くなっておりまして、中では知的障害の児童生徒数が増加傾向にあり、その他の障害については横ばい傾向ということでございます。

○6番（浜田豪太君） それでは、特別支援学校の教員の数は何人おられるんでしょうか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 押さえておりますのは公立の特別支援学校の教員数ということでございますけれども、平成28年5月1日現在で正規の教諭が453人、期限つき講師が101人で、合計554人でございます。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

特別支援学校の教員は、今回初めて私は知ったのですが、小学校、中学校、高等学校または幼稚園教員の免許状のほかに特別支援学校の教員の免許状を取得することが原則となっています。教育職員免許法第3条第3項に、特別支援学校の教員は幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭免許状のほか特別支援学校教員免許状を有していなければならないとあります。

従来、盲学校、聾学校、養護学校ごとに分けられていた教員の免許状は、平成19年4月施行の学校教育法等の一部改正により特別支援学校の教員の免許状に一本化されました。しかしながら、現状としては特別支援学校の全ての教員が特別支援学校の教員免許を持っているわけではないとのことであります。

教育職員免許法の附則第16項の規定の中に、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。」とあり、この当分の間との文言によって特別支援学校の教員免許を持たない教員が特別支援学校で働いておられると聞いております。

また、平成25年3月1日に、高知県教育委員会特別支援教育課より、特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8カ年計画が出されました。平成25年度から平成32年度末までの8年の間で、後期3カ年計画は前期5カ年計画の進捗状況を踏まえ実施年度までに定めるとありますが、現時点で本県の特別支援学校の教員の中でこの特別支援学校の教員免許を保有している先生が何人おり、全体の何%でしょうか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 先ほど申しました公立特別支援学校の正規教諭453人のうち特別支援学校教諭免許状を保有しておりますのは303人で、保有率は66.9%でございます。

○6番（浜田豪太君） このように、特別支援学校の教員免許の保有率が66.9%ということは低いと感じます。それをどのように分析され、保有率を上げるための取り組みについてどのようなことをやられようとしておられるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 特別支援学校教諭の免許状の保有率が低いことにつきましては、まず教員の採用審査に当たりまして応募者を広く求め、優秀な人材を採用したいという考えから、特別支援学校教諭免許状の保有を義務づけていないということが大きな要因であろうというふうに考えております。

しかしながら、特別支援学校の教諭には障害

の重度、長期化や多様化への対応ですとか子供の障害に応じた指導など、高い専門性が求められておりますので、免許状の保有率が低いことは大きな課題だというふうに感じております。

免許状保有率を向上させるため、お話にもありましたように、平成25年度から始めた8カ年計画では平成32年度末までに特別支援学校の全ての教員が特別支援学校教諭免許状を取得することを目標に、認定講習の実施計画を示し、校長会を通じて取り組みの周知を図りまして、各教員の取得計画に基づいた面談や指導を行っております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

実際問題として、今回体罰を起こした教員は特別支援学校の教員免許を保有していなかったのでしょうか、またそうであるならば延べ何年間特別支援学校に勤務されておられたのでしょうか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 今回体罰事案を起こしました教員は、特別支援学校教諭免許状を保有しておりません。ただ、この免許状取得のための認定講習は受講しておりまして、また特別支援教育に関する研修にも参加するなどスキルの向上に努めている状況にはございました。

また、当該教員は平成9年から今年度までの20年間、継続して特別支援学校で勤務をしております。

○6番（浜田豪太君） 先ほども申し上げましたが、私がここで問いたいのはこの教員個人の問題ではなく、教育長にも御答弁いただいておりますように、現状を少しでも早く改善しなくては、免許を保有していない先ほどのような教員が特別支援学校において働いていることは、その教員にとっても——ましてや保護者、そして何といたってもそこで学んでいる障害をお持ちの児童生徒さんがこれからの長い人生を生きてい

くためには、一日も早くこの現状を改善し、専門の免許保有者をできる限りふやして、そのもとで教育を受けていただく。そういった環境をこの高知県もできるだけいち早く整えていただきたいという思いから質問をさせていただいております。

また、特別支援学校のみならず、特別支援学級においても同様であります。現在、高知県内の小中学校における特別支援学級に所属している児童生徒数と全児童生徒数内の何%になるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 本年5月1日現在で高知県内の公立小中義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は1,469人で、全児童生徒数の3.0%に当たります。

この割合は平成24年度の2.0%から毎年増加傾向でございます。特に自閉症、情緒障害の児童生徒の増加が顕著となっております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

昨年12月の県議会総務委員会にて、特別支援教育課長が、「本県の特別支援学級の編制につきましては国の学級編制基準による、児童生徒8名で1学級を基本としております。現在、本県の特別支援学級1学級当たりの在籍児童生徒数の平均は2.4名で、平成26年度の全国平均3.6名を下回っている状況です。しかしながら、特別支援学級の中でも、近年、自閉症・情緒障害特別支援学級での対応が必要な児童生徒が増加しており、障害の状況も多様化傾向にあります。県内の市町村教育委員会におきましては、特別支援教育支援員の活用が進められております。また、県教育委員会におきましてもそれぞれの学校の事情に応じて児童生徒支援等の加配措置なども行っております。本県の財政状況が厳しい中で県単独で学級編制の基準を下げるなど、これ以上の定数措置は厳しい状況ですので、今後も引き続き、国に対して、学級編制基準の見

直しを要望してまいりたいと考えております。」と答弁されました。

この特別支援教育支援員の具体的な役割と仕事内容、そして現在の高知県内の小中学校で働いておられる数を教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 特別支援教育支援員は、障害のある児童生徒の学校生活や学習活動をサポートする役割でございます。学習指導の補助や日常生活の介助などを行っております。

平成28年5月の調査で、小中学校では270名が配置をされております。

○6番（浜田豪太君） 私はこの特別支援学級への支援の重要性につきましても、さきに質問させていただきました特別支援学校と同様に、子育て中の保護者の皆様にとりまして身につまされる問題であると考えます。ぜひとも御尽力くださいますよう心からお願いいたします。

これまでの特別支援学校、特別支援学級へのさらなる支援への取り組みにつきまして教育長の御所見をもう一度お伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 特別支援学校がチーム学校として外部専門家と連携・協働し専門性の向上を図ることやセンター的な機能を果たすことなどに組織的に取り組むことができるように、人材育成や予算の確保の面で学校を支援していきたいというふうに考えております。

また、特別支援学級におきましても、担当教諭の特別支援学校教諭免許状の取得を進めるとともに、新任の担当者の研修ですとか特別支援学校のセンター的機能を活用することなどによりまして、各学級で専門的な指導・支援が担保できるように支援してまいります。

また、今後も児童生徒の状況に適切に対応した指導ができるよう、教員定数の確保に努めますとともに、その学級や児童生徒の状況等について市町村教育委員や学校長と協議を持ちながら、必要な場合はさらに教員加配を行うなどの

支援も行ってまいりたいと思っております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。
ぜひとも本当にこの問題につきまして不安を抱えておられる保護者の皆様、そして障害をお持ちのお子様のためにも、努力していただきたいともう一度お願いを申し上げます。

そして次に、子育て支援策について質問いたします。

「保育園落ちた日本死ね」という匿名ブログによって議論が高まり、ついには国会でも大きく取り上げられ、政府も緊急の対策を発表するなど、現在いかに待機児童問題が切実であり改善が必要であるかを認識させられておるところでございます。

そこで、本県における今年度の待機児童数について現時点での人数を教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 現時点で押さえておりますのは、本年4月1日の待機児童数でございますが、その数は42人で高知市のみでございます。

今後、10月と1月に集計をいたしますけれども、この時点では例年増加するという傾向にございます。

○6番（浜田豪太君） 私の2月定例会の質問に対して教育長より、ゼロ歳児から2歳児の少人数の保育に柔軟に対応できる地域型保育事業が待機児童には効果的であり、待機児童の多い市にこの事業の実施に向けて検討していただいているところであるとの御答弁がございましたが、その後本県で、この地域型保育事業の取り組みは進んでおられるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 小規模保育ですとか事業内保育事業の地域型保育事業所は、平成27年4月1日時点の14事業所から本年の4月1日現在では24事業所と大きく増加をしております。

また、平成31年度を目標とします市町村の子ども・子育て支援事業計画では地域型保育事業で確保する受け入れ可能人数は県全体で276人となっておりますが、既に367人の枠が確保されておりまして、本県の地域型保育事業は着実に進んでいるものと受けとめております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。
ぜひとも進めていただきたいと思います。

さらに、地域型保育事業を実施するに当たり欠かせない人材として子育て支援員制度がございます。子育て支援員とは平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度で新たに創設された全国共通の認定資格であります。地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などの19人以下のお子様を預かる事業の実施や保育所や幼稚園などで実施する一時預かり事業に従事するために必要な知識や技術を学び、保育士の資格を有していない方でもこの支援員になれば実際に働くことができる制度です。

昨年度は、基本研修181名、専門研修の地域型保育111名、一時預かり84名、家庭的保育者等の研修を受講し認定を受けた方が6名とのことですが、昨年度受講されて実際に子育て支援員として何人の方が働いておられるのか、そして今年度何人の方が子育て支援員研修及び家庭的保育者等の認定研修を受講されたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 昨年度、子育て支援研修を修了された方で実際に働いておられる数については、現在正確には把握しておりませんが、保育所、幼稚園などで働きながら資格を取るために受講された方も多かったということでございますので、それらの方々には受講後も継続して働いておられると思います。

今後、働いている方を対象にしたフォローアップ研修を来年1月以降に開催することを予定し

ておりますので、その際には人数を把握できると思います。

平成28年度の子育て支援員研修の受講者数は、基本研修が178名、専門研修の地域型保育が95名、一時預かり事業が52名となっております。制度の初年度であった昨年度よりは減っておりますものの、依然として多くの方に受講していただいております。

また、本年度の家庭的保育者等の認定研修につきましては、昨年度までの一部修了者を含めまして7名の方が受講されております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

私は、今年度この子育て支援員研修を受けられた方、そして小規模保育事業所を運営しており職員さんに子育て支援員研修を受けていただいた方とお話をさせていただき、気になることをお聞きしました。基本研修を終え専門研修をことし8月1日、2日で修了された方は先日10月1日に認定証が御本人に送られてきたとのこと。認定証が発行されるまでに約2カ月かかり、その間子育て支援員として認められず、事業所としても本来なら受け入れる予定のお子様を受け入れることができず、私の聞くところではこの認定証がないことが原因で年齢的に事業所に入れない児童が1名発生したそうです。

仮に1カ月認定がおくれれば1月お子様を預けることができず、その保護者は働くことができません。1カ月の収入減になります。子育て世代にとりましては、非常に影響が大きいと考えます。

そこで、この子育て支援員の認定について、専門研修、保育実習2日間を終え、日案と反省文を提出した後、教育委員会はどのような手続を経て認定証を出されるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 子育て支援員の認定証につきましては、5月中旬から6月下旬まで講

義による研修を受講し、県内の認可保育所で8月から9月の2カ月間のうち2日間実習を修了した方に対して発行しております。

実習につきましては、各保育所で一度に受け入れ可能な人数も1名ないし2名ということで少なく、また受け入れする期間が受講生によって違ってまいります。

したがいまして、修了した方については受け入れた保育所から市町村に出席状況が記載された手帳が提出され、市町村はそれらを取りまとめて県に送付し、県ではこれまで月ごと一括して認定証を発行するという手続としておりました。

○6番（浜田豪太君） その中で、先ほどはこの専門研修の認定証を2カ月でいただいたという方のお話をしましたが、8月3日、4日、22日、23日、9月8日、9日で修了した3名の方が、その後の書類も提出しておる中で今も認定証を受け取っていないということです。先ほどの教育長の御答弁のとおり手続をすれば実際2カ月、この3名の方もこれからかかるのでありましようか。

この3名の方が認定証を受けていないがために、先ほど同様10名のお子様は今入所できていない状況があるとのこと。この手続をもう少し早めることができないのか、そしてもし早めることができないのであれば、来年度からは基本研修と専門研修をもう少し早く開催することはできないのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） まず、研修を今の時期より早く開催することにつきましては、講師確保の日程ですとか研修を土日に開催していること、また保育所の実習日の調整などの観点から難しいと考えております。

ただ、認定証の発行について議員のお話しになったようなことは大きな問題だと思いますの

で、市町村に研修終了後速やかに県に送付をしてもらうとともに、県の事務手続なども見直しをいたしまして早期に発行できるようにしてまいりたいと考えております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。前向きな御答弁、本当に、それによって助けられる県内の保護者の方がおられると思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

また、この子育て支援員研修について、例えば保育に関係ない仕事に従事している方やいわゆる専業主婦をしながら、また親の介護をしながら新しい制度に可能性を感じて受講を希望している方にとって、現状では年に1度しか受講することができず、受けてみたいけれどもその時期を逃すと受けられないとの声も聞きます。そして、家庭的保育者等の認定研修に至っては、連続20日間の保育実習が必要であり、さきのような条件の方には受講は非常に厳しいとのことでもあります。

保育所、幼稚園等及び認可外保育施設等が職員に研修を受けさせる場合は代替職員の雇用経費に対して補助を実施するとのことですが、これはあくまでも研修を受ける本人ではなく職員に研修を受けさせる事業者に対してであると聞いております。

したがって、個人でこの研修を受けようとする人からは、年に1度から2度にふやすであったり、連続20日間を総計して20日間というように、もう少し幅を広げてもらえないかという声があります。

先ほどの御答弁もございましたが、もう一度教育長にこの現状に対しての御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 研修の機会をふやすことにつきましては、先ほど申しましたように現在研修の講師——県内の大学教授などをお願いしておりますけれども、人材が限られている上

に大学の行事などもございまして限定された時期でしか対応できないという状況でございます。

また、実習を受け入れてくださる保育所についても、園行事ですとか指導員の配置等の運営の面から時期が限られておりまして、年2回という開催は難しい状況でございます。

ただ、20日間の実習につきましては、その目的が保育する乳幼児との関係づくりや保育技術の習得でございまして、そのために日々の積み重ねが必要ということのできる限り連続的に行っていただきたいということで取り扱っておりますが、研修期間が長いために仕事をされている方には連続して受講することは難しいというようなケースもあると思います。

そうしたことから、先ほど申しました実習の趣旨の範囲内で保育所と実習生が話し合って期間を弾力的に運用していただくことは可能というふうにしております。このことが十分周知されていないということかと思っておりますので、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

本年7月1日に公布されました高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則についてお聞きいたします。6月定例会にて可決され、7月1日に教育委員会より公布されました高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則について、これまで保育所と認定こども園などの事業所は一定の時間帯に限り保育士を2名配置する必要があったところ、1名を子育て支援員研修を修了した者にかえることができるようになりました。

また、保育所などにおける必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに保健師、看護師及び准看護師をかえて活用することができるようになる

とのことであります。

簡単に申しますと、保育所で働くのは保育士さんのみだったところが幼稚園教諭や小学校教諭の有資格者にも門戸が広がったことになり、保育士不足で悩んでおられる保育所や認定こども園にとっては非常にありがたいことだと思います。そこで、本県の保育士確保への効果について御所見を教育長にお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 現時点では、条例規則改正後に新制度に基づいて子育て支援員を雇用したというような情報は余り聞いてはおりません。

しかしながら、事業者の皆さんの中には子育て支援員や幼稚園教諭、小学校教諭を活用することで保育の担い手の確保の可能性が広がったと、活用を期待しているとの声もあるというふうにお聞きをしているところでございまして、今後の保育の担い手の確保について一定の効果があるのではないかとこのように考えております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

また、政府は本年度、仕事・子育て両立支援事業の中で多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的として企業主導型保育事業を始めました。この事業はその名のとおり民間企業、しかも資本力があり子育て中の従業員を多く抱える都会、都市部の企業向けの事業であることは私も承知しております。

しかし、この事業の中で複数の企業が共同で保育所を設置することや他企業との共同利用や地域住民の子供受け入れができるなど、企業間、地域間の連携次第では本県でも十分にこの事業を利用することができると私は考えますが、この事業について教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 議員からもお話がござ

いましたとおり、企業主導型の保育事業は都市部を主なターゲットとした事業だということかとは思いますが、事業所みずからが保育施設を設置することや複数企業での共同設置が可能であること、また設置の際や保護者の利用の際には市町村の関与は必要でないといったことから、事業所にとって設置しやすいものとなっております。

したがいまして、本県においても十分利用ができると考えておりまして、既に事業の開始を準備している事業所もあるというふうにお聞きをしております。

○6番（浜田豪太君） ありがとうございます。

私もこの夏、内閣府の子ども・子育て担当の方とお話をさせていただきまして、この企業主導型保育事業、非常にある意味限定的ですが、時間的な感じはありますけれど、使いやすく、そしてまた都会だけじゃなくて全国に使っていただければという声を聞いております。何とぞ教育長も御答弁のとおりよろしくお願ひいたします。

この項の最後に、現在多様なライフスタイルと就労環境の大幅な変化により、平成22年の国勢調査による本県の雇用者の共働き世帯は、5万2,081世帯であります。また、ひとり親家庭の世帯数も平成26年で母子家庭が1万2,698世帯、父子家庭が2,184世帯であります。

その中で、働きながら子育てをしている世帯にとりまして、小規模保育等の保育事業所や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援、ファミリー・サポート・センターなどではなくてはならない事業であります。

一問一答形式ということでこれまであえて細かく質問をしてまいりましたが、教育や子育て支援について、これは今喫緊の課題として本県がまさに全庁を挙げて取り組んでおります高知家の子ども貧困対策の推進に欠かせない中心部

分であると私は考えます。

一生懸命汗水を流して頑張っておられる保護者の皆様の不安の解消、また子供たちの学びの場の充実があつてこそ、子供たちを貧困に向かわせないことができるのではないかと考えますが、改めまして子供の貧困対策の推進につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 日本一の健康長寿県構想の中で、厳しい環境にある子供たちへの対策というのは大きな柱の一つです。その中で、やはりこういう形で取り組みを全体として進めたい、子供が幼少期にあるうちにおいては、できる限り保護者の皆様方のさまざまな形でのバックアップができるように、そして子供が長じるに従って子供自身に対するバックアップができていけるように、そういう形で取り組みを進めていきたいと思ひます。

共通していますのは、特に幼少期において働きながら子育てができる体制がつくれるかどうか、先ほど御指摘のありましたように、私も子ども・子育て会議の委員をやらせていただいておりますけれども、そういう中において比較的小規模で使い勝手のいい新しいタイプの制度もできてきています。こういうものをうまく生かしていくということが1つ。

そしてもう一つ、ファミリー・サポート・センターの事業などのように、なかなか高知では規模的に合わない、しかしそうであれば高知版のものをつくって小規模のものでも対応できるようにしていこうだとか、そういう取り組みなどもうまく生かしていきながら、全体としての働きながら子育てできる環境づくりをしていきたいと思ひます。

またあわせて、長ずるに従って子供の居場所づくりというのが非常に大事になってくる。学校をプラットフォームとして放課後学びの場をしっかりとつっていく、放課後児童クラブなど

もありますし、さらには今、放課後学習というのは非常に充実させていこうとしているところでございますけれども、こういうものを手厚くしていく。

全体としては、先ほど申し上げましたように、特に幼少期においては保護者の皆様方へのバックアップ、そして長ずるに従って子供自身に対するバックアップ、そういう方向でもってこの貧困対策をしっかり進めていきたいと、そのように思ひます。

○6番（浜田豪太君） 御答弁、本当に前向きなお話ありがとうございます。県民の皆様、そして保護者の皆様が心強く感じていると思ひます。

続きまして、本県における労働環境の改善について質問いたします。

総務省の就業構造基本調査によりますと、平成24年には介護や看護を理由とした離職・転職者、いわゆる介護離職者が年間10万人を超えております。そのような現状の中、安倍総理はアベノミクス新3本の矢の一つとして介護離職ゼロの実現に向け、働く環境改善、家族支援と必要な介護サービスの確保を両輪として取り組んでおります。

現在、働きながら介護をしている人は約240万人とのことで、このうち介護休業を取得した人は約7万6,000人と全体の3.2%しかいない状態です。この介護休業制度は機能していないと言っても過言ではないと思ひます。このような介護休業制度などの利用が進まない理由として、特に多くの中小零細企業などにおいては制度を利用しても少数の職場において職員のかえがきかなかつたり、場合によっては他の職員に迷惑をかけるために退職をせざるを得ない場合などもあるのではないかと思ひます。

介護離職ゼロを目指すには、企業が全体として職場環境の中に介護の重要性の浸透を図ると同時に、介護休業制度の利用を県としてもっと

後押しし、制度を取得しやすくしていくことが必要だと考えますが、働く環境改善の観点から県内企業における現時点で把握している介護離職者数と介護離職ゼロに向けどのように取り組んでおられるのか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 介護・看護によります離職者数を把握できる調査は、先ほどお話しにございました就業構造基本調査のみでございますけれども、直近平成24年の調査によりますと、平成23年10月からの1年間で本県では600人が介護・看護のために離職したというふうに推計をされております。

こうした介護離職をなくすために、県ではこれまで介護のことも含めまして仕事と家庭の両立を支援するという観点から、社会保険労務士さんに委託をいたしまして、県内の各企業を訪問いただいて、昨年場合は約360社でございますが、ワーク・ライフ・バランスの普及と、企業への普及ということに努めております。

また、高知労働局と共同で、介護休業制度の概要でありますとか、あるいは支援メニュー、そういったものを記載したリーフレットをつくって、これを企業、関係機関に配付しているというようなことを行っております。

今般、雇用保険法が改正をされまして、ことしの8月からは介護休業給付金の引き上げが行われておりますし、来年1月からは育児・介護休業法の改正によりまして介護休業を分割して取得をすることができる、あるいは介護のための残業免除をすることができるというような措置がとられております。

それからさらに、国の第2次の補正予算、これによって介護と仕事を両立している従業員がいる企業への助成制度、これが創設を予定されております。

このように、介護離職を減らすための環境整

備というのは徐々に進んできておりますので、今後そうした内容につきましても国あるいは関係機関と連携をしながら、いろんな機会を捉えて広く周知を図っていきたいと思っております。

○6番（浜田豪太君） この介護離職者の数というのは本当に調べるのが難しいんだと思います。特に、仕事をやめた方に介護でやめたのかと聞いて回るわけにもいかないでしょうし、なかなか調査が難しいということはわかります。かといって、これからの少子高齢化を考えていきますとふえていくんだらうという漠然とした不安は、県民の皆様も持っておると思います。

そしてまた昨日、土居議員が質問されておりましたダブルケアの問題なんかもありまして、まさに私たち子育て世代も今漠然とした今後の不安というものを抱えているところでありますから、県として先ほど御答弁いただいたとおり、できる限り努力をしていただくということをお願いいたしましてこの項の質問は終わらせていただきます。

続きまして、地域包括ケアシステムの構築による日本一の健康長寿県構想の実現について質問させていただきます。

政府は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年問題に対応するため、住みなれた地域で人生を全うし続けることができるよう、住まい、医療・介護、予防、生活支援を一体的に供給できる地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

本県においても、地域包括ケアシステムを構築し、仕事と介護を両立できる社会をつくり、住みなれた家で家族を支えながら元気に働き続けられる環境づくりを日本一の健康長寿県構想として推し進めております。

そんな中で、在宅での医療や介護を一体的に提供できる地域包括ケアシステムと、さきに質問いたしました仕事と介護が両立できるという

介護離職ゼロとは、一見すると矛盾しているようにも感じます。つまり在宅での医療や介護を行うために離職せざるを得ない方々が今問題になっているわけです。

そこで本県では、日本一の健康長寿県構想の実現を目指す上で、地域包括ケアシステムをしっかりと構築し、仕事と介護を両立できる社会をつくり、住みなれた家で家族を支えながら元気に働き続けられる環境をつくる必要があります。ここで改めて知事に御所見をお伺いしたいと思っております。

○知事（尾崎正直君） 地域包括ケアシステムの取り組みを進めていくに当たって大事な点は、私どもとして思っておりますのは、いわゆる単に在宅介護を進めていくということではなくて、やはりそれぞれの御家庭の御事情に応じて、また介護される方のＱＯＬの向上という観点も加味をして、それぞれの状況に最適な手段をできる限り選ぶことができるような体制をつくっていくということだろうと思っております。

でありますので、こちらがしっかりできていけるように、例えば介護施設を計画的に整備する取り組みも片や進めながら、他方でやはり在宅のほうがいいねと思われる御家庭については訪問看護とか訪問介護とか、こういう体制を整えていくことで在宅介護が充実していくようにすると。その両方の選択肢をしっかりとそろえていって、それぞれ選べるようにしていくという体制をつくっていくことが大事だと思っております。

これが結果として介護離職を減らし、さらにはダブルケアとかそういう多様なニーズにも対応していくことのできる土壌になっていくものと、考えておりますのでそういう方向で進めていきたいと考えています。

○6番（浜田豪太君） 御答弁ありがとうございます。何とぞ知事の御答弁のとおり、高知県の

地域包括ケアシステム構築、よろしくお願いいたします。

最後になります。これで最後の質問の項目に入らせていただきます。

ＬＣＣ、いわゆる格安航空会社の高知龍馬空港への定期便の誘致について質問をいたします。

2月定例会にて質問させていただきました。ＬＣＣ誘致につきまして、知事より、「ＬＣＣは一般的に採算ラインとなる座席の利用率が80%以上、最低でも年間10万人を超える利用が必要であると言われており、高知龍馬空港の場合は後背地の人口が比較的少ないこともあって、継続的、安定的な需要の存在というビジネスの視点などから、現在のところ新規就航に対する厳しい見方を変えていただくまでには至っていないものと受けとめております」との御答弁をいただきました。まことにごもつともであり、ＬＣＣ誘致の厳しさを改めて私も認識したところでございます。

そのような状況の中、本県において平成29、30年度に開催されます「志国高知 幕末維新博」というのがございます。この「幕末維新博」につきましては、2010年に開催され成功をおさめました「土佐・龍馬であい博」にはあった大河ドラマ龍馬伝のような強力な追い風がない状況でスタートするわけでございます。

そこで今回、博覧会の誘客の目玉としてＬＣＣ定期便就航を目指すというのはいかがでしょうか。ＬＣＣも関空便、成田便、海外便とございますが、関空便をターゲットにして、坂本龍馬初め維新の志士たちが大暴れした関西地方からＬＣＣを使って高知にお越しいただくというのはいいんではないかと私は考えます。

四国運輸局の資料によりますと、平成26年度高速バスの高知—京阪神の利用者数は41万3,267人、平成27年度は42万2,461人でした。ちなみに高速バスで高知から京阪神を利用しますと片道

約6,000円、時間にして約6時間かかります。仮にLCCが高知一関空間で就航したといたしますと片道約3,000円、所要約30分です。

LCC誘致は企業誘致同様に相手のあることであり、情報が外部に出ることがいかにマイナスに働くかを考慮し、慎重を期して県として取り組まなければならないことは重々承知しております。しかしながら、LCCをまだ御存じない県民の皆様には、LCCというものがどのようなものであり、そして就航することのメリットを広く知っていただきたいと私は願っております。

県が最大限御努力いただいていることを承知の上で、改めましてLCC定期便の誘致に対する意気込みについて中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） LCCの誘致につきましては、お話にもございましたように、定期便の就航が実現しますと、県民の皆さんの利便性の向上はもとより、観光、経済の活性化、交流人口の拡大にもつながり、大きな効果があると考えておりますので、これまでも国内のLCC各社を幾度となく訪問しまして、就航の実現に向けた具体的な支援策を提示するなど、誘致活動に継続的かつ積極的に取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、LCC側の懸念材料と見られます高知龍馬空港の需要見通しに対して、新たな航空需要の創出につながるような追加の支援策などにも知恵を絞り、さらには本県の意気込みもプラスアルファ要素として受けとめてもらえるよう、今後も引き続き粘り強く実現に向けた誘致活動を行っていきたいと考えております。

○6番（浜田豪太君） 御答弁ありがとうございました。本当にこの厳しい厳しい状況は先ほど来、申しておりますとお承知しておりますが、

その中でもこうして前向きに御答弁をいただいたことに本当に感謝を申し上げます。

そして、きょうの質問はほとんど教育長とやりとりさせていただきました。それだけ私、高知で結婚し、そして子供を持っておる親として、これから高知県で過ごしていく中で、やはり前向きに県民の皆様が生活して暮らしていけるような高知県をつくっていくために、何とぞ教育長もこれまで以上に御尽力くださいますことをお願い申し上げます。

そして、知事におかれましても、前向きな御答弁ありがとうございます。本当に心強い答弁で県民の皆様も安心をしたといたしますか、ほっとしているんじゃないかと思っておりますので、これからもひとつ引き続きよろしく願いいたします。

これにて私の一切の質問を終わらせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、浜田豪太君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明8日から10日までの3日間は休日でありますので、10月11日に会議を開くことといたします。

10月11日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時40分散会

平成28年10月11日（火曜日） 開議第6日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 弘 田 均 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 宮 本 正 彦 君
主 幹 浜 田 百賀里 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 6 号)

平成28年10月11日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 4 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 5 号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 11 号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案

- 第 12 号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 平成27年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成27年度高知県県営林事業特別会

計歳入歳出決算

報第15号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第20号 平成27年度高知県電気事業会計決算

報第21号 平成27年度高知県工業用水道事業会計決算

報第22号 平成27年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問（一問一答形式による）

第3 決算特別委員会設置の件

第4

議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案



午前10時開議

○議長（武石利彦君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」から第15号「平成27年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成

27年度高知県病院事業会計決算」まで、以上37件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

大野辰哉君の持ち時間は40分です。

25番大野辰哉君。

○25番（大野辰哉君） おはようございます。本日のトップバッターを務めさせていただきます県民の会の大野辰哉でございます。議長にお許しをいただきましたので質問をさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

この夏は、福祉施設の現場において2つのあつてはならない事件、事故が起こってしまいました。1つは7月26日、神奈川県相模原市の知的障害者施設、津久井やまゆり園において、施設元職員によって施設の入所者や職員46人が殺傷された事件。また、8月の終わりには、東北や北海道に甚大な被害をもたらした台風10号によって岩手県岩泉町で川が氾濫し、高齢者グループホーム楽しんで生活する認知症の高齢者9人が濁流にのまれ、亡くなられた事故であります。

お亡くなりになられた方々、心や体を痛められた方々、御家族や関係者の皆様に対しまして哀悼の意を表するとともに、二度とそうした事件、事故が起こらないよう、福祉施設における防犯・防災体制の充実、重要性、必要性も含め、今後しっかりと対策を行っていくことが、亡くなられた方々や御遺族、関係者の皆様に対する使命だと思っております。

相模原市での殺傷事件は、くしくも障害者権利条約を批准し、この4月に障害者差別解消法が施行され、障害者差別の解消を、国を挙げて進めていこうとしたやさきに、福祉施設の元職員によって、施設に入所されている抵抗できな

い状態の方々が一度に殺傷されるというかつてない非情で残忍、凄惨な事件となりました。被疑者は事件前に、衆議院議長公邸や自民党本部を訪れ、首相や衆議院議長宛てに、目標は重複障害者が安楽死できる世界と主張し、障害者を抹殺することが救済などにつづった手紙を持参して障害者に対する犯行を予告するなどしていました。

事件により全国の障害者やその御家族、関係者の皆様は特に深く傷つき、大きなショックと悲しみを受けました。事件の後には多くの福祉関係者、障害福祉団体の方々がメッセージや声明文を発信され、傷ついた人々の心に寄り添いました。知的障害者の親たちでつくる、全国手をつなぐ育成会連合会は、「障害のある人もない人も、私たちは一人ひとりが大切な存在です。」「もし誰かが「障害者はいなくなればいい」なんて言っても、私たち家族は全力でみなさんのことを守ります。ですから、安心して、堂々と生きてください。」と呼びかけました。

また、アメリカのホワイトハウスやロシア大統領からも弔意が表明されるなど、世界各地から犠牲者に心を寄せ障害者差別に反対するメッセージが寄せられるなど、事件は国内だけでなく国外でも大きな衝撃となるものでした。

多くの利用者が生活する福祉施設において発生した神奈川県相模原市知的障害者施設、津久井やまゆり園での殺傷事件について尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 本当にまずはこのたびの事件によりまして亡くなられた皆様方に、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思いますし、また御遺族、御関係者の皆様方にも深く哀悼の意を表したいと思います。

私も今回の事件、報道で知りまして、正直なところ大きな衝撃を受けましたし、信じられないと思いましたが、そして深い怒りを禁じ得な

いと、そのように思っているところがございます。県内においてやはりこういう起こり得ないことが起こる、そういう可能性を頭に入れて対応していく、そういうことも大事なのかなともまた思いました。

今、福祉施設の皆様方にいろいろお聞き取りもさせていただきながら調査もさせていただいたところです。県内の関係者の皆様方はこういう問題に備えていくために、その必要なことについて私たちとして何ができるか、この調査の結果も踏まえてさらに考えていきたいと、そのように考えています。

○25番（大野辰哉君） どうもありがとうございました。相模原市の事件において神奈川県警察は、殺害された入所者の名前の発表について、施設にはさまざまな障害を抱えた方が入所しており被害者の家族が公表しないでほしいとの思いを持っているとして、被害に遭われた方の名前の発表を控えました。今回の事件においては、匿名を希望する家族への配慮から、神奈川県警察みずからが発表を控えたもので、匿名発表に理解を示す意見もあれば、そうした対応自体が差別につながるのではないかとの意見もあるなど議論を呼んでいます。

この事件における神奈川県警察が被害者の名前の発表を控えた対応について上野警察本部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○警察本部長（上野正史君） 警察では、警察活動への御理解と御協力をいただくため、発生した事件、事故についてできる限り積極的に広報しているところですが、捜査上の支障や被害者のプライバシー保護の観点から発表を控えるということもあります。特に、犯罪被害者の氏名等につきましては、報道関係者からは実名発表を求める声があるということも承知しておりますが、一方で被害者やその家族等から警察に対して発表しないでほしいと、そういう要望が出

されることもあります。個別具体的な事案ごとに適切な発表内容となるよう配慮しておるところです。

今回の神奈川県警察の判断につきましては、報道されているところによりますと、議員からも御指摘があったように、遺族からのこうした要望があつて実名を発表しなかったという判断に至つたというふうに承知をしております。

○25番（大野辰哉君） ありがとうございます。被害者の御家族の一人は、名前を公表してほしくない理由を、日本では全ての命はその存在だけで価値があるという考え方が特異であり優生思想が根強いためと匿名への理解を求めたそうであります。今回の事件において、被害者の家族の意向を踏まえ、家族の気持ちに寄り添つた神奈川県警察の対応は一定理解できますが、むしろ被害者の家族が匿名を望む今の社会の環境や風潮にこそ深い課題があるのではないかと思います。

被疑者の、障害者なんていなくなればいいなどの身勝手な主張は、報道でも言われているように優生思想に通じるものなのかもしれません。ここ数年、インターネットを見れば、言いつ放しの厳しい言葉があふれ、この国でも近年ヘイトスピーチやヘイトクライム、差別犯罪が増加し、マイノリティー、少数派に対する厳しい社会へと風向きも強くなってきているように感じます。

昨年11月、茨城県の教育委員が障害児の出産を減らしていける方向になったらいいと発言し、問題になったこともありました。経済至上主義、効率的な社会による経済的格差の拡大や、非生産性や非効率的な物事に対する社会的な分断により、近年特に社会的弱者と言われる人たちに対して、自己責任論や社会的切り捨てを容認する傾向が強くなるように感じます。もしかするとそうした社会の流れが、一番大切な命を軽ん

じることにつながり、今回の事件にも影響しているのではないかと感じます。

人口減少などさまざまな事情により経済が縮小していきと言われている状況のもとで、経済成長による飛躍的な再配分は厳しく、格差の拡大が進む今の社会では、特に社会的弱者と言われる方々への厳しい状況が大きく変わる環境には遠いと感じます。

多様な人たちが安心・安全に助け合いながら暮らせる社会環境をつくること、セーフティネットをつくることが行政や政治の大きな役割の一つだと思うのですが、尾崎知事の御所見をお聞かせいただければと思います。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のような支え合いのネットワークをつくっていくということが行政の役割だと、そのように思います。日本一の健康長寿県構想の中で高知型福祉の構築を行っていくのではないかと、そういう取り組みを進めてきたわけであります。あつたかふれあいセンターの取り組みなどというのが典型的でありますけれども、こういう中において高齢者の皆様方をいかに地域の皆様同士で支えていくか、さらには厳しい環境にある子供たちをどうやって支えていくか、そして障害者の方々もどのようにしてお互い助け合っていくのか、支え合っていくのか、そのようなネットワークをつくっていきたいと、そういうことで取り組みを進めてきました。

残念ながら、都市部においてはいわゆる核家族化が進むなどという形で地域の地縁、血縁というのがだんだん薄れつつあるとも言われています。中山間地域においては過疎化によってこの地縁、血縁が失われていっていると、そのように言われています。そういう状況だからこそ意図的、政策的にそのような福祉ネットワーク、支え合いのネットワークをつくっていくということが大事だろうと、そのように考えておると

ころです。

日本一の健康長寿県構想において目指しているとする高知型福祉というものはそういうものであります。ぜひそういうものを目指してさらなる努力を重ねていきたいと、そのように思います。

○25番（大野辰哉君） ありがとうございます。残忍で卑劣な犯行は決して許されることではありません。その背景も含め、こうした事件が二度と起こらないよう徹底した捜査と分析を強く求めるとともに、事件を風化させることなく、私たちの社会がこの事件を通して多くの社会的課題に立ち向かうきっかけ、助け合いの優しい社会、共生社会への転換点にもしなければならぬと思うものであります。一人一人の命の重さを大切にする優しい国、優しい社会であってほしいと切にお願いを申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

次に、福祉施設における高齢者や障害者などのいわゆる災害弱者が犠牲にならないための対策、取り組みについてお伺いしたいと思います。冒頭でも述べましたが、岩手県岩泉町の高齢者グループホームで、入所中の認知症高齢者9人全員が犠牲になった事故ですが、その後の報道によると、施設が避難マニュアルを策定していなかったことや避難誘導がきちっとできなかったこと、関係機関からの情報がしっかり伝わっていなかったことなど多くの問題点が浮き彫りとなっています。

本県でも、先般の台風16号による大雨で県西部の施設において床上浸水の被害がありました。災害弱者と言われる方々が多く入所されている施設においては、特に早目の行動が重要となります。東日本大震災の教訓を踏まえ、高知県社会福祉施設防災対策指針により、施設ごとの避難計画の策定が求められています。

そこで、岩手県岩泉町の事故後の本県におけ

る対応と、福祉施設における避難計画の策定状況について門田地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 岩手県で起きた痛ましい高齢者グループホームの被災事案を受けまして、その翌日には県内の高齢者、障害者、児童の福祉施設に対しまして、非常災害時の避難方法などを定めた計画の策定や点検の実施について一斉の注意喚起を行いました。

先月、台風16号が本県に接近した際には、これまでも台風接近などのたびに行ってきたことではございますが、事前にファクスで厳重な警戒態勢の確保について周知をいたしますとともに、被災や避難をした場合には県へ報告することを依頼し、情報把握に努めたところでございます。

避難訓練の実施などにつきまして定めました防災対策マニュアルの策定につきましては、地震、風水害の双方に対応したものをつくっている施設が大半ではございましたが、地震のみに対応したマニュアルとなっている施設もございます。定期的実施している施設への実地指導の際に確認し、指導・助言を行ってきているところではございますけれども、改めましてマニュアルの内容の点検や避難訓練の実施状況など、さらに詳しい調査を行った上で、未策定の施設や対応等不十分な施設がございましたら、指導・助言等を行うことにより、福祉施設等における災害対策を徹底してまいりたいと考えております。

○25番（大野辰哉君） ありがとうございます。岩手県岩泉町の高齢者グループホームでの事故は、福祉施設における備えを改めて見直すことを教訓として示されたようにも思います。近年集中豪雨が多く発生する気象状況が続いており、震災対策とあわせて、特に災害弱者と言われる方々が多く利用している福祉施設の災害対策、避難訓練などによる事前準備の徹底を改めてお

願いしておきたいと思います。

次に、障害児対策についてお伺いしたいと思います。

地域で家族と障害児が在宅での生活を継続していくためには、介護者の心身疲労の軽減や休息などのレスパイトケアも含めた短期入所サービスが必要不可欠です。介護者からのニーズも多く、自治体が障害福祉サービスの支給決定をしているにもかかわらず、中山間地域などでは特に重度の障害児の利用できる施設が少ないことなども課題となっています。

重度障害児の短期入所施設の現状と、今後の整備について門田地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 障害児を主たる対象とする短期入所施設は、主に市部を中心に21施設あり、病院や診療所等であって医療の提供を行う医療型が4施設、それ以外の福祉型が17施設となっておりますが、重度の障害児を受け入れることのできる施設については数カ所程度に限られている状況です。いずれも、ベッドにあきがない場合や感染症が広がりやすい時期などは受け入れをお断りされるケースもあるほか、特に中山間地域におきましては対応できる施設がないことから、離れた地域の施設を利用せざるを得ない状況がございます。

県ではこれまで単独事業として、医療型では医療機関が短期入所サービスを提供した場合には、診療報酬分との差額を補助する制度の創設、福祉型では行動障害のある方にサービスを提供した場合の費用の上乗せ助成を行っているところではございますが、十分な成果を得るまでにはまだ至っていない状況でございます。

新たな事業者の参入は難しいとは思いますが、今後とも重度障害児の方ができるだけ身近な地域でサービスを利用できるよう、医療機関に空床利用の短期入所を働きかけますとともに、受け入れることのできる施設の確保について市町

村や関係機関と連携して検討してまいります。

○25番（大野辰哉君） 重度障害児の受け入れ施設などの保護先がない中山間地域においては、このような事例も発生しています。重度の障害を持たれている子供さんを1人で介護やケアしながら育てているお母さんが、生死にかかわる重病で入院され、子供を介護することができない状況になってしまいました。特に重度の障害を持たれている子供さんは医療的ケアも必要になることから、しっかりとしたケアのできる体制の整う施設に保護して、いっときの切れ間のないサービスを提供する必要がありました。

このため、市町村は児童相談所に一時保護を求めましたが、障害児の対応については療育福祉センターの所管になるとの回答があり、療育福祉センターに保護を求めました。しかし、療育福祉センターにおいても受け入れることができず、近隣市町村にも受け入れできる施設もなかったことから、当該市町村は県内全域で受け入れが可能な施設を探し、結果として平日は特別支援学校の寄宿舎で過ごし、週末には市町村の担当者が遠方にある障害児施設へ往復4時間をかけ送迎して短期入所、ショートステイの利用により保護することとなりました。

こうした事例への対応も含め、要保護の重度障害児に対する支援の現状と、児童相談所と療育福祉センターの障害児支援の役割分担と連携について門田地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 子供の障害相談につきましては、児童相談所の役割でございますが、本県の場合、子供から大人まで一貫した対応ができるように、療育福祉センターが中央児童相談所の一部門として障害相談を担っております。療育福祉センターは、児童相談所として療育手帳や特別障害手当の相談を中心に、年間1,500件程度の障害相談を受けるとともに、そ

の中で年間40件程度の重度障害児の施設入所の支援などを関係機関と連携して行っているところがございます。今回のケースは、先ほどお答えしましたように、ショートステイが少ないという根本的な課題がございまして、解決が難しく、関係する施設等とも調整はいたしましたが、相談された市町村のニーズには十分お応えすることができませんでした。

また近年、いじめや児童虐待など子供や家庭をめぐる問題は、例えば児童虐待の要因に発達障害の問題がかかわっているなど、複雑かつ多様化する傾向を強めておりまして、より適切な対応を図っていく必要がありますことから、療育福祉センターと中央児童相談所の一体整備におきましては、子供の相談窓口を中央児童相談所に一元化し、障害の有無にかかわらずワンストップで対応することとしています。

現在でも障害相談においでた子供に虐待が疑われる場合などは、中央児童相談所の虐待対応部門と連携して対応しているところがございますが、今後一体整備を機にさらに両機関が有機的に連携し、互いの専門的な機能を高めることで、児童虐待や障害など子供に関する全ての相談支援機能を強化してまいります。

○25番（大野辰哉君） 部長からもお話がありましたが、中央児童相談所と療育福祉センターの合築による仮称子ども総合センターの整備が進んでいます。新たなセンターには、施設機能の充実とあわせて専門的なスタッフ、関係機関の連携による相乗効果にも期待したいと思います。また、さまざまな状況下でケアや介護をしている家庭や親が窮地に立ったとき、先ほど述べた事例のような緊急を要する事態、いつときの猶予もない事態において、相談者に寄り添ったきめ細やかなワンストップかつスピーディーな支援、対応をお願いしたいと思います。

次に、エコサイクルセンターについてお伺い

したいと思います。

水質日本一、仁淀川の中流域の日高村にある管理型産業廃棄物最終処分場エコサイクルセンターにおいて、8月と9月の2カ月続きで廃棄物から煙が出る事故がありました。先日の西森議員の質問に対して、知事と副知事から再発防止についての決意も示されましたが、私のほうからも、再びこのような事故が起こらないよう徹底した原因調査と再発防止の取り組みをお願いしておきたいと思います。

そのエコサイクルセンターは、建設予定地の変更や地元日高村長のリコールなどの混乱があり、2003年には住民投票を実施するなど、特に日高村の住民はさまざまな混迷、混乱を経ており、地域住民の多大な協力の上に、総事業費約44億円余りをかけ、2011年10月に開業された施設であります。

施設の運用開始までには県外に運ばれて処分されていた産業廃棄物が高知県内で処理できるようになり、医療廃棄物の処理も行えるなど重要な施設となっていますが、当初は埋立容量11万1,550立方メートルを20年間で満杯とする計画であったものが想定の2倍の速度で搬入が進んでいるということで、このままいけば平成33年度末ごろには埋め立てが終了する見込みということでもあります。

エコサイクルセンターの埋立廃棄物増加の原因について田所林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 増加の原因といたしましては、まず施設の設計が固まった後に環境省の示す取り扱い方法が変更されまして、廃石こうボードが安定型最終処分場での処分から管理型最終処分場での処分に変更されたこと、次に開業直後の平成23年度と24年度に建設工事現場から出現した鉾津約1万1,000トンを受け入れたこと、また開業前に実施した排出事

業者を対象とする意向調査が、県内に管理型最終処分場がない状況での調査であり、排出事業者の搬入意思が明確でなかったことなどによるものと捉えております。

○25番（大野辰哉君） もともとの算定根拠や見通しの甘さを指摘されてもやむを得ない状況であるとは思いますが、いずれにせよ早急な対応が求められることとなりました。既に有識者による委員会が開催され、現施設の延命策や新しい施設の整備方針についても議論されているということで、マスタープランにおいては県民の意見も反映されるとのことですが、特に地元日高村住民への丁寧な説明とあわせ、しっかりとした意見反映を行うよう要請しておきたいと思っております。

また、施設は清流仁淀川の中流域にあります。施設の巨大な構造物そのものが仁淀川の景観を損ねているとの声もあります。施設で大きな事故などがあった場合、扱っている物が物だけに、影響ははかり知れないぐらい大きいものがあります。また、これまで先人が守り続けてきた水質日本一の奇跡の清流仁淀川のイメージをも一変させることにもつながりかねません。

施設の今後については、地すべり、汚染水の漏れ、震災対策など徹底した施設の安全管理、運用とあわせ、環境や景観の保全対策についてもお願いしておきたいと思っておりますが、その対応について尾崎知事にお伺いしておきたいと思っております。

○知事（尾崎正直君） まずは、今回のエコサイクルセンターにおきます発煙事故におきまして、県民の皆様方に大変な御不安、とりわけ日高村の皆様方に大変な御不安を与えてまいりました。本当に心から申しわけなく思っております。再発防止にしっかり取り組んでまいりたいと、そのように考えているところです。

エコサイクルセンターといたしまして、これ

までの間も環境測定結果や施設の維持管理に関する情報公開などに努める、さらには施設の見学の受け入れ、こちらにも積極的に取り組むなどとともに、いわゆる河川環境の保全活動などに積極的に取り組むなど、環境にも配慮した安全な処分場としての運営に努めてまいりました。今後ともこの点は引き続き徹底をしていかなければならない、そのように考えておるところです。

そして、景観の問題についてでございますけれども、やはり景観を損ねているという御指摘について、私どもとしても真摯に対応しなければならんと思っております。施設を運営する財団では開業以来これまで、ツタによる壁面の緑化というものを試みてまいりましたが、いまだ効果が見えていないという状況でございます。何らかの対策を講ずることができないものか、財団とともに有効な対策について検討してまいりたいと、そのように考えます。

○25番（大野辰哉君） ありがとうございます。先日、西森議員もおっしゃられていた安心できる施設となるよう私からも強く要請しておきたいと思っております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致と施設整備についてお伺いしたいと思います。

2020年の東京オリンピックからソフトボール競技が復活することとなりました。本県におけるソフトボール競技は、もともと女子が中心の球技であったものを、大きい野球場のスペースがとれない本県の山間地域で野球にかわる競技として男子でも普及が始まり、その後小学生から社会人までが国体や日本リーグなど各種の全国大会で優秀な成績をおさめ、相撲などと並んで本県のお家芸とも言える競技となりました。

この夏にも私の地元佐川町の尾川中学校・黒岩中学校・佐川中学校合同チームが、全国中学

校総合体育大会ソフトボールの部準優勝という輝かしい成績をおさめました。相撲が国技ならソフトボールは高知県の県技とも言える競技種目であります。県内には野球場の二回りほど小さいソフトボール専用球場が数カ所ありますが、ソフトボール専用球場が整備されているところは、全国的には大変貴重な環境で、これまで全国の強豪チームが本県に集い、多くの大会などを開催してきた実績があります。

ソフトボール熱の高い土地柄、競技人口、専用球場の多さ、そしてこのたび本県のソフトボール競技を牽引してこられた岡本友章さんが全日本ナショナルチームの監督に就任されました、そうした高知県のソフトボール競技の優位性も発揮しながら、オリンピックソフトボールチームの事前合宿などの誘致に取り組んでみてはと提案するものでございますが、この件については田村教育長にお伺いしたいと思っております。

○教育長（田村壮児君） お話にありましたように、ソフトボールに関しまして本県は充実した競技施設ですとか高い競技力を持っておりますので、その強みを生かしてオリンピックの事前合宿の招致に向けた取り組みを積極的に進めたいと考えております。

お話にもございましたこのたび全日本ナショナルチームの監督に就任された岡本さんには、事前合宿招致のためのネットワークアドバイザーとしても御支援をいただいております、その人脈を生かさせていただいて、9月に群馬県で開催されたジャパンカップのために来日されたオーストラリア女子ソフトボール代表チームの監督に職員が接触し、事前合宿について提案させていただいたところです。現在も交渉を進めておまして、ぜひ招致を実現したいと考えております。

○25番（大野辰哉君） どうもありがとうございました。私自身もソフトボール愛好者として長

くソフトボール競技を続けております中で、春野総合運動公園をよく利用させていただいておりますが、高知県が真のソフトボールのメッカ、聖地となるためにも、今後多くの競技者や愛好者に広く利用していただくことが必要だと思っております。

そうした意味からも、現在の春野総合運動公園内の各競技場の、例えばトイレに関しては外国人、男女、障害者、健常者、若者、高齢者誰もが利用できるユニバーサルデザインの視点による整備も必要と感じますが、最後に春野運動公園内の施設の現状と今後の整備方針について福田土木部長にお伺いします。

○土木部長（福田敬大君） 春野総合運動公園では陸上競技場、野球場など20施設に71カ所のトイレを設置しております。そのうち車椅子でも利用できる多目的トイレは32カ所ございます。それ以外の39カ所のトイレの中で洋式トイレの割合は約43%となっております。

ユニバーサルデザインの考え方が一般的となり、誰もが使いやすいトイレの洋式化について利用者の方々より御要望をいただいております。県では、オリンピック・パラリンピックなどの事前合宿誘致を進めており、今後もさらにこのトイレの洋式化に向けて取り組みを進めてまいります。

○25番（大野辰哉君） ありがとうございました。これからも利用者目線に立った施設整備をどうかよろしく願いいたします。

少し時間がまだあるようですので、福祉の質問にもう一度戻りたいと思っております。先日、依光議員からの質問にもありましたが、療育福祉センターの問題についてです。

療育福祉センターの外来診療について、乳幼児健診を行っている市町村からも、療育福祉センターの診察の予約が数カ月先まで埋まっていて、約1年待ちの状態でなかなか受診ができな

い、健診の後にすぐつなげていく相談機関がないため、ケアが必要な子供に対する支援のおくれや、訓練のタイミングを逃している場合があるなどとの声があります。

療育福祉センターのサテライト化、福祉保健所で相談を受け付ける体制の確立など、そうした対応策について門田地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長(門田純一君) 療育福祉センターの小児科と精神科の受診者数は年々増加をいたしまして、平成27年度の受診者数は約1万1,000人、そのうち発達障害関係はおよそ8割を占めております。早期発見、早期療育の体制づくりが一定進み、療育福祉センターでの受診を希望される方が増加していることから、診療待ちの長期化などが大きな課題となっております。

このため、医療だけでなく保健、福祉、教育の連携を強め、診療を待っている間や診断後に必要な支援ができる体制を整備することが重要だと考えています。そうした体制の一つとして、福祉保健所では市町村の乳幼児健診後のフォローアップ相談や発達専門相談、親子療育教室など市町村とも連携をいたしまして、発達に心配のある乳幼児とその保護者への相談対応を行っています。

療育福祉センターのサテライト化と言うまではなかなか難しいと考えておりますけれども、市町村や福祉保健所と連携した相談対応や事業の実施など、療育福祉センターの地域支援機能の充実について検討してまいります。

さらに、民間の事業所における地域での療育支援に携わる専門人材の確保、身近な子育て支援の場における対応力の向上などの課題についても、関係機関とともに検討を始めているところでございます。

○25番(大野辰哉君) 療育福祉センターについては、重度障害児やその家族への支援を初め、

マンパワー、体制の強化も強くお願いしておきたいと思います。そうしたセーフティーネットをつくるのが行政、本県の官民の中においては比較的体力のある県の役割が大きいものだと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それぞれ執行部の皆様より丁寧な答弁をいただき、本当にありがとうございました。福祉の現場に限ったことでなく、家庭や地域で困難な課題が起こったとき、まずは家族や御近所、地域で対処し解決を図ることになりますが、それでも対処できない場合は、身近な行政機関の市町村役場に相談し解決を図ることもあります。役場でも解決できないような場合には、最後のとりでとして県に相談し対応を求める場合も多いと思います。県に相談するまでに至った場合、現場ではよほど困難な状況や課題に直面している、そうした状況が多いのではないかと思います。相談を受ける県においては、できる限りそうした現場を想定しお受けとめいただき、相談や支援を必要としている人、現場に寄り添った対応をしていただければありがたいと思います。

また、尾崎知事からは、共生社会への決意、手法についてお聞かせいただきました。社会保障や福祉行政への逆風が吹く昨今の社会情勢ですが、これまでどおりバランス感覚を持った県政運営に期待したいし、これからも行っていただきますようお願い申し上げます、大分早いですが、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、大野辰哉君の質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時35分休憩



午前10時40分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

米田稔君の持ち時間は30分です。

36番米田稔君。

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔でございます。通告に従い質問を行います。

今回提案されている補正予算、春野陸上競技場の芝改修工事に関連して、公共事業と県行政のあり方について伺います。

今議会の補正予算に、春野競技場芝改修工事、総事業費8,564万円が提案をされています。現在のグラウンドは冬芝の根つきが悪くかたいので、J1サッカーチームのキャンプ継続のためのやわらかい芝生面と排水性を確保する工事と聞いています。

J1サッカーチームはいつから春のキャンプをやっているのか、また今のままでは撤退せざるを得ないとの厳しい意見が出ているとのことですが、いつからか、観光振興部長にお聞きします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 御質問のありましたJリーグチームは平成21年から毎年、春野総合運動公園陸上競技場においてキャンプを実施しております。これまでこのJリーグチームから、撤退せざるを得ないとの御意見まではいただいたことはありませんが、平成27年1月のキャンプ時において、前年までと比べて芝の生育が悪くピッチがかたい、加えて水はけも悪く、選手のけがが心配であるといった大変厳しい御意見をいただき、これを放置すれば撤退もあり得ると、大きな危機感を持ったところです。その後、改善策を実施したところですが、本年1月のキャンプ時においても、依然として芝の生育状況が悪く、ピッチもかたいといった御意見

をいただいたことから、改めて土木部とともに改善策について協議を行ったところです。

○36番（米田稔君） それまでの長年のキャンプでは問題がなかったと。しかし去年、そしてことしのキャンプを経てキャンプ撤退かということになりました。この経過からも2年前、平成26年に行った芝改修工事に問題があったことは明らかです。ウレタン舗装工と床土の入れかえ、天然芝改修を請負業者、長谷川・ミタニ共同企業体、長谷川体育施設株式会社とミタニ建設工業が請負金額3億7,463万円で施工、うち芝の改修は約4,000万円で、芝生の下約20センチが床土、うち上の11センチをそれまでの現況土と新たな砂を混合して埋め戻した。問題は、このときの改修工事に欠陥、瑕疵があった、2年もたわずに今回の工事をするようになったということであり、瑕疵責任を求めず再び県民の血税、税金を安易に投入してよいのか、これが問われていると思います。

2年前の工事により次のような事態が起きている。少しの雨でもボールが転がらなくなり、水の抜けないグラウンドになっている。数十センチの丸石があったり、床土がかたく穴をあけるのに使った刃物が折れたことがある。請負業者に負担をさせています。8月ごろには広い範囲にわたって芝の面が5センチ程度下がり、砂をまとめてまく、それがまた芝生面をかたくし、芝の根も弾力性をなくしてしまいました。工事翌年、床土がアルカリ性になり冬芝が生えない、通常より三、四倍まいたが生えなかったなどなど。これらの事実、事態をどう認識されていますか、土木部長に伺います。

○土木部長（福田敬大君） 2年前の改修工事は、陸上競技場の第1種公認を継続するために、基準より高くなったフィールドの芝生面の切り下げと走路面の改修を実施したものでございます。御指摘の項目の中には、工事期間中に発生し、

工事完成までに解消されたものもございます。具体的には、水はけにつきましては、芝生の植えつけ直後の大雨が降った利用時、サッカー大会のことであると認識をしております。

また、丸石の存在と草の根の弾力性につきましては、工事の過程ですとか、もしくは工事の完了後にそのようなことがございましたが、現在では改善をされております。さらに、床土がアルカリ性に傾いていたことがありましたけれども、それも芝が生えないような状況ではなかったと認識をしております。

○36番（米田稔君） 観光振興部長が答えたように、27年のキャンプも28年1月のキャンプも引き続き問題だというふうに言っているわけですから、キャンプでの使用には耐えれないというのが現状なんですよ。原因ははっきりしていると思うんです、請負業者が使用した砂に問題があったと。相次いで重大な事態が起こる中で去年の春現場の砂を確認し、何と硬質砂岩砕砂という人工砂でセメントを練るときに使うものであることが判明。シルト、パウダー状のもので、一時は透水性があってもすぐ詰まり、1ミリも水が抜けなくなる。床土が硬化している一かたくなっていることです。硬化していることが今回問題になっています。このことが通常に問題なくても、これまでのキャンプでの使用を困難にしていると。それまでより状態が悪化していることは明らかで、工事そのものに問題があったと言わざるを得ません。これは指摘しておきたいと思います。

だからこそ、質問に移りますが、工事引き渡し前から施工業者と工事のやり直し、瑕疵責任などについて協議を続け、県の毅然とした対応もあって請負業者が欠陥工事と瑕疵責任を認めて、一旦は工事をやり直すと大筋合意ができていたのではないかと思います。土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 昨年の6月のことです。県、指定管理者、そして施工業者の現場担当者間で確認できていたのは、次の2点でございます。1点目は、本年1月からのJリーグのキャンプ後に指定管理者が、工事のやり直しではなく維持管理として床土の一部入れかえを行い、そのための費用の一部は施工業者が負担をするということ、2点目は、キャンプに向けて指定管理者が水やりや肥料やりなどの芝の維持管理を強化し、そのためのかかり増し経費の一部は施工業者が負担するということでございます。これらの確認のとおり、施工業者が欠陥工事と瑕疵担保責任を認めて、2年前の工事をやり直すという合意がなされたということではございません。

○36番（米田稔君） 認識が違いますが、またそれは後で触れたいと思います。欠陥工事と瑕疵責任の免罪は、私は許されないというふうに思います。

2年前に続いて今回も安易に税金を再投入するのではなくて、納税者、県民の立場に立ってあくまで修補、賠償を求めるべきではないかというふうに考えますが、知事にお聞きします。

○知事（尾崎正直君） 今回の予算の提出に当たりまして、当然私どもとしても施工業者の瑕疵担保責任、これを問えないかということについては検討を重ねてきたところでございます。そうした検討を重ねてくる中において、やはり前回、2年前の工事については、所期の目的であります陸上競技場の第1種認定を受けており、さらにこの継続を図るといふその目的が達成されており、さらには陸上競技の四国大会や県総体等の大会が開催されますとともに、ラグビーや女子サッカーの国内トップレベルの試合も開催されるなど、良質な競技場として評価も引き続き得ているということでありまして。さらに、個別にでき上がりの品質に係る各種の指標を見

ましても、十分な数値となっているところです。こうしたことから、私どもとして、瑕疵担保責任を問うことは難しいと判断をしたものでございます。

そして、今回改めて弁護士さんにも御相談をさせていただきました。その中で、やはり第1に瑕疵担保責任の追及には瑕疵の根拠を明確に立証していく、証明していくことが必要だけでも、これは極めて難しいと。第2に、施工業者が一部道義的責任を認めたこともあったとしても、法律上の瑕疵担保責任を追及することも極めて難しいと、そういう御意見もいただいたところでありまして、改めて私どもとしてこの瑕疵担保責任の追及ということは困難ではないかと認識をしたということです。御指摘のように、当然私どもとしても瑕疵担保責任を追及すべきではないかということはしっかりと検討いたしました。その上で今の結論に至っております。

○36番（米田稔君） 了解というわけにはいきませんが、また新しい事実も出てきますので後でやりたいと思います。土木部のほうもそうなんですけれど、所期の目標は達成できたと言いますけれど、それは1種の認定のことなんですよね。しかし、それまでにサッカーのキャンプがやれていた、所期の目標は達成したが、一緒にごっそりと床土を悪くしてしまった、だから今問題になっちゃうわけですね。だから、第1種認定を受けれたから目標はやりましたよというだけではやっぱり足りんわけですよ。そのことを指摘したいし、私は十分な検討がなされたと思いません。床土材の試験を県が直接あるいは第三者が実施せずに、請負業者の社内規格基準適用のものを追認、許可したことなどは問題だというふうに思います。しかし、同時にそれを上回る請負業者の重大な瑕疵があるというふうに私は考えます。また新しい事実もありますの

で、その時点で議論したいというふうに思います。

次に第2の問題ですが、請負業者、県、そしてスポーツ振興財団も参加しての工事のやり直し等の協議の中で、ことしの4月ごろに請負業者からスポーツ振興財団に何らかの資金提供があったのではないかと、また事実ならば、その名目、用途について土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 高知県スポーツ振興財団には、維持管理の強化により増加しました散水、それから冬芝の種や肥料の追加散布、芝管理機械の爪、これが消耗が早かったわけでございますけれども、これの代金のかかり増し経費について施工業者から支払われたものと承知をしております。まず、芝管理機械の爪が通常以上に消耗した費用といたしまして136万円が支払われております。次に、水道代や肥料代、それから種子代等が過去の年度と比較してかかり増しになる経費の27年度、28年度分として、それぞれ250万円が支払われております。

○36番（米田稔君） この工事の引き渡しは27年1月です。27年、28年と引き渡し後2年間もその責任を負うて、維持管理をやらせてくれと、お金まで負担すると。こんな事例は全国にありますか、知っちゃう範囲で部長お答えください。

○土木部長（福田敬大君） 平成17年に国土交通省のほうで瑕疵保証のあり方に関する研究会の報告書が出されております。この中で、これは全国建設業協会という業協会による調査の結果が掲載されておまして、手直しの工事というのが業界にはございます。これは工事の引き渡し後にふぐあいの発生責任には関係なく、受注者がふぐあいの補修を行った工事というのが定義でございます。平成17年以前の過去5年間におきまして、こういった手直しの工事は全国で5,700件あったというふうに報告がなされております。そのうちの2割、約1,000件については、

受注者みずからには責任がないと認識しながら手直しの工事を行っているという事例がございます。

○36番（米田稔君） 私が聞いているのは、工事が終わって2年間も維持管理をすると、そのために630万円負担すると、そんな例ないでしょう。

それで、今部長が言われましたけれど、大変なんですよ。爪が通常よりも折れるということで、結局床土がかたいということなんですよ。7センチ以上掘ったら、爪がびっしり割れるということで、何とその136万円の爪代が春、秋の芝生とかやる場合に360本も要るということですよ。これは床土に問題があるという一つの証明でもあるというふうに思います。

それで、部長にお聞きしますが、ことし2月1日に財団と共同企業体の覚書に基づいてお金が支払われていますよね。その覚書の目的、もし持っておれば、目的の項、何て書いているか紹介してくれますか。

○土木部長（福田敬大君） その覚書には、施工業者が施工した春野総合運動場の改修工事におけるメインフィールドの芝生ピッチの排水性、芝床の硬度及びターフピッチの生育状況等の懸案事項を是正するというふうな目的が書かれています。

○36番（米田稔君） 明らかにそこに問題があるからこそ懸案事項というふうに書いているわけですね。懸案事項というのはよく行政も使いますが、「懸案」を改めて広辞苑で見たら、「解決を迫られながら解決されずにある問題。」——だから今回の工事はこういう問題を残したまま引き渡しが行われているという一つの証明にもなるんじゃないですか。

それで、この引き渡し後の資金提供ですが、さきの目的にもあるように、明らかに私は工事目的物に瑕疵があったと、またそのことを認めたい覚書であるというふうに思うんですが、その

点は土木部長、変わりませんか。

○土木部長（福田敬大君） 本件の工事に瑕疵があったとは考えておりません。

○36番（米田稔君） 世間では、誰が見てもこれは懸案事項ですから、少々の失敗とか不十分さじゃないんですよ。しかも2年間も出すわけですからね。これを瑕疵と言わずして何と申すんですか。私は詭弁もいいところだというふうに思うんです。

次、知事にお伺いしたいというふうに思うんですが、請負業者から636万円の提供は、実態上明らかに修補、損害賠償の一部というように私は言えると思うんですよ。ですから、曖昧な管理費を受け取るのではなくて、こうした進展の中で契約書第44条に基づいて、修補と損害賠償請求を私は改めて検討すべきだというふうに思うんですが、先ほどもお聞きしたんですけれど、こういう状況の中で改めて知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 2年前に仮に工事をしなければ、そのままいけば、いわゆる日本陸連の1種認定の維持すら危ないという状況になるところであったわけでありまして、それが今回の工事をしたことによって1種認定を継続できているということでありまして、いわば工事なかりせばの状況に対して1種認定を引き続き得られていると、そして全国トップクラスの皆さんの試合もできていると、そういう効果をもたらしているわけでありまして、やっぱりそのところは単なる欠陥工事だと決めつけるということではなくて、その効果をもたらしているということは、しっかりと我々としても事実を把握しなければならぬだろうと、そのように思っています。

その後、いわゆる一部の改修、そして維持管理に伴って、一連のいろいろな取り組みがされてきたということは、それは確かでありましょうけれども、しかしだからといって、全面的に

全てだめということにはなっていないということではないかと思えます。

先ほど、こういう事情も勘案して、私どもとしても瑕疵担保責任について改めて検討し、弁護士さんの御意見も聞いたというところでございます。先ほど申し上げたとおり、やはり弁護士さんからもそのような御意見もいただく中で、私どもとして瑕疵担保責任の追及ということは難しいのではないかと、無理だろうと考えていると、そのようなことでございます。

○36番（米田稔君） 先ほどから私も言っていますが、1種公認はできました。ただし、それは芝面の5センチを削ってなっただけなんです。工事する際にあわせて地面、床土まで悪くしてしまったというのが今回の実相でしょう。それは否定できんと思うんですよ。私はそのことを言っているわけです。1種公認やったからいいじゃないですかじゃないです。その工事やる際に床土までまぜて埋め戻したけれど、それはそれまでのキャンプ仕様にできた床土ではなくなりました。だから、当然責任を問わんといかんじゃないですか。私はそう思うんですが、こんなことでうやむやにやったりすべきではないですし、県税、県民の血税を再投入する、そういう選択を避ける検討を、何人の弁護士さんに聞いたかわかりませんが、私はもっと知恵を出し合っべきだというふうに、これは強く求めておきたいと思えます。

同時に、知事にも知ってもらいたいですけれど、この問題を質問するということが4日ほど前に、共同企業体からお金を振り込まれていまずという話をされまして、その理由や名目は何ですかということを知りたいんですが納得できませんでしたから、それは契約書か何か文書があるんじゃないですかと、後日、1日ばあ後だったと思うんですが聞いたんですよ。そしていただきました、さっき読んでもらった覚書

をね。それはきのうの午後6時なんですよ。私が最初から共同企業体からお金のやりとりはないですかと、目的は何ですかと言うて聞いたときに、当然この覚書、一緒に提出していただいてしかるべきじゃないですか。ここにこの工事をやったやましさと、残念ながら県の不誠実な姿勢を私は見たんですよ。これは強い抗議も込めて指摘をしておきたいというふうに思います。

続いて、工事のやり直しの話は、部長はなかったというふうに言っていましたけれど、27年の春に工事やり直しの必要があるとして大筋合意となって実施主体の財源問題で行き詰まったときに、うちが引き取ってやりますと手を挙げたのがスポーツ振興財団でしょう、うそを言うたらいけませんよ。しかし、年末になってやはりできないといって手を上げたんですよ。結局、工事のやり直しは曖昧になって今回の税金の再投入ということになったんじゃないですか。こうした経過はありませんでしたか、部長。

○土木部長（福田敬大君） 昨年のJリーグチームのキャンプ後の関係者との協議におきまして、施工業者から技術提案の一つとして、県の費用負担を前提とした床土の全部入れかえという抜本的改修の提案がございました。協議の結果、関係者で合意して進めておりましたのは、前回の工事の延長線上で、床土の一部入れかえを行うことや維持管理を強化することで行った。したがって、床土の全部入れかえといった工事の全面的なやり直しが必要だという大筋合意が去年の春に得られていたわけではないと認識しております。

さらに経緯を申し上げますと、スポーツ振興財団が手を挙げたとおっしゃられたことにつきましては、本年1月からのJリーグチームのキャンプ後に、この2年前の工事のやり直しではなく、維持管理として県費負担を想定した、床土の一部入れかえを行うということを交渉担当者

間で確認いたしました。その事業主体は指定管理者であるスポーツ振興財団としたものでございます。その際、施工業者から道義的責任として、最大1,000万円の負担をするという提案がございましたが、決定はしておりません。

次に、年末になってできなかったとおっしゃったことにつきましては、この陸上競技場の利用団体との調整が整わなかったため、このスポーツ振興財団による床土の一部入れかえを本年1月からのキャンプ後に実施できなかったものでございます。

○36番（米田稔君） できなかったことをやっぱり調整ができなかったということは、それは私も理解しています。ただ、全部床土をかえるのではなくて、2年前も半分しかかえていませんから、今回みたいに全部かえるという話じゃないでしょう、もとの工事やり直すということは、今回みたいに20センチ全部砂層にするということじゃなかったはずですよ。工事のやり直しというのは半分のところをどうするかということやったんじゃないですか。私はそれは納得できません。

それで、その話が出た後、県も財団も一緒になって、財源どうするかと、業者から1,000万円では足りないねと、ちょうど相撲の興行収入もある、サーカスもある、その売り上げで補填しようというところまで話をしたのではないですか。明らかに砂層全部入れかえではなくて、2年前にやった少なくともその同じ工事をやろうというところまで行っていたわけですよ。それで、こういう財団の対応が、逆にスポーツ振興財団が請負業者に助け船を出して、責任免罪に手をかしたことになる。

どこからか圧力があつたのではないか、こうした疑念、疑惑が生まれるのは当然ではないですか。土木部長にお伺いします。

○土木部長（福田敬大君） 事実関係の経過は先

ほどお答えしたとおりでございますが、責任免罪に手をかしたり、不当な圧力があつたということはございません。むしろ、スポーツ振興財団は指定管理者として芝の状態を良好に維持する立場にあり、施工業者の工事のできばえに対して注文をつけるというようなことはあっても、みずからが工事を行うことによって、施工業者を積極的に助けるべき立場にはないと認識をしております。

○36番（米田稔君） 経過と結果は、結局業者が工事やり直しに1,000万円を負担すると言っていたのが、636万円に軽減できました。そして、何よりも契約書に基づく瑕疵担保責任を回避することができたんですよ。大手の企業は信用という意味もあつてもし訴えられたら大ごとなんです。そういうことを回避するために、結果として途中振興財団が工事をやります、しかしやれませんねという対応をとったことがそういう結論を導き出したということは、この事実と結果からも私は否めないというふうに思うんです。ですから、県として真摯にこれについての調査、究明をぜひ関係者も含めてしていただきたいというふうに思いますが、これは意見として言うておきたいというふうに思います。

続いて、工事に関して、次に第3の問題ですけど、運動公園の補助競技場へのティフトン芝への張りかえ工事を、ことし5月に指定管理者スポーツ振興財団が2,600万円で施工していますが、その予算措置と急遽予算化した経過について土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 今年度当初予算に計上いたしましたこの春野総合運動公園の管理委託料の2億4,169万7,000円の内訳といたしまして、補助陸上競技場の芝の張りかえに要する委託経費2,600万円を計上しております。この予算につきましては、昨年11月の予算要求時点では計上しておりませんでした。昨年11月のJリー

グチームの幹部の来訪、それから本年1月からのキャンプ時に、陸上競技場の芝の状況についての御意見をいただいたことを受け、予算要求に追加し措置されたものでございます。予算編成の過程において、さまざまな社会経済情勢や政策判断の変更によりまして、予算案の決定時ぎりぎりまで調整が行われるものと承知をしております。

○36番（米田稔君） それで、これも要望したいと思うんですが、こうした事業、2,600万円もかかる事業ですが、指定管理によるものではなくて、別途工事費などで提案すべきだというふうに私は思います。今回の補正予算と一連の事業であると言えるもので、県民にも議会にも丁寧で十分な説明をするということを今後とも努めていただきたいというふうに思います。要望にしておきたいと思います。

最後に、2つの県内外の大手が636万円で瑕疵責任、賠償責任をうやむやにしようとしていると私は受け取らざるを得ません。しかも、県もそれをしゃあないかと免罪しようとしているというふうにしか見えません。絶えざるPDCAで刷新、改革を進める尾崎県政がこれによいかという危惧をしています。時間はありませんが、知事、思いがあれば答弁していただきたいし、本当に県民に透明な、議会にちゃんと説明できる、そういう県行政を求めますが、お聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） これまでもさまざまな議案について、しっかりと説明責任を果たすべく努力をしてきたつもりであります。ルネサスのときだって厳しく対応してまいりました。そういう姿勢で今回も検討した上で今の結論に至っているところでございます。事実関係が複雑なところもあって、いろんな流れがあったりいたします。この後それぞれの委員会がありますけれども、委員会においてもしっかりと御説明を

させていただきたいと、そのように思います。引き続き透明な公正な県政、これをしっかりと維持していけるように努力をしてまいりたいと、そのように思います。

○36番（米田稔君） どうもありがとうございます。

本当に県内外、税金のあり方、使い方、これが厳しくやっぱり問われていますので、毅然とした、法に基づいた対応が今後も強化されますようにお願いも申し上げ、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、米田稔君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩



午前11時15分再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

加藤漠君の持ち時間は50分です。

8番加藤漠君。

○8番（加藤漠君） 自由民主党の加藤漠でございます。50分質問のお時間をいただきました。どうもありがとうございます。私がここで質問させていただきますことで、県政が一步でも二歩でも前進をいたしますようにと、そういう思いで質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず冒頭、さきの台風被害等についてお伺いいたします。

先週は台風18号の接近に伴い、高知市内では突風による被害が発生いたしました。また、先月には非常に強い勢力で台風16号が本県に上陸

し、高知県西部を中心に浸水などの被害をもたらしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

知事の提案説明で、さきの台風16号では、200棟を超える住宅の浸水被害や、農作物を中心として1億円近くの経済被害などが発生したと報告がありました。また、農地や農業用施設の被害も2億4,000万円余り発生しているとお伺いをいたしております。河川の氾濫、住宅や農地への浸水、土砂災害など、地域の方々にとっては毎日が気がかりであります。災害対応にはスピード感が求められると思いますが、一日も早い復旧に向けた知事の決意をお伺いさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） まず、一連の台風によりまして被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。被災されました皆様方が一日も早くこれまでの生活に戻ることができますように、市町村とも連携をいたしまして、迅速な復旧に全力で取り組んでまいります。

うち農業被害につきましては、被災作物の樹勢の回復、病気の発生に備えた防除等の指導とあわせまして、県の園芸用ハウス災害復旧事業、こちらを活用いただきまして、園芸ハウスの速やかな復旧を支援させていただきたいと、そのように考えております。また、農地や農業用施設の復旧につきましては、約100カ所の被害が報告をされているところでありまして、事業主体である市町村と連携しまして、12月中旬までに国の災害査定を受けて、速やかな復旧に取り組んでまいりたいと考えています。

公共土木施設については、道路が寸断した5カ所のうち3カ所では通行を確保していますが、残る2カ所につきましても鋭意応急工事を施工中、早期の通行の確保に努めてまいります。公共土木施設は約320カ所が被災をしております。でありますので、12月中旬までに国の災害査定

を受けまして、年明けから順次本格的な復旧の工事に着手をする予定であります。スピード感を持って取り組んでまいります。

○8番（加藤漠君） ありがとうございます。

このたびの台風16号は、9月の3連休の翌日に上陸というふうになったわけでございます。県の職員さんを初め各地域の自治体職員の皆様方、連休を返上して、さらには夜を徹して災害の対応をしていただいたという方々も多数いらっしゃいます。地震もそうですし台風もそうですし、災害が起こったたびに昼夜を問わずに職場に駆けつけてくださる皆様方に、この場をおかりして心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私の地元の宿毛市では、20日の午前中に集会所に土砂が流れ込んで窓ガラスが割れて、自主避難していた90代の女性の方がけがをするという被害が発生をいたしました。この集会所は指定をされた避難所ではありませんでしたけれども、ほかにも数名の方々がこの集会所に出入りをされていたということでありました。私も現地を拝見させていただきました際には、地震や津波のことは一生懸命考えていたんだけれども、もっと台風のこともしっかり考えておけばよかったというふうな率直な御意見もお伺いをさせていただいたところでございました。

また、特に西部地域は、通勤の時間帯とこの台風の上陸が重なりましたので、仕事に対する責任感から、例えば台風の中、車で通勤をしようとして被災をしてしまった話、あるいは勤務中にお店の商品を置いて逃げるのがなかなかできなかった、だから避難がおくれてしまったと、こういった話もお伺いしたところでございます。

今回の台風では幸いにして大事に至らなかったといたしましても、自然災害は時として想像を超える大きな力で襲ってまいります。防災へ

の意識を常に高めて対応を強化していくことが重要だと思いますが、台風災害に対する課題と今後の取り組みを土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 昨年の茨城県の鬼怒川の破堤のように想定を超える豪雨被害が多発していることを受けて、国の管理河川におきまして最大規模の降雨による浸水想定区域図が公表されたところでございます。このような大規模氾濫に備えるため、国、県、流域市町村等から成る協議会が全国で設置をされております。

本県でもことし5月から物部川、仁淀川、四万十川流域で大規模氾濫に関する減災対策協議会が設置され、取り組み目標として逃げおくれゼロを掲げ、最悪の事態に備える方策を決定したところでございます。今後は国、県、市町村が連携して浸水ハザードマップを作成し、洪水の危険性を周知するとともに、それぞれの流域で防災学習会や防災訓練等を実施し、防災意識の啓発を図っていく予定でございます。

また、土砂災害につきましても、平成26年に広島県で77名の死者を数える土石流災害が発生いたしました。その際土石流の災害の危険性についての周知不足などが問題になったわけでございます。このことから、本県では昨年度、土砂災害の危険箇所マップと啓発冊子を県内の全戸に配布いたしまして、自主防災組織や学校等の防災学習を145回開催したところでございます。これまでも毎年6月、土砂災害防止月間イベントや小学生を対象としたこども防災キャンプ、さらには大規模土砂災害を想定した訓練を実施しており、ことし6月の高知県総合防災訓練では、大月町古満目地区におきまして土砂災害を想定した避難訓練を行ったところでございます。このような取り組みを継続し防災意識の向上を図っており、今後も継続してまいる所存です。

○8番（加藤漠君） よろしくお願ひいたします。

今回のような台風も地震もそうでございますが、やはり災害が来ると、いかに日ごろの防災対策、ダムあるいは河川改修、防潮堤など含めてインフラの整備はありがたいなというふうに感じさせていただくわけでございます。今回は、特に道のありがたさというものも痛感いたしました。県の西部地域では、幹線道路となります国道56号が一部冠水をいたしました。例えば救急車がこの56号を通れなくなって、高速道路のアクセス道を迂回して病院に入ったというような事例も伺っております。やはり台風が通過した後、もし高規格道路がなかったら、迂回路がなかったら、通行どめや渋滞など交通への影響はもっと大きかったんじゃないかということは想像にかたくないわけでございます。

今議会の補正予算にも8の字ネットワークの関連予算が計上をされております。まだ整備されていない区間についても早期の延伸を期待するところでございますが、現在の進捗状況を土木部長に御説明いただけますでしょうか。

○土木部長（福田敬大君） 本県の四国8の字ネットワークの事業中の区間では、片坂バイパスが平成30年度の開通を、中村宿毛道路の平田－宿毛間で平成31年度の開通見通しが公表されておるところでございます。また、高知南国道路の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間では、平成32年度の開通見通しが公表されて、着実な整備が図られております。さらに、窪川佐賀道路や南国安芸道路などでは、地元との設計協議や用地買収に加え、一部では工事も進められております。

一方で、未事業化区間におきましては、計画段階評価が完了いたしました佐賀－四万十間や牟岐－野根間におきまして都市計画決定に向けた手続や調査が進められており、また宿毛－内海間や奈半利－安芸間、東洋－北川間では計画段階評価の審議や調査に取り組んでおるところ

でございます。このように本県の四国8の字ネットワークは、全ての区間で工事や調査が行われており、完成に向けて着実に前進しているということが言えると思います。

しかしながら、この8の字ネットワークの整備率はいまだ53%にとどまっており、四国4県の平均の73%に比べるとまだまだおこなっている状況でございます。このため、事業中の区間におきましては、今国会で審議されております補正予算を活用し、さらなる事業進捗を図っていただくよう国に働きかけるとともに、県におきましても、今議会に提出させていただいております一般会計補正予算案に四国8の字ネットワーク関連予算を計上しており、事業の推進を後押しできるようしっかりと対応してまいりたいと考えております。今後も国や市町村と連携を深め、国が行う設計協議などを積極的に支援するとともに、都市計画決定に向けた手続を円滑に進めるなど早期完成に向けて取り組んでまいります。

○8番（加藤漢君） ありがとうございます。

それでは、次に知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

この夏の参議院選挙では、連立与党で70議席、参議院の過半数の議席を得ることとなりました。選挙が終わった翌日に安倍総理は記者会見を行いまして、さらにアベノミクスを加速するため、経済対策の準備を明言されました。知事は、その総理の記者会見からわずか3日後、7月14日に上京されまして、国土交通省を中心に経済対策に向けた政策提言を行われたわけでございます。さらに、その翌週にも再度農林水産省や国土交通省を初め各省庁などに出向いて政策提言を行っておられます。まさにタイムリーな政策提言だなというふうに感じるところでございます。

現在、この経済対策は国会において衆議院本

会議で可決をされ、またきょうにも参議院本会議で可決をされる見通しになっているというふうに報道がされております。また、そのことと並行いたしまして、各省庁では来年度の予算化に向けた概算要求も終えて、予算の編成も行っているところでございます。

これまでも知事は数々の政策提言を行ってこられたわけでございますけれども、今年度を通して知事が行ってきた政策提言の手応えや評価をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。知事の御答弁をお願いいたします。

○知事（尾崎正直君） 一連の政策提言に毎年取り組んでおるわけでありまして、今年度の補正予算と来年度の概算要求に向けてというのは、ある意味非常に大きな玉があるといえますか、私どもとして目指していきたいものがあるという状況でありましたので、非常に力を入れて取り組みを進めてまいったつもりであります。柱は大きく言いまして防災・減災対策の推進、そして地方創生の推進ということと、もう一つは私の知事会での役目ということもございまして、子ども・子育て支援、少子化対策について、この3つが大きかったわけでございます。

特にこの防災・減災対策の強化ということであれば、今回の補正予算において浦戸湾の三重防護の事業、こちらが本格的にスタートすることになったということでもあります。非常に大規模な国家的なプロジェクトということでもありますし、本県にとりましては極めて大事な事業であります。長年多くの関係者が頑張られて、私も微力ながら仕事をさせていただく中で、こういう形で実現してきたということは非常によかったと思っております。

地方創生につきましては、地方創生交付金などについて引き続きしっかりと対応していただくことを要望していくとともに、本県などは例えば次世代型ハウスを普及していくための後押し

を得なければなりません。さらに言えば、CLTの普及促進の取り組みなどについても非常に一つの争点だったわけですが、こちらが補正予算から概算要求にかけて一連措置されてきているということも力強い話かなと思います。

また、もう一つ子ども・子育て支援ということで言えば、少子化対策の交付金、貧困対策の交付金、こちらが補正から概算要求にかけて一連措置されてきているということでありまして、全体として私どもとして、今回の政策提言そのものについては成果があった点は多いだろうと、そのように思っています。

ただ、残念ながらまだまだ実現をしていない項目もあるわけでありまして、引き続き関係者の御理解を得ていきながら対応していかねばならないと、そのように考えています。

○8番（加藤渙君） 先ほど、ソフトボールは高知県のお家芸だという話がございましたけれども、この政策提言は尾崎県政のまさにお家芸だなというふうに感じるところでございます。ぜひ積極的に今後も継続して行っていただきたいと思っております。

今国会に提出されている補正予算案は、事業規模が28兆1,000億円と言われております。一億総活躍社会の実現や21世紀型のインフラ整備、熊本地震や東日本大震災からの復興などの予算が計上されております。

臨時国会冒頭の安倍総理の所信表明演説では、地方創生のキーワードとして整備新幹線の建設を加速していくことを挙げられております。全国を一つの経済圏に統合する地方創生回廊を整えるという決意は、ことしの通常国会の所信表明演説を初め記者会見の場などで何度も何度も総理が強調をされておられます。もちろん、リニア中央新幹線の整備を前倒して日本全体の経済力を高めていくという取り組みも非常に

重要なことではあります。この地方創生のために新幹線整備が重要な役割を果たすんだということを総理みずからがおっしゃっていることを大変心強く感じておるところでございます。

今回、知事が経済対策に向けて行った政策提言の中でも、この四国への新幹線の導入について提言を行っておられますが、新幹線整備の実現に向けた知事の思いをお聞かせいただけますでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 四国への新幹線整備ということについては、政策提言をしていく中においてまだ前進をしていない事項でありまして、私どもとしてさらに力を入れていかねばならないと、そのように思っています。

リニア中央新幹線ができることとなります。新幹線がある地域とない地域において新幹線があるかないか、さらに言えばリニアがあるところと比べれば、リニアもあるかどうかということ、これも含めて二重の格差が開いていくということになりかねない。本県にとっての長期的な成長ということを見通しましたときに、やはり四国においてもこの高速鉄道、いわゆる新幹線というものを導入していくということが極めて大事だろうと思っております。むしろ、もう今や新幹線は基礎的なインフラとも言えるべき時期なのだろうと考えていまして、こちらの実現について強く働きかけていかななくてはなりません。

なかなか四国にまでということについての御理解が得られない点がありますけれども、実際いわゆる整備新幹線として北陸、北海道、長崎などなど整備されている地域と比べましたときに、いわゆる沿線人口、沿線の経済規模、これなどを比べましても遜色ないレベルであります。もっと言いますと、1キロ当たりの沿線人口ということに限って見ますれば、北陸、北海道、東北各地域よりも四国の新幹線のほうが沿線人口は多いということでありまして。コンパクトで

効果をもたらすインフラ整備になり得るだろうと、そのように考えておりました、さらに私どもとして関係各所と連携し、四国4県と連携し、官民協働で取り組みを進めさせていただきたいと、そのように思います。

○8番（加藤漠君） そのとおりだと思います。四国に新幹線というと高ねの花のような印象をお持ちの方々も多くいらっしゃるというのが現実なのかなというふうにも感じることもあるわけなんです、四国に新幹線はもったいないんじゃないかとか、なくても十分やっていけるんじゃないか、それよりも高速道路を早く進めてほしいと、そういった気持ちというのは私は高知県民の美德であるといいますか、日本人にとってもそういう儉約の精神というのは美德なんだろうというふうに思います。

ただし、日常生活という意味においては、そういった考え方というのは非常に大事なんですけども、これがビジネス、競争となってくると、この状況は一変してくるんだろうというふうに思います。幾ら生活に支障がないからといって、例えば家電を使っていたり、あるいは車を使っていたり、5年も10年もずっと一生懸命メンテナンスしてきれいに使っている、いざレースとなるとやっぱり最新鋭のスポーツカーにはなかなか勝てないというのが競争の世界だと思うんです。そういう意味では、グローバル化の中でビジネスが激化して、あるいは自治体も人口が減って移住者の争奪戦になっているような側面もありますので、この相対的な競争力を高めていくというのは非常に重要になってくるんだろうというふうに感じているところでございます。先ほど知事からも御答弁ありましたけれども、まさに基礎的なインフラとして全国31の都道府県で整備されているという状況でございます。大都市だけの特別なものじゃないかというようなイメージをお持ちの方も多いと思うん

ですが、先ほど御答弁ありました費用対効果の面から見ても、ほかの地域と比べて十分四国は遜色がないということもしっかりと広報をしていかななくてはならないだろうというふうに感じているところでございます。

ことしの5月に開催されました四国の新幹線実現を目指してのシンポジウムでは知事もパネリストとして登壇をされまして、その実現のためには多くの方々の後押しが必要という言葉で締めくくられておられました。四国の新幹線実現に向けていかに機運を醸成していくのか、中山間対策・運輸担当理事に今後の取り組みをお聞きいたします。

○中山間対策・運輸担当理事（樋口毅彦君） 地域の機運を盛り上げ、地元の熱意を国等に届けていくため、その推進エンジンとしてことしの5月に県内の全市町村、議会関係、主な経済団体など55の団体の方々に賛同いただきまして、高知県鉄道高速化促進期成同盟会を設立いたしました。また、お話にありましたように、高知市内でシンポジウムを開催することなどにより、県民の皆さんの理解も一定深まったものと考えておりますが、まだまだ十分でないというふうに考えております。

今後、県民の方々の理解や機運の醸成をより一層図っていくための取り組みといたしまして、県内のさまざまな企業や団体への出前講座や勉強会の開催など地道な取り組みのほか、四国4県等が連携をしたシンポジウムの開催、マスメディアを活用した広報啓発などを積極的に行いますことで、四国の新幹線の実現に向けた県民運動のような高まりに結びつくよう取り組んでいきたいと考えております。

○8番（加藤漠君） 引き続きよろしくお願いたします。

それでは、次にスポーツについてお伺いたします。

きのう10月10日は体育の日でございました。この連休に保育園や幼稚園などの運動会に行かれた方もいらっしゃるかと思います。今から52年前に開催されました東京オリンピックの開会式を記念して祝日となったのが体育の日でございます。日本で初めてオリンピックがテレビ中継されたのもこの東京オリンピックでございまして、世界中の青空を全部東京に持ってきてしまったかのようなすばらしい秋日和でございませうという冒頭のアナウンスに、国民の皆さんは胸を躍らせたということでもございました。次の東京大会も、ぜひ最高の青空のもとで開会式ができることを願う次第でございませう。

きのうはその体育の日に合わせて、スポーツ庁から平成27年度の体力・運動能力調査の結果が公表されました。今回の調査では、65歳以上の方々の体力が向上したということでもございませう。今の高齢者世代の皆さんは、この52年前の東京オリンピックの当時に中学生以上だった方々の世代であります。ですので、当時オリンピックの開催をきっかけに設立されたスポーツ少年団に入ったりなど運動する機会がふえて、体力が上がってきた世代であるということでもございませう。ぜひ4年後の東京大会においても、当時のようにスポーツの裾野を広げていこうという機運が高まっていくことを願っておりますし、高知県としてもぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思っております。

8月に行われたリオデジャネイロオリンピック、そしてパラリンピックを通じて、改めてスポーツのすばらしさを私自身も実感させていただきました。いよいよ東京大会まであと4年ということになりました。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、スポーツ振興や青少年の競技力向上に取り組む知事の決意をお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 平成27年3月に策定をし

ましたスポーツ推進プロジェクトに基づき、この競技力の向上に取り組んでいきたいと、そのように考えています。やはりこの中で、重点的な選手強化、そして環境整備、この2つが大きな柱ということになるかと思っております。環境整備の中でも特に重点的に取り組むべきものについて徹底して進めていきますとともに、もう一つはやはりソフト面で、すぐれた指導者の招聘、育成、さらにはスポーツ医学に基づいたサポート、これがしっかりできるような体制をつくっていくということが極めて大事だろうと、そのように思っています。また、そういうことがかなうようなハードの整備ということもまた大事になってくるのかなと、そのように考えております。両輪として取り組んでいきたいと思っております。

あわせて、こういう競技力の向上の取り組みを進めていくことがある意味先導となって、全体としての裾野の広がり、土台の底上げみたいな形で本県全体のスポーツ振興にもつなげていけるように取り組んでまいりたいものだなと、そのように考えています。

○8番（加藤漠君） ぜひとも知事の決意を期待したいなというふうに思っております。

しかし、私はこのスポーツ振興の取り組みは幾つか懸念事項があるんじゃないかなというふうに感じておるところでございませう。今御答弁がありましたように、高知県のスポーツの取り組みというのは、スポーツ推進プロジェクト実施計画を策定して、そのことによって実効性を高めようというふうに取り組むを進めておるところでございませう。この本県のスポーツ振興の中心となるのが、まさにこのプロジェクト実施計画ということでございませう。この計画は、平成26年9月議会に補正予算で提案があつて、その翌年、平成27年3月に計画を策定いたしました。ですので、それから約1年半が経過してい

るわけでございます。

しかしこの間、このプロジェクト実施計画がほとんどといっていいくらい県民に対する周知がされていないという状況でございます。私も今進捗がどうなっているのかなと思ひましてインターネットで検索をいたしましたけれども、ホームページにも公表されていないという状況でございます。どんな目標を掲げてどういう成果が上がっているのか、あるいはしっかりと評価ができているのか、私自身大変心配をしているところでございます。施策に力を入れていくことももちろん重要でございますが、県民の皆さんと一緒にスポーツ振興を進めていくということにもしっかりと注力をしていかななくてはなりません。

スポーツ推進プロジェクト実施計画の公表をもっとしっかりと行うべきではないかと思ひますが、教育長の御所見、御見解を求めておきたいと思ひます。

○教育長（田村壮児君） スポーツ推進プロジェクト実施計画につきましては、さまざまな機会を捉えてスポーツ関係者などには説明を行ってきたところでございますけれども、御指摘がございましたとおり、県民の皆様に対して広く知っていただくという意味では、公表が不十分だったということは反省しないといけないと思ひます。今後は、早急に県のホームページに掲載することを含めまして、広報に努めていきたいと思ひます。

また、進捗管理につきましては、外部の有識者などで構成するスポーツ推進プロジェクト検討会をこれまで4回開催しておりまして、引き続きこの検討会において評価、検証していくとともに、その概要についてもお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○8番（加藤漠君） それと、もう一点気になるところでございますが、スポーツ推進プロジェ

クト実施計画の基礎となりますのは、高知県スポーツ推進計画というのが一番の大もとの計画にあるわけです。現在の計画は、平成24年6月から策定に向けた協議会を立ち上げて、最終案が承認されましたのは翌年の平成25年9月、これはまさに2020年のオリンピック・パラリンピックの招致が東京に決定したのと同じ時期なんです。それから3年が経過いたしました、随分とこのスポーツを取り巻く環境というのも変わってきたんだろうというふうに感じております。

計画策定から5年目となる来年度には、この計画の見直しを図ることとなっておりますが、既に現在の取り組みと計画の整合性がとれてない部分も出てきているのではないかとこのように感じるところでございます。

今後の高知県スポーツ推進計画の位置づけをどう考えていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） お話にありましたように、高知県スポーツ推進計画は本県のスポーツの基本的な方向性を示すものでございます。この計画策定とほぼ同時期に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したこともございまして、全国各地でスポーツ活動が活性化するこの機を捉えて、より具体的な施策や目標などを盛り込んだスポーツ推進プロジェクト実施計画を策定させていただきました。現在はこの実施計画に基づいた施策を推進しているところでございますが、それらは高知県スポーツ推進計画の方向性を踏まえ、さらにそれを補強するといった内容になってございます。

来年度はスポーツ推進計画の見直しを行う年となっておりますので、その際にはスポーツ推進プロジェクト実施計画の見直しと一体的に行う必要があるというふうに考えております。

○8番（加藤漠君） ぜひともしっかりと見直しをして、取り組みを強化していただきたいと思

います。こういった質問をすると、何か悪い計画なんじゃないかというふうに感じられる方もおいでるかもしれませんが、両計画とも非常に高知県の今の課題を捉えておりますし、目指すべき方向というのもしっかりと明示をされている計画でございます。ぜひそれぞれ実効性の高い取り組みとしていただきたいと思いますし、やっぱり県民の皆さんと一緒に機運を高めていくということを念頭に置いて進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

今回はオリンピック・パラリンピックというきっかけがありますので、特に、高知県にとって大きな課題でありますトップ選手の競技力の向上に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っております。

先日、知事が記者会見でおっしゃっていましたが、今回のオリンピックで高知県出身者がいなかったということでございます。これなんか特に象徴的なことだと思いますし、また近年国体などの全国大会においても全国最下位の水準が続いているのが現状でございます。競技力の向上にはさまざまな施策が考えられますが、学校の部活動の役割というのが大変大きいんじゃないかなというふうに思っております。せっかく部活が強くなってきたのに部活の先生が転校してしまうというようなお話でありましたし、設備が古くなったんだけどなかなか更新ができていない、そういう現場の声もお伺いをするところでございます。また、先日行われました高校野球の秋季大会では、中村高校が40年ぶりに優勝いたしました。私もOBとして大変うれしく思いますし、中村高校出身の方からは私の顔を見るたびにやったねというようなお声をかけていただくんですね。やっぱり高校の部活の活躍というのがいかに力があるかということを感じているところでございます。

国体での活躍というのはもちろんなんですけ

れども、将来オリンピックに出場ができるようなトップアスリートの育成を目指すためにも、スポーツの特別強化校を指定して、ぜひ中村高校は野球の強化校に指定をしていただきたいと思いますというふうにも思いますが、学校の運動部活動から高知県全体の競技力の向上を図っていく、これが有効な手段の一つではないかと考えております。

スポーツの特別強化校の指定についてぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、教育長の御所見を伺います。

○教育長（田村壮児君） トップアスリートの育成には、ジュニアからの系統的な指導を基盤に、高校生の時期に質の高い指導を集中して行うことが重要だと思っております。そのためにすぐれた指導者を配置することも含めまして重点的に競技力の強化を支援する、お話にありましたスポーツの特別強化校を指定することは、トップアスリートの育成も含めて本県の競技力の向上に資するとともに、学校の活性化にもつながるものだというふうに考えております。

このため、今後幅広く学校関係者の意見も伺いながら、運動部活動のあり方の検討や、先ほど申しましたスポーツ推進計画などの見直しとあわせて、スポーツ特別強化校についても検討させていただきたいというふうに考えております。

○8番（加藤漢君） 教育長にもう一度御答弁をいただきたいと思います。オリンピックは4年後でございますので、今年度検討して来年度から進めるのか、来年度検討して再来年度から進めるのか。もう4年しかありません。しっかりと期限を区切って、そのゴールに向かって検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。来年度から始めるのか、再来年度から始めるのか、もう一度しっかり御答弁をいただきたいと思います。

○教育長（田村壮児君） 4年後がオリンピックでございますので、早急に取り組みたいと思います。

○8番（加藤漠君） 早急に取り組んでいただきますように、これは要請をさせていただきます。

さて、「学問のすゝめ」という本がございますけれども、これを書いたのは福沢諭吉でございます。天は人の上に人をつくらずという有名な言葉でございますが、学問をすることの大切さを唱えているわけでございます。この福沢諭吉が、自身の教育の鉄則としていたことが、まず獣身をなして後に人心を養えということなんです。小さいうちは元気に暴れるだけ暴れて、健康な体をつくって、それから勉強に励むというのがこの福沢諭吉の教育方針でございました。これは現在慶應義塾幼稚舎、幼稚舎といっても小学校ですけど、教育方針の一つとなっているわけでございます。このスポーツというのは、県が進めております知・徳・体どの分野にもかわってくる大切な取り組みでありますし、特に小学校、中学校はもちろんなんですけれども、就学前の幼いころから運動の楽しさを知る機会をぜひつくっていただきたいというふうに思っております。

さらには、日本一の健康長寿県構想を実現していくためにも、健康の増進という意味でも大切でございますし、あるいは観光振興、スポーツ合宿の誘致、地域の活性化、いろんな分野が関連するのがこのスポーツの分野でございます。先ほど議論もございましたけれども、施設の整備にもぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思っております。こういう幅広い分野でございますので、今後組織の強化ということも含めて、ぜひ力を入れて検討していただきたいということを申し上げておいて、次の質問に移らせていただきます。

経済についてお伺いをいたします。

産業振興計画がスタートいたしまして7年間が経過いたしました。この間、高知県の人口は約4万5,000人減少いたしました。しかし、農林水産業を初め観光業や商工業など各産業分野の経済指標は上昇傾向に転じております。昨年11月に1.0倍を超えた有効求人倍率は、その後も1.0を割ることなく高水準が続いております。さらに、県民総生産はプラス成長、2013年度の高知県の1人当たり県民所得は244万7,000円、全国で39位となりました。まだまだ全国平均には及びませんが、前年の全国44位から30位台に上昇したことは、多くの県民の方々にとっても自信につながっているのではないかとこのように力強く感じているところでございます。人口が減るという厳しい環境の中にあっても高知県経済全体の底上げが図れるようになってきた、このことは産業振興計画の大きな成果であるということに改めて評価しておきたいというふうに思っております。

今後も人口減少が進む高知県で考えていかなければならないことは、何としてもこの減り続ける人口に歯どめをかけていくということです。そして同時に、直ちに人口減少に歯どめがかかるものではないということも現実のこととして受けとめて、このピンチをチャンスに変えていくという取り組みも非常に重要なだろうというふうに思っております。

先日、私テレビで、高知市の農家さんが四方竹の自動選別機を導入した事例を拝見させていただきました。手作業よりも楽になって、さらに余った時間で収量のアップが図れるというふうに発言をされておりました。まさにこれこそが人手不足のピンチをチャンスに変えた事例ではなかろうかなというふうに感じたところでございます。これまで人が担っていた仕事を機械や新しい技術を使うことで生産性を高めて、1人当たりの所得を向上していく、そしてその結

果給料が上がって、雇用待遇が改善されて、雇用の質が向上していく。そのことを通じて、高知県が目指す、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県ということにつながっていくんだらうというふうに思っているところでございます。

生産性向上の具体例として、今回の補正予算案には高知県版 I o T の取り組みを推進していくための予算が計上されております。今後の高知県の産業振興のために極めて重要な取り組みでありますし、ぜひとも力強く進めていただきたいと思っております。

I o T や人工知能などがもたらす第4次産業革命の地方におけるトップランナーを目指すこと知事の強い決意表明もあったところでございますが、今後の取り組みとその狙いをぜひ県民の皆様にはわかりやすく、知事のほうから御紹介いただけますでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 高知県の経済にとって非常に大きな不利な条件というのは、2つあるだらうと思います。1つは人口減少が進んでいるということと、加えてこれがいわゆる過疎化、高齢化の中で進んできているということ。これが地理的な要因にもよるという状況があるんだらうと、そのように思います。

よく人口が減って大変だ、人口減少に歯どめがかからないと言われますけれども、実際のところ老年人口というのは若年人口の2倍ぐらいいるわけでありまして、そういう意味において人口減少自体が今後続くということは当面避けられないことでもあります。しかしながら、その中においていかに1人当たりの所得を上げて、若い人ができる限り子育てできるような環境をつくっていったらうと、それによって子育てが進み、結果としてできるだけ早く若返る高知県をつくっていく、そしてそれがいずれ人口増加に転じていくようにしていく、そういうことを狙っ

ていかなければならないものだらうと、そのように思います。

こういうことは、1つ2つ工場が来たからといってなし遂げられることでもありません。1つ2つ観光がちょっとふえたからといって、それでなし遂げられるというものでもありません。全体として地域地域で暮らしておられる皆様方の生活が、いかにによりよく成り立っていくかというふうなことを目指していかなければなりません。人口減少下においてそれをなし遂げていくためにも、一人一人の地域地域における生産性を上げていくということが極めて大事です。それをなし遂げるために科学技術の力を大いに生かそうではないか、これが I o T を進めていきたいと我々が願うその思いということだと、そのように考えています。

そして、もう一つは、先ほど第2の点として、高齢化、過疎化が進んでいる中における人口減少だと、しかも中山間という非常に地理的に厳しい条件がたくさんあるのが高知県の厳しいところだという話を申し上げました。そういうところでは、いろんな不利とか不都合とか不便とか、そういうことがあるわけです。この不をとって課題解決を行っていくためにも、I o T という科学技術を大いに生かそうではないか、それが第一、そして恐らくこのような中山間地域の不利とか不便とか不都合ということは、日本全国これからどんどん広がっていきます。そして、恐らく世界でも高齢化が進んでいく中でそういう状況が出てくるだらうと思います。不をとることに伴って私どもが得られたノウハウ、これが全国に向けての地産外商、もっと言えば産業化ということにも大いにつなげていくことができるものになるのではないだらうかと、そのように考えておるところでございます。人口減少下において、それぞれの地域で暮らしが成り立っていくように生産性を上げていく取り組みを行

う、さらには中山間の不をとっていき、そしてそれを新たな産業化につなげていく、こういうことをI o Tの振興を通じてぜひ目指していきたいなど、そのように考えています。

○8番（加藤漠君） 今、知事から御答弁いただきました。それぞれの地域で皆さんが生産性を高めていくと、これが本当に大事なことだろうというふうに感じます。特に、県内雇用の7割以上を支えるのはサービス業の分野でございますので、この分野の生産性が高まっていけば県民所得の向上に大きくつながるといふふうに感じております。

これまで高知県の有効求人倍率は0.4倍から0.5倍ぐらいでしたので、仕事が忙しくなってきたな、加工が大変になってきたなということで、人を雇うというのが一番の解決策であったわけでございます。けれども、これからは人手不足を前提として考えたときに、設備に投資していく、技術に投資していく、こういうことをしっかりと行っていかななくてはならないんだろうというふうに感じているところでございます。最近はこの人手不足に対応する取り組みがいろいろ見られるようになりました。例えば、スーパーに行くセルフで精算ができる自動のレジなんかの導入もされておりますし、タッチパネルで注文ができる、外食産業でもそういった店舗が出てきているなというふうに感じます。また、これは設備投資の話ではございませんが、ホテルなどの宿泊業においても業務の効率化を図って、それが収益の改善につながって従業員の賃金アップにつなげた、こういう事例もあるように伺っております。

現在、政府においても日本再興戦略2016の中で、人口減少を克服する生産性革命というものを推進していくということを大きな柱に位置づけて、取り組みを進めているところでございます。関係機関等とも連携してサービス産業の生

産性の向上を進めていくことが、今後経済の活性化にとって大変重要であると考えておりますが、商工労働部長に今後の取り組みについて伺いたします。

○商工労働部長（中澤一真君） 本県におけますサービス産業、いわゆる3次産業ということになります。売り上げ、事業所数、従業員数、いずれをとりましても本県の場合は約8割を占めております。この中でも卸小売あるいは飲食サービス、宿泊といったものが、合わせますと全体の半数近くを占めておるといふ状況でございます。これらは地域地域で、本年度で言いますと地域産業クラスターを進めていって地産外商を拡大再生産につなげていこうとする第3期の産業振興計画とのかかわりも大変大きくて、その生産性を上げていくということは、地域でさまざまな仕事をつくり出していくという面からも大変重要であるというふうに思っております。

一方で、先ほどお話にもございましたけれども、こういう業種は総じて有効求人倍率も今高い状況になっておりまして、人手不足がそれぞれ事業の成長を制約するということにもなりかねないと懸念しております。そこで、お話のありましたように、国のほうでも日本再興戦略2016の中でITの活用でありますとか生産性向上に向けた指針というようなことが示されております。県としましては、こうした国の方針も追い風にして、例えば国の補助事業でものづくり・商業・サービス新展開支援補助金といったようなものがございますけれども、こうしたものを活用して、IT機器の導入や設備投資、経営計画の策定、そういったサービス産業に属する事業者の生産性向上への取り組みをしっかりと支援していきたいと思っております。また、あわせて商工会、商工会議所、産業振興センターといった支援機関が参加しておりますネットワー

ク会議というのがございますけれども、こちらと連携をしまして、支援策の紹介でありますとか、今全体的に進めております事業戦略を策定し、それに基づいて企業の成長を目指していただくと、こういった経営改善の指導に取り組んでいきたいと思っております。

○8番（加藤漠君） よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に教育について1点、小中学校の適正規模、適正配置についてお伺いをいたします。

現在宿毛市では、宿毛小学校の改築について保護者の方々あるいは地域の方々と協議が行われております。5年前の3・11の東日本大震災と時を同じくして、宿毛小学校の新校舎をつくらうということで予算計上がされておったものが否決をされて以来5年間、中学校や近隣の学校との統廃合の課題も含めて検討をされていることでございます。先日、保護者の方や地域の方に説明会がございまして、一定前向きに検討ができていますと非常に安堵のお声をいただいたところでございます。

これから少子化が進んで、さらに南海トラフ地震に対応していくということも大切になる中で、もう一方では小学校や中学校の施設の老朽化という課題もあるわけでございます。けれども、学校は地域にとって中心でもありますし、これをどうやっていくのかというのは非常にデリケートな課題であります。一方で、やはり子供たちの環境改善のために将来の学校はどうあるべきか、これを考えておくことも重要ではないかというふうに思っております。小中学校の適正規模、適正配置について県としてどのように考えておられるのか、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 小中学校の統廃合を検討する際には、お話にもありましたように、子供たちの教育環境を整えるための学校規模の適

正化といったこととともに、地域の活性化ですとか地域コミュニティの存続とのバランス、そういったことも考え合わせる必要があるんじゃないかというふうに考えております。そういったことを踏まえまして、地域の実情に応じた学校のあり方について、それぞれの市町村で地域住民の方々と十分議論を重ねていただくことが必要だと思います。

県教育委員会といたしましては、統廃合あるいは小規模校での存続、いずれの選択を行う場合にも、学校設置者である市町村の主体的な判断を尊重しつつ、それぞれの地域で子供たちが健やかに育まれていくよう、望ましい教育環境が実現できるように、できる限りの助言や支援をしていきたいというふうに考えております。

○8番（加藤漠君） ありがとうございます。以上で終わります。どうもお疲れさまでございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、加藤漠君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は40分です。

24番石井孝君。

○24番（石井孝君） 失礼します。会派県民の会の石井でございます。議長のお許しをいただき質問をさせていただきます。執行部の皆様、よろしくお願ひを申し上げます。

先日、9月20日未明、高知県に最接近した台

風16号は、県内各所で浸水、冠水被害をもたらしました。風水害になれている高知県といえども、昨今の猛烈な台風や集中豪雨に対するさらなる備えの重要性を改めて感じさせられました。私からも被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

安心して暮らすということについて考えたときに、防災・減災も重要な課題ではございますが、今回働くということについて質問してまいりたいと思います。

ことしも最低賃金が引き上げられ、高知県では715円となり、全国最下位を脱出したことは、高知県経済にとって明るいニュースであります。しかし、この最低賃金715円で、法定労働時間の上限とされる月平均173.8時間働いた場合、月額12万4,267円、年額では約149万円、安心して暮らすのに十分な収入とは言いがたいというふうに思います。雇用状況では正規・非正規雇用を合わせた雇用者のうち、非正規雇用の割合を示す非正規比率は約37%となり、過去最高の水準にあります。

まず、この非正規雇用の働き方について質問をしてまいります。非正規雇用の労働者の中には、社会保険の適用外となる短期間や短時間労働者も多く、生活していくため休日もなく、2つ、3つと仕事をかけ持つ方も多くいらっしゃいます。複数の仕事をかけ持つ短期、短時間の労働者の中には、ダブルワークを申告せずに法定労働時間よりも長時間労働をし、過労死ラインを超えて働き、事業者にとっても問題となるケースもあるのではないのでしょうか。極端に言えば賃金が安く収入が低いため、過剰労働を余儀なくされる。肉体的・精神的疲労から仕事の能率もモチベーションも上がらず、体調不良に陥る。解雇や辞職により転職を繰り返し、ついには働くことができなくなるまで追い込まれてしまう。若いうちは体力に任せて頑張る

ことができたとしても、将来への展望など持てるはずがございません。

近年では、学生に長時間労働や過重労働をさせて学業に支障を来すブラックバイトと呼ばれるアルバイトも出てきており、パワハラ、セクハラ、サービス残業などの違法労働の温床になりつつあると指摘する声もあります。

このような働き方を選択せざるを得ない状況は、事業者にとっても労働者にとっても不利益にしかありません。この非正規雇用労働者の現状認識と処遇改善に向けた対応策について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話しにありましたように、本県での非正規労働者の割合、これは全体の約4割でございまして、全国とほぼ同様の状況というふうになっております。非正規労働者は正規の労働者と比べまして雇用が不安定であること、あるいは能力開発の機会が少ないと、そしてお話にありました時間当たりの賃金が正規に比べて約4割低いと、そういったような課題があるというふうに認識をしております。

非正規の方を含めてですが、県内で働く方のモチベーションや資質を高めること、そして労働生産性の向上をすること、そして不本意ながらも非正規労働者として働く方の正社員への転換、これを実現していくことが重要であるというふうに思っております。

国におきましては、本年の1月に正社員転換・待遇改善実現プランというものを策定しておりまして、これに基づいて高知県でも高知労働局がキャリアアップ助成金の活用などにより正社員への転換あるいは処遇改善に取り組んでいるところでございます。こういった国の施策、支援施策というのは、来年度は一層拡充されるというふうにお聞きをしているところです。

県といたしましては、非正規労働者を含みま

す労働者の処遇を改善するためには、まず賃金を上げること、これが重要でありますので、そのためにも現在産業振興計画の取り組みを官民協働で進めているところでございます。

また、正規雇用への転換を支援する取り組みといたしましては、ジョブカフェこうちにおきまして、相談に来られた非正規雇用の方に対して必要なスキルを身につけるためのセミナーでありますとか、しごと体験講習、こういった施策を実施いたしまして正規につなげる支援をしているところでございます。平成27年度はしごと体験講習を通じて92名の方が正規に雇用されております。

また、離職者向けに実施をしている職業訓練におきましても、数字は正確には把握できないんですけれども、非正規で働いていた方が一旦やめた上で受講されている事例というのは一定数あるものと考えておりますので、こういった取り組みを今後もしっかりと続けていきたいと考えております。

○24番（石井孝君） 本当に非正規雇用の労働者の厳しい現状というのもあるわけでございまして、さまざま取り組んでいただいておりますけれども、その中でもなかなか実態の把握しづらいような非正規雇用労働者というのもしらっしゃるといふふうに思いますので、ぜひそういった把握にも努めていただきたいなというふうにも思います。

このような雇用環境と低賃金がこのまま進めば、経済的理由を背景に、日本社会は大きな課題を克服できないまま進むことになるというふうに思います。これは、1つは少子化、そしてもう一つは国民健康保険や国民年金などの掛金制度が破綻してしまうということでございます。年金は掛けなければもらえないということでございますけれども、掛けたくても掛けられなくて高齢者になった方々はどうなるのかというよ

うな課題もあろうかと思えます。

この非正規雇用の増加傾向の中にあつて、非正規であっても社会的な保障を働くことできちんと享受できるようにするためには、先ほど部長からも答弁がありましたように、現状の制度にあつては最低賃金のさらなる引き上げが必要であるというふうに私は考えます。

そして、もう一つは、この10月から厚生年金と健康保険の加入条件が変更となりましたが、法律や制度の改正が必要だというふうに思います。働き方の制度設計が中小企業や労働者にとってバランスのとれた形で再構築され、事業主の経費増と人手不足への対応や、社会保障と労働環境の充実など、地方経済の縮小や地方の人口減少と少子化に歯どめをかけることも見据えた制度改正が求められているというふうに思います。

先月27日、働き方改革実現会議の初会合が開かれました。事前の政府対応方針では、正規・非正規労働者間の賃金差を縮小する同一労働同一賃金の実現や、長時間労働是正に加え、外国人労働者の受け入れに向けた法制化の検討も盛り込んでおります。このほか、格差を固定化させない教育や、子育てや介護などと両立しやすい環境など幅広い課題を検討する考えが示されました。

また、同一労働同一賃金と長時間労働是正については、厚生労働省の検討会が議論を進めており、政府は両検討会の報告も踏まえ、来年3月末までに具体案を盛り込んだ働き方改革実行計画を取りまとめ、順次関連法案を提出する方針としています。この働き方改革実現会議の動向に注視をしていただき、新たな関連法案に地方の経済の発展と中小企業や労働者の声が反映されることが重要であるというふうに考えます。

そこで、中小企業が活性化し、地方での働き方が実質的に改善され、地方経済の発展に寄与

するような働き方改革の関連法案とするため、さまざまな場での政策提言や働きかけを行っていただくことも含めて、この働き方改革実現会議をどのように捉えているのか、知事にお伺いをします。

○知事（尾崎正直君） 働き方改革実現会議では、同一労働同一賃金でありますとか長時間労働の是正でありますとか、9つのテーマに従って議論が行われていこうとしているところです。いずれも非常に重要なテーマだと思います。同一労働同一賃金、こちらが進んでいくことで全体経済の活性化につなげていくことができるかどうか、また働き方改革、こちらを進めていく中でワーク・ライフ・バランスの改善が少子化対策につながっていくのではないかとか、さまざまな形での期待感が持てるところです。

本県などは特に、非常に中小零細企業が多いという環境、さらには中山間地域が多いという環境、こういう特殊な要因というのがあるわけでありまして、こういう点も加味しての議論というのをぜひ行っていただくこともまた重要ということかと思えます。

経済の活性化、少子化対策、さらにはこれを進めてもらいたいという観点からの提言や、さらには本県などのこういう特別な事情というのをよくよく勘案してもらいたいという方向、両面からこの関連の機関に対しまして政策提言とか行ってまいりたいなど、そのように思います。

○24番（石井孝君） ぜひともよろしく願い申し上げます。

全国的に有効求人倍率も上昇しておりますけれども、非正規雇用にあっては、雇用の量から雇用の質の向上に向けた対策を講じていただくということが非常に叫ばれるようになってまいりました。働き方改革を機会に雇用の質の向上への取り組み強化と、この改革により非正規という言葉を一掃するというふうに安倍首相も前

向きな姿勢で臨んでいると信じておりますけれども、全国知事会でも影響力の大きい尾崎知事に、私は心から期待をしております。

次に、正規雇用の対応について質問をします。最近、賃金、福利厚生、労働条件がしっかり守られている正規雇用の労働者といえども、人手不足や人材不足により、1人当たりの仕事量の増大、そして時間外労働の増加などから、心の病に苦しむ労働者が減りません。また、そうした状況が新たなメンタルヘルスの不調予備群を抱えている現状にあるのではないかと懸念しています。

官民間問わずこのような状況が見受けられると感じていますが、県内企業における過重労働やストレスチェック制度の進捗など、従業員に対する安全配慮義務の取り組みについて商工労働部長に御所見をお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 国では11月を過重労働解消キャンペーン期間というふうに位置づけておりまして、使用者団体、労働組合への協力要請あるいはリーフレットの配布といった周知啓発の活動、取り組みを集中的に実施しております。

本県でも高知労働局におきまして、局長みずから長時間労働削減に向けた積極的な取り組みを行っている企業を訪問されまして、取り組み事例などを報道等によって紹介されたり、あるいは過重労働が行われている企業に対する重点的な監督、そしてフリーダイヤルによる電話相談、そしてセミナーといったような取り組みを実施されております。

そしてまた、ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法によりまして11月30日までに実施をする必要がある労働者50人以上の県内企業は県内に509社というふうになっておりますけれども、これを対象に実施をしていただくことになっております。これは、9月29日現在で

108社の実施にとどまっているという状況がございまして、現在、期日までの確実な実施を呼びかけているところというふうにお聞きをしております。

県といたしましても、社会保険労務士によります企業への訪問という活動を年間を通じてとり行っておりますけれども、こういった活動を通じましてワーク・ライフ・バランスの取り組みとあわせて、安全配慮の取り組みの企業への周知を図ってまいりたいと考えています。

○24番（石井孝君） 本当に企業の中でも温度差があるんだろうというふうに思います。ストレスチェック制度の部分も509社に対して108社ということで、まだまだということがございますけれども、こういった指導も含めてしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。

ただ、民間企業は営利目的の中で法律制度にのっとり雇用労働条件を決めて、安全配慮義務にも取り込まれているというふうに思いますけれども、多かれ少なかれ県庁の雇用労働条件等も参考にしているというふうに思います。

平成27年4月策定の県政運営指針では、財政健全化を図りつつ、平成27年度から平成31年度まで知事部局3,300人体制を維持することが示されています。私は、財政健全化も大変重要でございますが、企業の人手不足、人材不足が叫ばれる中、貴重な人材の育成と確保は、県政運営の維持・存続にとって大変重要な課題であるというふうに考えています。業務量と人員配置のバランスはどうか、業務の効率化は進んでいるのか、人材育成の成果はどうかなど心配をいたしますが、一番の心配はメンタルヘルスの不調や過労死につながる時間外勤務の状況です。

坂本議員の質問に対する答弁でもありましたように、定数の再配置による各部局の枠を超えた業務改善の推進に取り組み、職員の健康増進と時間外勤務の縮減にもつなげていくとしてい

ます。

この時間外労働の一つの考え方として、新たに労働者を雇い入れる場合と、今いる労働者の残業で対応する場合のコストを比較し、両者がつり合う割り増し賃金率を均衡割り増し賃金率と言いますが、厚生労働省の試算によると均衡割り増し賃金率は47.1%です。現行の法定割り増し賃金率は25%であり、労働者にとって時間外労働は安い手当で労働力を提供しているということになります。割り増し率の引き上げを検討すべきですが、現実的には引き上げは非常に困難であるというふうに思います。そうであれば、労働者の負担となっている時間外労働の縮減に向けて対策を講じる必要があると考えます。

県庁内にも時間外勤務の多い職場とそうでない職場があることから、特に時間外勤務の多い職場に対しては組織定数と業務の見直しを抜本的に行うべきだと考えますが、総務部長にお考えをお伺いします。

○総務部長（梶元伸君） 時間外勤務の多い職場に対しましては、これまで業務分担や仕事の仕方の見直し、業務の外部委託による職員の業務量の削減、年度途中での増員などを行ってきているところでございます。こうした対応を行いましても、なお産業振興や南海トラフ地震対策への対応など県政上の重要な課題、喫緊の課題に取り組む本庁の所属におきまして時間外勤務が多いという状況にございます。

こうした状況を踏まえまして、今後は本年8月の副知事名での通知に沿いまして、既存事業の思い切った見直しに加えまして、緊急性、重要性の高い分野に重点的に職員を配置することのために、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、大胆な定数の再配置に取り組んでまいりたいと考えております。そのために、各所属の業務執行体制について不断の検証と見直しを行うこと、財政負担を伴いな

がら業務の外部委託をさらに積極的に進めていくこととしてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じまして、県政の課題に、より効果的に対応できる体制を整備するとともに、あわせまして仕事と休みのメリ張りをきかせながら、職員の心身のリフレッシュを促進していくことが職員の健康増進、ひいては時間外勤務の縮減につながるのではないかと考えております。

○24番（石井孝君） 本庁に多いということで、スクラップ・アンド・ビルドで重点配置を行って検証もしていくということでございます。正規職員の欠員ということになってまいりますと、県庁のほうでも非正規雇用の臨時職員というか非常勤職員が雇用されるのかなというふうに思っておりますけれども、こちらもちよつとふえている傾向にあるのではないかなというふうに思っています。

県庁が非正規雇用をふやして、いわば不安定、低収入の労働者の働き方を進めていくというのは、私は余り好ましくないのではないかなというふうに思っておりますけれども、総務部長としてはどんなふうにお考えか、よろしく申し上げます。

○総務部長（梶元伸君） 先ほど議員に御紹介をいただきました県政運営指針において、3,300人体制を維持するということになっておりますが、一方また御指摘いただいたように忙しい職場とそうでない職場があるということでございます。特に本庁のほうが多くなっているということ踏まえまして、先ほども申し上げましたけれども、定数の再配分というものを行ってまいりたいというふうに考えております。

御指摘のとおり、正規職員がいないことに伴います臨時職員の皆さんというのもいらっしゃいますけれども、本来欠員が生じないような定数の見直しを行うべきでございますし、やむを

得ず欠員になるという場合は、それはございまずので、そういった場合は引き続き臨時職員の採用という形で対応させていただきたいと思っております。

○24番（石井孝君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれど、3,300人を固定してしまうと、業務の見直しをするのにちよつと難しかったり、バランスを図っていくのが難しいというようなことにもなるのかなというふうに思ひます。それと、財政健全化も含めて一体となつて考えて進めていただきたいなと思ひます。

大切なのは、仕事に情熱を燃やして励むことのできる体制をどう構築していくかということだと思ひます。そのためには、安定した雇用と職場環境と生活を支えるのに十分な収入というのが必要であると思ひます。それこそが社会の安定に必要な不可欠だと思ひます。

日本最大の資源は人であるという方もいらっしゃると思ひます。正規、非正規を問わず働くことのある方について県として民間企業のお手本となるよう、業務と人員についてしっかり精査し、職員が孤立し、メンタル不調に悩むことなく、常によりよい職場環境を意識した改善策を講じていただくよう要請したいというふうに思ひます。

次に、情報産業について質問します。

I T——インフォメーション・テクノロジーという言葉が一般に浸透して20年ほどになります。現在はほとんどの方がスマートフォンやタブレット端末を持ち、インターネットサービスに気軽にアクセスするのが当たり前の時代になりました。そんな中、これをどのように使うか、どう生かすかという観点で情報技術の捉え方を考えるICT——インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーや、I o T——インターネット・オブ・シングスが重要視されてきております。本議会でも多くの議員の

皆様がICT、IoTのことについて質問の中で触れられており、関心の高まりを感じております。

まずICTとは情報通信技術です。先日の横山議員の質問でも触れられておりましたが、昨年私が追手前高校の吾北分校で見学をさせていただいた、本校と分校をモニターで結び一緒に授業を受ける遠隔授業などもICT活用と言えると思います。

このICTの活用については、既に多くの企業が大なり小なり促進してきたと言えます。また、自治体独自でICTを活用したサービスに取り組んでいる事例も多数あります。例えば、観光地情報や案内板をQRコードを使って多言語に翻訳するシステムの構築や、地域の無料Wi-Fi整備、カメラやセンサーによる危険箇所の監視、総合防災システムの信頼性の向上、遠隔授業や家庭学習のICT利用、公民館や集落活動センターのような地域コミュニティ拠点のICT化による健康増進や利用率の向上など、ICTの活用によって自治体が抱える課題が解決され、かつ住民から高い評価を受けている自治体もございます。

高知県内においてもICTの活用に向きな市町村もあります。しかし、その活用分野は観光や交通、防災、教育、健康福祉といった各市町村に共通する課題が多いのではないかと考えます。

そこで、県としてもICT利活用に積極的に参画し、県が市町村や部局間を横断的に取りまとめて推進する分野と、市町村がその独自性を発揮する分野とに役割分担することで、先進的で高知県らしいICTによる地方創生の取り組みが進むことになると考えますが、文化生活部長に御所見をお伺いします。

○文化生活部長（岡崎順子君） これまでも県が主体的に県や市町村間を結ぶ高速通信ネット

ワークである高知県情報ハイウェイを初め防災や医療、産業振興などさまざまな分野で県全体を対象としたシステムを構築し、ICTを活用した取り組みを推進してきております。

今年度もICTの活用に不可欠なセキュリティ対策の一つとして、県と県内全ての市町村が共同で利用できる自治体情報セキュリティクラウドの構築に取り組んでおるところでございます。今後も県全体を対象とする分野につきましては、県が中心となってシステムの構築などICTの活用を進めていきたいと考えております。

また、市町村にはこうしたシステムを活用してICTの利活用において独自性を発揮していただきたいと考えております。そのために、県内外の先進的な事例の紹介などを行いながら、市町村の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

○24番（石井孝君） よく言う公共ソリューションとか、県のほうも全体でまとめるところはやっているということでございますけれども、なかなか市町村も独自でいくと、やはり市町村ごとに共通する課題があつて、それを別々でやっているというようなことも話として聞いておりますので、ぜひともそういった分野には県も積極的に市町村に話をしに行くというようなこともお願いしたいなというふうに思います。

そして、今定例会の補正予算案に高知版IoTの推進が盛り込まれております。IoTは、さきにも言いましたようにインターネット・オブ・シングスの略で、モノのインターネットのことです。あらゆるモノがインターネットにつながることで、私たちの生活やビジネスが根底から変わると言われています。情報産業の発展によって新たな時代を迎えることになりそうです。今議会の知事提案にもございましたが、第4次産業革命とも言われております。

では、I o Tとは何か、ありとあらゆるモノがインターネットにつながるとどうなるのか。I o Tの基本的な流れは、まずセンサー等でモノから情報を得ることから始まります。その情報をインターネットを介して蓄積します。その蓄積されたビッグデータと呼ばれる情報を人工知能などが分析し、その分析結果に応じた情報がスマートフォンに表示され、分析結果に応じてそのモノが必要な動作をする、これがI o Tの大まかな全体像です。このI o Tを実際の生活や課題解決にどう生かすか、何をしてもらうのか、何をさせるのか。そこに、圧倒的なコスト削減や利便性に対するビジネスチャンスがあるということになります。

世界的には、日本は乗りおけているというふうに言われておりますが、このI o Tをどう生かすかという点においては、無限の可能性があるとと言っても過言ではないのがI o Tの世界ですので、今後の取り組み次第で十分に挽回可能な分野であると思います。

高知県も研究会を立ち上げ、国の地方版I o T推進ラボとして高知県I o T推進ラボが選定されました。この選定された推進ラボの重要業績評価指標では、平成30年度までの評価指標として参画企業100社、セミナー開催15回、プロジェクト創出件数15件、うち自立化した案件5件創出とありますが、この指標達成に向けて取り組む中で、その目的、狙いは何か、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一真君） 高知県I o T推進ラボでは、お話のありましたようにK P Iを明確に決めました上で、定期的なI o Tセミナーや個別相談会、こういったものを開催していくことに加えまして、I o Tを活用するモデル実証研究の実施や、I o Tが解決策となり得る課題を掘り起こして、その解決策と事業化に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考

えています。

こうした取り組みを積み重ねていくことで、生産現場の生産性向上であるとか地域のさまざまな課題解決などにつなげますとともに、その過程で開発されましたI o T技術やノウハウそのものを地産外商につなげていく、そういったことも目的に持ちながら取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

○24番（石井孝君） これを地産外商につなげていく取り組みに押し上げていくためには、さまざまな課題があるかというふうに思います。もう少しこのI o Tについて掘り下げて質問してまいりたいと思います。

現在I o T市場と言われる分野は、製造、運輸、公共、小売、医療、建設、金融、教育、保険、メディアなど多種多様です。諸外国の公共分野のI o T事例では、ごみの収集缶にセンサーを取りつけ、回収が必要になると信号を出す仕組みにより、無駄なごみ収集を40%も削減できたという事例や、駐車場の空きスペースをドライバーに教えるスマートパーキングによって交通渋滞が3割減少し、駐車料金収入の増加やCO₂排出量の削減効果も得ているなどの報告もございます。

高知県I o T推進ラボが行うI o T導入に向けたセミナーの開催などは、企業間の意見交換の機会がふえることで、情報産業分野の拡大に大きく寄与することと思います。I o Tへの期待が全世界で急速に高まる中、この流れに飛び込み先行していくには、企業間のマッチングのほかに県庁内にI o T推進のリーダー役が必要だというふうに思います。

I o Tのプロジェクトには多職種のメンバーが必要であり、その取りまとめを行い、各部署を巻き込み先導し、失敗を恐れず粘り強く取り組むリーダーが必要不可欠です。そのリーダーを育成していくのか、専門家を招くのか、今後

のI o T推進に必要なリーダー育成の方向性と具体策について商工労働部長のお考えをお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） このI o Tの推進体制につきましては現在検討中ではございますけれども、今議会にお話のありましたI o T関連予算の提案をさせていただいておりますので、これを議決いただきましたら直ちにI o T分野で知見を持った外部の有識者の方をI o T推進プロジェクトマネジャーというような形でお願ひして、その方の知見であるとかネットワークを活用したプロジェクト全体の統括、あるいはそれを進めるに当たっての助言を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

このプロジェクトマネジャーとともに、各分野ごとに個々の課題に対応するようなプロジェクトチームを編成したいというふうに思っておりますけれども、これについては当面は各プロジェクトごとに県の職員が関係する部局との調整あるいは関係する業界との調整、進捗管理を行っていく体制でスタートをさせたいというふうに思っております。こういった取り組みを通じて、県の職員についてもI o Tに関する能力、知見、そういったものを身につけてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○24番（石井孝君） 外部の有識者、プロジェクトマネジャーということでございますが、最後に言っていただきましたように、県の職員が入る中で、県職員の中のリーダーというようなものをつくっていただくように、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。これは非常にいろんな課をまたがったりとか分野をまたがったりというようなことで、プロジェクトごとにいるとなかなか全体がつかめなかつたりとか、新しい発想がなかつたりとかということになりかねませんので、ぜひともリーダー育成

が私はここは肝だというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つ、I o Tを推進していくためには、大量のデータをリアルタイムに処理し、高速、高度、高精度な分析技術と、安全かつ効率的な管理運用体制が必要となります。そのために、情報産業インフラの整備も重要であるというふうに考えます。

県内の光ファイバーの敷設状況を見てみますと、いまだに光サービスの未提供地区もあり、住民からは敷設に対する強い要望がある地区や、公設公営による光サービスの提供エリアでは自治体の財政負担の課題もあるなど、市町村の中でも地区によってばらつきがあり、高知県の光サービスエリアの充足も取り組まなければならない課題だというふうに思います。

また、生活や仕事、観光インフラとして公衆無線LANの整備も必要ではないでしょうか。政府もインバウンドの促進に向けて、無料Wi-Fiスポットをふやしていく方針を決めています。四国4県においても個々のWi-Fiアクセスポイントは年々ふえ続けています。そんな中、愛媛県や香川県では利用回数や利用時間に一定の制限はあるものの、県主導により無料Wi-Fiブランドを統一しています。徳島県は、総務省予算を活用した防災Wi-Fiとして、県が無料環境を構築しています。

高知県は、無料Wi-Fi砂漠地帯などと言われている話を聞きました。ぜひとも県内統一の無料Wi-Fiの環境整備を進めていただきたいと考えますが、文化生活部長の御所見をお伺いします。

○文化生活部長（岡崎順子君） 無料Wi-Fiブランドを立ち上げることは、インバウンドへの対応など、とりわけ観光分野での大きな発信力となります。このため、本県においても実現

に向けて検討を進めているところですが、統一に当たっては既に個別の事業者により複数の無料Wi-Fiサービスが提供されているという課題がございます。こうした本県の課題を踏まえ、これまでも通信事業者との協議を行っており、技術的な助言もいただきながら、本県の実情に合った無料Wi-Fiブランドの早期の実現に向けて取り組んでまいります。

あわせて、より利便性を高めるため、無料Wi-Fiスポットの明示や一覧の作成など、外国人観光客を初め多くの方が手軽に利用できるよう、環境整備に取り組んでまいります。

○24番(石井孝君) ぜひよろしく申し上げます。個々で無料Wi-Fiがあるというのは私も調べて聞いております。また、課題も多くあるんだろうというふうに思いますけれども、高知家Wi-Fiというようなことで提案しているような企業もいらっしゃるようでございますので、ぜひとも外国人が来て迷うことのないような無料Wi-Fi環境というものがつくれば良いなというふうに思っております。住民の皆さんも日本人観光客もその利便性が高まることによってICTとかIoTの活用も含めて、そういったところに新しい第4次の産業革命の入り口というような形にも思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、第4次産業革命のトップランナーに向けた道のりには、まだまだ多くの課題があるというふうに思われますけれども、情報産業の発展というのは、さきにも言いましたように、確実に私たちの働き方や暮らし方に変化をもたらすこととなります。

その動向を注視しながら、県が先行してIoTの本質をつかみ、リーダーを育成し企業連携を促進していけば、効率化やコスト削減への取り組みの先に、新しい価値を創造する取り組みへと進み、世界的な注目を集める取り組みも夢

ではないというふうに思いますので、知事に意気込みのほどをお伺いしたいと思います。

○知事(尾崎正直君) IoT、この取り組みを先行して進めていくことによって人口減少が進んでいる、さらには中山間地域が多いと、こういう本県の課題解決につなげますとともに、そこで得られましたノウハウをもとといたしまして、IoT関連産業の活性化を図って地産外商につなげていきたい、もってして第4次産業革命の田舎版のトップランナーを目指したいものだなと、そのように考えているところでございます。

本県は必ずしも第2次産業革命、第3次産業革命において全国のトップランナーとして行けたというわけではないんだろうと、そのように思います。その結果としてさまざまな厳しい状況もあるわけですが、しかしながら第4次産業革命においては、少なくとも田舎版のトップランナーの集団の中にはしっかりと入って、時代の大きな追い風を得て、私どもの産業の振興、そして何と申しますか、県民経済の振興につなげられるようにしていきたいものだと、そのように考えています。

まだ緒についたばかりでありますけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように思います。

○24番(石井孝君) 意気込みを本当にありがとうございました。第4次産業革命のトップランナーに仲間入りすることがどうしても必要かという、それはちょっとわかりませんが、やはり高知県としては既にIoT推進ラボの29の中に選定され、先進的に今かかわっているというふうに思っております。

この中で、やはり先ほど言いましたように、先行するにはリーダーの存在が私は必要なんだろうなと思っております。そのリーダーは専門家を呼んでくるということでございます。その

専門家によって県庁職員の中にもリーダーをつくっていただけたらなというふうに強く思っております。今現在のI o T導入の最初は、利便性であったり人材不足への対応であったり、コスト削減であったりということがメインでございましてけれども、これがどんどん進んでいくと、先ほども言いましたように何か新たな価値を見出すような、そういったI o Tのシステムというか、そういったものができ上がってくるんだろうというふうに思います。そうなれば、そのことが世界的な注目を集めていく、それがまた高知県にとって、いろんな産業にとってプラスになっていくのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも粘り強く、失敗を恐れずにI o T推進をしていただきたいなというふうに思います。

今後の情報産業の推進に注目をして、県の取り組みに大いに期待をして、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、石井孝君の質問は終わりました。

ここで午後1時45分まで休憩といたします。

午後1時39分休憩



午後1時45分再開

○副議長（梶原大介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は50分です。

4番田中徹君。

○4番（田中徹君） 自由民主党の田中でございます。今議会での質問も私でちょうど20人目となりました。重複する項目もあろうかと思いま

すけれども、私の思いを込めて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、順次質問をいたします。まず初めに、地方創生、とりわけふるさと納税についてお伺いいたします。

まず、個人が自分のふるさとや応援したい自治体など居住地以外の都道府県、市区町村へ寄附することで個人住民税と所得税の一部が控除される、いわゆる個人版ふるさと納税についてです。個人版ふるさと納税は、近年返礼品への注目の高まりとともに、全国的に制度が浸透したことから、高知県及び県内市町村においても大幅に寄附額が増加をしています。本年8月には県が平成27年度の決算値による寄附額の取りまとめを行っています。その取りまとめによりますと、奈半利町の13億4,993万円を筆頭に多くの市町村で、平成26年度に比べ増加をしています。

そこで、県内市町村の額が大幅に増加した要因をどのように捉えられているのか、またあわせて今年度の上半期の状況について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 県内市町村のふるさと納税の本年度の上半期分につきましては、今月中を目途に取りまとめることとしておまして、順調にふえているのではないかなという印象は持っておりますけれども、直近の平成27年度の実績で申し上げたいと思いますけれども、27年度の実績は前年度比で件数では5倍超の約27万件、金額では6.5倍超の約45億8,000万円と大きく伸びているところでございます。

この要因、背景でございますが、平成27年から税額控除される限度額が約2倍となりまして、また申告の手続が簡素化されるという制度的な対応があったところでございます。さらに、大幅増となった市町村にお聞きをしますと、返

礼品の充実、ふるさと納税サイトでの情報発信やクレジット決済など、寄附をしやすい環境づくりに取り組んでおられると聞いております。

いただいた寄附金は各市町村で子育て支援、環境保全、産業振興、まちづくりなどの幅広い事業に活用されておりまして、また寄附の返礼品として活用される地域産品の大幅増など、地産外商の強化にもつながっているのではないかと考えております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。

個人版のふるさと納税については、先ほど御答弁ありましたように、本当に近年順調に伸びている、大変うれしいことだと思っております。

次に、本年度新たに創設をされました、企業が地方創生に取り組む地方公共団体に対して寄附することで法人住民税や法人税、法人事業税が3割控除される、いわゆる企業版ふるさと納税についてお伺いをいたします。この企業版ふるさと納税は、今年度新たに創設されたこともあり、8月に公表された第1回目の認定では、県内自治体では四万十市の四万十流域サイクルロード整備プロジェクト1件のみでありました。

そこで、現在本年度第2回目の募集が締め切られましたが、県及び県内自治体の申請状況はどのようになっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 第2回の申請では、県内の市町村からの申請はありませんでした。高知県が申請した1件、防災関連産業振興事業でございますが、これのみとなっております。

なお、来年1月に予定されております第3回申請、これは3月中の認定が予定されておりますが、これに向けましては複数の市町村が活用を検討していると聞いておりますし、県としてもさらに検討していきたいと考えております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。

2回目は県だけの申請ということで、市町村は

なし、3回目においてはいろいろな自治体が取組みを今進められているということでございます。しかしながら、この取り組み、制度が始まって初年度ということもありますけれども、なかなか県内自治体にとっては使いづらいというようなお声も聞いてきたところであります。

そこで、県内自治体が企業版ふるさと納税に対して取り組みが進まない要因は何なのか、そしてその取り組みが進まない要因を県としてどのように克服されていくのか、また今年度は3回目の募集も予定されておりますが、この企業版ふるさと納税について県として今後どのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（梶元伸君） 取り組みが進まない要因でございますけれども、まずこの制度を活用する自治体側にとって考えてみますと、1社以上の企業からの寄附のめどが立っていないと申請ができないという制約がございます。また、寄附金を交付金や補助金のいわゆる地方負担分への充当ができない、また企業からの寄附を基金に積み立てることができないなどといった制度上の制約があるところでございます。

また、寄附を行う企業側に立って考えてみますと、業績が悪化しまして赤字になりますと、税の特例を受けるメリットがなくなるのではないかと、また本社が所在する自治体には寄附ができないといった点をお聞きしているところでございます。

このため、本年8月に全国知事会において企業版ふるさと納税の認定要件の緩和や、実効性のある弾力的な制度運用に向けた要請活動を行っております。今後も引き続き国に対して制度改善の要請を行ってまいります。

また、一方で各市町村においてこの企業版ふるさと納税の制度を有効に活用していただけるよう、引き続き地方創生関連の市町村の担当課

長会などの機会を通じまして、その制度の周知ですとか特徴的な事例の紹介などを行うことを通じて、この制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、なかなか制度自体、市町村が本当に使いづらいというお声を聞いてきたところでございます。そこで、3回目といいますか、また来年度以降に向けても、県としてしっかり市町村の支援、そしてまた国への制度改正に向けた働きかけをよろしく願いしたいと思っております。

では、次に2つ目の項目であります、農産物等の輸出戦略についてお伺いをいたします。知事の提案説明でもありましたように、昨年の本県の食料品の輸出額は、前年比約1億円増の4億3,900万円余りと大幅に伸びています。中でもユズは本県の農産物輸出金額の大部分を占めるとお聞きをしております。

そこでまず、農産物の中でも特に青果物の輸出の現状を農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（味元毅君） まず、品目についてでございますけれども、これまで戦略的に取り組んでまいりましたユズのほか、園芸連を通じた輸出で平成27年度は野菜、果実含めて27品目の輸出の実績が確認をできております。金額では平成26年度のジェトロの調査でございますが、約770万円となっております。

なお、ユズにつきましては果汁の輸出が中心となっております。平成26年度の実績で99トン約1億2,700万円、果実での輸出は3.6トン約370万円となっております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。農産物の中でも青果物の輸出はさまざまな要因により課題が多いと思っておりますが、輸出を拡大する上で克服すべき課題は何なのか、またユズに次ぐ有望品目はあるのか、農業振興部長にお伺い

をいたします。

○農業振興部長（味元毅君） まず、青果物の輸出拡大に向けた課題でございますけれども、これまでのユズの輸出の取り組みで見えてきた課題といたしましては、まず相手国により異なる検疫や残留農薬基準規制などへの対応がございました。また、長時間の輸送に対応できる鮮度保持技術の保持の対策と輸送コストの低減策がございました。それに加えまして、代金決済などのリスク対策、また相手国の嗜好や品質など海外ニーズの把握といったような課題がございまして、それぞれの項目につきまして、国や品目に応じた個別の対応が必要となってくるというところでございます。

そのため、例えば検疫や残留農薬などへの対応あるいは鮮度保持技術の開発の加速化といった課題に対しましては、国において積極的に役割を担っていただけますように政策提言を行ってきたところでございます。

一方、本年度から新たに取り組んでおります卸売会社との連携による輸出拡大事業を通じまして、海外でのニーズの把握はもとより、海上コンテナ輸送による鮮度やコストの調査、また卸売会社のネットワーク活用による海外での信頼できるパートナーの獲得などに取り組んでいるところでございます。こうして得られた成果を今後の輸出拡大につなげていきたいと考えております。

次に、ユズに次ぐ有望品目についてでございますけれども、先ほど申し上げました卸売会社との連携の取り組みによりまして、11月から年度末にかけてシンガポール、香港の量販店や飲食店でフェアを開催し、現地での評価を確認することといたしております。特に、ミョウガやシトウなどに関しましては、独特の香りや品質の高さが評価をされているというふうにもお聞きをいたしておりますので、こうした品

目が期待をできるのではないかと考えております。それぞれの国のニーズに応じた有望品目を掘り起こしまして、輸出の拡大につなげていきたいと考えております。

○4番（田中徹君） ミョウガ、シントウ、新たな品目としてぜひ取り組んでいただきたいと思いますわけですが、今後青果物の輸出を拡大するためには、グローバルGAPと呼ばれる国際的に認知された認証規格を取得することも必要になってくるのではなかろうかと思えます。国内でもJAグループや日本生活協同組合連合会など、さまざまな団体が独自の認証システムを設けていますが、世界市場で通用していないのが現状であります。

そのような現状から、日本GAP協会は本年9月1日付でJGAPをベーシックとアドバンスの2種類に分け、アドバンスを輸出GAPと位置づけたところでございます。今後、青果物の輸出を拡大するためには、JGAPのみならず国際的な認証規格であるグローバルGAPの取得も検討しなければならぬと考えますが、認証取得についての現状と課題、また県として今後どのような支援策を考えておられるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（味元毅君） 本県の農業分野では、比較的容易に取り組みが開始をできます、いわゆる県版GAPをまず始めようということで取り組みを進めてきたところでございまして、生産現場、集出荷場などで比較的進んでいるところでございます。しかし、お話にございましたグローバルGAPを取得しておりますのは、残念ながら1法人のみでございまして、新たに申請を予定している1法人を加えましても、2法人にとどまっているという状況でございます。

この背景には、直接海外へ農産物を輸出する団体が少なかったことから、取得に係る経費や維持するための手間に見合う効果を実感できる

機会が少なかったことによるものと考えております。今後、本格的に輸出を拡大してまいりますためには、お話にございましたグローバルGAPの認証取得は有効であると認識をいたしております。

このため、県では海外での高知県フェアなどに参加をした生産者などに個別に出向きまして、制度の意義を周知いたしますとともに、来年1月には研修会も実施をするという予定になっておりますので、グローバルGAPに取り組む農業者の掘り起こしに努めていきたいと考えております。

また、現在4つの団体から認証取得を希望している旨のお話をいただいております。県と専門機関が連携を図りまして、取得に向けた手続がスムーズにいくように、またあわせて国の有利な助成も受けられるように支援をしていきたいと思っております。こうした取り組みを進めまして、認証を取得した団体には、海外でのフェアなどを通じてその効果を実感していただく機会の提供というものにも努めていきたいと考えております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。もう既に県外では多くの自治体で取り組みが進んでいるところも出てきておりますので、どうぞ本県もこの流れに沿った形でグローバルGAPの取得に向けても、先ほど御答弁いただきましたようにぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

さて、これまでの質問を通して、青果物の輸出には大きな壁となっているさまざまな要因があり、輸出の拡大に向けてさまざまなハードルを越えなければならないことは重々承知しております。

ここで一例を紹介させていただきますと、今JA全農グループは日本の農畜産物の高い品質、おいしさ、安全性を世界へアピールするため、

海外に日本食レストランを展開し、和牛を初めてとする高品質な日本の食材を主に使用して、本格的な和食を国産の日本酒や焼酎などとともに提供する取り組みを進めております。

そこで、高知県としても輸出の拡大に向けて品目ごとではなく、農水産物や加工品などを一体的に売り込むことはできないのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 複数の品目を組み合わせて一体的に売り込むということは、高知県が魅力的な食材が多い県だという認知度の向上にもつながりますし、また小ロット、ニッチな商品の販路拡大・開発にもつながってまいると思っております。

こうしたことから、高知家の魚応援の店として登録をいただいておりますシンガポールの日本食レストランチェーンに対しまして、水産物を中心として農産物や土佐酒、加工品を一体的に売り込んでまいりました結果、そのうちの1店舗で先行的に高知県フェアを開催することができました。このフェアでは、メインからデザート、お酒に至るまで県産品を堪能できる魅力あるものとして、店舗側からも高い評価をいただいております。この12月からは全店舗に拡大して高知県フェアが開催されるということになりました。

小ロットで多品目ということになりますと、やはり手間がかかる、コストがかさむといった課題はございますが、前段申し上げましたようなメリットも大きいと考えておりますので、今後ともこうした本県の魅力ある食材を一体的に売り込む手法も取り入れながら、さらなる輸出の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○4番（田中徹君） では、この項の最後に知事にお伺いをさせていただきたいと思っております。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、本県では事前合宿の誘致や国立競技場へ

のCLTの利用、またよさこい祭りなど積極的に提案をされています。そこで、高知県の強みであるこの食の発信についても、ぜひ力強く取り組んでいただきたいと考えております。高知県の新鮮な野菜や肉、魚を訪日する外国の方々に食していただく絶好の機会と捉えております。2020年以降の高知県の観光振興や食料品の輸出にも大きく寄与することと思っております。

この高知県の食の発信について、今後どのように戦略的に計画して取り組まれるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 東京オリンピック・パラリンピックの機会をぜひ生かしたいということで、庁内に推進プロジェクトチームを設けて、さまざまな提言活動及び独自の取り組みについての企画をいたしているところです。国に対する政策提言については、先ほどお話もありましたようなCLTを活用して木材需要拡大の契機にしていただきたいか、よさこいをぜひ生かしていただいて、我々として世界ネットワーク化の契機にしたいとか、そういう取り組みも進めてきているわけではありますが、ぜひ日本の食というもののPRにもつなげていただき、その中において本県の食などもぜひ使ってほしいと、そういう提言もしてまいりました。恐らくそういうつもりでオリンピック関係者の皆さんもおいでになるんだろうと思いますが、この機会をさらに具体化していくに当たって大いに生かしていきたいと思っております。

また、あわせて本県独自の取り組みというのをしっかり進めていくことも大事だと思います。まるごと高知などでオリンピックに合わせたフェアをやるということもありますが、何といたしましても先ほど産業振興推進部長から申し上げましたように、高知家の魚応援の店、このネットワークがもう恐らく500を超えるネットワークになってきておるわけでありまして、このネット

ワークを生かした高知フェアをやるとか、そういう形での展開ということも考えられようかなと、そのように思っています。機会を十全に生かしていきたいと、そのように思っております。

○4番（田中徹君） 先ほどは知事から本当に力強いメッセージをいただいたような気がしております。どうぞ力強く前へ進めていただきたいと思います。

では、次の項、危機管理についてお伺いをさせていただきます。

近年、全国的に豪雨災害が続発をしております。一昨年8月には広島での土砂災害、また昨年9月には関東・東北豪雨による鬼怒川の破堤、そして本年8月には台風10号が東北地方に直接上陸するなど、豪雨による災害が頻度も規模も増しているように感じております。

本県ではさまざまな水害対策が行われておりますが、中でも土砂災害防止のために土砂災害警戒区域の調査や指定が順次進められております。

そこで、この土砂災害警戒区域の調査や指定について進捗状況をまず土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害防止法に基づき平成16年からその調査や指定を開始いたしまして、平成26年の広島災害を契機に加速化を図っておるところでございます。現時点で土砂災害危険箇所約1万8,000カ所のうち1万2,570カ所の調査が終了し、9,423カ所の指定が完了したところでございます。土砂災害警戒区域につきましては平成30年度に調査を完了し、平成31年度の指定完了を目指してまいっております。

○4番（田中徹君） 土砂災害警戒区域の進捗状況ということをお聞きさせていただいたんですが、この土砂災害や洪水などの豪雨災害についても、南海トラフ地震対策と並行して県民の防

災意識の向上を図っていく必要があると私も考えております。

現在、高知県の防災冊子の一つである「南海トラフ地震に備えちよき」は、改訂に向け準備をされていることと思います。

ここで東京都の防災ブック「東京防災」を紹介させていただきます。こちらが「東京防災」でございます。箱をあけますと、こちらが防災ブックです。こちらは今回千代田区のバージョンをお持ちさせていただいておりますので、千代田区の防災マップ、そしてこれが知事からの都民の皆様へというメッセージ、そして4点目がアクションステッカーというものなのですが、これは、この本を読んで今すぐできる防災アクションを実践したら御自宅の玄関のドアやポストに張って防災の輪を広げようというものでございます。この防災ブックは、首都直下地震への備えを中心に集中豪雨や土砂災害、また竜巻、感染症などさまざまな災害への備えも掲載をされています。また、防災マップは先ほども御紹介しましたけれども、地域ごとにマップがつけられております。このようなことから、本県でも参考になる事柄があるのではないかと思います、今回紹介をさせていただきました。

そこで、本年度改訂される「南海トラフ地震に備えちよき」はどのような内容にバージョンアップをされるのか、危機管理部長にお伺いをさせていただきます。

○危機管理部長（酒井浩一君） 「東京防災」、私も拝見させていただきまして、お話にありましたことに加えまして、漫画とかイラストをふんだんに使って非常にわかりやすいものになっていると感じております。

「南海トラフ地震に備えちよき」の改訂内容につきましては、現在まだ検討中という状況ではございますが、例えば災害を自分事として捉えていただくために、家族で防災について話し合

いをすること、自分の地域の身の回りの危険性を自分で調べていただくといった工夫、また県民の皆様にご負担いただきたい役割を理解していただくために、避難所の運営マニュアルの取り組みなどを紹介すること、さらに発災から復旧・復興までの一連の流れをイメージしていただくことなど、自助・共助をさらに進めることにつながる内容を盛り込みたい、そのように考えております。

○4番（田中徹君） ちょっと具体的な説明はなかったような気がしますけれども、本当に県民にとって使いやすい、ともすれば1冊あれば全ての防災が網羅をされている、そのようなすばらしい今後の改訂に御期待を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、消防団応援の店事業についてお伺いをいたします。消防団員は、みずからの仕事を持ちながら、家族の協力のもと日ごろから訓練を重ね、火災やいろいろな自然災害など、いざというときに地域防災力のかなめとして昼夜を分かたず活動していただいております。

そこで、先日の高知新聞にも掲載されておりましたが、消防団を地域で応援する取り組みとして、来年1月から消防団応援の店が始まると思います。まず、この事業の仕組みと現状について危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、仕組みでございますが、この消防団応援の店は、事業主体である高知県消防協会が県内の消防団員の皆さんに会員証を交付いたします。消防団を応援する店はそのサービス内容を消防協会に登録し、消防協会がその店にのぼり旗やステッカーを交付いたします。消防団員は登録された店舗で会員証を提示し、本人やその家族が割引などの優遇サービスを受ける、そういった仕組みになっております。

次に、現状についてでございますが、消防協

会が来年の1月スタートに向けまして、協力店舗の確保について市町村や地元商工会に協力依頼をするとともに、10月1日からはホームページでも募集を開始いたしております。また、消防団員の皆様も店舗に協力依頼を行っており、現在南国市の6店舗を初め5市、15件の店舗に登録していただいている、そのような状況です。

○4番（田中徹君） では今後、県としてこの事業にどのように取り組んでいかれるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 消防協会には引き続き協力店舗の確保に努めていただくわけなんですけど、県といたしましては、スーパーやホームセンターなど複数の店舗で営業している事業者には直接訪問をして協力依頼を行い、応援の店をふやすように県としても努めていきたいと考えております。

○4番（田中徹君） ぜひ県としての御支援をお願いしたいと思いますとともに、公益財団法人高知県消防協会は尾崎知事が名誉会長をお務めになっておりますので、知事にもぜひともこの事業について積極的な普及啓発をお願いしたいと申し添えまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、子供を取り巻く環境についてお伺いをいたします。

今議会でも再三取り上げられておりますように、子供の貧困対策は喫緊の課題となっております。6人に1人の子供が貧困の状態にあると言われる今日において、貧困の連鎖を断ち、一人一人の子供たちが夢や希望を持ちながら安心して成長できる環境を整備することが求められています。

そこで、本県においても本年度、子供の貧困対策の一環として実態調査を行うとお聞きをしておりますが、実態調査の実施時期や内容についてお伺いします。また、調査結果は今後どの

ような施策に反映されるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 子供の貧困対策をさらに充実していくために、県教育委員会と連携をいたしまして、小学1年生の保護者、小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒及びその保護者を対象に生活実態の全数調査を行う予定としております。

実施時期についてでございますが、この調査は学校を通じての配付、回収を予定しておりますので、現在市町村教育委員会などと調整を行っているところでございます。できるだけ早く実施をしたいと考えております。

また、現時点での調査内容につきましては、物品の充足度の状況、将来の夢、友人関係、人間関係、健康、食事の状況などございまして、幅広くお聞きをすることで、子供たちの置かれている状況をより詳しく把握したいと考えております。

あわせて、特に厳しい環境にいる子供たちということで、児童養護施設の子供たちの実態調査と県内市町村の御協力を得まして、子供の相対的貧困率も算出する予定としております。また、調査結果につきましては、子供の生活実態と家庭環境との関係性などを分析した上で、子供の居場所づくりの充実など、よりきめ細かな支援策に反映をさせていきたいと考えております。

また、今回の調査は全県で実施をいたします初めての調査となりますことから、地域ごとの課題も見えてくるのではないかと考えてございまして、こうした点も今後の施策に反映させたいと、そういうふうと考えております。

○**4番（田中徹君）** ぜひともよろしくお伺いをいたします。

続いて、こども食堂についてお伺いをいたします。地域の大人が子供に無料や安価で食事を

提供する、いわゆるこども食堂は、今春以降県内でも広がりを見せています。子供の孤食を防ぐとともに、居場所としての機能も果たしております。

まず、こども食堂に対する御所見と、県としてのこれまでのかかわりについて地域福祉部長にお伺いをいたします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 本県のいわゆるこども食堂の活動状況を見ますと、厳しい環境にある子供たちが安心して過ごせる居場所になるとともに、親同士の情報交換や仲間づくりの場になるなど、地域で子供たちを見守り支え合う取り組みとなっており、ぜひ県内全域に広げてまいりたいと考えております。

これまでの県のかかわりとして、担当課がこの春以降、順次こども食堂の現場を訪問し、運営されている皆様に課題などをお伺いするとともに、こども食堂の開催を検討されている皆様にも直接お会いをしてまいりました。その中では開催場所や運営資金、人材の確保などについて御意見をいただいているところでございます。

○**4番（田中徹君）** また、全国的にこども食堂に対して運営費や備品購入費などを支援する自治体がふえてきております。また、自治体によっては開設箇所数の目標数値を設定する自治体もあります。

本県における今後の支援策やかかわりについて展望をお伺いさせていただきます。また、あわせて目標数値の設定についての御所見を地域福祉部長にお伺いいたします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 県としまして支援を行うに当たりまして、どういう支援をすれば地域の実情に応じた形で広がっていくのか、いかに持続可能なものにしていくのか、真に困っている子供たちや、その家族をいかにつなげるのかなどポイントとなる点がございまして、

そうした点を今後しっかりと検討をしております。

具体的には、個々の取り組みに対する支援や広報面での支援、さらには実施団体によるネットワークづくりに向けまして、年内にお互いの情報交換の場を設けることなどによりまして、取り組みの広がりにつなげていきたいと思っております。

目標数値でございますが、目標数値の設定につきましては、県内外のこども食堂が小学生を中心に利用されている状況を見ますと、小学生の居場所としての役割が大きいものと思っておりますので、小学校区単位に1つ以上の設置が望ましいのではないかと今は考えておりますけれども、今後県の支援策を検討する中で、市町村を初め関係機関の御意見もお聞きしながら具体化してまいりたいと考えております。

○4番（田中徹君） 先ほどは、地域福祉部長より箇所数について、小学校区単位が望ましいのではないかとというような御答弁をいただきました。

今後、このこども食堂を開設する際の一つの方法として、居場所づくりという観点から放課後子ども教室事業との連携を提案いたします。放課後子ども教室での実施について教育委員会の御所見を教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 放課後子ども教室にこども食堂の機能を持たせることとなりますと、各市町村で主体的に取り組んでいただく必要がございますので、まずは市町村教育委員会の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

なお、子ども教室での実施ということではありませんけれども、学校の現場では高知県学校給食会や地域の民生・児童委員の方々などの御協力も得て、毎月1回、希望する子供たちが楽しく朝食を食べる朝食会などの取り組みも一部で試行的に始まっております。また、学校支援

地域本部を設置する学校の中には、食育の一環として子供たち自身が手軽で栄養バランスのとれた食事をつくれるようになることも目指して、地域の方々と朝食づくりに取り組むような事例もございます。このようなことについて、市町村教育委員会のほうに情報提供もしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、厳しい環境にある子供たちを食事の面でも支えていくことは重要だと思っておりますので、地域福祉部とも十分に連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（田中徹君） 先ほど教育長から、月1回程度開催というお話もありましたけれども、やはりこの月1回というのは少し回数的には少ないというような印象もありますので、ぜひ広域的に、先ほど御答弁ありましたように小学校区単位でありますとか数をふやすことももちろんでありますけれども、開催の頻度をふやすということもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

では、最後の項でございますが、保育、教育についてお伺いをいたします。

先月末に全国学力・学習状況調査の結果が公表され、私も資料を拝見させていただきました。まず、小学校については国語、算数ともにA問題で全国平均を上回っており、算数のB問題で初めて全国平均を上回っていたということ、さらにはトータルとしては昨年に引き続き全国上位にあるという結果が見られたこと、本県の小学生に着実に学力がついているとうれしく思っているところでございます。

また、中学校においても調査の始まった平成19年度に比べると学力の伸びは上昇傾向にあり、本年度はここ数年の踊り場での足踏み状態からの脱却の兆しが見えるなど、よい動きが見られます。特に、国語ではA問題で全国平均まであ

と0.2ポイント、B問題で全国平均まであと1.3ポイントに迫る状況にまで改善しているとのことです。

私は、思考力や表現力の基盤はこの国語力にあると考えており、今後についても期待が持てるのではないかと思います。そしてまた、依然課題としてある中学校の数学の学力を向上させるための鍵は、中学校の国語の学力がなぜここまで改善したのか、そこを分析することによって明らかにされてくるのではないかと考えております。

県教育委員会は、各教科ごとに学力の結果を分析していると思いますが、中学校の国語の学力改善の要因をどのように分析されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 中学校の国語につきましては、全校体制での学力向上の取り組みが課題の改善につながっているというふうに考えております。例えば、読書活動やすぐれた作品の書き写し、あるいは決められた字数で論理的に書く活動などについて全校で取り組む学校がふえております。また、ショートコメントコンテストや学校新聞づくりコンクールなどに市町村や学校を挙げて参加をし、生徒の表現力を伸ばす学校が大幅にふえてきております。

このように、学校の教員全体が方向性を一つにして国語力の向上に取り組んできたことが成果としてあらわれてきていると、こういうふうに考えております。

さらに、教材の効果的な活用や研修の充実による効果も大きいと思います。現在、全ての学校で県教育委員会が作成いたしました国語学習シートなどを授業や家庭学習で効果的に活用して、国語の基礎、基本の力の定着を図ったり、授業改善プランやそれに伴う指導主事訪問を通して指導力の向上に取り組み、授業改善も進んできている状況でございます。

このように、教員の指導力を伸ばす研修や生徒の学習教材の充実、その土台としての学校の組織的な取り組みの3つが相まって効果が出ているものというふうに考えております。

○4番（田中徹君） ぜひこの国語の取り組みを数学にも生かしていただきたいというふうに思っております。

さて、先ほども申し上げましたが、ここ数年間足踏み状態であった中学校の学力、これについては私も危機感を持っていたところではありますが、今回の調査においてはこれを脱する兆しを見せているということ、まだまだ安心はできませんが、うれしくもあり、この改善の動きを確実なものとするようぜひとも頑張ってくださいと思います。

私の住む南国市においても、今回の全国学力・学習状況調査ではよい兆しが出ているとのこと、ある学校の校長先生にも学力向上対策についてお話をお伺いすることができました。その中学校は、学校の組織力を高めるために学年組織とともに教科組織をつくり、教員同士が授業について話し合う機会を設定してきたそうです。そして、本年度から県教育委員会の進めているチーム学校の大きな柱である教科の縦持ちの指定を受け、研究を進めていると聞いております。

そこで、県教育委員会はこの半年間、県内の9つの中学校でこの教科の縦持ちを研究してきておりますが、その手応えはどのようなものなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（田村壮児君） この9月23日には知事と教育委員会で総合教育会議を開催いたしました。その主なテーマの一つとして、縦持ちの取り組みについて検証を図ったところでございます。その中で、ミドルリーダーとなる主幹教諭を中心とした教科主任会や教科会が定期的開催され、教員が組織的に活動するようになった点や、教科会の中で教員同士が授業の方法を議

論したり、若手教員が先輩に指導を仰ぐOJTが機能し始めたということが成果として確認をされております。

一方、課題といたしましては、教科会などの会合の増加によって、教員の多忙感ですとか教科会の内容を充実させることの必要性が指摘されたものでございます。このような課題には早急に対応していかなければならないと思っております。総体的に申しますと、教員同士が連携・共同して授業力を向上させていこうとする動きが学校組織の中にあらわれてきておりまして、チーム学校の構築の大きな一歩としての手応えを感じております。今後も引き続きPDCAサイクルを回しながら検証を行い、教科会などの組織の活性化を図るとともに、縦持ちの効果などを普及することにより、縦持ちに取り組む学校をふやしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（田中徹君） 先ほど教育長に御答弁いただきました、そのとおりでございます。この教科の縦持ちを柱とするチーム学校の構築を初め、第2期教育振興基本計画で打ち出した一つ一つの取り組みのPDCAをしっかりと回していただきまして、検証を進める中で着実に成果につなげ、中学校の学力を全国レベルに持っていただくことを切にお願いするところでございます。

次に、保・幼・小の連携についてお伺いをいたします。遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から、教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目的に行ってきた保・幼・小の連携の取り組みも4年目を迎えています。本県の現状とこれまでの取り組みの成果や課題をお伺いいたします。また、課題解決に向けた今後の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） これまで保・幼・小連

携に向けまして県の補助事業を活用して取り組んだ市町村は、高知市ほか4市町でございます。対象の市町では幼児期の学びと育ちを小学校教育に円滑につなげるための接続期カリキュラムの作成、実践をベースに保育所、幼稚園などと小学校双方の教職員の情報共有ですとか、年長児と小学生との交流などにも積極的に取り組んでいるところでございます。その結果、小1プログラムの減少が見られたり、入学後の子供たちがスムーズに小学校生活になれ、授業態度にも落ちつきが見られたりするといった効果があるとの報告を受けております。

まだ接続期カリキュラムを作成していない市町村も多いため、今後地域の特性を踏まえた幾つかのパターンでモデルとなる高知県版接続期カリキュラムを示すことによりまして、全市町村で接続期カリキュラムを作成し保・幼・小の連携が効果的に実践できるように支援してまいりたいと考えております。

○4番（田中徹君） 先ほど御答弁ありました接続期カリキュラムは、来年度以降バージョンアップを予定されるということもお聞きしておりますので、今後のさらなる取り組みの充実をお願いいたします。

次に、保育、教育の質向上についてお伺いをいたします。2年目を迎える子ども・子育て支援新制度において、制度創設時には量的拡充と質の改善という言葉を使い、量的拡充とは主に待機児童の解消、質の改善とは保育士等の処遇改善や研修の充実等を指していたと認識しております。

現在は、量の拡充と質の向上という言葉が使われています。量の拡充とは、主に待機児童の解消を指していると認識しておりますが、質については改善から向上へと表現が変わってきております。

そこで、この質の向上の質とは高知県教育委

員会としてどう捉えているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 子ども・子育て支援新制度において向上を目指す保育の質には、保育士の確保や処遇の改善、さらには職員配置の改善など保育所運営に関する事、それから保育士の資質・指導力の向上を通じた教育及び保育内容の充実の2点があるというふうに捉えております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。本県では、先ごろ保育士の資質・指導力の向上に関するアンケート調査も実施され、本年度高知県の教育、保育の質向上ガイドライン、仮称ではありますが、これを策定する予定となっております。

この教育、保育の質向上ガイドラインの内容と今後の活用方法について教育長にお伺いをさせていただきます。

○教育長（田村壮児君） 現在策定中のガイドラインは、保育所、幼稚園と全体で保育士のあるべき姿を共有し、方向性を合わせて取り組むことで、組織的に保育及び教育の質の向上を図ることを目指しております。内容といたしましては、保育者に求められる資質や保育者としての基本姿勢を示すとともに、経験年数に応じた人材育成指標をもとに、個人の資質向上や組織力の向上を目指した取り組み方を示しております。策定後は保育所、幼稚園などに周知をし、各園においてはガイドラインを活用して定期的に振り返りを行い、組織全体としての保育及び教育の改善に役立てていただきたいと思いますと考えております。また、そのために指導主事やアドバイザーが各園に出向いて、活用方法についての助言を行い、支援をしてまいりたいと考えております。

○4番（田中徹君） ありがとうございます。先ほど答弁もいただきましたように、就学前の幼児教育、また保育というものにこれまで保育所

保育指針や幼稚園教育要領等がなかなか十分に活用されていなかった、経営ビジョンや指針が十分に示されていなかった、教育及び保育の大部分が保育者の独自の理解や個々の裁量や力量に委ねられる傾向にあった、そして組織的な取り組みが十分でなかったとっております。どうか先ほどの答弁にありましたように、組織的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

最後に、知事にお伺いをさせていただきます。乳幼児期は保育、教育を初め家庭や地域といった周りの環境に大きな影響を受けながら成長するため、乳幼児期の子供たちを取り巻く環境の整備は大変重要であると考えます。本年3月、教育等の振興に関する施策の大綱を策定されましたが、知・徳・体の分野の基本目標は、いずれも小学生以上の児童生徒が対象となっております。生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である乳幼児期においてどのような環境で過ごせば、教育大綱に掲げる基本目標が達成され、基本理念に掲げる学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子供たち、また郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材となるのでしょうか。

今後、高知県として乳幼児期の子供たちを取り巻く環境をどのように整備されていくのか、これまでの保育、教育に関する議論も踏まえ、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 教育大綱の中では、知・徳・体それぞれの目標については確かに小学生以上ということではありますが、他方で乳幼児期の教育、保育の充実を図っていこうということもこの教育大綱の中で一つの大きな柱として掲げているわけでありまして。こちらは大綱の中でしっかりと取り組んでいかなければならない課題だと、そのように認識し、また定めているも

のと考えています。

そういう中で、この乳幼児期の教育、保育の充実を図っていくためには、いわゆる保育園、幼稚園それぞれの取り組みをさらに応援をさせていただくような取り組みをすること、そして家庭の取り組みを応援させていただくような取り組みをすること、そしてこれらを地域と協働でやっていくということ、この3点が大きな柱として大事だろうと、そのように思っています。

この保育園、幼稚園の取り組みを応援させていただくという中において、先ほど御指摘もありました、このガイドラインなどを用いさせていただいて、特に若い保育士の皆さんとか幼稚園教諭の皆さんたちの質の向上、人材育成、こういうことにしっかり取り組んでいく、こういうことも非常に大事だろうと、そのように考えているところであります。

また、家庭に対するバックアップ、応援させていただくという意味においては、非常に保護者の皆様方の親育ちの取り組みというのが今までも有効であったと言われてはいますが、こういう取り組みをさらに充実していくようにしていかななくてはなりません。それができる幼稚園、保育園の保育士さんたちの研修会、そういうことなどもさらに充実させていければなど、そのように考えています。

ただもう一つ、この家庭という観点からいえば、教育の分野を超えて福祉の分野にもかかわることでもありますけれども、母子保健で把握させていただいた非常にリスクのあるケース、こういうものをしっかりと福祉の分野につなげていく取り組みなどもまた大事かと、そういうふうに考えています。これらの取り組みを地域の皆様と協働して行っていくように進めたいと、そのように思います。

○4番（田中徹君） どうもありがとうございます。

ちょうどの時間になりました。これで私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（梶原大介君） 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内健君の持ち時間は55分です。

11番西内健君。

○11番（西内健君） 議長よりお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

先ほどの田中議員ではございませんが、21人目となりますとなかなか質問項目もなく、少し細かいところに入り過ぎた感もありますが、随時質問させていただきたいと思います。

まずは、9月6日から16日までの間に行ってまいりました南米移住地交流訪問に関して、行程と、そして少し視察の感想を、長くなりますが述べさせていただきまして、その後に質問をさせていただきたいと思います。

高知を出発しまして約29時間かけて、まずはアルゼンチンに到着し、本県ゆかりの農家の視察を行い、農業研修で高知においてグロリオサの栽培を学んだハウスなどに行かせていただきました。アルゼンチンでは、主に花卉栽培が中心になって行われているため、景気の動向に左右されやすいといった話を聞くことができました。アルゼンチン移住の方々にはパラグアイから再移住してきたケースも多く、パラグアイでの

生活の厳しさが少しうかがえたところでありませう。

翌日にはアルゼンチン大使館を訪問しさまざまな話を伺い、アルゼンチンは天然資源が豊富なこと、農業生産力においてまだかなりの余力があること、これまでの保護主義的な政権がかわったことなどの点から、今後海外からの投資が大きく期待され、発展する可能性があると思われました。

次に訪れたのはパラグアイであります。今回の視察の大きな目的であった眞子内親王殿下も御臨席なされたパラグアイ日本人移住80周年記念祭典及び翌日開催されましたパラグアイ高知県人会創立40周年記念式典に参列しました。パラグアイでは首都アスンシオンを初めラパス、ピラポ、イグアスといった日本人入植地を訪問し、それぞれの日本人会で歓待を受けました。ピラポの日本人会館では、写真や工具類などが展示をされており、ジャングルの開墾を初めとした当時の様子が伝わってまいりました。戦後の国の政策によって始まった移住事業により、入植者は割り当てられた面積を開墾しましたが、機械類がほとんどない状況の中、人力による非効率な作業で行ったとの話です。

1960年代より機械の発達、導入により耕地面積は大きく拡大していくわけですが、それまでには失意のうちに日本に帰国したり他国に再移住された方々も多くいたとお聞きしました。その後、耕地面積も500ヘクタールを超える大農家が多くなり、また1980年代後半から小麦や大豆の国際相場が上昇したことで、2000年代初頭まで農業の最盛期を迎えることになりました。

おもしろいのは、入植当初から日本とほぼ同じ形で農業協同組合が成立をしており、営農、金融、保険、共済といった機能を有している点で、協同組合としての農協の有効性を世界的な意味において改めて確認をすることができまし

た。農業以外にも畜産・飲食業や小売業など広く日系人が活躍している姿が見られ、その中心が約15%を占める高知県からの移住者であり、現地の日本人会でも土佐弁が広く通じている様子から、高知県とのつながりを非常に感じたところでもあります。

そして、最後に訪問したのがブラジルで、レタスなどの葉菜類や果樹栽培の農家の方々を視察してまいりました。ブラジルはパラグアイと違い都市化がかなり進んでいるせいか、若者の都市部への流出が多く見られ、農業後継者不足に悩んでいるとのことで、このあたりは日本と変わらないなと感じたところでもあります。

そして、最終日にはジェトロ及びサンパウロ総領事館を訪問し、有意義な話を聞かせていただきました。

さて、これらを踏まえ質問を行わせていただきます。国際交流の意義、またジャパン・ハウスなどについては、幅広く依光県議がお聞きになりましたので、日系移住者の功績をどのように伝えているのかをお尋ねさせていただきます。

日系移住者は、パラグアイが2世から3世、そしてブラジルが2世から6世ぐらいと幅広く、それぞれに日系人としてのアイデンティティーの喪失や日本との結びつきが薄くなるといったような課題を聞かせていただきました。これまでの高知県への農業研修員の派遣などを通じてお世話になっている関係だけでなく、高知県から訪問団を受け入れ、異文化交流を行ってほしいといった声もありました。

総領事館では、アイデンティティーの喪失に関しては、ブラジル国民として生きている日系人も多くいる点から、時代の流れであるといったことも聞かされましたが、やはり日本人として誇りを持つためにも、母国である日本がすてきな国であり続けていただくことが大切であるというお話がありました。

日系人に対する評価が非常に高いことは、現地に行くことで自分が気づかされた点でありました。出国前にはこれらの情報は自分にとって余りぴんときたところではありませんでしたが、幼少のころから私たち50歳前後の世代にはこれらのことについて学ぶ機会も少なかったのではないかと思います。

南米は移民の国であり、また移民の中でも人数は少なくとも、日系人の果たしてきた役割は非常に大きく、誇るべきものであると考えます。移住された方々の中には、先ほども述べましたが、失意のうちに帰国した方々も多くいると思われませんが、それでもやはり日系人の残した偉業をもう少し伝えるべきではないかと考えております。現地の方々は、高知県とのつながりが強いと考えていますが、高知県における関心はそれに比べ相対的に低く、現状はそれぞれの思いに温度差があります。

そこで、教育長にお伺いいたします。現在の小中学校における南米への日系移民の歴史、またその中での高知県からの移民の功績をどのように伝えているのか、現状及び今後の取り組みについてお伺いします。

○教育長（田村壮児君） お話をお伺いする中で、南米に移住した本県出身の皆さんが現地で大変厳しい中頑張られて基盤を築かれ、また高い評価を得られているということについては、私も大変感銘を受けさせていただきました。そういったことにつきまして、小学校6年生の社会科では、我が国の歴史や我が国とかかわりの深い国の人々の様子を学ぶ中で、南米など海外に移住した日本人のことを取り上げております。中学校においては、地理や歴史の中で日系移民の苦勞や功績について理解を深める学習を行っております。

ただ、現在県内の公立小中学校で使用されている教科書において、高知県から移住した人物

を取り上げたものはございませんが、佐川町では小学校でブラジル移民の父とたたえられる水野龍氏について学ぶなど、地域によっては社会科や総合的な学習の時間の中で、移住先の外国で活躍した地域出身の人を我がまちゆかりの賢人、偉人として取り上げ、その功績を調べるなどの学習を行っております。

県教育委員会といたしましても、各地域の移民に関する教材を発掘するとともに、各学校が行う地域学習を一層推奨していきたいと考えております。

○11番（西内健君） やはり入植された方々というのは、苦勞された方もいらっしゃいますけれども、大きな希望、夢を持って行かれたという、そういった夢を持つということ伝えることも大事だと思いますし、また現地で厳しい環境の中、生き抜く力、こういったものがやっぱり現代社会に少し欠けているところではないかと思っております。そういったことも含めて、高知県の教育において早急に取り組んでいただきたいと思っておりますが、教育長に改めてお伺いします。

○教育長（田村壮児君） 南米に移住された方が大変厳しい条件の中で夢を諦めず、協力しながら努力を重ねてきた生きざまですとか偉業を学ぶことは、物質的な豊かさには相対的に恵まれた一方で、人生経験の面では以前より乏しくなっていると、またお話にあったように夢も小さくなっているんじゃないかと言われるような現代の子供たちにとって大変意味のあることだと考えております。

県教育委員会といたしましても、今後日系移民を含め、本県出身者の方で世界で活躍する人々について情報を収集していきたいと考えております。その中で児童生徒の学習に適切と思われる偉人や出来事について研究を進め、教科書の補助教材として取り上げるということについても早急に検討してまいりたいと考えております。

○11番（西内健君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

それでは次に、昨年4月に開設されました事業承継・人材確保センターに関して昨年2月に質問を行った経緯もありますので、質問を行いたいと思います。

事業をしっかりと次の世代につなげることと、県内外から人材確保をすること、この2つの機能をあわせ持った同センターは、高知県が取り組む産業振興計画のさらなる事業展開や拡大再生産に貢献するものであります。先日、黒岩議員の質問に対し、開設以来の実績として、事業承継に関する相談件数166件、そのうち成約に至ったものが10件、また人材確保に関する相談が285件とのことでした。

開設から1年半ほど経過をいたしました、県内事業者の方々に対してセンターの役割と存在を認知させるために、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、また今後どのような取り組みを行うのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 県内事業者の方々への周知に関しましては、センターの開設直後から県内31全ての商工会、商工会議所への訪問でありますとか金融機関の支店長会、これは140店舗あるそうでございますけれども、そちらのほうに対しまして会員あるいは顧客への周知をお願いしてまいりました。また、ホームページあるいはさまざまな広報紙、そしてテレビ、ラジオといったマスコミの活用、これも18回ほど放送させていただいております。それから、センターばかりでなく会議所などが主催されますセミナーでの周知についても合わせて62カ所ほど実施をしてまいりました。

そして、事業承継に関しましては、県内の2,762社を対象にアンケートを行いまして、企業売却やMアンドA、清算、廃業などを検討している

といった喫緊の対応が必要な事業者378社への個別訪問の呼びかけなどで周知に取り組んできたところでございます。今後もこうしたPR活動を行っていきますとともに、センターのサポートによりますマッチングの実績をさらに積み上げまして、その信頼度を高めることで認知度の向上にもつなげていきたいと考えています。

○11番（西内健君） 銀行、商工会議所等を通じて周知を図ってきたということではありますが、やはり中小企業などにとって身近な存在というのは税理士さんであったり司法書士さんであったり、そういったチャネルもぜひ後は活用していければいいんじゃないかなと考えております。

次に、事業承継が取り上げられるようになった背景には、中小企業における経営者の高齢化と、それに伴う後継者不在などから休廃業が増加してきたからであります。中小企業においては、経営者が自社株式や事業用資産の大半を保有し、強いリーダーシップを発揮して会社を経営しております。ですから、中小企業経営は経営者の個人的な信用力によるところが大きく、高い技術力やすぐれたサービスを有していても、事業承継への準備が不十分な場合、円滑に承継が行えず、廃業せざるを得ない場合があるわけでありまして。事業承継の準備に当たり、後継候補を決めている場合でも、日常業務と比較してその優先順位が低いため、対策がおくれる場合があります。また、事業承継に関する課題が多岐にわたるため、相談すべき相手がわからないことや身近にいないことなども対策がおくれている原因となっております。

同センターの開設で事業承継に対する関心が高まる中、どのような相談内容が来ているのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） これまでセンターにいただきました事業承継に関する相談166件の

うち、MアンドAに関する相談は74件、そのうち譲渡希望が39件、反対に譲り受けの希望が35件というふうになっております。

あと承継で親族内承継の相談が45件、企業内人材への承継の相談が13件、また親族を含めまして企業内に後継者が確保できないといったような理由で外部の人材、これを紹介してほしいという相談が12件というふうになっております。

○11番（西内健君） 先ほど相談内容、いろいろとあるとお伺いしました。事業承継、大きく類型化すると先ほどのように親族内承継、そして内部の人材の活用、外部招聘、またMアンドA、こういった分類がされると思います。

中小企業において世襲で承継されるケースが多いとされていますが、細かくなりますが、それぞれの事例についてお伺いしたいと思います。まず親族内承継の相談事例について商工労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 親族への承継に関しましては、その相談内容の多くが事業承継の際に留意すべき点でありますとか、具体的な手続に関するものというふうになっております。具体例で申し上げますと、事業承継に当たって役員個人からの借入金の処理に関することでもありますとか、将来的な事業承継に向けて株式の譲渡といった事前に準備すべきこと、それに関する相談といったようなものが多くなっております。

○11番（西内健君） 経営者が後継者を決定するときに重要視するのは、血縁とか親戚関係より経営能力の優秀さといったものを掲げています。親族内に後継者候補がない場合、一定規模の企業であれば社内に人材を求めるわけですが、同センターに対する企業内人材、従業員承継に関しての事例について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 企業内人材への

承継に関しては、その多くは資金調達や事業承継の手順に関するものとなっております。具体的には従業員への承継の手順、これをどうしたらいいのか、あるいは従業員への事業譲渡に当たって譲渡する金額、従業員の資金調達といったような手続に係ること、そして役員への承継の際には資金調達が難しい役員への株式の承継に関するもの、こういったものが多く見られます。

○11番（西内健君） 次に、親族、そして企業内部に後継者候補が見つからない場合は外部人材による事業承継を考えることになるわけです。外部人材に承継をさせようとする場合、経営者は大体3年間ほどの試用期間、こういったものを設けたいと考えています。企業の経営理念や経営ノウハウ、取引先を初めとするステークホルダーとの関係構築、こういったものに時間がかかると考えているわけですね。

センターへの相談でも外部人材の紹介を希望する企業もあると考えますが、事業者と外部人材のマッチングには時間を要するケースが多くなります。また、このセンターの一番の目的であります外部人材の登用による企業承継、事業承継といったものがあるわけですがけれども、外部人材の招聘についての事例について商工労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 外部人材の招聘による承継に関しましては、その内容の多くが、お話にもありましたようにやはり何年か社内で経験を積んだ後に後継者にしたいといったようなものになっております。具体的な事例で申し上げますと、後継者がいないので10年後に事業を引き継いでくれる人材を雇用して育成したいといったものや、100年以上食品製造に携わってこられた事業者の方から、技術と伝統を引き継いでくれる、そういったいわば事業者の思い、これを共有してもらえる人材を紹介してほしい

といったようなものがございました。

○11番（西内健君） この類型の最後になります
が、高知県での相談も一番多いということであ
りますが、MアンドAなどの事業譲渡でありま
す。先ほどのお話から聞くと、譲渡希望と譲り
受け希望、こういったものが多いということは、
県内企業の中でやはり事業の多角化であったり
エリアの拡大であったり、そういったもので高
知県の経済を下支えしていくということがある
んじゃないかと思いますが、このMアンドAの
事例についてもお聞かせいただきたいと思いま
す。

○商工労働部長（中澤一眞君） MアンドAの事
例で申しますと、1つに後継者がいないことか
ら事業譲渡の相談がありました老舗旅館に対し
まして、センターが地元の金融機関と連携して
引受先を探したと、その結果、地域の活性化に
大変意欲を持つ地元企業がその株式を取得して
MアンドAが完了したといったような事例がご
ざいます。もう一つ、技術力があって優良な取
引先も持っているが、後継者がいないために
廃業を考慮しておられた製造業者からの御相談に
対しまして、同時期に事業買い取りのほうの相
談があった製造業者とのマッチングを図り、こ
れが成立したといったような事例がございま
した。

○11番（西内健君） 細かく類型を分けて質問を
させていただいたわけですが、事業承継っ
て本当にいろんなパターンがあると思うん
です。

そんな中で開設から166件、その中で成約に
至ったのが10件ということですが、これ
らの事例から同センターの体制であったり、ま
た事業者側の課題であったり、見えてきた課題
といったものを商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） これまでの御相
談の中には後継者がいない、あるいは候補はい

ても決まっていなかったことであったり、
親族内で承継の意思形成がなされていないと
いったような承継に当たっての十分な準備がで
きていないために、その希望する時期での事業
承継が困難といったようなものがございま
す。また、実際に資産を移す際に資金の準備がで
きていないといったようなものも多く見られま
した。

また、MアンドAの場合には着手金、成功報
酬などの費用が必要となりますので、小規模な
事業者にとってハードルが高いというものになっ
ております。こうした事例から、事業承継全般
にわたって共通する課題としては、1つには後
継者の確保、育成を含めましていかに早い段階
から準備をしておくかということ、それから2
点目としては事業承継の際の資金調達、このあ
たりが重要な課題となる点ではないかなと思っ
ておるところでございます。

○11番（西内健君） ありがとうございます。

中小企業では一般に会社の所有と経営が分離
されていない場合が多く、個人事業は無論のこ
と、企業であっても経営者に株式や事業用資産
が集中しております。これらは現経営者が死亡
した場合、事業を引き継いだ者にとっては相続
なんかの問題やら、そういったことに起因する
経営に関する支配権といったものが脅かされる
可能性があるわけであります。そのため、先ほ
どもお話がありましたが、株式をどうやって承
継するのかとか、事業用資産を買い取るための
資金をどうするのか、そういった課題が多くあ
るわけであります。特に、企業内部の人材や外
部人材にとって、これらの株式であったり事業
用資産を買い取る資金の余裕がある場合は少な
く、また金融機関もそれに対して買収資金を融
資してくれるといった当てもないわけです。

事業承継にはそういった意味で税務、財務、
そして経営に関するアドバイザーを初め、多く

の専門家が長期間にわたってかかわることとなつてまいります。これらの事業承継に係る課題解決に対して、金融機関を初めとする各種専門家との連携や支援制度について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話しのとおり、事業承継には一定の時間を要するものでございますので、早目に御相談をしてもらいますように、先ほど申し上げましたような商工会など関係機関と連携して、事業者への周知に努めているということでございます。また、事業承継に関しましては、これもお話のとおり資金の調達方法、税対策といった専門的な知識を要するさまざまな課題を内包しておりますので、センターでは県内3つの金融機関、そしてお話にもございましたけれども、弁護士会でありますとか税理士会といった11の団体と事業承継に関する業務連携・協力の協定を締結して御協力をいただいております。

例えば、MアンドAの引受先の確保に関しましては、これはもう金融機関の御協力がなければ成り立ちませんし、承継計画の策定に当たっては、税理士の方あるいは金融機関の方の御協力をいただいているところでございます。また、事業用資産の買い取りなど事業承継の際に必要な資金につきましては、日本政策金融公庫の低利融資制度のほか、県の融資制度もございますので、これを御紹介すると。また、昨年度からMアンドAの仲介委託料などの経費に対する補助制度も県で設けておりますので、こういったものを御活用いただくというような制度を持っております。

また、マッチングが成立した後も事業承継計画の進捗状況を定期的に確認して、また新たな課題が明らかになれば、その都度改めてサポートを行う、このように対応しております。

○11番（西内健君） 先ほどセンターの周知のと

ころでも言いましたけれど、やっぱり税理士さんなんか事業承継というものの大切さとか、そういう重要性というものをなかなか理解されていないところもあると思いますし、そういった意味で各士業の先生方と連携をしっかりとってセンター運営を行っていただきたいと思っております。

次に、同センターの目的のもう一つであります人材確保についてお伺いをいたします。先日の桑名議員の質問に対する答弁の中で有効求人数、これが確実に増加しているのがよくわかりました。県内企業においては、やはり人手不足感が否めず、中核人材だけでなく多くの人材が求められています。センター以外にも人材紹介を行う取り組みがなされていますが、企業ニーズに対する人材に関する情報が同センターに一元化をされているということでもあります。

人材の発掘を行うに当たり、さまざまなチャネルを活用していると思いますが、人材に関する情報収集の取り組みについて商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） まず、県外の企業人材につきましては、東京事務所と人材確保コーディネーター、これは東京に常駐しておりますけれども、これが連携をして県やコーディネーターのネットワークを活用して企業等を訪問し、人材情報の収集を行っているところでございます。

また、県と包括協定を締結している県外企業、これも多数ございますので、こちらに対しましても、例えば退職予定人材などの情報提供の依頼を行ったりという活動を行っております。

そして、U・Iターンの希望者など高知に関心のある層に対しましては、移住施策であります高知家で暮らし隊へのメールマガジンの送付といった移住促進と連携した取り組みであるとかセンターへのフェイスブック、ホームページ

からの情報発信などによりましてセンターの取り組みの周知を行い、登録につながっているところでございます。現在316件人材の登録がござい
ます。

県内の人材に対しまして、土佐MBAの受講者や地域おこし協力隊などを対象に人材情報の収集を行っているところでございます。

○11番（西内健君） ありがとうございます。

そういった中で同センターにさまざまな人材に対する相談が寄せられていると思うんですけども、その相談内容について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） これまでいただいております人材確保に関する相談では、新たな事業展開や事業の拡大を目指すといった企業の戦略に基づいて、そのために必要な資格あるいは能力を持った人材を求められると、そういうケースがある一方で、事業の継続に当たって人材不足が深刻となっている小規模事業者、こういった方々からは、例えば営業から事務までといったような形で幅広い業務に対応できるような人材を求めるといったような案件、御相談が多くなっております。

○11番（西内健君） そして、同センターの人材確保の目的の中で中核人材というのが掲げられているわけですが、こういった中核人材の紹介事例なんかがありましたらお伺いしたいと思います。

○商工労働部長（中澤一眞君） これまでの事例で申し上げますと、一つには品質管理ができる人材を求める食品メーカーさんに対しまして、業種は異なりますけれども、化粧品メーカーでの品質管理経験のある人材を御紹介して採用に至ったというようなもの、もう一つ、人材を求める企業に対しまして、これはもう募集の仕方ということになりますけれども、企業の経営ビジョンや求める人材像をわかりやすくPRする

ように、センターからアドバイスをさせていただきまして、それで公募した結果、多数の応募があって採用につながったというような事例、それから専門的なスキルを持つ転職希望者、人材からの登録でござい
ますが、そのスキルを生かせるというふうに見込まれる県内企業に対して、これはセンターのほうから採用を持ちかけて決定に至ったといったような案件がございました。

○11番（西内健君） 先ほど答弁の中にもありましたが、やっぱり企業側がどういうものを求めるのか、自社の経営戦略の中でこういった人材が必要なのかというのがやっぱりぼんやりとしているか明確になっていないがために、専門家であったり中核人材というものととのマッチングがなかなか難しい、そういったギャップが生じているという話も聞いているわけでありまして、ギャップの解消に向けた課題解決とい
いますか、それらへの今後の取り組みについてお伺いをさせていただきたいと思
います。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話のようなギャップの解消のためには、まず1つには一番最初にマッチングの選択肢を広げるということが必要でござい
ますので、先ほど申し上げました人材情報の収集ということをしっかりやってい
かなきゃいけない、人材のストックをふやしていかなければならないということだと思
います。

また、双方のすり合わせ、マッチングを行う段階で申し上げますと、お話にありましたような企業が求める人材像、求める人材をしっかり確保するためにそのビジョン、経営戦略、これを実現するためにどういう人が必要なんだという人材像、あるいは期待する役割、あるいはそれに見合った条件、そういったものを明確に示すことが必要ではないかというふうに思
っております。そのため、センターでは専門のスタッ

フが求人のある企業を訪問して経営者の思いをお聞きしながら情報の出し方、これのブラッシュアップのお手伝いもしております。

また、今年度からはセンターにおいてもその企業のビジョンあるいは戦略に基づいて、中核人材を活用する経営手法を学ぶセミナー、戦略的人材活用セミナーも開催をしているところがございます。

○11番（西内健君） ありがとうございます。

人材確保について最後であります。先ほどお話にもありました東京に2名の人材確保コーディネーターを置いているということでもあります。やっぱり東京で働いている方々、Uターンの方は非常にそういった意味では希望される方がいると思いますけれど、なかなかIターンとか、そういう部分は難しい、心情的にもなかなかハードルが高いんじゃないかと思えます。

そういった意味でも、やはり今後関西方面へのコーディネーターの配置といったものを考えてはと思いますが、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 現在配置しております関東エリアは、関西と比べますと企業や就業者数が多い、それから本県への移住実績あるいはU・Iターン人材情報システムの求職者登録についても関東のほうがやはり多いという状況でございます。そのため、まずは東京事務所にコーディネーターを配置して、首都圏での情報収集に当たっているということでございます。

関西エリアにつきましては、比較的高知からの距離も近いということから、現在は事業承継・人材確保センターの職員が大阪事務所と連携をしながら県人会の総会などに参加するほか、移住の施策と連携をした相談会を開催するなどいたしまして、人材情報に当たっているところがございます。

今後、こうした取り組みの効果を検証しながら、PDCAを回していく中で関西方面への配置についても検討課題の一つとしてまいりたいと思っております。

○11番（西内健君） この項最後になりますが、このセンターはやはり事業承継と人材確保、この2つをあわせ持っているというのは全国でも特異なものであるし、知事の肝いりではないかと思うんです。そういったことも含め、また先ほどのMアンドAなんかの案件からいうと、経済規模が縮小する中、経済を維持していくためにも県内企業が同じ県内企業を買収しようということで、いろんな意味で多角化したりエリアを拡大して、何とか県経済の基盤を維持しようとしている。これを支えるためにもまた同センターの役割が大きくなっていくのではないかと思っております。

知事への通告を忘れたために、改めてこれまでの評価と今後に向けて、総括的に商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） センターのこれまで1年半の取り組みを通じまして、事業承継、人材確保ともに産業振興計画で設定をしております目標に向けて、おおむねこれまでのところ順調に推移しておりますので、事業者の皆様へのニーズには一定お応えできているのではないかなというふうに考えておりますけれども、相談の全体の件数からいうと、まだまだマッチングの努力を続けていかなければならないと、そのように考えています。

今後についてですけれども、これまでの活動によりまして、センターとしての経験あるいはノウハウが蓄積されつつありますことですか、県内事業者の認知度も高まりつつあるというふうに思っております。また、情報発信の方法などの面でPDCAがしっかりと回るというようなことも行われるようになってまいりましたの

で、今後もこういった仮説、検証を繰り返しながら、より効果的な手法、これを取り入れていくことで成果につなげていけるのではないかなと、あるいはつなげていきたいというふうに思っております。

○11番（西内健君） ありがとうございます。

以上でこの項を終了したいと思います。

次に、県立病院改革についてお伺いをいたします。

現在、国においては全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を目標に、地域医療構想や在宅医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの推進などに必要となるさまざまな医療制度改革を矢継ぎ早に進めています。具体的には、2025年を見据えた平成30年度に第3期の医療費適正化計画や第7次の医療計画の策定、さらにはそれに合わせた診療報酬と介護報酬の同時改定に加え、改正国民健康保険法の施行などが予定をされています。

こうした中で、県民に安定した医療サービスを提供し続けていくためには、本県の地域医療の実情にマッチした医療政策を推進するとともに、公営企業局が管理運営するあき総合病院や幡多けんみん病院といった両県立病院の経営面において、国並びに県が進める医療制度改革の動向や取り組みなども踏まえ、今後の病院事業を運営していく上での方向性を明確にしておく必要があると考えます。

公営企業局長に、両県立病院において今後の高齢化の進展等を踏まえた将来的な医療費の動向をどのように捉えているのか、伺います。

○公営企業局長（井奥和男君） 粗い試算にはなりますが、年齢階層別の国民1人当たり医療費に一定の伸び率を加味した上で、地域別の将来推計人口を乗じる手法によって医療費を推計いたしますと、全国ベースでは今後とも首都圏などを中心として高齢者人口が大きく増加するこ

とに伴い、医療費は急増いたします。他方、本県では高齢者人口が2020年にピークを迎えることもあり、2030年には医療費のピークを迎えることとなりますが、高齢化の進んだ安芸保健医療圏における医療費は2020年に、幡多保健医療圏につきましては2025年にそれぞれのピークを迎えた後、緩やかに減少していくという試算結果になっております。

このため、県立病院といたしましても、こうした今後の医療費の動向を念頭に置いた上で、収益の安定確保に向けた経営戦略を立案し、経営の健全化に向け取り組んでいく必要があるものと考えております。

○11番（西内健君） 次に、公営企業局が管理運営する両県立病院については、高齢化とあわせて独居化が進む中で、地域住民の皆様が安心して住み続けるための急性期医療を支えるための病院として、救急医療への対応などといった面で大変重要な役割を担っています。

両県立病院の高齢者を中心とする救急搬送の現状及び今後の対応について公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 平成27年の両県立病院における救急搬送への対応状況につきましては、救急車による搬送受け入れ件数についてはそれぞれの保健医療圏に所在する消防本部の救急車による搬送件数の半数以上を両病院とも受け入れておりますし、中でも65歳以上の高齢者に係る受け入れ件数につきましては、年度ベースにはなりますが、あき総合病院では全体の73%、幡多けんみん病院では67%を占めるなど、こちらのほうも増加をしております。

こうした中、国は在宅重視に向けた病床機能の再編などを初めとする制度改革を進めておりますので、県立病院といたしましても地域住民の皆様が安心して在宅生活を送ることができまよう地域の医療機関との連携体制の強化を図

りますとともに、急性期病院としての救急医療機能のさらなる充実強化に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○11番（西内健君） 次に、公立病院は地域における基幹的な医療機関として地域医療の安定確保のために重要な役割を果たしておりますが、一方で経営状況の悪化や医師不足等のため、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっているところも数多くあります。

平成19年12月には公立病院改革ガイドライン、いわゆる旧ガイドラインが策定され、それぞれの地方公共団体において旧ガイドラインを踏まえた病院経営の健全化に向けた取り組みが進められてきたと聞いております。

旧ガイドラインに基づき策定された平成28年度が最終年度となる高知県立病院第5期経営健全化計画の進捗状況について公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 平成28年度までの3年間を対象期間といたしました第5期の経営健全化計画では、地域が必要とする医療の安定かつ継続的な提供並びに病院事業全体での早期の経常黒字化を目標として掲げ、取り組みを進めてまいりました。中でも重点項目として取り組んでまいりました医療機能の充実及び医師を初めとする医療スタッフの確保の面では、高知大学医学部からのバックアップもあり、今年度の4月時点においてあき総合病院では33名、幡多けんみん病院では51名の常勤医師の配置が可能となるなど、医療の質的向上が着実に図られてまいりました。

具体的には、あき総合病院の急性期入院医療を対象とするDPC病院への移行や、幡多けんみん病院の地域がん診療連携拠点病院としての指定の更新などにより、両病院の診療機能が充実をいたしております。その結果、医業収益が改善したことに加え、公営企業会計基準の見直

しなどもございまして、平成26年度からは病院事業全体での経常収支の黒字化を達成いたしております。第5期計画の最終年度となります今年度につきましても、経常収支の黒字はもちろんのこと、残された課題に係る目標の達成に向け取り組みを強化してまいります。

○11番（西内健君） そうした中、全国的には依然として医師不足などの厳しい状況が続くなど、持続可能な経営を確保し切れていない公立病院が数多く、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することも見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制を構築するためには、これまで以上に積極的な取り組みを進めていくことが肝要であります。

このため、昨年3月にはこれまでの取り組みの成果なども踏まえ、改革を継続し、地域における良質な医療を安定確保していくための新公立病院改革ガイドラインが公表されています。新しいガイドラインでは、これまでの3つの視点に加え、新たに地域医療構想を踏まえた役割の明確化といった視点に立って改革を進めることが明記され、関係する地方公共団体においては、こうした視点に沿って新しい改革プラン、経営戦略を策定することとされています。

現在、公営企業局においても新ガイドラインに基づき、高知県立病院第6期経営健全化計画の策定に向けた作業が進められているところだと思いますが、計画策定の際における新ガイドラインに基づき、新たに加わった地域医療構想を踏まえた役割の明確化に向けた取り組みについて、公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 新公立病院改革ガイドラインにおいて、公立病院には地域医療構想を踏まえ、その果たすべき役割を明確にすることが求められております。このため、第6期の経営健全化計画におきましては、まずは県立病院がこれまで担ってまいりました地域の急

性期医療を担う中核病院としての医療機能のさらなる充実強化を図ってまいります。

あわせて、これまで公的な医療機関としてその役割を果たしてまいりました災害や救急、周産期医療などといったいわゆる不採算、特殊部門の医療にとどまらず、今後は民間の医療機関の立地が困難となった地域の医療を支えるネットワークづくりなどにも健康政策部とも連携の上、取り組んでまいりたいと考えております。

県立病院といたしましては、こうした取り組みなどを通じまして、県民の皆様が地域地域で安心して住み続けられる地域の医療提供体制の整備といった面で、その役割をしっかりと果たしてまいります。

○11番（西内健君） また、一方で地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、経営の効率化といった視点が避けては通れないものであり、医療サービスの質の向上による収入の安定確保はもちろんのこと、医薬品費や医療材料費等に係る経費の節減策などにも積極的に取り組むことが重要であると考えます。このため、新ガイドラインにおいては全国の公立病院、民間病院等の情報も参考にしつつ、新しい改革プランの対象期間末における経営指標に関する数値目標を設定することとされています。収益面におきましては、経常収支比率の改善といった収入の安定確保につながる数値目標の設定を行うことと聞いております。これらは先ほど質問しました医療動向で、ある程度予測を立てていくものと思われまます。

次に、経費の削減につながる目標としましては、材料費、薬品費、委託費、減価償却費などの対医業収益比率や、後発医薬品の使用割合などといった経費の削減につながる数値目標を定めることとなると思われまます。棚卸資産の効率的な在庫管理に努めるなど、収益アップやサービスの質の向上につながる取り組みを強化する

ことが重要だと考えますが、そこで経費削減に向けた数値目標の設定と、その達成に向けた取り組みについて公営企業局長にお聞きします。

○公営企業局長（井奥和男君） 第6期の経営健全化計画で予定しております平成29年度から32年度までの間には、2回の診療報酬改定と消費税増税が予定されており、収入の安定確保はもちろんのこと、経費の無駄の削減に努め、サービスの質の向上につなげていくといった視点からの取り組みが重要だと考えております。

このため、計画期間中におきましては、経営の健全性を示す経常収支比率や医業収支比率の改善などにつながるような、経費の無駄の削減に向けた数値目標の設定が必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、こうした取り組みを進めていく中では、経費の削減効果を、新たな投資を通じてサービスの質の向上につなげていくといった視点が重要ですので、こうした目的意識を職員間でしっかりと共有した上で、PDCAサイクルを回しながら取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○11番（西内健君） 経費削減の項ですけれども、近年では医療材料の高価格化や、ジェネリック医薬品などによる薬剤の種類の増加、こういったことからこれらの在庫管理をどのように行うのか、民間病院などではそういったことが重要であると考えられていますが、材料や医薬品の管理を委託業者に任せるのか、もしくは病院内で行うのか、その選択も重要になってきております。

在庫管理に関して現状委託で行っているのか、また委託でない場合は棚卸しなどはどのぐらいの頻度でどのような体制で行っているのか、公営企業局長に伺います。

○公営企業局長（井奥和男君） 病院事業において在庫管理の対象となります物品のうち、診療

材料につきましては在庫管理を民間事業に委託しており、棚卸しにつきましては年2回、半期ごとに病院職員の立ち会いのもとでの実施をいたしております。

他方、医薬品につきましては、あき総合病院における薬品倉庫に搬入された医薬品の整理業務などを除いて、両病院とも薬剤師が直接在庫管理を行う体制といたしております。その際、棚卸しにつきましては、病院事業に係る財務規定に基づき、年度末及び必要があると認めた際に現物検査を実施することといたしております。

議員のお話にもありますように、在庫の縮小をコストの低減につなげ、あわせて数量業務の効率化を図るという観点からは、業務委託の可能性や、そのあり方の検討なども含めまして、適切な在庫管理の体制となるよう、今後とも改善などに努めていく必要があるものと考えております。

○11番（西内健君） 利益を図るためには、やはり医業の質、要するに在庫というものははっきりさせないとだめな部分がありまして、一般の企業で言えば経営の売り上げから売上原価を引くわけですけれども、売上原価というのは期首の在庫に期中の仕入れを合わせて期末の在庫を引くということで、棚卸しというものが非常に重要になるわけですね。薬品もやはり陳腐化したり、いろんな意味で廃棄処分しなければいけないといった中で、売上原価というものをやっぱりしっかり確定させること、それがコスト意識につながっていくと思います。ただ、一方でこれマンパワーもかかる場所でもありますので、効率的な管理といったことをお願いしたいと思います。

次に、病院は高額な医療機器から少額の備品に至るまで、さまざまな減価償却の対象となる資産を保有していますが、固定資産の管理に関して、管理台帳の整備を含めどのような管理を

しているのか、公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 県立病院では多額の固定資産を保有しており、その事務処理につきましては管理面を含め非常に重要だとの認識をいたしております。

固定資産の管理事務につきましては、病院職員が備えられた固定資産台帳に基づき担うこととなりますが、公営企業局では適正な管理を期するため、高知県立病院機械備品管理マニュアルを整備の上、当管理マニュアルに基づき適切な管理に努めているところです。具体的には、納品された際に、1品ごとに固定資産台帳を作成し、管理するためのシールを個々の備品に添付した上で、各部署において責任者を決め管理する体制といたしております。その際には、必要に応じて現品確認を実施いたしますとともに、管理部署の変更や不要となりました機械、備品等につきましては、速やかな移動や除却などといった事務処理に努めているところでございます。

○11番（西内健君） お話をお伺いして、しっかりと管理をされているというところで安心しております。

この項最後になりますが、公立病院が地域の医療提供体制の中での適切な役割を果たし、良質な医療の提供を継続していくためには、一般会計からの所定の繰り出しが行われれば経常黒字となる水準を維持していく必要があります。このため、第6期の経営健全化計画においても、公立病院が担っている不採算医療等を提供する役割を確保しつつ、対象期間中において経常黒字化するという目標を明記するべきだと考えますし、仮にそれが困難な場合には、その道筋を明らかにしておく必要があるものと考えます。

また、その際における各年度の収支計画については、診療報酬の改定等といった経営環境の変化により影響を受けるため、新しい改革プラ

ンの策定後においても必要な見直しを行うことが欠かせないものと考えています。

そこで、第6期の経営健全化計画の対象期間中における収支計画策定に向けた基本的な考え方とその進捗管理について、公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（井奥和男君） 第6期の経営健全化計画では、第5期に掲げた病院事業全体での経常黒字といった経営目標からワンランクアップを図り、あき総合、幡多けんみん両県立病院のそれぞれの経常黒字を念頭に置いて、収支計画の策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

計画期間中には、議員のお話にもありましたように、医療費抑制に向けた診療報酬の改定を初めとするさまざまな制度改正に加えて、病院経営上の圧迫要因ともなります消費税増税なども予定されており、両県立病院にとりましてはこれまで以上に厳しい経営環境となることが予想されます。このため、医療ニーズの動向や国の制度改正などが病院経営に与える影響なども十分に見きわめた上で、収支計画の策定に向けた作業を進めていく必要があるものと考えております。

あわせて、収支計画の策定後の計画期間中におきましても、毎月の経営状況の分析などを通じまして、経営環境の変化の把握に努め、計画の期間中であっても必要に応じた収支計画の見直し作業に取り組んでまいります。

○11番（西内健君） ありがとうございます。今回は県立病院改革についてお伺いをさせていただきましたが、本来は地域医療構想にかかわる部分であり、これは健康政策部長にお伺いしなければいけないところではありますが、また12月の議会でじっくりとお伺いさせていただきたいと思います。

最後に、水産振興政策に関してお伺いをさせ

ていただきます。

まずは、遊漁船業等の振興に関してお伺いします。今議会の補正予算で提案されていますが、近年の沿岸漁業における高齢化や若者の流出に加え、漁獲量の減少、燃油の高騰などから地域経済が低下している状況であり、これに歯どめをかけるために、遊漁や体験漁業を核とした事業を行い、交流人口の拡大による漁村の活性化を図り、地域クラスターの形成を目指しています。

今回の戦略として、ターゲットとしている女性やファミリー層の掘り起こしを図るとしていますが、ハード面においては漁船や沿岸施設などのハード整備を、ソフト面でも接客マナーの向上などを行う必要があると思います。遊漁船業等の事業に係るハード・ソフト面での対策について水産振興部長にお伺いします。

○水産振興部長（谷脇明君） ハード面では、船のトイレや手すりなど安全性の向上に資する設備、また船のエンジンや釣りいかだなどサービス機能の強化に資する設備の設置を支援するものです。また、ソフト面ではサービス業としてのノウハウ等を習得する研修会の開催や、意欲ある遊漁船業者に対する遊漁に専門的な知識を有するアドバイザーの濃密指導、また情報発信や釣り大会などイベントの開催などを支援するものでございます。

○11番（西内健君） そんな中、遊漁船業で先進地域である瀬戸内海では、例えば1日8人乗船して、1人当たり1万円の乗船料で、5月から8月には稼働率が月に20日から25日といった遊漁船業もあると聞いております。レジャーとしての潜在ニーズが高く、また環境としては遜色のない高知県へどのように誘客を行うのが重要であると考えますが、ターゲットに対する働きかけについて水産振興部長にお伺いします。

○水産振興部長（谷脇明君） ターゲットとして

いる女性やファミリー層に対しては、安全はもとより初心者や子供でも気軽に楽しめる海洋レジャー環境を整え、PRすることが必要だと考えております。具体的には清潔なトイレやレンタル釣り具の整備、また初心者にもわかりやすい釣り方などのアドバイス、あるいは特に夏場、日焼けや熱中症などのきめ細やかな対策、また周辺での食事や観光物産店などでの買い物など、一日を満喫し思い出に残る体験の提供が重要だと考えています。その上でさまざまなメディアの活用、マスコミの方々の御協力も得て、瀬戸内に負けない誘客につなげていきたいと考えております。

○11番（西内健君） 通告いたしました質問を全てすることができませんでしたが、大体時間が来てまいりましたので、これで私の一切の質問を終了します。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、西内健君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時55分休憩



午後4時再開

○議長（武石利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

今城誠司君の持ち時間は50分です。

2番今城誠司君。

○2番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛・大月・三原選挙区選出の今城誠司でございます。昨年の12月定例会で初めての一般質問に登壇をさせていただきました。今回も初めての一問一答ということで、また極度の緊張をしております。どうかよろしくお願い申し上げます。一括質問

が8名、一問一答が14名、今定例会22人目、最後の質問となりました。これまでに議論をされた質問もありまして、項目が少なくなっております。時間いっぱいにかからないと思いますので、おつき合いをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。初めに、県西部の治水対策についてであります。

先月、高知県沖を通過いたしました強い台風16号の影響によりまして、県西部では20日未明から朝にかけての激しい降雨による河川の氾濫や内水により、広範囲に浸水被害が発生をいたしました。中でも中筋川支川山田川では堤防を越水し非常に危険な状態となり、内水が一気に上昇し被害が拡大をいたしました。今回の中筋川の本流においても、過去に計画高水位を超過し堤防を越水した、昭和47年7月の台風9号における戦後最大の浸水被害に匹敵する水位であったと言われております。

渡川水系の治水事業については、昭和4年より直轄河川改修事業に着手し、昭和58年には中筋川ダムの建設に着手、平成10年度に完成し、平成11年4月から運用を開始しております。

これまで中筋川の治水対策として河川改修、ダムの建設、排水機場の整備等に取り組んでいただいておりますが、今回の台風16号における中筋川の治水対策の整備効果についてどのような評価をされているのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 先月の台風16号では、中筋川ダム上流域におきまして9月18日22時から20日10時にかけて累計で約425ミリ、時間最大で85ミリの降雨がございました。中筋川では、基準地点であります磯ノ川におきまして計画高水位を超過し、最高水位は戦後第2位を記録いたしております。これは現況堤防高まであと75センチに迫るものでございました。仮に、中筋川ダムがなかった場合は、堤防を約50セン

ち越水していたと推定されることから、先ほどの75センチプラス50センチで、合計約125センチの水位を低減できたということになり、越水による堤防決壊を回避する整備効果があったと評価しております。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。
今回の洪水についても、中筋川本流における越水の一步手前までの水位ということで、堤防決壊という最悪の事態を中筋川ダムの洪水調節により回避できたわけでありましたが、現在建設中の横瀬川ダムが完成したと仮定した場合の治水効果の試算について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 現在建設中の横瀬川ダムが完成したと仮定した場合、さきに御説明申し上げました125センチに加え、さらに約60センチの水位低減効果が期待でき、堤防の安全性が確保されます計画高水位以下にすることができると聞いております。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。
横瀬川ダムの完成による洪水調節により、やっと中筋川の本流における堤防の安全性が確保される計画高水位以下に低減できるとされております。

この横瀬川ダムの効果につきましては、平成19年から平成23年までこの県議会の議場でもたくさんの議論がなされているわけでありましたが、中筋川は河床勾配が緩く、横瀬川ダムの建設が最も効果的な治水対策であります。平成21年の政権交代において、ダム事業の検証により約4年のおくれが生じております。この政権交代がなければ、もう既に昨年度完成している予定であり、今回の出水にも洪水調節機能が十分発揮できる状態でありました。

この横瀬川ダムは、今年度いよいよ本体工事の着工の運びとなりました。流域住民は一日も早い横瀬川ダムの完成、運用開始を期待してお

りますが、今後の横瀬川ダム事業の残工程と建設促進についてどのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 横瀬川ダム建設工事におきましては、本年6月にダム本体工事を契約いたしまして、来る11月13日、現地で起工式を行う運びとなっております。今年度末の基礎掘削の完了を目指していると聞いております。今後はダム本体のコンクリート工事、管理設備工事、試験湛水などを経て平成32年4月からの運用開始に向け、おくれのないよう着実に事業を進めていくと聞いております。県といたしましては、事業計画に基づき、横瀬川ダム事業を着実に進めていただけるよう、関連します四万十市や宿毛市と連携し、完成後のストック効果もアピールしながら、国に対して政策提言を行ってまいります。

○2番（今城誠司君） 事業の検証、土地収用とさまざまなハードルのあったダム事業でございます。一日も早いダム事業完成について御尽力をお願いしたいと思います。

次に、渡川水系整備計画についてであります。四万十川を中心に、その支川を含めた水系全体の整備計画であります。平成21年に渡川水系河川整備方針が決定をされ、長期的な河川整備の最終目標が設定され、昨年2月には渡川水系河川整備計画が策定をされました。国、県の管理区間の河川整備目標流量を設定し、河川整備が計画をされており、その対象期間はおおむね30年間とされております。時間と予算の伴う大変大きな事業となっております。目標流量を安全に流下させるために、治水事業の計画的な実施により浸水被害の防止を図るとされており、県管理区間においても流下断面の不足する未整備箇所が、支川も含めて数多く存在をしております。

全ての流下断面の不足箇所解消は、予算の都

合もあり長い時間かかることは理解できますが、豪雨のたびに冠水被害を受ける地域の基幹となる幹線国道の区間の下流にもこの流下断面の不足した区間があります。速やかな着手が望まれております。

この渡川水系整備計画について現在どのような計画をされて取り組んでおられるのか、今後どのように整備をしていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 河川整備におきましては、過去に大きな浸水被害が発生したり浸水が頻発したりする河川を優先して実施しております。渡川水系の中筋川支川では、現在ヤイト川の整備を進めているところでございます。さきの台風16号で中筋川支川の芳奈川においては家屋や国道56号が浸水いたしました。芳奈川のように、整備計画に位置づけられておりますがまだ整備に着手していない河川も多くございます。

先ほど、中筋川ではさきの台風16号の豪雨に対して、横瀬川ダムの完成により約60センチの水位低減効果が期待できるとお答えしたところでございますけれども、横瀬川ダムの完成に加えて中筋川支川の河川改修を行うことで、流域ではより大きな治水効果が期待できます。このようなことから、県では流域で暮らす皆様の安全と安心を確保するために、ヤイト川に引き続き他の支川の整備にも順次着手してまいります。

○2番（今城誠司君） 集中豪雨の激甚化、頻発化、台風の大型化などによりまして、連続して災害が発生している状態であります。厳しい予算とは思いますが、渡川水系河川整備計画を計画的かつ迅速に実施していただくことを要請しておきたいと思っております。

以上で治水対策は終わりました、次の質問項目、道路整備についてに入らせていただきます。

市町村からの道路整備に関する要望は多く、

道路はストック効果と大規模災害発生時の命の道として必要不可欠な社会資本であります。中でも四国8の字ネットワークの整備促進については、知事におかれましては全国高速道路建設協議会の会長にも就任をされ、県政の重要課題として整備促進に積極的に取り組んでいただいております。

その成果といたしまして、先月8日には四国横断自動車道、佐賀一四万十間が新規事業化に必要な都市計画決定に向けて新たな段階に入ることができました。また、同じく先月30日には宿毛一内海間についても、社会資本整備審議会道路分科会四国地方小委員会が開催をされ、念願の計画段階評価の審議に入ることができました。幡多地域の住民にとって長年の夢である高速道路の延伸が事業化に向けて大きく前進をいたしました。大変喜ばしく、知事を初め関係者の御尽力に感謝する次第であります。

この事業化されている区間の整備促進、早期新規事業化、早期の計画段階評価の完了に向けて今後さらにどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 四国8の字ネットワークの整備促進につきましては、経済効果という観点からも、また防災・減災の観点からも極めて重要な県政課題であると、そのように考えております。事業中区间であります中村宿毛道路や片坂バイパスなどにつきましては、国において既に整備を進めていただいておりますけれども、県といたしましても必要な地方負担分、さらには周辺整備事業など必要となる予算、これを優先的に確保するなどいたしまして着実な事業推進に協力をしていかなければならないと、そのように考えております。

計画段階評価の完了いたしました佐賀一四万十間でありますけれども、こちらは御指摘もありましたように、先月8日に新規事業採択に必

要な都市計画決定に着手するための図書が国から提出をされたわけであります。これは非常に大きな一歩だと、そのように考えております。今後は地元説明会や公聴会などを通じて皆様の御意見を伺いながら、都市計画決定に向けて必要な手続をしっかりと進めていかなければならんと、そのように考えています。

また、先月30日に計画段階評価に着手をしました宿毛一内海間についてであります。今後国による住民へのアンケート調査や関係自治体などへのヒアリング調査が実施をされる予定となっております。県としましては、このヒアリング調査におきまして、当区間が県民の皆様の望む道路となりますように地域の課題や高規格道路の必要性などを国にしっかりと説明していきたいと、そのように考えております。

この8の字ネットワークの早期整備促進を図ってまいりますためにも、この高速道路の必要性、もっと言えばミッシングリンク解消の必要性ということについて全国的な理解が得られるようにしていかなければならないと、そのように考えているところでございます。全国高速道路建設協議会の会長といたしまして、その必要性、意義について各方面に広く訴えてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

先月もこの全国高速道路建設協議会の全国の会を開催いたしました。その後、財務大臣を初め関係者の皆様方にお訴えをさせていただいてまいりました。さきの熊本地震を見ましても、仮に予定をされておりますネットワークが全て完成をしておりますと、一部寸断された区間、これがあつたとしてもリダンダンシーが全体としては発揮をされ、熊本の復旧・復興により早く着手できたであろうということが言われているところでございます。やはりミッシングリンクの解消ということは極めて大事だということ

が、さきの地震でもわかりました。

やはり防災・減災上の役割は大きい。さらに言えば経済効果という観点からも、本県におきましても6時間圏域というものがあるわけでありますけれども、今土佐清水から神戸あたりまでがちょうど高速道路で6時間で結ばれる圏域になってきているわけであります。やはり商圏が広がってきて、そういうことを通じて、例えば神戸に土佐清水の居酒屋ができたりとか、そういう効果なども出てきています。ミッシングリンクが解消され、四国8の字ネットワークができますと大阪まで商圏に入ることになる、その経済効果は非常に大きいものがあると考えられます。各地においてそういう例があるわけでありますから、こういうことをしっかりと訴えていきながら全国的な理解の涵養に努めていきたい、それを通じて四国8の字ネットワークの整備促進につなげてまいりたいと、そのように考えております。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。早期整備に向けて今後ともよろしく願いいたします。

次に、用地買収において所有者の所在の把握が難しい土地への対応についての質問に入りたいと思います。今年度、私は産業振興土木委員会に所属をさせていただきました。委員会の出先機関等調査事項において、市町村から道路整備要望が数多く出されております。各要望について、担当課においてその整備促進に前向きに取り組んでいただいております。しかしながら、用地取得の課題において、所有者不明の共有地があり権利者の確認調査等を行い課題の整理が必要とされた工区、地図混乱や境界未確定により用地買収が可能なルートが設定できないとして道路整備を断念している工区の存在があります。原因は、相続に伴う登記手続が数代にわたりになされていない土地で特定できたとしても相

続人多数となっている土地や、山林などで存在する記名共有地でほとんどにおいて相続手続が未処理の土地は珍しくなく、全ての所有者及び法定相続人に連絡をとり事業への協力をお願いすることは事実上困難であり、その用地での事業化は断念するというのが実情であります。

所有者の所在の把握が難しい土地は公共事業の場面のみならず、農地の集約化、森林の適正管理を初め多くの都道府県、市町村等で直面する喫緊の課題となっております。今後このような土地は人口減少や高齢化の進行、単身世帯の増加、地方から都会への人口移動に伴う不在者の増加などにより、過疎地域を中心にさらに増加していくことが予想されております。

このような中、国土交通省では今年の3月に、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインを策定され、地方自治体に対して具体的事案による対応の進展に資する実践的な方策が提示をされております。

この所有者の所在の把握が難しい土地の迅速な解決に向けてどのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 所有者の把握が難しい土地への対応につきましては、事業を進める上で重要な課題であると認識をしております。しかしながら、憲法第29条で個人の財産権が保障されており、解決までに多くの手続や時間を要するといった課題もございます。実際には、不在者財産管理制度により簡易裁判所に選任された管理人と土地の売買契約を結ぶなど、さまざまな制度を活用しながら地道に取り組んでいるところでございます。お話のありましたガイドラインも参考にしながら、より迅速な用地の取得ができるよう今後も取り組んでまいります。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。市町村からは毎年同じ箇所の要望が出されております。用地買収を進めることのできる方法の

検討、国への提言など、事業推進の要望に少しでも応えられるよう取り組みを今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。用地職員の育成についてであります。産業振興土木委員会の出先等調査において、各土木事務所の職員の事務分担を調査する機会がありました。各土木事務所の用地課の職員構成を見てみますと、50代の職員と20代の若い職員の構成で、30代、40代の職員はほとんどいない状態となっております。公共事業を計画どおりに実施するためには用地の確保が必須であります。円滑な用地取得に向けて、土地に関する幅広い知識と交渉力が物を言いますが、交渉力は実践経験により培われます。事業規模の縮小による職員の減少とベテラン職員が退職を迎える時期が迫っており、用地取得体制の整備が喫緊の課題とも言えます。

今後、円滑な用地取得体制の整備についてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 現在の土木事務所の用地担当職員の年齢構成につきましては、用地交渉に必要な知識や経験のスムーズな継承に支障になるのではないかと危惧する面もございます。対応策といたしましては、一般的な用地職員研修に加えて、補償金算定のための単価表の見方など、業務に必要な研修を毎年行っているところでございます。

また、用地業務におきましては、何よりも実地で学ぶこと、現地で経験を積むことが重要でございます。そのため豊富な用地の経験と知識を持つ職員が経験の少ない職員とチームを組んで業務を進めていく中において、OJT——オン・ザ・ジョブ・トレーニングでの指導や助言を通じて専門知識や交渉スキルを高め、今後とも用地職員の技術の向上に取り組んでまいります。

○2番（今城誠司君） 用地の確保は公共事業の一丁目一番地ですので、計画的に次の世代を育てるような人事で、そのノウハウの維持をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。大きな項目の3番目、南海トラフ地震対策についてに入ります。

初めに、防災・減災対策を推進するための財源確保についてであります。南海トラフの地震が発生した場合の被害を最小限にとどめるための防災・減災事業に必要な財源確保については、知事において県政の最重要課題として、全国知事会や関係県との連携において、国に対して積極的に政策提言に取り組んでいただいております。

全国防災事業の目的を継承する新たな財政支援制度の創設、緊急防災・減災事業債と同等の支援措置の継続について、平成29年度予算編成に向けての現在の国の動向について知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 防災・減災対策を推進するための財源の確保、これは今年度の予算編成におきまして極めて重要な課題だと、そのように考えております。

平成27年度に全国防災事業が終了いたしました。そして、緊急防災・減災事業債につきましては、平成28年度に終了する予定でございます。両方とも終了するということになりますと、27年度から平成29年度にかけて約1兆円相当の財源が失われるということになります。これは、防災・減災対策が急減速をするという可能性を秘めているものでございまして、この点につきまして大変危機感を持って、全国知事会の関係者にも訴えかけ、またさらには9県知事会議におきましてともに訴えて、関係各省に対して政策提言を重ねてまいったところでございます。

そういう中におきまして、まずこの緊急防災・減災事業債につきましては、総務省において来

年度以降も延長する前提で検討を行うということとございまして、まだ年末にかけまして油断はできませんけれども、ぜひとも実現していただきますように今後も働きかけをしっかりと行ってまいりたいと、そのように考えております。

全国防災事業を継承する事業ということにつきましては、まさに継承する事業という形での概算要求は行われていないわけでありまして、他方でこの概算要求基準の中において国土強靱化や防災・減災を趣旨の一つとします新しい日本のための優先課題推進枠、こちらが設けられたところとございまして。この中において公共事業全体の中で防災関連事業の予算額が大きく確保されるように、これからも政策提言を重ねていかなければならないと、そのように考えております。

防災・減災のための取り組みを進めていく中におきまして、やはり災害が起こった前後を比べてみますと、災害が起こる前にしっかり備えておいたほうが、災害の後に応急復旧のための膨大な取り組みを進めていくということに比べても、はるかにトータルとしての財政負担は少なく済むということが、いろいろな事業でわかっているところとございまして。南海トラフ巨大地震などというような超巨大災害の場合は、その点が特に顕著ということになるんだろうと思われまして。あらかじめ備え、それによって人命も守り、財政負担もトータルとして減らしていく、そういう観点が大事だと、そのように考えておりますので、引き続きそういう点もしっかり訴えていながら、平成28、29年度以降についての防災・減災のための財源確保ということに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。先日、総務部より今後の財政収支が報告をされました。南海トラフ地震対策に2012年までの7

カ年で2,105億円を試算されております。事業の進捗を図るためにも、今後も有利な財源の確保をよろしく願いをいたします。

次に、海岸・河川堤防の地震・津波対策の設計津波水位についてであります。東日本大震災を教訓に、平成23年に内閣府より新たな津波対策の考え方が通知をされました。比較的発生頻度の高い津波、L1クラスに対しては、海岸保全施設を整備することによって津波の浸入を防ぐ防災を目指すとしております。平成25年には高知県地震・津波防災技術検討委員会において県下全域の設計津波水位が設定をされております。この高さを基準に液状化沈下量、地殻変動量を考慮して、沈下後にも設計津波水位を上回る堤防高を津波防御の高さとしております。県東部においては、これまでの高潮対策によりまして、現況の防潮堤が高く、設計津波水位に対しても堤防高の不足した防潮堤は少ない状態ではありますが、県西部についてはそのほとんどが設計津波高に対して高さの不足した状態となっております。

県が管理する海岸の延長は200キロあり、そのうち145キロでL1に対して高さが不足していると言われております。津波防護での整備高については、このL1の水位を基本とし、さまざまな地域条件を考慮し、住民の意見を聞きながら実際の整備高を設定することとされております。

この津波防御の高さについて現在取り組まれている各工区でどのように設定をされているのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 海岸堤防の高さにつきましては、議員の御指摘のとおり比較的発生頻度の高い津波、いわゆるレベル1津波の高さで整備することを基本としております。国直轄事業の高知海岸や県事業の高知前浜海岸などでは、レベル1津波の高さで設計し、整備しております。一律にこのレベル1津波の高さで整

備すると、地域によっては堤防を高くかさ上げすることによって海が見えなくなるですとか日が当たらなくなるなど、生活環境や漁業活動などに大きな支障があるとの地元住民の方々からの意見も聞いております。そのような地域におきましては、地元住民の方々の意見をお聞きしながら、長期浸水の解消や避難時間を稼ぐことができるなど、一定の効果が期待できる高さを設定していく方針としております。

また、河川堤防の高さについても住民の方々の意見を聞きながら、海岸堤防との調整を図ってまいります。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。

県西部において、宿毛、須崎、土佐清水は現況の防潮堤が低く、設計津波水位で計画しますと現実的でなくなります。その整備計画については住民意見に配慮をして、堤防高、防潮位置について十分に具体的な協議の時間が必要であります。次の質問、海岸・河川堤防の整備計画への住民意見の反映についてに入らせていただきます。

昨年度より宿毛市においては、河川・海岸堤防の地震・津波対策について住民説明会が市内各地で開催されております。宿毛市において県の整備方針として、津波に対して国の整備目標である設計津波水位までの整備は現実的でなく、L1、L2とも住民避難を基本とするとされ、防潮堤を耐震化の上、広域地盤沈降を考慮しても平均満潮位より50センチ程度の余裕高とした防潮堤として、長期浸水対策の排水に必要な最低限の高さの整備を提示し説明をされております。

住民にとって守ってもらいたい高さとは通常生活する上で支障となる高さもあり、住民の意見もさまざまであります。防潮堤の整備高については東北地方でも課題となっており、住民との合意形成は大きな課題でもあります。

今年度、どのようにこの説明会を継続して開催し、この住民説明会での意見を今後の整備計画にどのように生かしていくのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 昨年度、宿毛市の長期浸水区域内の住民の方々、それから港湾利用者等を対象として説明会を17回開催いたしました。その後宿毛市全体の説明会を開催したところでございます。その中で、高さについては堤防から離れた住民の方からはなるべく高くしてほしいという意見がございました。逆に、堤防直背後の住民の方々や港を利用する方々からは、堤防を高くすれば生活環境や港の利用に支障が出るとの意見が多かったと聞いております。

そのほか、消防車の水とりに支障がないようにしてほしいなどとの意見がございました。今年度も引き続き長期浸水区域を4ブロックに分けて説明会を開催し、住民の方々の御意見を聞くこととしております。その後、宿毛市全体の説明会を開催し、各ブロックからの意見を集約した結果を住民の方々に御説明する予定としております。

説明会での意見を設計に反映させていくなど、地元の方々と十分に協議を行いながら整備断面を決定し、早期に工事着手してまいりたいと考えております。

なお、松田川の堤防の整備につきましては、昨年度の説明会で計画について御理解をいただいたことから、現在既に工事を進めているところでございます。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。今回の整備の意義を十分に住民の皆さんに御理解をいただき、さまざまな要望を考慮した上で、一日でも早い整備に着手できますことを要請しておきます。

次に、四国広域道路啓開計画についての質問に入らせていただきます。今年3月に四国4県

の関係機関が連携をして、四国広域道路啓開計画が策定をされました。東日本大震災では、くしの歯作戦による迅速な道路啓開が人命救助や緊急物資の輸送、さらには復旧・復興に大きく寄与をいたしました。今回策定された四国広域道路啓開計画は、瀬戸内側から被害の甚大な太平洋側へ向けて、扇形に8つの進出ルートを設定する四国おうぎ作戦として計画がされております。

この四国おうぎ作戦の8つのルートについてどのようなルートが選定をされ、その道路啓開の所要日数をどのぐらい見込んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 四国おうぎ作戦では、本州からの支援部隊を受け入れるための出発拠点として、瀬戸内側に松山、高松、徳島の3つのエリアを設定しております。一方で支援部隊が集結する集結拠点として太平洋側に宇和島、四万十町、高知、阿南の4つのエリアを設定しております。その上で、この3つの出発点と4つの集結拠点並びに集結拠点同士をつなぐ高知自動車道、国道33号、国道55号、国道56号、国道381号など8つの進出ルートを設定しているところでございます。これらのルートを道路啓開に要する日数として3日以内を目標としております。さらに、これらの進出ルートが被災をして啓開作業に時間を要する場合も想定し、臨機の対応が可能となるよう、これらを補完する国道32号、194号、195号、441号などの代替ルートも選定しているところでございます。

○2番（今城誠司君） 次に、道路啓開の基本的な考え方として、道路管理者の道路啓開と、今回新たに四国内外からの支援部隊の活動が計画をされております。道路啓開業者の配置計画と支援部隊の活動について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 四国おうぎ作戦にお

きましては、道路啓開対象路線が高速道路や国道、県道まで多岐にわたっております。このことから道路啓開業者の配置計画は各県の道路啓開計画に委ねられております。ことし2月に策定いたしました高知県道路啓開計画におきましては、関係する土佐国道事務所や中村河川国道事務所と調整し、道路啓開業者の配置計画を定めたところでございます。

なお、本州からの支援部隊につきましては、各県の道路啓開計画で配置されている建設事業者と共同で道路啓開作業を行うこととしております。

○2番（今城誠司君） 支援部隊について少し再質問をさせていただきます。

この部隊はどのような方がどこから来られるのか、どのように招集をして、どのようにそろっていくのか、お聞かせください。

○土木部長（福田敬大君） 本州からの支援部隊につきましては、中国の地方整備局等々の道路啓開計画に基づくような形で、それぞれ関係する業者と協定を結んで派遣をするような計画を今後つくっていくというふうに考えております。

○2番（今城誠司君） 次に、今後の課題といたしまして、この計画の実効性をさらに担保するために、四国道路啓開等協議会においてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 南海トラフ地震が発生した場合、甚大な被害が想定されます本県にとりまして、この四国おうぎ作戦が機能することによりまして広域的な支援が期待できるわけでございます。

一方で、このおうぎ作戦は各県の道路啓開計画の上に成り立っているものでもございます。このため、本県では四国のほかの3県に先駆けて道路啓開計画を策定いたしました。そのため、本県におきましてこの計画策定のノウハウや課

題を一定程度把握しておると認識をしております。このことから、四国道路啓開等協議会におきまして、それらのノウハウを他県に提供しながら、ほかの3県においても早期の道路啓開計画策定を促してまいりたいと考えております。その上で、関係各機関の連携・協力体制を構築していくことが、南海トラフ地震発生時に一人でも多くの県民の皆様の命を救うことにつながると考えております。

さらには、各機関の協力のもと訓練を実施し、情報伝達や道路啓開作業の課題を洗い出し、随時見直しを行うことで実効性を高めてまいります。

○2番（今城誠司君） 次に、高知県道路啓開計画についてであります。本年3月末に道路啓開計画の実効性を担保するために、高知県建設業協会と南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定が締結されたとお聞きをしております。情報網が途絶して指示ができない場合でも、事前に定めた業者割りつけ図、手順書に基づき啓開作業に着手が可能であり、道路管理者からの指示なしで作業をしても労災補償、支払いが担保される協定になっていると聞いております。

道路啓開手順道路啓開担当者との意見交換会が7月、8月にかけて県下全域で開催され、さまざまな意見が出されたと報告をされております。道路啓開を確実に実施するために見えてきた課題と実効性の向上についてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 議員のお話にもありましたとおり、ことし3月に高知県建設業協会と南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定を締結することができました。道路啓開作業を担っていただく建設事業者の役割は、地域の安全・安心を守る上でますます重要となっております。最前線で啓開作業に当たっていただく建設

事業者の御意見を道路啓開手順書に反映させていくことが必要と考えております。

このことから、本年7月から8月にかけて建設事業者などとの意見交換会を開催したところ、連絡体制の一本化や簡素化などの多くの意見をいただいたところです。このため、今年度中に幡多地区など3カ所で指揮命令系統を確認するための情報伝達訓練を実施し、そこから得られた課題をもとに必要な手順書の見直しを行ってまいります。さらに、見直した手順書をもとに被災想定シナリオを作成し、来年度にはこのシナリオを活用した実動訓練を実施することによって、計画のさらなる実効性の向上に取り組んでまいります。

○2番（今城誠司君） 常に道路啓開計画もその実効性の向上に取り組んでバージョンアップが必要と思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

次に、応急期機能配置計画についての質問に入ります。発災時には、避難所や応急住宅用地等さまざまな機能が必要となります。事前に必要な機能の配置を検証し計画する応急期機能配置計画の策定に昨年度より沿岸の13市町村で着手をされ、本年度は全市町村で策定に着手をされたと聞いております。来年度には機能配置計画の広域調整を行うとされております。

この計画は、死者数、負傷者数などで必要な施設の配置を計画するわけですが、県の被害想定の人ロベースは平成17年国勢調査であり、最新のデータは実際には大幅に減った市町村もありますが、前提となる被害想定はどのような形で統一をされているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 応急期機能配置計画の策定に当たりましては、南海トラフ地震発生時の応急活動や復旧・復興のために市町村内の限られた施設や用地の中で、必要なスペー

スなど確保しなければならない状況でございます。特に、想定される避難者と死亡者の数につきましては、一人一人の数が直接スペースの確保に影響するため、平成22年の国勢調査の人口を反映させております。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。

市町村の危機管理担当職員も人員不足で、たび重なるいろいろな計画策定で苦労しているとも聞いております。地域本部の市町村の策定支援についてどのように取り組んでおられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 計画策定に当たりましては、地域本部の職員が市町村への助言や活用可能な県有施設の情報提供、先行事例の紹介などの支援を行っております。今後も引き続き今年度中に全ての市町村で計画が策定できるよう支援をしてまいります。

○2番（今城誠司君） 今年度、全市町村で応急期機能配置計画の策定が完了し、来年度それぞれのブロック内、ブロック間の調整に入るとされておりますが、具体的にどのように広域調整を行うのか、お伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 市町村が単独で必要な全ての機能をみずからの市町村内で確保することは難しいことも想定されます。そうした場合、まず県がブロック内で余裕のある市町村に他の市町村の機能を確保していただくことや、それぞれの市町村の機能を集約して1カ所で機能を確保するといった調整を行います。さらに、ブロック内で調整ができない場合には隣接するブロック間で同様の調整を行うことを考えております。

○2番（今城誠司君） ありがとうございます。長期浸水で機能の確保が難しくなる市町村もありますので、被災時に確実に配置ができるよう計画策定をよろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。市町村庁

舎と県出先機関の合同庁舎の構想についてであります。さきの熊本地震では、災害時の司令塔となるべき自治体庁舎そのものが大きな被害を受け、災害対策本部として機能不全に陥る事態となりました。老朽化した庁舎の建てかえが喫緊の課題となっている自治体でも新庁舎の建設は県、国とも補助対象外であり、高台移転に伴う庁舎建設の場合は緊急防災・減災事業債を充当することが可能であります。今年度で終了する予定となっております。多くの自治体では財政上の負担がネックとなり、庁舎の建設に踏み切れない状況となっております。

先進的な手法として、お隣の愛媛県と愛南町では、ともに築後40年以上経過した老朽化施設を新しく合同庁舎化することにより、行政機能の集約化による利便性の向上や南海トラフ地震時等の未曾有の災害時においても迅速かつ途切れることのない行政サービスの拠点として、地域住民に安全・安心な施設提供を行うとして、愛南庁舎の1階部分に県の出先機関が入所し、建設費、維持管理費の縮減をする形で全国でも数少ない整備手法をとっております。

県内においても、今後高台移転の検討に入る出先機関もあろうかと思いますが、県と市町村間で連携して施設整備に取り組むことについて総務部長の御所見をお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 自治体の本庁舎は災害時の司令塔になるものでございますので、十分な耐震性が求められますが、県内には本庁舎の耐震性が確保されておらず、また設計にも着手していないという市町村が7つあるというふうに承知をしてございます。人口減少が進む中で必要な行政サービスを効率的に提供していくという観点からも、複数の自治体で庁舎に限らず公共施設を集約化していくという視点を持つことは大変重要なことと思っております。現時点では出先機関と市町村庁舎を合築するという

ような具体的な計画はありませんけれども、今後の県有施設の高台移転や建てかえなどの検討に際しましては、地元自治体とも連携をし、情報を共有する中で、御指摘のありました愛媛県と愛南町の取り組みを大いに参考にさせていただきたいと考えております。

○2番（今城誠司君） 十分可能性はあると思いますので、構想の一つとして検討をしていただきたいと思えます。

以上で南海トラフ地震対策は終わりました、次に林業振興に入りたいと思えます。

原木生産量について、平成26年には61万立米を達成し、順調に生産量が伸びておりましたが、昨年度は59万2,000立米と第2期目標値の72万立米には12万立米の差があり、生産量が伸び悩んでおります。

第3期産業振興計画における平成31年の目標値として78万立米を設定しておりますが、その達成に向けて原木の生産性の向上が強化のポイントとされております。その強化の方向性について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 原木の増産に向けましては、森林を集約化する森の工場の拡大や作業道の整備、高性能林業機械の導入支援、皆伐の促進といった取り組みとあわせて、作業システムのさらなる改善を支援することなどにより、原木の生産性の向上に取り組んでいるところでございます。これらに加えまして、今年度からの新たな取り組みとして、林業事務所ごとに一つの森林組合に的を絞り、個別の支援チームを設置し、それぞれの課題に応じて事業地の確保や路網配置の検討への支援、優良事業体での研修、アドバイザーの派遣などを行いますとともに、現場作業の工程調査により伐採、集材等の作業工程を徹底的に細かく分析して、生産性が上がらない原因となっているボトルネックを洗い出し、そこを改善していく取

り組みを始めています。

こうした取り組みを強化しながら生産性向上の成功事例をつくり、他の林業事業体に広げていくことによって原木のさらなる増産に向けて取り組んでまいります。

○2番（今城誠司君） 早く終わるつもりが終わらなくなりました。次回、12月にこの続きはやりたいと思いますので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武石利彦君） 以上をもって、今城誠司君の質問は終わりました。

以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（武石利彦君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成27年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第14号及び第15号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第14号及び第15号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、1番上田貢太郎君、7番横山文人君、12番弘田兼一君、14番

依光晃一郎君、16番桑名龍吾君、21番西森雅和君、26番橋本敏男君、28番高橋徹君、36番米田稔君、38番金岡佳時君、以上の諸君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（武石利彦君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（武石利彦君） ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第13号まで、以上13件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末383ページに掲載〕



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（武石利彦君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末387ページに掲載〕

○議長（武石利彦君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長(武石利彦君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12日から18日までの7日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月19日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月19日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

平成28年10月19日（水曜日） 開議第7日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 松尾 晋次 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 福田 道則 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
 事務局次長 弘田均君
 議事課長 横田聡君
 政策調査課長 西森達也君
 議事課長補佐 宮本正彦君
 主 事 溝渕夕騎君



議事日程(第7号)

平成28年10月19日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第3号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第5号 高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第11号 県有財産(高知県宿毛湾港工業流通団地)の処分に関する議案
- 第12号 坂本龍馬記念館新館増築及び既存館

改修主体工事請負契約の締結に関する議案

第13号 (仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案

追加

- 議発第2号 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書議案
- 議発第3号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案
- 議発第4号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書議案
- 議発第5号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書議案
- 議発第6号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書議案
- 議発第7号 無年金者対策の推進を求める意見書議案
- 議発第8号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書議案
- 議発第9号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案
- 議発第10号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長(武石利彦君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。
さきに設置されました決算特別委員会から、

委員長に弘田兼一君、副委員長に西森雅和君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末411ページ
に掲載〕



委員長報告

○議長（武石利彦君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第13号まで、以上13件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長加藤漠君。

（危機管理文化厚生委員長加藤漠君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（加藤漠君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第6号議案、第12号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、地震対策企画調整費について、執行部から、11月に開催する「世界津波の日」高校生

サミットに係る会場のステージや音響設備などの設営・運営経費と空港―黒潮町間のバス移動に係る経費であり、会場設営・運営に係る経費は主催者となる県と黒潮町がそれぞれ2分の1を負担し、バスの経費については県内での移動になり観光PRも目的としていることから県が負担するとの説明がありました。

委員から、総会で宣言を採択することであるがどういったことをアピールする宣言をつくろうとしているのか、また今後その宣言をどのように活用するのかとの質疑がありました。執行部からは、全体テーマが自然災害から生き抜くために次世代を担う私たちができることであることから、高校生や地域がどのように取り組んでいるのかをまとめて一つの宣言文にしたいと考えている。また、記録誌を作成して関係者に配付しながら成果を全国に広げていきたいとの答弁がありました。

次に、消防防災ヘリコプター運航管理費について、執行部から、建築物の基礎地盤に当初設計では把握できなかったかたい地層の存在が判明したことから基礎工法を変更した。これに伴い生じた工事休止期間中の仮設材のリース料や人件費及び夜間の安全な運航に必要となるエプロン張り出し部等への照明設備の設置に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、設計変更の主な理由として、運航に際して帰投が夜間になることがあるため安全な運航のためのエプロン照明設備の設置が必要とあるが、どうして最初から想定していなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、当初は必要ないと考えていたが、各航空隊と協議した結果、エプロンが現状のように平らではなく5メートルかさ上げされることから照明設備が必要との要望があったため設置することとしたとの答弁がありました。さらに、委員から、後に設計変更等が生じないように、当初から協

議をできるだけしっかりした上で進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、災害医療救護体制整備事業費について、執行部から、高知赤十字病院は救命救急センターであり、災害拠点病院として活動し、南海トラフ地震発生時においてもその機能を発揮させるため、津波浸水区域外への移転について国の補助制度を活用してこれを支援する経費である。また、県独自の財政支援も検討していきたいとの説明がありました。

委員から、今回国の補助金の内示率が非常に低い、来年度以降の見通し等についてどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、国に対しては、全国知事会や全国衛生部長会などでの政策提言を継続的に行いながら、高知赤十字病院の整備の重要性について個別に厚生労働省に説明することでできるだけ内示率が高くなるよう努力していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、国の補助金の内示率の低下によって県独自の財政支援がどう変わっていくのか細かく見ていく必要があると思う。国の支援が少なくなり、県がかわりに支援をするということには納得できないと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、国の補助金が少なくなるから県が補助をするのではない、県として最も重視していることは、高知赤十字病院は広域の災害拠点病院であり、南海トラフ地震が発生した場合にも十分な活動ができるように機能強化をしていただくことであるが、現在は津波浸水区域内にあり地震が起きた際には逆に支援を受けなければならない病院になってしまう。このため、県としてもぜひとも移転整備を行っていただきたいと考えており、県独自の支援についても検討している。ただ、過大な支援

はできないので、国の補助金も含めた考え方の整理をしていきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、高知赤十字病院は高知市にとっても大変重要な医療機関であることから、高知市としての財政的支援も求めていくべきだと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在、高知市とは支援についての協議を行っている。救命救急センターや災害拠点病院への支援は県の役割が大きい、高知市にとっても重要な医療機関であることに加え、高知市北消防署との密接な連携により機能向上が図れることなどから、前向きに議論していただけるものと考えているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、福祉・介護人材確保事業費について、執行部から、福祉介護職員の定着を図るために身体的な負担を軽減する福祉機器を導入する際の支援として、当初予算に900万円を計上していたが、福祉機器の導入に関する説明会等を行った結果、当初の想定を大幅に上回る数の事業者から申請要望があったことから、これを支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、機器の導入の効果が見えてくることで事業の活用を要望する事業所の増加も予想されるので、効果を検証して今後も事業を継続してもらいたいとどうかとの質疑がありました。執行部からは、介護従事者の負担を軽減する必要性は認識されてきていることから、まだ検討中の状況ではあるが、できれば来年度以降も継続したいと考えているとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、文化施設管理運営費について、執行部から、来年3月に開幕する「志国高知 幕末維新博」に向けた高知城歴史博物館の特別番組の制作、放送や各館における多言語リーフレットの

整備、歴史民俗資料館における望みやぐらの設置、管理といった県立文化施設等の磨き上げに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、「志国高知 幕末維新博」に向けた取り組みは観光施策がメインとなると思うが、こういった機会を契機として県民が歴史や文化、芸術に深く触れ、文化振興の流れができる環境づくりが大事ではないかと思う。また、県内にある文化団体等との連携を深めるチャンスではないかと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在文化芸術振興ビジョンの改定に向けて検討しており、芸術文化に触れ合う機会をふやすことやさまざまな団体とどのようにかかわっていくかといった中で、県が役割をどう果たしていくのか、文化財団をどう拡充していくのかという議論をしている。委員の意見を踏まえて、より県民と文化のかかわりを深めるために必要な施策を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第3号「平成28年度高知県電気事業会計補正予算」について、執行部から、吉野ダム・杉田ダム関連構造物の大規模地震による影響の程度を検証し、経済性や施工性の観点から最適と考えられる耐震対策方針を検討するための経費であるとの説明がありました。

委員から、5者の見積額の平均額をもとに予算計上しているが、各業務項目における業者間の見積額の差が大き過ぎる。この差についてどのように分析して適正と判断したのか。また、発注者側として業者の提案に対して的確なことが言える知見や技術を持った職員がいなければいけないと思う。公営企業局の人数をふやす対策も必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、なるべく多くの情報を収集するために過去に実績のある3者に県外企業2者を加えた合計5者から見積もりをとった。専

門的な業務になるのでそれぞれの会社のノウハウや得意分野があり、持っているデータの蓄積量等の部分で金額に差が出たのではないかと考え、5者の平均金額の直近下位の金額を参考に、既に同様の委託を発注した土木部の内容に準じて総合的に判断して予算に計上した。今後は、指摘があった部分について留意しながら、人的部分についても必要であれば検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、第3号「平成28年度高知県電気事業会計補正予算」について、全会一致をもって可決すべきものと決しましたが、資料や説明が十分でなく審査を一時中断することとなりました。今後は、適切な資料の提出とわかりやすい説明を求めます。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 商工農林水産委員長明神健夫君。

(商工農林水産委員長明神健夫君登壇)

○商工農林水産委員長(明神健夫君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第13号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

商工労働部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、IoT推進ラボ運営事業について、執行部から、モノとインターネットをつなぐIoTの技術を活用することにより、農林水産業や商工業などの各産業分野の人手不足や生産性向上という課題の解決や防災対策の強化を図る高知版IoTの推進に向けて、実証研究などを行

う経費であるとの説明がありました。

委員から、県としてI o Tを推進することは重要であるが、I o Tの活用は広範囲に及ぶと思われる。県としてI o Tをどう進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、産業振興推進本部会議において農林水産業や福祉、防災といった分野での幅広い活用について検討していくこととしており、各分野ごとにプロジェクトをつくり、関係部局と連携して進めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、高知版I o Tの推進では課題を抽出してプロジェクトを創出し、そのプロジェクトを自立化させていくということだが、このスケジュールはどの程度の期間を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、今後3年間で15件のプロジェクトを創出し、そのうち5件をビジネスとして自立させていくことを目標としているとの答弁がありました。

次に、第13号「(仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案」について、執行部から、高知市と共同で開発を進めている工業団地である高知一宮団地の造成工事について、一般競争入札により請負業者が決定したので、工事請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、高知一宮団地における採石跡の南側斜面の整備に当たっては、各地で想定を超える豪雨による土砂災害が発生している中で安全性は大丈夫なのかとの質疑がありました。執行部からは、団地の南側ののり面については一昨年大雨により斜面が不安定となったが、計画を見直して十分なのり面对策工事を行い、安全な団地を整備することとしているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

高知県広域食肉センターについて、執行部か

ら、高知市にある高知県広域食肉センターは、施設の老朽化や赤字経営から今後のあり方が検討されている。県としては、産業振興計画の中で土佐あかうしや四万十ポークを地産外商の重要品目と位置づけ、生産基盤の強化や販路拡大に向けた取り組みを進めていること、また畜産クラスターのプロジェクトがスタートしている中で、食肉センターは安全・安心な食肉の提供という重要な役割を担う本県の畜産振興には必要不可欠な施設であり、存続すべきものと考えている。今後は、市町村、JAグループ、生産者、加工流通業者などによる検討会を設置して新施設の整備に向けた検討を進め、早期の実現を目指すとの説明がありました。

委員から、新施設は津波による浸水等の災害も考慮した立地場所とすべきではないかとの質問がありました。執行部からは、現在地は想定される津波の浸水地域ではないが、新施設の整備は災害等も考慮し現在地も候補地の一つとして検討会で協議しながら決めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、高知県の畜産の発展を推進し畜産クラスターを広げていくためにも、この食肉センターは必要な施設であるので、県がしっかりと取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

エコサイクルセンターにおける埋立廃棄物からの発煙事象について、執行部から、平成28年8月29日と9月2日に発生したエコサイクルセンターの埋立廃棄物からの発煙による被害状況や周辺環境等への影響、また原因究明及び再発防止に向けた対応について報告がありました。あわせて、高知県における今後の管理型産業廃棄物処分のあり方に関する基本構想の中間報告について、学識経験者等による検討委員会から、現在のエコサイクルセンターが計画を上回る

ペースで埋め立てが進んでおり、平成33年度末ごろには満杯になる見込みであることから、新たな施設の必要性等についての報告があったとの説明がありました。

委員から、現在のエコサイクルセンターが満杯になった場合、建物の撤去費用はどうするかとの質問がありました。執行部からは、施設の廃止に必要となる費用を積み立てており、建物の撤去費用はその積み立てで賄うこととしているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第3期産業振興計画水産分野の上半期の進捗状況等について、執行部から、水産分野での漁業生産額及び水産加工出荷額の増加に向けた5つの戦略の柱である漁業生産の構造改革、担い手の育成・確保などや今後の取り組みの強化の方向性、専門部会の評価と意見について説明がありました。

委員から、クロマグロ人工種苗の量産化を達成する上での課題は何かとの質問がありました。執行部からは、クロマグロの人工種苗生産技術の開発については平成26年度から実施しており、マダイのふ化子魚を餌にしているが、ふ化子魚の生産が安定していなかったことや中間育成の小割が小さかったことからクロマグロが変形したりして歩どまりがよくないといった課題があった。本年度は、これらの課題解決のための技術を一定確立することができており、今後はクロマグロの人工種苗生産の事業化を進めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、高知家の魚応援の店の登録数は水産物の流通・販売の一つの指標と言えるが、高知家の魚応援の店となる要件は何か、また登録数670店舗の内訳はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、要件としては、高知県の魚を取り扱っているあるいは取り扱いに関心がある店舗や、現在取り扱いは

していないが高知県を応援したいという店舗を対象としている。店舗の内訳は、関東、関西がそれぞれ約300ずつ、その他は全国各地や最近では海外の飲食店にも広がっている。高知県の魚を現在取り扱っていない店舗にもこれから取り扱っていただけるよう働きかけるとともに、3期計画の最終年度の平成31年度までに1,000店舗の登録を目指して取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 産業振興土木委員長西内健君。

(産業振興土木委員長西内健君登壇)

○産業振興土木委員長(西内健君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第11号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、移住促進事業費補助金について、執行部から、市町村が行う生涯活躍のまち推進のための構想や計画づくりを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、市町村が構想を策定するに当たってガイドラインとなるものはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、ガイドライン的なものとして、ことし8月に公表した県版CCR構想があり、市町村がそれぞれの地域の状況や課題を踏まえ、より具体的な構想、計画をつくり込んでいくことを想定しているとの答弁

がありました。

別の委員から、構想、計画の企画立案に係るマンパワーをどのように捉えているかとの質疑がありました。執行部からは、まちづくり、コミュニティづくりの構想であり、マンパワーとしては市町村が中心となって地元の団体の方などに加わってもらいながら策定することを想定している。専門的なデータ収集や分析が必要な場合には、この補助金を活用して外部に委託するといったことを念頭に置いているとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、志国高知幕末維新博推進事業費補助金について、執行部から、同博覧会の開催準備等のため知事が会長である志国高知幕末維新博推進協議会への補助を行うもので、民法第108条の双方代理に当たることから、同条ただし書きの規定を踏まえ、あらかじめの許諾を得たいとの説明がありました。

委員から、同推進協議会が行う二次交通の充実のうちタクシープランについて、旅行者が高知県に来てからでないと手配をすることができないのかとの質疑がありました。執行部からは、現段階では高知に来てからタクシー会社等に手配する利用形態を想定しており、旅行の発地においてもタクシープランの内容をわかっもらえるように情報発信することを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、タクシー会社は運転士不足の問題を抱えているが、タクシープランの内容はどのように作り上げるのかとの質疑がありました。執行部からは、現状の高知県観光コンベンション協会による設定の場合には同協会がコースを立案し、ハイヤー協会等の協力を得て作り上げている。ハイヤー協会等との連携を強化し、プランの充実とあわせて運転士の確保

にも取り組みたいとの答弁がありました。

次に、観光振興推進事業費について、執行部から、全国各地のよさこいが連携し、よさこいで東京オリンピック・パラリンピックを応援する機運を盛り上げるためのイベントの開催や、よさこいチームの海外派遣などに係る経費であるとの説明がありました。

委員から、よさこい高知を世界にPRするに当たり、南米に移民として行かれた方々がその応援団になってくれると考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、南米の県人会にアプローチすることを考えており、またアルゼンチンにはJICAに働きかけてボランティアの方をよさこい演舞の指導で派遣してもらうこととしている。こういった取り組みにより、よさこいを通じたつながりを深めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、東京オリンピック・パラリンピックでの演舞を目指すよさこいは正調踊りによるものかとの質疑がありました。執行部からは、どういう踊りになるかは今後の検討課題だが、まずは国内、海外のチームとのネットワークを構築することに注力したいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市公園単独事業費により施工を計画している春野総合運動公園陸上競技場の芝改修工事について、執行部から、10月11日の本会議での質疑を踏まえ、これまでの経緯と2年前の芝張りかえ工事の施工業者の瑕疵担保責任を問うのは困難と判断する根拠、当該施工業者から公園指定管理者に支払われた維持管理の強化に係るかかり増し経費について説明がありました。

委員から、2年前の工事における床土の入れかえの部分が十分なものではなかったと考えるが、どのような検討により瑕疵はないと判断し

たのかとの質疑がありました。執行部からは、2年前の工事は第1種公認認定を受けるという目的を達成しており、さらに通常の利用であれば支障なく使われていることや工事終了に当たって実施した試験では定めた目標値を達成しており、複数の弁護士に相談をしたが欠陥工事とは言えないことから、瑕疵担保責任の追及はできないものと判断したとの答弁がありました。

さらに、委員から、工事直後から維持管理用の機械の部品が折れるなどのメンテナンスを重ねなければならないのは異常ではないかとの質疑がありました。執行部から、今までの芝は十何年も維持管理をしっかりとやってきた結果、よい評判を得たもので、工事終了後1年目の維持管理は苦勞し、試行錯誤でだんだんとよくなっていくものと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、当初予算の指定管理料に補助グラウンドの芝の張りかえとして2,600万円の大きな予算が入っているが、説明が不十分ではなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、説明責任を果たす観点から、今後予算審議等に際しては予算が大きく増加するものや戦略的に取り組むものについてはしっかりと説明するとの答弁がありました。

別の委員から、2年前の工事においてどのような仕様書だったのかとの質疑がありました。執行部からは、仕様書では、床土について固結しないこと、透水性がよいことなどを示したが、全国的な基準値はなく、全国大手の実績のある業者の社内規格値を参考に目標値を設定したとの答弁がありました。

さらに、委員から、現状の芝生面は改善すべきと思うが、工事仕様書の内容については十分研究した上での施工を求めるとの要請がありました。執行部からは、今回提案させていただいている施工方案では、サッカーJ1チームのホームグラウンドの断面と同じ構成としており、さ

らに砂の選定も含め、ほかのグラウンドも調査するとの答弁がありました。

別の委員から、2年前の工事に係る受注業者の瑕疵はなかったと判断されるが、いかに適切な発注をすべきかという面で発注者側の情報収集等に問題があったのではないかと、今後の発注の改善を望むとの要請がありました。執行部からは、トッププロが春季キャンプを行うことの想定など、施設整備に当たっては利用者とその利用環境を捉え、必要となる仕様をしっかりと検討した上で仕様書、設計書を作成するよう改善したいとの答弁がありました。

委員会としては、これまで報告した点に十分に留意して予算執行すべきであると考えております。

次に、住宅耐震対策事業費について、執行部から、市町村が行う空き家の実態調査に対して補助する空き家対策市町村緊急支援事業を行い、あわせて県においてはそれらの調査をもとに移住希望者等が活用できるものとするに当たっての課題等を分析し、市町村にフィードバックするための経費であるとの説明がありました。

委員から、活用可能な空き家の所有者がどうしたら貸してくれるかを研究することが重要であると考えてどうかとの質疑がありました。執行部からは、移住希望者等の住まいとして活用するに至った事例などを含めて整理した空き家対策のガイドラインを策定することとしている。また、今回計画している空き家実態調査においては、外観目視による調査に加え、所有者の意向確認を行うことも含めて支援していくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、同社の平成27年度決算では当期純利

益が1億5,200万円の黒字となった。事業再生計画における単年度黒字化の目標年次を2年前倒しで達成したものであり、売上げが順調に推移したことで軽油単価が低かったことが主な要因であるとの報告がありました。

委員から、同社の現在の課題は何か、またその課題にどう取り組んでいるかとの質問がありました。執行部からは、さまざまな課題があるが最も大きいのは運転士の人手不足である。バスの運転に必要な大型2種免許の保有者が十分に集まらないため、高卒者を採用し、大型2種免許の取得資格を得た段階でその取得を費用面で支援するなどして、運転士になってもらうような取り組みなどを行っているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(武石利彦君) 総務委員長桑名龍吾君。

(総務委員長桑名龍吾君登壇)

○総務委員長(桑名龍吾君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第7号議案から第10号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち、県立学校整備事業費について、執行部から、高知江の口養護学校を高知市大原町へ移転し児童生徒の安全と多様な障害の特性に対応できる学校として整備するため、基本設計や地質調査などを行う経費であるとの説明がありました。

委員から、これまで寄宿舎は学校に隣接し日常の学校生活において休息がとりやすいなどメリットがあったが、新たな計画では離れた場所に整備されることになっており、今後の教育活動に支障を来すのではないかと、非常に心配する。心の教育センターの移転も含め、学校と隣接するよう検討はできないかとの質疑がありました。執行部からは、寄宿舎は夜間に生活をするところでもあり、医療機関が近くにある越前町の盲学校内に計画している。今までは同じ敷地内にあり、寄宿舎と学校とが密に連携をとっていたが、今後も場所が離れることによる支障が生じないよう十分な配慮をしたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、寄宿舎が盲学校と同じになることで病弱特別支援学校と盲学校の児童生徒が円滑に生活できるか心配するが、どう考えているかとの質疑がありました。執行部から、視覚障害者団体から配慮するよう要請を受けており、児童生徒が安全で安心して生活できるよう十分に配慮したいとの答弁がありました。

次に、第7号「高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、高知県立青少年センターの本館及び宿泊棟の改築に伴い、使用料を見直すとともに、新たな会議室等の施設整備にあわせて使用料の設定を行うものであるとの説明がありました。

委員から、全日使用料の割引をやめるなど料金が高くなるが、青少年が利用しやすいよう安い料金を維持できなかったのかとの意見がありました。執行部からは、改定する料金は近隣の類似施設と比較し妥当と考えている。従前どおり25歳未満の方は青少年ホールや会議室を無料で利用できる。また、施設が新しくなり利便性が高まるため利用者からは理解が得られると考えている。割引については、他の県立青少年教

育施設でも行っていないことを考慮したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、これから活躍する世代に便宜を図るよう政策的な視点が必要ではないかとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第9号「高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、東日本大震災発生後に賞じゅつ金の最高支給額に格差があることが判明したため、全国水準の6,000万円に引き上げ、賞じゅつ金制度を充実するものであるとの説明がありました。

委員から、東日本大震災から5年が経過するが、なぜ高知県は低い水準のままだったのかとの質疑がありました。執行部から、高知県よりさらに低い支給額であった他県の動向を確認していたが、それらの県についても全国水準への引き上げがなされ、全国的に足並みがそろいつつあることなどから、今般改正をしようとするものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

職員の懲戒処分について、執行部から、職場の人間関係などの悩みから量販店において商品を万引きし窃盗の容疑で検挙された職員を停職1月間の懲戒処分としたとの説明がありました。

委員から、懲戒処分とした職員に対しては、復職後に再度不祥事を起こさないようカウンセリングを受けさせたり執務環境を改善するなど、再びストレスを抱えることなく職責がしっかりと担えるよう支援に取り組んでほしいとの意見がありました。執行部から、今後は復職した職員が円滑に業務が行えるよう十分に配慮した対応をしたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

平成28年度全国学力・学習状況調査結果の概要について、執行部から、高知県に関しては、

小学校は国語、算数とも全国平均を上回っているが、中学校は各教科ともまだ全国平均に達していない。また、小中学校ともに学んだ知識や技能を活用して課題解決を図る力がまだ十分身につけていないことから、今回の結果をしっかりと分析すると同時に、組織力や授業力の向上を図るチーム学校の構築を推進するなど、高知県教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画に基づく取り組みについて、PDCAサイクルを回し着実に進めていきたいとの説明がありました。

委員から、努力の成果が出ていると思うが、本県のさまざまな教育課題を改善するためには児童生徒の4割が集中している高知市との連携が非常に重要である。9月30日に県及び高知市による連携会議が開かれたが、どのような内容の協議を行ったのかとの質問がありました。執行部から、県及び高知市の課題について協議しており、ことしは特に教育についてであった。協議内容は、縦持ち、厳しい環境にある子供についてなどであり、課題に連携して取り組むことを確認したとの答弁がありました。

さらに、委員から、以前は県と高知市の連携がとれていなかったが現在はどうかとの質問がありました。執行部から、高知市において縦持ち指定事業の拡充を検討しているとの話が来ている。このように、高知市も県の事業を活用するなど連携はとれていると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県、市が本音で話し合うことをしないと本県の真の学力向上は実現しない。今後も教育に関して県、市の長が本心をさらけ出して話し合う場を設けよとの意見がありました。

別の委員から、今年度の中学生の成績は3年前の小学生の結果が繋がったと考えられるが、どう捉えているのかとの質問がありました。執行部から、3年前の小学生の結果が本年度の中学

生の結果につながった部分もある。ただ、全体的にも学力調査が始まった平成19年度から小中学生の学力は大きく改善してきた。この間、特に学習の量の面での向上があり、基礎学力は身につけてきたので、これからは授業の質の向上が必要だと考えている。

さらに、別の委員から、学力調査を始めて10年が経過したが、点数の高低だけを重視していないか。学校の自主性に任せ、一人一人の児童生徒に寄り添った指導が重要であり、悉皆による調査方法は見直すべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部から、学力調査の点数を上げることだけが目的ではなく、結果を受けて児童生徒一人一人を丁寧に指導するため活用している。そのためにも今後も続けるべきだと考えているとの答弁がありました。

次に、統合する高知県立学校の校名候補の募集結果について、執行部から、高知南中・高校と高知西高校が統合する新中高一貫教育校及び高吾地域拠点校の校名候補について、県内はもとより全国から校名候補を募集し、新中高一貫教育校が145候補、応募総数8,559、高吾地域拠点校が83候補、応募総数137の多数の御応募をいただいた。この結果を踏まえ、今後は校名に関する検討委員会において検討し、その意見を受けて教育委員会において校名を決定し、12月県議会に設置条例の改正議案を提出する予定であるとの説明がありました。

委員から、新中高一貫教育校は高知西という候補に多数の応募があった。このことは60年の伝統や実績、信頼、そしていかに広く愛された学校かということだと考える。この結果を十分尊重して校名の検討をお願いしたいとの意見がありました。執行部から、検討委員会における協議の結果を踏まえ、県教育委員会としてもしっかりと検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、統合校の校名は、伝統に縛ら

れない全く新しい学校をつくるために募集したものと理解している。高知西に多数の応募がある一方で、国際とつく校名候補が11、グローバルが6、合わせて17の応募があったことはこうした校名がグローバル教育を推進する新しい統合校にふさわしいという県民の声であろうと思う。そういう意見も踏まえて検討することが大事ではないかとの意見がありました。

次に、教職員の不祥事について、執行部から、公立中学校講師が同校の女子生徒に不適切な行為を行った。また、県立学校の教員が飲酒運転で逮捕されたため、地方公務員法の規定に基づき、それぞれ免職及び停職の懲戒処分としたとの報告がありました。

報告を受け、総務委員会として、子供たちが着実に成績を伸ばし成長している一方で、教職員が不祥事を起こしたことは、子供たちの学習意欲を減退させることになる。そのことをしっかりと認識し、決して不祥事が起こらないよう再発防止に取り組むよう要請しました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第13号議案まで、以上12件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上12件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第2号—議発第5号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第5号 卷末389～396ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書議案」から議発第5号「有害鳥獣対策の推進を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書議案」から議発第5号「有害鳥獣対策の推進を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 卷末399ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第6号「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末401ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「無年金者対策の推進を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議発第7号「無年金者対策の推進を求める意見書議案」に反対する立場から討論を行います。

年金の受給資格を得るための保険料支払い期間、受給資格期間をめぐっては、2012年の法改定でもとの25年から既に10年へと短縮されています。ところが、改定法の附則がこの措置の実施時期を消費税率が10%になったときと規定しているために、安倍政権の2度にわたる増税延期で実施が先送りされ続けています。

諸外国の年金の受給資格期間は、フランス、ベルギー、オランダ、スウェーデンが資格期間なし、ドイツ、イタリアが5年、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国が10年などです。日本の25年は異常であり、10年への短縮は本来無条件に行うべきです。

しかも、資格期間の10年への短縮で新たに年金を受給する人は17万人ですが、その人たちの年金支給に必要な国費は300億円にすぎません。5兆円の消費税増税とリンクさせること自体理不尽そのものです。

本来は、昨年10月には10年になっているはずだったのに実施を来年の9月まで先送りしようとしています。しかも、今国会の年金カット法案とセットで審議しようとしており、認められ

るものではありません。速やかに実現すべきことを強く求めるものです。

今、年金をめぐる最大の問題は、安倍政権のもとで際限なき年金削減が進められていることです。2013年から2015年度には、特例水準の解消という名目で計2.5%の年金削減を強行されました。また、2015年度には0.9%の年金を削減するマクロ経済スライドが初めて実施され、この4年間で公的年金は3.4%減という大幅な削減となっています。

消費税増税と円安誘導で物価をつり上げながら年金は減り続けるという悪政の中で、高齢者、国民の家計は激しく痛めつけられ、地域経済の落ち込みや消費不振の大きな原因ともなり、社会全体に深刻な影響を与えています。しかも、安倍政権の年金削減はこれで終わりではありません。

政府厚生労働省は、マクロ経済スライドによる調整を2040年代まで続け、現在月6.4万円の基礎年金を受給している人の受給額を10年後には5.7万円、25年後には5.1万円にまで減らすなどの試算を出していますが、さらに新たな年金制度の改悪案を連打しようとしています。

そして、今国会の年金制度改革法案についてですが、「年金改革 支給抑制を強化」と10月13日付高知新聞も指摘をしています。政府は、現役世代と年金世代の負担の公平を口実にして、幾ら物価は上がっていても現役世代の賃金が下がったとき、あわせて高齢者の年金も下げるといふものです。

まさに負のスパイラル、最悪の悪循環であり、到底許せるものではありません。若いときに賃金の下落に苦しんだ世代が高齢期になったときには大幅に引き下げられた年金しか受け取れない。まさにこれは現役世代への攻撃でもあります。

また、ある年の物価が上がらず、年金改定の

際にマクロ経済スライドで削り切れない未調整分が出た場合、その分をキャリアオーバーと称して翌年度以降に繰り越し、物価上昇時にまとめて支給を減らすという新たな削減案も強行しようとしています。

さらに、昨年12月の閣議で確認した社会保障改革の工程表では、所得が一定額を超える高齢者の年金を一部支給停止にする法案、年金の支給開始年齢65歳を引き上げ年金支給を先送りにする法案、年金課税を強化し新たな高齢者増税を行う法案などを今後国会に提出していくことを書き込みました。

現在、貧しい年金をさらに削る政治が続く中、下流老人、老後破産などの言葉がメディアをにぎわせ、高齢者の貧困が深刻な社会問題となっています。国民の家計を立て直し、将来不安を解消して経済の好循環を取り戻すには、際限なき年金削減にストップをかけ、年金の増額、充実を図ることが不可欠です。

議発第7号意見書議案に示されている年金生活者支援給付金はこうした際限のない年金削減路線を覆い隠すもの、また国の悪政の隠れみのにするものと言わなければなりません。

実際にも、満額の月5,000円がもらえるのは40年納付した者だけであり、逆に負担増で吸収されてしまい、無年金、低年金対策にもならないものであり、とても賛成できるものではありません。今、国、政治がやるべきことは、まず年金カット法案を撤回することではありませんか。

日本共産党は、年金改革について第1段階として、安倍政権の年金削減をストップさせ、減らない年金を実現し、低額年金の底上げを提案しています。現行の基礎年金は、受給額の2分の1を国が税財源で負担する仕組みとなっていますが、この仕組みを拡充し、受給者全員に定額、基礎年金満額の2分の1の税財源を投入する仕組みに改めます。これが実現すれば現在月

4万円の年金を受給している人は受給額が月5万3,000円に増額されます。

改革の第2段階で、全額国庫負担による最低保障年金制度の確立に進みます。第1段階の低年金の底上げを進展させ、保険料納付にかかわらず月5万円の最低保障額を設定し、その上に支払った保険料に応じた給付を上乗せする制度をスタートさせます。これにより、国民年金で40年間保険料を納めた人は月8万3,000円の年金を受給できるようになり、厚生年金も給付水準の低い人から底上げがされていきます。

公的年金制度の中に最低保障の仕組みがないのは先進国では日本だけです。国連の社会権規約委員会からも、最低年金を公的年金制度に導入することがたびたび勧告をされています。最低保障年金の導入に足を踏み出せば、低年金・無年金の増大、年金制度の空洞化、サラリーマン世帯の専業主婦の第3号被保険者問題など、今日の年金制度が抱えるさまざまな矛盾を抜本的に解決する道が開けます。

これらの改革に必要な財源は、消費税増税と別の道、1、応能負担の原則に立った税制の改革、2、国民の所得をふやし日本経済を成長軌道に乗せる経済の改革によって確保できます。こうした改革こそ、今も将来も信頼できる年金を実現していく確かな道であることを訴えるものであります。

以上、議発第7号議案への反対討論とし、同僚議員の御賛同を心からお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「無年金者対策の推進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末403ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

6番浜田豪太君。

(6番浜田豪太君登壇)

○6番(浜田豪太君) 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました議発第8号「北

朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書議案」について、賛成の立場から討論に参加いたします。

政府が認定している北朝鮮による日本人拉致事件の最初の被害者久米裕さんが拉致されてから既に39年が経過し、まだ政府は多くの拉致被害者の方々を救うことができておりません。

平成14年9月、当時の小泉総理の訪朝に伴う日朝首脳会談において、北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪をし、日本人拉致被害者5名とその家族の帰国が実現しました。その後、政府は、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、被害者の即時帰国や拉致問題への総合的な対策を推進してきました。

しかしながら、14年の歳月が過ぎ去った現在もなお、政府認定の拉致被害者や北朝鮮によって拉致された可能性が排除できないいわゆる特定失踪者の消息はつかめておりません。政府が拉致被害者として認定している17名の中に本県出身者は入っておりませんが、特定失踪者の中には本県出身者が6名含まれておりますことはごんきの念にたえません。

長年にわたり北朝鮮の地で救いの手を待っている拉致被害者の方々の悲しみと拉致被害者の帰りを待つ御家族の皆様の怒りと悲しみは、一向に癒やされることなく続いております。

そのような状況の中、政府は北朝鮮に対して厳しい制裁を加え、国際連携により拉致問題解決に向けた協議の場の構築に努めてきたところであります。

平成26年5月、ストックホルムにて開催された日朝政府間協議では、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、政府は北朝鮮のこうした動きを踏まえ、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとするストックホルム合意に至りました。

しかしながら、4回目の核実験と本年2月の事実上の弾道ミサイル発射を受け、政府が独自制裁を強化したことに対し、北朝鮮は日本人拉致問題の調査を全面中止し、委員会を解体すると表明しました。このことにより、ストックホルム合意は一方的に破棄されました。

その上、北朝鮮は、我が国の排他的経済水域に繰り返しミサイルを撃ち込み、9月にはことし2回目の核実験を強行しました。これは国連安保理決議の明白な違反であり、我が国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙であり、強く抗議いたします。

それに加え、北朝鮮は今も拉致した多数の我が国の国民を不法に抑留し続けております。拉致被害者の方々はかけがえのない人生を奪われました。その御家族も、激しい悲しみの中で今も大切な人の帰りを待っております。数十年にも及ぶその忍耐はもはや限界を超えており、重大な人権と主権の侵害であります。

我が国は全ての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題としております。核実験という暴挙があった現時点でも、被害者を取り戻す努力は続けられなければなりません。政府は、あらゆる方策を講じて拉致問題を解決するために全力を挙げて取り組むべきであります。

よって、国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫きつつ、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望いたします。

日本国憲法第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とする。」とあります。拉致被害者の方々とその御家族が自由と幸福を追求できる日が来るこ

とを信じ、何とぞ同僚議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます、議発第8号に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第9号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第9号 巻末405ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託を省略し、直ちに討論に入ることについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

28番高橋徹君。

(28番高橋徹君登壇)

○28番(高橋徹君) ただいま議題となりました議発第9号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案」に反対の立場で、県民の会を代表して討論いたします。

地方議会議員年金制度は、1961年、地方議会議員互助会年金法に基づき発足をし、当初は任意加入で都道府縣市町村の議員区分ごとに互助会を設けて年金を給付する制度でございました。

翌年、地方公務員共済組合法の施行に伴い統合され、強制加入となりました。旧議員年金の公費投入は1972年から始まり、地方議員は月額報酬の13%から16%を保険料として納めるのに対し、自治体側も10%から12%の公費負担をしてきました。

ちなみに、高知県議会においては、会員の掛金は議員月額報酬の13%と期末手当の2%に対して、公費負担は標準月額報酬の10%となっていました。

このように、地方議員の年金制度は議員の掛金と自治体の負担金によって運営されてきましたが、自治体における多額の財政負担や議員特権としての批判の高まりと同時に、平成の大合併に伴う急激な議員数の減少で年金財政の悪化等により2011年6月に廃止に至ったことは御承知のとおりでございます。

地方議会議員年金制度の廃止後、おおむね1年程度を目途として地方公共団体の長の取り扱いなどを参考とし、国民の政治参加や地方議会

における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこととの附帯決議がなされました。

この附帯決議に基づき、議員の人材不足を理由に自民党本部において地方議員の年金を検討するプロジェクトチームが発足をし、一旦廃止された年金制度が復活に向け動き出しました。

この動きに呼応するかのように、全国都道府県議会議長会は、地方議員のなり手不足が大きな問題となっていることに鑑み、年金制度を時代にふさわしいものとするのが人材確保につながっていくなどとして、法整備に向けた決議に踏み切りました。

それに追隨して全国市議会議長会でも同様の要望書を議決したほか、岡山県議会を初め複数の地方議会において新たな年金制度の実現を求める意見書が可決されています。

しかしながら、附帯決議には新たな年金制度の検討を行うと明記されていますが、「検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。」と地方議員年金制度復活には国民合意の前提が必須条件となっております。

したがって、今回提出の意見書議案は、議会に対する住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足を理由にされておりますが、住民の政治参加と地方議会における人材確保の問題は切り離して考えるべきで、このことを理由に議員特権と受けとめられるような年金制度を復活させることは本末転倒だと言わざるを得ません。

年金制度加入は公費投入が前提となるもので、地方議会議員の厚生年金制度への加入を前提で現制度に置きかえて高知県議会議員の公費負担分を試算してみると、1人当たり年額94万9,098

円となり、対象予定者35名分をトータルすると約3,321万8,000円の持ち出しとなります。

さらに、県議会が厚生年金制度導入にかじを切った場合、厳しい財政事情にあえいでいる市町村にまで新たな公費負担を生じさせることも想定をされ、より一層財政を圧迫することは必定であり、県民からの議員特権復活との批判は免れないものと考えます。

しかも、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会は厚生年金加入のみを想定しての決議となっておりますが、自民党のPTにおいては健康保険とのセットでの議論が進んでいると聞いており、そのセットを想定して1年間分の高知県の公費持ち出し分を試算してみますと、健康保険分が約2,760万円で年金分3,320万円で合わせますと6,080万円となり、大きな財政出動を伴うこととなります。

この公費負担分については、旧議員年金と同様に交付税措置される可能性があり、議員年金に絡まる公費負担については交付税措置の対象となり、直接的な県費負担とはならないと言われております。しかしながら、交付税の基礎となるのは単位費用に測定単位と補正係数をそれぞれ乗じた基準財政需要額から基準財政収入額を減じたものであり、現時点では議員年金における算定項目は単位費用に含まれておらず、新たな項目追加をするにしてもその原資の根幹は国民の税金であります。もっと言えば、地方交付税は地方の固有の財源で、標準的な人件費あるいは行政経費を算定の根拠としており、行革努力した分だけ財源を他の行政施策に活用する仕組みとなっております。

今議会に、公明党会派から議員提案されている無年金者対策の推進を求める意見書議案にもあるように、我々議員の身分の担保よりも、まず無年金者対策を優先すべきであると思えます。

さらに、地方自治法第99条において、地方議

会は当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係省庁に提出することができることと定められており、そもそも意見書提案権は地方議会が持つ住民代表機関としての総意のあらわれで住民の意思、情勢がそこに反映されることが前提でなくてはならず、今回の意見書案にはそのことが見えません。

我々議員は、いついかなるときも県民の負託に応え、その声を県政に反映させることを使命としなければなりません。県民の会は、常にそのことを意識し、東京都知事ではございませんが、県民ファーストをもって県政と向き合うつもりでございます。今回の議発第9号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案」は、県民目線で見ると到底理解は得られないものと判断をいたします。

よって、議発第9号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案」に反対の討論とし、同僚議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上でございます。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第9号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第10号 巻末407ページに掲載〕

○議長(武石利彦君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になりました議発第10号「臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

安倍政権は、2013年の日米会談であらかじめ関税撤廃を約束するものではないことが確認されたとしてT P P交渉への参加を強行し、大筋合意に突き進み、2016年2月に協定文に署名、2016年の通常国会でT P P協定批准案と関連法案を提出し、この秋の臨時国会で批准を強行しようとしています。この間、安倍政権は、交渉

参加に際して守秘義務が課せられたことを理由に、T P P交渉の経過を何ひとつ明らかにせず、表題以外は全て黒塗りの資料を提出し、ことごとく答弁を拒否しました。まさに戦後史上、国会史上でも前例のない異常な秘密主義のもとで批准を強行しようとするものです。

国民への十分な情報提供を求めた国会決議を完全に無視する暴挙であり、情報を公開できないような協定は撤回しかありません。

内容的にも、T P P協定の批准には道理はなく、聖域を守るとした国会決議や自民党みずからの選挙公約をも踏みにじています。

政府が署名をしたT P P協定で日本は農林水産品2,594品目のうち2,135品目、何と82%で関税の撤廃を約束、聖域としていた重要5項目でも29%の品目で関税を撤廃、残った品目でも米や麦などの特別輸入枠の設定、それや関税の大幅引き下げを受け入れています。

国会論戦で政府は重要5品目で無傷の品目はないことを認めました。野菜、果物などは圧倒的な多くの品目で関税撤廃を約束する、まさに農林水産物の総自由化と言えます。しかも、日本のみが農産物輸出国との間で7年後には再交渉するという義務づけをされているのです。これで国会決議は守った、聖域は守ったなどと言えないことは明らかです。

T P Pはもともと多国籍企業の利益を最大化させるために健康、労働、環境など国民の基本的な人権を守るために積み上げられてきたルールを非関税障壁として一掃するという国家主権を否定するところに最大の問題があります。

ノーベル経済学賞を受賞したジョセフ・スティグリッツアメリカ・コロンビア大学教授は、日本での講演で、T P Pは悪い貿易協定である、国際企業の最悪利己性が強調されると述べていますが、アメリカや関係国で市民団体や労働組合が反対の声を上げているのもそこに原因があ

ります。

その反対の声に押されて、大統領選挙の両候補も反対を述べざるを得ないといった状況になっているわけです。

食の安全も脅かされています。米国通商代表部は、外国貿易障壁報告書2013年の対日要求の中身で輸入食品、農産物の検査、遺伝子組み換えなどの食品表示などがアメリカの規制より厳しいと批判し、残留農薬や食品添加物などの規制緩和を要求しています。

T P P協定は、これら食品に対する衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害にならないようにするために、輸入規制に厳密な科学的証拠を求めています。その上に、各国の独自の基準を設ける場合に、他国の利害関係者、食品企業などを検討に参加させなければなりません。遺伝子組み換え産物の表示についても、科学的根拠がないとして削除される危険があります。

また、医薬品の知的財産権の保護を強化するとして、特許期間は少なくとも8年または5年プラス他の措置とされ、あわせて特許が切れたバイオ医薬品のデータ保護期間の設定、ジェネリック薬の承認決定に特許権者に特許権を侵害していないかを確認するリンケージ制度を設けています。

これらはジェネリック薬品の提供に障害をもたらすもので、日本国内だけでなく、多くの途上国では命をつなぐ安価な医薬品が手に入りにくくなる状況を生み出すものです。しかも、参加国の政府が薬価決定する際に直接影響を受ける申請者が不服審査を開始することができるということが規定されており、アメリカの製薬企業などが利害関係者として医薬品、医療機器の保険扱いの可否や公定価格の決定に影響を強めることが懸念をされます。

投資、政府調達では、地元からの雇用、物品やサービスの調達を求めるなど、現地調達

を要求してはならないと規定をし、地方自治体が地域の中小企業を支援するためのローカルルールを制定できなくなる危険性があります。

その適用範囲の拡大や基準額引き下げのために、発効3年以内に再交渉することまで明記されています。

金融サービスの面では、相互扶助機関として保険商品を提供している協同組合である共済について、金融庁の規制のもとにある外資系保険会社と同じ規制と競争のもとに置くことを要求しています。日米交換文書では、日本郵政の販売網へのアクセスや日本郵政グループが運営するかんぽ生命が民間保険会社より有利になる条件の撤廃に認識が一致したと明記をしています。郵便業務と金融業務が切り離されれば、地方の郵便局は成り立たず、過疎化に拍車をかける懸念があります。

投資の章のI S D条項は、外国の投資家が投資した相手側の国の措置によって損害をこうむった場合、救済を求めて仲裁手続を利用することができる制度となっています。T P Pの先取りと言われる米韓F T Aに踏み出した韓国では、学校給食の地産地消を進める条例がI S D条項に抵触する懸念があるとの通知を自治体に出して、地元食材を使った学校給食が危機にさらされています。ラチェット条項は、発効後の各国の規制や法律の自由化水準を低めてはならないというもので、企業の規制強化や民営化したサービスを再公営化することもできません。

このように、T P Pは国民主権を侵害するとともに、地域経済と雇用、内需に大打撃を与えるものです。

東京大学の鈴木宣弘教授が大筋合意に基づいた2年前の政府試算と同じ手法で行った試算や、政府に影響が軽微とされる農林水産物への影響などの各県やJ Aの試算で、政府試算を大きく上回る影響があることも明らかになっています。

安倍政権のもとで、一部の輸出大企業を初め多国籍企業だけが巨額の富を蓄積し、国民の所得が奪われ、日本経済全体は長期低迷したままです。T P Pはこの悪循環を深刻にするだけであり、日本経済のまともな発展の道を閉ざすものです。

T P P協定の批准を直ちにやめ、国民生活応援、内需主導への政治に切りかえ、日本経済の健全な成長とつり合いのとれた発展を図ることこそ重要になっています。

以上、臨時国会でT P P協定を批准しないことを強く求め、賛成討論といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(武石利彦君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(武石利彦君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末409ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(武石利彦君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(武石利彦君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(武石利彦君) 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成28年度高知県一般会計補正予算を初め、当面する県政課題の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これら提出された議案のほかにも、産業振興計画の各種施策についても熱心に終始御議論をいただきました。また、今議会からこれまで予算委員会で行われておりました一問一答形式による質疑を導入し、議会改革、議会の活性化に一層の推進が図れたのではないかというふうに認識をしております。おかげさまをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格

別の御協力に対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

また、知事を初め執行部、そして報道関係の皆様方におかれましては、この間何かと御協力を賜りまして、まことにありがとうございました。

朝夕に秋の気配を感じる季節となりました。議員各位を初め執行部、報道機関の皆様方には、くれぐれも御自愛の上、県勢発展のために御尽力を賜りますように心からお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての私からの御挨拶とさせていただきます。

これより県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成28年9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成28年度一般会計補正予算を初め高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、南海トラフ地震対策を初め産業振興や日本一の健康長寿県構想などに関して数多くの貴重な御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言などを十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて今後の県政運営に努めてまいります。

また、さきの台風被害に対しましては、県民の皆様にも早く日常の生活を取り戻していただけるよう、市町村とも連携し全力で取り組んでまいります。

今議会におきましては、経済の活性化を初めとする基本政策の着実な推進などのため、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の追加及び補

正を含む一般会計補正予算案を御審議賜りました。県経済の活性化に向けて、第3期産業振興計画においては地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるための施策を質的にも量的にも抜本強化しておりますが、難易度の高い課題に挑戦するものも多く、これまで以上に官民協働、市町村政との連携・協調が重要となってまいります。執行部といたしまして、さらに一層の努力を重ねてまいります。

また、今臨時国会において可決されました第2次安倍内閣発足以降最大となる未来への投資を実現する経済対策を実行するための補正予算には、本県が政策提言で訴えてまいりました地方創生の推進や子ども・子育て支援、防災・減災対策の強化を初めとする施策が盛り込まれております。

引き続きこれらの動向を注視しながら、県勢浮揚につながるものとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、県民を代表するお立場からさまざまな場面におきまして一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（武石利彦君） これをもちまして、平成28年9月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時43分閉会